

平成27年  
2 月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成27年 2 月 19日 開会

平成27年 3 月 13日 閉会

## 平成27年2月宮崎県定例県議会会議録 目 次

<b>2月19日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
中野一則議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	5
1. 議案第1号から第77号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
<b>自2月20日（金曜日）</b>	
<b>休 会</b>	
<b>至2月24日（火曜日）</b>	
<b>2月25日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	17
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	17
1. 議案第78号及び報告第1号追加上程 -----	18
1. 知事提案理由説明 -----	18
1. 代表質問 -----	19
<b>横田照夫議員質問（自由民主党） -----</b>	<b>19</b>
・知事の政策提案と地方創生について	
・予算について	
・行財政改革について	
・2巡目国体・全国障害者スポーツ大会について	
・指名競争入札について	
・県立宮崎病院の再整備について	
・エコクリーンプラザみやざきについて	
・農協改革について	
・畜産政策について	
・建設人材の確保について	
・高齢者福祉について	
・高齢者のための交通安全対策について	
・企業局の今後の経営方針について	
・改正フロン法について	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県民歌について</li> <li>・島津義弘公の大河ドラマ化について</li> </ul>	44
<b>黒木正一議員質問（自由民主党）</b> -----	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生について</li> <li>・おもてなしと障がい者の活動支援について</li> <li>・林業政策について</li> <li>・川崎市との連携について</li> <li>・農政水産行政について</li> <li>・ミラノ国際博覧会における本県の取り組みについて</li> <li>・日本一の読書県づくりについて</li> <li>・健康長寿を目指して</li> <li>・県土整備行政について</li> <li>・危機管理について</li> <li>・県北地域の医療体制について</li> </ul>	
<b>2月26日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	77
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	77
1. 代表質問 -----	78
<b>鳥飼謙二議員質問（県民連合宮崎）</b> -----	78
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・予算編成について</li> <li>・地方創生と道州制について</li> <li>・エネルギー対策について</li> <li>・地域医療対策について</li> <li>・高齢者福祉について</li> <li>・農畜産業の振興について</li> <li>・総合交通対策について</li> <li>・観光振興について</li> <li>・教育施策について</li> <li>・交通安全と特殊詐欺について</li> <li>・国民体育大会等について</li> </ul>	
<b>新見昌安議員質問（公明党宮崎県議団）</b> -----	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・地方創生への取り組みについて</li> <li>・平成27年度当初予算案について</li> </ul>	105

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者を取り巻く課題等について</li> <li>・ 県民との語らいを通して</li> <li>・ 過去の質問のその後について</li> </ul>	
<b>西村 賢議員質問（愛みやざき）</b> .....	120
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 防災避難施設について</li> <li>・ 少子・高齢化対策について</li> <li>・ 動物との共生について</li> <li>・ 林業対策について</li> <li>・ T P P、フードビジネスについて</li> <li>・ 巨石ツアーについて</li> <li>・ 教育問題について</li> <li>・ 歩車分離式信号機について</li> </ul>	
<b>函師博規議員関連質問（高齢化対策について）</b> <b>2月27日（金曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	139
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	139
1. 一般質問 .....	140
<b>河野哲也議員質問</b> .....	140
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年教育再生に向けて</li> <li>・ 認知症対策について</li> <li>・ 県政諸問題について</li> </ul>	
<b>後藤哲朗議員質問</b> .....	151
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 祖母傾山系エリアのユネスコエコパークの登録について</li> <li>・ ゼロ予算施策（知恵と工夫による改善の取り組み）について</li> <li>・ 地域福祉の推進について</li> <li>・ 北川湿原について</li> <li>・ 中小企業の振興について</li> <li>・ 離島振興について</li> <li>・ N I E（学校教育に新聞を）の推進について</li> </ul>	
<b>有岡浩一議員質問</b> .....	162
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 防疫体制について</li> <li>・ コシジロヤマドリについて</li> </ul>	

・障がいのある人もない人も共に生きる条例について	
・ P F I（民間資金等活用事業）について	
・ 山林を守る施策について	
・ 東九州自動車道の安全対策について	
・ 持続可能な観光誘致策について	
・ 薬物乱用防止について	
<b>太田清海議員質問</b> -----	173
・ 知事の政治姿勢について	
・ 公文書の管理について	
・ 消防行政について	
・ 福祉行政について	
・ 地域医療及び難病対策について	
・ 道路行政について	
・ 教職員の採用について	
・ 無効票の実態と啓発について	
<b>宮原義久議員質問</b> -----	186
・ 知事の政治姿勢について	
・ 輸送問題について	
・ 高等学校の募集定員について	
・ 林業問題について	
<b>自 2 月 28 日（土曜日）</b>	
<b>至 3 月 1 日（日曜日）</b>	
<b>3 月 2 日（月曜日）</b>	
<b>休 会</b>	
1. 出席議員 -----	201
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	201
1. 一般質問 -----	202
<b>岩下斌彦議員質問</b> -----	202
・ 知事の政治姿勢について	
・ 商工観光振興について	
・ 環境農林水産行政について	
・ 土木行政について	
・ 福祉行政について	
・ 教育行政について	
・ 中山間地域施策について	
<b>中野廣明議員質問</b> -----	213

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・津波対策について</li> <li>・林業公社について</li> <li>・本県の畜産の現状について</li> </ul>	
<b>井上紀代子議員質問</b> -----	223
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・土木行政について</li> <li>・教育問題について</li> <li>・観光振興対策について</li> <li>・農林水産業振興について</li> <li>・福祉・医療対策について</li> </ul>	
<b>星原 透議員質問</b> -----	236
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・認知症について</li> <li>・みやぎ東アジア経済交流戦略について</li> <li>・観光振興について</li> <li>・林業問題について</li> <li>・教育問題について</li> <li>・投票率向上について</li> </ul>	
<b>3月3日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	251
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	251
1. 一般質問 -----	252
<b>高橋 透議員質問</b> -----	252
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光振興対策について</li> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・農林水産業振興について</li> <li>・土木行政について</li> <li>・教育問題について</li> </ul>	
<b>徳重忠夫議員質問</b> -----	265
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・産業人材の育成について</li> <li>・農業政策について</li> <li>・福祉政策について</li> <li>・警察行政について</li> </ul>	
<b>蓬原正三議員質問</b> -----	276

・ 農業問題について	
・ 予算について	
・ 景気対策について	
<b>十屋幸平議員質問</b> .....	289
・ 知事の政治姿勢について	
・ 福祉行政について	
・ 地方創生について	
・ 東京オリンピック・パラリンピック	
・ 教育行政について	
・ 警察行政について	
1. 議案に対する質疑 .....	301
前屋敷恵美議員 .....	301
1. 議案第52号及び第53号採決 .....	304
1. 議案第1号から第51号まで、第54号から第78号まで及び報告第1号 並びに請願委員会付託 .....	304
自3月4日（水曜日）	
<b>常任委員会</b>	
至3月6日（金曜日）	
自3月7日（土曜日）	
<b>休    会</b>	
至3月8日（日曜日）	
自3月9日（月曜日）	
<b>常任委員会</b>	
至3月10日（火曜日）	
3月11日（水曜日）	
<b>特別委員会</b>	
3月12日（木曜日）	
<b>休    会</b>	
3月13日（金曜日）	
1. 出席議員 .....	307
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	307
1. 常任委員長審査結果報告 .....	308
松村悟郎総務政策常任委員長 .....	308
鳥飼謙二厚生常任委員長 .....	311
岩下斌彦商工建設常任委員長 .....	313
内村仁子環境農林水産常任委員長 .....	315
西村  賢文教警察企業常任委員長 .....	318
1. 討    論 .....	320
前屋敷恵美議員（議案第1号、第21号、第22号、第26号、第29号から第34号 まで、第45号から第48号まで、第50号、第51号、第54号	

及び第68号に反対、請願第56号及び第64号の不採択、第38号の継続に反対)	-----	320
1. 議案第1号、第21号、第22号、第26号、第29号から第34号まで、第45号から第48号まで、第50号、第51号、第54号及び第68号採決	-----	322
1. 議案第2号から第20号まで、第23号から第25号まで、第27号、第28号、第35号から第44号まで、第49号、第55号から第67号まで、第69号から第78号まで及び報告第1号採決	-----	323
1. 請願第56号採決	-----	323
1. 請願第64号採決	-----	323
1. 請願第69号採決	-----	323
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	323
1. 特別委員長調査結果報告	-----	324
重松幸次郎人口減少・地域活性化対策特別委員長	-----	324
山下博三スポーツ振興対策特別委員長	-----	327
1. 議員発議案送付の通知	-----	329
1. 議員発議案第1号から第4号まで追加上程、採決	-----	330
1. 閉会	-----	330
<hr/>		
1. 資料	-----	333
平成27年2月定例県議会日程	-----	335
議案送付文書	-----	336
代表質問時間割	-----	339
一般質問時間割	-----	340
議案・請願委員会審査結果表	-----	341
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----	345
1. 議案議決件名一覧表	-----	347
1. 議員発議条例、意見書、決議文	-----	353
宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	-----	355
宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例	-----	356
小児慢性特定疾病の医療費助成制度の拡充を求める意見書	-----	358
第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議	-----	359
1. 請願一覧表	-----	361
1. 議事経過	-----	369



2月19日（木）

# 平成 27 年 2 月 19 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開会

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲次郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋 夫
公 安 委 員 長	佐 藤 勇 拓
警 察 本 部 長	坂 口 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本 秀 繼
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

◎ 開 会

○福田作弥議長 これより平成27年 2月定例県議会を開会いたします。

今定例会は、河野県政 2 期目のスタートに当たり、来年度の当初予算案を初め、多くの議案を審議する重要な議会であります。また、議員各位にとりましては、今任期最後の議会でもあります。皆様方には、十分な審議をいただき、県民の期待に応えられますようお願いいたします。

ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○福田作弥議長 会議録署名議員に、中野一則議員、函師博規議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○福田作弥議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野一則委員長。

○中野一則議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

閉会中の去る 2 月12日の議会運営委員会において、本日招集されました平成27年 2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計77件、その内訳は、当初予算20件、補正予算13件、条例29件、予算・条例以外15件であります。このほか 2 件の報告があります。またさ

らに、国の経済対策に伴う補正予算の議案が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査いたしました結果、会期については、本日から 3 月13日までの23日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、2月25日から 2 日間の日程で代表質問、2月27日から 3 日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数を 5 名とし、質問の順序及び時間は、まず、自由民主党120分以内、次に、県民連合宮崎60分以内、続いて、公明党、愛みやぎきの順で、それぞれ45分以内といたします。一般質問については、質問人数を13名以内とし、質問順序は24日が締め切りとなっている通告書の提出を待つて決定いたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。3月4日から 5 日間の日程で各常任委員会を開催していただき、3月13日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。また、同じく最終日には、今年度設置しております 2 つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

### ◎ 会期決定

○福田作弥議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月13日までの23日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

### ◎ 議案第1号から第77号まで上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第77号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

### ◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成27年2月定例県議会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ちまして、知事就任の御挨拶と2期目の県政運営に関する所信の一端を申し上げ、県議会並びに県民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

私は、昨年末に行われました知事選挙におきまして、多くの県民の皆様の負託をいただき、再び知事として、県議会を初め県民の皆様と

もに、この宮崎の県勢発展のために働かせていただく機会を与えていただきました。引き続き県政を担わせていただく重責に、改めて身の引き締まる思いがいたしております。

私は4年前、県民の皆様に、口蹄疫からの再生・復興に全力で当たること、そしてあすの宮崎の礎を築くことをお約束し、知事に就任させていただきました。この間、県議会を初め、県民の皆様の御理解と御協力をいただき、また、国、市町村、関係機関等との連携を深め、御協力をいただきながら、目標の達成に向けて、「一所懸命」の精神で邁進してまいりました。まだまだ多くの課題はありますものの、口蹄疫を初めとした相次ぐ災害からの再生・復興につきましては、一定の道筋をつけるとともに、復興から新たな成長へとギアを入れ替え、フードビジネス等の成長産業の育成や将来の本県を支える人財の育成などに、目下全力を挙げているところであります。

口蹄疫からの再生・復興やフードビジネスの振興等の新たな成長に向けた動きが加速する中、県民の悲願であった東九州自動車道を初めとしたさまざまな社会基盤の整備や、東アジアとの交流が広がるなど、新たな発展のための息吹が確実に感じられ、本県は国内外に向けて大きく羽ばたこうとしております。今、まさに本県は新たなステージを迎え、未来を切り開くためのスタートラインに立つ、「みやざき新時代」を迎えています。

私は、これまでの4年間で育ててきた新たな成長への芽をさらに大きな成果へと結実させ、国内外に開かれ、諸産業に活力があり、安定した雇用が確保され、暮らしの質が豊かで、人々が生き生きと躍動する、そのような宮崎を築き上げてまいります。そして、その先に「くらし

の豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指し、これまで以上に全身全霊を傾けながら取り組んでまいり所存であります。

次に、県政運営に当たっての私の基本姿勢を申し上げます。

現在、我が国は、本格的な人口減少社会の到来、高齢化の進展、国際的な競争の激化、国・地方を通じた厳しい財政事情など、さまざまな課題に直面しており、その先行きを見通すことは大変難しくなっております。そして、本県も決してその例外ではありません。また、今後さらに人々の価値観は多様化し、課題が一層複雑化、困難化することで、解決策を見出すことがより難しくなると予想されます。

このような中であって、リーダーに求められるものは、目まぐるしく変化する社会経済情勢に対応するためのビジョンを提示する構想力と、それを力強く推進する実行力であると考えます。私は、みずから先頭に立ち、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を実現するため、人口減少などの新たなテーマへの果敢な挑戦と迅速な決断を軸に、構想力と実行力を持って一つ一つ誠実に実行し、県民に信頼される県政を推進してまいります。

私は、これまでの4年間、徹底した現場主義と対話と協働に努めてまいりました。17日間にわたる選挙期間におきましても、県内全ての市町村を回り、多くの県民の皆様から直接声をお聞きし、政策の原点は現場にあるとの思いを改めて強く感じたところであります。今後ともこの姿勢を貫き、これまで築き上げてきた市町村、関係団体等との連携・協力体制をさらに発展させ、活用するとともに、行政と県民の皆様やNPO、団体、企業等との適切な役割分担のもと、対等な立場で連携・協力する協働型の県

政を推進してまいります。

さらに、さまざまな危機事象に対応してきた経験を生かし、常在危機の意識を徹底するとともに、過去に発生した談合事件等を決して風化させることなく、また、積極的な情報公開を行うことにより、開かれたクリーンな県政を推進してまいります。

次に、今後4年間の政策について申し上げます。

私は、今回の選挙で分野横断の4つの重点政策と分野ごとの3つの重点政策に取り組み、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を目指していくことを県民の皆様にお約束いたしました。

分野横断の重点政策の第1は、「人口減少社会」に向けた宮崎からの挑戦であります。

人口減少は、少子化や社会システムなど、さまざまな要因が複雑に絡み合った全国的な課題であり、国を挙げた地方創生への取り組みが本格化しておりますが、宮崎は、この問題を解決する高いポテンシャルを有していると確信しております。

私は、4年前に知事に就任してすぐ、20年先を見据えた総合計画「未来みやざき創造プラン」を策定し、人口減少問題に正面から向き合い、県政の重要課題として取り組んでまいりました。また、「真の地方創生を実現する「みやざきモデル」」を取りまとめ、国の総合戦略に本県の考えを取り入れていただくよう、全国に先駆けて提言したところであります。これらの実績を踏まえ、国の動きも追い風としながら、少子化からの脱却や社会的人口減少の抑制、そして中山間地域の振興に、地方創生のトップランナーを目指して全力を挙げて取り組んでまいります。

具体的には、まずは少子化からの脱却のた

め、「未来みやざき子育て県民運動」をさらに推進するとともに、出会い、結婚、妊娠、出産、育児というライフステージに応じた切れ目のない支援に努めてまいります。

また、社会的人口減少の大きな要因となっている若者の県外流出を抑制するため、学ぶ場所や働く場所の確保・創出に努めるとともに、教育現場と企業との連携強化や、効果的なマッチングの実施に全力を注いでまいります。

さらに、中山間の抱える課題につきましては、中山間の現場にこそ、その解決のヒントがあり、答えがあるという認識のもと、「いきいき集落」「中山間盛り上げ隊」といった本県独自の取り組みを活用しながら、中山間地域の振興に取り組み、全国の目標とされるような「みやざきモデル」を築きたいと考えております。

第2に、「「くらしの豊かさ日本一」への挑戦」であります。

現代は、時代や社会の変化とともに、人々の価値観や幸福感も変化をしており、物の豊かさから、人と人とのつながりや、田舎の自然やゆったりとした時間の流れを重視する人がふえております。このため、誰もが心豊かに幸せに暮らすためには、経済的な豊かさとお金にかえられない価値との両方が調和した社会システムを構築する必要があります。本県は、温かい県民性や人のつながり、美しい自然、豊かな農林水産物など、多くのポテンシャル、資源を有しております。私は、これらの宮崎の持つ宝に一層磨きをかけ、それを活用しながら、真に豊かな暮らしを実現し、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を築いてまいります。

具体的には、地方でしかできない宮崎らしい真に豊かな暮らしの指針となる「豊かさの指標化」を行うとともに、沿道修景美化条例に基づ

く取り組みを発展的に継承するなど、河川、海岸等を含めた美しい宮崎づくりを推進いたします。

また、県内各地域にある多くの未利用資源を有効に活用し、地域内で付加価値を高めることによって、さらに地域内の資源やお金が有効に循環する「地域経済循環システム」や、温かい県民性などの本県のよさを生かした自助・共助・協働の取り組みを、より一層推進してまいります。

さらに、女性や高齢者、障がい者の方々が、仕事や地域活動などさまざまな場面で活躍できる取り組みを進めてまいります。

第3に、「みやざき流おもてなし文化の醸成」であります。

本県の県民性である心の優しさや温かさ、すばらしい景観など、次世代に引き継ぐべき本県ならではの財産を、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて「みやざき流のおもてなし文化」としてさらに磨き上げ、その魅力を国内外に発信するとともに、大会以降も見据えた有形無形の財産づくりを進めてまいります。

具体的には、本県の強みを生かした事前合宿の受け入れや、文化イベントなどによるオリンピック・パラリンピック東京大会成功への貢献、地元自治体等と連携した霧島ジオパークの世界登録や祖母傾山系のユネスコエコパークの登録に向けた取り組みなどを通じて、宮崎の魅力向上に取り組んでまいります。

また、本県の豊かな自然と温暖な気候を生かし、障がい者や外国人を初め、全ての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むとともに、「神話の源流みやざき」の国内外への発信や、西都原古墳群や神楽など、本県の

誇るべき歴史・文化資源の世界遺産への登録を目指す取り組みなど、記紀編さん1300年記念事業を推進してまいります。

第4に、「防災・危機管理能力の強化と将来に向けた社会基盤づくり」についてであります。

私は4年前の知事就任時に、常在危機を県政の基本に置くことを申し上げたところであります。引き続き、この常在危機の意識を基本としながら、あらゆる危機事象に適切に対応できる、きずな社会の実現を図りますとともに、東九州自動車道はもとより、九州中央自動車道や東九州新幹線の実現など、産業や暮らしを支える社会基盤の整備に取り組んでまいります。

具体的には、さまざまな自然災害に備え、道路、砂防、港湾などのハード対策と、防災関係機関と連携したソフト対策をあわせて推進し、総合的な防災力強化を図ってまいります。

また、住宅の耐震化や備蓄品の確保など、県民一人一人の防災意識の向上を図るとともに、消防団や防災士等の協力のもと、迅速かつ安全な避難対策など、地域における共助の取り組みを支援してまいります。

また、国内外で発生する各種感染症について、関係機関と連携し、感染拡大の抑制や健康被害の最小化を図る取り組みを推進します。

さらに、東九州自動車道の県南区間、九州中央自動車道、都城志布志道路の早期開通や、大型岸壁の整備を初めとする港湾施設の機能強化、そして長期的な課題となりますが、東九州新幹線の実現に向けまして——これらにつきましては、昨日も太田大臣を初め国土交通省の幹部に要望活動を行ったところであります。引き続き、県議会を初め、市町村や県民の皆様との御理解と御協力を得ながら取り組んでまいり

ます。

以上が分野横断の重点政策であります。分野ごとの重点政策としまして、「人財づくり」「産業・雇用づくり」「豊かなくらしづくり」の3つに、引き続き取り組んでまいります。

まず、「人財づくり」についてであります。

未来を築いていくのは子供たちであります。豊かさを実感できる宮崎の未来を創造するため、子供たちがたくましく、そして心豊かに育つよう、日本一の子育て環境に磨きをかけ、宮崎や日本の将来を担う人財を育成してまいります。また、本県の産業振興を担う人財や、国際的に活躍できるスポーツ人財の育成等に取り組めます。

具体的には、地域への理解を深める「みやざき学」や、みずから学び、考え、行動し、課題を解決することのできる力を身につけさせる教育の推進などにより、地域を支える人財を育成します。

また、海外留学制度の創設、県内大学との連携などによるグローバル人財の育成に取り組むとともに、学校と企業が連携して教育を行う「デュアルシステム」の構築や、「みやざきビジネスアカデミー」の創設による実践的な産業人財の育成など、イノベーション人財の育成に取り組んでまいります。

さらには、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、宮崎から代表選手やメダリストを輩出するという夢の実現に向けて取り組みたいと考えております。

次に、「産業・雇用づくり」についてであります。

人口減少時代にあっても、若者が将来への夢や希望を持ち、豊かさを実感できる宮崎を実現するためには、産業の振興を通じて地域経済・

雇用の底上げを図ることが重要であると認識しております。このため、いかに安定した雇用を生み出すかを重点課題として、本県の強みである農林水産業やフードビジネスを一層成長させるとともに、中小企業の振興や観光の再興など、産業活動の活性化を図り、外貨を獲得し、県内経済の好循環を生み出すための取り組みを強力に進めてまいります。

農林水産業につきましては、マーケットニーズに対応した産地形成など、新しい本県農業の形を築くとともに、まちづくり、エネルギー、環境との連携で築く林業・木材産業の成長産業化や、マーケットニーズを踏まえた加工・流通・販売の一貫体制の構築などによる本県水産業の成長産業化の実現に取り組みます。

また、新たに商工業分野の産業振興ビジョンを策定するとともに、県内経済を牽引する中核企業の育成、東九州メディカルバレー構想のさらなる推進など、企業活動の活性化、中小企業の振興に取り組みます。

観光の再興につきましては、官民一体となった観光戦略プロジェクトチームを立ち上げ、具体的な戦略を企画・実践するとともに、これまでの実績を生かした「地方型MICE都市みやぎ」や、一段と進化したスポーツの聖地としての「スポーツランドみやぎ」の構築、新たな国際定期便の開設などを踏まえた外国人の受け入れ環境の改善・強化に取り組みます。

さらに、これまで取り組んできた「みやぎき東アジア経済交流戦略」を発展的に継承する「みやぎきグローバル戦略」の策定や、本県独自の地域中小企業サポートシステムの構築にも取り組んでまいります。

最後に、「豊かなくらしづくり」についてであります。

本県が誇る恵まれた自然や人や地域のきずななどの資源を生かしながら、県民の皆様がともに支え合い、生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる「くらしの豊かさ日本一」を目指してまいります。

具体的には、生活習慣の見直し、がん検診の受診促進、市町村や大学関係機関等と連携したロコモティブシンドロームを予防する健康体操の普及などにより「健康づくり日本一」を目指すとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた認知症対策や在宅医療と介護の連携など、生活支援の充実を推進いたします。

また、「みやぎき地域見守り応援隊」の取り組みの推進などにより、地域のきずなづくりに取り組むとともに、総合医の育成や救急医療体制の充実強化など、地域医療の充実を図ってまいります。

また、芸術・文化、スポーツの振興を通じた地域づくりに取り組むとともに、「みやぎき元気！“地産地消”県民運動」などの県民運動を、県民の皆様のご理解を得て、持続的にかつ力強く推進してまいります。

また、太陽光、水力、バイオマス、地熱などの豊富なエネルギー資源の活用など、環境に優しい宮崎づくりに取り組んでいます。

さらに、南海トラフ巨大地震・津波対策を初めとする自然災害や交通事故、高齢者を対象とした詐欺事案への対応など、県民の安全・安心を確保するための取り組みを推進してまいります。

これまで申し上げたそれぞれの重点政策を進めていくに当たりましては、本議会に提案しております総合計画「未来みやぎ創造プラン」の長期ビジョンの改定や、私の政策提案を踏まえ、これからの4年間に取り組む具体的な政策



の工程や目標を示すアクションプランの中で、その具体化を図ってまいります。

さらに、国の地方創生に連動した「人口ビジョン」「宮崎県版総合戦略」につきましてもスピード感を持って策定しますとともに、市町村に対するサポートもしっかり行ってまいりたいと考えております。

以上、2期目の県政運営に当たりまして、私の所信の一端を申し述べました。本県の豊かな自然環境や、歴史、文化、食べ物、地域や社会のきずなの深さ、優しい人柄などは、全て先人の方々から受け継がれてきた宝であり、限りない可能性を秘めているものと考えております。時代の大きな転換期にある今、このような宮崎の豊かな宝を生かしながら、県民の皆様、宮崎に住んでいてよかったと実感していただけること、そしてそれが将来にわたって持続していくための取り組みを進めていくことこそが、知事としての私に課せられた究極の使命であると考えております。「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指し、県議会を初め、県民の皆様と一体となって、全身全霊を傾けて邁進してまいり覚悟でありますので、皆様強力な御支援と御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、県政に関しまして2点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、高病原性鳥インフルエンザについてであります。

高病原性鳥インフルエンザにつきましても、これまで可能な限りの防疫対策に取り組んできたところですが、昨年12月に、延岡市及び宮崎市において2例発生をいたしました。2例とも即時に防疫対策本部会議を開催し、国や地元市町、関係団体等との緊密な連携のもと、迅速

に防疫措置を講じ、その後の発生を防止することができました。

一方で、これまでに他県で3例発生し、近隣諸国でも相次いで発生が確認されており、依然として発生リスクの高い状況が続いていると考えております。引き続き、常在危機の状況下にあることを強く意識し、警戒を強め、対応してまいりたいと考えております。

2点目は、東九州自動車道についてであります。

東九州自動車道の太田市と宮崎市の間で唯一、未開通区間でありました佐伯一蒲江間が、3月21日に開通する運びとなりました。予定より2年前倒しの開通であり、これまで御苦勞をいただきました国土交通省を初めとする関係者の皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

北九州市まではまだ一部に未開通区間が残るものの、今回の開通により、太田市はもとより、太田自動車道経由で福岡市ともつながることとなり、本県はまさに、九州北部の各地域との新しい玄関口を手に入れることとなります。まさに、東九州の新時代を迎えております。この効果を最大限に生かし、産業や観光などさまざまな分野において、これまで以上に交流を推進してまいりたいと考えております。

また、東九州自動車道の県南区間、九州中央自動車道及び都城志布志道路の早期完成に向けましても、引き続き、県議会の皆様を初め、地元市町、関係団体等と連携を図りながら全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案をいたしました平成27年度当初予算案について御説明申し上げます。

平成27年度の地方財政は、社会保障関係費の増加等により、引き続き厳しい状況が続くことが見込まれておりますが、地方税が増収となる見通しの中、国において地方創生に取り組むための財源措置が講じられたこと等により、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額につきましては増加する見込みであります。

本県財政につきましては、歳入面では、法人事業税や地方消費税の増により県税は増収となる一方で、地方交付税や地方譲与税、また地方交付税の代替財源である臨時財政対策債は減額となる見込みであります。

歳出面では、引き続き、社会保障関係費や防災・減災対策、公共施設の老朽化対策等に多額の財政負担が生じる中、人口減少問題の克服や地域経済の活性化等に積極的に対応していくことが求められており、今後とも厳しい財政運営が予想されるところであります。

こうした中で、平成27年度当初予算案につきましては、知事選挙等の日程的な制約により、人件費、公債費等の義務的経費や施設管理費等の経常的経費を中心とした、いわゆる骨格予算としての編成となりましたが、政策的な経費であっても、早急な対応を要するものや継続的な事業等については所要額を計上し、県民生活に影響が生じることのないよう措置をしたところであります。

なお、新規事業や今回計上を見送った投資的経費などにつきましては、今後、政策の検証、検討などを十分加えた上で、いわゆる肉付け予算として、6月補正予算により対応したいと考えております。

このような方針に基づき編成いたしました結果、平成27年度の当初予算案は、一般会計6,417億2,800万円、特別会計2,254億512万7,000円、

公営企業会計458億3,548万6,000円となり、一般会計につきましては、前年度の予算額と比較して11.9%の増となったところであります。平成27年度の特異要因として、口蹄疫復興対策のために発行しました口蹄疫対策転貸債等の償還金1,200億円を計上しておりますので、この償還金を除いた場合は、骨格予算でありますことから9%の減となっております。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税896億4,000万円、地方譲与税196億2,700万円、地方交付税1,809億1,200万円、国庫支出金708億788万円、県債549億4,790万円、その他2,257億9,322万円を充当することといたしております。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第21号「宮崎県教育委員会の組織に関する条例」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、「宮崎県教育委員会の委員の定数を定める条例」を全部改正し、組織に関する条例として定めるものであります。

議案第30号、第31号及び第33号は、人事委員会勧告等を踏まえ、県職員の給料等の改定や退職手当制度の改正、市町村立学校職員の給料等の改定を行うために、関係条例の一部改正を行うものであります。

議案第35号「宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計条例」は、小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴い、貸付事業に係る特別会計を設置するための条例を新たに制定するものであります。

議案第38号「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例」は、本県観光の振興に、各関係機関等と連携して総合的かつ計画的に取り組むための条例を制定するものであります。

議案第42号「宮崎県食の安全・安心推進条例」は、県民の食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための条例を制定するものであります。

議案第49号から議案第51号までは、宮崎県総合計画及び宮崎県高齢者保健福祉計画の変更並びに「みやざき子ども・子育て応援プラン」の策定について、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第52号は、監査委員山口博氏が平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として若曾根隆志氏を、議案第53号は、監査委員宮本尊氏が平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として高橋博氏を、それぞれ選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊にて同時に提案いたしております平成26年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、公共事業等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計マイナス293億5,363万4,000円、特別会計マイナス6億3,996万5,000円、公営企業会計2億4,087万円であります。この結果、平成26年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,549億4,986万4,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、「産学官金連携による地域経済循環創造事業」につきましては、抹茶などの加工製造

等を行う民間事業者の取り組みを金融機関等とともに支援し、地域資源の循環による地域経済の活性化等を図るものであります。

次に、「鳥インフルエンザ影響緩和特別対策事業」につきましては、先般発生しました高病原性鳥インフルエンザに伴う移動制限等の措置により影響を受けた農場の売り上げ減少額を負担するものであります。

以上、補正予算案の概要について御説明申し上げますが、これに要します一般会計の歳入財源は、県税27億5,000万円、地方譲与税16億3,251万4,000円、国庫支出金マイナス170億2,621万3,000円、繰入金マイナス82億5,095万9,000円、県債マイナス52億5,573万9,000円、その他マイナス32億323万7,000円であります。

次に、平成26年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。

公共事業等について、国庫補助決定が年度後半になったこと及び用地買収に日時を要したことなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第67号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」は、産業廃棄物税の導入効果の検証結果等を踏まえ、現行条例を継続するとともに、5年後に再度検証を行うための改正を行うものであります。

議案第72号「宮崎県民生委員の定数を定める条例」は、民生委員法の改正に伴い、本県の民生委員の定数に関し、必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。

その他の議案については説明を省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要につ

平成27年 2月19日(木)

いて御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす20日から24日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、25日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時41分散会

2月25日（水）

# 平成 27 年 2 月 25 日 ( 水 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲次郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大田原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

◎ 議案第78号及び報告第1号追加上程

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第78号及び報告第1号の両案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第78号及び報告第1号の両案を一括上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、1点御報告をさせていただきます。

先週、国土交通省から、九州中央自動車道の一部となります一般国道218号北方延岡道路蔵田一北方間につきまして、4月29日に開通することが発表されました。この区間の開通により、北方延岡道路、延長13.1キロメートルが、1年近く工期を短縮して前倒しで全線開通することとなり、九州中央自動車道の全線開通に向け一歩前進したものと考えております。国土交通省を初めとする関係者の皆様の御尽力に深く感謝申し上げますとともに、力強く応援いただいた県民の皆様を初め、県議会、市町村、関係団体の皆様に、心からお礼を申し上げます。

今後とも、九州中央自動車道、東九州自動車道の県南区間及び都城志布志道路の早期完成、事業化に向けまして——昨日も九州地方整備局に参りまして、金尾局長に要望させていただいたところでございますが——引き続き、国や関係機関に強く働きかけを行うなど、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、提案いたしました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、補正予算案についてであります。今回の補正は、国の緊急経済対策の実施に伴う経費について措置するものでありまして、公共事業や地方創生の取り組みを先行して実施するための経費等について措置するものであります。

補正額は、一般会計102億1,428万1,000円であります。これに要します歳入財源は、国庫支出金85億9,313万円、繰入金6億6,698万7,000円、県債9億2,170万円、その他3,246万4,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,651億6,414万5,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、公共事業であります。国からの補助金等を受けて実施する道路や土地改良、治山事業等の補助・交付金事業と国が実施する直轄事業への負担金を合わせまして、約21億円を措置することとしております。

次に、今回、国が創設しました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生交付金を活用した事業であります。総額約31億円を計上しており、このうち、景気回復がおこなわれている地方における消費を喚起するための地域消費喚起・生活支援型の取り組みとしまして、県外からの誘客を図るための割引価格での旅行券、宿泊券の発行や、県が選定するふ

るさと名物商品の割引販売などを行うとともに、市町村が実施するプレミアム付き商品券の発行等に対する支援を行うこととしております。

また、来年度策定することとしております地方創生に係る総合戦略に先行して実施するための地方創生先行型の取り組みとしまして、昨年11月に基本協定を締結しました川崎市との連携事業や、本県への移住・U I J ターンの促進を図るための拠点の整備、さらには地域経済を牽引する中核的な企業の育成など、新たに59の事業を推進することとしております。

最後に、これら以外の事業としまして、木材加工施設等の整備や、畜産業の収益性の向上等を図るための施設整備に対する支援などを行うこととしております。

なお、今回の追加補正予算案に計上しました事業のほとんどは翌年度へ繰り越し、平成27年度当初予算及び6月に提案予定の肉付け予算と一体的に執行することとしております。

次に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

育英資金貸付金の返還請求に係る訴えの提起について、時間的制約から専決処分を余儀なくされたことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 代表質問

○福田作弥議長 ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおりに取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党の横田照夫です。いよいよ、私たちの今任期最後の定例議会となりました。ほかの議員が選挙の準備をされている中、非常に焦りを覚えながら質問の準備を進めてきました。自由民主党を代表して、代表質問をさせていただきます。

まずは、河野知事、2期目の御就任、おめでとうございます。大きな得票差で当選をされましたが、それは県民の期待のあらわれではないかと思えます。2期目の御活躍を御期待申し上げます。

当選祝いの際に、たしか鳥飼議員だったと思うんですけど、「知事と私たち議員との蜜月の日々はきょうまでです。あしたからはまたちょうちょうはっしでいきましょう」と挨拶をされました。全くそのとおりだと思います。そういう思いで質問に臨ませていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、選挙の際に河野知事が県民に示されました政策提案と、昨年10月に地方創生担当大臣に提出された「真の地方創生を実現する「みやざきモデル」の提言」にうたわれている内容について、知事並びに関係部長に質問します。

知事にお伺いしますが、政策提案の冒頭の挨拶の中で、「まさに、今こそ、「みやざき新時代」を築くべき時です。私は、県民の皆様とともに、活力にあふれ、国内外に開かれた「みやざき新時代」を築くこと、そしてその先に、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を実現するこ



とを目指して、全力で取り組んでまいります」と書いておられますが、どのようなビジョンを持って臨もうと考えておられるのかをお聞きます。

「1期目の4年間、「現場主義」に徹し、県内各地を回って市町村、企業、各種団体、県民の皆さんとの対話に努め、そこで把握した行政ニーズを的確に施策に反映させてきた」とあります。確かに、知事の話の聞こえとする姿勢はよく感じられました。ぜひ今後もその姿勢を貫いていただきたいと思います。

河野知事が有する「国との太いパイプ」を活用してとも書いてあります。内田副知事も同じように国との太いパイプ役として国交省から来ていただいておりますが、やがて2年目が終わります。両副知事の去就についての考えをお伺いします。

重点政策1、人口減少社会に向けた宮崎からの挑戦で、全国に宮崎モデルを示すとあります。人口減少対策は全部局にまたがる政策総動員になると考えますが、知事の政策提案における人口減少社会に向けた「宮崎モデル」とはどのようなものかをお聞かせください。

次に、福祉保健部長にお伺いしますが、政策提案に「子ども・子育て支援は、大切な「未来への投資」」と書いてあります。また、地方創生提言には、「子育てや女性の就労支援を充実させ、生み、育てる魅力にあふれる環境を創出する」とあります。こういう考えをもとに、新しい計画である「みやざき子ども・子育て応援プラン」が作成されようとしているんだと考えますが、今後の子ども・子育て支援に関する各種施策をどう位置づけ、展開していこうと考えておられるのでしょうか。

知事にお伺いします。「現役世代や高齢者の

県外からの移住を積極的に支援する」とありますが、昨年行われましたアンケート調査で、地方自治体の移住支援策を利用するなどして移り住んだ人が、4年間で2.9倍にふえたことがわかったそうです。2013年度移住者で最も多かった県は鳥取県で962人、続いて岡山県の714人、島根県や岐阜県、長野県が500人台、鹿児島県や高知県が400人台となっています。でも、残念ながら宮崎県は——統計の仕方が違うとのことではありますが——63世帯で、全国の中でも決して多いほうではありません。島根県では、地域が求める移住者像を示して、移住希望者に、ついてほしい仕事、住宅、生活圏の情報などをパッケージで提供しているそうです。九州大学の小川名誉教授は、「こういう人に来てほしいと要望し、優遇策を提示する手法は、ある意味で契約型移住だ。明確な目的が共有できて定住率が高まる」と指摘しておられるようです。他県が移住施策を強化している中、本県はどのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

次に、総合政策部長にお伺いしますが、地方創生提言の中に「みやざきへの移住の促進」とありますが、具体的にはどのような施策を展開していくお考えでしょうか。

また、知事にお伺いします。政策提案に「地域内の資源やお金が有効に循環する地域経済循環システムの取組を推進する」とありますが、知事の考えておられる地域経済循環システムとはどのようなものでしょうか。

地方創生提言に地域内循環の項目があります。地域経済循環システムの構築に向け、環境森林部と農政水産部として具体的にどのような取り組みを支援していこうと考えておられるのかを、両部長にお伺いします。

以上、壇上での質問を終わり、後は質問者席

から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、県政運営のビジョンについてであります。私は、この1期4年間、県勢の発展のために「一所懸命」の精神で取り組んできたところでもあります。おかげさまで、陸・海・空の交通インフラ整備の大きな進展や、フードビジネス等の産業面における新たな成長の加速化など、これまでの取り組みにより、活力にあふれ、国内外に開かれた「みやざき新時代」を切り開いていくための発展基盤を整えることができたものと考えております。2期目に当たり、引き続き、徹底した現場主義と、対話と協働による県民に信頼される県政の推進を基本としまして、県民、市町村、関係団体等の皆様と連携して、これまで育ててまいりました成長の芽というものをもさらに伸ばして、一つ一つ具体的な成果を上げてまいりたいと考えております。そして、その先にある、国内外に開かれ、諸産業に活力があり、安定した雇用が確保され、暮らしの質が豊かで、人が躍動する宮崎、経済的な豊かさとお金にかえられない価値との両方が調和をし、心豊かに幸せに暮らすことができる「暮らしの豊かさ日本一の宮崎」の実現に挑戦してまいりたいと考えております。

次に、副知事の去就についてであります。稲用副知事、内田副知事には、平成25年4月の就任以来、精力的に職務に取り組み、県勢の発展に尽力いただいております。副知事1人体制のときと比べますと、知事、副知事3人ということで、非常に幅の広い、またいろんな対外的な対応をこなすことができたということを感じておるところでございます。きよ

う、この3人のネクタイ、たまたま赤・青・黄色でございますが、こういう信号機のように役割分担、機能分担をしながら県政運営に努めておるところでございます。両副知事には、引き続き、私の補佐や職員の指導のほか、重要プロジェクトの総括等に関し、その力を十分に発揮してもらいたいと考えております。

次に、政策提案に掲げた宮崎モデルについてであります。これは、人口減少が全国的に問題となる中、高い合計特殊出生率や恵まれた子育て環境を初めとする本県のさまざまなポテンシャルを最大限に生かしつつ、若者の県外流出の抑制や積極的な移住対策に取り組むことにより、少子化からの脱却や社会的人口減少の抑制、特に厳しい状況にある中山間地域の振興等について、本県ならではの取り組みを進めるものであります。現在、国を挙げた地方創生の取り組みが進展していますが、この宮崎モデルを具体化し、地方創生に向けた本県の取り組みを示すため、宮崎県版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を9月を目途に策定していきたいと考えております。今後とも、地方創生に対しては、宮崎で成功しなければ全国でも成功はないだろうという強い意気込みで臨み、地方創生のトップランナーとして、本県の人口減少に歯どめをかけられるよう取り組んでまいります。

次に、移住施策への取り組みについてであります。これまでも本格的な人口減少社会の到来を大きな課題の一つとして捉え、移住・U I Jターンの促進に取り組んでまいりましたが、地域間の競争が激化している中、情報発信やフォローアップをより強化する必要があるものと考えております。こうした中、私が政策提案で掲げた「みやざき新時代」を築くためには、人口減少問題への対応、そして移住・U I Jターンの

の強化というものが極めて重要であると認識をしております。このため、本日提案しました補正予算案の中に、東京有楽町にあります「ふるさと回帰支援センター」に、移住・U I Jターンにワンストップで対応できる情報発信・相談拠点を設置することなどを柱としました、移住・U I Jターン促進の大幅な強化策を盛り込んだところであります。今後は、このセンターを中心に、官民一体となって本県のポテンシャルを十分に発揮して、人口減少社会に取り組む宮崎モデルを全国に示していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、地域経済循環システムについてであります。本県の経済活性化のためには、県内の成長産業や中核的企業の育成を図り、国内外で幅広く事業を展開することにより、県外からいわば外貨を稼ぐこと、そしてそれを地域内でしっかり循環させていく仕組み、すなわち地域経済循環システムが重要だと考えております。このたび見直しを提案しております総合計画の長期ビジョンにおいても、産業成長戦略と地域経済循環戦略を掲げておりまして、国内外から資金や仕事を呼び込む競争力の高い中核的企業の育成や、その中核的な企業と県内中小企業との連携強化、取引の拡大、さらにはバイオマス、水力等の再生可能エネルギーの活用を含めた地域内の生産と消費をつなぐ地産地消の取り組みなど、県内経済が自立的に循環していく仕組みを構築することで、県際収支の改善や県内経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（橋本憲次郎君）〔登壇〕 お答えします。

移住促進の具体的な取り組みについてであります。本日提案しました補正予算案の具体的な

内容といたしまして、まず、官民一体となった推進体制の整備を図ることとしております。また、東京にワンストップ窓口を整備し、住まいや仕事などに関する情報発信や、本県出身者など潜在的な移住希望者に対しての積極的な働きかけ等を行うこととしております。県内では、市町村との情報交換等や、就労先確保のための県内企業の開拓・マッチングを行う拠点を、宮崎駅前のみやざきJOBパークプラス内に整備することとしております。さらに、市町村が行う受け入れ体制整備への支援拡大や、農林業体感ツアー、中山間地域における農林業での受け皿の確保等に、関係部局で連携して取り組むこととしております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 お答えいたします。

みやざき子ども・子育て応援プランについてであります。子供は未来を築く社会の希望であるとの認識のもと、今回の計画では基本理念として、子どもの育ちと子育てをみんなで支え、子どもの最善の利益が実現できるみやざきづくりを掲げております。内容といたしましては、新たに、幼児教育・保育施設について、住民ニーズを踏まえた供給量を示し、計画的にその充実を図ることとしております。

また、子ども・子育て支援に関する各種施策として、地域全体で子育てを支える社会づくりを推進するため、未来みやざき子育て県民運動の展開による機運の醸成や、県下全域における子育てサポート体制の充実などを図ってまいります。さらに、ライフステージに応じた希望がかなう社会づくりを進めるため、独身者の出会いや交流の場の創出、健やかな妊娠・出産への対応や、放課後児童対策の強化などに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○環境森林部長（徳永三夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

地域経済循環システムの構築についてであります。環境森林部では、全国トップの杉素材生産量を誇る本県の豊かな森林資源を活用いたしまして、「伐って、使って、すぐ植える」という宮崎ならではの林業の循環システムの確立に取り組むこととしております。このため、伐採に当たりましては、林内路網や高性能林業機械の整備をさらに進め、素材生産の効率を図るとともに、木材の利活用においては、木質バイオマス発電への未利用材の活用や、木造化・木質化のさらなる推進に取り組めます。また、植栽に当たりましては、花粉の少ない杉苗木を中心に、本県が開発いたしましたMスターコンテナ苗の生産拡大等を図り、再生林の周年化や低コスト化を進めます。

本県林業・木材産業は、現在、大型製材工場の進出や木質バイオマス発電施設の稼働など、まさに新たな時代を迎えようとしておりますので、この追い風を生かしながら、裾野の広い成長産業化を図り、山村地域の振興はもとより、日本林業の推進役としての役割を果たせるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（緒方文彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

地域経済循環システムの構築についてであります。農政水産部では、昨年10月に国に提言した地方創生の「みやざきモデル」にも掲げておりますが、産地間連携や業種間連携などの多様な連携による本県農水産業の付加価値の創出や、地産地消の推進などに取り組むこととしております。このため、需要の増加が見込まれる

加工・業務用農作物の産地化や1次加工施設の整備、平場と山間地域との連携による農作物のリレー出荷や畜産飼料供給体制の整備、さらには農水産業の6次産業化の取り組み等を支援することとしております。また、販売力の強化、生産力の向上、人材の育成の3つの視点に着目した産地経営体構想を推進し、連携の基礎となる力強い産地の育成を図ることにより、農水産業を核とした地域経済循環の取り組みを促進し、地域産業の振興を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 今、知事のほうから、両副知事に対しましては、ネクタイの色と同じように役割分担をしっかりと果たしながら、引き続きお残りいただくという答弁がありました。稲用、内田両副知事に、これまで2年間の実績をアピールしていただき、あわせて今後2年間に向けての抱負をお聞かせいただきたいと思いません。

○副知事（稲用博美君） 現在、復興から新たな成長に向けた各種施策の推進などに全庁を挙げて取り組んでおりますが、この中で私には、知事と職員の間をつなぎ役、まとめ役を担うということ、それから県議会、市町村、関係団体等の皆様のさまざまな御意見を伺い調整を図るなど、施策を円滑に推進していく、いわば潤滑油のような役割を与えられているというふうに思っております。

このような中で、例えば、私がチーフになり進めております庁内のプロジェクトチームの中で、人財づくりに関する政策論議を行いました。知事にも提案をいたしました。その結果として、人財基金の設置など施策の構築につながったものもあるというふうに自負しているところであります。

また、フードビジネスの推進など、全庁的・全県的な取り組みを必要とするものについては、各種団体と県とが一致協力して進めなければならない。今現在、その機運あるいは体制が図られつつあるというふうを感じているところです。

今後、地方創生を進め、みやぎ新時代を切り開いていくためには、県職員、市町村、関係機関の皆様と連携をさらに深めていくことが必要でありますので、そういった役割をしっかりと担っていきたいと思っております。

**○副知事（内田欽也君）** これまで2年間、国や企業等とのパイプ役はもちろんでありますが、各種インフラ整備あるいは農林水産業、商工業の振興、南海トラフ巨大地震等に対する防災・減災対策について、その取り組みを着実に進め、本県のさらなる成長、発展に全力で取り組んできたところであります。

その中で、東九州自動車道を初めとする高速道路網の整備が大いに促進されましたし、また、稲用副知事と連携した取り組みになりますが、香港定期便の新規就航とか、公共交通機関へのICカードの導入といった、本県の交通を取り巻く状況が大きく進展しましたことを大変うれしく思っているところであります。

今後、地方創生の中で宮崎が輝くためには、本県の実情を踏まえた政策を、これまで以上に推進していくことが必要であると思っております。引き続き、職員の皆さんと一緒に、宮崎のポテンシャルを生かした政策立案や、地方の声を反映させた国への政策提言、情報発信等を積極的に行ってまいりたいと思っております。

**○横田照夫議員** それぞれありがとうございます。それぞれの立場での御活躍を御期待申し

上げます。

次に、地方創生提言の「呼込む」の項目に、「地方への新しいひとの流れをつくる」とあります。若年層人口の東京一極集中を解消し、県内への若者定着促進のため、県内の魅力ある学びの場づくりにどう取り組むのかを、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 本県からの人口流出の大きな要因の一つといたしまして、18歳時点での県外大学への進学が挙げられると思っております。これは、18歳人口の約26%を占める首都圏において大学入学者数が約41%を占めており、そのような首都圏への大学の集中もその一因であると考えております。このため、首都圏の大学定員数の抜本的な見直しを図り、地方への大学移転促進等を進めることや、そのための県内の魅力のある学びの場づくり等について、昨年10月、国に提言させていただいたところでございます。今般、国が示しました総合戦略では、首都圏の大学定員数の見直しなど抜本的な対策がそのまま盛り込まれるというわけではございませんが、今後、県内の大学や産業界と十分連携を図りながら、県内の魅力ある学びの場づくりのための教育・研究環境の整備等につきまして、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 簡単にできるとは思いませんけど、非常に大事なことだと思いますので、積極的に推進していただきたいと思えます。

次に、政策提案に「西都原古墳群などを世界遺産登録へ向けて取り組む」とあります。本県には、男狭穂・女狭穂に代表される西都原古墳群を初め、生目、新田原、持田などの古墳群、さらには、先日大量の首長級の副葬品が見つかった、えびの市の島内地下式横穴墓群など、

相当な人口を擁する高度の文化を持った集団がいたことを想像させる遺跡が数多くあります。このことが、神話の源流が宮崎にあるという根拠にもなっているんだと思います。ぜひ真剣に、世界文化遺産登録へ向けて取り組んでほしいと考えますが、その思いを、知事、お聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県は、日本発祥にまつわる神話の舞台でありまして、各地に神話や伝承、神楽などの伝統芸能が息づいておるところであります。また、今、議員から御指摘がありましたように、西都原や生目、新田原などの古墳群を初め、最近大きな話題となりました、えびの市の島内地下式横穴墓群などは、日本の歴史を語る上で、この日向の地が極めて重要な地域であること、また、近畿ともつながりのあるかなりの有力者がいたのではないかとということが推測されておるところであります。こうした貴重な文化遺産の価値を見詰め直すことは、県民の郷土に対する誇りや郷土愛を育みますとともに、子供たちの教育や地域づくり、観光振興などにもつながるものであると考えておるところであります。

このようなことから、この議会に提案をいたしました総合計画の長期戦略に文化・スポーツの振興を掲げますとともに、西都原を初めとした古墳群の世界文化遺産登録を目指すこととしたところであります。さまざまな課題がございますが、本県の文化遺産を世界に誇る人類共通の宝として次世代へ引き継げるよう、皆様の力をかりながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** ドイツ人の考古学者でありますウェルナー・シュタインハウスさんは、「西都原古墳群ではほぼ完全に保護されている古墳

群が見られる。何世紀にもわたって、特にこの100年間はその状況が余り変わっていない。この古墳群は長い間、地域住民の中で歴史的・文化的景観の重要な一部として認識されてきた。古墳時代の精神的景観の痕跡さえある程度認証できる。近代的な開発にのみ込まれなかったこの歴史的場所の雰囲気には誰もが巻き込まれる」と言っておられます。世界文化遺産登録には、単体ではなくて群として存在していることとか、その周りの自然景観などが一体として保存されていることなども大きな要素だと伺いました。そういう意味でも本県の古墳群は十分にその価値があると思います。また、地元の人が県外の人に、なぜここに古墳があるのかを説明できることも大事だと伺いました。今は文化財課が調査を進めている段階と聞いておりますが、ある程度まとまったら全庁的な取り組みとしていって、全県挙げて世界文化遺産登録に向けて進んでいければと思います。

次に、地方創生提言に東九州道・九州中央自動車道早期整備がうたわれております。東九州自動車道においては、来月21日には、佐伯一蒲江間の開通により宮崎市と大分市までが高速道路で結ばれることとなります。この開通により、大分自動車道を経由すれば福岡市などにも高速道路が直結できるわけであり、九州縦貫自動車道とあわせて循環型の高速道路ネットワークになりますことから、この整備効果に大いに期待をしているところであります。一方で、高速道路はつなげてこそそのネットワークである中で、県内の高速道路はまだ未開通区間が多く残されており、本県における地方創生の基盤としても、一日でも早く全線開通することが重要であると思います。そこで、未事業化区間となっている東九州自動車道日南一串間一志布志

間の現在の状況について、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 東九州自動車道の日南一串間一志布志間につきましては、昨年7月に、全線バイパスとして整備する概略ルートが決定され、現在、国土交通省におきまして、市街地や農地、山林などの現地の状況を踏まえた詳細なルート検討が行われている状況であります。県としましては、概略ルートが都市計画区域を通る可能性が高いことから、都市計画決定の手続が必要だと考えておりまして、ルート確定後、速やかに対応できるよう、現在、農地や文化財等に係る必要な手続の洗い出しなど、鋭意準備を進めているところであります。今後とも、県内の高速道路に残る未事業化区間が一日でも早く事業化されますよう全力で取り組んでまいります。

**○横田照夫議員** 以上、知事の政策提案と地方創生策についてお聞きしました。これらは、いつまでに実現するという、いわゆるマニフェストではなくて、県が進むべき方向をうたった県政目標だというふうに思います。ぜひ、この目標に向かって、そしてそれを実現させるために大いに努力していただくことを要望いたします。

それでは次に、今議会に提案されております予算案について質問します。

まず、今議会に提案されている平成27年度当初予算案は、なぜ骨格予算なのか。また、冒頭、知事の政策提案の内容について幾つか質問しましたが、知事の考えや政策提案の内容を十分に盛り込むことができたのかを、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 平成27年度当初予算案につきましては、知事選挙等の関係から、私が

選挙のときにお示ししました政策提案を踏まえた新たなアクションプランを現在作成中であるということや、それを踏まえた事業につきまして、職員などと十分協議する必要があることから、義務的経費や経常的経費を中心とした、いわゆる骨格予算として編成したところであります。ただし、県民生活や県内経済への影響が生じないように、早急な対応を要する経費でありますとか、一定の公共事業費、これは年間所要見込み額の80%程度措置をしておるところであります。それらは計上しているところであります。

この中に、私の政策提案に掲げております「人財づくり」や「産業・雇用づくり」、また「豊かなくらしづくり」に対応する事業についても、可能な限り盛り込んだところであります。さらに、これに加えて、新規事業や政策的な経費の多くは、新たなアクションプランとあわせて、またさまざまなアイデアを凝らしながら、6月議会に肉付け補正予算として計上することとしておりまして、その中で、地方創生に向けた取り組みにつきましても、あわせて検討を深めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 私も、知事がかわるわけではないので、最初から本格予算でいいんじゃないかなと思っておりましたが、そういう事情だということで、わかりました。6月肉付け予算で、しっかりと知事の政策を盛り込んでいただければと思います。

去る2月3日に、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を実行するための国の平成26年度補正予算が成立したことに伴い、本日、執行部より平成26年度2月追加補正予算案が提案されましたが、この補正予算案についてどのような考えで編成されたのかを、知事にお

伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 地域経済は、いまだ回復途上にあるわけでありまして、その活性化に加えて、人口減少・高齢化に対応する地域の特徴を生かした取り組みが求められている。また、自然災害リスクへの対応というものは、本県を初めとする地方にとって喫緊の課題であるわけであります。

このような考え方のもとに、2月追加補正予算案につきましては、国の緊急経済対策に伴う措置として、本県が創設を強く要望しておりました、いわゆる地方創生交付金を活用した公共交通利用の周遊旅行券や農家民泊券の発行など、消費喚起のための取り組みでありますとか、結婚・出産・子育ての総合サポートや移住者の就業支援など、地方創生に向けた先行的な取り組みに加え、防災・減災対策としての公共事業など、総額として102億円余を計上したところであります。今後、平成27年度当初予算及び肉付け補正予算とあわせて一体的に執行することにより、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を目指しまして、本県経済の活性化、地方創生、安全・安心な暮らしの確保等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 安倍首相は、「アベノミクスを全国津々浦々まで届ける」と言われてきました。今回の補正予算の事業で消費が喚起されて、県内経済が活発に回り出すような状況に持っていけるよう、しっかりと取り組んでいただければと思います。

次に、行財政改革プランについてですが、本県では、非常に厳しい財政状況にある中で、県総合計画に掲げる施策を着実に推進していくため、平成23年度から、新たな行財政改革の指針となる、みやざき行財政改革プランを策定し

て、今日に至っております。そのプランは今年度をもって終了しますが、新たなプランの策定状況について、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（成合 修君）** 行財政改革プランにつきましては、厳しい財政状況の中、持続可能な行財政基盤の確立を図るためには、引き続き行財政改革に取り組む必要がありますことから、昨年より新たなプランの策定について検討を行い、現在、素案を取りまとめたところでございます。この素案では、現行プランの基本理念など大きな方向性は継承しつつ、新たな視点としまして、職員の能力や県有財産の資産を最大限に活用しながら、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応できる行財政基盤の確立を図ることとしております。今後は、この素案をもとに、行財政改革懇談会やパブリックコメントを実施しまして、県民の皆様の幅広い御意見も伺いながら、プランの策定に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 行財政改革プランの一環として、公共施設等総合管理計画の策定が重要だと考えます。本県でも、高度経済成長期にかけ、行政ニーズに対応するため集中的に公共施設を整備し、県民の利便性の向上に努めてきました。しかし、必要性の薄れた施設とか余剰スペースが生じた庁舎なども出てきており、集約化とか施設総量の縮減等の取り組みも必要になってくると考えます。公共施設等総合管理計画の策定についての考え方を、総務部長お聞かせください。

**○総務部長（成合 修君）** 公共施設等総合管理計画につきましては、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、長期的な視点を持って、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽



減・平準化を目指すものでありまして、この計画の策定は、行財政改革を進める上で大変重要な取り組みであると認識しております。このため県では、昨年7月に全庁的な検討組織を立ち上げまして、現在、県が保有する全ての公共施設等の現状把握や分析など、計画策定に向けた具体的な検討を行っているところであります。今後、関係部局と十分連携を図りながら、将来に向けた公共施設等の管理の指針となる考え方を取りまとめてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 厳しい中にも県債残高は着実に減少してきています。さらなる健全財政を目指して臨んでいただきたいと思っております。

次に、2巡目国体と全国障害者スポーツ大会についてお伺いします。

スポーツでの県勢の活躍は、県民に大きな感動と勇気を与えてくれます。ここ最近の県勢の活躍には目覚ましいものがあります。一昨年は、高校サッカーで鵬翔高校が全国優勝を果たしてくれましたし、それに続いて、高校野球の夏の甲子園大会では延岡学園高校が準優勝してくれました。昨年暮れに行われました全国高校駅伝大会は、小林高校が1・2区で39位と出おくれながらも、3区で何と22人抜きで17位、さらに順位を上げていき、アンカーではトラック勝負で2人抜きをし、最終的には5位入賞というすばらしい結果でした。さらに、昨年秋に長崎県で行われました長崎国体では、本県選手団が天皇杯で19位という驚くべき成績を残してくれました。目標だった30位台をはるかに超える19位という成績に、本県県民の持つ潜在能力の高さを改めて感じ取ったところです。

本県では、昭和54年の「日本のふるさと宮崎国体」から36年がたち、2巡目国体への期待が日増しに高まってきております。先日、県体育

協会が国体招致を決議され、それをもとに県、県教育委員会、県議会に対して国体招致要望書が提出されました。そこで、知事は国体招致に対してどのように判断されるのかをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 今、プロ野球やJリーグのキャンプが活況を呈して、スポーツランドみやざき、面目躍如たるところでありますが、一方で、各種スポーツ大会における本県選手の活躍を通して、県民の皆様にも元気・勇気・感動を与えられるよう、スポーツ競技力の向上にも取り組んできたところであります。さらに、心身ともに健康で活力ある生活につながるよう、生涯スポーツの振興も図ってまいりました。

本県では東京五輪を好機と捉え、「みやざきおもてなしプロジェクト」を今進めているところでありますが、今回、宮崎県体育協会から国体の招致に関する要望書をいただき、関係の皆様のお熱い思いをお伺いする中で、2巡目の国体の開催が、宮崎の魅力を県内外に発信する機会となるとともに、県民の誰もがスポーツに親しむことができる、スポーツによる人が輝く宮崎づくりに大きく弾みをつける重要な大会であるとの思いを一層強くしたところであります。

現在、本県は、東九州の新時代を迎え、国内外に大きく羽ばたこうとしておるところであります。私は、平成38年の第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会を本県に招致することを決意したところであります。県議会におかれましても、ぜひ、国体等の招致について決議をいただき、県民の皆様とともに、活力にあふれ、国内外に開かれた「みやざき新時代」を築いて、未来へ飛躍するための第一歩となるよう、御支援をお願いいたします。

○横田照夫議員 大変重い判断をしていただい

たと思います。これで2巡目国体に向けて大きく前進することになると思います。当然、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会は付随するものですので、あわせての招致になると思います。県議会も国体招致に対しての決議をしなくてはいいませんが、今年度、スポーツ振興対策特別委員会が設置され、1年かけて国体招致に向けての調査を行ってきましたので、間違いなく決議をされるものと考えます。県民一丸となって2巡目国体を目指していけたらと思います。

国体を招致するに当たっては、まずは県民の理解が必要だと考えますが、どのように機運の醸成を図っていかれるのでしょうか、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 国体や全国障害者スポーツ大会の招致は、県民の皆様のスポーツへの関心を高め、その振興に寄与するとともに、宮崎の魅力や自然、文化のすばらしさを全国に発信する絶好の機会であると考えております。全国規模のイベントとして宮崎で開催したということで、その意義を考えると、平成22年の全国高校総合文化祭は、口蹄疫で非常事態の宣言の中、いろんなイベントを自粛するという申し合わせの中で、やるかどうかぎりぎりで開催をいたしたんですが、本県の意気込みを全国に発信でき、復興に向けた大きな力となったと確信しております。国体等の開催も同様に、スポーツの枠にとどまらぬ大きな意義があると確信いたします。今後、県民の皆さんが一体となり、熱い気持ちを持って取り組んでいただければ、さまざまな機会を通してPRするなど、一層の機運醸成に積極的に努めてまいります。

**○横田照夫議員** 県内の競技施設はほとんどが前回の国体のときにつくられたもので、相当老

朽化しているし、競技施設がない競技もあります。施設整備に対しては、まず初めに、どの市町村でどのような競技を受け入れてもらえるのかを決めることが大事だと思います。地域バランスや大会後の活用なども視野に入れながら、市町村や競技団体との協議を重ねることが大事ではないでしょうか。また、アリーナの建設を望む声もあります。アリーナとは、傾斜がある階段状の観客席、いわゆるスタンドに全周を囲まれた競技場のことで、競技スポーツのみならず、コンサートやコンベンション会場としてなど多目的に使用されます。大分市は現在、アリーナ構想策定委員会を立ち上げ、魅力あふれるまちづくりに寄与する活気あふれるスポーツ文化の振興と発信の中核施設として、アリーナ建設に向けて議論が進められているそうです。事業規模としては100億円を超える大型事業になるようです。宮崎県体育館は、置県80周年を記念して昭和43年に建設された県内唯一の県立体育館です。県内競技施設の中心的な施設ではありますが、建設から既に47年が経過をし、床板が剥離するなど老朽化が進んでいる状況です。2巡目国体のメイン会場の一つとして、アリーナとして建てかえることはできないかという意見も聞きました。2巡目国体の開催に向けたスポーツ施設の整備に対する考えを、教育長お聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 県内のスポーツ施設につきましては、県、市町村ともに老朽化が進んでいることや、障がい者に配慮したバリアフリー化に対応できていない状況もありまして、2巡目の国体や全国障害者スポーツ大会を開催するには課題があると認識いたしております。国体等の招致が決まれば、競技団体の意向を十分にお伺いし、市町村と連携を図りながら、施

設の現状と今後の整備計画を把握した上で会場地を検討することになろうかと思えます。施設整備については、アリーナを含めさまざまな要望があることは承知いたしておりますが、開催後どう活用できるかも含め、十分に吟味しながら検討を進めていきたいと考えております。

○横田照夫議員 2巡目国体を目指すならば、当然、競技力の向上も図っていかねばいけません。また、未普及競技を強化することが全体の成績アップにつながるということも聞きましたが、未普及競技に対する考えも含め、どのような方向性を持って競技力向上を図っていこうと考えておられるのか、教育長の考えをお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 現在、競技団体や県体育協会、行政などがスクラムを組んで、競技力向上を図るために競技力向上推進本部を設置し、組織的に選手の育成強化やメディカルサポート体制の充実等に取り組んできているところであります。また、平成9年度からは教員採用で特別選考に取り組み、未普及競技の指導者を含め、計画的な指導者の確保に努めてきているところであります。今後、新たな取り組みといたしまして、将来、オリンピック・パラリンピックなどで活躍できる有望選手を小学生のうちから発掘し育成したり、女性アスリートが活躍できる環境整備などに努めるなど、総合的に対策を進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 これから2巡目国体に向けての県民の期待が膨らみ、意識の高揚が図られることを望んでいきたいと思えます。

次に、指名競争入札についてお伺いします。

建設産業は、地域の災害対応や雇用を支える重要な産業でありながら、重層的な下請構造などにより、他産業と比べ厳しい収益構造となっ

ていることに加え、政権交代により、近年持ち直しは見られるものの、長期にわたる公共投資の減少により、厳しい経営環境に直面しています。

本県では、平成18年の官製談合事件を受け、平成20年1月、県が建設工事の指名競争入札を廃止して7年が経過をしました。この間、最低制限価格付近の価格帯での受注など企業間の競争も激化し、本県の建設産業はさらに厳しい状況に置かれております。県議会自民党としましても、地域における建設産業の重要性を強く訴え、たび重なる要望・申し入れや、県議会における質問などを通じて、再三再四、知事に英断を求めてきました。こうした中、口蹄疫や新燃岳の噴火、さらには東日本大震災などの自然災害が相次ぎ、知事も、災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者の育成の必要性を強く認識し、平成25年7月から、建設工事における指名競争入札の試行に至っています。

また、国においても、昨年6月、いわゆる改正品確法が公布され、将来にわたる公共工事の品質確保や、災害対応を含む地域維持の担い手の中長期的な育成・確保への配慮などが、法の理念に追加されました。折しも、改正品確法を踏まえ先月末に策定された、いわゆる発注関係事務の運用指針においても、工事の性格や地域の実情等に応じて多様な入札方式の中から適切な方式を選択し、または組み合わせで適用するよう求められています。昨年度及び今年度の12月末までの試行については、良好な結果が得られた旨の報告がありました。試行以来1年7カ月が経過し、決断の機が熟したと思えます。建設工事における指名競争入札の検証結果と今後の取り扱いについて、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 建設産業は、インフラ

整備や雇用確保ということで、地域社会を支える重要な産業であるところではありますが、私は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火などへの対応を通じて、災害時などその役割の重要性というものを痛感しておるところであります。また昨年、今御指摘のあった品確法に追加をされました、地域の建設業者の中長期的な育成・確保という理念は極めて重要だと考えております。建設工事の指名競争入札につきましては、災害対応力の強化という観点から、地域の建設業者の育成等を目的に2年近く試行しているところではありますが、本県独自の企業の選定方式により透明性・競争性が確保され、工事現場に近い企業の受注割合が高いなどの効果が認められているところでもあります。また、建設業者へのアンケートを見ましても、約8割の企業が、何らかの形での指名競争入札の実施を希望しておるところであります。

このため、試行の目的を達成しました指名競争入札につきましては、制度化をするとともに、3,000万円未満の工事につきましては、一般競争入札と併用し、さらなる建設業者の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** これも重大な決断をしていただいたというふうに思います。今は電子入札などが導入されて、指名競争入札になっても、心配されるような事態にはならないと考えます。建設業界全体が業として成り立つような積算のあり方とか、ダンピング防止のための入札のあり方など、今後も実情に応じて見直しを進めていただきたいと思います。

次に、県立宮崎病院の再整備について伺います。

今後、超高齢化社会を支える地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、医療機能の充

実や医療と福祉との連携強化も大変重要な課題であります。特に医療の分野においては、急性期や慢性期、あるいは在宅医療との役割分担をしっかりと行い、県民が必要に応じ適切な医療を確実に受けられるような社会の構築を図っていく必要があります。このような中、県では現在、県民医療の中核を担う県立宮崎病院の再整備についての議論が行われており、私も委員であります厚生常任委員会では、去る1月、病院局から、全面的な建てかえ案と一部既存病棟を活用する大規模な改築案について説明がなされ、3月には最終的な基本構想を策定するとの報告がありました。また、全面的な建てかえ案は、耐震性や療養環境、中核病院としての診療機能が向上するものの、既存病棟を活用する案と比較すると建築費は高くなるようです。一方で、既存病棟を活用する案では、利便性、効率性の観点から課題も多いとのことでした。

県全体の中核病院である県立宮崎病院については、県民医療の確保の観点から、その機能の一層の充実により、県民が安心して医療を受けられるよう整備を図っていただくとともに、万が一の災害に対しましても、県を代表する公立病院として万全の備えをしていただきたいと思います。知事としてどのような整備を行っていくとお考えなのかをお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 県立宮崎病院は、現在、施設の老朽化や狭隘化などが課題となっているわけではありますが、高度急性期医療や救急・災害医療など大変重要な役割を担っておりまして、本県医療の充実に欠かせない病院だと考えております。このため、平成24年度以来、再整備に係る検討を重ね、特に今年度は全面的な建てかえ案と一部既存病棟を活用する大規模な改築案に絞って、さまざまな観点から詳細に検

討を行ったところであります。私としましては、全県レベルの中核病院あるいは基幹災害拠点病院等として、今後ともその機能を果たしていくという使命を考えますと、将来を見据えた上で十分な機能強化が図られ、さまざまな課題も改善できる全面的な建てかえが必要であると考えております。

**○横田照夫議員** 次に、エコクリーンプラザみやざきについてお尋ねします。

公益財団法人宮崎県環境整備公社が運営するエコクリーンプラザみやざきにおいては、平成17年の供用開始以来、県央地域10市町村からの委託による一般廃棄物処理と、県の公共関与による産業廃棄物処理が行われております。県においては、平成25年2月議会における中野一則議員の質問に対し、地元対策協議会との協定において、施設の使用期間のめどとなっている15年間が経過する平成32年をもって公共関与を終了することを方針として表明されました。以降、議会での質問とか常任委員会にて、公共関与終了に際しては、「当該施設の整備に当たっては、県が関与したことによって地元対策協議会との同意が得られた経緯もあり、地域住民が不安とならないよう丁寧な対応をしてもらいたい」とか、「関係市町村の理解が得られるよう、丁寧に協議を進めていただきたい」と、議会からも要望しております。平成25年2月の表明から2年が経過しましたが、現在の進捗状況はどうなっているのか、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** エコクリーンプラザみやざきにつきましては、計画当時の課題でありました県内の産業廃棄物の処理能力不足が解消されますとともに、モデル施設としての役割を果たしたと判断したことから、平成32年をもつ

て公共関与を終了する方針を表明したところであります。それ以降、副知事や担当部長が関係の市町村長を訪問するなどして、昨年9月に公共関与終了に対する御理解をいただき、さらに、宮崎市北地区及び佐土原並びに国富町の3つの地元対策協議会につきましても丁寧に説明を行ったところでありまして、本年1月に全ての地区の御理解を得たところであります。これを受け、今後、環境整備公社の理事会において、平成32年での産廃処理事業の終了が決定されるものと考えております。

なお、地元対策協議会との協定に基づく地域振興事業でありますとか、浸出水調整池に係る損害賠償請求訴訟につきましては、県として最後まで責任を持って取り組んでまいります。

**○横田照夫議員** 次に、平成25年3月に発生した灰溶融炉の爆発事故以来、現在も灰溶融炉は停止している状況であると聞いておりますが、この灰溶融炉は今後どうされるのか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 灰溶融炉につきましては、県、参画市町村及び公社でその必要性について検討を行ったところ、停止した状態におきましてもダイオキシン類や有害物質の発生が十分に抑制でき、周辺的生活環境への影響がないと判断したことから、今後の方向性として廃止することとしました。このことにつきましては、地元対策協議会に説明をいたしまして御理解が得られましたので、今後は公社理事会において正式に決定されるものと考えております。

**○横田照夫議員** それぞれ地元対策協議会の御理解が得られたということをお聞きしまして、安心をしたところですので。その方向で取り組んでいただきたいと思っております。

次に、農協改革について質問します。

J A全中は、今年9日に政府案の受け入れを表明し、事実上、J A全中の組織体制を抜本的に見直す農協改革案が決定をしました。J A全中は、農協法に基づく組織から一般社団法人へと転換し、現在のJ A全中の監査部門は分離し、新たに監査法人を新設することとなりました。貯金量200億円以上の農協は、公認会計士による会計監査が義務づけられます。農家以外にも農協に加入できる准組合員の利用規制は先送りすることとなりました。政府側は、「J A全中の監査権限をなくし、地域農協に自由裁量を与えれば、農家の所得増加につながる」と説明をしてきましたが、各組合長は、「なぜ所得増加につながるのか理解できない」と言っておられますし、農家にも不安の声が多くあります。県として今回の農協改革をどう判断しておられるのかを、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の農協改革につきまして、国は、地域の農協が主役となり、農業の成長産業化に全力投球できるような改革を進めることとしており、県としましても、農協みずからが時代の変化に対応した改革を進めていくことが重要であると考えているところであります。農協は、地域農業の発展はもとより、地域経済や生活を支える社会基盤として非常に重要な役割を担っているものと考えておりまして、今後とも、J Aグループがそれぞれの地域においてその役割をしっかりと果たしていく必要があるものと考えております。今回示された国の農協改革案につきましては、今後の法制化も含めてどのような影響が出てくるのかを注視していくとともに、本県の農業・農村の振興を図る上で大変重要な役割を果たしているJ Aグループとの連携を一層強化してまいりたいと考

えているところであります。

**○横田照夫議員** 今回はJ A全中の指導・監査だけを廃止するということになりましたけど、将来的にはJ A全農の株式会社化とか金融・共済部門の切り離しにつながっていくんじゃないでしょうか。組合員だけでなく一般住民も、J Aを信頼して、J AバンクとかJ A共済を多くの方が利用しておられます。この金融・共済部門の運用資金は合わせて120兆円とも言われ、外資も含め大銀行とか大手保険会社からすると、喉から手が出るほど欲しい市場だと言われております。この部門をJ Aから切り離すということは、まさに郵政改革と同じ構図と言えるのではないのでしょうか。営農指導はもともと利益が出る部門ではないし、経済事業も黒字になる部門ではありません。そういう利益の出ない本来業務をしっかりとやるために、金融や共済部門で得た利益を活用するのがJ Aの総合事業です。金融・共済部門を切り離してJ Aが経営できるわけがないと思いますが、どのように判断しておられるのかを農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農協は、農業者の営農と生活を支援するために、信用事業、共済事業、経済事業、営農指導事業を総合的に実施しているところですが、このうち営農指導事業は、それ自体が直接利益を生み出す分野ではなく、主に信用・共済事業の利益を活用して実施しているのが実情でございます。このようなことから、信用・共済事業が完全に分離された場合、営農指導事業の実施が難しくなるものと懸念をいたしております。

**○横田照夫議員** 今回は、准組合員の利用規制を人質にされて改革案をのまされた格好ですけど、准組合員の利用規制はあくまでも先送り

ありまして、近い将来には規制されるんじゃないでしょうか。またこれまで、例えばTPPに対する反対行動などJA全中を中心に行ってきましたけど、そういう統一的な反対行動にも影響が出てくるんじゃないかと思います。TPPは大詰めを迎えつつあるようにも思えますが、これまで知事も含めて反対行動をとってきました。今回の農協改革はTPPに影響を及ぼすと考えられますが、TPPに対しての現時点での知事の考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** TPP協定交渉につきましては、政府による正式な説明や発表がない中で、米の輸入枠拡大や牛肉・豚肉の関税引き下げなど、さまざまな報道がなされておるところでありまして、多くの農家に不安が広がっているものと受けとめているところでありまして。県としましては、これまでも、地域や現場の声をしっかりと届けていくため、JAグループ等の関係団体と一体となって、国などに要請を行ってきたところでありまして。今後も、農家の皆様が安心して営農に取り組むことができますよう、引き続き、JAグループ等と連携を図りながら、衆参両院の決議を踏まえた粘り強い交渉と、十分な情報提供というものを国に求めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** なし崩し的な国の進め方に強い不満とか不安を覚えます。これからも、本県のためになるのかならないのかをしっかりと判断して行動をとっていかねばいけないと、このように考えておるところです。

次に、畜産政策について質問します。

子牛の価格が高騰を続けています。子牛の生産頭数が減少していることが主な原因です。ここ数年、子牛価格は過去最高水準の高値傾向が続いています。にもかかわらず、高齢により、

やむなくリタイアする農家がふえています。佐土原町の繁殖牛部会は、数年前に平均年齢が70歳を超えました。どこも同じような傾向にあります。このままでは市場が成り立たなくなる日もそう遠くないのではないのでしょうか。また、子牛を買って肉まで仕上げる肥育農家にも危機感が募っています。県内の肥育農家は技術向上に努め、ここ最近の上物率は目をみはるものがあります。しかし、その努力も報われず、子牛高、円安等による飼料高などでほとんど利益は出ない状況です。多くの関係者の長年の努力により全共2連覇という偉業をなし遂げ、名実ともに日本一になった宮崎牛に黄色信号が点滅していると言っても過言ではないと思います。このような状況の中、子牛の増頭対策についてどのように考えておられるのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 子牛の増頭を図っていくためには、繁殖基盤の維持・強化に加えまして、生産性の向上を図っていくことが重要でございます。このため、本議会でも願っております、畜産競争力強化整備事業及び肉用牛生産基盤強化対策事業等により、地域の中心的な経営体における規模拡大や新規就農を推進するとともに、繁殖センターの整備促進やコントラクターの育成等を図りまして、飼養管理や飼料生産の分業化を推進するなど、繁殖経営を継続できる環境づくりを行ってまいります。また、繁殖技術指導等によりまして、1年1産を目標に分娩間隔の短縮に努めますとともに、分娩時や生まれた子牛の死亡頭数を減らすことで、出荷される子牛の増頭を図ってまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 一産取り肥育という技術があります。本来、一産もせずに肥育に振り向けら

れる雌牛に一産だけさせて、その後に肥育をして肉として出荷するという方法です。雌牛の大半は肥育用になりますが、それらの雌牛に一産でも生まれさせたら相当な増頭になると考えられます。いわゆる繁殖資源の有効利用です。今、JAは肥育センターやキャトルステーションを持っています。肥育センターで飼育する雌牛に一産だけ産ませ、その子牛はキャトルステーションで育てるという方法もあると思います。一産取り肥育についての県としての考えを、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 一産取り肥育は、子牛頭数が減少している状況の中で、子牛の生産頭数を増加させる手段として有効であると認識をいたしております。しかしながら、分娩時の事故など課題もあり、また現在取り組んでいる農家も少ないことから、一般の肥育農家が取り組むには、繁殖技術や分娩前後における飼養管理技術の習得が必要であると考えております。そのため県といたしましては、一産取り肥育を行っている農家の技術体系を調査いたしますとともに、肥育農家等が繁殖センターやキャトルステーションを活用する一産取り肥育生産体系の構築について検討してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 肥育農家への対策も急務だというふうに思います。農家の努力により上物率は格段に上がってきているにもかかわらず、子牛価格の高騰とか飼料価格の高どまり等、自分たちの力ではどうにもならない要因で経営が悪化しています。何らかの対策が必要と考えますが、農政水産部長いかがでしょうか。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 肥育農家対策につきましては、まず、経営安定対策としまして、粗収益がコストを下回った場合に、差額の

8割を生産者と国の積立金から補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業、いわゆる新マル緊事業が実施されておりまして、県では生産者積立金の一部を助成しているところでございます。また、肥育農家が安定的に素牛を確保できるよう、関係機関と連携して繁殖基盤を強化するとともに、地域内あるいは経営内での一貫体制を推進しているところであります。さらに、県産牛肉の販路拡大によりまして、枝肉販売価格を向上させることも重要でありますので、宮崎牛を中心に、国内外におけるプロモーション活動や販売促進フェア等にも取り組んでおります。今後とも、これらの取り組みを強化することによりまして、肥育農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 全共2連覇できたのは、優秀な牛を残して肥育できたからだと思います。でも、いつもの子牛競り市では優秀な子牛はほとんど県外に持っていかれて、県内には余り残っておりません。これでは宮崎牛ブランドはできないと思います。答弁にありましたように、計画的な地域内一貫体制など、優秀な子牛が県内で肥育できるようなシステムづくりにも取り組んでいただくよう要望いたします。

また、予算を繁殖と肥育とに分けるのではなくて、宮崎牛生産全体として捉え、柔軟な使い方を検討することも大事ではないでしょうか。先日聞いたんですけど、東京の人と生産県の人との考え方の違いを言われました。生産県の方は、いいものを安く売ることが売れることにつながると考えがちですけど、東京の方は、高いか安いかが大事で、中途半端は余り買わないそうです。価格の高いことが品質の保証だということです。日本一の宮崎牛ですので、思い切って松阪牛より高い値段をつけてみてはどうで



しょうか。

次に、建設人材の確保についてお伺いします。

昨年、建設関連産業の合同就職説明会が、宮崎、都城、延岡の3会場で開かれました。宮崎会場では、20社が参加し、求人数は79名にも上りましたが、会場を訪れたのは高校生3人を含む10人だけでした。都城は11社62人の求人に対して10人、延岡は10社52人の求人に対して、わずかに一般求職者3人だけだったということです。関係者は、余りの参加者の少なさに落胆の色を隠せなかったそうです。改めて建設関連産業の人手不足の現状が浮き彫りになったと言っても過言ではないと思います。

また、東日本大震災の復旧・復興事業とか東京オリンピックに向けてのインフラ整備が進むことにより、人材の流出がさらに進むことも考えられ、建設分野における人材確保は喫緊の課題と言えます。60歳以上の建設技能労働者は全体の20%ぐらいに上り、今後も引退による労働者の減少は続き、10年後には大半が引退する見込みとされています。若年入職者の確保が必要ですが、一定の能力を備えた技能労働者を育成するためには、おおむね10年程度の時間がかかるとされています。建設業における新規学卒求人に対する未充足率は41.6%、高校卒業者の3年目までの離職率は50%で、どちらも製造業の割合を大きく上回っています。つまり、入ってくる者は少なく、やめる者は多いということです。県として、建設産業の人手不足の現状とその原因についてどのように認識をしておられるのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 公共事業の減少に伴い建設業就業者が減る中で、東日本

大震災の復興事業や国土強靱化に向けた公共工事など、発注が増加に転じた結果、建設業の人手不足が深刻化していると考えております。このような中、平成26年度の新規事業として「建設技能労働者確保事業」を実施していただき、御質問にありました就職説明会はその取り組みの一つであります。参加者の状況は私どもも報告を受け、人材確保の困難さを再認識したところであります。

次に、人手不足の原因ではありますが、建設業界団体のアンケート調査では、「収入の低さ」「休日の少なさ」「福利厚生未整備」などの雇用環境への不安が挙げられており、これらが要因ではないかと考えております。

○横田照夫議員 人材確保が難しい理由の一つに、この業界への先入観があり、その魅力が正しく理解されていないということがあると思います。このことに関しては、教育機関との連携が必要で、教員の建設業への理解向上も欠かせないと思いますし、就職活動前の学生に、建設業で働くイメージを伝えることも大事だと思います。若いころから建設業の魅力を知ってもらうことが大切だと思いますが、どのような取り組みをされているのかを、商工観光労働部長、県土整備部長、教育長それぞれの立場でお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 商工観光労働部では、小中学校に技能士を派遣し、ものづくり等を通して技能のすばらしさを実感してもらう「匠の技ジュニア体験教室」を実施するとともに、卓越した技能者や技能者育成に貢献する企業の表彰、さらには、技能まつりの開催等を通じて、技能士の社会的評価の向上や技能尊重の機運醸成に努めております。また、県職業能力開発協会では、技能五輪全国大会での優

勝者を広く紹介するなど、技能の魅力を広く県民にアピールするとともに、高度な技能を持った「ものづくりマイスター」が若い技能者を育成する取り組み等を行っております。今後とも、さまざまな機会を通じて建設業分野の魅力の発信に努めてまいりたいと存じます。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 県土整備部では、「土木の日」の出前講座におきまして、小学生を対象に石橋の模型を使ったものづくり体験などを実施しており、本年度は11校655名に参加いただいたほか、小中高生に対しましてトンネルなどの現場見学会を実施しております。また、高校生に対しましては、県と業界が連携して、建設産業の魅力を伝える授業や就業体験も実施し、特に平成24年度から延岡工業高校の生徒が、県や地元企業と一緒に取り組んでいる祝子川の多自然川づくりは、全国でも高い評価を受けており、そのことによりまして建設産業への関心も高まり、建設業への就職者数も年々増加していると伺っています。今後とも、こうした取り組みの充実を図り、建設産業の魅力を若い世代へ広く積極的にアピールしてまいりたいと考えております。

**○教育長（飛田 洋君）** 児童生徒が、建設業を初め、人々の暮らしを支えるさまざまな職業の役割や魅力を知ることは、極めて重要であります。このため小中学校では、身近な職場の見学や職場体験等を行うなど、児童生徒に、望ましい職業観をみずから身につけさせるための取り組みを推進いたしております。また来月、県が配付する予定のキャリア教育実践事例集には、技能五輪全国大会左官部門で優勝された本県出身者の体験談を取り入れ、この事例の紹介などを通して、さまざまな職業のやりがいや誇りを伝えてまいりたいと考えております。さら

に、工業高校では、建設現場の見学や土木測量の技術研修を実施するなどして、建設業に携わるプロの魅力を感じ取る取り組みを行っているところであります。

**○横田照夫議員** 新規入職者に対する能力向上を図るための支援が必要だと考えますが、認定職業訓練校での訓練とかキャリアアップなどの機会をつくってやるのが大事だと思います。県は事業者に対してどのように取り組んでおられるのかを、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 認定職業訓練は、民間事業主等がその従業員に対して行う職業訓練で、従業員のスキルアップを図る機会として極めて重要であると認識しております。このため県では、認定訓練校に対し、訓練に要する経費等に助成を行っているところであります。現在、助成を行っている県内13校の訓練校のうち8校で建設関連人材の育成を行っており、県といたしましては、今後とも引き続き助成を行い、人材育成を図ってまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 先ほど答弁の中にもありましたが、現在、建設技能労働者確保事業推進委員会が設立されて、人材確保に向けて活動をしておられます。建設人材が大幅に不足している中、この委員会の役割はさらに大きくなると思われますが、その役割と今後の活用について、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** お尋ねの推進委員会は、先ほど申し上げました建設技能労働者確保事業を実施するために設置された組織であります。本年度は、この委員会を中心に、とび・土工等さまざまな業界が一体となり、合同就職説明会の開催のほか、県内全ての

高等学校への訪問を通じた建設業のPRや、ハローワークでの就職セミナーを毎月行うなど、入職者の確保に積極的に取り組んでおります。このような取り組みの結果、50名を超える採用者・内定者の確保につながるなど、一定の成果が得られております。人手不足につきましては、深刻な状況が続いておりますので、平成27年度当初予算案に当該事業を引き続き計上してまいりまして、人材確保を支援してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 先ほどの答弁にもありましたように、建設人材が育たない理由に、給料が安いとか、休日がとれない、社会保障に入れてもらえないなどがあります。これらを解決するためには、元請が下請、孫請の利益分まで考慮した応札をすることとか、1年を通した発注の平準化などが必要だと思います。もうそろそろ、発注側のいわゆる単年度主義を見直す時期ではないかと考えているところです。

次に、高齢者福祉についてお伺いします。

宮崎県高齢者保健福祉計画には、地域包括ケアシステムの必要性が、「内閣府が実施した世論調査によると、高齢になっても現在の住まいで生活を続けたいという人が最も多い。高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住みなれた地域で安心して生活ができるように、自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、医療・福祉等を含む幅広い専門職種とも連携しながら、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていく」とあります。しかし、本当は、そこには表現されていない別の理由があると思います。団塊の世代がみんな後期高齢者になる2025年、つまり10年後には高齢者人口は今より約260万人増加しますが、増加す

るのは75歳以上の後期高齢者の人口層です。つまり、医療・介護のハイリスク層の人口が260万人ふえるということです。このままでは、10年後には介護サービスを受ける人が今の1.3倍になることとなります。生産年齢人口が減少していく中、それは財政的に耐えられないので、制度を変えていこうということではないでしょうか。つまり、入院・入所施設の抑制を行い、そのために施設に入れなかったり退院した高齢者が、自宅や住みなれた地域で自分らしい暮らしができる仕組みを構築し、その受け皿として地域包括ケアシステムが考えられたんだと思います。

しかし、介護を家族間で行うことに限界が生じ、社会全体で支えていこうということで介護保険制度が始まったと理解をしておりますが、地域包括ケアシステムではどのように在宅での生活を支えていこうとしていかれるのかを、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者個々の状態に応じて、いかに必要なサービスを提供していくかの視点が最も重要であります。このため県では、要介護状態にある在宅の高齢者に対応する観点から、訪問介護等の居宅サービスの充実や24時間対応の訪問看護など、利用者のニーズにきめ細かく対応できるサービスを普及してまいります。また、市町村においては、今後、理学療法士等による介護予防を実施するとともに、NPOなど多様な主体による買い物などのサービス提供体制を整備することになりますので、県におきましては、これらの取り組みを適切に支援してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 財務省は、社会保障費抑制のために介護報酬を約4%引き下げようとしてい

ます。この背景には、平均で8%を超えている介護事業者の利益率を、中小企業並みの2.2%に合わせるべきということがあるそうです。さらに、社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームが、内部留保として1施設当たり平均約3億円、全体では2兆円を超える資金を持っていると言われていることにもあります。しかし、この利益率はあくまで平均値であって、大幅なマイナス改定が実現すれば、利益率を低く抑えてサービスの向上を図る事業者ほど大きな打撃を受けることとなります。現状でも特養の3割が赤字になっており、報酬ダウンでさらに多くの施設が赤字になるとの意見もあります。介護職員の処遇改善のために給料アップのための加算はするということの、「経営が悪化すれば加算分が職員に回らない」との懸念の声もあります。そういうことになれば、職員の離職はさらに進むことになるのではないのでしょうか。今回の介護報酬の見直しにより、経営や介護サービスへの影響が懸念されておりますが、どのように考えておられるのかを福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今回の改定は、介護保険制度の持続可能性を高め、より効果的かつ効率的なサービスを提供するため、基本報酬の引き下げの一方で、介護人材の確保及び中重度の要介護者や認知症の方へのケアに配慮した加算が強化されるなど、メリ張りをつけた内容となっております。県としましては、改定の趣旨を踏まえ、職員の処遇改善や専門的なケアの充実等により、サービスの質の向上と経営の安定化が図られるよう、事業者に対して適切に助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 地域密着型サービスとして、

定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護などが創設され、昼夜を問わず24時間対応でのサービス施設もふやしていくということです。そのために国は、暫定値であります。2025年には30万人程度の介護人材が不足すると試算をしているようですが、本県では2025年にはどれだけの人材不足が見込まれているのでしょうか。また、それに対してどのように確保を図っていくのかを、福祉保健部長お聞かせください。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 2025年に見込まれる介護サービス利用者数などをもとに推計した需給推計によりますと、4,000人を超える介護職員の不足が見込まれます。このため今後、介護人材を確保するために、介護の現場において、働きやすさ、働きがいを高めることにより、入職者の増加、在職者の離職防止に取り組むことが重要であると考えます。県としましては、引き続き事業者に対し、賃金・雇用環境の改善や介護職員の研修機会の確保に取り組むよう指導・助言を行うとともに、養成機関、事業者等関係機関と連携・協議の場を設け、具体的な対策を検討してまいります。

**○横田照夫議員** 先ほど、建設人材の確保の質問をしましたが、全くそれと同じように、介護人材の確保も、今でも厳しい状況でありますので、さらなる検討をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

宮崎県高齢者保健福祉計画には、医療・介護・予防以外に生活支援や住まいについても、うたっています。安否確認や買い物支援、日常生活に必要な交通システムの確立など、多様な生活支援サービスも必要になってくると思います。私はこれまで、移動販売とかオンデマンド交通システムの必要性を訴えてきましたが、ゼ

ひ、そういうことにも方向づけをしていただければと思います。また、住まいに関しても、在宅介護の負担を軽減するための手すりの取り付けとかバリアフリー化など、住宅の改修や改造が必要だと考えます。福祉保健部の観点からだけでなく、部局横断的な取り組みで、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

次に、高齢者のための交通安全対策についてお伺いします。

交通事故死亡者数は全体として右肩下がりで減少していますが、対照的に高齢死亡者数は減っていないそうです。本県でも高齢化社会がますます進展してきている中、高齢者が事故の被害者だけでなく加害者になるケースもふえてきており、高齢ドライバー問題として大きく浮上してきています。本県の75歳以上の運転免許証保有者数及び保有率と、あわせて、平成10年度から実施されている免許証の自主返納制度に係る本県の返納状況について、警察本部長にお尋ねします。

○警察本部長（坂口拓也君） 平成26年12月末における75歳以上の運転免許保有者数は6万3,405人で、全運転免許保有者の8.3%を占めております。また、運転免許証返納者数につきましては、平成24年が986人、平成25年が1,154人、平成26年が1,185人となっており、年々増加している状況でございます。

○横田照夫議員 免許証を自主返納した場合、いろいろな優遇策が準備されているようですが、自主返納した場合どのようなメリットがあるのかを、警察本部長にお尋ねします。

○警察本部長（坂口拓也君） この制度は、運転に不安を有する高齢者が運転免許証を返納しやすい環境を整えるため、運転免許証を自主的

に返納した高齢者を対象に、公共交通機関の運賃割引などの支援を行うものであります。運転免許証を自主的に返納した高齢者は、運転経歴証明書または高齢者運転免許証返納カードの交付を受け、これらの証明書を提示することにより、路線バスの高齢者用定期券購入割引、タクシー・バス乗車券の交付、飲食店や温泉施設利用時の割引など、さまざまなメリットを受けることができます。現在、自治体や関係機関等206事業所の協力により、78種類のメリット制度が確立されております。

○横田照夫議員 公共交通機関が周りからなくなったり、買い物できる店が近所からなくなり、高齢になっても車に依存しなければ生活できない人がふえてきています。そういう中、高齢運転者が高速道路を逆走するケースとか、アクセルとブレーキを踏み間違えるなどの事故も増加しています。また、認知症が進んだ高齢者の運転は非常に危険です。警察本部は、平成27年度改善事業「高齢者のための交通安全対策事業」を上げておられますが、具体的にどういう施策を考えておられるのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（坂口拓也君） 昨年、本県では、交通事故による高齢者の死者が31人と全体の63.3%を占め、全国平均を10ポイントも上回っております。また近年は、高齢運転者が加害者となる事故も増加しており、高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育をさらに強化する必要があります。本事業では、高齢歩行者対策として、横断中の危険を疑似体験できる歩行環境シミュレーターを活用した安全教育を引き続き行うこととしているほか、高齢運転者対策として、運転操作を体感できるドライビングシミュレーターを登載した交通安全教育車

を更新し、この車両を活用して、交通安全教育を専従で行う交通安全教育隊を民間委託することとしております。また、高齢運転者によるドライバーズコンテストを県内10カ所で開催することとしております。これらの事業を推進することにより、高齢者に運転中や歩行中の危険等を体感していただくなど、より実践的な交通安全教育を通じて、高齢者の交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 次に、企業局の今後の経営方針についてお伺いします。

企業局は、昭和13年に県営電気建設部として発足して以来、県内水資源の有効活用、水害防止等を目的として、6つの河川総合開発事業を実施し、県政に貢献をしてこられました。昭和25年に、木城町にある石河内第一発電所を始めに、現在、13カ所、合計出力15万8,035キロワットの水力発電所を運用し、地域経済の発展や電気の安定供給に大きく貢献しています。

しかし、現在、国においては、電気の安定供給の確保、電気料金の最大限抑制、電気利用の選択肢や企業の事業機会の拡大を目的に、「地域を超えた電気のやりとりを拡大する」「電気の小売を全面的に自由化する」「送配電ネットワークを利用しやすいようにする」ことを改革の柱として、電力システム改革を進めようとしています。この改革は、戦後行われてきた電力政策を根本的に変えるものであり、企業局の基幹事業である電気事業のあり方に大きな影響を及ぼすものと考えます。企業局は、このような電力システム改革などの環境の変化にどのように対処していこうと考えておられるのでしょうか。企業局の今後の経営方針について、きょう、私と同じ色のネクタイをしております企業局長にお伺いします。

**○企業局長（四本 孝君）** 企業局では、来年度から向こう10年間の経営の基本指針となります「宮崎県企業局経営ビジョン」を策定中ではありますが、その中で電気事業につきましては、電力システム改革への的確な対応、施設・設備の適正な維持管理など4つの項目を、基本戦略として取り組んでまいりたいと考えております。特に、お話のありました電力システム改革につきましては、企業局の経営に大きく影響するものでありますので、今後の動向を見きわめながら的確に対応していきたいと考えております。

**○横田照夫議員** 企業局の管理する水力発電は重要な社会インフラと考えられますが、60年以上経過したものもあり、老朽化がかなり進んでいると思われま。これらの対策としてどう取り組んでいく予定かを企業局長にお伺いします。

**○企業局長（四本 孝君）** 企業局では、水力発電所について定期点検や必要な補修を実施し、安全な運転と長寿命化に取り組んでいるところであります。大規模改良の目安となります60年を経過している発電所のうち、まだ改良の終了していない日向市東郷町の渡川発電所につきましては、平成27年度から水車発電機等の更新を行う大規模改良事業に着手するなど、今後とも、発電電力量の増加や信頼性の向上等を図ることとしております。

**○横田照夫議員** 次に、改正フロン法について環境森林部長にお尋ねします。

私たちの身の回りには、エアコンや冷凍・冷蔵庫、食品スーパーのショーケースなど、冷媒としてフロン類が使われている機器が数多くあります。フロン類は、炭素、フッ素等を含む自然界にはない人工物質ですが、冷媒に有効とし

て、これまで大量に使われてきました。しかし、フロン類はオゾン層を破壊するとして代替フロンへと転換がなされてきましたが、この代替フロンも温室効果が大きいとして、オゾン層破壊効果も温室効果も少ない新たな冷媒へと転換を進めようとしています。これらのフロン類は、平成13年に制定されたフロン回収・破壊法に基づき、業務用冷凍空調機器の整備や廃棄を行った際に回収と破壊が義務づけられていますが、フロン類の回収量は年々増加しているものの、回収率は3割程度で低迷しています。また、整備不良や経年劣化等により、これまでの想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明しました。フロン回収・破壊法が改正され、ことしの4月1日から施行されるようですが、その目的はどこにあるのでしょうか。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 今回の改正では、議員御指摘のとおり、使用中の機器からの漏えいが多いことや、製造、充填、再生の段階における対策強化が必要となりましたことから、管理者の機器点検の義務化や、充填業の登録、再生業の許可等が新たに盛り込まれたところがあります。

**○横田照夫議員** 全ての業務用冷凍空調機器のユーザー、いわゆる管理者は、簡易点検や、機器の規模によっては定期点検をしなければならないとなっていますが、どのような機器がその対象となっているのでしょうか。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 点検の対象は、商店だけでなく、学校、病院、さらには企業や官公庁等で使用されております業務用のエアコン、冷凍機器・冷蔵機器が対象となります。

**○横田照夫議員** この改正法は、ユーザーにしっかりと点検をしてもらうことによって、フ

ロン類の漏えいを防止し、かつ機器の長寿命化を図ることにあると思います。法が改正されても、現在使用しているフロンガスの入れかえとか機器の買いかえは必要ないということですが、そのことをどのように県民に周知をされているのでしょうか。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 今回の法改正によりまして、現在使用している機器が使えなくなるとか、フロンを入れかえなければならないと心配される声を聞いております。こういうこともありまして、県内のメンテナンス業者や管理者に対して説明会を開催するとともに、国や県のホームページにおきましても、今回の法改正により機器の買いかえやフロンを入れかえる必要がないことを広く周知するとともに、県内8カ所の保健所に相談窓口を設け、具体的な相談に対応しているところであります。

**○横田照夫議員** 点検の対象は、県庁舎や学校、病院、ほとんどのオフィスビル等で使用されているエアコンなども含まれるということですが、食品スーパーとか大型の冷凍・冷蔵庫などを持っている事業者は意識が高いと思いますが、県庁舎とかオフィスビルなどでも点検する部署をしっかりと決めていただいて、フロン類の回収や漏えい防止に当たっていただけるよう、周知の徹底をお願いしたいと思います。

次に、宮崎県民歌についてお伺いします。

宮崎県民歌は、昭和38年に置県80周年を記念してつくられたものです。50年以上も前につくられた歌ですが、何とも軽快でさわやかな歌です。県民歌の発表会は、昭和39年6月30日に県公会堂で、歌手の立川澄人さんと大谷冽子さんを迎えて盛大に開かれたそうです。そのとき立川澄人さんは、「いかにも南国宮崎らしい感じ

をあらわした立派な歌だと思います。きれいな言葉だけ並べても実感がなかなか湧かないものですが、きょうのような宮崎の天気にあじますと、あの歌詞が本当に生きているんだという気持ちがしました」とコメントされているそうです。学校の校歌を学校行事とか同窓会などでみんなで歌って心が一つになるように、県民歌をみんなで歌えば連帯感とか県民としての誇りが芽生え、宮崎県のために頑張ろうという気持ちになるのではないのでしょうか。昨年6月30日から宮崎駅で毎日、定時に5回放送されることになったようです。県庁の電話の待ち受けメロディーにも使われていますが、県内どこでも、いろんな機会にみんなで宮崎県民歌を歌えたらすばらしいと考えますが、知事、どのようにお考えでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** この県民歌、今御指摘がありましたように、歌詞もメロディーも非常によくできた、いい曲だなと思うわけがあります。県民の皆様にも、より親しんでいただくようにということで、宮崎ねんりんピックなど県のさまざまな行事で歌っていただいているほか、ホームページから直接歌を聞けるようにしたり、また、求めに応じて複製したCDを提供するといったような普及活動に取り組んでいるところでもあります。今御指摘がありましたように、今年度が県民歌制定50周年という節目の年でもありますことから、昨年の6月30日から——県民歌の制定日に当たる日ではありますが——毎日、宮崎駅で放送していただいているほか、広報紙や県政番組を初めとする県の広報媒体でのPRやパネル展の実施、市町村等への働きかけなど、年間を通して啓発活動に取り組んできたところでもあります。今後とも、県民の皆様にも、より親しんでいただくよう、さまざまな

機会を捉えて、その普及に努めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 学校では県民歌を教えているのでしょうか。もし教えていないとしたら、ぜひ教えていただき、みんなで歌ってほしいと考えますが、教育長の考えをお聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 県民歌は、明るくさわやかなメロディーに乗せて、宮崎のよさ、躍動感をダイナミックにあらわした曲であり、そのよさは誰もが感じていただいているものと思います。私もぜひ歌ってほしいと願ひまして、実は全ての県立高校に県民歌のCDを配付して活用を促すとともに、高校総体や総合文化祭で合唱などの取り組みを行っております。また、多くの小中学校では、宿泊学習において県民歌を歌っており、そのための事前練習もなされております。また、教える立場にある教職員がしっかり歌えるように、初任者研修で、「歌詞を見ないで歌えるようにやりましょう」というような声をかけながら、歌唱指導をしているところでもあります。今後とも、市町村教育委員会の協力も得ながら、県民歌が児童生徒にとって身近なものとして浸透するよう、さらなる工夫をしてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 「隗より始めよ」と言います。もし私が来年度、議員として残っておれたら、議会開会日にみんなで歌うように努力をしていきたいと思ひます。

次に、島津義弘公の大河ドラマ化についてお尋ねします。

昨年11月、えびの市に、島津義弘公を主人公としたNHK大河ドラマの実現に向けた誘致委員会が発足しました。島津義弘公は、島津家の第17代当主で、飯野城などに26年間滞在するなど、えびの市にゆかりの深い戦国武将で



す。2019年に没後400年を迎えるため、同年の大河ドラマ主人公に義弘公を採用してもらおうと、鹿児島県始良市、日置市、湧水町でも既に誘致委員会が発足しています。私は、佐土原城の城主だった島津豊久公を主人公とした大河ドラマ化の質問をしましたが、義弘公を主人公としたドラマでもいいと思います。なぜなら、豊久公は義弘公のおいに当たり、関ヶ原の合戦直前に、義弘公とともに宮崎県内一円で活躍をしています。義弘公が主人公でも、宮崎県内の各市町村が数多く出てくると思いますし、宮崎県の観光振興に大いに貢献してくれるものと考えます。島津義弘公を題材にした大河ドラマの誘致について、県として積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、知事の考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 島津義弘公につきましては、今御紹介ございましたが、「九州の桶狭間」と呼ばれる木崎原の合戦でありますとか、大友宗麟を破った耳川の戦いなどで有名な武将ということであります。また、去年は、島津義弘公が飯野城に入城してから450年に当たることから、えびの市歴史民俗資料館において記念展が開催されるなど、特に島津氏の中でも本県にゆかりの深い人物であると認識をしております。これまでもNHKに対しましては、本県を舞台にした大河ドラマなどの制作を、私自身も含めて機会あるごとに要望活動を行ってきているところであります。また、どのような素材が選ばれるかは、その時々時代の要請もあろうかと思いますが、今後とも粘り強く要望し続けるという思いで、島津義弘公を初めとする本県ゆかりの人物、小村寿太郎侯、高木兼寛、石井十次、さまざまなすばらしい方がいらっしゃるわけでありまして、働きかけやアピールという

ものを積極的に行ってまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** ある人から聞いたんですけど、NHKの番組編成局の人にも、宮崎県の島津という史実は新鮮に映っているそうです。また、「1年間のロングスパンに耐え得ることのできる史実を持った戦国武将は、もはや島津氏しかいない」とも言っておられます。さらに、豊臣政権や徳川幕府開府にもつながる全国規模の話題性を持った戦国史跡が、県民の間にすら発信されずに埋没している現状を大変憂いておられます。県民の皆様は宮崎の歴史を知っていただき、関心を持って、まちおこし等にも役立てていただければと思います。

私の持ち時間はまだちょっと残っていますけど、おおむね12時が近づいてきましたので、以上をもちまして私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○福田作弥議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時0分開議

**○福田作弥議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、黒木正一議員。

**○黒木正一議員〔登壇〕**（拍手）代表質問を行います。代表質問でありますから、中山間地の問題とかに偏らずに、天下国家のことも語るなければいけないと、自分自身に言い聞かせてきました。しかし、思えば思うほど偏りまして、能力と体が言うことを聞きませんでした。そのことを申し上げまして、質問に入らせていただきます。

先月の終わり、諸塚村南川という地区で夜神楽がありました。神楽を見に来る人は、このところ、地元の人より、むしろ都市部からの観客が多くなっています。寒い夜にもかかわらず、若い男女を含め、なぜこんな田舎に人が集まるのかと思います。今、都市でも田舎でも次々と高齢化している地域の状況。無縁社会と呼ばれるように、人だけでなく、自然や伝統ともつながりを失っている暮らしの状況。大震災などに見られた人口集中地域の脆弱性を感じる国土の状況。温暖化に代表される文明の転換を求められているような地球の状況。そのような中、何か閉塞感を感じさせ、将来への展望が見通せない時代状況の中で、この日ばかりは、神々が舞い降りて、地球の中心になったような小さな集落の夜神楽に足が向くのかもかもしれません。先日、埼玉県蕨市で記紀編さん1300年記念事業の一環として、この南川神楽は公演を行っております。

昨年は、増田レポートで人口減少問題が大きな話題となりました。ことしは、正月から田園回帰の特集がいろいろ取り上げられました。動きの主役が20～30歳代の青壮年層で、期待された団塊の世代ではないこと。若い女性の割合がふえていること。中途半端な田舎から本格的な田舎へと向かっていること。私も、地元の祭りとかで、都会から移住した人が当たり前のようにいることに驚くことがあります。ついこの前まで変わり者と呼ばれていた人たちです。私の住む諸塚村、25年11月から26年10月の1年間の人口動態で、1人ではありますが、人口が増加したのです。たまたまIターン、Uターンがあり、1年だけのこともかもしれませんが、人口増加など半世紀なかったことで、人口減少が常識化した中で小さな村の大きな驚きです。人の流

れが、価値観が変わってきているのを感じます。知事は政策提案で、宮崎らしい真に豊かな暮らしを実現するため、その指針となる「豊かさの指標化」を行うとしていますが、豊かさの考え方は人によって多様なものがあると思います。どのような豊かさをどのように指標化するのか伺います。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

人口減少が進み、社会状況が変化する中で、人々の価値観が多様化をしまして、経済的な豊かさだけではなく、恵まれた自然の中でのゆったりとした暮らしや、伝統文化、人・地域のきずな、安全・安心など、お金にはかえられない価値が求められていると考えております。

このような中、今回の総合計画の改定に当たりましては、経済的な豊かさと、お金にはかえられない価値が調和をした、新しいゆたかさの実現に向けまして、長期戦略を見直したところでもあります。今回提案した豊かさの指標化は、この新しいゆたかさについて、例えば、子育てのしやすさ、通勤時間の短さといった暮らしやすさにつながる項目や、家庭での団らんの状況、文化やスポーツ、自然との触れ合いといった、きずなや心の豊かさにつながる項目などを、わかりやすい指標でお示ししようというものであります。

この日曜日、私は、美郷町に参りまして、ハーフマラソンを走ってきたところではありますが、この百済の里のロードマラソン、同じ日に東京マラソンがあって、何万人という方が都市部を走るマラソン、この魅力もあれば、豊かな自然の中でゆったりした人情に触れながら、そ

それぞれの給水ポイントにはキンカンが提供されている。これはこれですばらしいスポーツとしての触れ合いであり、イベントであるということを実感したところであります。

こうした指標化をすることによりまして、県民の皆さんに、本県の持つ価値を見詰め直し、地域への誇りを育てていただく機会とするとともに、経済的な数値だけでは比較できない本県の優位性についてもアピールをしていきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○黒木正一議員** 知事がマラソンで南郷に入ったときに、私は、西郷村と北郷村の祭りのはしごをしておりまして、どこへ行っても、きょうは知事がマラソンに来ているという話がありました。やはりああいう田舎にとりましては、知事が来ていただけるというのは非常にみんなうれしいことでありまして、そういう機会を多くつくっていただきたいと思っております。

それでは、地方創生の「小さな拠点」についてお伺いをいたします。政府の人口減対策と地方創生の方針となる長期ビジョンと、2020年までの施策を示す総合戦略の最終案が昨年暮れに示されました。総合戦略では、東京一極集中の抑止対策として、地方の雇用創出、地方への移住、若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現、時代に合った地域づくりの4点を基本目標に据え、さまざまな施策に取り組むことになっています。地方創生ブームに終わらせない、息の長い取り組みにできるかが問われていると思います。都市のコンパクト化や連携中枢都市圏という施策があるので、村を捨てて中核都市へ移れということかと思いましたが、小さな拠点の形成支援とあります。

昨年7月に打ち出された国土交通省「国土のグランドデザイン2050」では、全国で5,000カ所

に小さな拠点を整備することが示されました。これがベースになっているのですが、これまでの「国土の均衡ある発展」からの転換であり、地方の切り捨てにつながると懸念する声も聞かれましたが、人口減少の続く中山間地域において今後人口をふやそうとしても、受け皿となる集落がなければ不可能で、今のうちに対策を打たないと手おくれとなり、地域の暮らしを維持・存続させる「守り」から、若者の移住や農業の6次産業化による雇用創出など、地域の活力を生む「攻め」として位置づけられているのではないかと思います。小さな拠点とはどのようなものか、内田副知事に所感をお伺いします。

**○副知事（内田欽也君）** 小さな拠点は、昨年7月に策定された「国土のグランドデザイン2050」の基本戦略の一つとして示されたものでありまして、集落が散在する地域において、商店ですとか診療所など、日常生活に不可欠な施設あるいは地域活動の場を、歩いて動ける範囲に集めるとともに、この地区と周辺集落等とを交通や情報のネットワークで結びつけて、地域全体を守り支えていこうというものであります。

人口減少が進行する中で、生活に必要な質の高いサービスを効果的・効率的に提供するとともに、自然や文化、地域交流といった地域の有する多様性を維持・発展させていく役割を担うものとして、この「小さな拠点」というものを位置づけているところであります。

本県においては、地域の置かれている状況はさまざまであることから、市町村とも連携しながら、その実態をよく踏まえた上で、地域全体を守り支える取り組みを展開してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 拠点を核にした地域づくりをどうするのか、それを担う人材をどう確保するのか。地域側の工夫、創意が求められるというふうに思いますけれども、国土のグランドデザインには、「多様性と連携による国土・地域づくり」を掲げております。このグランドデザインには、国土交通省のコンクリートのイメージとは何か違う表現があります。例えば、「多様性のある地域で暮らす中で、人は地域に愛着を持ち、そこがふるさとになる。ふるさとが長い年月を経て、それぞれの文化を育み、人は地域の文化を呼吸しながら生きていく存在。住みなれた地域に住み続けたい思いは最も大切にしていかなければならないものの一つ」と、こういう記述がありまして、何か経済優先ではない、心の豊かさというか優しさが感じられます。

次に、移住対策について伺います。地方創生総合戦略では、全国移住促進センターを開設し、地方移住のあっせん件数を1万1,000件という目標を掲げています。知事は政策提案の中で、移住対策として、本県の魅力、暮らしやすさ、快適な生活環境などを強力にアピールし、移住希望者に対するサポート体制を整備し、現役世代や高齢者の県外からの移住やU I ターンなどを積極的に支援するとし、4年間で1,000世帯の目標を掲げていますが、その根拠について伺います。

なお、相談拠点の整備については、横田議員の質問にありましたので、省略させていただきます。

○知事(河野俊嗣君) 本県は、合計特殊出生率が全国第2位であるなど、自然増の対策に関しては高いポテンシャルを有している一方で、大学進学や就職時の若年層を中心に大幅な社会減となっているところであります。これが本県

の人口減少の大きな要因になっているところであります。

このため、雇用の創出などにより転出の抑制を図るとともに、移住・U I J ターンなどの転入促進を図ることが大変重要であると考えております。先ほど御指摘がありましたように、諸塚などでは「緑の雇用」などのIターンの方、また美郷では炭焼きに引かれる方、そして沿岸部ではサーフィンと、本県ならではの魅力ということで、宮崎に移住してきたい、そのようなニーズなり需要というのはかなりあるものと感じておるところでございます。

そのような認識のもとに、政策提案におきましては、平成27年度からの4年間で1,000世帯の移住実現という、かなり思い切った目標、高い目標を掲げて頑張っていこうとしておるところでございます。このため、拠点整備を初め、移住・U I J ターン施策を大幅に強化する具体策について、本日提案した補正予算案に盛り込んだところでございます。各市町村との連携強化や情報収集を行いますとともに、就労先を確保するための県内企業の開拓・マッチングを行う拠点づくり等をしっかりと進める中で、移住対策にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 島根県にあります中山間地域研究センターの藤山氏によりますと、人口1,000人の集落で、毎年、4組の家族、30代前半の子供連れ夫婦で4歳以下の子供が1人、こういう家族が2組、20歳代前半のカップルが2組、合計10人の地域外からの流入が生じると仮定すると、高齢化率は10年後にピークとなり、それ以降はむしろ低下する。人口減少幅も大幅に緩和される。つまり、地域人口の1%を毎年取り戻すことで、人口減少、高齢化、少子化はストッ

ブできると。これを「地域人口1%取り戻し理論」と言うんだそうです。これは国土のグランドデザインにも活用されておりますけれども、何組・何人という現実的な数を目標とすることにより、地域の展望が見えてくるのではないかと思います。

次に、外部人材の活用ということで、地域おこし協力隊について伺います。地域おこし協力隊は、主に三大都市圏の住民を過疎に悩む自治体が受け入れ、任期後の定住につなげるもので、定住促進に一定の成果が出始めており、13年度の調査では、地元企業に勤めたり起業したりして、任期後も同じ市町村に定住している隊員は48%、周辺市町村を含めると56%とのことであります。

昨年、高知県に行った際に、高知県では、地域活性化策として、協力隊を1年後には倍にする計画で、ちょうど訪問した日に、協力隊員受け入れ市町村、受け入れていない全市町村も集合して会議を開くということでありました。国は、農水省の「田舎で働き隊！」を地域おこし協力隊に一本化し、2016年までに3,000人と大幅な増加を目指していますが、本県の隊員数、定着率、今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 地域おこし協力隊は、現時点では、都城市など8市町村に24名の方がいらしております。また、これまで県内では9名の方が任期を終了しておりますが、現在、3名の方が活動された市町村に定住されているという状況でございます。地域おこし協力隊は、地方創生に取り組む上でも大いに活用すべき制度であると考えておりますので、市町村への説明会を行うなど、より一層の導入促進を図りますとともに、隊員の方々の活動の

活性化及び任期後の定住・定着を図るため、隊員の方々や受け入れ市町村との意見交換会、研修会を実施するなど、サポートをしっかりとまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** それでは、受け皿づくりについてお伺いをいたしますけれども、地域おこし協力隊の任期終了後の働く場がなくて定着がかなわなかったなど、協力隊を受け入れる自治体にもいろんな課題があり、国の支援が終わった後の隊員のリスクを考えると募集できない市町村もあるということで、定住のためのサポート体制は重要と思われま。地域おこし協力隊でもありますけれども、ほかのU Iターン者のサポート体制も、この田園回帰を単なるブームで終わらせないためにも重要であると思われま。若者の移住で知られる隠岐の島、海士町では、過去10年間で452人が移住したものの、150人は転出、1次産業で稼ぐ基盤がないと定住は厳しいのが現実と言えます。サポート体制をどうしていくのか、稲用副知事にお伺いします。

**○副知事（稲用博美君）** 移住者が円滑に地域に溶け込んで定住していくためには、今お話にありましたように、サポート体制が重要であると考えております。実際に移住された方の中からも、当初、挨拶先もわからないという中で、公民館長さんたちのサポートによって大変助かったというような声も出ております。また、日南市におきましては、「日南市移住者の会」というのが設立されておまして、移住者同士の情報交換、そして行政との意見交換の場ともなっております。このように、移住者、地域住民、さらには行政が連携して、地域全体で受け入れ環境をつくっていくことが重要であるというふうに思います。

このため、県といたしましても、暮らしや雇

用に関するワンストップ窓口を設置しまして、フォローアップに努めたいと考えております。また、市町村でもさまざまな取り組みをやっております。サポート体制を充実してきております。例えば、移住者と地域の人との橋渡し役となる人を置くとか、あるいは移住者のネットワークづくりをする、そういう取り組みがありますので、それらの取り組みに対しても支援をしてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 私は、過去に何度か、中山間地域における所得対策として、例えば、現在ある林業技術センターに農業部門を併設した中山間地域振興センターを設けたらどうかという質問も行いましたけれども、6次産業化への相談窓口の設置とか、多様なサポート体制が必要と思います。農水省の「田舎で働き隊！」という事業がありますけれども、この事業の後に定住した人へのアンケートを見てみますと、「何が不満か」という問いに対しまして、6割の方が「所得に不満だ」と、4割の方が「医療に不満だ」と、また同じく4割の方が「教育」というふうに答えたとありますけれども、この3要素が定住を続けるために重要ではないかというふうに思います。

そこでまず、教育について。小中学校の統廃合についてお伺いをいたします。昨年、特別委員会熊本県多良木町に行きました。多良木町は人口約1万人。そこにある槻木地区は、ピーク時の10分の1、約140人。住民は全員50代以上で、過半数が70～80代。その集落に福岡県から集落支援員として家族ぐるみで移り住み、長女が小学校に入学することから、町は休校していた小学校を再開したところでありました。その槻木地区から30～40代がいなくなった一因が、28年前の町立中学校の統廃合で、地域唯一

の中学校が20キロ離れた多良木中に統合され、子育て世代が相次いで槻木を離れた。その結果、地域に2校あった小学校も休・廃校した。学校が地域の浮沈を左右したということでしょうか。

文部科学省は、小中学校の統廃合の検討を自治体に促すための手引を提示しています。本県で基準に該当する学校はどれくらいあるのか伺います。

学校がなくなると、30代、40代の親世代が地域から離れかねず、地域の疲弊につながることを考えられ、少子化が進み、小規模校を抱える自治体にとって頭の痛い問題です。都会から人を呼び込もうとしても、子供の教育もままならないところに誰が移住するのか。財務省は、子供1人当たりの小中学校向けの財政支出が欧米諸国に比べ高水準にあると指摘、児童生徒数に対する教員数が25年間で1.4倍にふえた実態もあり、人口減少に比べて、学校統廃合や教員数の削減が進んでいないことから、統廃合の必要性を示していますが、あくまでも子供の利益を第一に自治体の判断を尊重すべきと考えます。今後、県教育委員会としてどのような対応をしていくのかお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 国の示した手引には、「適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」という目安が出ておりますが、それは小学校が6学級以下、中学校が3学級以下であり、これに該当するのは、県内で小学校が124校、全県下の小学校の約5割です。それから、中学校が50校で全体の約4割です。この手引では、「各地域が抱える実情等はさまざまなので、手引の内容の機械的な適用は適当ではない」とし、「あくまでも市町村における検討の参考資料として利用することが望ま

れる」とされております。公立小中学校の統廃合につきましては、保護者や地域の方々の思いも十分に踏まえながら、市町村が適切に検討し、判断されるべきものであります。県としましては、今後とも、地域の実情に応じたよりよい教育がなされるよう、情報提供とともに、学校規模に応じた適切な指導がなされるよう支援をしまいたいと考えております。

**○黒木正一議員** 私たちが多良木町に行ったときは、ちょうど昨年の夏の高校野球の甲子園の予選大会の前でありましたけれども、多良木高校は非常に強力なチームで、もしかしたら甲子園に行くかもしれないというふうに期待をしておりましたけれども、ベスト16まで行って優勝した城北高校に惜敗したようです。先月、熊本県に行った折に、その多良木高校が高校の再編成で廃校になるということで、町長以下が熊本の市内をデモ行進している画面がテレビに映っておりました。こういう小学校、中学校の統廃合、地域の衰退を見てきた人だからこういうことをするのかと思って見たところでありました。そのように、学校の統廃合というのは地域にとって非常に重いことだなと思います。慎重に進めていただきたいものだなと思います。

次に、僻地出身者で、自宅から高等学校などへの通学が困難な生徒に対する修学支援策について伺います。まず、本県の奨学資金の貸与状況はどうなっているのか、返還の状況はどうなっているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長(飛田 洋君)** 平成25年度の実績値を申し上げますが、貸与者数は4,082名であり、貸与総額は13億822万6,000円となっております。返還されるべき額は合計11億2,183万6,000円で、そのうち約3億円は25年度以前からの滞納額であります。償還率につきましては、当年

度分が79.6%、過年度、いわゆる以前からの滞納分が28.8%であります。全体での償還率は64.1%で、償還金額は7億1,903万2,000円であり、滞納額の合計は4億280万4,000円となっております。現在、返還率を高める取り組みを強化しているところですが、特に課題である従前からの滞納分につきましては、法的な措置などさまざまな対策を講じて、滞納額がふえないよう縮減を図っているところであります。

**○黒木正一議員** 未済額が多いのには驚きますし、また、いろいろ話をする中で、この解消のために大変な努力をされているという現実がよくわかったような気がいたします。地方創生「みやざきモデル」には、理想とする子供を持たない理由として、教育に要する経費がその要因として挙げられており、大学の自宅外通学費用、特に仕送り費用が大きいことが書かれています。しかし、高校の自宅外通学のことは、数が少ないからか、書かれていません。少子化対策として、子育て、教育に要する経費を社会全体で分かち合う「こども保険制度」の創設を具体的対応として国に求めています。例えば、義務教育だから親の経済的負担は少ないかもしれませんが、椎葉村では、70人いる中学生のうち半数以上の38人は、親元を離れ、寮生活を送っております。来年度はもっとふえるということでもありますけれども、このような現実があることも国に知ってもらおう努力をする必要があるのではないかなというふうに思います。

例えば、高校に自宅から通学できない地域に移住した人は、中学校卒業時に大きな経済的負担に直面します。高校生で一般育英資金貸与人数は、25年が3,700人ですけれども、へき地育英資金を利用している人は218人と少ないのですが、奨学金の充実など負担軽減策が必要と

と思いますが、教育長の考えをお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 高等学校等に進学する子供を持つ僻地在住の保護者等の経済的負担の軽減のため、県内6カ所に、一般の下宿などより安価な経費で利用していただける地区生徒寮を設けております。少子化に伴い、県全体の高校生数は減少している中ではありますが、地区生徒寮は10年前と比べて定員をふやしてきております。そういう形で十分な対応ができるよう努めているところであります。また、育英資金では、僻地出身者を対象としたへき地育英資金において、一般の奨学資金に上乘せした額を貸与しております。現在、高等学校等就学支援金制度などにより授業料を支援しているところでありますが、さらに今年度からは、低所得世帯に対しましては、返済を必要としない奨学のための給付金制度を設け、授業料以外の教育費の負担軽減も図っているところでございます。

**○黒木正一議員** 生徒寮につきましては、今、寮費が月額3万弱だと思います。それから比べると下宿代は非常に高いものですから、助かっております。

学校の統廃合、高等教育における奨学金の充実を質問いたしましたのは、家族単位での長期的な移住の場合、家族のライフコースに応じた課題に対応していかなければならないと思うからです。子供の学校の統廃合に向き合うことになるかもしれない、また、中学・高校卒業時には、進学に伴う費用の負担が課題となります。その負担は絶望的な壁となる可能性があり、都市部への逆リターンも考えられ、学費などをより本格的な奨学金で支えるような仕組みが今以上に充実されなければならないと思ったからです。

次に、移住者が不安、不満と答え、定住に不

可欠なのが、地域医療環境の充実であります。

そこで、非常備消防地域の救急対策について伺います。現在、非常備消防地域は全国に35町村あり、そのうち21が離島で、本土には14町村。ことしの4月に西臼杵3町が常備化されますので、残り11カ所となります。そのうち4カ所は、本県の美郷町、西米良村、椎葉村、諸塚村です。そのうち、美郷町、椎葉村、諸塚村の東臼杵南部管内における火災出動件数は、平成24年度2件ですが、救急出動は344件となっております。人口が減少し、消防団も減っていますが、問題は、救急救命士などがない救急搬送体制です。医師の確保による体制整備はもちろんですが、救急業務の常備化などが今、美郷町では検討されているようではありますが、非常備消防地域のモデルとなるような救急体制はできないのか、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 消防業務につきましては、西臼杵郡の3町で、本年4月1日に消防本部が新たに設置されまして、常備化が実現することとなっております。常備化が行われていない美郷町などの4町村におきましては、火災に関する業務は消防団が担い、傷病者の救急に関する業務は、それぞれの町村におきまして救急車を所有し、搬送業務をしている状況でございます。

このようなことから、今後、美郷町が民間の救急救命士を活用することになれば、これまでできなかった気道確保や薬剤投与などの救急救命措置が可能となり、救命率の向上に資するものと考えております。一方で、民間の救急救命士の導入に当たりましては、医療機関との円滑な連携や訓練の実施方法などの課題もあると考えておりますので、今後、必要に応じ助言を行ってまいりたいと考えております。



○黒木正一議員 かわりまして、入札制度についてお伺いをいたします。建設業は、企業立地のない中山間地域における重要な雇用の場であり、事業量が減り、雇用力も減少したものの、なお、その重要性は大きいものがあります。しかし、国の財政政策の一貫性のないことなどが建設業界を振り回し、雇用状況は不安定なものになっています。公共事業がピーク時の半分以下になっても、民間事業のほとんどない中山間地域では、公共事業に依存しているのが実情です。ただ、安定的な事業量の確保がなければ、地域の雇用を支えていくことは容易なことではありません。そのような中で、地域企業育成型の充実・拡大など、地域企業がさらに受注しやすい入札制度の取り組みを求める声がありますが、考えを県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 建設産業は、県内の地域雇用の受け皿として、また災害対応など地域の守り手として大変重要な産業です。このため県では、従来より入札参加資格におきまして、小規模な土木一式工事では、入札に参加できる地域を土木事務所ごとの11ブロックとするなど、地域要件を細分化してきたところです。また、入札方式につきましては、価格のみの一般競争入札のほか、技術力や地域貢献度の高い企業が有利となります、地域企業育成型などの総合評価落札方式に加えまして、昨年度より、災害対応力の強化の観点から、地域企業の育成・確保を目指して指名競争入札を試行し、地域の企業が受注しやすい環境を整えているところです。県としましては、公平公正で透明性の高い入札制度の構築を念頭に、今後とも多様な入札方式を併用し、地域の建設産業の育成に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 建設投資、業者数が減少する中で、地域維持型契約が来年からスタートしますが、その目的についてお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 災害対応やインフラの老朽化対策におきまして重要な役割を果たす建設産業は、建設投資額がピーク時から大きく減少するなど、依然として厳しい状況となっております。こうした中、昨年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる品確法が改正されまして、多様な入札及び契約の方式として地域維持型契約が示されましたことから、本県として、いち早く導入することとしたものです。

この制度につきましては、県内全域を17地区に分け、道路や河川などの維持管理業務を包括して発注するもので、社会資本等の適切な維持管理及び地域における災害対応力の強化が図られまして、ひいては、中長期的な担い手の育成・確保につながるものと考えております。今後、来年度の試行内容の検証を行い、さらによりよい制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 続きまして、大学との連携による地域振興についてお伺いをします。昨年、委員会の調査で、大学地域貢献度ランキングで3年連続日本一の信州大学に行きました。信州大学は、文部科学省が具体的な地域課題の解決にまで踏み込んだ大学の機能強化を支援する「地（知）の拠点整備事業」、いわゆるCOC事業で地域戦略センターを開設し、中山間地域に特化した課題解決を目指し、地元の自治体や企業などと連携し、問題解決だけでなく、地域ブランドの可能性や再生エネルギーの利用促進などを通して持続モデルの構築を目指すなど、それ以外でも多岐にわたって地域支援を展開し

ており、教育効果も大きいという説明でありました。

地元宮崎大学も、25年度にCOC事業の採択を受け、「食と健康を基軸とした宮崎地域志向型一貫教育による人材育成事業」として、さまざまな取り組みを行っています。ちなみに、地域貢献度ランキングは、過去2年間20位台でしたが、2014年は49位となっています。日本経済新聞社が全国747の国公立大学を対象に調査したものですから、宮崎大学はかなり上位といえます。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも、地方に人をふやす重点分野に、地方大学の活性化が挙げられています。少子高齢化で地方が疲弊する中、若者を集める機能を持つ大学が果たすべき役割はますます大きくなると思われまます。大学との連携による地域振興策の今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 県内大学と地域が連携した取り組みにつきましては、ただいま御紹介いただきましたように、宮崎大学が昨年度、国のCOC事業の採択を受け、教育・研究活動等に取り組んでおられるほか、九州保健福祉大学では、地元企業と医療機器の共同開発に取り組んでおられるなど、地域の課題解決のために、学生や大学の研究成果等を積極的に活用しようとする動きが出てきているところでございます。

また、宮崎大学では、将来の地域のリーダーを養成する「地域資源創成学部」、これは仮称ではございますが、新学部を来年4月に開設する予定でございまして、県内大学と地域が連携する場面がこれまで以上にふえてくるものと、大いに期待しているところでございます。

県といたしましても、このような取り組み

が、本県のフードビジネスを初めとする産業振興、あるいは中山間地域に不足している専門人材の育成や若者の定着等、地域の活性化に寄与するものと考えておりますので、市町村や企業等とも十分に連携しながら、積極的に協力してまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 次に、中山間盛り上げ隊についてお伺いをいたします。中山間地域の祭りに行く機会が多くあります。そこで中山間盛り上げ隊の活動をよく見かけます。地域の住民と密着し、そこにいるのが当たり前のように活躍し、地元の人よりも盛り上がっている隊員がいるなど、今や地域の行事になくてはならない存在になっています。ある祭りでは、あした地域の結婚式があるので、祭りの片づけをしてほしいといった、大変ずうずうしいような要求をしておりました。他県からも注目され、調査にも来ているようですが、これまでの活動状況、それから、新たに登録する隊員がいるのかをお伺いします。また、盛り上げ隊をシステム化し、「宮崎方式」を確立すると知事の政策提案にはありますが、今後どのような取り組みを考えているのか、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 中山間盛り上げ隊ではありますが、昨年度は109回、今年度も1月末の時点で、昨年度とほぼ同水準の94回実施をされておるところであります。63名の新規登録を含む現在575名の隊員で活動しているところでもあります。私は、集落のあらゆるニーズに対応する中山間盛り上げ隊は、自助・共助・公助、また、民間と行政の協働モデル、または都市住民と農山漁村の協働という一つの先進事例であるというふうに考えておまして、この仕組みを社会的なシステムとして確立し、より広めていくことを宮崎方式と表現したところでもあります。そ

のためには、まずは、これまで取り組んできたボランティアベースでの活動に加え、企業などの社会貢献活動と連携をしまして、より多くの参加者が盛り上げ隊などの共助の仕組みを活用していただく、そのような仕組みを考えていきたいと思っております。地域活動への積極的な参画というものを促進してまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 全国の状況がどうなっているかよくわかりませんが、これは他県が興味を持って調査に来ているということですから、全国に誇れる宮崎モデルになるのではないかと期待をしております。

次に、少子化対策についてお伺いをいたします。国の子ども・子育て支援新制度が来年度実施されるのに伴い、県に策定が義務づけられております支援事業計画「みやぎ子ども・子育て応援プラン」が今議会に提案され、結婚を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援が掲げられています。本県の合計特殊出生率は1.72と全国第2位で、「未来みやぎ創造プラン」では、2030年に2.07を目指していますが、若年女性人口の減少や未婚化、晩婚化などによって出生数は減少傾向にあり、少子化対策には結婚・出産・子育て環境の充実が求められています。知事も政策提案の中で、切れ目のない少子化対策に取り組むとしていますが、実施に当たっての決意をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は、子ども・子育て支援というものは、大切な一つの未来への投資だと考えているところであります。政策提案の中で、今御指摘いただきましたように、出会い・結婚・妊娠・出産・育児というライフステージに応じた切れ目のない支援に努めていくとしたところであります。

この提案を具体化する事業として、今回、国の交付金を活用しまして、出会いから育児までの支援をパッケージとして一体的に推進します。みやぎ少子化対策総合サポート事業を、今年度2月追加補正予算の中で提案させていただいたところであります。

具体的には、結婚支援としましては、1対1のお見合い事業というものに取り組むこと、そして出産支援としまして、男性不妊・不育症治療に対する助成を行う。また、子育て支援としまして、県下全域で子育て家庭が緊急時に子供を預けることのできる体制づくりを、それぞれ盛り込んだところであります。

これらの取り組みによりまして、「未来みやぎ創造プラン」で掲げております、2030年に合計特殊出生率2.07という戦略目標の達成——人口維持に必要な2.07を目指していこうと、これも相当高い目標であると考えておるところであります——を目指して、市町村や関係団体等と連携を図りながら、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 具体的に聞いてまいりますが、今、恋愛結婚する人は年間約60万組で、40年間ほとんど変わっていないんだそうですけれども、見合い結婚をする人が約4万組、これは40年間で10分の1に減っているんだそうです。若い独身男女を紹介する機能が地域から喪失しているのではないかとということで、この機能を補完することが自治体に求められているのではないかと、日本創成会議の増田さんなんかは言っております。内閣府の11年の調査によりますと、都道府県の3分の2、市町村の3分の1が結婚支援に取り組んでおり、ある県では、世話焼きおばさん・おじさん復活事業に取り組んで700人が活動中と。また、ある市では、お結

び課という課を設置し——これは武雄市ではなかったかと思うんですが——3名の職員を置くなど、各地でさまざまな取り組みが行われています。結婚支援のみやざき結婚サポート事業の概要について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** この事業は、「あなたの運命の人を紹介します」をキャッチフレーズに、県において会員制のお見合いシステムを新たに構築し、1対1のお見合い事業を実施するものであります。また、この事業を推進するために、仲人的役割を担い、独身男女の背中を押していただく「愛結びサポーター」を養成・確保していくこととしております。結婚支援対策としましては、従来から、婚活イベントを実施する民間団体等に対して支援を行っていますが、一部の若者などからは、イベントにはなじめないとか、参加しづらいとの声も伺っているところですが、このような中、昨年6月議会において、議員から、愛媛県の取り組みの紹介があり、本県でも取り組んだらどうかという提案もございました。その後、その他の県の取り組みも含めて調査しましたところ、1対1のお見合い事業により、大きな成婚実績が上がっている状況もわかりましたことから、今回、同県などのシステムを参考にしながら、中山間地域の振興や後継者確保のためにも事業化したいと考えているところでございます。

**○黒木正一議員** 運命の人に多くの方がめぐり合うことを期待したいというふうに思います。

続きまして、出産支援についてお伺いをいたします。当初予算に不妊治療費助成事業がありますが、特定不妊治療で生まれる子供の数はどれぐらいの割合でしょうか。福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 平成25年8月の厚生労働省の検討会報告書によりますと、体外受精などの特定不妊治療により出生した子供の割合は、出生数全体の約3%を占めているとされております。

**○黒木正一議員** 3%というのは非常に多いかと、知らなかったものですから、そういう気がいたします。不妊で悩む夫婦は、特に女性のほうが責任を背負っているようなところをよく見かけますけれども、男性に原因があるのはどれくらいですか。また、男性不妊治療費の助成について追加補正予算に提案されていますが、その概要についてお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 世界保健機関の調査結果ですが、男性に不妊の原因があるケースが5割近くとされております。このため、現在実施している女性を対象とした特定不妊治療費助成事業に加えまして、男性不妊治療費助成事業として、無精子症などの男性不妊を対象に、1回当たり最大5万円の治療費助成を行いたいと考えております。この事業により、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減とともに、健やかな妊娠・出産の増加につながるものと考えております。

**○黒木正一議員** 続きまして、子育て支援についてお伺いをいたします。合計特殊出生率が上位の自治体は、九州・沖縄の離島に集中しており、東京と比べて1人当たり所得が半分以下のところですが、離島の状況を調査した熊本大学の徳野先生は、離島における合計特殊出生率の高さは、わかりやすく言えば、「赤ちゃんの枕元に100万円積んでも泣きやまないし、ハイテクのコンピューターをつけても成長しない。赤ちゃんを抱っこする手の数の多さが、子供の生み育てやすさのメルクマールになるということだ」

と言っております。ほかにもさまざまな要因はあるかと思いますが、急な出来事が起こったときや病気になったとき、周りの誰かが助けてくれる、地域に子育てをサポートする仕組みがあれば安心を生み、子供も生まれる。しかし、地域にその仕組みが弱くなっている。その支援機能の充実が必要ではないかというふうに思いますけれども、子育てサポート事業の概要について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** この事業は、子育て家庭が、出張や冠婚葬祭などの急な用事が入った際に、地域に居住する子育てサポーターが一時的に子供を預かるという援助の仕組みを、県下全域において構築したいと考えているものでございます。子供の一時預かり事業につきましては、現在、県内において、都市部の10の市町では、ファミリーサポートセンターを設置して取り組んでおりますけれども、中山間地域を初めとするセンターのない市町村においても、一時預かりのニーズに対応する必要がありますことから、今般、県において「みやざき子育てサポートセンター」を設置し、子供の預け先に困っている子育て家庭と、県が今後養成する子育てサポーターとをコーディネートする仕組みを設けていきたいと考えております。

**○黒木正一議員** それでは次に、女性の活躍・躍進に向けた取り組みについてお伺いします。安倍内閣は、すべての女性が輝く社会づくりを推進するとしています。また、知事も政策提案において、「真に豊かな暮らしを実現するためには女性の視点や感性が不可欠であり、宮崎県を女性が活躍し、輝いている社会にしたい」と述べられております。地域が元気であるためには、女性がその感性と能力を生かし、生き生きと働くことができる環境の整備が必要であると

考えますが、知事の考え、それに向けて今後どのように取り組まれるのかをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私が目指す「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現をしていくためには、女性がその意欲と能力を生かしながら、社会で活躍できる環境を整えることが大変重要であると考えております。また、宮崎県内、実感として女性が元気だと。さきに話をしましたマラソン大会にしても、いろんなイベントにしても、女性が元気なイベントというものは非常に活気あふれるものになる。また、地域の活力を感じるところでございます。

県では、今年度、企業向けのフォーラムや女性向けセミナーを開催し、女性が働きやすい就業環境の整備に取り組んでいる企業や、自分らしく働いている女性を紹介するなど、機運の醸成を図ってきたところであります。さらに、企業等において女性が多様な働き方を実践できる環境づくりを行うために、今後、企業や商工関係団体などで構成されます、女性の活躍を推進していくための組織を立ち上げてまいりたいと考えております。この組織に多くの企業に参加していただくよう、そして、県内全域でそのような機運が盛り上がるよう、支援をしてまいりたいと考えておりますし、また、さまざまな団体への働きかけ、そういうことで積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 次に、観光行政に関しまして質問をさせていただきます。

まず、「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例」についてであります。本県を訪れる観光客は、25年度の統計調査では9.2%増加し、特に宿泊客が15.8%増加しています。また、宮崎—香港線の国際定期路線の開設が決まり、プロ野球オリックスが宮崎市でキャンプを張るな

ど、新たな流入人口の増加が見込める明るい話題が続いております。知事は政策提案の中でも、県内の延べ宿泊数350万人を掲げ、官民一体となった観光戦略プロジェクトを立ち上げるなど、観光宮崎の再興に強い意欲を示しています。東九州自動車道の北九州までの開通、東京オリンピック・パラリンピックの開催などを見据え、観光施策に、より戦略的に取り組んでいく必要があると思っておりますが、今回提案された「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例」の制定の狙い、また、宮崎の観光再興に向け、今後どのような観光施策を展開していくのか、考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 地方創生の取り組みがいろいろ進められている中で、観光というものが、地域経済の活性化や雇用機会の増大に貢献する、非常に裾野の広い総合産業であるというようなことがございます。また今、特に海外からの観光客が1,000万人を超えるかどうかと言われていたのが、いつの間にか1,300万人を超す大変大きな我が国への人の流れ、観光客の流れがあるわけでありまして、そういう状況の中で、本県の観光を改めて再興し、活性化させていくことは、県政の重要な課題の一つであると考えているところであります。

そのため、本県観光振興の基本的な理念や方針、観光に携わるさまざまな機関の役割などを、新たに条例として定めることによりまして、関係機関が連携し、総合的かつ計画的に観光の振興に取り組むこととしたところであります。

また、今後の観光施策につきましては、官民一体となった観光戦略プロジェクトチームを立ち上げまして、具体的な戦略を企画・実践しますとともに、これまでの実績を生かした地方型

MICE都市みやぎきや、一段と進化したスポーツの聖地としてのスポーツランドみやぎきの展開、さらには、国際定期便の開設などを踏まえた外国人の受け入れ環境の改善・強化など、さまざまな取り組みを進めることによって、本県の観光の再興を目指してまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** ことしの5月に、宮崎県において第60回日本身体障害者福祉大会が開催されると聞いております。県内外から3,000名近くの関係者が参加する大会と聞いておりますけれども、この大会の概要について福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** この大会は、障がい者の自立と社会参加の促進、さらには参加者相互の交流を目的に、全国の身体障がい者団体の代表者などが一堂に会するもので、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会と開催県の身体障害者団体連合会が主催して、毎年度開催されております。

ことしの大会は、本県では初めて開催されるもので、シーガイアコンベンションセンターを会場に、5月25日、26日の2日間で行われ、プログラムとしましては、障がい者の自立などに関する基調講演やシンポジウム、障がい者福祉の向上に功績のあった功労者の表彰のほか、宮崎をPRするアトラクションなどとなっております。全国から約2,700名の方が参加される予定であります。県としましては、大会の円滑な運営が図られますよう、市町村とも連携して支援を行ってまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 実は県外の友人から、バスで宮崎のこの大会に出席すると、ついては宿泊施設をあっせんしてほしいと。観光案内までしてほしいということで連絡があったものですか

ら、少し慌てたんですけども、どこに案内したらいいのか、どこが宿泊が可能なのかということで、県のほうに相談をしたんです。身体障がい者の大会でありますから、車椅子利用者とか障がいに配慮した運営が必要と思いますし、本県では初めての大会ということでもありますので、宿泊施設など十分に対応できるかどうか。どのように対応が行われるのかお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** この大会における宿泊につきましては、各都道府県等の身体障害者団体連合会が参加者を取りまとめられて、事務局である本県の身体障害者団体連合会に申し込むこととなっております。現在、その手続きが進められております。参加される方個々人の状況を把握するために、申し込みの際には、車椅子の使用や手話通訳、オストメイトトイレなど、宿泊に際して配慮が必要な点について申し出ていただくこととしておりまして、これらの御要望にも十分留意して宿泊施設のあっせんが行われることとなっております。

**○黒木正一議員** いろいろ話をお聞きして安心したところでありますけれども、外から地域に人を呼び込むときに、これから伸びが期待できるのは、外国人、それから、高齢者、障がい者ではないかというふうに思います。高齢者や障がい者にとって快適なまちは、地域の人にとっても快適なまちになるはずでありますし、配慮の行き届いたハード・ソフトは、地域にとっての財産として、地域の魅力を高める上でも間違いなく貢献すると思います。

先月、県立図書館で、県政の重点施策情報発信事業として、「人にやさしい福祉のまちづくり展」が行われており、そこで、高齢者や障がいを抱える人々、その同行者が旅行する際に有

益となる、観光情報やバリアフリー対応情報を盛り込んだ冊子などの紹介がされておりましたが、本県のおもてなしの目玉の一つとして、高齢者、障がい者に優しい観光地づくりを掲げたいと思います。このような取り組みを障がい者行政の延長として考えないで、観光部局が問題意識を持って福祉部局と連携して、外からの受け入れを地域の問題として捉え、取り組む必要があるのではないかと考え、積極的に取り組むではと思います。観光施設や宿泊施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者が安心して楽しめる人に優しい観光地づくりを進めることは、おもてなしの観点からも、今後の観光施策の大事なポイントではないかと思いますが、商工観光労働部長に所見をお伺いします。

**○商工観光労働部長（茂雄二君）** 障がい者を初め、全ての方々が安心して観光を楽しむことができる環境の整備は、観光地づくりの面でも非常に重要な視点であるとともに、新たな観光需要の掘り起こしにつながるものと考えております。県としましては、これまでも、障がい者用の駐車場やトイレ、車椅子で行ける観光地などの情報提供を行うなどの取り組みを行っております。また、「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例（案）」におきましても、観光振興の基本方針の一つとして、高齢者、障がい者、外国人を初め、全ての人々が安全かつ快適に観光を楽しめる環境づくりを推進することとしております。今後さらに、この条例案の趣旨を生かしながら、市町村や関係機関等と連携し、バリアフリーの推進など、人に優しい観光地づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 次に、障がい者の就労支援について伺います。第4期宮崎県障がい福祉計画

によりますと、福祉施設の利用者の一般就労移行を大きく伸ばす目標値を掲げており、企業等の障がい者雇用に関する理解を深めるために、企業向けセミナーの開催など、普及啓発に取り組むほか、障害者就業・生活支援センターによる職場開拓や就職相談、職場定着指導、障がい者の態様に応じたきめ細かな職業訓練等を実施することになっています。そこで、指定管理者が導入されている施設の障がい者の就労支援について伺います。指定管理者選定基準となる地域貢献項目に、障がい者雇用に対して理解があることや、就労支援が整っているかといった審査項目がありますが、雇用の状況はどうなっているのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（成合 修君）** 指定管理者の選定に当たりましては、公の施設の効果的・効率的な運営を図るため、主に事業計画の内容や管理運営能力などを重点に審査いたしておりますが、公共施設であることから、御質問にありました、障がい者の就労支援への対応や環境保全など、地域への貢献等についても審査基準に加えているところであります。

その結果を見ますと、多くの指定管理者において、障がい者の職場実習の受け入れや、障がい者施設への清掃業務あるいは植栽管理業務の委託、物品の購入など、障がい者の就労につながるような取り組みが行われております。また、公共施設の指定管理業務に限りまして、現在、5法人で6名の障がい者の方が雇用されております。今後とも、関係部局と連携しながら、指定管理者による障がい者の就労支援について働きかけてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 公の施設でもあることから、障がい者の就労支援に積極的に働きかけていただきますようお願いをしておきたいと思いま

す。

次に、林業政策についてお伺いします。

まず、川崎市との連携協定についてであります。本県は、川崎市との間で昨年11月に連携協定を結んでおります。昨年1月、宮崎を訪れた川崎市の副市長と私は偶然に街で会いまして、非常に情熱的で熱心な話に感心したのでありますけれども、これまで本県が取り組んできた県産材の首都圏出荷に、146万人を擁する政令指定都市の川崎市を相手に迎えたことで、市場開拓のチャンスが大きく広がる可能性が出てきたのではないかと思います。木材の利用促進などの検討がまず中心となるようでありまして、今後の取り組みについて、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 川崎市との協定における木材分野におきましては、キックオフイベントといたしまして、川崎市内において去る2月7日に、定員を大きく上回る参加のもと、川崎市と共催でフォーラムを開催したところであります。本フォーラムでは、木を使うことの大切さや、本県の有する高度な木材利活用技術について関心を持っていただくとともに、その後の交流会を通じて、人と人とのつながりも一層深まったものと考えております。

今後につきましては、まずは、今回のフォーラム等で興味を持っていただいた民間企業や団体の方々を宮崎に招致し、本県のすぐれた技術に直接触れていただくほか、川崎市と本県が連携し、川崎市における公共建築物の木造化等に向けた推進・支援体制を構築していくこととしております。このような取り組みを通じまして、首都圏における木材需要拡大をさらに促進してまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 今月7日にありました「都市



の森林フォーラム」で、川崎の副市長は、全国、海外への展開を視野に入れていくというようなコメントをしておりましたが、期待をしたと思います。

本県の林業を取り巻く状況といいますのは、中国木材の進出、アジア向け輸出の増加、バイオマス発電所建設など、木材需要が大きく増加しております。輸出を見ましても、特に中国向けが急増して、農水省は、2020年までに農林水産物の輸出額を1兆円にふやし、林産物も250億円に倍増させることを目指していますが、昨年、163億円に伸びたようで、目標達成も夢ではないと言われております。山が大きく動き出しましたが、本県の伐採面積はどれぐらいですか。また、植栽未済地の状況はどうなっておりますか。伐採面積の増加に対応する苗木の生産拡大が再生産のため必要となりますが、どのように取り組むのかを部長にお伺いします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 本県では、杉の人工林が収穫期を迎えるとともに、議員御指摘のとおり、大型製材工場や木質バイオマス発電の稼働等に伴いまして、平成24年度に約1,800ヘクタールであった伐採面積が、1年後、25年度には約2,200ヘクタールと約1.2倍の増加となっております。この伐採面積の約75%が再造林されておりますが、伐採後3年を経過しても植栽されない、いわゆる植栽未済地は、25年度末、約700ヘクタールとなっております。今後の伐採面積の増加に対応し、森林資源の維持を図っていくためには、優良苗木の生産拡大が喫緊の課題であると認識をしております。このため、現在、森林組合など関係団体等と連携を図りながら、苗木需給調整会議において、流域や市町村を単位とした採穂園の整備や生産者の新規参入の促進など、生産拡大に向けた総合的な

対策について検討を進めているところでございます。

**○黒木正一議員** 新たな需要が出現して、伐採面積も当然ながらふえているわけでありませけれども、先人たちが苦勞して育てた木材をどう利用するかも大きな課題ですが、次の世代にどのような森林資源を育てていくかは、もっと重要なことと思います。新たな需要で木材価格は上がりました。しかし、再生産価格かというところ、そうではありません。再造林は補助金に頼っているのが実情です。そのような中、造林補助額が削減されるという説明があり、既に地ごしらえなど植林に向けて仕事をしている現場では不安が広がっております。補正予算の本県への配分がなかったことがその理由と聞いておりますが、補正の規模でこのような重要な事業が大きく変動するのでは、安心して働くことはできませんし、次の世代へ資源を残していくことは難しくなります。このままでは植栽未済地が大きくふえることも考えられます。予算の確保、再造林への対応策について部長にお伺いします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 議員御指摘のとおり、国の森林整備当初予算が年々減少している中で、先般成立いたしました補正予算において本県への配分がなかったことから、来年度の事業実施が大変厳しい状況にあると認識をしております。本県の伐採面積は、今後さらに増加することが予想されます。適切な再造林が行われない場合、植栽未済地の増加や資源の減少が懸念されますので、国に対して、安定的な予算の確保と本県への配分を強く求めているところでございます。

一方、再造林につきましても、周年植栽が可能なコンテナ苗の生産拡大等により、低コスト

化をさらに推し進めながら、切ったら、すぐ植える再生林システムの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 今回、地方創生交付金にかかわる追加補正予算が提案されておりますけれども、割引旅行券とか宿泊券など、目の前の経済対策も必要なのかもしれませんが、このような50年、60年かかるかもしれない国土保全にかかわるような事業にこそ、しっかり取り組まなければ、取り返しのつかないことになるのではないかと思います。国に強く求めていくなど、しっかりと予算を確保する必要があるというふうに思います。

先日、森林組合長の方々との意見交換会を行いました。新たな需要の増加など、林業を取り巻く環境が大きく変わったことから、これまでとは違ったさまざまな意見が出ました。バイオマス発電の原料供給の困難さ、植栽未済地の増加が予想されることから、再生林の重要性、苗木の供給体制に加え、バイオマスの原料としてのポプラなど早生樹の栽培試験研究、深刻な人手不足から外国人労働者の雇用など。そして何より、山元に利益還元できる仕組みづくりが必要ということでありました。新たな需要の増加など、今後さまざまな課題が起きることは間違いないと思いますが、一つ一つ課題を解決して、林業を地方創生の主役にしなければなりません。部長は、これまでよく現場に足を運び、積極的にコミュニケーションを図り、現場の声を施策に反映してきたと思いますが、今後の本県林業の発展への思いについてお伺いをいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 今、本県の林業は新時代を迎えておりました。これまで経験していない状況にあるということを感じ

ておりますし、林業関係団体も、それを感じながら今、行動を起こしているところでございます。その中で、木質バイオマスなど、集材も含めて経験のないことの産みの苦しきの中で、確立するために今、知恵を出し合っているという状況にあると考えております。本県林業の再生を図るためには、豊富な森林資源を余すことなく利用して「宝の山」に変えるとともに、森林資源の再生、若返りを図っていく必要があると考えております。

現在、木質バイオマス発電所の稼働など、県内での出口対策の基盤は整いつつありますので、今後、林業関係者が一体となって、原木を安定供給できる体制を構築していくことが必要であります。そのためには、誇りと希望を持った若い林業技術者を一人でも多く育てることが大切でありまして、林業青年アカデミーの充実など、担い手対策に重点的に取り組んでまいります。また、森林整備につきましては、コンテナ苗の生産拡大による森林施業の通年化など、宮崎モデルとなる林業の構造改革を進めていくこととしております。今後とも、関係団体等と連携して、現場に寄り添った施策を着実に実行し、林業の成長産業化に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** それでは、次に移ります。さきに川崎市との木材利用についてお伺いをいたしました。同じく、川崎市との連携・交流を図る取り組みについて。

この中に、新しい未来を創造する人づくりがあります。両地域の強みを生かした修学旅行メニューの提供を行い、相互交流を促進することが挙げられております。そこで、かつて、全国の小学生に農山漁村で宿泊体験をさせる、「子ども農山漁村交流プロジェクト」がありま

した。本県でも4カ所がモデル地域として受け入れていたと思います。このプロジェクトは、総務、文部科学、農林水産の3省が連携して、農山漁村での宿泊体験を推進し、子供たちの学ぶ意欲や自立心などを育むことを目指し、大変な意気込みであったと思います。今はどうなっているのかわかりませんが、こういうプロジェクトもその一つになるかもしれませんけれども、子供の相互交流や教育旅行など、できるところから長続きする連携・交流に取り組んだらと思います。総合政策部長に考えをお伺いします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 本県と川崎市の基本協定では、本県のすぐれた木材利用技術を生かした取り組みにとどまらず、産業や人づくりの面まで含めた、幅広い連携を構築する包括的なものとしたところがございます。その中で、御指摘ありましたように、次世代を担う子供たちの育成を掲げたところがございますが、都市と地方がお互いの地域資源や特性を生かし合った、将来につながるような交流を図っていく必要があるという認識に基づくものでございます。

例えば教育旅行につきましては、近年、残念ながら川崎市からの受け入れ実績はないところでございますが、今年度、横浜市の高校生を農家民泊で受け入れた事例等もございまして、本協定を契機とした本県での教育旅行受け入れの可能性等についても、川崎市と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

また、本県の農林水産物を活用した「食育」または「木育」などの実施や、スポーツや文化を通じた交流促進など、さまざまな形態による相互交流の可能性についても、今後、川崎市と連携を図りつつ、検討を進めてまいりたいと考

えております。

**○黒木正一議員** この川崎市との連携・協力の取り組みの一つに、活力や魅力のある産業づくりというのがありますけれども、川崎市での本県の観光物産展の開催や、県産果樹を利用した新しいスイーツの共同開発など、フードビジネスの推進とともに、中小企業等の活性化が掲げられ、川崎モデルとして知られる中小企業支援、産学官連携等の取り組みについて、研修など協力を進めると聞いておりますが、川崎モデルとはどういうものか。また今後、中小企業支援にどう取り組むのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（茂雄二君）** ものづくりに係るいわゆる川崎モデルにつきましては、新商品開発や販路開拓などの中小企業の課題等を十分に把握し、それらの課題等の解決に必要なさまざまな専門家等で構成された支援チームが、徹底した助言・指導を現場主義で行う取り組みでありまして、企業等からも高い評価を受けていると伺っております。県としましては、このような川崎市のノウハウ等を、ものづくりや販路開拓など、本県の中小企業支援に生かしたいと考えておりまして、今回の連携協定の締結を契機として、関係者間で協議等を行いながら、本県の実情に応じた専門家チームによる指導・助言の手法などを具体的に検討してまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 今回の追加補正予算にも、川崎市との連携・協力を地方創生モデルとして、全国に先駆けて構築するというのがうたわれておりますけれども、連携・協力が進んで、カーフェリーの川崎航路がまた復活するぐらいの意気込みで取り組んでいただきたいと思います。

次に、農林水産業政策についてお伺いします。

現在、日本においては、農業の成長産業化を目指し、農業の大規模化・法人化、農業分野への企業参入など、いわば農業の企業化が強力に推進されつつあります。2009年に、農業参入の規制緩和を訴える経済界の要請を受けて農地法を改正。それまでは、企業が参入する場合、農業生産法人を設立するか、地域限定の構造改革特区で農地を借りて営農するしかなかったものが、一定の要件を満たせば、全国どこでも農地を借りることができるようになりましたが、本県における企業の参入状況はどうなっているのか。また、参入推進に当たっての考え方について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 本県における企業の農業参入の状況は、平成26年1月現在で、県内の建設業や食品製造業などを中心に108法人で、近年、増加傾向にあります。企業の持つ物流や販路を活用した農業参入は、地域の雇用創出に加えまして、JA等の地域を巻き込んだ新品目の導入や産地拡大等へと発展するなど、フードビジネスを拡大させる原動力となっております。県といたしましては、参入企業と地元の生産者、法人、JA等との連携が重要と考えておりまして、参入前のきめ細やかなマッチング活動から、参入後の経営的なフォローアップまで、ソフト・ハード両面からの総合的な支援を行っております。今後とも、地域農業と調和した形での発展を基本として、企業参入を推進してまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 本県においても相当数の企業が参入しているようですが、先日の新聞によりますと、鹿児島県のある市がいち早く企業参入を進めたものの、その後、撤退が相次

ぎ、耕作放棄地が残る状況にあることが報道されていましたが、参入企業のほぼ全てが赤字で、多くが5年足らずで農業から手を引いたと報告されておりました。営農が継続できるようなフォロー、地域の農業と共存できる発展が望ましいと思います。

農業の企業化の一方、国連は、昨年を「国際家族農業年」と定め、家族農業の有する多面的な価値を高く評価するとともに、各国にその支援を強く訴えているということですが、その背景に何があるのか。本県の農業における家族農業の位置づけについてどう考えるか、お伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 国際連合では、家族農業の多様な活動が、地域の環境と生物多様性の保全に大きな役割を果たし、食料安全保障や貧困の撲滅に効果的な対策であることを広く世界に周知するために、御質問にありましたように、2014年を「国際家族農業年」に決めました。本県の農業経営体の67%を占める家族経営体は、平場から中山間地域まで多様な地域性を生かした農業生産活動を展開しておりまして、農業生産のみならず、多面的機能の維持や地域文化の継承を図る主体として、重要な役割を果たしております。このため、県といたしましては、家族経営体で構成するJAの品目部会や集落営農組織等の組織力、販売力の強化を図ることを目的といたします、産地経営体構想を推進してまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 国連が家族農業年と定めた背景には、アジア・アフリカなどにおける外国資本による大規模農業開発が農村のコミュニティーや自然破壊につながったことがあると言われています。それは、開発途上国のみではなく、日本においても考慮されるべきでは

ないかと思えます。家族農業を定義づけるのは難しいのですが、大小さまざまな農業の存続が農地の持続可能性には必要ではないかと思えます。

次に、漁業についてお伺いします。さきに平成25年の漁業センサスが発表され、本県の漁業就業構造が明らかになりました。これによると、漁業就業者は、5年前と比較すると、3,360人から2,677人と大きく減少し、年齢構成を見ると、60歳以上の割合が5年前の36%から42%にふえており、ますます高齢化が進行しています。さらに、漁業階層別に漁業経営体数の推移を見てみると、沿岸漁業層が経営体数で19.5%の減少、中小漁業層の8.1%に比べ減少が著しいことから、経営規模の小さい沿岸漁業の経営環境がより厳しい状況であると考えられます。家族単位の小規模な沿岸漁業経営体では、経験に基づく技術の伝承が行われてきたと思えますが、高齢化や新規就業者の減少によって、これまでのわざや情報が途切れることも考えられます。沿岸漁業について今後どのような対策を進めていくのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 沿岸漁業においては、漁業者が最適な漁場や操業方法等を総合的に判断する環境を整えることが、極めて重要だと考えております。このため、本議会でお願しております「沿岸漁業改革モデル創出加速化事業」におきまして、県が保有する漁業データを一元化し、漁業者が利用しやすい情報を提供するとともに、多種多様な沿岸漁業の実態に即して、多面的に活用できる仕組みを構築することとしております。これらの基盤によりまして、沿岸漁業の操業効率化と、関係者が連携した戦略的な漁業改革の施策の充実につなげてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 次に、世界農業遺産についてお伺いします。国連食糧農業機関は、次世代に継承すべき重要な伝統農法や農業文化などを有する地域を認定し、その保全と持続的活用を図るプロジェクト「世界農業遺産」を2002年から開始し、世界で31地域が認定され、日本では平成23年に、新潟県「トキと共生する佐渡の里山」と石川県「能登の里山里海」が初めて認定され、現在では全国で5地域が認定されています。昨年、農林水産省は、世界農業遺産の国内候補の一つに、「高千穂郷・椎葉山の森林保全管理が生み出す持続的な農林業と伝統文化」の申請を承認し、現地調査などを経てF A O国際会議で審査されると聞いておりますが、今後のスケジュールと取り組みについて、部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 高千穂郷・椎葉山地域は、昨年10月に国から世界農業遺産の国内候補地の承認を受けまして、ことしの1月に国連食糧農業機関（F A O）への申請書を提出したところでございます。近日中にF A Oの現地調査が行われる予定であり、その後開催される会議の中で、認定の可否について審議が行われると聞いております。当地域は、国内選考において高い評価を受けたところでありまして、県といたしましても、今後は、F A Oに対し、当地域の有する豊かな森林や棚田、焼き畑などの農林業と神楽に代表される伝統文化などが、世界的に重要な財産として認められるよう、地元と一体となって全力でアピールしていきたいと考えております。

**○黒木正一議員** 高い評価を受けているということですので、今後、認定されることを期待したいと思います。

次に、次世代型園芸についてお伺いします。

平成の蘭学と言われ、次世代型園芸をオランダに学べと、多くの関係者がオランダに向かいました。オランダは、九州と同じ面積で、米国に次ぐ世界第2位の農産物輸出国ですが、EUの中央に位置し、農産物の中継貿易や加工貿易を支えていること、5億人というEU市場に隣接し、特に土地利用型農業はドイツ、フランスに委ね、労働集約型の高収益作物への特化が可能で、環境制御技術により高い収量を実現しています。2013年、林農林水産大臣のオランダ訪問を受けて、農水省では、次世代型施設園芸を導入する事業が予算化され、本県においてはJA宮崎中央が参加、先端技術と地域エネルギーの活用と次世代施設園芸拠点の整備を目指すことになり、国富町において事業が始まっています。本県にはオランダにまさる太陽の恵みがあり、コストのかかる完全制御型ではない、宮崎らしい次世代型園芸に取り組むべきとの声がありますが、本県での進め方について部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 本県で進めております次世代施設園芸団地の取り組みにつきましては、主力品目であるキュウリやピーマンの栽培に適した、低コストで気象災害に強いハウスを整備し、豊富な森林資源を生かした木質ペレットによる暖房を行うこととしております。さらに、総合農業試験場で開発したシステムを活用して、ハウス内の温度や炭酸ガスなどの栽培環境を制御することにより、収量・品質の向上を図るとともに、JAの研修システムを活用して施設園芸の担い手を育成するなど、宮崎の特徴を生かした取り組みを行うこととしております。県といたしましては、この取り組みを県内の他産地に波及させることによりまして、将来にわたって、本県施設園芸の維持・発

展を図ってまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** こういう取り組みを通じて若い農業者が育つことを期待したいと思います。

続きまして、家畜防疫についてお伺いをいたします。本県では、昨年12月、延岡市北川町、宮崎市高岡町の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生、2つの農場で合わせて約4万6,000羽が殺処分、埋却されましたが、県職員を初め関係者の皆さんの迅速な対応もあり、発生から早く全域の清浄化が可能となりました。しかし、東アジア全体で鳥インフルエンザと口蹄疫の発生が拡大しています。韓国では、昨年7月、3年3カ月ぶりに口蹄疫が確認され、その後、拡大。2000年と2010年に日本国内で発生したときには韓国でも発生し、関連性が強く、前回よりさらにウイルスの侵入リスクが高いと言われており、警戒を強める必要があると思いますが、韓国での発生の状況と本県における防疫対応について、部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 御質問にありましたように、韓国においては、昨年7月に3年3カ月ぶりに発生した口蹄疫が、12月以降、急速に拡大いたしまして、昨年7月以降、現在までに107カ所で確認をされております。県といたしましては、今回の韓国での発生を受け、緊急防疫会議を開催いたしますとともに、全ての畜産農家等への啓発リーフレットの配布や、情報メール等による的確な情報提供、さらには家畜防疫員による個別農場指導など、緊張感を持って対応しているところであります。また、水際防疫につきましても、宮崎空港、ホテル等の協力を得まして、徹底した対策を講じているところであります。現在、口蹄疫の発生リスクが非常に高まっている状況にありますので、引き続き、市町村や関係団体等と連携しながら、

高い危機意識を持って防疫体制の強化に取り組んでおります。

**○黒木正一議員** しっかりした防疫体制をお願いしたいというふうに思います。

次に、ミラノ万博についてお伺いします。

「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマに、5月、イタリア・ミラノで万博が開催されます。既にいろんな報道がされておりますが、自由貿易が大事だとする米国に対し、日本は、各国農業の多様性を尊重すべきというメッセージを展示に込めるのだそうです。本県も9月に展覧することになっていますが、何をテーマに出展するのか。また、出展企業を募集していましたが、その状況について伺います。このイベントを契機として、輸出販路の開拓に向けてはどう取り組むのか、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** ミラノ国際博覧会は、万博としては初めて「食」をテーマとして開催されるものでありまして、本県は、9月2日から5日までの4日間、日本館が設置をされるわけですが、その中のイベント広場において、「ようこそ！みやぎきの食卓へ」というテーマで展覧をすることとしております。

具体的には、豊かな自然と技術に育まれた宮崎の安全・安心、高品質な食材を現地向けにアレンジした試食を初めとして、神話や文化、観光地の魅力などにつきまして、神楽をやったり、剣道の演舞などを行ったり、また、映像によって世界にアピールするなど、さまざまな工夫を凝らそうとしております。また、牛肉や焼酎、ブリ、茶、乾シイタケなど、EUへの輸出実績や可能性がある県内10の食品メーカーなどが展覧をする予定としております。

また、今回のミラノ万博は、単なる4日間の

出展にとどまらないようにするというところで、EU市場への輸出拡大の契機と捉えておるところでありまして、輸出を目指す企業を育成するセミナーをことし1月から開催しておりますほか、万博終了後には、ドイツで世界最大規模の「食」の商談会が行われるということであり、これにも出展を予定しております。県内からは17の企業が参加をするということでございます。この17の企業のうち、新たにEUへの輸出にチャレンジしようという会社が9社ほどあるということでございまして、いろんな機運の高まりも見られるところでございます。

引き続き、県産品の輸出につきましては、東アジアでの販路拡大を図りますとともに、今後は、宮崎牛の輸出が好調なアメリカ市場などを初めとして、今回のミラノ万博出展を契機としたEUなど新たな市場もターゲットとして、東アジアにとどまらず、「みやぎきグローバル戦略」というものを策定しまして、積極的な販路拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 4日間で終わらせない、そこが大事なのではないかなと思います。ミラノの教会にはレオナルド・ダ・ビンチの壁画「最後の晩餐」があるそうですけれども、万博での出展が最後の晩さんにならぬように、県産品の輸出拡大のきっかけとなるような取り組みをお願いしたいと思います。

次に、日本一の読書県づくりについてお伺いをいたします。

本年度、県立図書館の資料整備費が全国最低レベルに削減され、話題になったことは、県立図書館の役割を考えるきっかけとなりました。新年度当初予算では一転して、「日本一の読書県」を目指した読書環境の整備を掲げ、県民の

読書を支える図書館づくり事業として、県立図書館の充実に取り組むこととなっています。そこには、遠隔地など、県立図書館を身近に利用することが困難な県民の読書環境などを向上させることが言われていますが、県立図書館に直接来館する人への貸出数の地域別割合を伺います。また、マイラインサービスや巡回文庫の利用状況についても、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 平成25年度の実績値で申し上げます。まず、来館された方への貸出冊数の割合でございますが、宮崎市在住の方への貸し出しが91.8%、東諸県郡、西都市、児湯郡が4.8%、その他の市町村が3.4%となっております。2番目に、市町村の図書館等を経由した貸し出しである、先ほどおっしゃったマイラインというサービスなんですけど、この貸し出しました冊数は年間4,600冊ありまして、このうちの約94%が宮崎市以外の方に御利用いただいております。それから、3番目が、移動図書館車「やまびこ号」による貸し出しであります。僻地の学校や特別支援学校、図書館のない市町村を計画的に巡回し、貸し出しました冊数が年間約4万3,000冊であります。このうちの92%が宮崎市以外で御利用いただいております。

**○黒木正一議員** 当然のことながら、直接利用は宮崎市近辺が圧倒的に多いわけでありまして。県立図書館の近くのそば屋さんの壁に幕が掲げてありまして、「本を手にも、心の旅に出かけよう」というスローガンが掲げられておりまして、その下に、「読書の村西米良村 米良のあさよむ村民運動 毎月27日は「あさよむの日」と書いてあるんです。西米良村は、マイライン制度や巡回文庫などのサービスを活用するほか、村独自の移動図書館車「あさよむ号」を導入するなど、県立図書館を有効に活用して

いるようですが、遠隔地など、身近に利用することが困難な県民へ広く図書館の利用を図るため、今後どのような取り組みを考えているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 現在、マイラインサービスや「やまびこ号」による巡回訪問など、遠隔地の方にも県立図書館を御利用いただいているところでありますが、県民の方々から、もっと早く本を届けてほしいとか、訪問の回数をふやしてほしいなどの要望をいただいております。そのようなことを踏まえまして、今後、市町村とより一層連携をして、配送方法の工夫による、より利便性の高い、本を届けるような流通システムの構築を調査・研究してまいりたいと考えております。このほか、探している本や情報を速く正確に御案内できるなど、より質の高いサービスを提供できるよう、県立図書館だけではなく、県内の市町村の図書館等の職員を対象とした研修を県で行い、職員の能力向上を図っているところでございます。

**○黒木正一議員** 私も、県議会議員になって初めて県立図書館に行きました。そこで、宮崎市の人はうらやましいなと思ったものでしたけれども、できるだけ県内全体の人が利用できるような仕組みを構築していただきたいと思っております。

現在、本を取り巻く状況は大きく変化しております。2000年の全国の公立図書館数2,639館から、2013年には3,248館と約600館も増加。一方、町の本屋は12年間で7,000軒潰れ、2014年には1万4,000軒を切り、図書館の貸出冊数が書籍販売冊数を上回り、出版者にとって厳しい状況で、少子化、活字離れ、ネット書店の拡大など、かつて世界有数の「本を読む国民の国」と言われた日本が、今では、「活字離れ」どころ



か「活字危機」の様相で、出版業界は公立図書館を目のかたきにし、本屋文化はアマゾンとの戦い。文化庁の調査「国語に関する世論調査」によると、「1カ月に本を1冊も読まない」と答えた人が47.5%、10年前より10ポイントふえている状況とされています。このような中、本県は、日本一の読書県づくりに向けてどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** これまで本県では、読書を奨励するために、学校における一斉読書の推進でありますとか、家族で読書に親しむ「うちどく」の推奨、また、地域における読み聞かせボランティアの育成などに取り組んできたところでもあります。変化の激しい現代社会に対応するためには、みずから学び、考え、そして行動していく人財を育成することが大変重要であります。そのような観点において、読書というものが大事なツールであるとともに、豊かな人生を送る上でも欠くことのできないものであろうと考えております。先ほど口蹄疫の御議論があつて思ったんですが、消毒だとか防疫というものがある特別なものではなく、畜産経営をする上での標準装備とすべきではないかということを考えておるわけです。読書はある意味、人生を送っていく上での標準装備であつて、習慣づけること。好きだ嫌いだとか、趣味だとかいうものを超えて、習慣づけていくことが非常に重要なのではないかと考えておるところでありますし、宮崎の未来を担う人財を育成していく上でも、その習慣づけをより強化していくことは大変重要であろうと考えております。そのような思いでもって、日本一の読書県を目指そうということを提言したところでもあります。今後、県民の誰もが読書に親しむような日本一の読書県を目指し、県と市町村が連携を深めながら、

全県的な取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** もう一点、日本一づくりについて伺いをいたします。

健康長寿日本一についてであります。知事の政策提案の中にありますが、病気や介護予防の促進と健康寿命を延ばすことは、社会保障費の抑制や生涯を通じた満足度の向上につながり、非常に重要なことと思います。昨年、常任委員会で長野県の取り組みを調査に行きました。長野県は、健康長寿世界一の実現を目指し、住みなれた環境でできるだけ長く健康で過ごせるよう、関係者一丸となって施策に取り組んでいるということでした。長野県が世界でトップレベルの健康長寿である要因として、1番目に、高齢者の就業率が全国1位で、生きがいを持って生活していること。特に総農家戸数が全国1位であること。2番目に、野菜の摂取量が1位であること。3番目に、保健指導員が県下ほぼ全域で活動するなど、健康ボランティアによる自主的な健康づくりへの取り組みが活発なこと。4番目が、人口当たりの保健師数が1位で、地域の保健医療活動が活発なことがあるという説明でありました。

高齢期にできるだけ人の助けをかりずに生活できる期間を延ばすことが、重要課題として、国家再興戦略など国の基本的な方針にまで取り入れられております。例えば、2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延ばすことが大きな目標の一つとなっております。しかし、平均寿命が80歳を超え、今後90歳まで延びていくような状況で、健康寿命を1歳以上も延ばすことは至難のわざと言う人もいます。晩年を迎えてからの心身の機能低下は、どんな努力をしてもいかんともしがたい。その覚悟も必要だということ

でしょうか。

しかし、厚生労働省の推計では、健康寿命を長くして介護が必要な人を減らすと、10年間に5兆円から2兆円程度の医療・介護費用が節減できるとしています。長野県が健康長寿世界一を目指していますから、宮崎県が日本一になることは世界一になることです。どのように取り組むのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 県民意識調査——平成25年度に実施したものでありますが——によりますと、「豊かさとは何ですか」という問いに対して最も回答数が多かったのは、「心身の健康」でありました。私自身も、「健康」は、豊かな暮らしを送る上で最も重要な要素の一つであると考えておるところであります。このため、県民の健康づくりの基本指針であります「健康みやぎき行動計画21」に基づきまして、例えば、野菜を1日100グラムプラスする、運動を1日10分間プラスするなど、生活習慣を見直して、県民一人一人が目標を持って取り組めるような事業というものを積極的に進めてまいりたいと考えております。また、がん検診受診率が向上するための環境整備に取り組むことによりまして、早期発見に結びつけていきたいと考えております。本県の健康寿命——これは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことを「健康寿命」と言うわけではありますが——平成22年現在で、男性が全国11位、女性が8位であるわけであります。先ほどの健康に向けたさまざまな取り組みというものをより一層推進することにより、また、県民全体としてそういう目標を掲げて取り組む機運を高めていくことで健康寿命を延ばしていくことにより、健康長寿日本一を目指してまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 長野県が健康長寿世界一を目指して、健康長寿であるということの原因の一つが、農家戸数が全国1位であるということをおっしゃられておりましたけれども、そういうことでもあります、高齢者農業についてお伺いしたいと思います。全国の農業者の平均年齢は66歳ということでもありますから、高齢者のための農業対策について聞くのもおかしいような気がいたしますけれども、県内における高齢者の就業者数、業種別では農業の占める割合が高いのでお伺いします。まず、高齢者の組織離れが進んでいると聞きますけれども、老人クラブの加入状況、減少している理由について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 老人クラブは、環境美化活動やひとり暮らし高齢者に対する友愛訪問を初め、地域文化伝承や子供の見守りなどのさまざまな活動を通じて、高齢者の生きがいをづくりや地域社会づくりに貢献する団体として活動していただいております。本県におきましては、全市町村に老人クラブがあり、60歳以上の人口に対する加入率につきましては、平成21年には17.7%でありましたが、26年には12.5%に低下しております。

お尋ねの加入率低下の理由でございますが、加入対象年齢の60歳を超えても現役で働いたり、ボランティアや趣味のサークルで活動するなど、ライフスタイルの変化が影響しているものと考えております。

**○黒木正一議員** 26年の加入率が12.5%ということで、加入率が低いと言おうと思ったんですが、考えてみましたら、私も老人クラブの有資格者であるというのを初めて知りまして、ちょっとがっかりしたんですけれども。そういうことで、加入率が低いのも何かうなずけるよ

うな気がしたところであります。

この前、老人クラブの役員の方から、老人クラブはもともと、社会貢献、地域振興のためにできた団体であるという話を聞きましたけれども、元気な高齢者が、その経験、知恵を生かして活躍できる環境をつくることは、健康長寿社会づくりを推進することにもなると思います。高齢者保健福祉計画には、高齢者が生涯現役で農業に従事できるよう、高齢者の豊かな経験や技術を生かした農業生産活動や集落営農活動への参画を促進するとともに、高齢化に対応した生産技術の開発や、営農を補完する作業支援体制などについて充実を図ること、定年帰農者が営農しやすい環境づくりや多様な経験が生かせる能力発揮の場づくりをするとありますけれども、どのように進めるのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農業従事者の減少が進んでいる中で、儲かる農業や活力ある農村を実現していくためには、新たな担い手を育成する一方で、引き続き、高齢者の豊富な経験を生かすための取り組みを進めていく必要があると考えております。このため、県といたしましては、農作業受託組織やコントラクター組織の育成を通じた高齢農業者の営農を補完する作業支援体制や分業体制の充実強化、集落営農法人等の育成と営農活動への参画促進、さらには、地場製品の加工や直売、グリーンツーリズムの推進を通じた都市住民との交流による生きがいづくりなどによりまして、高齢者が生涯現役で働ける環境づくりと技術の継承を進めてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 次に、話題を変えまして、県土美化条例について知事にお伺いをいたします。

知事は政策提案の中で、全国に先駆けてできた沿道修景美化条例を発展的に継承し、河川、海岸等を含めた新たな県土美化条例を制定、「美しい宮崎」づくりを強力に推進すると言われております。本県は、沿道修景美化条例に基づいた沿道修景を一つの目玉にした観光立県です。しかし、造園緑地協会から、沿道修景地や道路沿線等の除草や維持管理の施工回数をふやすための予算確保を求める要望が毎年あるように、現状は、沿道修景の十分な維持管理がなされているとは思えません。スポーツランドみやぎも定着し、現在、多くのスポーツ合宿が行われていますが、一年を通して花のある「美しい宮崎」づくりにさらに磨きをかけるべきと考えますが、県土美化条例について考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘の昭和44年に制定をされました宮崎県沿道修景美化条例であります。豊かな自然を生かした美しい県土づくりに、全国に先駆けて取り組みが進められてきたものであります。その先見性や高い志、大変すばらしいものがあると、先人の努力に敬意を表するものであります。その後、景観に関する全国的な機運の高まりから、平成16年に国が景観法を制定したことを受け、本県も宮崎県景観形成基本方針を策定しまして、自然景観に加えまして、都市景観や農山漁村景観、あるいは歴史的、文化的な景観などの保全・創出に、県民の皆様との協働のもとに取り組んできたところであります。その結果、ことし3月には、全国2番目の早さということではありますが、県内全ての市町村が、地域の特色ある景観を生かした地域づくりに主体的に取り組むという景観行政団体へと移行する予定となっております。

このような、地域の景観に愛着や誇りを持つ

て、美しい県土を守り育てていくという風土は、先人の皆様が長い年月をかけて築き上げてきた財産であるというふうに考えております。本県における暮らしの豊かさというものを守り、そしてさらに磨いていくためにも、また、おもてなしの精神で観光の振興などに結びつけていく上でも、今後は、これをさらに発展・継承させていくことが大事であるというふうに考えておりました。市町村、関係団体とも連携をしながら、新たな県土美化条例の制定に向けた検討を進めるなど、「美しい宮崎」づくりというものを進めてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 次に、魚道の問題について伺いたします。今の時代は、自然環境にもっと目を向け、河川においては魚類などの生息環境をよくするという、新たな視点での取り組みが求められています。河川において自然環境への影響が最も大きいのは、ダムと言われています。県内のダムの魚道の設置状況について伺います。

本県は、水力発電のメッカと言われるくらい多くのダムがあり、中でも耳川水系には8つの発電用ダムと発電所がありますが、8つのダムのうち、魚道が設置されているのは2つだけで、最も下流の大内原ダムには設置されていません。このため、河川の自然の流れが遮断され、魚類の遡上が阻害されており、河川環境の保全及び水生動物の生息に少なからぬ影響を与えています。環境対策が重要視されている現代社会において、生態系に配慮した自然の流れをよみがえらせるとともに、魚道設置が実現すると、上流側ダムに設置されている魚道の機能が生かされ、魚族の遡上が可能となる範囲が大きくなることから、大内原ダムの魚道設置の効果は非常に大きいものがあると思います。いろいろ

と経緯もあることは聞いておりますけれども、ダムが完成して60年近くになります。九電の資料では、最新の知見や地域の意見、過去の経緯及び総合土砂管理に関する技術検討会の議論などを踏まえ、検討していくとありますが、河川管理者である県の立場において、新たな視点に立ち、対応策の取り組みができないか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長(大内原宣治君)** 大内原ダムは、九州電力により昭和31年に建設されたもので、上流の山須原ダムや西郷ダムとは異なりまして、ダム直下に発電施設があり、魚道の設置が技術的に困難なため、地元漁協との間で補償契約が結ばれていると聞いております。このため、新たに魚道を設置することにつきましては、まずは、施設管理者である九州電力の理解を得ることが必要となりますが、これまでの経緯を踏まえ、技術面などの解決すべき課題もあり、また、流域の関係者におきまして、さまざまな御意見があると伺っております。このような中、平成24年に、流域の市町村、漁業団体及び九州電力で構成される「耳川の環境保全を考える会」が設置され、耳川の課題や将来の姿について検討されておりますので、県といたしましては、この会を通じて、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 県内には48ダムがあって、そのうち魚道が設置されているダムは4つというふうに聞いておりました。非常に少ない状況であります。絶滅危惧種の日本ウナギに関する特集記事が新聞に連載されておりますけれども、河川をどこまでもさかのぼり、何年も川で暮らしてから再び産卵のために川を下る、そんなウナギの長い旅を、ダムや発電所が中断させている状況であります。ウナギなど魚族のための迂

回路である魚道が重要ではないかと思えます。

次に、火山対策についてお伺いします。

昨年9月27日、御嶽山の噴火は、死者57人、行方不明の可能性6人、戦後最大の犠牲者が出る噴火となりました。世界に約1,400ある活火山のうち110が集中する火山国日本。気象庁が24時間体制で監視を続ける活火山は47ありますが、そのうち、具体的な避難計画が策定されている火山は数山に過ぎず、大規模な火山噴火は、経済活動や国民生活に深刻な打撃を与える広域被害につながり、国と自治体、地域住民が密接に連携した対応策が求められます。富士山や阿蘇山など30火山では5段階の噴火警戒レベルが適用されており、避難が必要な5から特別な行動を求めない1まであり、御嶽山は1であったことから、火山と向き合うことの厳しさと難しさを改めて浮き彫りにしました。御嶽山は噴火で3に引き上げられましたが、九州には、レベル3の桜島や、2011年に300年ぶりに噴火した新燃岳、1991年に火砕流が発生し43人が亡くなった雲仙普賢岳など、活発な火山があります。新燃岳は現在、火口周辺規制の2の状況が続いています。また、昨年10月に、霧島山えびの高原の硫黄山周辺に火口周辺警報が発表されました。観測体制はどうなっているのか、また、えびの高原の避難体制はどうなっているのかを、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（金丸政保君） 霧島山の火山観測体制につきましては、気象庁を中心に段階的に整備されてきており、特に硫黄山周辺につきましては、昨年10月24日の火口周辺警報の発表以降、地震計の追加や監視カメラの設置が行われております。県におきましても、昨年11月に監視カメラを設置いたしまして、硫黄山を常時監視できる体制をとっております。また、

えびの高原の避難対策につきましては、県やえびの市などの関係機関が連携して、立ち入り禁止看板の設置、注意喚起のためのチラシの配布、スピーカーの増設を行うなど、対策を強化しております。さらに、えびの市とえびの高原の自主防災組織が、噴火等に対する対応マニュアルを作成いたしまして、それをもとに、本年1月には避難訓練を実施したところでございます。

○黒木正一議員 次に、降灰対策についてお伺いします。阿蘇山が昨年、活発化し、噴煙が本県にも到達しています。農作物への影響が心配されますが、現状とその対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 阿蘇山の噴火に対しましては、直ちに降灰量や被害状況の調査を開始いたしまして、降灰防止対策が国の支援対象となるよう必要な手続を進めているところでありますが、今後、栽培・収穫される品目もふえますことから、影響が拡大することを懸念いたしております。県といたしましては、火山活動の長期化が予想されますことから、「宮崎県活動火山周辺地域防災営農施設整備計画」に阿蘇山を含めるなど、早急な見直しを進めますとともに、さらに被害が拡大する場合には、新燃岳の場合と同様に、国の緊急営農対策事業の実施を、関係機関とも連携しながら要請するなど、農家の方々の生産意欲を支えるため、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、警察の危機対応力についてお伺いします。阪神・淡路大震災から20年が経過しました。あのとき警察は、発表された数字によると、3,500人近くの生存救出をしています。生存救出される人の大部分は災害発生当

日と言われ、被災現場近くに密度高く居合わせる公助機関である警察は、多くの人を救助することができたと言われています。また、東日本大震災においても4,000人近くの人を救出していますが、一方で、30人の警察官が犠牲になりました。人を助けようとして津波にのまれたケースが多いということですが、東北3県で58の警察署、247の交番・駐在所が津波に洗われています。地域に密着した宿命なのかもしれません。

そこで、住民の最も身近な公助機関と言える警察の災害対応用装備資機材の整備状況はどうなっているのか、また、訓練などはどうされているのか、警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 災害発生時にいち早く現場に駆けつけることになる県内各警察署には、救出救助用資機材としてチェーンソーやエンジンカッター、照明用資機材として投光器、発動発電機、避難誘導用資機材として拡声器等を整備しております。さらに、平成26年から3カ年計画で、南海トラフ巨大地震等災害対策強化事業を進めており、エアージャッキや救命ボートなどの災害対策用装備資機材のさらなる充実・整備を図っております。また、これらの装備資機材を有効に活用するため、定期的に装備資機材を使用した救出救助訓練や避難誘導訓練などを実施しているところでございます。

**○黒木正一議員** 次に、病院局長にお伺いします。

県立延岡病院は、県北地域における高度医療や救急医療を提供する中核病院として、また、地域完結型医療の提供を目指す地域医療支援病院として、県北地域医療のまさに最後のとりでであります。また、県北にある大型の病院は、そのほとんどが太平洋の波の音が聞こえるような場所にあり、大規模災害時における医療供給

体制の充実が延岡病院には特に求められます。診療科によっては医師が1人のため、患者から医師の健康を気遣う声があるなど、医師の確保による職場環境の整備が必要と思いますが、延岡病院の体制強化をどう図っていくのか、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立延岡病院は、高度・急性期医療や救急医療の提供など、県北地域の中核病院として重要な役割を担っておりますが、神経内科など一部の診療科で休診が続いているほか、医師数が充足していない診療科があるなど、厳しい状況が続いております。このため、引き続き、大学への積極的な医師派遣要請により休診科の解消等に努めるほか、研修医の確保等によりまして、救急医療提供体制の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。また、地域医療支援病院として、紹介率・逆紹介率の向上など、地域の医療機関とのさらなる連携を図りまして、地域完結型の医療を提供するための中核病院として、その機能強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○黒木正一議員** 時間が参りました。延岡病院では、患者さんから、お医者さんの心配とか健康を気遣う声があります。どうか体制強化をよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。（拍手）

**○福田作弥議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時0分散会

2月26日（木）

# 平成 27 年 2 月 26 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲次郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣



## ◎ 代表質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 昨年2月、特定秘密保護法の強行可決等に危機感を覚えました、社民党議員と民主党議員で結成しました県民連合を代表して質問いたします。

私は、平成2年7月の宮崎市選挙区補欠選挙で県議会議員として初当選をして以来、7期約24年間、県議会議員として県政のチェックと県政への提言をさせていただきました。県議会に送っていただいた有権者の皆さんに心から感謝を申し上げますとともに、切磋琢磨をした同僚議員の皆さん、知事を初めとする県当局の皆さん方に感謝申し上げます。ありがとうございました。

県民連合同僚議員の配慮により、今回質問に立たせていただきましたが、私にとって最後の質問となりますので、知事以下執行部におかれは、どうぞよろしく願いをいたします。

また、今年度をもって退職される県職員の皆さん方においては、長年県勢発展に御尽力いただいたことを感謝いたします。

ところで、知事、2期目の当選、おめでとうございます。農畜産業と観光を基幹産業とする宮崎県において、県民が安心して暮らしていける宮崎づくりに御奮闘いただきますように、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従い、壇上で何点か質問を

いたし、そして質問者席で追加の質問を行ってまいります。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

ことしは太平洋戦争終結後70年、敗戦後70年の節目の年であります。我が国は、平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を大きな柱とした日本国憲法のもと、専守防衛の民主国家として繁栄をしてまいりました。今日、安全保障環境が変化したとして憲法を改定しようとする動きが顕著となっておりますが、知事は日本国憲法をどのように受けとめておられますか、知事の憲法観についてお尋ねをいたします。

次に、予算編成についてであります。

平成27年度当初予算は、知事選挙等の日程的な制約により、人件費、公債費等の義務的経費や施設管理費等の経常的経費、政策的経費でも早急な対応を要するもの等を計上し、骨格予算として編成した旨説明をされました。6月議会に提案される肉付け予算は、今年度予算と同規模といたしますと500億円程度と見込まれますが、知事はどのように肉付け予算を編成されるつもりなのかお尋ねをいたします。

次に、地方創生と道州制についてお尋ねします。

昨年11月、地方創生関連2法の成立に伴い、政府は「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、人口減少の克服と地方創生を図るとした長期ビジョンと総合戦略を策定しました。そして地方に対しても、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、遅くとも2015年度中に、中長期を見通した地方人口ビジョンと5カ年の地方版総合戦略を策定し実行するよう求めています。これを聞いて、私は憤りさえ覚えました。「国と地方は対等」という地方分権の時代にもかかわらず、地方の自主性を尊重するどころか、従来

の上から目線がふんぷんとし、国の姿勢はこれまでとほとんど変わっていないと感じたからでございませう。地方分権の時代にあっても、国は優越的立場を変えようとしなからずです。元鳥取県知事の片山善博氏は、7年前、2008年1月の日経ビジネスで、「これまでも「霞が関」は地方対策をいろいろと考えてきたんです。そして、自治体もそれに乗って頑張ってきた。結果はどうですか。幾らやっても効果は出ない。逆に、地方はますます疲弊するばかりです。結局、自治体が何をやってもだめなんですよ。これまでのように漫然と政府の言うとおりのことをやっているようでは。」と話しています。まさに地方の気概が試されていると思うのでありますが、政府の地方創生事業をどのように受けとめ、宮崎県としてどのように展開しようとしているのか、知事にお尋ねします。

次に、エネルギー対策についてお尋ねします。

先日、九州電力宮崎支店で行われました再生可能エネルギー発電設備接続申し込みについての説明会に行ってまいりました。驚いたことに、玄海原発、川内原発の再稼働を前提にしたもので、再生可能エネルギーの接続可能量は、太陽光817万キロワット、風力100万キロワットとし、発電量抑制の対象を、発電能力500キロワット以上の太陽光と風力から、一般住宅を含む全ての太陽光と風力に拡大し、出力制御装置まで設置者負担を求めるものでありました。発電事業を進めようとする事業者から、「これでは採算がとれるかわからない。銀行融資が不可能になるのではないか」との声が上がっていましたが、太陽光発電の普及に大きなブレーキがかかるのではないのでしょうか。これでは本県が進める再生可能エネルギー拡大にも大きな支障

が出るのではないかとお尋ねしますが、今回の買い取り制度見直しについて、知事の認識をお尋ねいたします。

次に、地域医療対策についてであります。

本県医療の大きな課題に医師、看護師の確保があります。県の調査によりますと、平成24年の医師総数は2,709名で、10万人当たり240.6人と、全国平均237.8人をやや上回っています。しかし、宮崎東諸県医療圏に総医師数の54.7%が集中し、10万人当たり344.6人になる一方で、日向入郷地区では146人、10万人当たり158.6人と平均を大きく下回っています。そこで、医師確保及び医師の偏在解消に向けての取り組みを、知事にお尋ねします。

また、今後増加してくる宮崎大学医学部卒の地域枠医師については、県内にとどまり継続して本県医療に従事してもらうことが重要だと思っておりますので、福祉保健部長にお尋ねします。

次に、高齢者福祉についてお尋ねします。

2025年には、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、要介護者の急増に伴う受け皿の整備が喫緊の課題となっております。平成24年度介護保険事業年報によりますと、全国の要支援1から介護度5までの要介護認定者は561万人で、給付費は7兆6,584億円、本県の要介護認定者は5万6,376人で、給付費は約827億円となっております。現在、本県の要介護高齢者の介護サービスはどのように提供されているのか、福祉保健部長にお尋ねします。

また、今後、要介護高齢者が急増する中で地域包括ケアシステムの推進を図っていくわけですが、介護サービスの充実をどのように進めていくのか、特別養護老人ホーム入所待機者の現状とあわせてお尋ねします。

最後に、農畜産業の振興についてお尋ねしま

す。

農協改革についてであります。安倍政権は、全国農業協同組合中央会（JA全中）の地域農協への監査権限の廃止、一般社団法人化への転換等の農協改革を実施することで、農家の所得向上を図り、農業を活性化するとしています。しかし、JA全中の強制監査権限をなくせば、なぜ、どのようなプロセスで農家所得の増加につながるのか。全中の組織を転換すればどうして農業が活性化するのかは不明であります。協同組合は、人々が連帯し助け合う相互扶助の精神のもとに、組合員の経営と生活を守ることを目的とした組織です。農協が、農業経営や技術指導のアドバイス、生産資材や生活資材の共同購入、農産物の共同販売等により、組合員の経営と生活を守るという本来のあり方に立ち返ることは重要であります。政治目標にしてはならないと思うのであります。どうもTPPに反対する全中を潰してしまえという政権の意思が透けて見えるのです。農業は、国民が生きていくには欠かせない食料を生産しています。いわば農業問題は食料問題であり、そして農業は本県の基幹産業であります。今回の農協改革は本県農畜産業に大きな影響が生まれますので、知事の所見を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

日本国憲法についての認識についてであります。憲法は、国の根幹をなす最高法規でありまして、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義などを基本原理として示しているものであります。憲法改正の手続を定めた、いわゆる国民投票法が成立するなど、現在、憲法をめぐるさま

ざまな動きがあるところであります。私は、世の中が時代とともに変わっていく中におきまして、基本原理を踏まえた上で、憲法のあり方につきまして国民全体で議論していく必要があるものと考えております。

次に、肉付け予算についてであります。肉付け予算につきましては、6月議会への提案に向け、現在策定中の新たなアクションプランや地方創生の流れなどを踏まえまして、新たな事業や政策的な経費について検討を行い、予算案を編成することとしております。したがって、具体的な事業内容については、今後、各局とさらに協議を重ねた上で構築していくこととなりますが、私の選挙のときに掲げた政策提案にも示しております、人口減少問題の克服、人財づくり、宮崎の魅力向上と発信、成長産業の育成や安全・安心な地域づくりなどは、重要課題であると認識しておりますので、これらに資する事業を中心に計上することになるものと考えております。平成27年度は、今議会に提案しております当初予算案及び平成26年度2月追加補正予算案に加えて、この6月議会に提案する肉付け予算を一体的に執行することによりまして、本県が抱える課題の解決に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地方創生の受けとめと本県での展開についてであります。私は、今般、国が人口減少問題とその解決に正面から取り組もうとしていることは極めて重要だと認識しておりまして、地方創生は、東京一極集中の是正とあわせて、人口減少の克服に向けて地方の実情に応じた取り組みを支援し、その自立的な成長を促進するために打ち出されたものと受けとめております。このため今後は、国とともに地方にも、政策の実現、その目的の達成に向けた覚悟という

ものが求められるものと考えております。このような観点から、本県では、国の総合戦略へ反映させるために、「真の地方創生を実現するみやぎモデル」を国に提言したところであります。今後、宮崎県版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少社会の克服に向け、スピード感を持って積極的に取り組んでまいります。地方創生に対しましては、「宮崎で成功しなければ全国での成功もない」という信念のもとに、県内市町村と一体となって長期的、持続的、自主的な施策の展開を図ることで、この宮崎が地方創生のトップランナーとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーの買い取り制度についてであります。太陽光発電につきましては、買い取り価格が下がっていることに加え、出力抑制への協力も求められておりますことから、事業者によっては、計画の見直しなど導入に向けた動きに慎重になっていると聞いています。太陽光発電を取り巻くこれらの国や電力会社の動きは、国民負担の適正化と電力の安定供給を図りつつ、再生可能エネルギーを最大限受け入れるための措置としてやむを得ないものと考えております。

現在、国においては、蓄電池の活用や電力系統の増強など、導入拡大策の検討がなされているところでありますが、再生可能エネルギーは、地球環境への負荷が少なく、本県にとりましても、豊富な地域資源を生かせる自立分散型のエネルギーでありますので、導入への影響が最小限にとどまる対策が講じられるよう、今後とも要望してまいりたいと考えております。

次に、医師の確保及び偏在解消の取り組みについてであります。医師の偏在を解消するため

には、まずは医師の総数を確保することが重要であります。このため、地域医療支援機構を活用した県内の臨床研修医の確保や、県外からの医師の誘致を進めるとともに、自治医科大学卒業医師の計画的配置や、医学生への医師修学資金の貸与などに取り組んでいるところであります。また、高齢化の進行に伴い、特に地域において必要性が高まると考えられる総合医の育成を進めているところであります。今後とも、宮崎大学、県医師会、市町村など関係機関と緊密な連携を図りながら、私みずからも積極的に県内外の医師に県内勤務を要請するなど、医師の確保や偏在解消に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、農協改革についてであります。国は、地域の農協が主役となり、農業の成長産業化に全力投入できるよう、今回の農協改革を進めることとしております。本県の農畜産業に今後どのような影響が出てくるのかは、多面的な検証が必要であり、県としてはその影響を注視してまいりたいと考えております。農業・農村を取り巻く環境は、担い手の高齢化や減少など厳しさを増しておりますことから、地域農業、さらには地域経済や生活を支える農協が今後とも役割を着実に担っていくためには、時代の変化を先取りした自己改革を進めることが重要であると考えております。このため、今後ともJ Aグループとの連携を図りながら、その改革を支援してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、地域枠医師への取り組みについてであります。地域枠や地域特別枠の学生は、本県の地域医療を担う強い志を持って医学部に入学し

ており、本県の医療への貢献が期待できますことから、県内で継続して勤務いただくよう働きかけていくことは、地域医療の充実に大変有効であると考えております。このため、県ではこれまで、宮崎大学医学部地域医療・総合診療医学講座と連携し、地域枠等を初めとする医学生を対象に、僻地での診療を体験する地域医療ガイダンスや5年生への地域医療実習など、その魅力を伝える取り組みを行ってきているところであります。地域枠はもとより、この春初めて2名が卒業する地域特別枠の医学生、この2名とも県内で研修を受ける予定であります。このように、医師になった後も県内で従事いただけるよう定期的な交流の場を設けるなど、ネットワークづくりについて宮崎大学等と相談しながら検討してまいりたいと存じます。

次に、介護サービスの充実についてであります。本県の介護サービスの利用者は、平成26年8月時点で4万9,998人であり、そのうち、訪問介護や通所介護などの居宅サービスが約74%、特別養護老人ホームなどの施設サービスが約19%、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスが約7%を占めております。また、特別養護老人ホームの入所申込者は、平成26年4月時点で約4,000人ありますが、そのうち入所への配慮が特に必要な在宅の要介護度4以上の方は845人となっております。今後は、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活ができるよう、居宅サービスや身近な市町村で提供される地域密着型サービスの充実等を図るとともに、在宅では介護の困難な重度の要介護者に対しては、施設サービスの計画的な整備を進めたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 それぞれ御答弁、ありがとうございました。

まず、知事の憲法観、最高法規であり、国民全体で議論していくことが必要だというようなお答えでございました。通告しましたので、知事も読まれたと思いますが、昨年12月25日の毎日新聞にこんな記事がございました。「世論調査で憲法改正を不安に思っている人でも60%が学校の勉強以外で憲法を読んだことがなかった。全体では70%が読んだことがなく、20代では86%が読んだことがなかった」というものであります。国民的憲法議論がいかに欠如しているかということではないかと思えますけれども、知事はこの記事を見られてどのように思われますか、お尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) このアンケートの設問で、「学校の勉強以外で日本国憲法を読んだことがあるかどうか」と聞かれると、日本国憲法を読むという、憲法の問題に触れること、表現の自由であり、財産権の問題であり、もちろん平和主義の問題であり、それは報道を通じてさまざまあろうかというふうに思っておりますが、いずれにせよ、多くの方がこの設問に対して「読んだことがない」という結果については、残念な思いがいたしております。私も大学時代は憲法のゼミもとっておりましてし、先ほど申しましたような憲法が最高法規であるということを考えると、こういう設問であっても、多くの方に丸をつけていただきたいと思います。憲法をめぐる議論に関して、国家のあり方にかかわる問題でありますので、自分たちの問題として今後とも捉えていくことが必要ではないかと考えております。

○鳥飼謙二議員 知事はかなりリベラルなところのゼミを卒業されたというふうにお聞きして

おりまして、基本的には信頼はしておりますけれども、憲法96条は、憲法改正について、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と定めています。環境権等の多くの事項は、法律等で規定をすれば十分であると思っておりますし、もし憲法を変えるのであれば、今言われたように、憲法議論といえますか、国民的な議論が十分尽くされるべきではないかと思っております。

安倍政権で今進められているのは、解釈を変えた実質的な憲法改正であり、平和主義、国民主権、基本的人権、最高法規という位置づけが壊れつつあるのではないかと。法治国家そのものの土台が壊れつつある。これは嘆かわしいなと。憲法を変えなくてはならないと思っている人でも、今のあり方はおかしいと思っているのではないかと思っております。今後、関心を持って憲法議論をしていくことが大事ではないかと思っております。

次に、予算編成についてでありますけれども、総務部長にお尋ねいたします。予算編成の透明化、これは私、数回にわたって取り上げてまいりましたし、県民の皆さんが県政に関心を持つということは、予算を通じてでしかないだろうと思うんです。ですから、どうやって予算が編成されていっているのか、その編成過程をしっかりと注視をしていただくということが大事ではないかと思っておりますけれども、平成27年度一般会計予算編成に当たってどのように取り組まれたのか、総務部長にお尋ねします。

○総務部長（成合 修君） 議員の御質問にありましたように、県の予算編成について、広く県民の方々に関心を持っていただき、理解を深めていただくことは、わかりやすい県政、県民の方々との協働を進める観点からも大変重要なことであると考えております。このため県では、平成20年度からホームページで、当初予算案の編成過程における査定状況等を公表しております。これまで、その公表内容の充実や公表時期の前倒しなど、毎年改善に努めてきたところであります。

お尋ねの27年度当初予算案につきましては、引き続き、予算編成方針や予算要求の状況、査定状況等について、可能な限り適時適切な公表に努めるとともに、今年度から新たに、各補正予算につきましても要求状況の公表を行ったところでございます。今後とも、県民の方々の意見も参考にしながら、予算編成の透明化のあり方について、さらに検討してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 私が申し上げたいのは、県民に理解ができる予算編成の過程を公表することです。款別、性質別、部局別、こういうことを公表したって県民にはわかりません。全く何のことかわからないというのが現状だろうと思います。もう多くを申し上げませんが、事項別、事業別、関心のあるものについてはある程度やっていただく。知事がフードビジネスで予算をつけられましたように、非常にわかりやすい。これは知事の意味が出ているということがわかるわけです。そういう透明化を図っていただきたいと思っております。私、最後になりますので、もう多くは申し上げませんが、遺言として、総務部長、知事、聞いておいてください。よろしく申し上げます。

それから、地方創生と道州制。地方創生については、国の提起に従って事業をやっていくということになるのでしょうか、権限、財源を地方に移管すれば、宮崎県は十分自前でやることができますよという思いを持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、道州制についてお尋ねいたします。総務省の地方中枢拠点都市圏構想——これは人口20万ということですが——、国土交通省の国土のグランドデザイン2050、高次地方都市連合、経済産業省の都市雇用圏構想など、各省庁ではてんでんばらばらに国土づくりが図られています。こういう状況の中で、昨年5月に発足しました第31次地方制度調査会の畔柳・三菱東京UFJ銀行特別顧問——経団連の副会長で道州制推進委員長ですけれども——は就任直後のぶら下がり取材でこのように述べています。

「自然に道州制の議論になるだろう」。道州制の導入は秒読みに入っていると思っています。宮崎県地方自治体研究所では、「旧宮崎市に本庁舎を置く仮称宮崎市、人口約40万人、旧都市に本庁舎を置く諸都市、人口約30万人、旧日向市に本庁舎を置く日向（ひむか）市、人口約30万人になるのではないかと分析しています。道州制について知事はこれまで、「インフラ整備が現状のままでは導入は困難」などと答弁しておられますけれども、事態は進行していると思っています。「賛成なのか反対なのかはっきりしなさい」というふうに、私はこれまでも申し上げてまいりましたが、道州制に対する本県の対応を明確にすべきではないかと思っていますので、知事にお尋ねします。

**○知事（河野俊嗣君）** 道州制、これまでも本当に長い間にわたり、議論が盛り上がりたりしぼんだり、いろいろ状況があろうかと思っています

が、道州制の姿というものは、制度設計や運営のあり方というのが非常に大きいのではないかと思います。現時点では具体的な道州制の姿が明らかになっていないわけでありまして。大事なのは、国が本来果たすべき役割は何で、地方にどういうことを任せるのかということとか、税財源をどういうふうに配分するのか、道州間、道州内の財政調整をどうするのか、道州内での意思決定のあり方、道州内における基礎自治体のあり方など、そのような姿が明らかになっていない状況の中では、賛否を判断できる状況にはないのかなと考えております。いずれにしても、私も今後の議論の中で、宮崎の実情を踏まえた主張を行ってまいりたいと考えておりますので、本県の発展にとってメリットのない道州制になるようであれば、賛成するわけにはいかないと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 確かに、国の形、地方の形、道州の形、税財源をどうやって配分するかがというのがまだ固まっていないというのは事実であります。しかし、私は、先を読んで行動すべきだと。2人とも霞が関におられたわけですが、中央から宮崎を見た場合に、宮崎はどのような位置にあるのかというのを考えれば、宮崎は置いていかれる。今でも副知事頑張ってもらって、高速道路とかね。知事も頑張っていますけれども、やっていただいておりますけれども、そういう位置にあるということを考えれば、明確にしていくことが大事ではないか。メリットと言われましたけれども、知事、メリットとはどういうふうに考えておられますか。メリットがなければ道州制に賛成するわけにはいかないとおっしゃいました。

**○知事（河野俊嗣君）** 道州制を導入するのは、個々の自治体のメリット云々の前に、まず

は国全体としての都市機構のあり方、より望ましいあり方という議論があるわけですが、今申し上げましたメリットというのは、現在の制度に比べて、例えばインフラがおくれている本県にとっても、より発展をし県民生活が一層向上するような、そしてそれを県民が実感できるような仕組みになることが重要であろうかと考えております。現時点では道州制の姿は明らかになっておりませんので、賛否なりを判断する状況にはございませんが、いずれにせよ国民的な議論を慎重に行うべきものと考えておるところであります。

**○鳥飼謙二議員** 今申し上げましたけれども、やはり先々を読んでといたしますか、特に地方ではそのことが大事だと思しますので、要望しておきたいと思えます。

次に、地域の活性化と再生に欠かせない学校の存在についてであります。文科省は新手引書で、小中学校で1学年が1学級なら統廃合の対象としています。地域に学校がなくなれば人は住みませんし、きのう出ましたように、教育と医療と仕事がなければ地域はなくなります。今回の改定は地方創生に逆行するのではないかと思います。教育長は今回の手引書改定についてどのように受けとめておられますか。県は、学校運営費など何らかの支援をして、地域における学校の存続を図るべきだと思いますので、地域における学校の必要性について、教育長の認識をお尋ねします。

**○教育長（飛田 洋君）** 学校は、地域の教育施設として子供たちを育む重要な学びの場であるとともに、そこで暮らしておられる方々の思いのこもる大切なものであると認識をいたしております。学校のあり方については、地域の抱えるさまざまな実情とか課題はもとより、保護

者や地域の方々の思いも踏まえながら、子供たちの将来をどうするかということを中心にして慎重に検討されることが大切だと考えておりますが、それぞれの地域に応じた適切な学びの場として、学校は必要であると考えております。今後とも、子供たちにとって大事な場である学校において、よりよい教育がなされますように、積極的に支援をしていきたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 保護者、地域の人の思いとか子供たちの将来を中心に考えて慎重に検討されるというようなことでもございましたけれども、今回、地方創生というのが大きな課題になっておりますけれども、何ができると、どういうことが教育委員会としてはできると考えておられますか。

**○教育長（飛田 洋君）** 何ができるかというのを考えるためには、実態を知ることが一番大切だと思っております。私自身も、多くの小規模校を視察させていただきましたし、僻地校と小規模校の研修会に行き、エールを送るようなお話をさせていただきました。どうするかというのは、小中学校については市町村が適切に判断されるべきものであると思っておりますが、県としましても、地域の実態に応じたよりよい教育がなされるよう、情報提供とともに学校規模に応じた適切な指導がなされるような支援をしていきたい。具体的に申し上げますと、小規模校は、少人数であることから生じる課題をどうやって解消するか。例えば、複式指導をどうやったら、一番いい形で子供たちの指導ができるかとかいうようなことを取り組んでおりますが、これからも、複式授業を効果的に進める映像教材、映像資料を提供するとか、少人数であっても社会性の涵養を考えて異学年交流を



しているとか、小中一貫でやっているとか、そういう事例を紹介するとか、小規模校の教育の質を高めるようないろんな情報提供等、支援をしていきたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** これは宮崎市の「施設カルテ」というんですけれども、七野小学校の例なんですけど、支出のところでも市の支出計2,900万円というのが上がっております。単独給食をやっているから、その辺の人件費が1,100万、これはその人件費だろうと思うんですけれども、あとは1,800万ということで、どの程度経費がかかるのかなというふうな思いとですね。きのうも黒木議員からも出ましたように、地域から学校がなくなるということは、その地域が、人が住めなくなる地域になっていくということにつながると思っています。実態調査もやられるということで、それはそれで結構でございますけれども、可能な限り地域に学校を残していくということで、教育委員会頑張ってくださいと思っています。

次に、エネルギー対策です。電力会社の買い取り制限につきましては、国民負担の適正化とか電力の安定供給にはやむを得ないというようなお答えがございましたが、これでは再生可能エネルギーはふえないんじゃないかなと私は心配しております。

ところで、平成25年2月に作成した宮崎県新エネルギービジョンによりますと、太陽光発電及び太陽熱は、県内の新エネルギー総賦存量の95.6%を占めているとしています。同ビジョンの達成について大きな影響があると思われるので、環境森林部長にお尋ねします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 新エネルギービジョンは、太陽光発電のほか、バイオマスや小水力発電も対象とした新エネルギー全般を計

画的に導入するための指針であり、関係部局と連携しながら推進をしているところであります。現在、国においては、固定価格買い取り制度やエネルギー構成の見直し等について検討がなされておりますので、今後、新エネルギーを含むエネルギー政策全体において、さらなる状況変化が予想されております。特に太陽光発電につきましては、昨年9月の接続保留問題以降、状況の変化が著しく、その普及への影響が懸念されておりますので、これらの動きを十分見きわめながら、ビジョンの具現化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** エネルギー総賦存量の95.6%、エネルギー効率が100%と仮定してありますから、もっと下がると思いますけれども、しかし、「太陽の国」であるということ間違いのないわけです。ぜひそういう有利な状況を十分発揮できるように、今後、買い取り制度についてもしっかりと注視をしていく必要があると思っています。

次に、原発再稼働について、知事にお尋ねします。

間もなく福島原発事故から5年目を迎えます。事故から4年たっても地元に戻れない、いわば原発難民の方が10数万人おられます。この現実を私たちは決して忘れてはならないと思っています。先ほども指摘しましたがけれども、今回のFIT制度の見直しは、玄海原発、川内原発の再稼働を前提としています。これまでも指摘してきましたように、東京電力福島原発事故の原因もわからない、「安全だ、安心だ」と言ってきた人たちは誰も責任をとらない、高レベル放射性廃棄物の処理方法もわからない、しかも世界で有数の地震国、火山国であることなどを考えると、川内を初めとする原発は動かす

べきではないと思いますので、知事の所見をお尋ねします。

**○知事（河野俊嗣君）** 川内原発に関しましては、県としましても、県民の安全・安心の確保という観点から重大な関心を持って対応し、これまで、万が一に備えた情報連絡体制の整備などに取り組んできたところであります。また、県として昨年、九州電力に対し、安全性等の考え方につきまして説明を求めておりました。九州電力からは、原子力規制委員会が定めた厳しい新規制基準に真摯に対応してきたこと、さらに、今後も引き続き、安全性に係る努力を継続していくとの説明を受けたところであります。私は、今御指摘がありましたような福島原発事故の現状を踏まえると、将来的には可能な限り原発に頼らない社会の実現が重要と考えているところでありますが、一方で、安定的な電力供給やCO<sub>2</sub>排出等を考慮いたしますと、今すぐ原発をゼロにすることは現実的ではないと考えているところであります。

なお、原子力規制委員会におきましては、工事計画認可等の審査中であることから、引き続き慎重な審査をお願いしますとともに、再稼働に関しては、最終的には国が責任を持って判断すべきものと認識しておりますので、国は、国民の不安の声というものを真摯に受けとめ、しっかりと説明責任を果たしていただきたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 将来的には可能な限り原発に頼らない社会の実現が重要であるとお答えになりました。しかし、これは願望にしかすぎないと私は思っています。今のままでは、安倍首相が言われる岩盤規制ですね。非常に利権というものに、これを壊すことができない、そんな思いがいたしております。

実は、去年の10月、県民連合で、岐阜県の瑞浪市にあります東濃地科学センターというところに行っていました。これは超深度の地層を研究するもので、北海道の幌延町と岐阜県の瑞浪市にある。この瑞浪市に行ってきたして、今のところ500メートルまで掘ったのを、もう見学をする、下まで見ることはできませんでした。上から見ましたけれども、かなり大きなもので、主立て坑が直径6.5メートルですから、かなり大きいです。補助坑というのがあり、4.5メートルの排気坑というのが2本ありまして、それが500メートルまである。そして途中で横坑をつくっていく。そこで花崗岩を対象として、岩盤の強さとか地下水の流れとか水質などを調べているわけですが、これを今までで509億かけて500メートル掘って、あと500メートル掘る。フィンランドにありますオンカロと同じなんですけど、そういうものが今つくられている。

しかし、地震国で大丈夫なのか。小泉元総理が言われるように、核のごみの処理の方法はないじゃないかと。これは当然だと思うんです。ですから、そこに押し込めようということなんでしょうけれども。しかし、それでは不可能ではないかなと。そういう埋却場といいますか核の処理場については、今までの手挙げ方式から指名方式に変わりましたよね。ですから、宮崎県のどこそこがどうですかということと言われる可能性も、もちろん出てくるわけですが。そういうふうに思いますと、核のごみの処理方法がない、小泉さんが言われるように。ですから、これはこれで将来的にということではない。一定のけじめといいますか、区切りをつけてやっていくべき事柄ではないかと思っておりますので、再度知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のあったさまざまな問題があるということは、私も承知をしておるところでございます。国として、また諸外国のそういう知見等もさまざまな活用をしながら、今後望ましい形というものを模索していくことになるかと思っておりますが、大事なことは、国民の安全・安心を図っていくことであろうかと思っておりますので、しっかりとした基準のもとに、国として責任ある判断をお願いしたいと考えておるところであります。

○鳥飼謙二議員 規制委員会は、「基準に合格したのであって、安全だとは申し上げません」というふうに川内原発で言っています。鹿児島県知事は、「再稼働は国が判断することだ」と言っています。政府は、「規制委員会が判断する」というふうに言っている。こういう状況なんです。これで知事にどうせいというのも酷な話だろうとは思いますが、しかし、そういう状況にあるということはしっかり受けとめて、宮崎県民の安心・安全というのは知事の責任ですから、やはりそういう対策を——限界があるとするならば、事故が起きたときの避難をどうするかという——实际的にやっていくとか、そういうことでしかできないのかもしれないけれども、そういう課題について、あるということを指摘しておきたいと思っております。

次に行きます。総合交通網の整備についてお尋ねします。

宮崎県は陸の孤島と言われて久しいものがありますが、本県の発展には交通網の整備は欠かすことのできない重要な課題であります。平成25年の宮崎空港利用者約285万人、またカーフェリーの旅客数は16万9,000人、車両は12万7,000台となっています。また鉄道は、24年度になります、日豊本線で約1万9,000人、乗り

合いバスは、一般路線バスで24年度約995万人となっています。空と海はやや増加し、鉄道は微減、バスは急減しているようです。一方では、海路変更による乗客の増や、空路での海外路線の開設等の明るい話題もありますが、本県の交通網の現状と課題について、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 陸上交通につきましては、宮崎一延岡間の高速バスに加え、この春には大分への運行開始が予定されるなど、高速バスネットワークの充実が図られているところでございます。さらに、ことしの秋には、鉄道とバスにICカードの導入が予定されておりまして、利便性向上につながるものと期待しているところでございます。一方で、御指摘がありましたように、路線バスは利用者が減少を続けており、路線の維持が重要な課題となっている現状でございます。

海上交通につきましては、本県と関西圏を結ぶ長距離フェリーが、昨年10月に神戸航路に変更となりまして、旅客・物流とも好調に推移しておりますが、さらに旅客数の増加を図ることが課題であると考えているところでございます。

航空交通につきましては、現在、国内5路線、国際2路線が運航しているところでございます。このうちソウル線は、円安等により、冬季のゴルフ客を中心に外国人利用者が増加し、台北線は、増便による利便性向上などから利用者数が増加しているという状況でございます。また、3月28日には香港線が開設され、多くの方々に御利用いただけるものと期待しているところでございます。

陸・海・空の総合交通ネットワークは、本県の発展に欠かすことのできない重要な基盤で

ございますので、今後ともその維持・充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。

それでは、以下、県民に身近な毎日の暮らしに欠かせないバスについてお尋ねしたいと思います。昭和50年度、約40年前になります。県内バスの輸送人員は6,173万人でしたが、車社会となった影響があり、平成24年度には995万人と激減しています。このため、国、県に加えた市町村の助成にもかかわらず採算がとれないとして、バス路線の廃止が相次ぎました。このような中で、地域の足を守るためには、バス事業者任せ切りにせず、県が広域自治体としての役割を果たすべきとの私たちの指摘を、県当局において真剣に受けとめていただき、25年3月、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略を策定し、路線バス検証会議を設置して地域の足を守る取り組みを進めていただいています。そこで、路線バス検証会議の現状についてお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 路線バス検証会議は、路線バスの現状や課題について、県、市町村、宮崎交通が一体となって検証作業を行うための意見交換の場といたしまして、平成23年度に設置したものでございます。会議では、県内7ブロックごとに、路線網のあり方や利用促進策等について、路線バスのみならず、市町村が運行するコミュニティバス等も含めて話し合われるなど、持続可能な地域公共交通網の構築に向け、率直な意見交換を行う場として活用しているところでございます。公共交通網の維持・充実は、地方創生の大きな柱でもありますことから、県といたしましても、今後もこの会議を活用し、丁寧に議論を続けていきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひ、路線バス検証会議、今

後とも取り組みを強化していただきますようにお願いしたいと思います。

平成26年11月、昨年施行されました改正地域公共交通活性化・再生法は、バス事業者のみでは地域公共交通確保に限界があるとして、自治体が前面に出ることを求めています。課題が複雑でさまざまな法律が制定された結果、地域公共交通確保にさまざまな組織が立ち上げられ、大変わかりにくくなっているというのが現状ではないかと思っております。そこで、宮崎県バス対策協議会を鉄道、船舶等も含めた法定協議会として再編・充実してはいかがでしょうか、今後の取り組みについてお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 御指摘いただきましたように、昨年11月に施行されました改正地域公共交通活性化・再生法におきましては、県または市町村が法定協議会を設置し、まちづくりと連携し、鉄道等も含めた面的な公共交通ネットワークを再構築するための地域公共交通網形成計画を策定することができるという枠組みがつけられたところでございます。一方で、今お話がありました県バス対策協議会は、個別の需給調整規制廃止後の生活交通確保対策のために県が設置し、国庫補助路線を初め、バス輸送全般について協議を行っているという現状でございます。県といたしましては、路線バスも含めた公共交通のあり方について幅広く話し合う場として、関係機関とも連携しながら、法定協議会の設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 道路運送法とか地域公共交通活性化・再生法とかいろんな法律があって、いろいろ組織が立ち上がって非常にわかりにくくなっていますので、その辺の整理も含めて、県内の足を守るということで取り組みを強化して

いただきたいと思います。

次に、中山間地の買い物弱者対策についてであります。

昨日も黒木議員の質問にもありましたが、過疎化が進む本県においては、買い物弱者対策は重要でございます。昨年3月、会派視察で、福岡市の隣にあります糸島市の移動スーパー「いと丸くん」を視察してきました。高齢化の進行と中山間地が多い同市で、地元スーパーが、経済産業省の「地域自立型買い物弱者対策支援事業」を活用して車両を改装し移動販売車としたもので——これは700万ぐらいかかったそうですけれども——テーマソングを流しながら日用品等を販売していました。住民に大変喜ばれているようでございました。そこで、本県の買い物弱者対策の現状についてお尋ねします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 中山間地域におきましては、人口減少等に伴う店舗の廃止、あるいは移動手段を持たない御高齢の方の増加等に伴い、日常生活における買い物に困る集落がさらにふえるのではないかと懸念されているところでございます。このような現状でございますけれども、民間事業者による移動販売または宅配サービス、また地域によりましては、国の過疎対策の交付金などを活用した道の駅とかNPO法人などによる宅配事業が行われているという状況でございます。また、県といたしましては、買い物弱者を含む地域住民のそもそもの移動手段を確保するということが大事だと思っております。複数市町村間をまたぐ広域的なバス路線の維持を図っておるところでございます。市町村では、コミュニティバスや乗り合いタクシーを運行するなどの取り組みが行われているという現状でございます。

**○鳥飼謙二議員** 交通の最後になりますが、主

要地方道宮崎西環状線について、県土整備部長にお尋ねします。先日、地元住民が長年待ち望んでいた、相生橋を含みます宮崎西環状線松橋工区3.1キロメートルのうち約1.6キロメートルが開通し、大変便利になりました。関係者の皆様の御尽力に感謝をいたします。

ところで、西環状線は、南進する車両が宮崎市内を迂回して国道10号に抜けるバイパスの意味合いもあり、宮崎市街地の渋滞を緩和するものとして期待されています。そこで、残り1.5キロメートル分の工事進捗見込みについて、県土整備部長にお尋ねします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 県道宮崎西環状線につきましては、宮崎空港や東九州自動車道などへのアクセス向上が図られ、さらには大規模災害時の救助・救援ルートとなるなど、経済・防災・医療活動に大きく寄与する宮崎都市圏における重要な幹線道路として、昭和63年度から整備に取り組んでいるところです。このうち松橋工区延長3.1キロメートルにつきましては、平成11年度に事業着手し、新しい相生橋を含む1.6キロメートル区間が今年10日に開通したところであり、残る1.5キロメートル区間につきましても、年内の早期供用を目指しまして、跡江高架橋前後の道路工事を進めているところです。松橋工区の開通により、宮崎市池内町から宮崎市北川内町までの約10.6キロメートルが4車線で整備されることとなり、宮崎市中心部の交通混雑の緩和はもとより、利便性の向上が図られるものと考えております。

**○鳥飼謙二議員** ありがとうございます。よろしく願います。

地域医療についてですが、先ほど知事は、医師を確保する、偏在解消のために総医師数の確保が重要だということでもございました。ぜひ

しっかりと医師の確保に取り組んでいただきたいと思います。

医師確保に加えまして、看護師確保も重要な課題です。本県の看護師数は、これは2年前の数値ですが、1万2,314人、准看護師7,081人、合計1万9,395人となっており、全国平均を上回っています。しかし、急性期病院では常に不足している状況とお聞きをしております。そこで、看護師確保の取り組みについて、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 県では、看護師の安定的な確保のため、看護師等養成所14校の運営や教育環境整備を支援するとともに、看護学生への修学資金の貸与を行っております。また、新人看護師の研修体制の充実や、病院内保育所の運営支援等を行うとともに、離職した看護師の再就業を支援するため、未就業の看護師に対する講習会の開催や、ナースセンターによる無料職業紹介事業等に取り組んでいるところであります。

**○鳥飼謙二議員** 平成25年3月、一昨年、県立看護大など県内の看護師養成所で資格取得した新卒者は945名なんですけど、この半数近くが県外に就職しているようでございます。県内に就職できない要因についてどのように分析しておられるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 平成26年3月に県内の看護師養成所等を卒業した学生の県内就職率は59.2%となっております。養成所の関係者や県外に就職した学生から、県外就職を選択した理由等を聞いてみますと、「早くから出身地以外の就職を考えていた」「都会の文化や情報に刺激を受けたい」など、県外での生活に対する憧れがある中、県外の医療機関からの積極的な勧誘等があると伺っております。県とし

ましては、昨年度から、看護師等養成所の運営費の支援において、県内就職率が高いところに多く配分するなど、県内就職率向上のための取り組みを強化したところでありますが、今後とも、看護師等養成所等と連携しながら、県内就職率の向上を図ってまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 次に、看護師等修学資金貸与事業についてであります。県内における看護師等の確保を図るとして、昭和37年から条例に基づき月額3万2,000円から3万6,000円を貸与していますが、病床数200床以下の特定施設に勤務することなどが条件とされています。貸与の条件が医療の実態とそぐわなくなっており、返還免除施設の拡大なども含めて再検討すべき時期に来ているのではないかと思いますので、お尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 看護師等修学資金につきましては、大規模医療機関に比べ看護師等の確保が困難な中小規模の医療機関等への就業を促す趣旨から、病床200床未満の医療機関等で勤務することが返還免除の要件となっております。看護師確保は今後とも重要な課題でありますので、どのような取り組みが効果的か、修学資金貸与事業も含め、さまざまな観点から研究してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** ぜひ時代に合った事業にしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

昨年成立した医療介護総合確保法は、各医療機関に高度急性期、急性期、回復期、慢性期等各病院の病床機能を知事に報告させ、知事は、それにより将来のあるべき姿を構想した地域医療ビジョンを作成し、次期医療計画に反映させるとしています。医療介護総合確保法による地域医療ビジョンは、将来の日本の医療の形を決

定し、とりわけ中小病院の形を変えていくのではないかと、医療関係者は懸念をしています。医師不足や医師の偏在、過疎・高齢化という課題を抱える本県で、県民に必要な医療を提供することができるのだろうかと思うのですが、どのような過程を経て作成されていくのか、今後の見通しについてお尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 地域医療構想につきましては、早ければ、今年度中に国から示される予定のガイドラインに基づき策定することになりますが、法律上の要件として、医師会等の診療または調剤に関する学識経験者の団体、あるいは医療審議会、市町村や保険者協議会の意見を聴取することとなっております。そういった法律上の要件に加えまして、二次医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設置いたしまして、各地域の関係者の御意見を伺いますとともに、パブリックコメントを実施し、県民から広く意見を募集するなど、幅広い御意見を丁寧に伺いながら策定してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 二次医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設置するということのように思いますが、この地域医療構想調整会議には、地元で代表に入れていただくということも検討していただくように要望しておきたいと思っております。

次に、県立病院についてお尋ねします。これについては昨日出されましたが、以下の質問との関係もごさいますので、このまま質問させていただきます。

私はこれまで、石川県立中央病院や岐阜県総合医療センターなどさまざまな病院を視察してまいりましたが、いずれも宮崎病院と同程度の

病床数で、医師数は150名を超え、高度医療・政策医療を提供する第三次医療機関として、また災害拠点病院として改築整備されておりました。宮崎病院は約90名の医師数ということになっているようです。今日、医学と医療機器は急速な進歩を遂げており、また医療制度も大きく変わりつつあります。県立宮崎病院の整備に当たっては、新しい時代に的確に対応できる高度医療機関として全面改築すべきと思いますので、知事に所見を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 県立宮崎病院は、昭和58年の改築以来、約31年が経過をしておるところであります。施設の老朽化や狭隘化、さらには療養環境やプライバシーへの配慮など、さまざまな課題が現場では出てきておるところであります。このため今年度は、全面的な建てかえ案と、一部既存病棟を活用する大規模な改築案に絞って検討を重ねてまいりました。私としましては、御質問にもありましたように、医学の進歩でありますとか、今後ますます進展する高齢化への対応、さらには災害への備えなど、将来を見据えた上で、十分な機能強化が図られ、さまざまな課題も改善できる全面的な建てかえが必要であると考えているものであります。

**○鳥飼謙二議員** きょうの新聞でも、改築費は185億円というふうに出されておりました。私がいろいろとお聞きしましたところでは、企業債等とか利子も入れますと235億円かかります。しかし、約半分、118億になりますけれども、病院の診療報酬等で半分は病院が稼いでいただく。30%、71億になりますが、交付税とか一般会計の繰り入れで頑張ってください。そして20%の47億が一般財源ということになるわけでございます。そういうふうなことになっておりま

して、支出の多いところがございますけれども、有利な利子等を使っていただくと聞いておりますので、ぜひ立派な病院をつくっていただきたいと思っております。

県立宮崎病院再整備に向けたスケジュールについて、病院局長にお尋ねします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立宮崎病院再整備の今後のスケジュールでございますが、今年度中に基本構想を策定した上で、来年度から基本設計に入り、その後、平成28年度には実施設計に進みたいと考えております。また、現段階での大まかな見込みでございますけど、建設工事は、平成30年度から3年程度を想定しております。平成33年度——この年はくしくも宮崎病院の開設100周年を迎えるわけでございますが——には新しい病院をオープンさせたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** わかりました。

次に、改築に関連しまして、県立宮崎病院精神医療センターの「こどものこころの診療科」についてですけれども、精神的障がい、神経症的障がい、発達障がい等の心の問題を抱える児童思春期に対応するとして、病床数10床が整備されました。これは富養園を廃止してつくったわけでございます。しかし、大人と子供が、病棟中央部にナースセンターを設置しているというものの、単一病棟として運営されるなど、極めて問題が多い病棟だと思っておりますし、この議会でもさまざま議論が展開をされてまいりました。そこで、入院児童の医療と学校教育の現状について、病院局長にお尋ねします。

また、発達障がいや神経症的障がい等を抱える子供たちには、福祉・医療・教育が一体的に提供されるべきではないかと思っておりますので、こ

の点については福祉保健部長にお尋ねします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立宮崎病院精神医療センターには、現在、児童用の病床が10床ございます。全国的に児童思春期に対応できる精神科医が不足する中、宮崎病院も十分に医師が確保できていないために、1日3人程度の入院患者の受け入れとなっております。また、入院児童の教育に関しましては、主治医が可能と判断した児童につきまして、学校教育法に基づき、特別支援学校から教員の派遣を受け、1日約1時間、週3回から5回程度の教科指導が行われております。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 子供たちの健全な成長を図る上で、発達過程にある子供たちの心の問題は重要な課題であり、特に入院治療を必要とする子供たちについては、児童思春期の専門的な治療とともに、発達段階に応じた適切な教育や、子供やその家族の立場に立った相談支援など、さまざまな分野の専門的なかかわりが必要であると認識しております。児童思春期に対応できる精神科医が少ない状況ではありますが、より望ましい支援体制のあり方について、今後、福祉・医療等の関係機関と連携し、研究してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 児童精神科医が不足をしていると、病院局長がお話してございましたけれども、富養園を廃止するとき、200床程度、大人も子供もあり、その隣に特別支援学校もあって、子供の教育も保障されていたんです。ところが、こっちに移したら、児童精神科医が不足しているからということは通用しないと私は思っていますので、ぜひしっかり頑張っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから福祉保健部長には、中長期的になり



ますけれども、現状の形で子供の福祉・医療・教育というものが一体的に提供される、そういう環境をつくっていくべきだということで、これは今後大きな課題ですので、すぐすぐということにならないとは思いますが、十分な検討をしていく必要があるのではないかとということをご指摘しておきたいと思っております。

先日、県立日南病院を訪問しまして、鬼塚院長、事務局長から概要説明を受けて、各病棟でスタッフの御意見をお聞きしましたが、患者の高齢化に看護師不足が拍車をかけ、病棟は大変忙しいとのことでした。ある病棟では、患者の平均年齢は90歳と高齢化が著しく、認知症の患者さんが増加し、せん妄のある患者さんもいるというふうな状況でございました。最近、私は、3年目の看護師さんが病院をやめたいというようなことを言っているということをお聞きしたので、その方とお会いして、いろいろと話を聞きました。よくお聞きしますと、休みがとれない、日勤帯の勤務が長引いて夜の8時、9時になる。そしてまた、夜勤の準夜帯の勤務が——1時ごろで終わるわけですが——朝の3時、4時になる。睡眠がとれないまま次の勤務に入るということで、常に疲労感に襲われているとのことでした。そしてまた、ある看護師長さんは——日南病院は赤字になっているんですけれども——「赤字だから時間外をつけないようにしている」とも話しておられました。また、休暇取得調査表を見せていただきましたけれども、有給休暇も十分取得できていないようでございます。日南病院を含めた県立病院の看護師、助産師確保の取り組みについて、病院局長にお尋ねします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院の看護師、助産師の確保につきましては、県立病院見

学バスツアーや、県立看護大など県内外での病院説明会によりまして、就職先としての県立病院をPRしますとともに、受験可能年齢の拡大、あるいは東京、大阪での試験実施など、その確保に向け、さまざまな取り組みを行っているところでございます。また、昨年度から、県立延岡病院と日南病院に勤務地を限定した地域枠採用を実施しているほか、助産師につきましても、今年度、募集案内に助産師資格を持つ看護師の募集を明記するなど、新たな取り組みも行ったところでございます。この結果、来年度は、今年度より22名多い、地域枠31名、助産師7名を含む93名の採用を予定しているところでございます。今後とも、人員構成のバランスも考慮しながら、計画的な採用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○鳥飼謙二議員 93名を採用予定ということですけれども、ありがとうございます。しかし、退職者が50名以上いますので、実質、増員というのはわずかになるのではないかなと危惧をいたしておりますが、いずれにしても、宮崎の地域で女性が働く貴重な職場ということでもありますので、しっかりとスタッフを確保する、そして働く職場を保障する、そしてまた宮崎で結婚して子供さんを産んでもらうということは、いわゆる地域再生に向けて大変重要でございますので、今後も取り組みを強化していただきたいと思っております。

最後に、不規則勤務の病院スタッフの勤務環境を改善するとして、宮崎病院、延岡病院に院内保育所が設置をされています。日南病院での院内保育所設置の検討状況についてお尋ねします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院は、看護師を中心に女性職員が多い職場であるため、育

児と仕事の両立ができる就業環境を整えることは、人材の定着・確保を図る上でも重要な課題の一つと考えているところでございます。このため、宮崎病院では平成22年から、延岡病院では平成24年から院内保育を実施しておりますが、日南病院につきましては、職員アンケートを実施した結果、宮崎からの通勤者が多く、利用者数が少なかったことから、宮崎病院の施設を低額で利用できるようにしているところでございます。しかしながら、今後、地域枠採用の実施による利用者の増加や育児休業者の早期復帰を促進する上からも、その必要性が高まってくるのが想定されますことから、現在、日南病院と、利用見込みの精査や運営方法、必要経費など、経営状況も踏まえながら検討を進めているところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 次に、高齢者福祉対策に移りたいと思います。

先ほど、特養の待機者は、実質的に845名ぐらいではないかというようなお話もございました。しかし、今回、介護保険制度が改正をされて、要支援者の保険給付対象除外や平均2.27%の介護報酬の引き下げ等で、高齢者施設の運営が厳しくなることが予想されています。先日、地元の特別養護老人ホームを訪ねてきました。ある施設長は、「うちは人材確保に力を入れていて、介護福祉士は90%以上で、人件費率は70%となっています。県内の施設は、示されたばかりの介護保険点数引き下げの影響をはかりかねているのが現状ですが、厳しくなることは間違いありません」と話しておりましたが、サービスの質の確保が心配されます。今回、要支援者予防給付のうち、訪問介護と通所介護が市町村の地域支援事業とされました。要支援者に対する必要なサービス事業者は

確保できるのか懸念されますので、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今回の地域支援事業への移行は、現行の訪問介護、通所介護に加えまして、利用者ニーズに応じた多様なサービスの提供を可能とするねらいがございませう。このうち、現在の訪問介護、通所介護につきましては、これまでと同様、既存の介護事業者によるサービスの提供が可能でありますことから、必要なサービスは引き続き提供されるものと考えております。一方、多様なサービスにつきましては、現在、市町村において、NPOなど既存の支援活動の担い手と利用者のニーズを把握している段階でございまして、今後、これらを調整する生活支援コーディネーターを設置し、担い手の養成やサービスの開発・充実に向けた取り組みを進めることとしております。県としましては、市町村や関係者と連携しながら、生活支援コーディネーターの育成や相談支援等により、サービス提供事業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 次に移ります。住宅型有料老人ホームについてであります。昨年も指摘をしましたが、特別養護老人ホームの不足の影響で急増しているところでございます。一部ではありますけれども不祥事も発生しており、急増に対して人材の確保は大丈夫だろうか懸念しています。現在、宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針により、届け出時点ではチェックがなされていますが、その後、利用者からの苦情もあるようです。適切な運営を確保するため、条例、規則等による根拠を持った指導を行うことが必要ではないかと思っておりますので、お尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 有料老人ホー

ムは届け出制ではございますが、施設の指導等につきましては、法令や県が定めた指導指針に基づき、虐待防止や衛生管理、防火対策などの施設の管理運営等について指導・助言に努めているほか、通報等に応じて随時、立入検査等を行っております。また、施設みずからがチェック機能を高めていくことも重要なことから、全施設を対象にした研修会を県内2カ所で開催するなど、適切な運営に向けての情報提供や、施設の持つ社会的責任について周知徹底を図っているところであります。今後とも、市町村や関係機関とも連携しながら、指導の強化に努めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 「貧困ビジネス」とかいう言葉があります。生活保護受給者の方もその中にはおられるようでございますけれども、適切な指導と申しますか、根拠を持った指導——指針が根拠がないということではございませんけれども、条例とか規則とか、そういうところに根拠を持ったもので指導を行っていくことが必要ではないかと思っておりますので、今後十分な検討をお願いしておきたいと思っております。

高齢者の最後で、高齢者ソフト食の推進についてお尋ねします。昨年10月に、会派視察で宮崎市にある老人保健施設「ひむか苑」を訪問し、高齢者ソフト食を試食させていただく機会がありました。すしやエビフライ、鶏の唐揚げなどをいただきましたが、大変やわらかくおいしいと思えました。栄養士の黒田留美子さんは、「一番は食べられる方の安全です。高齢者に一番危険なのは水で、肺に入って肺炎を繰り返すと死に至ります。安全に食べるにはある程度の食塊が必要です」、こういうふうに話しておられました。「手間もかからず、規定の料金でやれます」と——この老健施設でですね。高

齢者にも生活の張りが出てきたということでございます。そのほか一部の施設では取り組みが行われているようですが、県としても推進をしていくべきではないかと思っておりますので、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 高齢になっても、食事をおいしく食べることは、生き生きと過ごすための大きな要素でありますので、かむ力や飲み込む力を維持・向上させることは大変重要となります。このような中、本県の介護現場で開発された高齢者ソフト食は、安全においしく食べることができ、食欲の維持・増進にも効果があるとして、全国的に注目されているところでございます。私自身はまだ食べたことはございませんけれども、県内の高齢者向け情報誌に紹介されておまして、食材の形が残り、食欲をそそる長寿食であると感じております。また、このほかにも、介護施設においては、高齢者が食べやすく、見た目も楽しむための食事を提供するため、さまざまな工夫がなされておりますので、県としましては、これらの取り組みが幅広く浸透していくように、関係団体と連携してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 農畜産業の振興に移ります。TPPについてお尋ねします。2月の農業新聞等で、日米間で牛肉の現行関税38.5%を9%程度にまで10年程度で段階的に引き下げ、豚肉については、低価格帯品について、現行1キログラム482円の関税を1キログラム50円程度の重量税に段階的に引き下げることを内容とするなどで大筋合意するようだと報道されました。消費者が安いアメリカ産等流れ、本県の農畜産業に大きな影響が出るのではないかと懸念されます。本県議会においても、国会決議の遵守や情報の

開示等を7回にわたって決議してきましたが、予断を許さない状況となっています。今後の県の対応について、知事にお尋ねします。

**○知事（河野俊嗣君）** TPP協定交渉につきましては、米の輸入枠の拡大や牛肉・豚肉の関税引き下げなど、さまざまな報道がなされておりまして、畜産を初めとする本県農畜産業のみならず、関連産業を含めた地域経済全体への大きな影響が懸念される所でございます。国からはまだ正式な情報提供というものが無い段階で、不安が広がっておりますが、国に対しましては、衆参両院の農林水産委員会における決議が守られるよう、引き続き粘り強い交渉を求めてまいりたい、そして国民に対する情報提供を求めてまいりたいと考えております。県としましては、「販売力の強化」「生産力の向上」及び「人材の育成」の3つの視点を踏まえ、産地経営体構想の推進などによりまして、農家の皆様が将来展望を持って営農できる、生産性、収益性の高い農業構造への転換を進めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** そういう状況になったとしても、それに負けないような状況をどうつくっていくかということだろうと思います。なかなか厳しいわけでございますけれども、対策をしっかりやっていただきたいと思っております。

先日、会派の視察で、西都市と木城町にある都萬牛の生産・販売現場を見学してきました。都萬牛は、5年前に発生した口蹄疫による全頭殺処分を教訓に、黒毛和牛を健康的に肥育し、サシを抑えた肉で、普通はA5——ブランド化しているのはA5を目指しているわけですがけれども——を目指すところを、A2を目指して肥育しているとのこと。ビタミンコントロールを一切行わず、ビタミンやミネラルを豊富に

与えるので、牛は健康的に育ち、あっさりとした赤身肉で、1回食べたところ、私も病みつきになりました。サシ入り牛肉はそんなに多くは食べられません。2切れぐらいかなというふうに思いますけれども、都萬牛は150グラムでもおいしいというのが私の感想でございます。安心・安全で健康志向が求められている今日、本県においても、都萬牛などの赤身肉のブランド化を図るべきではないかと思っておりますので、農政水産部長にお尋ねをいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 近年、消費者のニーズが多様化している中で、牛肉につきましても赤身肉への関心が高まっていることは、認識しているところでございます。一方で、牛肉は、サシなどの肉質を基準に評価され価格が決定されますことから、赤身肉の生産に当たりましては、高付加価値化による有利販売や生産コストの低減など、いかにして農家所得の確保を図るかが課題と考えております。そのため県では、畜産新生プランにおきまして、赤身肉の高付加価値化を課題に位置づけ、焼酎かすや竹ザサなど地域の飼料資源を活用した特色ある牛肉生産の研究や、粗飼料割合の高い飼料給与体系の構築や肥育期間の短縮など、生産コストを抑えた肥育技術の研究などに取り組んでいるところであります。

**○鳥飼謙二議員** いろんな牛肉があると思えますけど、私は非常に貴重な取り組みではないかなと思っておりますので、ぜひ皆さん方も食べていただいて、都萬牛などの新しい試みに応えていただきたいと思います。

次に、獣医師確保と家畜保健防疫体制の強化についてお尋ねします。昨年12月16日延岡市北川町で、28日宮崎市高岡町で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。県職員や市職員、J

A職員等が動員され、それぞれ種鶏3,870羽、肉用鶏4万2,155羽が15時間程度で殺処分、埋却され、その後、終息しました。県初め関係者の皆さんの迅速な対応に感謝いたします。

私は昨年暮れ、東白杵農林振興局、延岡家畜保健衛生所を訪問し、実情を調査してまいりました。また、その後、獣医師会の皆さん方と意見交換をする中で、本県の家畜保健衛生対策は十分機能するのだろうかかと危機感を覚えました。鳥インフルエンザが短期間に連続して発生した場合は、本県では迅速に対応できないというのです。2週間、間がありましたので、これは何とか対応できたということのようでございます。また韓国では、再び口蹄疫が猛威を振るっています。現在、家畜防疫に携わる県職員獣医師は49名で、延岡市、宮崎市佐土原、都市高崎に3カ所の家畜保健衛生所が設置されています。しかし、今後5年間で9名が退職すると聞いています。そこで、獣医師確保の現状についてお尋ねします。

また、南那珂地区には、日南市南郷町の南那珂農業改良普及センターに2名の獣医師が配置されていますが、検査機器や設備等もなく十分機能しているとは思えません。畜産県として本所もしくは支所を設置すべきではないかと思っておりますので、農政水産部長にお尋ねします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 獣医師職員の確保は、獣医系大学の卒業生の約半数がペットなどの小動物の診療分野に就職しているなど、厳しい状況にあります。このため県としましては、関係部局が一体となった獣医師確保対策チームを中心に、全国の獣医系大学での就職説明会や出前講座への参加を初め、修学資金の給付や積極的なインターンシップの受け入れ等の取り組みにより、獣医師職員の安定確保に努め

ているところであります。

また、南那珂地区における家畜保健衛生所の設置についてであります。平成25年度から駐在職員を配置し、畜産農家の指導など地域の防疫の強化等に取り組んでおりますので、今後とも、必要な検査を初め地域防疫への対応が円滑に実施されるよう、駐在職員と宮崎家畜保健衛生所の綿密な連携を図ってまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 今後も、家畜防疫体制の機能強化、しっかりやっていただきたいと思いません。

次に、観光振興についてお尋ねします。

平成26年版観光白書によりますと、本県の実観光入り込み客数は1,390万人、延べ宿泊者数は353万人で全国37位となっています。また、観光消費額は1,463億円で、集計中の京都府、大阪府等5府県を除いて30位——ですから実質36位かなと思うんですが——となるなど、基幹産業である観光は大変厳しい状況に置かれています。本県観光の現状をどのように受けとめておられるのか、知事にお尋ねします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県は、早くから観光振興に取り組んできたわけでありまして、昭和40年代には、新婚旅行のメッカということのにぎわいを見せておりましたが、海外旅行の一般化や、全国各地で観光地の整備が進んだことによる観光地間の競争の激化などもありまして、観光県としての地位は相対的に低下したものと考えております。私は、県内各地を回りまして関係者と話をしておりましたら、どうしてもやはり過去の栄光やノスタルジーに浸り、そこから先に進んでおられないのではないかとこの思いも受けたところでありますが、議員御指摘のように、厳しい現状というのをしっかり踏

まえた上で、視線は前に向けるべきではないかと思っておるところであります。

これまでも、地域資源を生かした魅力ある観光地づくりやスポーツランドみやぎき——今、キャンプなどで大変活況を呈しておるところであります——、また、コンベンションの誘致促進などを柱として、観光振興に取り組んできたところでもあります。今後は、東九州自動車道の整備や、国際定期便の就航、東京オリンピック・パラリンピックの開催などの追い風をしっかりと捉まえて、改めて、スポーツや食、神話など本県の強みを生かして、官民一体となって本県の観光について考える、そして再興を図っていく、そのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 予算もしっかりつけていただく、このことも大事ではないかなと思っております。

提案されています観光振興条例においては、観光振興を県政の重要な課題として観光振興計画を定め、主要施策を毎年公表するとしています。公表に当たっては、入り込み客数や観光消費額等の数値目標等とあわせ、各ブロックの関係者等にもわかりやすいものとする必要があると思いますので、商工観光労働部長にお尋ねします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 観光振興計画に基づく施策につきましては、その成果等をしっかりと検証し、今後を生かしていく必要がありますことから、観光施策の実施状況を公表することとしたところでもあります。具体的な公表内容につきましては、今後検討していくこととしておりますが、観光事業者や関係団体を初め、県民の皆様から幅広く御意見をいただくことが重要でありますので、できるだけわかり

やすく公表していきたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 観光は主に商工観光労働部で取り組んでいただくわけですから、しっかり頑張ってください、「過去の栄光」というふうには知事はおっしゃいましたけれども、そうならないように、部として頑張ってくださいたいと思っております。

次に、教育問題に移りたいと思います。

古来、教育は国家百年の計と言われ、特に資源の乏しい我が国では、その重要性は国民を挙げて共通認識となっています。教育委員会は、平成23年度に第二次教育振興基本計画を策定し、魅力ある学校づくりを進めています。しかし、少子高齢化や格差が拡大する中で、保護者の所得により教育の機会が奪われるなどの問題が生じています。教育はどうあるべきなのか、教育委員長の率直な所見をお願いします。

**○教育委員長（島原俊英君）** 所得の格差が子供たちの教育の機会を奪うことは、あってはならないと思います。そして、格差の拡大や貧困の連鎖から抜け出すためには、教育の力が欠かせないと考えています。子供たちの自発的な努力を促しながら、いかなる環境下においても、子供たちがその能力を伸ばし、挑戦する機会を手に行き届かせるようにするためにも、教育が果たす役割は大変大きいと思っております。「子供の貧困対策に関する大綱」でも述べられているように、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するために、学校と家庭、地域が一体となって、子供の貧困対策や教育の機会均等に取り組んでいきたいと考えております。そして、子供たちが、生きることのすばらしさ、働くことの意義を感じ、社会に貢献できる人へと成長する教育を推進していきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 所得の格差が子供の教育の機会を奪うことがあってはならない、そのとおりでございます。しかし、最近の通学区域撤廃——私は、お金のある人は宮崎まで旅費を使ってといいますか、下宿をして大宮高校に通学できるけれども、ない人はできないというような、逆行しているんじゃないかなと思うことがございます。最近、郷土学がクローズアップされるなど、子供は地域で育ち、地域で学ぶことが望ましいことが再認識されています。しかし、平成15年に宮崎・延岡・都城地区での合同選抜試験が廃止され、平成20年には通学区域が撤廃され、県内のどこに居住しようと大宮高校などに通学できるようになりました。最近の大宮高校、延岡高校、泉ヶ丘高校の旧学区外通学者及び下宿・寄宿者の現状について、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 御質問の3校における旧通学区域外からの普通科の合格者数は、平成24年度、平成25年度、平成26年度の順に申し上げますと、宮崎大宮高校、45名、37名、32名、都城泉ヶ丘高校、15名、5名、12名、延岡高校、18名、27名、33名であり、3校の合計で見ますと、この3年間、定員の10%程度でほぼ横ばいの状態でございます。また、本年度、各学校の普通科の下宿生数は、1年生から3年生まで合わせた数ですが、宮崎大宮高校が8名、延岡高校が4名であり、都城泉ヶ丘高校はおりません。

なお、延岡高校では、下宿生以外に、入郷地区の生徒のためなどに県が設置しております県北地区生徒寮に23名が入寮いたしております。

○鳥飼謙二議員 それぞれ大宮高校、延岡、そして泉ヶ丘、お答えをいただきましたが、やはり大宮高校のところはどうしても比重が大き

なっているようでございます。

次に移りますが、27年度入学者から、推薦入学においても学力試験を実施されました。過度の競争を排除するという推薦制の趣旨から外れるのではないかと懸念されますが、学科試験制度導入の理由と不合格者の推移についてお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 推薦入学者選抜検査への学力検査の導入は、就職など高校卒業後の進路確保等を考え、高等学校での学習をさらに充実させるために、中学校での基礎学力や学習習慣の定着をより高めることなどを目標として、今年度から導入しました。導入後も、これまで狙いとしてきた、あらゆる角度から受験者の適性や能力を見るという観点はしっかり継続しております。

次に、不合格者数ですが、推薦入学の募集定員の上限を従来の50%から40%へ10ポイント削減したため、昨年度比で、ことし定員が256人減少しましたが、逆に受験者数は98人増加したことから、不合格者数の割合は、昨年度の18.5%から今年度は29.6%となり、11.1ポイントの増加となっております。

○鳥飼謙二議員 定数の減というのもあったんですけど、中学校が推薦をして、高校が決定をするということで、制度が少し変わったのでそのまま数字が出てきたのかなと、この程度だったら推薦でいいなというようなことで中学校が判断をし、子供が判断をして上がってきた。だから、こうやって不合格者が18%から30%になったんだなというふうな感じがするんですけども、今後、平準化すると思われませんか。来年また試験がありますよね、30%がこれまでと同じように18%程度まで下がるんじゃないかとか、いや、もう変わりませんよとか、その辺は

予測しておられますか。

○教育長（飛田 洋君） 推薦入試の定員は、各学校の定員の枠内で各学校が決め、それを実施するという形になっておまして、実は倍率が高い学校、倍率が低い学校等もありますし、中学校からたくさん御推薦をいただくとか、いただかないとかありますので、今後そういう状況を見ながら、適切に指導していきたいと思えます。

○鳥飼謙二議員 私がお聞きしたのは、不合格者の数が一定程度おさまってきますかというようなことかと思つたものですから……。18%から急に今度の試験では30%に上がっているわけです。来年は中学校もそう受けとめていただいて、また下がるのかなというようなことかをお聞きしたんですが、よろしいです。

次に行きます。県立高等学校教育整備計画基本計画は、1学年4学級以下の高等学校については、大幅に定員を満たさない状況があるなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合は、統廃合を検討するとしています。一方、大宮高校の5年間の旧通学区域外の通学者は、先ほど御説明がございましたけれども、私の調査では、県内私学、県外転入者を除いて入学者の10%、多いときでは12%程度になっているようでございます。高等学校教育整備基本計画の前期計画が27年度で終了いたします。現在、中期計画を策定中ですが、中期実施計画を議論している場で、通学区域撤廃の影響について議論がされているのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 「宮崎県立高等学校教育整備計画中期実施計画」策定に当たりましては、学校教育改革推進協議会や地区別の協議会等、複数の場で御意見をいただいております。

ます。「地域の子供が地元の学校に進学できるように、自治体、企業の協力も得て、各学校の魅力高める姿勢が必要である」という御意見をいただいたと同時に、逆に今度は、「子供たちは学力・通学手段等を考え高校を決めており、最終的には生徒の希望に沿った対応ができることが望ましい」などの御意見もいただいております。これらの議論を踏まえまして、何よりも生徒にとってよりよい教育環境を提供するという視点に立って、各学校での魅力と活力のある教育活動が展開されるような計画にしていきたいと思います。

○鳥飼謙二議員 県教育委員会はこれまで、旧通学区域からの通学者は普通科合格者全体の6%程度だと言っておられました。しかし、実際、今お話があったように、3校に限って見ると、6%ではなくて10%から。私の大宮高校の調査を見てみますと、平成14年には校区外は2%だった。15年は1.7%、19年は2.5%、そして20年には9.0%、24年には12.7%、また26年には9.8%となってきているんです。ですから、平均すると6%ぐらい。だけど、特定の進学校に限ると、そういうふうにしてよそから入ってくる子供が多いわけです。そうすると宮崎の子供はどこに行くか。よそに行くか私学に行くかしかないですね。親の懐で、通学できる費用も出しますよ、下宿代も出しますよという子供と、それから追い出されていく子供というのが出てくるわけですから、通学区域については再考していただきたいなと私は思っているところでございます。

次に、交通安全と犯罪発生状況について、警察本部長にお尋ねいたします。

警察本部交通部の交通統計によりまして、平成25年の交通事故発生件数は1万458件で、前年



比で件数は321件の減、死者は59人で9人の増、負傷者は1万2,589人で248人の減となっています。全体的に改善されてきているものの、件数が減少する一方で死者がふえるなど、大きな事故がふえてきているのではないかと推測されますが、最近の交通事故の発生状況について、警察本部長にお尋ねします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 今、平成25年の統計について御指摘をいただきましたけれども、平成26年中の県内における交通事故の発生状況について申し上げますと、発生件数が9,759件、死者数が49人、負傷者数が1万1,534人でありまして、これは対前年比で、発生件数、死者数、負傷者数のいずれについても減少しております。特に発生件数につきましては、平成20年以来6年ぶりに1万件を下回りました。また、主な特徴といたしましては、高齢者の死者が31人で死者全体の63.3%を占め、全国平均を10ポイント上回っていること、さらに、事故の原因として、脇見、安全不確認等の緊張感を欠いた、いわゆる「てげてげ運転」による事故が約7割を占めていることなどが挙げられるところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 次に、自転車事故についてお尋ねします。これは25年ですが、自転車事故も1,337件と約13%を占めています。かつて宮崎は自転車王国と言われたほどですが、最近は、排気ガスも出さずクリーンな乗り物として注目を浴びています。そのようなこともあってか、これまでの車道に自転車レーンがラインを引いて表示されていますが、道路が狭いため、自転車レーンがある車道を車で走るときには自転車が、自転車で走るときには車が怖くてならないというのが実態でございます。そこで、自転車関連交通事故の状況と自転車レーンの安全確保

についてお尋ねします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 平成26年中の県内の自転車に関係する交通事故は1,184件でありまして、これは事故全体の12%を占めておるところでございます。事故の内容は、自動車との衝突がほとんどでありまして、年代別では、高校生や高齢者が当事者となる場合が半数近くを占めております。自転車レーンは、道路管理者と警察とが協力して設置をしておりまして、一般的には、道路標示、道路標識及びカラー路面等を整備して、視覚的に自転車が走行する空間を自動車と分離して、自転車関連の交通事故を抑止するというものであります。自転車レーンの安全確保につきましては、今後も道路管理者と連携した整備を検討するとともに、警察としましても、自転車レーンが安全に利用されるよう、学校や高齢者クラブにおける交通安全教室や、現場警察官による交通指導などを通じて正しい通行方法の周知を図り、交通事故の抑止に努めてまいります。

**○鳥飼謙二議員** 宮崎市の高千穂通りの自転車レーンは非常に安全だ。ところが、県庁の東側の通りの自転車道は、ラインだけ引いてあって非常に不安なんです。慎重に交通安全確保をしながら、自転車レーンについては対応していただきたいと思っております。

次に、交差点に歩車分離式信号が設置される例が多くなっています。広い交差点では歩行者の安全確保に有効だと思いますが、自転車の通行方法がわからなかったりするなどの相談を受けるときがあります。歩車分離式信号の設置状況と市民への啓発についてお尋ねします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 歩車分離式信号は、信号表示により歩行者と車両の通行を完全に分離させることで、交差点における歩行者の

安全を確保するものであります。県内の設置状況につきましては、宮崎市34カ所、延岡市8カ所、都城市4カ所など、8市4町の60カ所の交差点に設置しており、本年度末には72カ所となる予定です。歩車分離式信号の安全効果を高めるためには、その通行方法について周知を図ることが重要でありますので、現場信号機への「歩車分離式」の表示、報道機関等を通じた広報、警察のホームページへの掲載、現場警察官による街頭指導などの対策を今後とも進めてまいります。

○鳥飼謙二議員 次に移ります。警察本部刑事部の犯罪統計書によりますと、平成25年の刑法犯総数は7,997件で、粗暴犯が倍増しているものの、全体として5.1%の減と、犯罪は減少しているようであり、警察の皆さん方の御尽力に感謝いたします。しかし最近、バスジャック事件や殺人事件等、本県でもショッキングな事件が発生しています。そこで、最近の犯罪発生状況についてお尋ねします。

○警察本部長（坂口拓也君） 県内の犯罪発生状況につきましては、平成26年の刑法犯の認知件数は7,321件でありまして、前年と比較して676件、率にして約8.5%減少しております。刑法犯の認知件数は、ピーク時の平成14年以降、年々減少傾向にありまして、昨年は、現在の統計方式となった昭和41年以降、最も低い件数となったところであります。しかしながら、御指摘のとおり、昨年は放火事件やバスジャック事件など、県民の皆様が不安を感じる凶悪事件が発生しておりますし、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺につきましても、過去最悪の約3億4,700万円の被害額となっておりますところをございまして、治安情勢は全く予断を許さない状況でございます。引き続き、警察の総力を挙げ

て、安全で安心なまちづくりに努めていく所存であります。

○鳥飼謙二議員 ところで、今出されましたオレオレ詐欺等の特殊犯罪3億4,700万円ということでございますが、これは非常に社会的な注目も浴びており、だまされるのは高齢者の人たちが多いわけですけれども、特殊犯罪の現状と犯罪抑制に向けた県消費生活センターなどの関係機関との連携についてお尋ねします。

○警察本部長（坂口拓也君） 本県における特殊詐欺の現状につきましては、平成26年中、59件、約3億4,700万円の被害を認知しております。平成24年以降、被害が増加しておる状況でございます。この要因としましては、従来の振り込み型の被害に加えまして、宅配等による現金の送付型、現金の直接受け取り型といった形態の増加や、だましの手口も非常に複雑・巧妙化をしているということが考えられます。関係機関との連携につきましては、県警と県内の金融機関、財務事務所との3者協定を締結しまして、高額出金への対策を強化する取り組みを始めております。また、NTTと連携して、被害に遭いやすい高齢者世帯を中心に、電話帳からの削除を推奨する取り組みのほか、宅配物取扱事業者や消費生活センターといったところとの連携も強めていっているところでございます。さらに、新規事業としまして、県民に直接、特殊詐欺に関する注意を喚起するための電話架電業務を行う、特殊詐欺被害防止コールセンター事業も予定しておりますところでございます。今後とも、関係機関との連携を強化し、特殊詐欺対策を強力に推進してまいります。

○鳥飼謙二議員 県消費生活センターのことでお尋ねしますが、情報サイト料金の不当請求とか、はがきによる各請求などの特殊詐欺を含む



しなさいよというふうに来てきて、平均で297億円。どれぐらいかかりますよ、この数字を示さないが無責任じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 施設整備につきましては、各県の置かれた状況はかなり違って、数字も違っております。それを足し合わせて一定の平均値が出るわけではあります、それをもって本県の物差しにするのはどうかという思いがあるところがございます。いずれにしても、本県の前回の国体の開催以降、かなり施設が老朽化している状況がございます。一方で、市町村などでは施設の整備が進んでいる状況もありますので、そういう全体の状況を勘案しながら、どのように県と市町村で連携しながら開催していくのか、そういうことを見きわめながら、施設整備についてもしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 時間が来ましたので申し上げますけど、やはり、どれぐらいかかりますよと。宮崎県の財政は厳しいわけですから、身の丈にあった国体をやっていく、障害者スポーツ大会をやっていくということで取り組んでいただきたいと思っております。

最後の質問になりまして、ありがとうございました。以上で終わります。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い順次、代表質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。きょうは私も勝負カラーの黄色で決めてきました。

まずは知事の政治姿勢についてであります。

日本全体の人口減少に歯どめをかけ、地域活性化を目指す長期ビジョンと地方創生のための今後5年間の総合戦略が、年の瀬も押し迫った昨年12月27日に閣議決定されたところであります。自公連立政権にとって、日本を元気にするための最重要テーマが地方創生であることは論をまたないところであります。現在、宮崎を初め地方においては、自公連立政権による経済政策の効果が届いている、こういった実感はまだ感じられないところであります。

その背景にあるのが、2008年から始まった人口減少問題であります。現在、若年層を中心に、多くの人々が地方から東京を初めとした都市圏に流出しております。人口の流出は、地方経済の停滞ばかりでなく、生活水準の低下も招きます。それがさらに人口減少を招いてしまいます。まさしくこの負のスパイラルを断ち切る最後のチャンスが今であります。公明党としても、対策を強力に進めていこうとしているところであります。

今後は、国が示した長期ビジョンと総合戦略を踏まえ、各自治体も地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定に取りかかることとなりますが、宮崎県版の人口ビジョン及び総合戦略を策定していく上において、今後の進め方及び市町村との連携等について、知事の考えを伺いたいと思っております。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

本県を含む地方版人口ビジョン及び総合戦略は、人口ビジョンについては将来の人口推計を、総合戦略については平成31年度までの政策目標と施策を、それぞれ策定することとされております。本県におきましては、現在、県の総合計画の改定を進めており、今議会に提案しております長期ビジョンや、6月議会に提案予定のアクションプランの方向性などを踏まえ、国の総合戦略も勘案した上で、宮崎県版の人口ビジョン及び総合戦略の策定を9月を目途に進めてまいりたいと考えております。

なお、本県の総合戦略等を策定するに当たりましては、幅広い外部有識者の参画や地方創生の中心的担い手である市町村との連携を通じまして、県の戦略の実効性を高めるとともに、県内市町村が総合戦略等を策定するに当たりましては、情報提供や相談体制を整え、積極的に市町村を支援してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 ありがとうございます。

引き続き、2問目にもかかわる事項について知事に伺っていきたいと思います。知事は、今回、国が示した長期ビジョンと総合戦略に本県の実情を反映させるため、昨年10月、国に対して、「真の地方創生を実現する「みやざきモデル」の提言」を提出されております。この「みやざきモデル」の中には6つの施策が掲げられておりますが、その3つ目、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の中に、子育て支援の充実・強化策として「子ども保険制度」の創設、こういったものが提言されております。これが目にとまったところでありました。この趣旨について伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 平成25年の本県における合計特殊出生率は、全国で2番目に高い1.72であります。人口維持に必要とされる2.07には及ばず、少子化問題への対応が喫緊の課題と考えております。国や県が実施した意識調査によりますと、本当は何人子供が欲しいという、理想の子供の数を持たない理由としまして最も多いのは、「子育てに関する経済的負担が大きい」というものであります。国におきましては、幼児教育の無償化に段階的に取り組むこととされておりますが、その実現に当たっては、多額の経費を要することが大きな課題となっているところであります。

このようなことから、今回、子育てに関する費用につきまして、例えば、介護保険制度のような、保険料として広く国民に負担していただく仕組みを想定しまして、「子ども保険制度」の創設を国に対し提言したものであります。

○新見昌安議員 同じく「みやざきモデル」の提言の中において、施策の6つ目、「地方創生の取組を支える行財政基盤の整備・充実」を求めておられますが、国の予算案に対する知事の評価並びに今後の対応についても伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、「真の地方創生を実現する「みやざきモデル」」として、国に対し施策の構築などを求めてきたところでありまして、若者定着の受け皿となる雇用の創出や移住促進、少子化対策などの必要性を強く訴え、その財政的な支援としまして、地方独自の判断で活用できる自由度の高い交付金制度の創設などを求めてきたところでありました。これに対し、国の平成26年度補正予算で、地方が主体的に取り組む事業を支援する交付金が盛り込まれたことに加えまして、平成27年度地方財政計

画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」が創設され、約5,000億円分の純増が図られたところでありまして、これについて高く評価しているところでもあります。

県としましては、地方創生を力強く進めていくために、あらゆる関連施策を総動員し、長期的に粘り強く取り組む必要があると考えておりますので、国に対しては、引き続き、地方創生のための予算確保を求めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 知事の強いリーダーシップを期待しております。よろしくお願ひいたします。

次は、平成27年度当初予算案についてであります。

これについては、5つの新規事業について伺っていきたく思います。1つ目に、県税収入納期内納付推進強化事業について2点伺いたしたいと思います。

1点目は、事業内容に掲げてあります九州合同納期内納付推進キャンペーン事業、それと市町村とタイアップした宮崎総力キャンペーン事業についてであります。ここでいう県税とは、この事業名からしても自動車税かなと推測できる場所でもありますけれども、自動車税については、コンビニ納付あるいはクレジット納付、こういった納付者の利便性に配慮した取り組みも、現在実施されております。それを受けて、かなり納期内納付も進んでいるのではないかと、いうふうに思っていたところでもありますけれども、本県単独ではなく、九州合同あるいは市町村とタイアップ、こういった表現から、まだまだ厳しい状況にあるのかなと思っているところでもあります。そこで、このようなキャンペーンを張ることになった背景、そしてその内容につ

いて、総務部長に伺いたいと思います。

**○総務部長（成合 修君）** 自動車税の納期内納付の推進につきましては、これまでも、九州各県独自に広報活動などに取り組んでいるところでもございまして、本県を含め九州各県の納期内納付率は毎年向上しておりますが、全国的に見ますと、まだまだ低い状況にございます。このため、より効果的な広報活動とするために、九州各県税務主管課長会議等におきまして協議・検討を重ねまして、今般、九州各県が広報活動を合同で実施することとなったものでございます。

次に、県内市町村との合同キャンペーンにつきましては、今回、軽自動車税の税率引き上げなどの税制改正が行われたことから、これを機に、県内全域で県と市町村が共同で納期内納付などの啓発活動に取り組むものでございます。具体的には、九州合同キャンペーンは熊本県で、市町村との合同キャンペーンは宮崎市で、いずれも、ゆるキャラ等を活用した出発式を行った後、各県、各地域を回りまして、街頭啓発等を行う予定としております。

**○新見昌安議員** 2点目ですけれども、同事業では、税収確保推進サポーター設置事業、そういったものにも取り組まれるようであります。この狙いと効果についても、同じく総務部長に伺いたいと思います。

**○総務部長（成合 修君）** 先ほども申し上げましたように、県税の納期内納付の推進につきましては、これまで、テレビ、ラジオ等のメディアの活用や、金融機関、コンビニエンスストア等へのポスターの掲示など、さまざまな取り組みを行ってきたところです。今回、さらにきめ細やかな広報に取り組むため、日ごろから税の啓発活動に積極的に取り組んでいただい

おります関係団体、例えば、法人会や税理士会などに、広域的に広報活動を行うサポーターとして協力をお願いしたいと考えております。このような取り組みを行うことにより、県民の自主納税意識を高めるとともに、納期内納付率の向上と督促等の滞納整理に係る諸経費の軽減が図られるものと考えております。

**○新見昌安議員** この納期内納付推進強化事業の事業期間を見てみますと、平成30年度までの4年間であります。キャンペーンが終了したときに、宮崎はもちろんのこと、合同でキャンペーンを張った九州他県も納期内納付率が格段に伸びていることを期待したいというふうに思います。

2つ目の新規事業、「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業について伺いたいと思います。この事業については、昨年の6月議会において、県としてふるさと納税の金額を伸ばすためには、特産品の贈呈を考えてもいいのではないかと提案したところでありました。そこで、まずは、年度途中ではありますけれども、平成26年度のふるさと納税受け入れ実績について、これも総務部長に伺いたいと思います。

**○総務部長(成合 修君)** ふるさと納税につきましては、本県では「ふるさと宮崎応援寄附金」として実施しておりますが、平成26年度の寄附金受け入れ実績は、きょう現在でございますが、33件、320万円となっております。

**○新見昌安議員** 平成25年度の実績を見てみますと、46件、343万500円ということでしたので、これについては、前年同様の金額になるのかなとは思っております。

次に、この事業では、寄附者に対するお礼として、本県としては初めて、県産品などの品を送るというふうになっております。お礼の品と

して、どのようなものを選定していこうとされるのか、これは商工観光労働部長に伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長(茂 雄二君)** 今回の「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業は、寄附しやすい環境の整備とともに、寄附者にお礼の品を送付することにより、寄附額の増加と本県の魅力の発信を図る目的で取り組むことにいたしております。本県には、日本一2連覇の宮崎牛を初め、完熟マンゴーや地鶏、焼酎など、代表的な県産品が数多くあります。ふるさと納税のお礼の品の選定に当たりましては、このような本県を代表する農産物や加工品のほか、本県が消費者にアピールしたい県産品などを、出荷時期や商品区分のバランス等を勘案しながら、寄附額に応じて幅広く選定してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** この品については、県内あまねく見渡していただいて、地域間バランスにも配慮して、選ばれたことでそれぞれの地域の住民が喜んでくれるような品々を選んでいただきたいというふうに思います。

次に、この事業によって、どの程度の寄附額になると想定しているのか。また、この制度をどのようにアピールしていくのか、同じく商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長(茂 雄二君)** 福井県の調査によりますと、寄附金の受け付け実績を公表している45道府県における平成25年度のふるさと納税の平均寄附額は約2,640万円となっております。本県におきましては、まずその額を上回る3,000万円を目標に取り組んでまいりたいと考えております。このため、寄附者にとって魅力的なお礼の品の提供やコンビニエンスストアでの寄附を可能とするなど、寄附を促進する環境

を整備しますとともに、こうした制度内容を、全国のふるさと納税を紹介するサイトや県のホームページ、県広報フェイスブック等に掲載するなど、さまざまな手法を活用して周知を図ることとしております。

また、制度を紹介するパンフレットを作成しまして、県人会や県外における宮崎フェア・物産展、アンテナショップ等で配布するなど、さまざまな機会を捉えまして、積極的にPRに努めてまいりたいと存じます。

**○新見昌安議員** 国の後押しもあって、全国各地の自治体が、あの手この手で知恵を絞りながら寄附の獲得に乗り出している、その動きにも拍車がかからかかっていくんじゃないかと思えます。3,000万という目標達成に向け、御尽力のほどよろしく願いしておきます。

ところで、前回の質問に対して知事が答弁されましたように、ふるさと応援寄附金は、ふるさとを応援したいという思いを寄附という形で受け入れるものであって、あくまでも寄附してくれる方の自発的な思いに基づくもの、こういう考えも理解できますし、物でつって寄附を募るのはいかがなものかという考えがあるのも事実であります。そこで、今回の事業をスタートするに当たって、ふるさと納税本来の趣旨から逸脱しないようにするためにどのような点を考慮されたのか、これについては知事に伺いたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の事業では、寄附額の増加や本県の魅力や特産品のPRなど、さまざまな効果も期待できるということで、本県に寄附をされた方へのお礼の品を設けることとしたわけではありますが、一方で、自治体間で返礼品による競争が過剰になっているという指摘もあり、お礼の品の返礼割合が高くなり過ぎな

いように抑えることとしておるところであります。

ふるさと納税の本来の趣旨は、御指摘ありましたように、ふるさとや特定の自治体を応援したいという、いわばファンの方が、自発的な思いに基づき寄附されることだと考えております。そのような趣旨からすれば、本県のファンをふやしていくことが、結果として寄附の増加につながるものと考えておりますので、私みずから先頭に立ち、観光や物産など、さまざまな本県の魅力を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** これについても、知事の率先垂範のアクションを期待しております。

3つ目の事業、動物愛護センター共同設置事業について、福祉保健部長にお伺いたします。この事業も2年目に入って、いよいよ本格的に動き出します。センターがスタートするのを心待ちにしておられる方々もたくさんおられます。ところで、同センターは、宮崎市との共同設置ということになっております。そこで、県と宮崎市の役割分担はどのようなになっているのか、伺いたいと思えます。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 動物愛護センターにつきましては、県民一人一人の中に動物愛護の心を育み、「人と動物が真に共生する社会」の実現を目的に、平成29年度当初の開設に向け、準備を進めているところであります。県、市の役割分担についてはありますが、センターの建設費用については、共有部分は折半、専有部分はそれぞれが負担とし、建設に関する発注事務については、宮崎市が行うことになっております。

また、犬猫の譲渡などの動物愛護業務は、これまでどおり県は宮崎市以外の25市町村を所管



することにしております。なお、共同設置・運営により県と市の緊密な連携が図れ、犬猫の譲渡会や各種イベントなどの開催等において、より効果的かつ効率的な取り組みが実施できるものと期待いたしております。

**○新見昌安議員** この役割分担、予想に反して結構ややこしいなというのが正直な感想であります。もっと単純にならなかつたのかなと思うところでもありますけれども、27年度は設計段階に入ってきます。一番重要な時期だというふうに思います。望ましい、県民が喜ぶ施設とするためには、その意見にも耳を傾けなければなりません。県民からの意見聴取についてはどのように行うのか、伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 動物愛護センターに関する県民からの意見聴取につきましては、平成27年度中に、動物愛護団体、市町村、県獣医師会などの関係団体との意見交換会を開催するとともに、広く県民の意見を聞く方法等につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** よろしく願いしておきます。

「これぞ宮崎の動物愛護センター」と、大きく他県にアピールできるものとすることも考えておく必要があるのではないかと思います。独自性、アピールポイントにはどういったものがあるのか、伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 設置を検討するに当たりまして、最も留意したことの 하나가立地場所の選定でございました。センターの候補地は宮崎市清武町の「木原地区ふれあい広場」としてありますが、周辺には宮崎大学や県立こども療育センターなどの福祉施設が設置されております。そのため、犬猫の譲渡会やしつ

け方教室など従来の取り組みに加え、このような立地条件を生かし、大学との共同研究や障がいのある子供と動物との触れ合い活動など、動物を介したさまざまな事業が展開できるものと期待いたしております。

**○新見昌安議員** 多くの県民の期待にたがわないように、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

4つ目に、動物愛護センター共同設置事業とは切っても切れない関係にあります、「人と動物が共生する地域社会づくり事業～スタートアップ事業～」について、同じく福祉保健部長に伺いたいと思います。まず、平成29年度以降、活躍の場が大きく広がる動物愛護推進員等のボランティアについては、単に犬が好きとか、あるいは猫が好きといった人たちだけではどうかなと思うところでもありますけれども、ボランティアにふさわしい人の発掘・確保にはどのように取り組んでいかれるのか伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 県が実施するしつけ方教室や動物愛護啓発行事などにおきまして、現在もボランティアの方々にお手伝いをいただいておりますが、動物愛護センター設置後は、特に定期的な譲渡会の開催などの動物愛護啓発活動を強化するために、さらに多くのボランティアの支えが必要となりますので、公募や登録制度など他の自治体の取り組みも参考にしながら、確保策について検討してまいります。

**○新見昌安議員** センターの開設は平成29年度であります。それまでの間、ボランティアの方々の意識を高めるため、あるいは意識を持続させるためにどういった取り組みを行うのか、伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 平成29年度当

初の動物愛護センターの開設に合わせ、ボランティアの方々の活動内容の充実が課題となりますので、今後2年間での育成が特に重要であると考えます。このため、できるだけ早期からボランティアの募集に取り組むとともに、動物の習性や飼養方法などの知識の習得や、県の動物愛護の取り組みなどを理解していただくための研修プログラムの作成、並びに定期的な研修会や意見交換会を行うなど、動物愛護団体、市町村などとも連携しながら、ボランティアの意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** ボランティアの育成・強化では、地域に根づいた取り組みの県全体への拡大も目指しておられます。県央地区のボランティアの活動の場がセンターにあるということは予想できますけれども、県央地区以外のボランティア活動についての基本的な考え方を伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 動物愛護を推進するためには、県央地区だけではなく、県内全域でのボランティア活動の展開が重要であると認識いたしております。このため、動物愛護センター開設を見据え、各保健所と動物愛護団体、市町村等との連携のもと、県内各地で開催するしつけ方教室や譲渡会においてのボランティア活動の強化を図り、地域に根づいた動物愛護活動を促進していきたいと考えております。

**○新見昌安議員** よろしく願いしておきます。

5つ目、最後になりますけれども、特殊詐欺被害防止コールセンター事業について、警察本部長に2点伺いたいと思います。まず、コールセンター事業の架電対象者について、「被害を受けるおそれのある者等」というふうになって

おりますが、被害を受けるおそれのある者等をどのように選定していかれるのか伺いたいと思います。

**○警察本部長（坂口拓也君）** コールセンター事業の架電対象者である「被害を受けるおそれのある人」につきましては、2つの選定方法を想定しています。

1つは、特殊詐欺事件の捜査の過程で、犯行グループの拠点などから押収した被害対象者の名前が掲載された名簿を活用する方法であります。実際に犯行グループが利用していた名簿でありますから、その名簿に掲載されている方々は、最も被害を受けるおそれがある方々であります。この名簿に掲載された方々に対して電話をかけ、注意喚起するというのを予定しております。

2つ目は、電話帳に掲載されている方の中から選定する方法であります。被害者の多くは高齢者であり、今後も高齢者が被害者として狙われる可能性が高いことから、高齢者に多い片仮名の名前の方を優先して選定するというのを予定しております。また、同じだましの手口による電話が多発している場合、その発生地域に居住されている方々に対して、電話帳をもとに集中的に電話をかけるということも想定しております。

**○新見昌安議員** 1つ目の選定方法については感嘆符ですけれども、2つ目の前半部分は少々疑問符であります。ただ、私たち一般人が知り得ない、捜査で得た電話番号などの情報を警察として保有しておられるのでしょうから、これ以上は申しません。

次に、オペレーターに対する教育にはどのように取り組んでいかれるのか、伺いたいと思います。

○警察本部長（坂口拓也君） オペレーターに対する教育、指導は、発生現状を把握しております警察が直接実施する予定です。注意喚起を行う上で、特殊詐欺の発生現状や具体的なだましの手口を初め、被害の発生状況に応じた電話をかける相手の選定、さらには警察との緊密な連絡方法について、指導教育を行ってまいります。業務委託事業者については、オペレーティング業務に必要な一定の技術や実績を有した業者に委託することとしております。実績に基づいた事業者独自の指導教育に加え、警察による必要な知識や情報の提供及び申し上げました指導教育により、実効あるコールセンター事業となるよう努めてまいります。

○新見昌安議員 「被害を受けるおそれのある者等」の中には、注意喚起の電話の意味さえよく理解できない人、あるいはその逆に、意識が高く、その電話さえ疑うような人もいるかもしれません。その意味では、応対するオペレーターのいわゆる応酬話法というか、オペレーターの資質の向上に常に努めていく必要があるのではないかと思います。事業期間は3年間となっていますけれども、被害の激減につながるように期待しております。

次に、高齢者を取り巻く課題等について何点か伺っていきたいと思います。

平成26年10月1日現在の年齢別人口を見ますと、65歳以上の老年人口は31万7,416人で過去最高であります。前年比で約9,300人増加しております。一方、15歳未満の年少人口は15万3,228人で過去最低、前年比で約1,300人減少しており、少子高齢化の一層の進展がうかがえる結果となっております。

そのような中、少々旧聞に属するところではありますが、国立社会保障・人口問題研

究所の調査によりますと、ひとり暮らしをする65歳以上の男性のうち、会話の頻度が2週間に1回以下という人が、6人のうち1人に上るという結果になっており、独居の高齢男性が社会から孤立しがちな実態が明らかになっております。このような状況を勘案すると、高齢の、特に男性に活躍の場を提供してやるということが、高齢者対策の一つとして重要になってくるのではないかと考えます。県においてはどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 高齢化の進行や高齢世帯に占める単独世帯の増加の中、男性高齢者も、社会的なつながりを保ちながら、地域を支える一員として活躍していただくことが一層重要となっております。このため、県といたしましては、高齢者の方々が持つおられる知識、経験、能力等を生かして社会に出ましよう、あるいは主体的な活動をしましようという呼びかけのもとに、9月の「シニアパワー宮崎づくり月間」に各種啓発活動を集中的に実施するとともに、NPO等の活動に参加するためのきっかけづくりとなる「シニア・団塊世代応援フェア」の開催や、社会参加に取り組む団体等に一定期間、体験入会をしてもらう「シニアインターンシップ事業」を行うことにより、男性の方々も含め、多くの高齢者が活躍できる場づくりを進めているところであります。

○新見昌安議員 高齢化の進行に伴って、認知症もふえてまいります。直近の平成27年1月の厚生労働省の推計によりますと、認知症の人が10年後の2025年には700万人に達し、これは65歳以上の高齢者の5人に1人に当たる計算になるそうであります。認知症になる可能性は年齢とともに高まるので、今後さらにふえてくると

いうふうに予想されております。そういった中、国においては、情報を共有し、総合的な対策を推進するため、関係省庁連絡会議をつくっておりますけれども、県においても、国に倣って部局横断的な連携を図るべきだと思いますが、福祉保健部長に見解を伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 認知症高齢者の増加が予想される中で、認知症の方やその家族が安心して暮らせる社会を実現していくためには、医療や介護だけでなく、消費者保護など、暮らし全般にわたる幅広い分野において施策の推進が必要と考えられますので、関係部局による連携が一層重要になると考えております。現在、県では、高齢者対策の総合調整を図り、その対策を推進する部局横断的な組織として、高齢者対策推進会議を設置いたしておりますので、今後、この会議を活用しながら、認知症高齢者支援策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** この点につきましては、安心しました。しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる環境をつくっていくことが大事であります。認知症については、教育現場でも理解を深める必要があるというふうに思います。聞くところによりますと、高等学校の家庭科においては、10時間程度の高齢者に関する授業を行って、その中で認知症についても扱っているというふうに聞いております。そのほか、同じく高等学校の保健体育科の授業でも認知症について触れているようですが、小学校、中学校においては取り扱っていないようであります。こういった小学校、中学校に通う年齢の子供たちにこ

そ、認知症に対しての理解を深めてもらわなければならないというふうに思います。教育長の見解を伺いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 小中学校において、認知症についての学習というのは、学習指導要領で学習するような位置づけはされておられません。総合的な学習の時間で福祉に関するテーマを取り扱い、外部講師を招いて認知症サポーター養成講座を実施し、講座で学びを深めた子供たちに、その証であるオレンジリングを授与したり、高齢者との交流の中で、実際に認知症の方々とも触れ合う活動をしているような学校もございます。日本や宮崎の現状を見ますと、高齢化が進む中ではありますが、一方では高齢者との同居世帯も少なくなっているような状況もありますので、学校教育の中で工夫しながら、子供たちの認知症に対する理解を深めていき、思いやり、それから相手を尊重する心を育てていくことが大切であると思います。

**○新見昌安議員** 高齢者を取り巻く課題等に関する最後の質問になりますけれども、高齢者虐待について伺いたいと思います。県がホームページで公表している高齢者虐待の対応状況等に関する調査結果によりますと、平成25年度に養護者——すなわち高齢者の世話家族、親族、同居人——による高齢者虐待の事実が認められた件数は117件、前年より7件減少しております。一方で、市町村における相談や通報件数は210件で、前年より9件増加しております。

高齢者虐待は、虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、また、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、あるいは人に知られたくない、こういった思いがあるために、発見しにくい状況にもあるというふうに聞いております。高齢者

虐待を減らすための取り組み、どのように行っているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 高齢者虐待への対応につきましては、市町村や地域包括支援センターの職員に対する研修会を開催いたしまして、介護の負担を一人で抱えている、あるいは近所づき合いがないなど、虐待が起こりやすい介護者の状況への対応能力の向上に努めまるとともに、マニュアルの作成についても助言しているところであります。また、家族等による虐待のリスクに気づきやすい立場にある介護支援専門員や訪問介護員などの介護サービス従事者を対象に、虐待防止をテーマとした研修も行っているところであります。

さらに、地域における見守りも重要でありますことから、電気・ガスや宅配業などの民間事業者の方々に構成する「みやぎき地域見守り応援隊」を昨年2月に結成し、日常的に見守り活動を行っていただいております。既に体調のすぐれない方の発見など、成果を上げていただいているところでございます。

**○新見昌安議員** 虐待の被害者は女性が圧倒的に多い状況にあります。加害者は、息子が約4割、夫が2割、こういったデータも以前見たことがあります。家族が壊れ、さらに悲惨な結果につながらないよう、万全の取り組みをお願いしておきたいと思えます。

次は、県民との語らいを通してであります。

この1カ月間、目前に迫った4月を見据えて、極めてハードな日々を送ってきました。身も細る思いでございます。実際4キロほど体重を落としましたが、この間、数多くの県民から、さまざまな要望あるいは相談を受けてまいりました。その中には、市レベルの要望、例えば側溝のふたかけとか市道の穴ぼこを埋めてく

れとか、こういった相談もたくさんありますが、県にかかわるものもありましたので、その中から何点か伺っていきいたいというふうに思います。

まずは、観光案内板等の多言語化についてあります。これを要望された方は、大学卒業後、ふるさと宮崎を離れ、40年間タイで生活された後にリタイアして、宮崎に帰ってきたということでありましたが、2020年をにらんで観光客の誘客に取り組んでいくということであれば、タイやインドネシア、こういった国々からの観光客への対応もいち早く考えるべきだと、本当に熱っぽく語っておられました。これから誘致合戦がますます激しさを増してくることを考えれば、当然の指摘ではないかと思えます。

そこで伺いたいんですが、観光案内板等の多言語化については、英語、中国語等の主要な言語に加え、先ほど言いましたタイやインドネシア等の言語にも対応していく必要もあるのかなと思えます。県としてどのような対応を考えておられるのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（茂雄二君）** 県では、観光案内板を日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語で表示するほか、スマートフォン対応QRコードにより、県の観光案内サイトである「旬ナビ」にリンクさせ、4カ国語による、より詳しい情報提供を行っております。近年、タイやインドネシアなどからの訪日観光客が増加していることから、本県でもこれらの言語への対応が必要と考えておりますので、来年度はこの「旬ナビ」に、タイ語、インドネシア語、マレー語にも対応した自動翻訳機能を加える予定にしております。今後とも、外国人観光客の誘客を図るため、多言語対応についての取り組み

を進めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 多言語に対応した観光アプリ、時代の先端ではないかと思えます。いち早く対応されるということは評価したいと思いません。魅力あふれるものになることを期待しておきます。

大塚台の県営住宅、市営住宅を訪れたときのことでありました。4階、5階部分に住んでいる高齢者から直接、あるいはそのような高齢者を友人に持っている方から間接的に、1階に移りたい、移してやってほしいという声、幾つか受けました。県営の大塚台団地が整備されたのは、昭和40年代後半から昭和51年くらいにかけてであります。エレベーターは設置してありません。既に40年経過しております。当初からの入居者がまだおられるかどうか定かではありませんけれども、入居者の高齢化が進んでいる団地であるということは事実であります。そこで伺いますが、このような県営住宅の上層階に住む高齢者が1階への住みかえを希望する場合、どのように対応しておられるのか。これについては県土整備部長に伺いたいと思えます。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 県におきましては、高齢者が安全・安心で快適に暮らすことができますよう、宮崎県住生活基本計画に基づきまして、公営住宅のバリアフリー化や声かけなどの見守り支援の取り組みを行っているところです。お尋ねにあります、高齢者の方が1階への住みかえを希望する場合につきましても、階段の上りおりに支障があることなどの理由を確認した上で、空き室への住みかえを進めているところであり、今年度の実績は、現時点で18件となっております。今後とも、県といたしましては、県営住宅の1階の空き室のバリアフリー化を順次進めていくことによりまして、

高齢者向け住宅の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 4年前のこの時期、ことしと同じような動きをしておったわけですがけれども、大塚台にある警察職員宿舎、また県職員宿舎、数多くの空き室がありました。この空き室を県営住宅として一般県民に貸し出すことはできないかと、その年の2月議会で質問したところでありましたが、当時の稲用総務部長からは、「現実的に困難」との答弁でありました。今回も当初は、せめてそれらの1階部分だけでも住みかえを希望している高齢者のために開放できないか、こういった質問をしようとも考えたところでありましたけれども、これについては、4年前と同じような答弁、容易に想像できましたので、県営住宅間での高齢者の住みかえに積極的に取り組んでもらいたいという思いで質問したところです。この点については、よろしく願いしておきます。

次に、音楽を専門とする教員の採用に関連して、教育長に3点伺いたいと思えます。私の地元の赤江小学校、大淀小学校は、吹奏楽が盛んで、コンクールでも優秀な成績をおさめたというふう聞いております。そこでまず、平成26年度の九州大会以上の音楽コンクール等における県内国公立学校の主な入賞実績はどのようになっているのか、伺いたいと思えます。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県国公立学校の本年度の音楽コンクールなどの主な入賞実績につきましては、まず合唱ですが、九州大会においてコンクールの最高位である金賞を、住吉南小学校、宮崎大学附属中学校、妻高等学校が受賞し、そのうち宮崎大学附属中学校は、全国大会でも銀賞を受賞しております。吹奏楽では、九州大会において、金賞には、今おっしゃったよ

うに、議員の地元の大淀小学校、赤江小学校、大淀中学校、都城商業高校が輝いております。そのうち、大淀小学校につきましては、全国のコンクールである全日本バンドフェスティバルにおいても金賞を受賞いたしております。このようなすばらしい結果は、子供たちの才能を磨き上げ、輝かせていただいた指導者の情熱や指導力、そして、何よりも一生懸命取り組んだ子供たちの頑張りの結果だと、本当に心から喜んでおります。

**○新見昌安議員** 本当にすばらしい成果をおさめておられることに対して、改めて心から敬意を表したいと思います。

ところで、仄聞するところによれば、中学、高校の音楽の先生の採用が極めて少ないようであります。各種コンクールで活躍されている先生方がいなくなった後が心配という声もございます。そこで伺いますが、本県における中学校及び高等学校音楽科教員の過去10年間の採用状況をお示してください。

**○教育長（飛田 洋君）** 教員の採用につきましては、児童生徒数の減少や退職者数との関係などを細かく調査いたしまして、必要な人数の採用を計画的に行ってきております。音楽科教員の過去10年間の採用数は、中学校が、平成23年度に1名、25年度に1名、26年度に1名、高等学校が、平成17年度に1名、平成25年度に1名であります。

**○新見昌安議員** 高いレベルにある本県の音楽教育の伝統は、ぜひとも受け継いでいってほしい。今まで積み上げてきた実績を無駄にしないでほしい。そのためにも、10年後、20年後を見据えた計画的な採用が必要不可欠というふうに考えますが、見解を伺いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 職員数が少ない音楽

のような教科では、児童生徒数が減少する中であって、新しく教員を採用することは極めて困難な状況でございます。年齢構成や今後の退職者数等も見越しながらも、芸術という情操にかかわる教科の重要性に十分配慮し、中長期的な展望を持って、平成25年度採用から、音楽科などでは可能な限り計画的に継続して採用することといたしました。

中学校音楽では、25年度に1名採用、26年度にも1名採用し、27年度の採用選考試験では、2名を内定としたところであります。また、27年度採用から、特別支援学校にも新たに芸術の採用枠を設置し、音楽では1名を内定といたしました。今後とも、少人数の教科でも指導技術等が継続的に引き継がれるよう、長期的な展望を持って、可能な限り採用に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** この点は、ぜひともお願いしておきたいと思います。

次に、ゾーン30について警察本部長に伺います。ゾーン30については、これまでも何回か取り上げられております。子供さんを小学校に通わせている、交通安全意識の高い親御さんから、ゾーン30の設置の要望を受けました。そこで、この設定方法、設置地区の状況について、改めて伺いたいと思います。

**○警察本部長（坂口拓也君）** ゾーン30の設定方法につきましては、交通量や交通事故の発生状況等をもとに、道路管理者や地域の皆さんと協議・調整して設定しております。県内の設置状況につきましては、現在まで25カ所を整備しております。今後の予定につきましては、地域住民の要望等を踏まえ、道路管理者と連携して、計画的に整備してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ゾーン30の整備は、現時点では平成28年度までとなっているようです。しかし、県民からの要望にもぜひとも前向きに応じていただき、1カ所でも多く整備していただくよう要望しておきます。

次に、設置後の効果をどのように評価してもらえるのか伺いたいと思います。

○警察本部長（坂口拓也君） ゾーン30設置後の効果であります。交通事故の発生件数で見ますと、平成25年度までに整備が終わった9カ所では、一部の地域でわずかに増加したところは見られますが、全体では、整備後の1年間で、35件から約3割減少の23件となり、交通事故抑止に一定の効果が見られるところであります。また、地域住民等からは、「カラー舗装で安心して歩きやすくなった」「車の速度が落ちた」などの声が寄せられておるところでございます。

○新見昌安議員 ゾーン30につきましては、設置場所の周知も重要じゃないかと考えます。神奈川県警の例ですけれども、ここでは、去年の9月から、毎月30日を「ゾーン30の日」と制定して、県内全域の指定区域内で、通学時間帯に見守り活動、取り締まりを強化する運動を展開するとともに、モデル地域を選んで、ゾーン30をPRする旗を区域内にある小学校や保育園に贈呈し、見守り活動などで地域住民がこの旗を使用しているようであります。こういった取り組みも参考になると思いますが、本県におけるゾーン30の周知はどのように行っているのか伺いたいと思います。

○警察本部長（坂口拓也君） 警察では、県民へのゾーン30の周知を図るために、ゾーン内での標識、表示を整備するとともに、県警ホームページへの掲載、交番・駐在所のミニ広報紙や

各種会合を活用した広報、市町村や報道機関等への情報提供等により、周知に努めているところでもあります。また、警察庁を通じてカーナビ事業者に情報提供し、カーナビによるゾーン30の周知も行っております。今後もあらゆる機会を通じて、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 この点も、よろしく願いしておきます。

最後になりますが、過去の質問のその後についてということで、今回の質問は、今期を締めくくる代表質問ということもありますので、何点か思い入れのある過去の質問のその後について触れたいと思います。

まず、平成24年2月議会で質問いたしました不育症対策についてであります。不育症、すなわち、妊娠はするけれども、死産や流産を2回以上繰り返して、結果的に子供を持たない状況にある方に対して、少子化対策の一環として、また若い夫婦の負担軽減を図るためにも、県として何らかの助成制度をつくるべきではないかという質問をいたしました。その際は、「国においても、不育症治療費の助成制度について方向性が示されていないということで、国の動向を注視していく」という答弁でありました。私としては、「国の動向を見守るだけではなく、県から声を上げていていただきたい」と要望したところでありました。その後、3年が経過しましたがけれども、今回の補正予算で、男性不妊・不育症治療費助成事業として600万円の予算が計上されており、事業化されたことを大変うれしく思っております。

そこで伺いますが、この事業内容は具体的にはどのようなものなのか。また、余り知られていない不育症への関心や認識を高めるために



も、この助成事業についての周知が重要になってくるというふうに考えますが、この点についてはどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 平成22年度の厚生労働科学研究報告書によりますと、不育症は年間約3万人が発症すると推定され、その支援が課題となっております。不育症の原因の25%は血液凝固異常ということでございまして、この原因に関しましては、治療法が確立しているということでございます。このため、県といたしましては、今回、県独自の新たな事業として、不育症の治療費について、1件当たり最大8万円を助成したいと考えております。今後、産科医療機関、市町村、保健所を通じ、また、今後新たに作成する啓発ポスターを初め、県政番組、県の広報紙、ホームページなどを活用して、広く県民へ周知していきたいと考えております。

**○新見昌安議員** よろしく申し上げます。

次に、昨年6月議会で質問した鳥獣被害対策についてであります。公明党としまして、今回の統一地方選の重点政策として、「鳥獣被害対策を強化し、地域資源のジビエを生かした地域活性化の推進」を盛り込んでいるところであります。

近年、ふえ過ぎた鹿やイノシシなどが、農作物や生態系に深刻な被害を与えております。これを改善するためには、捕獲を強化する必要があるとして、昨年、鳥獣保護法の改正もなされ、国においても、狩猟者の確保に向けての方向性を打ち出しているところでありますが、全国の狩猟免許取得者数を見ても、35年前の約45万人に対して、最近では20万人前後で推移しております。このうち60歳以上は、35年前は

約10%でしたが、平成24年は約65%と高齢化の進展が著しく、今後を見据えて、鳥獣被害を防止する現場の第一線に立つ狩猟者の確保に積極的に取り組む必要があるというふうに考えます。

前回、本県の狩猟者確保対策を質問したところ、「26年度に法人捕獲促進事業を創設するなどして、狩猟者の確保に努めていく」との答弁でありましたが、その後の狩猟者確保に向けた取り組みの現状、その成果について、環境森林部長に伺いたいと思います。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 狩猟者の減少・高齢化が進む中で、有害鳥獣対策等に的確に対応していくためには、新規狩猟者の確保が大変重要であります。このため、県ではこれまで、法人捕獲を初め、受験希望者を対象に無料の事前講習会の開催や試験の休日実施、さらには県内各地に試験会場を設けるなど、さまざまな対策を講じてきたところであります。本年度も、延岡市を新たに試験会場として追加いたしまして、合格者は県全体で231名と、前年度に比べ29名増加したところであり、これらの取り組みによりまして、狩猟者の減少に歯どめがかかり、昨年度、わずかではありますが増加に転じたところでございます。今後とも、猟友会等と連携を図りながら、受験しやすい環境づくりに取り組み、狩猟者の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 狩猟者の減少に歯どめがかかって、若干ふえたということで、評価したいと思います。今後も継続的な狩猟者確保対策をお願いしておきます。

狩猟者がふえるということは、今後、野生鳥獣の捕獲数がふえる、そして、捕獲した野生鳥獣の肉の食用としての利活用が増加することが

見込まれます。また、昨年、鳥獣保護法が改正された際には、「捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、国において最新の知見に基づくガイドラインを作成するとともに、各都道府県におけるマニュアル等の作成を支援するなど、衛生管理の徹底等による安全性の確保に努めること」という参議院環境委員会附帯決議がなされ、国においては、昨年11月に「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が策定されております。

前回、本県における衛生管理マニュアルの作成について質問したところ、「国のガイドラインの内容を踏まえて、県独自のマニュアルの作成に取り組みたい」ということでありました。その後、県のマニュアルの作成状況はどうなっているのか。また、作成されたマニュアルを十分理解し活用してもらうためには、周知が大事になってくると思いますが、周知にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** シシ肉や鹿肉などを衛生的に処理するための県独自のマニュアルにつきましては、現在、昨年11月に示された国のガイドラインの内容を踏まえ、県民にわかりやすいものとなるよう、年度内の完成に向けて、関係部局との最終調整を行っているところでございます。なお、作成後は、食品などの事業者や狩猟者を対象にした営業許可講習会や狩猟免許講習会の場、さらには、保健所職員による食肉を取り扱う施設への訪問活動の機会を利用し、周知を図っていきたいと考えております。

**○新見昌安議員** 本県独自のマニュアルについても、年度内に完成見込みということで、安心していたしました。今後、作成後の周知について

も、しっかり力を入れていただきたいと思いますというふうに思います。

捕獲した鳥獣を衛生的に処理するための国の統一した衛生管理指針、また県のマニュアルも整備されると、今後、安心してジビエを食べられるようになり、愛好家もふえていくのではないかとこのように思います。

前回の質問でも述べましたが、昨年2月、長野市で開催された全国ジビエサミットに、重松議員と一緒に参加してきました。また、和歌山県では、「ジビエウィーク」というものを設けて、県内のホテルやレストランで鹿肉やイノシシ肉を使った特製メニューを提供して、それを約100店舗で取り扱うなど、ジビエを活用した地域経済の活性化に取り組んでいるようであります。本県においても、ジビエを活用して、中山間地域の活性化などにつなげていくことができないかというふうに考えます。ジビエの利活用、県としても積極的に取り組むべきと考えますが、ここについては知事の見解を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 狩猟肉の利活用を図ることは、地域資源を生かして地域を活性化していく、そういう観点からも大変重要であるというふうに考えております。県としましては、これまで、諸塚村や西米良村にあります狩猟肉処理施設の整備などの支援をしますとともに、鹿肉の販売に取り組まれている企業の人材育成等の支援を行ってきたところであります。しかしながら、事業として行うに当たっては、販売先の確保や安定供給、採算性の確保など、解決すべき課題もあるところであります。県としましては、引き続き、事業者や市町村等と連携しまして、有効な利活用に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 東京都千代田区に、食に関する調査研究を行う「ぐるなび総研」という会社がございます。ここで、昨年12月、その年の世相を反映する「今年の一皿」というものにジビエ料理を選んでおります。「今年の一皿」は、日本の食文化の普及と継承を目的として、昨年初めて取り組んだようであります。「今年の一皿」でジビエを選定した理由の一つとして、「衛生管理指針の作成でジビエ料理の提供が本格化する」ということを挙げております。

昨年5月の鳥獣保護法改正で、知事が認定した専門事業者に狩猟を委託することもできるようになりました。猟師や獣肉の処理施設の責務も明確になりました。ジビエ普及への道筋はしっかりついたというふうに思います。野生鳥獣の被害軽減、そして地域の振興、まさしく一石二鳥ではないかと思えます。地方創生も念頭に置いて、積極的に取り組まれることを強く要望し、以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 ここで休憩いたします。

午後2時10分休憩

---

午後2時38分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、愛みやざき、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 代表質問も最後になります。愛みやざきを代表して質問を行います。

我々県議会議員の任期も、この議会をもって終わることになりますが、県政の継続はもとより、10年、20年先の状況も予見をしながら、本県のビジョンを議論してまいりたいと思えます。執行部の皆様方の明快な御答弁をよろしく

お願い申し上げます。

まず、知事の政治姿勢について質問を行います。

知事は昨年の12月、知事選挙におきまして、圧倒的な得票で再選をされました。まずもって、おめでとうございます。知事は2期目のスタートに当たり、この県議会初日に、「みずからが先頭に立ち」と力強く述べられました。知事のリーダーシップと迅速な決断に、今後期待をしてまいりたいと思えます。

さて、昨年の東九州道都農一日向間の開通により、県北方面の交通事情も大きく変わりました。まだ1車線区間も多く、通行料金の割高感に利用者の不満もありますが、所要時間の短縮には大きく寄与しています。

いよいよ、ことし3月21日に東九州道蒲江一佐伯間が開通の予定となり、宮崎一大分間のミッシングリンクが解消され、大分県の日出ジャンクション、佐賀県の鳥栖ジャンクション、宮崎県のえびのジャンクションを経由すれば、大きな輪のようにつながります。北九州から大分への開通も平成28年度末を見込み、今後は北九州一宮崎を結ぶ東九州軸経済圏の形成も考えていかねばなりません。高速道路の整備の進捗とともに、物流や観光、人口流出など、ほかの地域との競争の激化やストロー現象など懸念すべきことは多々ありますが、交通インフラの整備によって、やっとならほかの地域と競争することができるスタートラインに立てることになります。河野知事は、宮崎一大分間開通に伴う本県物流の動きについてどのように考えているのか、伺います。

以下、質問者席より質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えしま

す。

東九州自動車道で宮崎市から大分市までが開通する、これは北部九州地域との輸送時間の短縮による物流の効率化につながります。自動車産業における取引の拡大など、広域の経済交流が促進され、本県産業の振興に資するものと考えております。一方で、県内の荷主や運送業者が他県の港を使いやすくなるなど、地域間競争がさらに激化するとの懸念もあるところであります。県としましては、モーダルシフトを推進する上でも、細島港を初めとする県内港湾に貨物を集める必要があると考えておりますので、今後とも、九州中央自動車道などの整備に努めますとともに、地元自治体と連携して荷寄せ支援などを行い、高速道路の開通効果を最大限に生かしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○西村 賢議員** 今後東九州道の整備が進み、東九州軸がますます発展していくとは思いますが。また先日、4月29日、延岡北方道路開通のうれしい報告もありました。今後はさらに、延岡一熊本間をつなぐ九州中央道の整備も進めたいかなければならないと思います。

物流に大きな影響を与えるのは道路と港湾であります。東九州の扇のかなめと呼ばれて久しい細島港も、国際的な貨物船の規格に対応するため、本年3月には第17号岸壁、いわゆる水深13メートルの岸壁の整備も完成の予定と聞いております。非常にありがたいことでもありますし、県内物流にも大きく影響し、県内企業や県民にも大きなメリットがあると思います。

しかし、この17号岸壁の整備も、平成9年に計画をされ、ことし平成27年の3月をもって完成いたしますが、着工までに18年もの歳月が流れてまいりました。その間に、経済のグローバ

ル化や国際競争はさらに進んでまいりました。計画当時は13メートルの岸壁でもよかったかもしれませんが、現在、新パナマックスと呼ばれる世界標準は15メートルの水深になろうとしております。今でも細島港に寄港する大型船は、一度ほかの港で積み荷をおろして軽くして入港すると聞きます。いわゆるセカンドポートになります。今後は本県も、最初に大型船が入港できるファーストポートを目指していかなければいけないと思います。これから10年、20年先を考えていくに、本県の港湾の整備計画の改正が本年予定されておりますが、この改正が非常に重要であると思います。今後の港湾整備をどのように考えているのか、知事に伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 細島港につきまして、重点港湾の指定を受けて以降、中国木材株式会社などの企業進出や17号岸壁の整備、さらには高速道路の開通などが進んでいるところであります。地域の産業を支える東九州の物流拠点として、企業誘致や観光振興などに大きく貢献する港としての発展がますます期待されているところであります。

このような中、細島港では、船舶の大型化に対応した大水深の岸壁や、新たな企業進出を見据えた用地の確保などの課題が生じておりますので、現在、細島港長期構想検討委員会において、港湾計画改定に向けた検討を行っているところであります。今後とも、国や地元、関係団体とも十分に連携を図りながら、細島港が九州の扇のかなめとして、その優位性を最大限に発揮し、競争力のある港へと発展するよう、なお一層の機能充実に努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 今の知事の御答弁、非常にすばらしいと思います。やはり1期目のときより

も2期目のほうが、非常に前向きな力強い答弁をいただいていると思います。

物流対策というのを強化していくのは、もちろん当然なのですが、やはりその先に地場企業が元気になって、また誘致企業も呼び込めて、そしてまた雇用、仕事をつくって行って、最終的にそこに定住化していく経済の発展がなければと考えております。ぜひ、先ほどの前向きな御答弁のように迅速な対応を、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

次に移ります。格差の是正が政治的な課題となる中で、親が貧困であった場合、その子供にも貧困が受け継がれていくことを「貧困の連鎖」と呼び、大きな社会問題となっております。本県でも、昨年宮日新聞が子供の貧困をテーマに連載を行い、今なお県内では勉強会などが開かれ、問題意識の高さをあらわしております。関西国際大学の道中教授の研究によりますと、貧困の連鎖の発生率は25.1%に上り、貧困の連鎖には高等学校卒業の有無が大きく影響しているとのことでした。

本県の生活保護世帯のうち、18歳未満の被保護人員数は、昨年7月の速報値の段階で1,995人、全保護者が1万7,768人中、全体の11.2%を占めております。現在では、割合から考えますと恐らく2,000人を超える子供たちがいるわけです。

先日の2月12日、安倍総理の施政方針演説の中でも、「子供たちの未来が、家庭の経済状況によって左右されることがあってはなりません。子供の貧困は、頑張れば報われるという真っ当な社会の根幹にかかわる深刻な問題です」と、問題意識を述べられました。また、最近では、経済学者トマ・ピケティ氏による著書「21世紀の資本」が世界中で反響を呼び、ピケ

ティ氏の理論には賛成、反対はあるものの、改めて格差問題について考える機運が高まり、議論が再燃をしております。今後、本県がどのような対策を講じていくのか、知事自身がこの問題をどのように捉えているのか、貧困の連鎖について知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 我が国の歴史を考えてみますと、戦後、高度成長期を迎えまして、一億総中流と言われた時代もあったわけですが、バブル崩壊以降、低成長が続いております。こうした中で、近年、経済的格差やその連鎖についてさまざまな見方、また議論がなされているわけでありまして。格差の極端な拡大や連鎖というものは、国家としての社会の活力、また労働意欲の低下につながる深刻な要因となるものであります。

私としましては、全ての人々が生きがいを持って働き、活躍できる社会、また全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されることなく、生き生きと学び、夢の実現に向かってチャレンジできるような社会が理想であると考えているところであります。こうしたことから、税制や社会保障など所得の再分配機能でありますとか、教育機会の確保などを通じて、経済的格差が連鎖しないような社会を築き上げていくことが、私を含めて政治に携わる者の大きな使命であると考えております。

○西村 賢議員 知事の懸念も非常に的を射ていると思いますが、貧困の連鎖による子供の貧困を放置することが社会全体の大きな損失であると唱える方もいらっしゃいます。大山典宏氏の著書である「生活保護VS子どもの貧困」によりますと、全国的な生活保護利用者のうち20歳未満が占める割合が15.2%、全体の利用者の6人に1人となっております。その子供たちが

将来、大人になり、再び生活保護を利用するか、逆に安定した職につくかで、厚労省の試算をもとに計算しております。例えば、18歳の高卒男性が2年間の職業訓練を受けて65歳まで働いた場合、就職せずに生活保護を受け続けた場合と比べ、国の財政に1億円以上のプラスがあると言います。これを先ほどの全体の15.2%の子供全員が予防できれば、27兆円もの効果があるとうたっております。

平成25年度の宮崎県議会、宮崎のこども対策特別委員会でも、埼玉県を取り組みを調査に参りました。埼玉県の調査で、全日制高校の進学率が92.5%だったのに対し、生活保護世帯の進学率は67.8%だったとのことでした。それを受けまして、埼玉県では生活保護世帯に対する教育支援を行い、大学生ボランティアによる学習支援、また教員OBなどによる支援員が家庭訪問を行い、進学の見学等を行っているとのことでした。この支援の結果、学習教室に参加した学生305名のうちの97%、296人が進学を果たしたとのことでした。子供のプライバシーの問題もあるでしょうが、具体的に自立支援に取り組んだことは大きな一歩であると思っております。このような取り組みは、ぜひ教育委員会でも検討のテーマにしていただきたいと思っております。ほかの代表質問でもこの問題は出ておりますが、委員長も先ほど貧困に対して答弁をされました。今回は教育委員会には伺いませんが、ぜひ検討していただきたいと思っております。

平成25年6月に国会で「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定をされ、その中でも地方公共団体の責務が明文化されました。具体的な支援に対し、本県がどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 「子どもの貧

困対策の推進に関する法律」や、昨年8月に示されました国の基本方針等を踏まえまして、本県における子供の貧困対策についての計画を策定するため、現在、庁内関係部局や市町村等との意見交換を行い、現状と課題の分析を深めているところであります。今後、さらに広く関係団体等から御意見を伺う中で、これまで取り組んできた生活保護の適用や、ひとり親家庭医療費助成などの支援に加えまして、貧困の状況にある子供への具体的な施策を検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この問題は、いろいろな代表質問、もしくはまた今後の一般質問でも出ると思っておりますが、宮崎県は、貧困と言われている生活保護世帯のみならず、何とか生活保護を受けずに頑張っている世帯、経済的な弱者であるけれども、頑張っている世帯もたくさんあると思っております。ぜひ、知事を筆頭に、宮崎県のそういう不遇な子供たちがチャンスを逃さないように取り組んでいただきたいと思っております。今後に期待をしておきます。

次に、防災対策について質問をいたします。

東日本大震災から4年が経過しようとしております。被災地ではいまだ被災者の方々の苦労は続き、福島原発の事故処理は続いております。一日も早い復興を祈るばかりです。本県にとりましても、津波の対策等、急がれるところではありますが、まず危機管理統括監に、避難タワーの設置について質問をいたします。

先日、日南市、また日向市で複合型施設、避難タワーの建設とありました。そのほかにも計画中の市や町の名前が挙がっておりましたが、避難タワーの設置には先進的な取り組みを行った高知県があります。これまでも議会で、高知県の取り組みはいろいろな方が紹介をしたところ

であります、市町村の負担を少なくして設置を進めてきました高知県と比べて、本県は市町村に対して、市町村が設置する避難タワーに対して支援をしていく考えはないのか、お聞かせください。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 本県では南海トラフ巨大地震に備え、関係各県とともに、津波避難施設の整備について市町村の財政負担の軽減を主な目的といたしまして、法律の制定を国に対して強く要望してきました結果、平成25年11月に南海トラフ地震対策特別措置法が成立しております。現在、本県の沿岸の市や町では、この法律に基づく特例措置を活用した施設整備のため、計画の作成が進められております。市や町の整備計画は徐々に明らかになっておりますが、施設の数はいずれも県全体で20基を超えると見込まれ、また、それぞれの建設費も高額であることから、県としても厳しい状況にありますが、今後、支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** ぜひ、その検討を早くしていただきたいと思いますが、実際、他県の避難タワー、また避難マウンドなどを、これまで私も見てまいりました。特に避難タワーにつきましては、津波避難のとき、いわゆる有事の際にしか使用することがないと言っても過言ではないと思います。もちろん、訓練等で使用することはあるかもしれませんが、非常にもったいないという気もいたします。しかし、やはりそこは自治体が、人の命にはかえられないという思いがあって設置をしていると思います。その建設費用からいろんなことを考えますと、1階部分は公民館等、もしくは消防団の詰所等を使って、一番上の部分だけ避難箇所、いわゆる階段を利用した避難施設となるような複合型の建設

に、県は支援できないのかを伺います。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 市町村が整備いたします津波避難施設については、議員のお話がありましたように、災害時だけではなくて平時にでも活用できる、例えば公民館などの機能を持つ複合型の施設、いわゆる「命の山」と言われております人工の高台盛り土などについても、住民のニーズ、あるいは設置場所の条件、そういったものをそれぞれの地域の実情に応じて検討することが必要であると考えております。

このうち複合型の施設につきましては、沿岸の市や町からの強い要望も踏まえまして、法律に基づく財政負担軽減の特例措置の対象とするよう、さまざまな機会を利用して国に積極的な要望活動を行った結果、避難関連部分について特例措置の対象とされたところでございます。県といたしましては、先ほど申し上げましたように、厳しい状況にありますが、複合型の施設につきましても、支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** まさに地震というものは、いつどこで起こるか、また我々もどこで遭遇するかわかりません。自宅で遭遇するのか、勤務先もしくは学校、遊びに行っているところか、どこで遭遇するかわかりませんし、また時間帯の問題もあります。できる限り、避難する場所は数多く、またより近くあったほうがいいわけですが、多額の設置費用がかかる避難タワーを無尽蔵につくることは、先ほどの答弁から難しいとのことでした。

そこで、民間の建物——ビルであったり、スーパーの屋上であったり、もしくはいろんな店舗——に外側から階段をつけて、そこにたまたま買い物中に地震に遭遇した人が逃げ込む、

もしくは近所を歩いていた人がビルに駆け込むといったような際に、逃げるができるような外部階段等、民間の建物に対して支援はできないのか伺います。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 県では現在、市町村が整備いたします避難場所や避難路等につきまして、減災力強化支援事業により市町村への支援を行っております。民間の施設に整備される避難階段等につきましては、それが民間企業の従業員のためだけでなく、地域住民等の避難にも活用されるものであり、また市町村がそれに補助を行う場合等には、県においても支援の検討対象になり得ると考えております。

**○西村 賢議員** 先ほどの検討とか、なり得るとか、すばったした答えが非常に難しいところもあると思いますし、もちろん財源の確保の問題もあると思います。非常に厳しい財政の中でも、やはり人の命というものを守る施設でありますから、前向きに、そして市町村から上がってきたものに対しては迅速に答えを出してあげるように、これからも御尽力を賜りますようお願いしたいと思います。

次に移ります。今、マタニティーハラスメントという言葉があります。働く場所において、妊娠や出産、育児中の女性に何らかの嫌がらせを行うことではありますが、具体的に言いますと、妊娠を理由に退職を迫る、また仕事を与えないといった代表的なものから、育児休暇による仕事を押しつけられたほかの社員からの陰湿ないじめ的なものまで幅広いものがあるようです。また、マタニティーハラスメント自体の対策も講じていかなければなりません、そのためには、育児に理解のある上司、いわゆるイクボスの育成も必要であると言われております。

イクボスの育成、そしてマタニティーハラスメントに対する本県の認識と取り組みについて伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** いわゆるイクボスにつきましては、明確な定義はありませんが、一般的には、部下の育児と仕事の両立を支援する上司や経営者と言われております。県では、イクボスの観点からも、企業トップの方々に職員の出産や育児に配慮した取り組みなどを宣言していただく「仕事と家庭の両立応援宣言」の登録を推進し、その啓発のためのセミナー等を開催しているところであり、また、マタニティーハラスメントにつきましては、宮崎労働局が中心となって、相談、指導などの対策を講じておりますが、イクボスはその防止の一助になるものと考えております。今後とも、女性も男性も働きながら、安心して子供を産み育てる職場環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスの取り組みがさらに広まるよう努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 本県のさまざまな取り組みによりまして、イクメンという言葉も非常に定着化してきておりまして、男性の育児参加というのは、知事を筆頭に進んできていると感じております。

次に、福祉保健部長に伺いますが、少子化の時代にありながら、実際、家庭の経済状況やライフスタイルの変化から共稼ぎ世帯がふえ、幼少期から保育園に預けられる児童の数自体はふえてきています。資料によりますと、平成21年の就学前児童6万825人のうち施設利用児童が3万7,614人だったことに対し、平成26年は6万208人と、児童数は減少しているものの、施設利用は4万1,102名、率にして61.8%から68.3%へと増加しております。



このような状況から、親の就労にかかわらず子供を預けやすい認定こども園へのニーズも増加し、県内のこども園数もふえているように感じます。こども園に移行しようとする園の方々の話によりますと、これから子供を預ける親のニーズに応じていくには、さらなる保育士の確保が必要になってくるとのことでしたが、県は保育士不足をどのように捉え、取り組みを進めているのかを伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 本県におきましては、大都市部のような極度に逼迫した保育士不足の状況にはありませんけれども、正職員を募集してもパート勤務を希望する保育士が多いといったミスマッチや、時期や地域によっては安定的な確保が難しくなっているとの声を伺っております。

保育士は、園児の健やかな成長にとってかけがえのない存在であり、県では以前から研修に力を入れ、人材育成に取り組んでまいりましたが、平成25年度からは、関係機関・団体等とのより率直な意見交換会を開催して、現状の分析と今後の方向性の整理を行い、保育団体、保育士養成機関、行政がそれぞれの立場で潜在保育士の就労に向けた実践的な研修会の開催や、ミスマッチ対策も見据えた就労環境の見直し、処遇改善に向けた取り組みなどを進めているところであります。今後とも、関係機関と十分連携を図りながら、保育人材の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** この問題は、例えば保育士の学校が都市部にあった場合、そこで勉強した人がもとの場所に戻りにくかったり、Iターン的に初めて就職活動等で訪れたときにも、そういう学校がない地域は保育士不足になりやすいとも伺っておりますので、今後とも対策をお願い

したいと思います。

次に、介護福祉士の不足について質問をいたします。既に横田議員の質問等で取り上げておりましたので、割愛をいたしますが、2025年の高齢者人口が35万4,000人とも言われております。団塊の世代が後期高齢者となることから、2025年問題と言われておりますが、その高齢者ができる限り元気で自立していただくことが望ましいわけです。私は、毎月ミニバレー大会を見に行くんですけども、その中でも70代の部というのがありまして、70代の女性が一生懸命にボールを追いかけしています。そのチームも毎年、年がかわるごとにどんどんチーム数がふえてくるんですが、やはりこれも皆さん元気なうちから、恐らく40代とか50代のうちから始めて、今なお現役で頑張っているということだと思っております。70歳から始めようと思ったら、ちょっと厳しいのではないかと思いますし、やはり筋力とか体力をいかに維持していくかが重要ではないかと思います。知事もマラソン等に出場されて、体力づくりを非常に積極的に行っておられますが、2025年、本県における要支援・要介護者——いわゆる体力をつけていくことが非常に重要だと思うのですが、本県はその介護予防にどのように取り組んでいくのかを福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 実は、私も老人クラブ加入年齢に達しましたがけれども、高齢になってもいつまでも元気であること、これはやはり皆さん全員の望みかなと思っております。今後の介護予防につきましては、一人でも多くの高齢者が、心身の健康はもとよりでございますが、日常生活の動作能力を維持・改善し、家庭や社会で一定の役割を主体的に担うことを目標としたいと考えております。そのた

め、県におきましては、理学療法士等を活用した自立支援につながる効果的なプログラムの作成や、住民が主体的に運営するサロン、いわゆる「茶飲ん場」などの通いの場の充実、あるいは生活支援の担い手としての高齢者の参加促進などの取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 このことにつきまして、図師議員より関連質問があります。

○福田作弥議長 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言の時間は、主質問者の質問時間の範囲となります。図師博規議員。

○図師博規議員 高齢化対策について関連質問をさせていただきます。

住みなれた地域で高齢者が充実した生活をすることを目的に、2000年に導入された介護保険制度ではありますが、3年に一度、その運用の見直しが行われております。今度の4月がその運用の見直し時期に当たります。

介護ニーズは年々増大の一途で、高齢者施設入居待機者もふえ続けており、高齢化の問題が国家問題になっているにもかかわらず、今回の介護報酬の見直しでは9年ぶりに報酬が引き下げられます。これは、国が消費税引き上げを先送りにしたことが大きく影響していることは明白で、消費者に配慮したはずの引き上げ先送りが、さらに弱い立場にある高齢者を窮地に追い込むという、矛盾した事態になろうとしています。関係団体の反対を押し切る形で断行される今回の改定ですが、事業者の間では不安や不満が募っており、今後、サービス提供ができなくなるという危機感さえ広がっています。

では、具体的に。重度な要介護者や認知症高齢者の対応を担う、いわゆる特別養護老人ホー

ムの介護報酬は6%引き下げられます。さらに、日中、高齢者が通所して介護を受けるデイサービス事業は、5%から9%も報酬が引き下げられます。さらに衝撃的なのが、介護予防のためのデイサービスは20%以上引き下げられ、介護予防のためのリハビリテーション事業においては25%余りも引き下げられる。まさにこれは、事実上サービスを停止しなさいと。それを迫るほどの報酬の削減となっています。

要介護状態にならないためには介護予防が不可欠であることは、誰もが理解できることではありますが、国は要介護者を増加させるかのような改定を今回断行するのです。今回の改定により、介護職員の月収を1万2,000円程度引き上げるような加算が示されてはいますが、介護職員の賃金は、全産業平均賃金と比べると10万円以上も低く、本県ではさらに格差があります。また、介護職員以外の看護師や調理師などの賃金加算は全くなく、それら他職種の賃上げは経営者の持ち出しが必要となり、新たな負担が経営者にのしかかってきます。このような状況では介護業界に人材を集めることが困難なことは明らかなのに、今回の改定の柱の一つに介護人材確保の実現というもの掲げられていることは、全くもってピント外れと言わざるを得ません。

さらに、先日、横田議員も指摘されたとおり、全国老人福祉施設協議会の報告では、現在、全国の特別養護老人ホームの約3割が赤字経営となっており、一律に介護報酬の削減が行われた場合、即座に経営が成り立たなくなる事業者が続出するという警鐘を鳴らしています。つまり、今回の改定は、高齢者関連サービスの質の低下を招くどころか、事業所の倒産が発生してしまう事態になりかねないのです。ここ

で、知事は、このような介護保険制度の見直し、これが改悪になっていること、このような状況についてどのような見識をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の改定では、介護保険制度の持続可能性やサービスの運営実態などを勘案しまして、基本報酬が下げられる一方で、介護人材の確保及び中重度の要介護者や認知症高齢者への支援等に対して重点的に配分がなされたものであります。事業者の方々の不安の声も伺っておりますので、県としましては、こういう改定の趣旨を踏まえ、経営の安定化やサービスの質の向上を図っていただくよう、適切に助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** 助言・指導で果たして経営が安定するものなのでしょうか。介護事業者との意見交換をする中で、経営者の方々は口々に、たとえ介護報酬が減らされてもサービスを低下させることは絶対できない、経営者が身を切るか内部留保を取り崩すしかすべはない、それを続けていくには限界もある、国が社会保障費抑制のため、介護報酬引き下げありきで現場の現状を無視するのであれば、せめて県が何らかの支援策を講じてほしいと、切実な声を寄せられます。その声は県当局にも届いているはずで、今こそ、県が策定する高齢者保健福祉計画などの高齢者関連政策を、単なる市町村の計画数値を積み上げただけの内容にするのではなく、国が削減する報酬部分を補完するような政策を展開すべきときと考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今回の改定は、国の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、介護事業の経営実態調査の分析を

し、かつ現状のサービスの課題の整理、あるいは各サービス事業団体の意見聴取など、さまざまな議論を重ねた上で答申されたものでありますので、まずはその趣旨に沿って進めていく必要があると考えております。

**○凶師博規議員** 来年度以降の現場が困窮する姿を見てからの対応ではなく、一歩進んだ対応を求めるとともに、地域と介護現場に血の通う政策が展開されることを切望いたしまして、私の質問は終わります。

**○西村 賢議員** 動物との共生について質問をいたします。

本県の管理所がモデルとなりました、「ひまわりと子犬の7日間」というタイトルだっと思いますが、2年前の映画をDVDで最近やっと見ました。本県の中央動物保護管理所がそのまま映画に登場して、逆に生々しくも感じさせられました。捨てられたり野生化したりした犬や猫を保護し、最終的には処分する動物保護管理所では、近年、法律改正の動きもあり、またホームページや譲渡会等の機会の拡大、先ほど紹介した映画の上映の影響もあったかもしれませんが、非常に殺処分数が減っているとのこと、関係各位の努力を感じさせられました。最終的に殺処分ゼロを目指すことは理想でもありますが、そのためにも質問をさせていただきます。

先日、日向市内において犬猫譲渡会というものがあり、主催された方との意見交換を行いました。この譲渡会というものも、愛護団体、ボランティア団体が単独で行うもの、また複数の団体が一緒に行うものがあります。犬や猫と新しい飼い主とのマッチングが成功するのは非常に難しいことですので、できる限り多くの方の目にとまる機会があったほうがいいのかと思

います。今後、譲渡会の推進のためには、独自に活動を行っている動物愛護団体同士の連携も必要であろうと思いますし、また愛護団体と行政との連携が必要ではないかと思えます。しかし、このような団体には特に登録や届け出のような義務はないために、行政側も把握するのが難しいのではないかと思います。譲渡会の推進に対しまして、本県の取り組みを福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 動物愛護団体は、県内各地で講演会あるいはイベント開催など、さまざまな形で動物愛護活動を展開していただいております。その中で、譲渡会により新しい飼い主を探す取り組みというのは、殺処分の減少にも極めて効果的でございますので、県といたしましても、動物愛護センターを活用した支援のあり方などについて、関係者の御意見も伺いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

**○西村 賢議員** 先日、中央動物保護管理所と隣接する保護団体の「ひまわりの家」で話を聞いてきました。現実問題、今、譲渡というものが非常にスムーズになりまして、子犬が一旦保護されますと、ホームページ等の活用で、すぐに引き取り手があらわれるということでした。これは非常にありがたいことだと思いますが、管理所から保護団体に渡っていくのは、いわゆる中型犬以上の犬ばかりであります。中型犬以上になりますと、もちろん体も大きい、そしてまた鳴き声も大きいということもあって、例えば都市部の住宅密集地でありますとか、またマンション等の建物では非常に飼いきついことがあります。そうなりますと、どうしても庭がある程度広く、また逆に番犬として大きな声でほえてくれる犬を欲しがるのは中山間

地のほうが多いという、現実の話をお聞きしました。

ただ、やはり中山間地のほうで譲渡会をするというのが今まで非常に難しいようでありましたので、これからは中山間地域でもそういう譲渡会を行っていかなければならないという話でした。逆に今度は中山間地になりますと、一カ所に人が集まってくるというのは、大きな祭りであったりイベントであったりということになるかと思えます。そのような譲渡会に対する支援を県が応援すること、支援することができないのかを伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 県内各地で民間も含めて譲渡会をさらに推進していくことは、殺処分ゼロを目指す意味でも非常に意味があるかなというふうに思っておりますので、今、議員がおっしゃったことも含めまして、県内各保健所、あるいは各譲渡会を催される団体、あるいはイベント等を主催される方々の御意見、さまざまな御意見を伺いながら、少しでも譲渡が進むように取り組みを進めたいと考えております。

**○西村 賢議員** 県の管理所、県内に5カ所ですとか、殺処分する場所は3カ所と聞いておりますが、やはりそれぞれの地域の行政としっかり連携をしていったほうが良いと思います。愛護団体のほうも、イベントに自分たちも入れてくださいと言っても、何かあったら困るからとか、うるさいと困るからという理由で、なかなかイベントの一部にもまぜていただけないという話もお聞きしました。やはり先進的に県が応援していく、もしくは県が市町村等をつなぐことで1匹でも1頭でも殺処分が減るように、御尽力をいただきたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

次に、林業政策について伺います。

植栽未済地に対しましては、これまでも質問が出たので割愛したいと思いますが、その中でも、杉の再造林を図っていく中で、ちょうどこの時期になると問題になる杉花粉の問題、特に国内では1,500万人以上、また2,000万人以上とも言われる花粉症の患者がいるそうですが、この花粉アレルギー対策に朗報となる、花粉の少ない杉苗の生産状況と今後の生産拡大について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 国の調査によりますと、花粉の少ない杉苗木は平成25年度、全国で約200万本が生産されており、本県ではその3割強に当たります約70万本の生産量となっております。国民の約3割が悩んでいるとされる花粉症対策は大変重要でありますことから、国では、29年度までに全国で1,000万本を生産する目標を掲げておりまして、本県に対しては約300万本の生産要請を受けているところであります。このような中にありまして、本県でも、伐採面積の増加に伴いまして、今後、苗木の需要増加が見込まれますことから、花粉の少ない杉苗木も含め、関係団体や苗木生産者等との連携を図り、生産拡大に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** このことは、森林の資源を生かしていくという本県の姿勢とともに、観光客誘致、もしくは今の時期、スポーツキャンプ等にも大きく影響してくる将来的な問題ではないかと思っておりますので、また当局の御尽力を賜りますようお願いをしたいと思います。

次に、T P P、フードビジネスについて質問をいたします。

先日の安倍総理の所信表明演説でも、「T P P交渉は最終局面にある」と述べられ、いよいよ

よ妥結は近いところかと推察をいたします。実際の交渉の中身はわかりませんが、新聞報道によりますと、1月30日には「牛肉関税9%に下げ」とあり、「現在38.5%から9%に下げると日本政府が米国に提案した」とありました。また、2月2日の新聞によりますと、「豚肉の関税50円、米に日本提案」とありました。1キロ最大482円から50円に下げると提案していることが報道されました。この日本政府側の提案が本物であるとすれば、国益を守るといったかけ声はどこに行ってしまったのか。まさに大きな声を上げて文句を言いたいところではありますが、この場で文句を言ってもしょうがありません。農業県、畜産県として、本県の立場をしっかりと知事にはいま一度、国に対して訴えていただきたいと思っております。この新聞紙上のような交渉が進んだ場合、本県に与える影響は非常に大きいものがあると思っておりますが、県はT P P協定の影響をどう考えているのか、また、その対策をどう考えているのかを農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** T P P協定交渉につきましては、政府による正式な発表がない中で、御質問にありましたように、米の輸入枠拡大や牛肉や豚肉などの関税引き下げ等のさまざまな報道がなされております。報道のような協定が締結された場合、本県の農業産出額の58%を占める畜産を初めとする農畜産業や関連産業への大きな影響が懸念されます。このため、県といたしましては、引き続き国に対し、重要品目の関税維持などの粘り強い交渉を求めますとともに、農家の皆様が将来にわたって安心して生産を続けられるよう、関係機関と一体となって、畜産の生産基盤強化やブランド確立による国内外の販売力の強化等を積極的に推進

してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 済みません。これは通告してないのですが、このような新聞報道が出た後に、この報道は正しいのか、間違っているのか、そういうことを踏まえて国に対して問い合わせ等を県は行ったのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 国のほうに直接的には問い合わせは行ってないところでございます。

**○西村 賢議員** 真意かどうか、この新聞記事も当たらずとも遠からずということもあるかもしれませんが、国が教えてくれるかは別として、問い合わせなり、県は非常に注意深くしっかりと見ているぞということを伝えていくことは非常に重要だと思いますので、知事を初め担当部局、こういう報道に対しては過敏に反応をしていただきたいと思います。

次に移ります。県は今回の補正予算案で、フードビジネスのEU戦略のきっかけにしようとして、ミラノ国際博覧会宮崎PR事業を提案しております。この事業は、グローバル展開支援事業や今年度の地域人づくり事業にも影響していると思いますので、少し質問をさせていただきます。

グローバル化の現在にありまして、EU戦略、ヨーロッパ戦略も悪くはないと思いますが、今、宮崎県は、香港や中国を初め、シンガポール等々にも東アジア戦略を講じている最中であると思います。それが今、軌道に乗っていても思えませんし、いよいよ香港一宮崎便が就航することが目前となっております。観光などのインバウンドにしましても、EUからの直行便がない本県が、どのような誘客アピールを行うのか。また、インバウンド対策を国内で検

証することも、誘致よりも前に必要ではないかと思えます。また、資料の中では宮崎牛のEUの戦略というものがありますが、EUに対して国自身がオールジャパンで和牛(WAGYU)というもので攻めようとしているさなかに、宮崎だけ宮崎牛で攻めようということは、国の戦略との整合性の違いに非常に疑問を感じざるを得ません。この事業や計画自体に、いわゆる唐突感というのは否めないんですが、もちろん万博に対して視察や調査を行っていくことは否定しません。ただ、この万博事業に花火を上げて成果をどう出していけるのか、この費用が税金である以上、知事は丁寧に県民に説明していただきたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** ミラノ国際博覧会は、万博として初めて「食」をテーマとして半年間にわたって行われるわけではありますが、和食が世界無形文化遺産に登録をされた。そして、2020年には東京でオリンピック・パラリンピックが開催をされる。さらには、海外観光客の誘致を5年後には2,000万人を目指してというような取り組み、さらには農産物の海外輸出、これは1兆円を目指していく。さまざまな国の積極的な取り組みがある、そういう追い風がある。これをフードビジネスを展開する本県としても追い風と捉えて、ミラノ万博への参加というものを考えておるところでございます。この4日間の出展のみならず、それに向けた準備という中で、EUへの参入を検討する事業者において、人材育成といいますか、そういう情報提供をして準備を行う、さらにはミラノ万博後のいろんな国際商談会にも出展する企業ということで、一つのEU市場への参入の契機とすることを考えておるところでございます。

従来から、宮崎牛や鮮魚など高付加価値商品

を中心に、アメリカ、ヨーロッパに向けた輸出に取り組む一方、御指摘がありましたような、中間層の増加による市場の拡大が著しい東アジアに対して、香港事務所の設置を初めとした販路拡大に力を入れてきたところであります。もちろん、今後とも、東アジア、さらには北米等にも力を入れるわけでありますが、今回のミラノ万博出展は、こういう海外展開をさらに広げるチャンスであると考えておりました、アジアはもとより、北米やEUなど多様な地域を視野に入れたグローバルな販路拡大に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

**○西村 賢議員** ミラノ万博というものが、たまたまことしあったということもあるかもしれませんが、5年に一度の万博の開催でありますから、数年前に万博に向けての準備なりというものが徐々に出てきて目指すというならわかるのですが、ことし、いよいよ始まる、その前にこの予算案を出してこられて、それにいろんな付随する事業を出されてきておるわけですので、やはり唐突感というのは非常に否めないと思います。隣の鹿児島県も昨年、その前でしょうか、上海の航空路線でも非常に苦慮しておりました。アジアをもうしばらく固めてからでもよかったのではないかと思います。もちろん、ヨーロッパに打って出る民間企業を応援するなというわけではありませんし、支援をしていくのはいいんですが、県がここまでEUに旗を振っていくのはどうかなと思いましたので、質問をさせていただきました。

次に移ります。今、県内でも巨石ツアーというものが静かなブームになってきております。日向市美々津の石神山のツアーだけでも年間20回程度行われ、毎回20人から40人の参加者が、山に登って大きな石を見ているところでありま

す。そのほかにも、延岡の神様山(かみさんやま)などがパワースポットとしても人気の観光地となっております。インターネットで巨石ツアーと調べてみますと、全国あちこちにそのような場所があり、また古代ロマンと関連づける考古学者もいらっしゃるようです。佐賀市には巨石テーマパークというものもあり、おもしろいかわかりませんが、そういうものもあるようです。巨石といいたしても、クレーンや大型重機がない時代に、その大きな石がどのようにしてその場所に設置されたのか、偶然そこにあったのか、それ自体が古代ロマンなのかもしれません、近代の人工物でないということ証明していくことも、文化財として位置づけていくことも大切ではないかと思えます。教育長に、巨石について文化財としての調査、評価を県が主導して行うことができないのか伺います。

**○教育長(飛田 洋君)** 県内各地にございます巨石につきましては、貴重な文化資源であると考えております。それらを例えば文化財等として認定するということになると、自然の巨石——自然状態でそのままある巨石については、例えば天然記念物となり得るような学術上貴重なものであるかという調査、評価が必要になりますし、人の手が多分加わったのであろうということであれば、史跡とか有形民俗文化財として価値を持つかというようなことを調査研究することになると思います。最近で言えば、日南市の猪崎鼻が去年、国指定の天然記念物になって、何年もかかって学術的な調査をやりましたけれども、やはりそういうことをする必要があると思います。

いずれにしても、県内には、豊かな風土と長い歴史に培われ、守り伝えられた文化資源

が数多く残されておりまして、それらを磨き上げ、活用を図ることは大変重要なことと考えております。今後とも、市町村と連携を図りながら、巨石などを含めた地域の文化資源の掘り起こしについて検討してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、総合政策部長に伺いますが、県内には同様に多くの巨石群というものがあります。この点在するものを結び、いわゆる観光地化、観光ルート化していくような取り組みを県が支援できないのか伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 地域の資源を生かし、市町村間で連携した取り組みは、地域の活力を高める上でも大変重要であるというふうに認識しております。例えば、今御指摘いただきました巨石に関しては、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村が連携して、巨石や人工的につくった石倉など、圏域に点在する石にまつわる地域資源について調査が行われておりまして、その調査報告書、リーフレットの作成を通じて新たな観光資源としての活用を図ろう、こういう取り組みが実施されております。この取り組みに対しては、県といたしましても、市町村間連携支援交付金の事業として採択いたしまして、今年度から支援を行っているところでございます。このような地域資源を活用しながら、地域の活力を高め、持続可能な地域づくりを図る取り組みに対しましては、引き続き、交付金などを活用しながら積極的に支援してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。地元の事業ですから、今後、市町村がどのような作戦なり観光ルートなりをつくっていくかわかり

ませんけれども、それが成功してモデルとなったときには、ぜひ県内各地にPRできるようなものができればと思います。できれば、各地区にそれぞれあると思いますので、やはりこれが県全体の一つの魅力になっていければ、新たな観光資源もつくれるのではないかと思います。

次に、教育問題に移ります。

今、県北の医師不足は——県内各地、医師不足はまだ問題が残っているんですが——まだまだ対策を尽くし切れているとは言えません。どこの誰と言うと問題が出ますので伏せますが、県北地域に勤務されていたお医者さんが、御子息の進学のために勤務地を離れると言われました。以前からこのような理由で県北を離れていった医師もいたかと思いますが、お医者さんは、やはり自分の御子息を医者にしたいという思いがあったというふうに聞いております。

また、今回、県北にとっての質問になりますが、県北地域は特に、ものづくり企業が多い地域でもあります。島原教育委員長も、ものづくりは得意分野でありますけれども、その中で、工業高校からの就職のみならず、普通科理系から大学等の理系専門学部に進み、また県北企業に就職で戻ってきてもらうことが、本県の人口流出対策や、高度な工業生産等の生産向上につながるのではないかと思います。今、県北には延岡高校にメディカル・サイエンス科があります。私は、この1校では少ないのではないかと、今、問題として取り上げるんですが、先ほど別の代表質問の中で、延岡高校は非常に地域外からの生徒がいらっしゃる、逆に近年ふえてきているのが延岡高校だけでした。もしかしたら、その学校に入るためにほかの延岡以外の地域から、遠くから通われている方が多いのか。それだけ学科の魅力はあるかもしれま



せんし、またニーズが本当はもっとあるけれども、足りていないんじゃないかと思います。県北地区の高等学校に理系専門の学科をふやすことができないのか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 県北地区の県立普通科高校のうち、今お話しいただきましたが、延岡高校では、医学とか科学の最先端分野で活躍できる人材育成を目指し、それまで理数科を設置していたんですが、もっと進んだ指導をしようということで、平成23年にメディカル・サイエンス科に理数科を改編いたしました。そして、理系のより特色ある教育を行っております。昨年の3月、1期生が卒業したんですが、国立大学医学部に現役で2名合格したことを初め、医療系に22名進学するなど、ほとんどの生徒が、医療以外の技術職も含めて理系の活躍できる分野に進学いたしております。

御質問を聞きながら——少しお話しさせていただきますが、実は延岡高校に聞き取りをしたことがあるんですが、ここ数年、普通科も含めまして、毎年5～6名ずつ医学科に入っているんです。中規模校ですから、大きな学校じゃないけれども、そういう力をつけて生徒たちが頑張るし、職員もやっている。地元の方々がぜひそういうことを理解いただいて、応援いただいたらありがたいなと思います。

それから、議員がおっしゃったような趣旨を十分踏まえまして、実は延岡高校以外にも、延岡星雲高校、日向高校、両校に、探求活動などの取り組みを積極的に行わせ、研究者や技術者等に必要な素養を育成するため、平成23年にフロンティア科を設置いたしました。このような学科を中心にしながら、普通科の理系コースの生徒もしっかり伸ばし、理数系人材を育成していきたいと考えております。

○西村 賢議員 今の教育長の答弁も非常にありがたいんですが、例えばフロンティア科というのが、いい意味ではオールマイティーけれども、悪い意味ではどっちつかずのような気がします。今回、私は、特に理系ということに傾いた質問になったわけですが、その意を酌んでいただきたいとも思いますし、例えば今あるフロンティア科にしても、クラスの人員を1クラスから2クラスにするならの、より高度な理系の勉強ができるクラスになれば、さらにはいいのではないかと考えておりますので、また今後の検討もお願いをしたいと思います。

次に、警察本部長に伺います。

歩車分離式信号につきましては、先ほど質問がありましたので、重複をいたしますが、その重複以外の部分で質問をいたします。私自身も、県庁前の歩車分離式信号で、何度かひかれそうなひやりとした場面に遭いました。信号が変わったと思ってアクセルを踏み出す車にひかれそうになったこともありますし、その車もとまればいいんですが、そのまま走り抜けていくところを、私も2～3度見ております。宮崎市内に歩車分離式信号が大分整備されてきているようではありますが、先ほど8市4町に60基という答弁がありました。それでも地域によっては非常に偏在があるのではないかと思います。ふだん、そういう信号に出くわしたことがない方が急に県庁前に来て、要領がわからずに突っ込んでしまっているのではないかと察してしまいます。これも財政的な負担もありますが、例えば一村一カ所ではないけれども、市町村に必ず1カ所はそのような箇所を設けてみるのはいかがかと思いますが、県内各所に設置箇所を広めるため、本部長の考えをお聞かせください。

○警察本部長（坂口拓也君） 御指摘の歩車分

離式信号機でありますけれども、これは、本来は歩行者が非常に多い交差点におきまして、信号表示によって歩行者と車両の通行を時間的に完全に分離させることで、歩行者が交差点を通行するときは、いかなる方向にも車両は全く通行しないということで、安全を図るための方式であります。御指摘のとおり、なれていないドライバーさんからしますと、交差道路が赤になれば自分の行きたいほうは青になるだろうと思いがちの方もまだおられますので、県警としては、よく周知を図り、歩車分離式という方式の交差点があるのだということをアピールいたしまして、安全を図ってまいりたいと思っております。そのために、何よりもまずは、現場信号機に「歩車分離式」という大きな文字で書いた表示をしっかりと出すということや、報道機関等を通じた広報、さらには警察のホームページへの掲載や、現場警察官による街頭指導などの対策を、今後とも進めてまいりたいと考えております。議員の御指摘につきましても、地域ごとの交通の実情等も勘案しながら、検討させていただきたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。交通量が少ない田舎のほうとか、なかなか難しいかもしれないかもしれませんが、例えば横断歩道が斜めに引いてあると、ここは歩車分離なんだと非常にわかりやすい面もあるかと思えます。斜めに渡れることも、歩行者にとっての歩車分離方式の一つのメリットでもありますので、そういうことも踏まえながら、広くドライバーにわかるような周知徹底を図っていただければと思います。

以上をもちまして、愛みやぎきの代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時47分散会

2月27日（金）

# 平成 27 年 2 月 27 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。東北大震災から、あと13日で4年。

「心の復興」「人間の復興」をと、全国の方々がさまざまな形で、被災地・被災者に寄り添いながら活動しておられます。しかし、風化と風評の2つの風に立ち向かわなければいけない状況も出ています。国においても、15年度は集中復興期間の最終年度となりますが、復興はまだ道半ばでございます。被災地はどの地域も、将来の復興計画に向けたスタートをようやく切ったというのが実情であり、まだまだ国の支援の継続は欠かせません。復興がなし遂げられるその日まで、宮崎からも支援を継続する、そのメッセージを被災地の方々に向かって送ることが何よりの希望へとつながると考えます。

通告に従い質問させていただきます。

「2020年 教育再生を通じた日本再生の実現に向けて」というプログラムを、下村文科大臣が提案されました。東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年は、日本が今後進む方向性を形づくる、まさに我が国にとって大きな転換点であるとしています。家庭の経済状況や発達障がい等を含む発達状況などにかかわ

らず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者等が質の高い教育を受けることができる社会の実現に向けたビジョンを提示しています。

今回、これをテーマにした現場の先生と議員の協議記録をもとに、その中の教育課題を幾つか質問させていただきます。1つ目は、教育委員会制度改革です。2つ目は、2020年オリンピック・パラリンピックに向けた特色ある教育活動です。3つ目は、放課後の教育活動の充実です。そして4つ目、発達障がい児童生徒への対応についてです。

まずは、教育委員会制度改革に対する認識と考え方についてお伺いいたします。2011年、大津市で起きたいじめ自殺問題で、教育委員会制度を見直す地方教育行政法が改正され、本年4月1日には施行されます。その趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るためです。改正の一番のポイントは、新たに総合教育会議を設け、主宰する首長が教育委員会と協議して教育方針である大綱を決定するなど、自治体の長の権限を強めたことです。

教育委員会制度は、教育の一般行政からの独立を掲げたものであり、それが約60年ぶりに改正となります。政治的中立を守るため、教育委員会を残すことでバランスをとったわけですが、首長が学校や教育委員会の領分に踏み込む提案を自由にできるのではないかという心配の声もあります。そこで、今回の改正の一番のポイントである首長の権限強化とこの総合教育会議の設置・運営についてどのように考えているのか、知事に伺います。

教育行政の執行機関は、現行どおり教育委員会が担うことになりました。首長と教育委員会

の職務権限の見直しも行わないとなっており、具体的には、教科書の採択や各教科の授業時間など教育課程の編成、個別の教職員人事など、特に政治的中立性や継続性、安定性を担保する必要がある事項は、教育委員会の専権事項であります。常勤の新教育長の設置によって、さまざまな教育問題に対し、迅速に会合を開き、意思決定を行うことが期待されますが、教育委員会制度改革に対する認識と対応について、教育長にお伺いいたします。

以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

首長の権限強化と総合教育会議の設立・運営についてであります。今回の制度改革におきましては、知事に新教育長を直接任命する権限が付与されたほか、知事と教育委員会との協議・調整の場として、総合教育会議を設置することとなったところであります。総合教育会議では、知事と教育委員会が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議及び重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うことになっており、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して、それぞれ執行に当たることになっております。

本県におきましては、私自身が学校訪問をしたり、教育委員の皆様と意見交換の場を持ったりということ、円滑なコミュニケーションが図られているというふうには考えておりますが、新しい仕組みにつきましても、さらに関係を前向きに進めるという思いで、早期にこの会議を立ち上げ、教育委員会と十分に連携しながら、本県教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○教育長(飛田 洋君) [登壇] お答えいたします。

教育委員会制度改革に対する認識と対応についてであります。先ほど知事の答弁でも述べられましたように、本県では、これまでも、知事に学校訪問をしていただいたり、知事・副知事と教育委員会との意見交換を行うなど、知事と教育委員会が緊密に連携して、教育行政の推進に努めてきたところでございます。国においては、全国でこれまでに発生した問題を踏まえて、大きな制度改革が行われたところであり、その趣旨を十分尊重してまいりたいと考えております。新しい制度のもとでも、本県の子供たちに、宮崎で教育を受けてよかった、保護者の皆様に、宮崎の学校に通わせてよかった、そして県民の皆様に、生涯学習、スポーツ等を通じて、宮崎で暮らしてよかったと認めていただくような仕事をするために、さらに知事と教育委員会との連携を深めながら、本県教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○河野哲也議員 知事の「本県教育の充実のため」という答弁、そして教育長のおっしゃった「宮崎で教育を受けてよかった」という視点は、今後、質問する中で大事なことになってくると思います。

ところで、知事に確認ですが、4月の施行後の教育長、教育委員長はどうなるのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 経過措置としまして、現在の教育長は、教育委員としての任期満了の日が本年4月1日以後である場合は、その任期満了の日まで、従前の例により、引き続き教育長として在職するということになっております。したがって、飛田教育長の教育委員と

しての任期満了の日は、平成28年3月31日となっておりますので、この経過措置が適用されることとなります。

また、教育委員長につきましては、現在の教育長の任期が満了した時点で、教育委員長としての任期が残っている場合でも失職することとなります。なお、この場合にあっては、委員としての任期が残っている場合は、引き続き教育委員として在職することとなります。島原教育委員長の任期満了の日は、平成27年<sup>※</sup>10月31日となっておりますので、次期教育委員長は、飛田教育長の任期満了の日と同時に失職することとなります。以上であります。

**○河野哲也議員** それでは、6月、飛田教育長と島原委員長にお会いできるように頑張りたいと思います。

2020年オリンピック・パラリンピックに向けた特色ある教育活動についてでございます。小学校では平成23年度から、また中学校では24年度から、全ての教科で新しい学習指導要領による教育が始まっています。学校で学ぶ内容の充実や授業時間数の増加が図られ、また子供たちの生きる力を育むことを目指しており、そのためには、学校や家庭、地域の連携・協力が必要であると明記されています。新学習指導要領の生きる力の第1章第4では、各学校においては、学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画、すなわち教育課程を作成するものと定められております。地域の文化や歴史、自然などを基盤とした独自の教育課程が編成され、地域に根差した学校風土を大切にしたい教育活動が展開されていると考えます。そこで、本県における小・中・高等学校において行われている特色ある教育活動について、教育長にお伺いいたします。

※ 147ページに訂正発言あり

**○教育長（飛田 洋君）** 学校が創意工夫をして行っている特色ある教育活動ですが、小学校では、例えば、サーフィン体験などの地域の自然とかかわる活動や、地域に伝わる神楽等について調べたり体験したりするなど、地域の文化とかかわる活動が行われております。また、中学校では、地域の課題について具体的な解決策や取り組み案を子供たちに考えさせ、子ども議会において提言する取り組みなどが行われております。さらに、高等学校では、小学校の給食献立を考案し、地元食材のすばらしさを伝える取り組みや、個人やグループで科学分野に関する研究課題を設定し、1年以上もかけて探究する取り組みなどが行われております。このような各学校での創意工夫ある取り組みは、教育活動を実り多いものにすると同時に、子供たちが自分の学びに誇りを持つことにもつながるものと考えております。

**○河野哲也議員** 確かに、地域を挙げて教育に取り組んでおられるということだと思います。ただ、先ほども述べましたが、2020年、日本の教育の分岐点と言われております。具体的に言うと、例えば、オリンピック・パラリンピックの合宿誘致を宮崎は掲げています。じゃ、そのとき子供たちはどう対応するんだと。「見学に行きましょう」だけなのか。この6年間でどういうふう子供たちを育てるのか、そういうプログラムが今つくられているのかというところを問題にしたい。例えば、教育長、今、学校の校務分掌の中にオリンピックに向けたものを創設している学校はありますか。

**○教育長（飛田 洋君）** 現在、本県において、学校運営のための組織、校務分掌に、オリンピック・パラリンピックに向けた担当を位置づけている学校はないものと認識しておりま

す。しかしながら、オリンピック・パラリンピックをチャンスとして捉え、例えばスポーツの強化であったら、体育主任、体育の教科代表者がリーダーシップをとるとか、あるいはおもてなしであれば、児童会とか生徒会の分掌の者がリーダーシップをとるとか、いろんな形が考えられると思います。いずれにしても、各学校が教育活動に生かすことを考え、適切に創意工夫をしていくことが大切であると考えております。

**○河野哲也議員** 知事は、2020年のオリンピックイヤーに向けて、宮崎で打てる施策というのを具体的に考えておられますね。教育長、学校現場でオリンピックに向けた取り組みを始めているところがあったら、具体的に教えてください。

**○教育長（飛田 洋君）** 具体的に——直接的なことではありませんが、本県では東京五輪等に向けて、おもてなしプロジェクトに取り組み、東京五輪への貢献、本県の魅力向上、スポーツランド推進を柱として、事業を展開しているところであります。学校におきましては、現在、総合的な学習の時間などにおいて、国際理解や福祉についての学習などを進めているところでありますが、東京五輪に向けて、キャンプ誘致などに取り組んでいる本県といたしましては、この機を捉えて、このような学習をより一層深め、おもてなしの心を醸成していくことが必要であると考えております。また、東京五輪、そしてパラリンピックで活躍する本県選手、それを期待しながら、中学生、高校生を含め、選手強化に努めていくことも大切であると考えております。

**○河野哲也議員** 教育長がおっしゃった「おもてなしの教育」というのは、非常に大事な視点

だと思います。現場の先生との協議記録の中でも、キーワードは、文化度を高めるということを議論しておりました。例えば、キャンプ地に選定された地域が、どのくらい選手を、またはスタッフをもてなせるかということが文化力だというふうに書かれていました。文化度を如実にあらわすとも書かれていました。

前回の質問で、栃木県の子ども観光大使について紹介いたしました。熊本では、オリンピックの前年開催のラグビーワールドカップ10会場の候補地に名乗りを上げています。九州は4県、上げていると聞いています。そこで、熊本の学校では、ラグビー教育テキストを作成し、教育活動を実践している先生がいらっしゃるといふ報告、それを通じて、国際貢献、国際交流をしかけようとしている先生がいらっしゃるといふ報告がございました。ぜひ宮崎でも、具体的に学校での教育活動の中で実践していただきたい、そのように要望いたします。

3つ目は、放課後の教育活動の充実です。近年、子供が小学校に入学すると、放課後の預け先が見つからず、母親が仕事をやめざるを得なくなる「小1の壁」と呼ばれる問題が深刻化しています。この打開策として、厚生労働省と文部科学省は、「日本再興戦略」改訂2014を踏まえ、放課後に校内などで子供を預かる放課後児童クラブの拡充、放課後子供教室の充実、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進などを盛り込んだ「放課後子ども総合プラン」をまとめ、昨年7月31日に全国の自治体に通知いたしました。6年生までの児童を対象とし、放課後を安心して過ごせ、居場所を確保できる大事な事業となっていきます。

11月の議会で、特に教育委員会所管の放課後子供教室の課題について議論されましたが、課



題解決に、ほかのサービスについて言及がありました。予算等も報告されましたが、予算を考えると、何とか子供教室・児童クラブ内で解決できないかと考えます。子供教室は地域の方々が指導員となっていることから、指導員の言うことを聞かない、やりたい放題だ、「宿題しなさい」と強く言えない、けんかがしょっちゅうあるとの声を聞き、教師側も、子供教室でいじめが起これば学校に持ち込む、子供教室で宿題をやっているのに全くできない子がいるなど報告されています。そこで、県では、放課後子供教室において、運営面・指導面について課題をどう認識しているか、お伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 放課後子供教室は、地域住民の方々に指導者をお願いして、各地域の実態に応じた学習活動や体験活動等が行われているところですが、子供教室では、特別な支援を必要とする子供も活動しており、そのような子供への対応が難しいという声を聞いております。また、1年生からいろんな学年の子供がいる、それからさまざまな子供がいるということで、子供たちが全て満足するようなプログラムづくりは難しいというような声も聞いております。このように、地域の指導者の方々が大変な苦勞をされていると認識いたしております。このため、子供教室の運営や指導に当たる関係者などを対象に、専門的知識の習得や具体的な子供への接し方の研修会を県が実施するなど、可能な限りの支援を行っているところでございます。

○河野哲也議員 県が実施というふうにあります。実は報告書の中に、指導員から「たまには子供教室に来てください」と言われて訪問した教師が報告されておったんですけれども、1時間もらって、持ち込んだ教材で、指導員の前

で指導されたそうです。最初はやりたがらなかった1人の子が、正座をしてまでも楽しく活動し始めて、最後までやり切ったと。見ていた指導員も、「導入や指導、言葉かけなどが参考になった。このような教材を使つての遊びはおもしろい。取り入れていきたい」と感想をいただいたそうです。そこで、指導者の負担を減らすため、子供を動かす片々の技術を持っている教師にコーディネートさせることはできないでしょうか。教師が運営面や指導面にかかわることが必要だと考えますが、お考えを伺います。

○教育長(飛田 洋君) 学校と子供教室が十分連携を図るということは、非常に大切であると思います。現状としましては、市町村においては、子供教室と学校が定期的に連絡会議を実施するなど、日常的に情報交換を行っております。具体的には、子供教室の活動日誌を学校内で回覧し、子供教室の指導者の抱えている課題や子供の様子を学校でも共有する取り組みとか、学校関係者と子供教室関係者が協議を行い、施設面や運営面での課題解決を図る取り組みなどが行われております。

今、議員の御質問をお聞きしながら、私も感じるものがあつたんですが、先ほど答弁させていただいた、困っていらっしゃることでプログラムづくりが難しいという課題について御指摘がありました。私も理科教師として中学・高校において、野外体験のいろんな資格等を取ってやってきましたが、この私でも、小学生が喜んでくれるようなプログラムを紹介することができました。きっと小学校の先生あたりは、もっと多様なプログラムのスキルを持っておいでだと思います。そういうことを發揮していただくように、研修会等で市町村とも連絡をとりながら、今後、情報を伝えていけたらと思いま

した。

**○河野哲也議員** 最後の答弁の部分が、実は非常に大事だというふうに私も考えます。課題をチャンスと捉えていけないかなということです。例えば、今答弁していただいたように、固定化ぎみのプログラムを教師というのは変えることができる。もう一つは、昔はあった異年齢集団、昔は外遊びなんかでありましたね。それが子供教室にはあるんだと。これを特性と捉えて、教師がかかわっていくというのが大事な視点じゃないかなと考えます。報告の記録の中でも、学校の校務分掌に「子供教室コーディネーター」を位置づけてはという提案もありました。

発達障がい児童生徒への対応について移ります。2007年4月、改正学校教育法が施行され、小中学校等においても特別支援教育を推進することが、法律上、明確に規定されました。文科省が2012年12月に行った調査によれば、通常学級に在籍する、知的発達におくれはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%となっており、30人のクラスに1人か2人は該当する児童がいるという計算になります。本県においても7.1%となっています。つまり、30人学級に2～3人です。学級担任への負担も大きく、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒に対する支援の充実については、急務となっています。11月議会で右松議員がよく調査され、議論されましたが、改めて、増加傾向にある発達障がい児童生徒に対する認識と対応についてお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 発達障がいのある児童生徒数が増加している中、発達障がいのある子供が学びの場で必要とする多様なニーズに適

切に対応した指導・支援を教職員ができるようにすることは、非常に重要であると考えております。そのような認識を持って、本県独自の事業として、平成25年度より「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業に取り組み、医療・保健・福祉などの関係機関と学校が連携し、1人の子供を多面的に支える体制をつくるとともに、特別支援学校のチーフコーディネーターや小中学校の拠点校のエリアコーディネーターなど専門性の高い教職員が、小中学校の教員へ研修を行うとともに、学校を訪問して、具体的な場面での指導や助言を行っているところであります。

**○河野哲也議員** 先日、大阪で開催された特別支援教育セミナーに参加してまいりました。ここでは、教師が発達障がいのある子供の役になって、さまざまなケースの模擬授業が提示されました。例えば、「自閉症スペクトラムの児童が、遠足の作文が書けないとパニックになりました」との場面設定で授業が始まります。授業の中でさまざまな反応を示して、担任教師が戸惑っている中に、講師の先生が介入して、こうやってやっていく、そういう場面設定の模擬授業が何パターンか提示されました。確かに理論研修は大事なことですが、通常の学級に起こり得る実際を練習しなければならないと感じました。発達障がいのある児童生徒の指導についての研修は実技研修が必要と考えますが、現状をどう考えておられますか。

**○教育長(飛田 洋君)** 今、非常にいい事例を御紹介いただいたと思うんですが、発達障がいのある児童生徒への指導で特に留意すべきことは、必要な支援や指導方法が一人一人違うということでありまして、障がいについての一般的な、基本的な理解だけでは十分ではなくて、

教員がそれぞれの子供の特性に応じた指導が実際にできるよう、指導技術を身につけることが必要であると考えております。

そのため、小中学校等の教員に対して行う研修の中で、具体的な事例に基づき指導方法の紹介をしたり、特定の指導場面を想定して有効な手だてに関する演習などを行い、実践的な指導力の向上を図っているところであります。また、エリアコーディネーターなどが小中学校等を訪問して、その子供に最も適した指導方法、例えば、この子にわかりやすい説明はどうか、質問はどうかとか、あるいは教材・教具や板書の仕方などについて、教員に具体的に、かつ個別の児童生徒に対応した形で助言しているところであります。

**○河野哲也議員** エリアコーディネーター、本当に質の向上も含めて、ぜひ宮崎モデルとして強化していただいて、全国発信をお願いしたいと思います。

岡山県の先生の報告です。毎月20～30分程度の特別支援教育ミニ研修として校内研修をシステム化し、積み重ねにより効果を上げていました。その研修で、取り入れたいものとして教材の紹介がございました。障がいに対応する教材が確立されておりました。発達障がいの子供たちの多くは、視知覚に問題があると言われております。これを補う教材が必要とされていますが、県としての見解をお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 発達障がいのある子供たちの中には、視力そのものの障がいではなくて、脳の中で視覚情報をどう処理するか、その処理することが苦手であるため、文字がかすんで見えたり、揺らいだり、鏡文字になったりとか、そういう子供もおります。これらの子供に対しては、視覚教材が有効で、私も実際に子

供を指導している場面を見たことがございますが、例えば、文字の一部分だけを見せて、何の文字かを考えさせながら見る力をトレーニングする教材とか、文字を読む際に、周辺の文字が隠れるように、読む行だけが見えるようにした教材、そういうものを使ったりすることが有効であるとされております。また、それらのソフトが入っているタブレット型端末もございません。今後とも、そのような教材教具を紹介したり、学校に貸し出したりするなど、その普及に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ぜひ予算措置も含めて支援をお願いしたいと思います。

答弁にありましたが、教育現場が直面する課題を解決するには、教育委員会と首長の連携が欠かせません。知事、今まで質問してきた問題を今後は総合教育会議で議論していきますか、見解を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、議員からるる御質問がございました。オリンピック・パラリンピックという機会の活用であり、発達障がいへの対応であり、非常に重要なポイントをいろいろ御指摘いただいたというふうに思います。我々もさまざまな政策課題を議論する中で、やはり子供のころからの教育が大事だね、人づくりが大事だねという結論に達するわけですが、かといって、何でもかんでも教育現場に、学校にお願いするとなると、先生方の負担、または現場の混乱等いろいろあろうかと思えます。そのような状況も踏まえて、総合教育会議というのは、さまざまな課題をまさに協議・調整する場であろうと考えておりますので、学校教育のさらなる充実という観点から、具体的にどのようなことを協議するかも含めて、今後、教育委員会とよく相談しながら進めてまいりた

いと考えております。

なお、先ほど、島原教育委員長の任期満了についての答弁の中で、私、10月31日と誤って言ってしまったようであります。正しくは、任期満了の日は平成27年10月13日でございますので、おわびして訂正させていただきます。

**○河野哲也議員** 会議は原則公開となっております。今後、注視させていただきたいと思っております。先ほど知事もおっしゃいましたけれども、会議では、両者の調整が必要な事項を検討するとなっております。知事と教育委員会は、同会議の検討結果を踏まえて、それぞれの職務権限において対応するとなっております。どうか、2020年への教育再生が宮崎の子供たちのためにあるよう尽力していただきたいと思っております。

認知症対策でございます。

政府は1月27日、認知症の人への支援を強化する「認知症施策推進総合戦略」、いわゆる新オレンジプランを正式に決めました。本人や家族の視点を重視した施策の推進が柱になっています。団塊の世代が皆75歳以上になる2025年までを対象期間とします。この年には、65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になるとの推計を提示し、基本的理念として「認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を掲げています。

その上で戦略の7つの柱を示しました。1、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、2、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、3、若年性認知症施策の強化、4、認知症の人の介護者への支援、5、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、6、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研

究開発及びその成果の普及の推進、7、認知症の人やその家族の視点の重視でございます。

認知症国家戦略に伴って、本県の取り組みについてお伺いします。「認知症になると考えることができなくなる」「日常生活ができなくなる」「いずれ自分自身のこともわからなくなり、意思も感情もなくなる」など、認知症について、認知症の人の家族や地域には根強い偏見があります。こうした偏見や症状の進行に伴い、「できなくなること」がふえる不安は、認知症本人に「認知症という診断結果を認めたくない」「人に言いたくない」という思いを持たせ、それまでの人づき合いや社会との継続を難しくさせています。その結果、「認知症にかかってから家にいる時間が多くなった」とか「長年続けたスポーツや趣味をやらなくなった」という方も多い。結局、こうした偏見などにより、重度化してから発見されると、「自分のやりたいことを実現させる支え」が難しくなります。そこで、認知症の人が今までどおり暮らしていくために、県は認知症施策にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 認知症の早期発見・早期対応や、地域における支援体制の充実を図るため、県におきましては、医療相談や専門医療の提供を行う認知症疾患医療センターを県内3カ所に設置し、加えて、日常診療に携わるかかりつけ医、病院看護師や認知症ケアを担う介護職員を対象とした研修を実施するとともに、地域で認知症の方やその家族を支える認知症サポーターの養成を支援しております。今後は、国の新たな「認知症施策推進総合戦略」において、平成30年度までに全市町村に設置することになっております、早期発見・早期対応

に重要な役割を果たす認知症初期集中支援チームや、地域の身近な相談窓口となる認知症地域支援推進員について、市町村や関係機関と連携し、設置を促進してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 今までどおり暮らしていくために、認知症に対して、答弁にありました、正しく理解し、早期発見し、早期に支えていくことが大事だ、そのための初期集中支援チームの全市町村設置への支援を、県に、ぜひお願いしたいと思います。

認知症についての基礎知識と正しい理解を身につけ、認知症患者と家族を手助けする市民ボランティア「認知症サポーター」は、全国で2014年12月末時点で580万人に上ります。国は、現行の養成目標である600万人達成が目前に迫っているため、800万人に上積みするとしています。認知症サポーター養成講座は全国で行われています。講座を受講することでサポーターとなっていますが、認知症患者の理解者にはなれても、サポーターまでには至らないケースがほとんどです。そこで、本県の認知症サポーターはどれくらいいるのか。また、サポーターの養成と活動の支援にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 本県の認知症サポーターの養成数は、昨年末現在、約6万7,000人となっておりますが、今後、見込まれる認知症高齢者の増加に対応できるよう、引き続き、認知症サポーターの増員を図っていく必要がありますので、養成数の少ない市町村に重点的に働きかけるとともに、養成講座の講師となる人材の育成のための研修などに取り組んでまいりたいと考えております。また、認知症サポーターが、地域や職場などさまざまな場面で

活躍していただくことが重要でありますので、徘徊模擬訓練への参加などの事例を初め、県内外の先進事例を県庁ホームページ等で紹介すること等によりまして、市町村の多様な取り組みを促進してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 県の後押しに期待したいと思えます。

65歳未満の若年認知症の人は、2009年公表の調査で推計約3万8,000人、働き盛りの世代で経済的な問題が大きく、本人や配偶者の親などの介護と重なって、複数の人の世話をする多重介護に直面するおそれも高いなど、高齢期とは違った生活課題があります。国家戦略では、都道府県に相談窓口を設けて担当者を配置し、交流の場づくりや就労支援など対策を強化するとしています。そこで、本県での若年性認知症の交流の場や就労支援などについてどのように取り組むか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 若年性認知症の方には、就労継続や子供の教育費などの収入確保、さらには介護が配偶者に集中するなど、多くの課題があると思われます。このため、事業主等へ若年性認知症に関する啓発を行い、就労継続について理解の促進を図るとともに、仮に一般就労が困難となった場合においても、障害福祉サービスなどに基づく福祉的就労の対象となりますので、その点も周知してまいりたいと考えております。

また、認知症の方やその家族が集い、情報交換、交流を図ることのできる居場所づくりにつきましては、県内の一部で「認知症カフェ」としての取り組みが始まっているところでございますけれども、今後は、市町村が実施する地域支援事業を活用しながら、より身近な地域に居場所ができるよう、取り組みを進めていく必要

があると考えております。

**○河野哲也議員** これからの課題として、認知症については、国の施策を先取りして、高齢者が安心して暮らせる、そういう施策をぜひお願いしたいと思います。

今、地域での県政報告会の中で、数々の要望を受けます。新見代表もおっしゃいましたけれども、県民の声を多く受けるわけです。代表質問でも扱われた内容がございますが、切実な県民の声として、3点質問をさせていただきます。

農林業問題です。林業関係者との懇談の中で、森林組合が取り組んでいる事業が厳しい状況になっているとのことでした。今、延岡地区の現状は、伐採未栽地面積915ヘクタールで、ことし造林予定面積143ヘクタールに対して、苗木の不足によって造林面積は106ヘクタールとお伺いいたしました。組合の対策として、母樹園の造成や穂木生産に取り組むとしておりましたが、再造林の増加に対応した苗木の不足が生じています。県の対応について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 本県では、杉を中心とする人工林が収穫期を迎えておりますことから、今後の伐採面積の増加に対応し、再造林を進めていくためには、5年後の平成32年度には、現在の杉苗木生産量約420万本の1.5倍に当たる約620万本の苗木が必要となると予測しております。このため現在、苗木生産に必要な採穂園の整備など、生産拡大に向けた対策について、森林組合など関係団体等と連携を図りながら検討を進めているところでございます。

**○河野哲也議員** 苗木の植栽に大事な作業である地ごしらえが始まっている中で、森林整備事業の27年度補助金減額が検討されていると聞いて

しております。このまま事業を続ければ、組合に欠損が生じ、組合員の負担が大きくなる、やめれば山は荒廃すると、苦しんでいらっしゃいました。森林整備事業が進む中で、補助金の減額がされると聞いておりますが、対応をお伺いします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 国の森林整備当初予算が年々厳しくなる中で、先般成立した補正予算においても、本県への配分がなかったことから、来年度の事業実施が大変厳しい状況にあると認識しております。このため現在、国に対して、本県の実情を十分に説明し、予算配分について強く求めているところであり、今後の予算の配分状況を踏まえまして、現場への影響が可能な限り緩和できるよう、現場の声にも耳を傾けながら対応してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 帰り際、林業県宮崎「切ったら植える」、ぜひとも林業関係の予算確保をと強く言われました。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

有害鳥獣でございます。北川のシキミ生産者の方々から、鹿駆除を徹底してほしいとの声を聞きました。そこで、24年度、25年度における、県内の野生鳥獣による農林作物の被害額を、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 平成24年度の農林作物の被害額につきましては、農作物が約10億円、人工林が約5,300万円、特用林産物が約4,500万円となっており、合計で11億172万円となっております。また、平成25年度の農林作物の被害額につきましては、農作物が約7億3,000万円、人工林が約6,400万円、特用林産物が約3,200万円となっており、合計で8億2,653万円となっております。

○河野哲也議員 全体の被害額は減っていますが、杉等の人工林の被害がふえているということ、近年の鹿の生息数の推移について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 県では、糞粒法——これは鹿のふんの数によって推測するわけですが——によりまして鹿の生息数調査を実施しており、平成20年度の約7万7,000頭をピークに、24年度末には約4万1,000頭まで減少していると推測しておりますが、地域によっては、生息数が増加しているとの声も聞いております。このような中でありますが、現在、国において、北海道を除く都府県を対象に、新たな手法を用いた生息調査を行っておりますので、この結果を踏まえて、今後の対策に生かしたいと考えております。

○河野哲也議員 答弁にあったように、この数字を生産者の方々は信用していません。目の前の鹿は確実にふえていると言います。ぴくりとも動かないと。農作物の被害もありますけれども、乗用車の被害もある、動かないから車にぶつかると、そこまでおっしやっていました。鹿ネットの緩みを見つけて、侵入して若木を折る、農林作物を荒らすと、生産者の声は怒りに満ちておりました。以前の質問で、狩猟者の減少・高齢化が進行していることから、新たな捕獲の担い手として民間企業等の参入を考えるべきだとの議論がありました。鳥獣保護法の改正に伴い創設された「認定鳥獣捕獲等事業者制度」について、県の取り組み状況をお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 「認定鳥獣捕獲等事業者制度」は、野生鳥獣の捕獲の一層の促進と狩猟者の確保を図るため、必要な技能や知識及び資格など、国が定める基準を満たして

いる民間事業者を、知事が鳥獣捕獲等事業者として認定するものであります。本県におきましても、狩猟者の減少・高齢化が進行しており、新たな捕獲の担い手として期待されますので、認定事業者が有害鳥獣駆除に従事できるよう、本年5月の制度の施行に向けて、鳥獣保護事業計画の変更を進めているところでございます。

○河野哲也議員 再度お尋ねですが、この制度を積極的に活用していただけるということでしょうか。

○環境森林部長（徳永三夫君） 本制度は、事業者が参入することによりまして、有害鳥獣対策はもとよりでございますが、ジビエの利活用にもつながるものと考えておりますので、積極的に進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

延岡南道路恒久無料化についてお伺いいたします。平成23年の6月からの無料化社会実験終了後、国道10号の渋滞が再び慢性化し、並行して走る通学路となっている県道への流入もふえ、沿線住民の経済活動や人身事故の発生件数が1.83倍となるなど、再三にわたり訴えてまいりました。また、昨年3月、東九州道延岡一宮崎間の開通により、例えば開通後の3月19日、国が調査していましたが、延岡ジャンクションから延岡南は1万1,431台通過しております。特に大型車両が、有料区間の延岡南道路を避け、延岡南インターと国道10号を結ぶ市道に流入するわけです。その交通量が大幅に増加し、沿線住民の生活に大きな影響が出ています。沿線住民の置かれている危機的状況を解消するため、また物流機能の強化を図るため、早急に延岡南道路の恒久無料化を実現すべきだと考えますが、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 延岡南道路について

は、平成22年6月から約1年間にわたり実施されました高速道路料金の無料化社会実験をきっかけに、地元延岡市を中心に、恒久無料化を求める強い声をいただいております。また、有料区間であり延岡南道路を避けた大型車が、今御指摘ありましたように沿線の住宅地に流入することから、騒音や交通安全上の問題が生じ、住民生活に支障を及ぼしているという声も聞いております。延岡南道路の無料化も一つの解決策とは思われますが、一般有料道路として建設された経緯から、現行制度上、直ちに無料化することは厳しい状況にあるものと考えております。このようなことから、県としましては、国や延岡市などの意向も踏まえつつ、どのような対応ができるのかということについて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** この問題は、延岡選出の議員が質問し続けると思っていますので、よろしくお願ひします。

最後でございます。重症心身障がい児のショートステイについてお伺ひいたします。

重症心身障がい児の保護者から幾つか声をいただきました。その中の一つですが、ショートステイの設置でございます。この話を聞いたとき、亡くなられた外山良治元議員が河野知事就任直後の一般質問で、メールを通じて一人の重心児の紹介をし、ショートステイ等の設置を訴えられたことを思い出しました。重症心身障がい児のショートステイの県北での設置について、平成23年2月議会の関連質問に対して、「医療機関との連携という中での取り組みになる。一つ一つ課題が解決できるように環境整備を整えていきたい」と答弁されています。その後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺ひ

いたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 重症心身障がい児の保護者の身体的・心理的負担軽減を図るため、ショートステイ等の提供体制の充実は大変重要な課題であると認識いたしております。このため今年度は、在宅の重症心身障がい児の新たな受け入れや受け入れ枠の拡大を予定している10の障害福祉サービス事業所等に対し、看護師等の雇い上げ費用に対する支援を行ってございまして、その中で、県北地域におきましても、2事業所が手を挙げていただき、その支援を行っているところであります。また、重症心身障がい児の支援には、専門的な知識と対処が必要なことから、これらの事業所が雇い上げた看護師等を対象とした対応力向上研修を実施しているところでございます。

今後さらに、保護者の皆様の切実な声に応えられるように、医療機関や介護老人保健施設の空きベッドを活用したショートステイ実施の働きかけや、施設職員の対応力向上のための研修等を通じて、受け入れ事業所の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 宮崎市ができて延岡ができない、県北ができないということはない。具体的な動きをぜひお願いしたいと思います。知事、外山良治元議員は、この惨状、悲劇というものを3期12年の間で全て解消していただきたいとおっしゃったのを覚えているでしょうか。私も同感だと訴え、質問の全てを終わります。以上です。（拍手）

**○福田作弥議長** 次は、後藤哲朗議員。

**○後藤哲朗議員**〔登壇〕（拍手）おはようございます。一般質問、延岡市選出の2番目、後藤哲朗でございます。よろしくお願ひいたします。



さて、知事は、平成24年9月議会、十屋議員の知事の政治姿勢に対する質問への答弁で、「政治家として、知事としての言葉には、ポイントが3つあると言われていました。1つは、何を語るかという中身の部分、2つ目は、その中身というものをいかに伝えるか、いかにわかりやすく的確に伝えるか、3つ目は、その中身が固まった的確に伝える技術があった上で、どういう内容を、どういうタイミングで、どのように伝えていくかが重要である」と述べられています。また、「発した言葉どおりの結果をあらわす力があるとされている言霊を大事にしたい。言葉の磨きというものに尽力、研さんを積んでいきたい」旨のことを言われております。私は、このようにパフォーマンスやイメージではなく、言葉の重みや本質を求められる誠実な知事なら、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現に向けて、一步一步、前へとリードしてくれるものと思っております。

そこでまず、知事の発した言葉からお尋ねいたします。ある地元紙の本年の新春インタビューで、「「みやざき新時代」を築きたいとおっしゃっていますが、その中で県北地域の将来像をどう描きますか」という問いに、次のようなことを述べられています。「延岡を中心とした県北が、高速道路を活用しながら、中心的な位置として県勢全般を引っ張っていく。それが宮崎全体の浮揚につながると思っています」という内容であります。県北民にとりましては、元気が出る、ありがたい言葉であります。そこで、県北地域の浮揚に向けてはどのように取り組んでいかれるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、自然環境の保全についてお尋ねいたします。知事は、いろんな場面で、宮崎の自然に

ついて、「本県が誇る恵まれた自然、美しい自然、豊かな自然、田舎の自然、多くの自然の資源」などの言葉を用いられます。私も、海・山・川と、すばらしい自然に囲まれた宮崎県に住んでいることに、感謝の気持ちと誇りを持っております。そこで、私は、宮崎の豊かな自然の恵み等を活用した、地方創生や地域活性化への視点、取り組みが重要であると考えます。しかしながら、自然の恵みを利活用する一方で、自然環境を保護することは、私どもにとって非常に大事なことであり、また、これらの自然環境を将来の世代に確実に引き継いでいくことも、私たちの重要な使命であります。そこで、本県の豊かな自然環境をどのように保全していかれるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、祖母傾山系エリアのユネスコエコパークの登録についてお尋ねいたします。

ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として、1976年(昭和51年)にユネスコが始めた制度であります。世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、保護・保全だけでなく、自然と人間社会の共生に重点が置かれています。日本の登録件数は、「日本百名山」著者の深田久弥氏のふるさとの山、白山を初め、3,000メートル級の山、赤石岳、悪沢岳のある南アルプス、そして本県の綾など、7カ所あります。世界的な機関からのお墨つきを得ることで、国内外からの観光客の増加が期待できるし、本県で2件の登録となりますと、「自然豊かな宮崎」を、今まで以上に国内外にアピールできるものと考えます。そこで、祖母傾山系周辺地域におけるユネスコエコパーク登録に取り組む目的と効果について、知事にお伺いいた

します。

次に、ゼロ予算施策についてお尋ねいたします。

厳しい財政状況の中にあって、「財源なくして政策なし」という言葉を払拭する、まさに知恵と工夫による改善の取り組みを高く評価いたします。制度の改善や県民等との協働、情報発信・情報提供の充実など、新たな予算を伴わずに、いろんな施策の推進を図られています。そこで、ゼロ予算施策について、その狙いと取り組み状況を、知事にお伺いいたします。

続きまして、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

急速な少子高齢化や人口減少、家族形態の変化などに伴い、地域社会のつながりが希薄化しています。このような中、ひとり暮らし高齢者や子供の見守り、子育て中の母親への支援など、以前は地域のきずなの中で住民同士が互いに支え合い、助け合ってきたことが、難しくなってきたというような声を聞きます。これから人口減少が進んでいくことを考えますと、地域コミュニティが持つ互助の機能を維持し、高めていくことが大切であると考えます。そこで、そのためには、福祉の切り口で、地域において誰もが身近に集うことのできる拠点をつくることが重要であると考えますが、県の今後の取り組みについて、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

次に、北川湿原についてお尋ねいたします。

北川湿原は、延岡市北川町の家田地区と川坂地区に広がる約20ヘクタールの湿地で、家田湿原と川坂湿原を総称して北川湿原と呼んでいます。絶滅危惧種の動植物が50種以上生息し、国内でも学術的に極めて価値の高い湿原と言われています。また、家田川のサイコクヒメコウホ

ネ、川坂川のオグラコウホネは、日本一の群落と評されています。そこで、この北川湿原について、県としてはどのように認識されているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

次に、中小企業の振興についてお尋ねいたします。

昨年の9月に金融庁が公表しました地域金融機関における課題と考え方を要約しますと、「地域金融機関は、地域の経済・産業の現状及び課題を適切に認識・分析するとともに、こうした分析結果を活用し、さまざまなライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが重要である。特に、目きき能力の発揮による企業の事業性評価を重視した融資や、コンサルティング機能の発揮による持続可能な企業（特に地域の経済・産業を牽引する企業）の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等の取り組みを一層強化していくとともに、継続困難な企業に対する円滑な退出への支援にも取り組んでいくことが求められている」とあります。

昨年の6月に閣議決定しました「日本再興戦略」においても、事業性に着目した融資を促進するとしております。そこで、中小企業支援施策として、融資が大きなウエートを占めていると考えますが、県として小規模企業者等に対してどのような取り組みを行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、離島振興についてお尋ねいたします。

平成25年4月に改正離島振興法が施行され、間もなく2年が経過いたします。この間、国においては、離島活性化交付金や離島高校生修学支援事業といった制度が創設されました。県に

においては、離島に特化した10年間の地域づくりビジョンである第7次宮崎県離島振興計画が策定され、各分野においてさまざまな取り組みがなされているなど、一定の成果が上がっているものと認識しています。

ところで、離島の一つである島野浦島は、水産業が基幹産業であり、まき網、養殖漁業が基幹漁業となっていますが、長引く魚価の低迷や水産資源の減少、燃油高騰などから経営環境は極めて厳しく、進展する高齢化と新規参入者の不足などから、担い手の確保が困難な状況にあります。そのような中、島の基幹漁業であるまき網漁業を初めとして、漁業の活性化を図り、持続可能な漁業の再構築を目指すこととしています。そこで、延岡市で取り組みの意向があります離島漁業再生支援交付金について、現在の状況を農政水産部長にお伺いいたします。

最後に、N I Eの推進についてお尋ねいたします。

N I Eとは、Newspaper in Education、「教育に新聞を」の略で、学校などで新聞を教材として活用することをいいます。新聞を教材として活用するだけでなく、新聞や新聞記者について学んだり、新聞をつくったりすることもN I Eに含まれます。学習指導要領では、教育内容の改善事項の第一に「各教科等における言語力の充実」をうたっています。また、辞書や新聞の活用や図書館の利用などについて指導を求めた中教審の答申を念頭に、言語力を高めるための環境整備の重要性を明記しています。言語力がコミュニケーションや感性・情緒の基盤であり、学習の基本という認識があるからと考えます。私も以前からN I Eに関心があり、動向を見ていましたが、学力向上やキャリア教育の視点からも、高い評価をしているところでありま

す。そこで、学校におけるN I Eの効果について、教育長に御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。それぞれの御答弁後、質問者席から再質問をさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、県北地域の浮揚についてであります。県北地域は、本県を代表する産業集積地帯でありまして、風光明媚な観光資源や神楽等の伝統文化など、多彩な魅力にあふれております。とりわけことしは、東九州自動車道の東九州自動車道の大分一宮崎間や国道218号北方延岡道路の開通、細島港の大型岸壁の完成を控えるなど、社会基盤の整備が大きく進むところでありまして、本県にとりまして、東九州の新たな玄関口として、将来への発展可能性が大きく広がっているものと考えております。

さらに現在、県北地域においては、東九州メディカルバレー構想やフードビジネスなどの振興、また自動車関連産業の北部九州における販路開拓、さらには、ユネスコエコパークの登録や神楽の無形文化遺産登録、世界農業遺産の認定に向けた取り組みなど、地元が主体となったさまざまな動きが活発化しているところであります。私としましては、このような取り組みをしっかりと後押しすることで、県北地域の一層の活性化を図り、それを県全体の発展につなげていくことにより、「みやざき新時代」を築いてまいりたいと考えております。

次に、自然環境の保全についてであります。本県は、祖母・傾などの緑豊かな山々やこれらを水源とした河川、そして鬼の洗濯板を擁する美しい海岸線など、変化に富んだ、豊かですぐれた自然環境に恵まれております。県では、昭

和9年に我が国で初めて国立公園に指定された霧島錦江湾国立公園や日豊海岸国定公園など、県土の約12%を占める自然公園を適切に保全するとともに、平成17年に宮崎県野生動植物の保護に関する条例を制定し、多様な生態系の保全に取り組んでいるところであります。また、近年では、霧島ジオパークの認定や綾ユネスコエコパークの登録、さらには、祖母傾山系のユネスコエコパーク登録を目指す動きなど、各地域において、自然環境を保全しながら地域振興に生かす取り組みもありますので、そのような取り組みへの支援を行っているところであります。

今後、沿道修景美化条例の精神を受け継いで継承・発展させていく県土美化条例などの制定も検討しておるところでありまして、県民の間に自然環境の保全の機運を高めてまいりたいと考えております。豊かな自然環境は本県の貴重な財産だと考えておりますので、今後ともしっかりと保全し、将来の世代へと引き継いでまいりたいと考えております。

次に、祖母傾山系周辺におけるユネスコエコパーク登録についてであります。

この地域は、幅広い植生や希少野生動植物が生息するなど、豊かな自然が残っており、森林セラピーなど自然を活用した地域活動も盛んでありますことから、まさに「生態系の保全と持続可能な利活用の調和」を掲げるユネスコエコパークの理念に合致しているところでありまして、登録に向けた取り組みを推進しております。これを進めることで、貴重な生態系の保全を図りますとともに、地域資源が再認識され、知名度の向上、交流人口の増加、地域住民や次世代の誇りの醸成が図られることから、世界ブランド登録を目指した他の取り組みとあわせ

て、宮崎の魅力を国内外に発信してまいりたいと考えております。また、大分県や両県の関係6市町と連携し、この取り組みを進めていくことにより、東九州新時代にふさわしい地域間交流の一層の活発化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、ゼロ予算施策についてであります。

ゼロ予算施策につきましては、新たな予算を伴うことなく、職員の知恵と創意工夫、アイデアを生かして、県民サービスの向上や改善に積極的に取り組むものであります。これは、平成18年度——私が総務部長であったときであります——より、このような名前のもとに取り組む、また公表しておるところでございます。取り組み状況としましては、例えば、川崎市や宮崎銀行との包括的な協定の締結でありますとか、民間企業等との協働によります企業BCPの策定支援、さらには、企業局の県電ホール及びギャラリーの一般開放など、多岐にわたっているところであります。ゼロ予算施策につきましては、効果的・効率的な行政サービスに資するほか、職員の意識改革にもつながるものでありますので、私も引き続き、職員に対し、積極的なアイデアや提案を呼びかけてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(佐藤健司君)〔登壇〕 答えいたします。

地域福祉の推進についてであります。人と人とのつながりが希薄化する傾向にある今日、世代を超えて誰もが気軽に集い、交流を深めることのできる身近な拠点づくりは、重要な視点であり、県内では、公民館や個人の住宅を利用して、いわゆる「茶飲ん場」と呼ばれる、住民が気軽に集い語れる場などが設置され、効果を上げつつあると聞いております。このような状況

を踏まえ、今回、国の交付金を活用しまして、地域住民が交流できる拠点づくりを行う「世代間交流・多機能型福祉拠点支援事業」を、2月追加補正予算の中で提案させていただいたところでもあります。今後、この事業を活用しながら身近な拠点づくりを進め、地域住民のつながりの再生に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（徳永三夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

北川湿原についてであります。家田川や川坂川流域の北川湿原は、私も大好きな場所でありまして、何度も足を運んでおりますが、グンバイトンボ、スイレン科のオグラコウホネ、ヌマゼリなど、県のレッドデータブックに掲載されている希少な野生動植物が多数生息しております。このため県では、宮崎県野生動植物の保護に関する条例に基づき、平成21年3月に重要生息地に指定いたしまして、地元住民を対象にした講演会の開催や、鹿の食害を防ぐ防護柵の設置など、地元の皆様とともに湿原の保全に取り組んでいるところでございます。北川湿原は、環境省の「日本の重要湿地500」やラムサール条約湿地の潜在候補地に選定されるなど、国際的にも重要な湿原でありますので、県民の財産として、今後とも、その保全を図っていく必要があると認識しております。以上であります。

〔降壇〕

○商工観光労働部長（茂 雄二君）〔登壇〕 お答えします。

小規模企業者等に対する融資の取り組みについてであります。融資を活用して設備投資等を行うことにより、経営基盤を強化することは、県内の中小企業者が成長や事業継続を図る上で大変重要であります。このため、県では本年

度、県中小企業融資制度に「みやざき成長産業育成貸付」を設けるなど、経営安定や事業拡大等のための金融支援を行っているところであります。また、特に小規模企業者等につきましては、国の設備導入のための無利子貸付制度が廃止されますことから、来年度より新たに「みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付制度」を設けるとともに、貸付先に対し、県産業振興機構に設けられた「よろず支援拠点」が随時助言を行うことにより、その成長促進を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○農政水産部長（緒方文彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

離島漁業再生支援交付金についてであります。離島漁業再生支援交付金は、離島の漁業集落が行う種苗放流や販路拡大などの地域活動を支援することにより、離島漁業の維持・再生を図ることを目的として交付されるものであります。交付に当たりましては、対象地域において、取り組み内容を定めた集落協定を漁業者間で締結すること、また、市町村において、それを踏まえた漁業振興の方策に関する「離島漁業集落活動促進計画」を策定することが要件となっております。現在、延岡市においては、協定の具体化など、地元との調整を進めているところでありますので、県といたしましては、その進捗状況を見ながら、まずは、計画の策定に向け、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

学校教育におけるN I E（Newspaper in Education）の新聞の教材としての活用の効果についてであります。教育指導への新聞の活用は、学

習指導要領にも位置づけられており、学校では、文章構成のお手本として活用したり、多様な情報源として記事を読み解いたりしながら、思考力、判断力、表現力を高める取り組みが、国語科や社会科を初めとするさまざまな学習において行われております。

N I Eの効果ですが、国が行った「全国学力・学習状況調査」の結果分析では、新聞をよく読む子ほど学力が高いという結果が出ております。また、全国のN I E実践指定校を対象に行われた調査では、新聞の活用による効果として、子供たちが文章を読んで内容を理解することが好きになるとか、自分で調べて詳しく知ることが好きになるなどの効果も見られております。以上でございます。〔降壇〕

**○後藤哲朗議員** 理解を深めるために、提言・提案を交えながら、再度質問を行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

知事には、県北地域について、東九州の玄関口として、将来への発展可能性が大きく広がっている旨の答弁でありました。国の責任のもと進められる九州中央自動車道の整備促進が付加されれば、もっともっと大きく浮揚するものと思っておりますので、今後とも引き続き、要望活動を初めとした後押しをほどよろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに、ユネスコエコパーク登録についてお尋ねいたします。

先ほどの知事答弁では、地域資源の再認識、知名度の向上、交流人口の増加等の効果をお示しいただきました。豊かな自然環境という本県の貴重な財産である祖母傾山系エリアが、地域振興に大きく貢献する資源となるものと思っております。そこで、まず初めに、ユネスコエコパーク登録にかかわる課題について、総合政策

部長にお伺ひいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** ユネスコエコパーク登録に向けた課題についてでございますが、申請に当たりましては、ユネスコエコパークとしての機能を達成するためのゾーニング（区域設定）や、地域の共通したコンセプトづくり、また、これまでの学術研究や地域活動の取りまとめなどを行う必要があるところでございます。これに向けて、現在、早急に作業を進めているところでございます。また、この取り組みを推進するためには、何よりも地域の盛り上がりが大変重要でございますので、大分県、地元自治体と連携し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 今の答弁にありましたように、区域設定、地域の共通したコンセプトづくり、学術研究の取りまとめ等、申請への課題のほかに、地域の盛り上がり、機運の醸成等が、私は大変重要だと思っております。また、今回の登録に向けての動きと並行して、「九州で残された最後の大自然」に県民の皆さんに親んでもらうことや、担当の職員さんたちにも、この区域の自然のよさ、深さ、広さ等をよく理解してもらうことも重要だと思っております。なぜ私が言えるのかといいますと、議員になる前までは、山が大好きで、ほとんどこの周辺の山を登っているから、体感・実感として言えるということを御理解いただきたい、そのように思います。

ところで、橋本総合政策部長には、大崩山の麓に視察に行かれたとお聞きしておりますが、祖母傾山系は大まかに3つの山地に分かれると思っております。行かれた大崩山地、祖母山から傾山に連なる山地、可愛岳、行勝山等の山地があります。知事の現場主義ではありません

が、いろいろなアクセスもありまして、現地の視察をぜひ今後ともよろしくお願ひしたい、そのように思います。

次に、知事に、ゼロ予算施策、その中で都市間連携についてお尋ねいたします。川崎市との連携・協力の取り組みに関する基本協定が締結されました。都市間連携は重要な施策であり、大いに期待をするものであり、二の矢、三の矢を撃っていくべきだと私は考えます。そこで、本県と関西を結ぶカーフェリー航路の就航地であり、メディカルバレーの先進地、神戸牛など関連の深い神戸市など、川崎市に続く他の都市との連携についてはどのように考えておられるのか、御所見をお伺ひいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** まず、川崎市との基本協定の締結を受けて、活発に意見交換やフォーラムなどを行っているところでありますが、このように、都市と地方が互いの地域資源や特性を最大限生かして相乗効果を得るということは、今、国を挙げた地方創生の動きがある中で、一つの先駆的な取り組みであろうかと自負しておるところでありまして、全国に誇るべき都市と地方の連携モデルとして発展させていきたいと考えております。

御提案のありました神戸市につきましては、本県と関西を結ぶ長距離カーフェリー航路の就航地が昨年10月から神戸港に変更されたのに加え、神戸市にゆかりの深いオリックス・バファローズのキャンプがことしから宮崎市で行われるなど、相互交流の大きな流れができつつあるのではないかと感じております。

さまざまなアイデアができようかと思ひます。今御指摘がありましたような、例えば宮崎牛と神戸牛の和牛バトルイベントを行うとか、また大型クルーズ船の寄港地としての連携・協

力というようなことも考えられようかと思ひます。今、神戸市長を務めておられます久元市長は、私の総務省時代の先輩でもあります。そういう人脈なども通じて、いろんな展開も図られるというふうに考えておるところでありまして、今後は、川崎市との連携の推進状況も踏まえつつ、神戸市も含む他の自治体との多様な地域間連携の構築も視野に入れながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、同じくゼロ予算施策の情報発信・情報提供の充実についてお尋ねいたします。東九州自動車道の開通を契機として、今後の交流が活発になるであろう自治体（大分県、北九州等）について、県の広報紙において紹介をするとともに、他の自治体広報紙において本県のPRを行ってもらおうなどの相互連携した取り組み、要するにイベントとか観光情報等を掲載し合うという、ゼロ予算での検討ができないものか、総合政策部長にお伺ひいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 他の自治体の広報紙との紙面交換という取り組みは、新たな予算を必要とせずにお互いの魅力を伝え合うことができ、交流の促進を図る上で有効な方策の一つであると考えております。また実際、宮崎市と大分市の間、また延岡市と佐伯市の間で、具体的な取り組みが見られるところでございます。実際に、県の広報紙の紙面交換を行うに当たりましては、市の広報紙に比べてページ数が少ないとか掲載できる情報量に限りがある中で、工夫も必要となってまいりますが、今後、相互連携という御趣旨を踏まえて、幅広く検討してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** よろしくお願ひします。実

は、別府市観光協会に行きましたら、北九州市、別府市、そして本県の宮崎市が同様なチラシをつくっておきまして、東九州道開通による都市との交流、その中でいかにPRしていくか、その中で相互連携という一つのキーワードが出てきているような気がいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

地域住民同士が互いに支え合い、助け合う互助の機能を活性化させるためには、拠点だけではなく、地域全体の人による見守り等の活動も重要であると考えます。県では、地域福祉の課題解決を図る地域福祉コーディネーターの養成や、地域住民の見守りを行う「みやざき地域見守り応援隊」の取り組みを実施しておりますが、どのような実績があるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 地域福祉コーディネーターは、福祉課題の解決のためにリーダーシップを発揮する人材として、これまで442名を養成しており、孤立死を起ささないための仕組みづくりや、住民を対象とした介護予防の研修会の開催などに取り組んでいただいております。

また、昨年2月に結成した「みやざき地域見守り応援隊」につきましては、電気・ガスなどのライフラインや宅配サービス業者など、14の事業者が地域での見守り活動を行っていただいております。例えば、体調不良の方を発見し救急車を呼んだり、保護の必要な児童の情報を関係機関に通報するなど、これまで15件の実績が報告されております。

**○後藤哲朗議員** 私は、地域福祉を推進するに当たりましては、地域の拠点形成、地域活動の

担い手が育つ仕組みづくり、そして最後に、やはり地域の方が情報を共有することが大事だと思っております。そのような中、今回、福祉の切り口で身近な拠点づくりを進めるということ、地域福祉コーディネーターの養成、「みやざき地域見守り応援隊」の取り組み等を通じて、地域福祉を支える人材の確保に努力していただけるということで、地域住民のつながりの再生に地域福祉の推進が大きな役割を果たすものと思いますので、引き続き、地域福祉の課題解決に向けての施策の推進をお願いいたします。

続きまして、北川湿原についてお尋ねいたします。

この北川湿原は、多くの学識者の方々の提言を受けまして、現地調査を実施した結果、希少植物が多数あることが確認されたため、県土整備部では、関係機関との協議の上、貴重な湿地環境の保全・再生を図る自然再生事業に着手されています。北川湿原で実施している家田川・川坂川の自然再生事業について、これまでの取り組みと今後の予定を、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 北川湿原は、浸水頻度の減少などにより乾燥化が進んだことから、県では、平成15年度に家田川・川坂川自然再生事業に着手しまして、学識経験者や地元住民の皆様の御協力をいただきながら、湿原の保全を図るための土地の掘り下げや、散策路となる管理用通路などの整備に取り組んでおります。また、地元の皆様には、平成18年に家田・川坂川地元協議会を設立していただき、外来植物の駆除や自然観察会の開催、ホームページの開設など、湿地保全活動や情報発信に多大な御協力をいただいているところです。今後と



も、引き続き、地元協議会との積極的な協働はもとより、延岡市などの関係機関との連携を図りながら、北川湿原の早期再生と保全に努めてまいりたいと存じます。

**○後藤哲朗議員** 実は「北川はゆま」、東九州道の開通効果で、今、あの道の駅がすごい客数の伸び、売り上げの伸びということで、じゃ、その周辺、どこに行くかという、北川湿原なんです。道の駅「北川はゆま」は、国土交通省も全国の中で推薦している道の駅ということで、その辺もありますので、どうか今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、同じく北川湿原についてであります。先ほどの環境森林部長の答弁にありましたように、北川湿原は、平成13年に「日本の重要湿地500」に選定され、平成20年に県の重要生息地となり、平成22年にはラムサール条約湿地潜在候補地に指定されました。このラムサール条約湿地とは、条約に加入する国々が、条約で定められた9つの基準に沿って、国際的に重要な湿地を登録していくものであり、世界では2,186カ所、そのうち日本では46カ所が既に登録されておりますが、本県にはまだありません。北川湿原が選定されている潜在候補地といえますのは、この登録に向け、一定の基準をクリアしていると認められている湿地であります。そこで、国の内外から注目され、多くのメリットがあると言われるラムサール条約湿地登録を目指す動きについて、県としてどのように関与していかれるのか、環境森林部長に御所見をお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 北川湿原がラムサール条約湿地に登録されるには、地元の意向はもとよりでございますが、国立・国定公園、国設鳥獣保護区などの指定が必要で、将来

にわたって、自然環境の保全が図られることが必要となります。登録につきましては、環境省が条約に基づいて行うこととなりますが、県といたしましても、地元や延岡市の意向を踏まえながら、情報の収集・提供等に努めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 御支援のほどよろしく願いいたします。

続きまして、よろず支援拠点についてお尋ねいたします。

来年度より新たに「みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付制度」を設けるとともに、貸付先に対し、県産業振興機構に設けられた「よろず支援拠点」が随時助言を行うことにより、成長促進を図ってまいりたいという答弁でありました。中小企業の振興、ひいては地域経済の発展のためには、融資制度の充実とともに、地場企業の成長促進を図っていくことが非常に大きな課題でもあります。そこで、経営改善や生産性の向上など、地場企業が抱える悩み等に対するコンサルティングなど、重要な役割を担う「よろず支援拠点」について、相談スタッフの体制と有する資格及び相談件数など、その概要を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂雄二君）** よろず支援拠点は、国からの委託を受けて、県産業振興機構が昨年6月に開設したもので、県内3カ所にサテライト会場を設けるなど、各地域の商工会等と連携し、中小企業や小規模事業者が抱えるさまざまな経営相談に対応しております。

相談スタッフとして、銀行OBを含め、中小企業育成に実績のあるコーディネーター5名が配置されており、このうち4名は、中小企業診断士の資格を有しております。また、昨年末までの7カ月間に、窓口や企業訪問等により946件

の相談に対応しており、相談内容は、「売り上げ拡大・販路開拓」が37.6%を占めて最も多く、続いて、「創業」「経営改善」「各種支援制度の活用」などとなっております。

○後藤哲朗議員 国からの委託ですけれども、県も一緒に連携して、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、NIEについてお尋ねいたします。効果について答弁をいただきましたが、スピードを身上とする新しいメディアに対し、NIEは立ちどまってじっくり考えることを求めているとも私は思っております。私は、NIEの必要性と重要性が認知されてきているものと考えますが、NIEの充実を図るため、今後の取り組みについて、教育長にお伺ひいたします。

○教育長(飛田 洋君) NIE(新聞の教材活用)の普及等のために、本県では、県教育委員会と新聞各社等から成るNIE推進協議会が設置されており、その協議会が毎年8校程度の推進モデル校を指定し、複数の記事を比較して物事を多面的に捉えさせる学習や、新聞記者による出前授業などの取り組みが進められております。また、NIEの取り組みを広げるため、これまで教員対象の年2回の研修会を協議会主催で行ってまいりましたが、本年度からは、新しく指定された学校に趣旨等を説明する会も実施いたしました。

さらなる充実に向けてどうするのかという御質問ですが、来年度以降は、新聞を活用する実際の授業を多くの教職員に見てもらい取り組みを検討中でありまひ。また、県教育委員会といたしまひても、各研修会にNIE担当の指導主事を派遣し模範授業を行うなど、協議会と連携しながら、新聞を活用した教育の充実に努めて

まいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 先生方に授業の公開を来年度から検討していただけるということですが、できれば、参観日等で保護者の皆さん方にぜひ見ていただきたい。要するに、家庭でコミュニケーションの一つのツールとして新聞というものを利用していただきたい。家庭、家族団らんの中で新聞を見ながら、政治・経済・社会、そういうものについて親と子供さんが話し合う場、これがまさしく私は大事だと。というのが、投票率の低下が言われていまひけれども、子供さんの時代から、こういった政治・社会・経済等に関心を持ってもらうことが大事かなと、そのように思っております。これは最終目標だと思ひますが、よろしくお願ひします。

そこで、NIEの推進について、提言・要望をいたします。現在の実践指定校は8校程度ということでしたが、このうちには、宮崎県のNIE推進協議会が独自に設置している独自認定枠が1校分あります。この認定枠1校に、多くの学校の応募があつたと仄聞していまひ。まさに、NIEの必要性や重要性、そして学校・教師の皆さんに関心が高まってきているものと判断いたします。そこで、県内のマスコミ各社や教育関係者でつくる、先ほどの県NIE推進協議会がございまひますが、現在6社6紙の教材材料を分割して、例えば3社3紙にしまひすと、NIEに取り組む学校は、単純に計算して倍になるわけです。ですから、その協議会の場で、NIE推進・拡大の視点から協議いただけるとうありがたいのですが、検討いただけるよう教育長に要望しておきます。よろしくお願ひいたします。

最後に、ゼロ予算施策について感想を述べさせていただきます。

先ほど知事答弁のほうから、知事が総務部長だったという平成18年度、当時は27件だったんですね。本年度、26年度が85件、来年度は94件であります。昨年よりも9件多いし、当初から67件もふえている。非常に私も注意して見ているんですが、例えば、来年度の事業の中に、県外に広くアピールできるものを取りまとめた「アピールメモ」を作成し、県職員が県外に出張に行く際や県外からの来客と話をする際、職員一人一人が営業パーソンとなって広くアピールする材料として提供する「オールみやざきアピールメモ」の作成——我々議員も結構出張とかございますので、できれば我々議員にもいただきたい。そういうすばらしい内容かなと思います。

それと、先ほど知事から御答弁がありました、金融機関との協定の締結を通じて、地域経済の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るという、金融機関との包括連携協定締結、地域との共生を図る再生可能エネルギー事業者との協定締結、スマートフォン等を活用した避難所情報等の提供、そして、国や県等が行っているさまざまな制度事業・補助事業・助成事業のハンドブックの作成——これも我々は利用しているんですけども、非常にありがたい。各部各課にまたがって、いろんな助成・補助事業がありまして、ハンドブックになりますと非常にわかりやすいということで、ぜひこれは続けていっていただきたいなど、そのように思っております。

それから、出前講座、私も2～3度利用させていただきましたけれども、出前講座の実施等、いろんな取り組みをされております。今後、知恵と工夫による改善の取り組みに期待させていただきますが、どうか幹部の皆さん方に

おかれましては、職員さんの頑張り、これも認めていただきたい、そのように思います。どうか、その点よろしく願いしまして、時間が若干早うございますが、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午後1時0分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざきの有岡です。本日は、傍聴者席にも足を運んでいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、私は常に厳しい質問をいたしておりますが、ふるさと宮崎県を思い、次の世代へとつなぐための愛情のある厳しさであります。県民の声の代弁者として質問させていただきますので、知事を初め、明快なる答弁を求めます。

それでは、通告に従い質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢として、TPPと「地霊人傑」についてお尋ねいたします。

お手元にはプリントが2枚広がっておりますが、この文字は「地霊人傑(ちれいじんけつ)」と読みます。よろしくお願ひします。

TPPは、環太平洋経済連携協定もしくは環太平洋パートナーシップ協定といいますが、日本にとってどのようなメリット、デメリットがあるのか、はかりかねている中、昨年3月、私ども会派主催のセミナーで、「これが本当のTPP、大転換期を生き抜く」をテーマに勉強会を行いました。TPPを重要5品目、すなわち

農業だけの問題に落とし込み、知的財産や公共調達、I S D条項など、他の非関税分野から目をそらせるためではないか、また、反対する農業団体を抵抗勢力とみなすことで、J Aの改革を狙っているのではないかと、講演で力説されました。

現在、そのときの内容が現実のものとなってまいりました。さらに、政府のT P P協定内容がいまだに明かされず、マスコミ報道による情報のみです。T P P協定交渉の妥結時期は4月以降、主食用米の輸入拡大、牛肉・豚肉の大幅な関税の引き下げなど、情報が拡散し、交渉の全容が見出せずにいます。日本にとってT P P協定妥結は国益となるのか、また本県はどのような影響を受けることになるのか、県民の不安は増すばかりであります。

そこで、先人の教えを引用し、2期目を迎えられた知事の決意をお伺いいたします。地霊人傑とは、ふるさとの地、その土地に生きてこられた先人の人々が守り育ててきた風景やその地の文化とも呼べる風土が、すぐれた人材、人格を生み出すと解します。グローバル社会において、時代の変化に順応すべきものと、守りつなぐべき文化があると考えます。この地霊人傑という言葉は、高木兼寛先生が地元高岡町に帰ってこられたときに書かれた書で私は知りました。高木兼寛先生がふるさとを思う心の書であり、私ども高岡町の田畑が広がる豊かな農村地を守ってほしい、そういう思いの書であると私は理解しております。そこで、T P P協定の結果にかかわらず、本県農業、県民の暮らしを守っていくための知事の決意をお伺いいたします。

次に、口蹄疫等の防疫体制について、農政水産部長にお尋ねいたします。

一昨日の代表質問にありました韓国における107件の口蹄疫の拡大や、中国でも昨年の暮れから発生しております。どこで発生するかわからない現状において、まず宮崎県としてできること、やるべきこと、それは水際防疫であります。口蹄疫を経験した本県が現在取り組んでいる水際防疫の現状について、お尋ねいたします。

次に、県鳥でありますコシジロヤマドリについてお尋ねいたします。

県の鳥でありながら、見たことがないという話を聞きますが、本県では人工増殖にも取り組んでいます。毎回立ち寄っております「みやざき県庁職員日記」では、準絶滅危惧種のコシジロヤマドリを3年前より放鳥を行っているとの紹介があります。そこでまず、県鳥コシジロヤマドリの県内での生息状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終わりました、以下の質問は質問者席より再質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本県農業を守っていくための決意についてあります。本県の農業は、長年の先人の努力により守り育て、そして築き上げられたものでありまして、地域経済を支える基幹産業でありますとともに、美しい景観や伝統・文化を培う重要な役割を果たしているものと考えております。そして、この豊かな農業・農村を次世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な責務であると考えているところであります。高齢化の急速な進行や担い手の減少に加え、T P P協定交渉の進展などにより、本県農業は大きな変革期を迎えており、これらの変化

に迅速に対応していくことが重要であると考えております。このため、県としましては、高い経営力・技術力を有した担い手の育成や、マーケットインの視点による産地の育成、フードビジネスの展開、さらには輸出の拡大等に積極的に取り組むことで、農家の皆様が、将来にわたり希望を持って営農できるような、また胸を張って次世代に引き継いでいくことのできるような、足腰の強い本県農業・農村の実現に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（徳永三夫君）〔登壇〕 答えいたします。

コシジロヤマドリの生息状況についてであります。コシジロヤマドリは、昭和39年に置県80周年を記念して、本県を代表する県の鳥として指定されております。この鳥は、標高1,500メートル以下の広葉樹を主とした自然林を好むと言われており、平成21年度の調査によりますと、児湯郡以南を中心に約1万1,000羽が生息していると推定しております。平成11年度の調査では約1万5,000羽と推定しておりましたので、約3割減少したところであります。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（緒方文彦君）〔登壇〕 答えいたします。

口蹄疫の水際防疫の現状についてであります。口蹄疫は、依然として近隣諸国で継続して発生しており、中国では、昨年11件、ことしに入り2件、韓国では、昨年7月から現在までに、さらにふえまして116件と拡大をいたしております。県としましては、農場防疫はもとより、水際防疫につきましても、空港、ホテル等の協力を得て、徹底した対策を講じているところであります。特に宮崎空港では、国際線だ

けではなく、国内線においても常に防疫マットを設置するなど、全国トップレベルの対応が行われております。さらに、空港内の動物検疫所においては、国際便で持ち込まれるゴルフシューズ等の消毒の徹底や出入国者への防疫上の注意喚起など、検疫の強化が図られているところであります。今後とも、国や空港等と連携し、高い危機意識を持って、水際防疫の徹底に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 ただいま知事より、本県の農業を守っていくための決意を伺いました。「足腰の強い農業・農村の実現に努める」とあります。そこで、意識改革という視点から、「自然に生きる人間の原理」という宇根豊氏の本の中から、食べ物を自然の恵みという考え方に戻すという本の一部を紹介いたします。宇根氏がドイツの村を訪ねた時の話です。その村ではリンゴをジュースにして売っていますが、飛ぶように売っていました。「売れている理由は何だと思いますか」という問いに、宇根氏は、無農薬栽培で安全だから、特別の搾り方をしているのでおいしいから、新鮮だから、栄養価が高いから、価格が手ごろだから、パッケージがいいからなどと考え、答えましたが、本当の答えは意外なものでした。町の人たちは、「このジュースを飲まなければ、この村の風景が荒れ果ててしまう」と言ってジュースを買うのだそうです。食べ物の価値は食べ物の中だけでなく、むしろ外側の自然や風景にあり、食べ物は自然の恵みという見方が、EUに加盟した10年ほど前から、消費者にも生産者にもできるようになったとのこと。

そういった意味では、これからの宮崎の農業を守っていくためには、生産者、消費者の意識改革が必要だと思います。宮崎県のトップリー

ダーとして日本一住みやすい宮崎県を目指す一丁目一番地は、本県の自然であり、風土、風景であります。外圧による目先の変化に惑わされず、日本の歴史と日本人の誇りを持って県政運営のかじ取りを強く要望いたします。

次に、県の鳥コシジロヤマドリについて、再度、環境森林部長にお尋ねいたします。平成11年度から10年間で約3割減少しているということですが、生息数を維持するための県の取り組みをお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 県では、コシジロヤマドリの保護増殖を図るため、平成12年度から、専門家の指導を受けながら人工増殖に取り組んでいるところであります。この結果、平成23年度には、放鳥ができるまでに飼育数をふやすことができ、これまでに、宮崎市の高岡町と高原町の鳥獣保護区内に合わせて28羽を放鳥するとともに、県鳥であるコシジロヤマドリを広く県民の皆様に見ていただくため、フェニックス自然動物園に3羽贈呈したところであります。現在、15羽を飼育しており、今後とも保護増殖に努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいま説明がございましたが、10年間で3割ずつ減少していくと50年後にはどうなっているのか、大変心配するわけです。私は、県の鳥コシジロヤマドリの生息が、いわば宮崎県の環境のバロメーターになると考えております。一定数の生息が維持できることが、宮崎の自然環境が残っている、残せていることになるというふうな考え方です。一つの取り組みの例ではございますが、県の鳥として今後とも保護に努めていただくよう、要望いたします。

次に、先ほど口蹄疫等の防疫体制について現

状を伺いました。昨年暮れの高病原性鳥インフルエンザ防疫の結果で実証されたように、迅速な決断と対応で、関係者には大変御苦勞をおかけいたしますが、広がりを防ぐことができました。日本一の防疫体制の宮崎県へと育てていただくことを要望し、次の質問へと参ります。

次は、障がいのある人もない人もともに生きる条例についてであります。本県における条例の必要性について、福祉保健部長にお伺いいたします。

国際連合では平成18年に障害者権利条約が採択されるなど、障がいの者の権利擁護を進める国内外の取り組みが進んできました。まず、熊本県では、平成20年8月に実施した相談機関に対する調査などにより、障がいのある人が生活するさまざまな場面で、依然として差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じているといった現状が明らかになり、いち早く条例を制定し、平成24年4月1日施行。長崎県は平成26年4月1日施行、鹿児島県は平成26年10月1日に施行となっています。このように、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成28年4月の障害者差別解消法の施行を前に、本県でも条例を制定し、相談体制から問題解決のための体制のあり方についてどのように進めるべきなのか、福祉保健部長の所見をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 県では現在、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいの特徴や周囲の方々をお願いしたい配慮などについて紹介したハンドブックを作成、配布し、障がいに関する理解促進に取り組みますとともに、さまざまな相談に応じる「障がい者110番」や、虐待に関する通報や相談に応じる「県障害者権利擁護センター」を設置いたしております。障

がい者に対する差別の解消を今後一層推進する観点から、関係団体等の御意見を伺いながら、相談から解決に至るまでの体制のあり方につきまして、国や条例を含めた他県の取り組み等も参考に検討してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいま答弁をいただきましたが、障がい者の皆さんにとって何が必要なのか、おわかりでしょうか。一人一人の人格と個性が尊重される社会であり、相互理解が必要だということです。相互理解とは、お互いがお互いを理解し合えるということで、その環境がまだまだ不足しているということでもあります。ですから、国の指針とかいうことではなく、永田町に答えがあるわけではありませんので、他県の取り組みを参考にしながらも、身近にある声なき声にどう答えられるかが問われていると私は思っています。いろいろな課題を抱えながらも、相談しても解決しない、相談できない、そういう思いでいらっしゃる方たちがたくさんいるという現状を伺っております。

こういった状況の中で、知事にお尋ねしたいと思いますが、今議会初日の所信表明において、今後4年間の施策の中で、障がい者や外国人を初めとする全ての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むとありました。知事の目指す全ての人に優しいユニバーサルデザインとはどのようなものか、お尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在、「みやぎき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」の一環としまして、バリアフリー化や街の案内表示、交通通信手段の整備、県民の外国語の習得など、障がい者や外国人観光客を初め、あらゆる皆様を温かく円滑に受け入れる「おもてなし環境」の充実強化に向けたさまざま

な取り組みを、官民一体となって進めているところであります。このような取り組みを契機としまして、年齢や性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの方が利用しやすいものづくり、環境づくりを目指すユニバーサルデザインの考え方をさらに進め、本県が有する人情味豊かな県民性やおもてなしの心を生かしまして、思いやりに満ちた社会を目指す「みやぎき流おもてなし文化」の確立に努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいま知事から答弁いただきましたが、バリアフリーにする、そういった整備も必要ですが、心のユニバーサルデザインというんでしょうか、心の差をなくすというんですか、障がいのある人もない人もともに生きる宮崎づくりの条例がつくられることによって、完成された社会ではないからこそ、日々成長する、お互いが成長し合う、そういう県民の目標とすることが、この狙いであると思っています。おもてなしという部分を今後どう発展させるかということですが、やはりお互いを尊重する、そういう精神のもとでのおもてなしができるという部分、これは障がい者の立場、また外国人の立場もそうでしょう。こういった条例を制定することで一つの後押しになると、私は思っていますので、ぜひとも早期制定を強く望みまして、今後の検討を期待しております。

それでは次に、PFIについて総務部長にお尋ねいたします。

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、民間資金等活用事業のPFI。大きな財政負担が想定される中、公共施設等の老朽化対策が求められます。そこで、PFIを積極的に活用すべきではないかと考えております。PFIは、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用

し、新しいアイデアが発見できる手法です。総務部長に、今後の取り組みについてお伺いいたします。

**○総務部長（成合 修君）** 本県におきましては、厳しい財政状況の中、過去に建設された公共施設等が、今後大量に更新時期を迎えるなど、その老朽化対策が大きな課題となっております。このため現在、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、将来の財政負担の軽減や施設等の最適な配置の実現を目指す「公共施設等総合管理計画」の策定を進めているところでございます。この計画の中で、議員の御指摘にございましたPFIにつきましても、コスト縮減や財政負担の平準化、さらに公共サービスの向上等の効果が期待される手法の一つでありますので、こうした手法も含め、より効果的、効率的な公共施設等の管理のあり方について、さまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** PFI法が制定されたのが平成11年7月。県外の先例を見ますと、PFIの手法は全ての施設に適用できるわけではありません。そのためにもPFI導入可能性調査が必要であります。一つの例で言いますが、八王子市の総合体育館もPFIで施設整備、運営が行われています。スポーツ振興対策特別委員会で県の体育館を視察してまいりましたが、こういった施設をPFIで取り組むことが可能ではないかと思っておりますし、プラスアルファとしまして、災害時の避難所という機能も持たせて計画する、そういった各部署が連携してPFIを検討することが必要であると思っております。公共施設等総合管理計画とともに、各担当部署が可能性調査を進めていただくことを提言し、要望いたします。

次に、総合政策部長にお伺いいたします。平成26年10月29日、第187回国会、地方創生に関する特別委員会において石破大臣が、「PPP、PFIを積極的に導入することにより、地方の仕事の質を変えていきたい。重要な手法と認識している」と答弁されています。本県において余り実績のないPFIではありますが、地方創生の視点からも積極的に進めるための準備が必要と考えますが、総合政策部長の見解をお伺いいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** PFIに係る他県の事例を見ますと、公営住宅や教育・文化関連施設、公園等のさまざまな公共施設において、その手法が活用されているというふうに承知しております。本県におきましても、厳密な意味でのPFIの事例ではございませんが、行政と民間が連携した事業といたしまして、例えば延岡市の警察職員住宅の整備が挙げられるというふうに考えております。PFIは、御指摘がありましたように、財政上のメリットが考えられるほか、民間の柔軟な知恵や発想を生かせる手法でございますので、効率的、効果的な社会資本の整備方法を検討するため、引き続き、県、市町村職員の理解を深めるための研修会などに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** もう1つ紹介をさせていただきますが、国会の先ほどの特別委員会で小泉政務官が、人口3万3,800人の岩手県紫波町のオガールプロジェクトについて答弁されています。感銘を受けた3つの理由として、1点目、補助金に頼らない。身銭を切らないと、他人の金では商売は成功しない覚悟を貫いているということ。2点目に、ピンホールマーケティングという考え方で、バレーボールの聖地を目指す着目



点。3点目は、それぞれの専門人材を集めて活用しているという点を挙げ、地方創生の視点から高く評価されていました。他の地域にない民間活力の取り組みの参考になればと、オガールプロジェクトを紹介させていただきました。

次に、宮崎県の山を守り、林業を守るために必要な施策を、環境森林部長にお伺いいたします。

林業事業者等に対する伐採現場の指導状況について、現状をお尋ねします。また、林活議員連盟でも常に話題となる、速やかな再生林を進めていくための伐採後の指導にはどのように取り組んでいるのかを、あわせてお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 森林の伐採に当たりましては、災害等が発生しないよう、林地保全に配慮した作業や伐採跡地への造林の実施が重要であります。このため県では、市町村や森林組合と連携をいたしまして森林パトロールを実施し、伐採届の内容等を遵守するよう指導を行っているところであり、本年4月からは、違法伐採や伐採跡地の指導を徹底するため、伐採現場に旗の設置——旗を掲げていただくのですが——を義務づけることとしております。また、伐採跡地への再生林につきましては、森林所有者の判断となりますが、県といたしましては、資源や森林の早期再生の観点から、市町村や森林組合等と連携して、速やかに植栽を行うよう指導しているところであります。

**○有岡浩一議員** ただいま答弁の中で、伐採によって災害が生じないように林地保全に配慮した作業とありましたが、現場では宮崎県作業道開設基準が遵守されているのでしょうか。県外業者が伐採後そのまま放置しているケースや、

地元の方から、今のままでは災害が起きると心配される声が多く聞かれるようになりました。昨年も伐採後に斜面がずってきて、地元の国道が通行どめになる災害が起きています。そこで、特に宮崎市に住む立場から、県北、県南、県央それぞれの地域によって事情が違いますが、県央地区の植栽率は50%に達していないと聞いています。苗木の定植後の管理の問題など、地域の実情に応じた森林施業をどのように進めていくのか、再度、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 森林・林業を取り巻く状況は、地域によってそれぞれ特徴がありますので、その実情に応じた施策を適切に行っていくことが重要であると考えております。このため、市町村が森林整備計画において、地域の森林状況等を踏まえた樹種の選定や下刈り等の施業方法など、森林整備の方針を具体的に示し、着実な施業の実施に努めているところであります。

具体的には、森林所有形態が小規模な都市部においては、森林組合や認定林業事業者等と一体となって施業の集約化や効率的な森林施業を重点的に推進するなど、山元への利益還元を重視したきめ細かな普及指導に取り組んでいるところでございます。今後とも、国の森林整備事業等も活用しながら、地域の特徴に応じたさまざまな施策を講じてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいま説明いただきましたが、どうしても、皆伐による災害の発生というものが危惧されてなりません。

また違う視点で、再度、環境森林部長にお尋ねいたしますが、水源涵養機能など、全国の森林を対象に約75兆円の多面的機能があるとする

試算例があります。森林の持つ多面的機能について、環境森林のベテランであります部長の御所見をお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 県土の76%を占めております本県の森林は、木材の生産を初め、災害の防止、水源の涵養、さらには二酸化炭素の吸収など、さまざまな機能を有し、その評価額は、平成13年度の試算によりますと年間1兆9,000億円となっておりますので、県民にとってかけがえのない共有の財産であると認識をしております。このため、今後とも適正な森林づくりを通じて、その多面的機能が持続的に発揮されるよう努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 現在、森林環境税を使った活用事業、公益的機能を重視した森林づくりに、毎年2億円以上の事業を実施しております。さらに、民間の植栽事業や、どんぐり1000年の森をつくる会、さらには独立行政法人森林総合研究所、森林農地整備センターの水源林造成事業を活用しながらの多様な森林づくりを、今後とも期待したいと思っております。

次に、東九州自動車道宮崎一大分間が来月の3月21日につながるという情報がありました。新聞でも、誘客の好機であり、ツアー商品が多く動き、交流人口が増加すると大変喜ばれているようでございます。大いに利用していただきたいと願うわけですが、利用者の中には対面通行が怖いという声が聞かれております。そこで、東九州自動車道の供用済み県内延長に対して、対面通行となっている2車線区間の延長の割合について、また、そのうち簡易中央分離帯が設置されている延長と割合はどうなっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 東九州自動

車道の県内区間は、大分県境から清武南インターチェンジまでの区間が供用しております、その延長は127.8キロメートルであります。このうち、追い越し車線のあります4車線区間を除き、対面通行となる2車線区間の延長は114.2キロメートルで、その割合は89.4%となっております。さらに、この2車線区間のうち、ポールなどによる簡易中央分離帯が設置されている区間の延長は90.7キロメートルであり、全体に占める割合は71%となっております。

**○有岡浩一議員** ただいま数字的な報告がありましたように、全体に占める71%がポールなどによる簡易中央分離帯というのが、今の現状でございます。そこで、警察本部長にお尋ねいたしますが、東九州自動車道の去年の交通事故の発生状況と、安全対策についてどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 東九州自動車道では、昨年1年間に、人身事故が29件、物損事故が159件発生しております、県内の高速道路で発生する全交通事故の約4割を占め、死亡事故も1件発生しております。事故の形態別に申しますと、人身事故では、その約6割に当たる18件が自損単独事故であり、また物損事故では、簡易中央分離帯を突破する事故が13件発生しております。

これらの事故の原因は、ハンドルやブレーキ操作の誤り、前方不注意など、ドライバーの緊張感の欠如に起因するものが大半を占めていることから、警察では、運転者の緊張感を高めるため、交通事故の多発する時間帯、場所などを重点に、本線車道での取り締まりや駐留警戒、各インターでの街頭監視を強化しております。また、関係機関・団体と連携を図り、高速道路の安全利用に関するチラシの配布やポスターの

掲示、道路情報板やラジオ放送を活用した安全運転の呼びかけなど、広報啓発による利用者の安全意識の向上に努めております。今後も、道路管理者を初め、関係機関・団体との連携を密にして、安全施設の充実や合同対策を推進するなど、高速道路における交通事故抑止に努めてまいります。

**○有岡浩一議員** ただいま報告がありましたように、人身事故が29件、物損事故が159件という形で全体の4割を占めるという高速道路の状態ではありますが、再度、県土整備部長にお尋ねいたします。毎年このように事故が多発し、毎年のように死亡事故が起きている現状で、子供が被害者となる事故も依然起きております。当面の安全対策が必要であります。具体的な内容と、県としての今後の対応について、部長に再度お尋ねいたします。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 西日本高速道路株式会社によりますと、東九州道の当面の安全対策については、ポールなどの簡易中央分離帯が設置してある区間におきまして、橋梁付近を中心に、車線をはみ出しそうになると音や振動で運転者に注意を促す区画線や、目の錯覚を利用しまして、車線の幅を狭く見せることで速度抑制を促す導流レーンマークを順次設置しているところであり、今後も、より充実させる予定であると伺っております。県としましては、高速道路の安全確保は大変重要でありますので、引き続き、西日本高速道路株式会社などに対して、安全対策の充実を要望してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 具体的な今できることをやっ  
ていただいているということはわかりました。  
しかし、先ほどの事故の件数の中で、簡易中央  
分離帯を突破する事故が13件発生するというこ

とは、この事故が対面であれば大きな事故になる確率が高いと思っております。そういった意味では、高速道路が開通し、交通量がふえればふえるほど起きる可能性があるという、この悩ましい現状について危惧する一人でありまして、県民の皆さんの中に、利用するのが怖いという声がある以上、何らかの対策が必要だと思っておりますが、知事にお尋ねいたします。高速道路の安全対策について、知事はどのような見解を持って取り組まれるのか、お尋ねいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 東九州自動車道は、おかげさまで、予定より前倒しで整備が進んでいるところではありますが、一方で、今御指摘がありましたような暫定2車線区間が大半のところであり、高速道路利用者からも、追い越し車線の設置や4車線化を望む声もいただいております。その安全確保については非常に重要な課題であると認識をしておるところであります。このため、私自身、これまでも機会あるごとに、国などへ要望を行っているところでもあります。今月3日に上京した際にも、東九州自動車道で発生した事故というものを具体的に説明しまして、安全対策の必要性を直接、国に対しても訴えたところがございます。県としましては、利用者が安心して運転していただけますよう、国や西日本高速道路株式会社に対しまして、県内の高速道路における安全対策の充実というものを、今後とも強く訴えてまいります。

**○有岡浩一議員** これから利用がさらにふえていくからこそ、利用者の声をしっかり把握し、利用者の安全対策を第一に、今後とも取り組んでいただくことを重ねて要望いたします。

次に、持続可能な観光誘致策について商工観

光労働部長にお伺いいたします。

今回、地方創生事業として、神話のふるさと旅行券発行事業やPR事業などを計画されています。その中で大切な視点として、県外からの観光客の皆さんに、また宮崎に来てみたいというリピーターをふやすなど、持続して誘客できる観光地づくりが必要となりますが、どのような取り組みを行っていらっしゃるのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 観光客の方々に、「また来たい」と思ってもらえることは、観光施策において最も重要な視点の一つです。このため、県内各地では、例えば、各地域の食材を生かした御当地グルメの開発や、宮崎市でのサーフィンなどのマリンスポーツ体験、県西部や県北部などでの農家民泊、日南市での焼酎づくり体験、延岡市でのリバートレッキングなど、さまざまな取り組みが行われているところです。県では、これらの取り組みを支援しながら、食や神話、花、スポーツなど、本県の強みを生かした旅の魅力の発信に努めております。今後とも、さらに多くのリピーター確保に向け、市町村とより緊密に連携しながら、何度も訪れたい魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。

**○有岡浩一議員** 体験型の観光が主流になりつつある昨今、継続の鍵は人にあると思います。あのときお世話になったおもてなしがよかった、ボランティアガイドの説明が楽しかったなど、人にかかわる部分が大きいです。そこで、地域の魅力を観光客に伝える観光ボランティアなど、観光に携わる人材づくりが重要と考えますが、どのような取り組みを行っていらっしゃるのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 歴史や神

話、自然など、地域の魅力を知り尽くした観光ボランティアの方々が、おもてなしの心で御案内をしていただくことは、観光地の魅力アップや観光客の満足度を向上させるための重要な要素であると認識しております。本県には、14の市町村に22の観光ボランティア団体がありまして、県におきましては、観光ボランティアの知識やコミュニケーション力等の向上を図っていただくため、研修会の開催などへの支援を行っております。また、ことし1月には、関係機関と連携し、九州観光ボランティアガイド研修会を宮崎で開催したところであります。さらに、特区制度を活用しまして、九州管内に限って通訳案内ができる、いわゆる特区ガイドの養成にも、九州各県等と連携して取り組んでおります。

**○有岡浩一議員** ただいま、人材づくりということで22の観光ボランティア団体があるということもわかりました。さらに、特区ガイドという聞きなれない言葉もございましたが、通訳案内ができる特区ガイドの養成に取り組まれていると伺っております。クルーズ客船100万人時代と言われるこの時代に、このような特区のガイドが宮崎に集まって受け入れをするということで、油津港を初め、クルーズやゴルフなど、海外からの受け入れ態勢の一つの手法だと考えておりますし、そのような技術を次の世代につないでいくような技術の継承、これも一つの仕事ではないかと思っております。観光宮崎県の人材育成をさらに進めていただきまして、持続可能な観光人口、交流人口がこれまで以上に維持され、本県の活性化につなげていただきたいと思います。こういう人材が育つことが関係者の自信になると思っておりますので、これからの担当部署の取り組みを強く要望して、次に参り

たいと思います。

次に、教育委員会に関連する案件ですが、薬物乱用防止教室の必要性について、教育長にお伺いいたします。

宮崎空港で昨年、覚醒剤の密輸摘発があり、地方空港や港が密輸入の場として狙われていると指摘されています。テレビドラマのような世界ですが、危険ドラッグ対策が強化されればされるほど、ほかのものが持ち込まれてくるイタチごっこの状態です。このような社会情勢の中で、最大の対策は教育です。特に薬物乱用防止教育では外部指導者が多いと思われませんが、専門家に任せるだけではなく、地域にはライオンズクラブなどの薬物乱用防止教育認定講師もおられます。このような講師を薬物乱用防止教室のスタッフとして打ち合わせをしっかりと行って、身近な問題として、地域の方とともに、ぜひとも親子で話し合っていただくテーマではないでしょうか。教育長の考えをお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 現在、学校におきましては、警察職員や学校薬剤師等を講師として薬物乱用防止教室などを開催いたしております。薬物の乱用は、心身の健康に悪影響を及ぼす重大な問題であり、特に最近心配しておりますことは、近年、児童生徒にとってもすぐ身近な問題となって、ひたひたと迫りくるということでありまして、より効果的な防止策に、学校と家庭、地域社会が連携・協力して取り組む必要があると考えております。

そのようなことを踏まえて、県教育委員会といたしましては、単なる講義の薬物乱用防止教室ではなくて、親子で話し合いをしたり、子供たちにみずから考えたりする学習を行わせるとか、先ほどライオンズクラブの方にも講師がた

くさんいるというお話をいただきましたが、地域の方など、子供たちにとってより身近な方に講師をお願いするとか、薬物乱用防止教室の取り組みが、これまで以上に身近で有効なものとなるよう指導してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** このテーマを取り上げた背景には、実はこういう文書がございます。警視庁刑事局の文書で、薬物乱用防止教室の拡大実施についての依頼ということで、ライオンズクラブ等にもこのような依頼がされております。

「青少年の薬物乱用を防止するため、文部科学省と連携して、中学生及び高校生等を対象として薬物乱用防止教室を実施しているところであります。開催状況は予定の6割程度にとどまっているのが現状であります。つきましては、所属される薬物乱用防止教育認定講師の派遣を要請する機会もふえることと思っておりますので、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます」という文書がございます。

地域の皆さんと一緒に取り組んで、地域の課題としてこの問題を取り上げていく、そういう機運を高めてほしいという、これも大きな流れですので、学校も含めて、地域全体でこういったことを話題にすることが最大の防御だというふうに思います。ぜひ取り組んでいただきまして、多くの誘惑の中で子供たちを見守ってくれるのは、身近な家族、先生、そして生活している地域の方々だと思っておりますので、教育力で若者を薬物から守ることを強く要望しておきたいと思っております。

その反面、たばこのポイ捨てが日常茶飯にある。モラルと倫理、そういったものが欠落しつつあるという話をけさほどしたのですが、私は朝の挨拶をやっている中で、近くにごみが落ち

ていると拾う努力をします。イタチごっこのように、毎回毎回行くたびにごみが落ちているわけです。ごみを捨てる人の気持ちはわかりませんが、拾う人の気持ちとして、拾うことによって、環境もきれいになるが、自分の心がきれいになるんだ、そういう思いで、ごみを拾いながら朝の挨拶をしております。ぜひとも、このような時代に子供たちに規範を示すという意味で、皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思えますし、子供たちを中心に、地域のきずなをさらに深めていただきまして、日本一住みやすい宮崎県、安全・安心な宮崎県を目指して、その一翼を担っていけるよう努力することを申し上げまして、私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○押川修一郎副議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 私は、37歳のある女性から、次のような手紙をいただきました。

私は、正社員として働いたことがない。私は、非正規雇用の独身女性。40歳を前に、非正規雇用の身として、ひしひしと感じるつらさをつづります。

私は、高校を卒業後、目標があったので県外に行きました。その地で私はアルバイトを2つかけ持ちして必死に生活していました。若かったといえばそれまでですが、将来の働く形のことなど考えずにアルバイトをして、ただひたすら夢を追いました。数年後、宮崎に戻ってきましたが、職業安定所に行ってまず驚いたのは、高校のときのアルバイトのときと時給が変わっていなかったことです。すごく驚いたのを覚えています。

そんな中で、生活のために早く仕事につく

には、正規雇用を待ち望むより、求人の多い短期雇用を探すしかありませんでした。以来、更新が切れるたびに、1年、2年と、場合によっては数カ月単位で非正規雇用を転々とするようになりました。一昨年、同居して何かと支えてくれていた父も他界し、生活の負担も出てきました。

そして、40歳を前にして、20代のときには考えなかった不安を感じるようになりました。職場では、非正規雇用なのに正職員と同等の業務をさせられ、しかも都合のいい対応をさせられます。悔しい思いをすることがたびたびです。また、更新時期が迫ってくると、自分の雇用は継続されるのだろうか不安に過ごしています。この不安な気持ちは、意外と正規雇用の人にはわからないのではないかと思います。今、私が勤めている職場も、非正規雇用で、雇用期間が決まっています。だから、今、必死で正職員で働ける場所を探しています。でも、年齢的にもますます厳しくなっているのが現状です。

非正規雇用の身としてむなしくなるのは、履歴書を書くときです。職歴を書く欄だけがふえて2ページになることです。正規雇用の道が閉ざされ、期間限定でしか働けないという現状なのに、履歴書だけを見ると、勝手気ままに転々としているとか、何か問題のある人とか思われまいだろうか、履歴書を作成するたびにまた落ち込んでしまいます。

そして、もう一つ、非正規雇用の身として一番つらさを感じるのは年末です。みんなが喜び浮かれている年末の休日は、長ければ長いほど、私たちボーナスのない非正規雇用の者にとって、その分さらに給料がカットされます。だから、生活を維持するために、新た

に年末だけのアルバイトを探さなければならぬのです。実際、私が昨年末ようやく見つけた食品製造業のアルバイト先には、非正規雇用の方が実に多く来ていました。マスクをし、カバーをかぶり、まるでアリ虫のように、お互いを名乗ることなく、かといって、お互いの置かれた身分を感じながら、黙々と働いていました。これが非正規の人たちの年末です。

私たちの将来はどうなるのだろうか。私たちはいつまでも雇用の更新を気にして生きていかなければならないのだろうか。年を重ねるたびに不安だけが増す日々を過ごしています。

以上が手紙であります。

私はこの手紙を読んで、今日の日本の政治や経済の底辺に漂っている解決すべき課題を連想しました。少子化問題、自殺、犯罪の多発、過疎化、東京一極集中、消費購買力の低下、不況、そして子供の貧困などなど。今、製造業にまで規制が緩和され、既に働く人の40%近くが派遣労働を含む非正規の労働者となってしまいました。しかも、非正規の労働者の平均賃金は、正規労働者の賃金の約6割だと言われていきます。これで結婚できるのだろうか。これで子供が産めるのだろうか。1927年にみずから命を絶った芥川龍之介は、その動機について、「何か僕の将来に対するただぼんやりとした不安がある」と述べています。ただぼんやりとした不安。今の若者の中にも、そして世相にも、そんな説明できないような不安が漂っているのではないかと思うのです。

今、安倍首相は、地方創生を掲げ、さまざまな政策を打ち出していますが、私は、本来、働く形が尊重されない社会は、精神的にも物質的

にも壊れていくのではないかと感じるのです。地方創生が目指す活気ある社会、人口がふえ、生き生きとした社会、貧困の連鎖のない社会をつくるためには、例えば派遣労働なるものも改めていかなければ、根本的な解決につながらないと思うのですが、知事の派遣労働等に対する所感を伺います。

以下の質問については、質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

一般的に、派遣労働者などの非正規雇用は、雇用が不安定で賃金が低く、能力開発の機会が乏しいなどのさまざまな課題を抱えているものと認識しております。また、若者が最初の職を離職すると、非正規労働者に転じることが多いことから、若者の離職防止対策を推進するとともに、労働局と連携して、非正規労働者から正規労働者への転換に向けた経済団体への働きかけなどを行っているところであります。

議員に御紹介いただきました女性のお手紙をお聞きしながら、雇用が不安定にある方の不安の深さというものを感じたところであります。私は、必ずしも正規雇用がバラ色だというふうには考えていないところでありますが、正規、非正規という二元論に捉えることなく、しかもコストや雇用の調整弁といった企業の都合に左右されることのないような、多様かつ柔軟な働き方を実現することが大事ではないかと考えておるところであります。そして、一人一人の個性と能力を生かして、その希望や個々の事情に応じた働き方が可能となる社会を実現していくことが大事だというふうと考えております。県におきましては、安定した雇用の創出を重点課題としまして、フードビジネスなどの成長産業

の加速化や中小企業の振興等に今後とも積極的に努め、安定した雇用の場の確保に努力してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○**太田清海議員** 多様な働き方があるということですが、多様な働き方があるということに、落とし穴がいろいろあるのではないかと考えております。後のほうでまた出るかもしれませんが、ここで、関連して教育長に伺いたいと考えております。新年度の新規事業の中に、「自立への架け橋 宮崎県キャリア教育実践事業」というのが組まれております。私は、目をみはるものがある、評価したいと考えております。この事業について、内容、取り組みを伺いたいと思います。

○**教育長（飛田 洋君）** この事業は、児童生徒に、働くことを軸として自分の人生について考えさせ、社会やほかの方のために役立ちたいという意欲を持った自立した社会人・職業人へと子供たちが成長してくれることを願って行うものです。タイトルを「自立への架け橋」とつけたのも、そういう思いからであります。そのため、現在、キャリア教育の一環として各学校で実施しております、職場体験やインターシップ、外部講師の出前授業等に加えまして、キャリア教育の学びを一層深めるために、新たに高校生を対象としたライフプランナーによる将来設計を描く授業や、労働法に関する講習会を行います。また、企業関係者と教員が合同で研修会を実施するなど、企業と学校との協力体制の強化を図り、キャリア教育の取り組みを、より広がりのあるものになりたいと考えております。

さまざまな事情があるものと思いますが、本県の企業に就職した高校生の3年以内の離職率

というのは、50%に迫ろうとしております。社会人の第一歩でつまづく若者の思いというのは、どんなものだろうと思います。そういうことを乗り越える力の一助になればと思っております。

○**太田清海議員** この事業の中に、外部講師による労働法に関する講習会の実施というのが、きちっとうたってありました。実はこれを、私は評価したいと思っているわけです。これまでも私は、労働法等の勉強を高校生あたりにさせたほうがいいんじゃないかという質問もしてきたわけですが、学校教育における労働法規に関するこれまでの取り組みについて、お伺いしたいと思います。

○**教育長（飛田 洋君）** 将来、職業につき、社会の一員として、より充実した職業生活を送るために、基本となる労働法規の知識を身につけさせることは非常に大切なことと考えております。これまで学校においては、中学校の社会科や高校の公民科の授業において労働者の権利や労働法規などに関する内容を取り上げ、将来働くときに必要な基礎知識について学んでおります。また、総合的な学習の時間などを利用して、教員や外部講師による講習会を実施したり、労働時間等のトラブルに直面した場合の解決方法を紹介したりするなど、より具体的な内容を取り扱いながら、労働法規の理解を深める取り組みを推進しているところであります。

○**太田清海議員** これまでは、総合学習の時間でやっていたということでもあります。また、今回は、外部講師による労働法の勉強、実施ということでもあります。外部講師を呼ぶというのももちろん方法ではありますが、私は、でき得るならば、先生みずからも教えるという立場になる



のもいいのではないかなと思います。これは始めたばかりですから、今後の推移を見守りたいと思います。

次に、知事にお伺いしたいと思います。西村議員の代表質問にも出てきました、フランスの経済学者のトマ・ピケティという人は、フランスで「21世紀の資本」という本を出したときに、売り出した途端に6,000部が一気に——600ページぐらいの本なんですけれども——売れて、アメリカでも全米1位の売り上げを誇ったときもあったわけです。この方の本が非常に売れている。日本にもこの前、来られましたけれども、この方の本を読みますと——これは私がということではありませんが——私が常々言っております、高額所得者なりお金持ち層からお金をいただいたほうがいいんだよと、超過累進課税ですよというのを、この方がそのまま言っておられるような感じがするんですね。ある一人の経済学者をもって、それで全てを論じることにはできませんけれども。それと、私がもう一つびっくりしたのは、実はOECDが去年の12月、所得格差は是正すれば成長につながるのだと、しかも格差が今、日本は——アメリカもそうですが——どんどん高まっていますよということをOECDが発表したわけです。そして、去年の12月でしたから、衆議院選挙とかノーベル賞の授賞式に気をとられて気がつかなかったけれども、このOECDの指摘に対して、はっとするニュースがあったということで、毎日新聞にも出ておりました。それほど格差が広がったり、もしくは今後は富裕層から税金をいただく以外にないんじゃないかということが、それぞれ論じられています。世界的にも格差社会に対する関心が高くなってきていると思いますが、知事の所感を伺いたいと思いま

す。

○知事（河野俊嗣君） 今回のOECDの報告や、国内外でトマ・ピケティ氏の著作に注目が集まっている状況は、議員の御指摘にもありますように、多くの人々が漠然と感じておりました格差の拡大というものに対して、具体的なデータに基づいて検証を行い、その実態やメカニズムについて一つの考え方を示し、また一定の処方箋を提示したことによるものであろうかと考えております。格差の固定化や拡大というのは、社会全体に閉塞感や停滞感を生み出し、場合によっては不満が募り、それが暴動、場合によってはテロとか、そういった社会の不安定化にも結びついていくものではないかと危惧をしておるところでございます。

冒頭、雇用形態についての御議論もございましたが、私は、希望を抱いて懸命に働いた方がきちんと報われる社会であるべきだと考えておりまして、さまざまな税制や社会保障などの制度等を通じまして富の再分配を図り、格差拡大に歯どめをかけていくことが重要であると考えております。

○太田清海議員 わかりました。これは、いろいろ経済学の見方ですから、一応これまでにとめておきますけれども。もう一つ、関連して教育長に再度お伺いしたいのですが、道徳教育への思いについて、教育長の人生観なりありましたら、道徳教育ということでお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 道徳教育への思いということですが、ある正月のことです。私、鹿児島に向かって電車に乗りました。満員でした。たまたま教え子が乗ってきて、隣り合わせに教え子と2人座っておりまして、談笑しながら鹿児島に向かっていて、都城駅でかなり高齢

の御婦人が乗ってこられて、私が「どうぞ座ってください」と言ったら、固辞されて、「いや、いいです」と言われたんです。そうしたら、次の西都城駅で教え子が、「私はここでおりますから、先生、また」と言っておりたんです。鹿児島に着きました。鹿児島でおりて、ホームを歩いていて、私、我が目を疑ったんですが、何とその教え子が前を歩いているんです。「どうしたんや」と言ったら、「先生はわからんね。ずっと横に立っていたら、あのおばちゃんは1時間以上つらい思いをされた。だから隣の車両に移った」と言ってくれたことがありました。

このように、思いを行動にできるように感化を与えるというものが道德教育の目的だと思いますし、自分の行動をいいほうにみずからでコントロールできる力をつけさせるのが道德教育ではないかと思います。行動とか言葉が変わって、自分も幸せになる、周りの人も幸せになる、そんな力を道德教育が与えてくれればいいなと思います。そんな思いで、今後とも一層、取り組みを進めていきたいと思っています。

**○太田清海議員** わかりました。道德教育が今から学校現場へどう入っていくのかというのは、非常に難しいところが今後出てくると思うんですね。実は、私も小学校2年のときに鶏を養っていたものですから、毎朝、キャベツを切って養っていたんですが、4歳年上の兄が包丁を貸せというものですから、私は、握った包丁をそのまま、ほいとやったら怒られまして、「おまえ、人に包丁を渡すときには切れるほうを向けて渡したらいかん。自分が切れるほうを握って、持つほうを相手に渡さないかんよ」と言われて、ああ、そういうことかと思いました。そんな経験があって、小学校3年のとき

に、あの当時、何か道德教育の変更があったらしいんですが、先生が「道德教育はどういうふうに思うか」と聞いたんです。私、すぐ手を挙げてその話をしたら、先生から褒められた記憶がありまして、覚えておりました。

高校になって、言葉で言えば、「己の欲せざるところ、人に施すことなかれ」という論語も、人のことを思うんだよ、それが大事なんだよということを言葉で教えられた気がします。本当に今、教育長が言われたことも、人のことを思うというのが大事じゃないかなと思うんですね。

ごめんなさい。これを政治に当てはめるわけにはいきませんが、先ほど私が言いました派遣労働の問題とか、政府のほうでは規制改革会議とか戦略会議とか、いろいろ有識者が集まって、日本の国家をどうすべきかということを議論しておりますけれども、労働者を解雇するときに賃金だけ払えば解雇できるんだというような労働法制の変更も出てこようとしていますので、道德というのは本来、こういう規制改革会議の人たちにこそ、もう少し共感する力を教えてほしいなというような感じもしまして、これは言い過ぎかもしれませんが、そういう思いがいたしました。やはり、みんなで支え合うような世の中にならないかなというふうに思っております。

特にまた、先生方は理想を学校で教えるわけですから。子供に理想を教える。友だちとけんかしたらいかんよということ教える。しかし、世の中に出れば、戦争をしていたり、いろんなねたみ、恨みがあったりする。学校の理想と社会が余りにも食い違っている。だから、心の病も出てくるんだと思うんです。先生の仕事というのは本当に大変だろうなと。この子が卒

業式を迎えて、うまく社会の中に入っていくだろうかということも案じられると思うんです。そういう仕事を先生方はされているという意味では、本当に敬意を表したいと思いますし、どうか世の中もよくなってほしいなという思いもあるわけです。

話を先に進めますが、総合政策部長にお聞きしたいと思います。「みやざきモデル」提言書の暫定版を読ませていただきましたが、暫定版には具体的にいろいろ書いてあっておもしろかったんです。住民税を納税先の教育を受けた地域等に還元する仕組み、例えば東京に行って東京で就職したら、宮崎でお世話になったから地方税は宮崎に返すんだというような、非常におもしろい、これはよく考えたなと思うような提案がありましたが、実際の提言書になると、その辺が省かれているんですね。もったいないなという気もするわけですが、その過程でどのように議論、討論されたのか伺いたいと思います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** ただいま御紹介いただきましたように、「みやざきモデル」提言書の暫定版は、第1回宮崎県地方創生本部会議の議論のたたき台として、従来の枠にとらわれることなく思い切った提案を考え、作成したというものでございます。その内容につきましては、その後、市町村や経済団体、大学等から御意見を伺いますとともに、全般的にその妥当性等を改めて検討した上で、国に提言活動を行ったところでございます。

今、御紹介いただきましたように、暫定版では、住民税を教育を受けた地域等に還元する仕組みというものを書いて議論したんですけれども、やはり住民税として設計するには制度上の困難があるであろうということから、その趣旨

も含めて、地方交付税の充実を求める事項に、その思いも含めて提案したところでございます。

実は、この論点につきましては、私、もともと自治税務局におりましたけれども、まさにこういう観点から、ふるさと納税制度というものが寄附金税制として設計されておりました、今回、国においてもふるさと納税制度が拡充されたというところで、そういう意味では、思いの部分については相通ずるところがあるというふうに思っているところでございます。

地方創生の実現には、地方の努力だけではなく、制度面がございまして、国の支援・協力も不可欠なため、今後とも幅広く検討し、国に対し、場合によっては思い切ったものも含めて、提案・要望を行ってまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。政府の決定した基本方針の中には、従来の取り組みの延長線上にない、次元の異なる大胆な政策をとっていただいておりますね。恐らくこの言葉に、みんな心が躍って議論されたんじゃないかなと思います。異次元の取り組みをすると国は言っているわけですから、ぜひ、そういう議論はしていただきたいと思います。

知事に、今回の宮崎県版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をどのように策定していくのかということをお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今御指摘のありました「みやざきモデル」を策定するに当たって、また、今議会に提案しております長期ビジョンの改定作業などを通じて、人口減少対策や地方創生に関する議論を行ってきたところであります。今後、宮崎県版の人口ビジョン及び総合戦略を策定するに当たりましては、これまで積み

重ねた議論というものも踏まえつつ、地方創生の中心的な担い手である市町村との十分な意見交換に加え、さらには、それぞれの分野に精通した外部有識者からの意見や提案というものを広く求めてまいりたいと考えております。本県は、こういう議論の蓄積もある、さらには、タイミングよく交通インフラの整備というような追い風にも恵まれているわけでありまして、地方創生のトップランナーを目指して、本県の実情に即した実効性の高い総合戦略とするよう、取り組んでまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。ぜひ、そういう計画を、戦略をつくっていただきたいと思えます。戦略の中でも、自由度の高い交付税を確保したいという思いなんかはありますけれども、交付税の前の原資である所得税の関係とかを、いかに交付税に持ってくるかというところが、まずパイを大きくするというところから、そういう国の制度についても、知事会あたりで、こういう戦略の中に提言されたらいいかなという気がいたします。

続いて、公文書の管理について総務部長にお伺いしたいと思います。

国民にきちっときれいな情報を流していくというのは、大変重要なことだと思います。歴史を見ますと、1928年、張作霖という人が爆殺されたという事件がありました。これは、河本大作大佐という当時の軍人、関東軍の高級参謀でありました。それから、満州事変、1931年、これも発端は石原莞爾中佐、軍人であります。このとき、あれは誰がやったのかというときに、向こうがやったんだという間違った情報が操作されて日本に流されてきて、日本が戦争に突入していったということを考えると、やはり情報というものは、正確にきれいな情報を教える

ということでない、あんな無駄なと言ったら失礼ではあるけれども、やってはいけない戦争になったのではないかなという気がいたします。そういう意味で、宮崎県において歴史的価値のある文書は残すべきだと考えておりますが、県の公文書管理はどのようになっているのか、総務部長にお伺いしたいと思います。

**○総務部長(成合 修君)** 本県における公文書の管理につきましては、文書取扱規程において、保存期間等の管理基準を定めているところでございます。公文書の保存期間は、その重要性などに応じまして、30年、10年、5年、3年等に区分してございまして、中でも保存期間が10年を超える長期保存文書で特に重要なものは、文書センターの書庫で、カビなどが生えないように一定の温度と湿度等が管理された良好な環境のもと、保存しているところでございます。また、保存期間が経過し、廃棄することとなる公文書のうち、先ほど議員のほうからお話がありました、歴史的な保存価値があるものにつきましては、歴史資料文書管理規程に定める統一的な基準に基づきまして、収集を行い、文書センターにおいて適切に保存管理しているところでございます。

**○太田清海議員** 30年、10年、5年、3年ということになると、30年以上はそれで焼却されるのかなと思いますが、今のあれでいうと、そういう判断をして永年保存があるということではないですね。

**○総務部長(成合 修君)** 保存期間は、30年、10年、先ほど申し上げたように区分してございますけれども、保存期間が経過した後、廃棄することになるわけですが、歴史的な保存価値があるものについては、継続して保存していくということでございます。

○太田清海議員 それでは、情報公開条例等に基づくこれまでの開示状況について、お伺いしたいと思います。

○総務部長（成合 修君） 情報公開条例に基づく開示請求につきましては、平成23年度9,593件、24年度8,383件、25年度が5,722件となっております。その内容を見ますと、請求件数のおよそ9割を、工事予定価格の算出根拠となる設計書が占めているところであります。

次に、個人情報保護条例の開示請求は、平成23年度30件、24年度48件、25年度が60件となっており、その請求の多くを、警察での安全相談処理票や教員採用試験の答案用紙などといったものが占めております。

いずれの制度にいたしましても、個人や法人の権利利益等を害するおそれがあるものなど、条例で定める不開示事項を除きまして、原則として開示することといたしております。

○太田清海議員 わかりました。適切に管理されているというふうに思います。

それでは次に、消防の常備化について危機管理統括監にお伺いしたいと思います。

このたび、西臼杵3町で消防の常備化が4月から図られました。本当に大変な御苦労があったらと思います。西臼杵3町における消防の常備化に関し、県としての評価、今後の課題についてお伺いしたいと思います。

○危機管理統括監（金丸政保君） 西臼杵郡の3町におきましては、住民の長年の悲願でありました消防の常備化が実現することになりました。現在、本年4月1日からの運用開始に向けまして、消火、救急・救助の各種訓練など、最終段階の準備に取り組んでおります。消防の常備化によりまして、消火、救急・救助等の業務に関して専任の職員が配置され、また多様な資

機材が配備されることになり、住民の生命・財産を守る体制が整うこととなります。今後は、消火活動における消防本部と消防団の役割分担の明確化や、救急活動における医療機関との円滑な連携を図るとともに、職員の教育・訓練を確実に積み重ねるなど、課題を解決していくことによりまして、西臼杵消防本部の機能が十分に発揮されるものと考えております。

○太田清海議員 わかりました。西臼杵3町において消防の常備化を図る上で、県、その他の消防本部がどのような支援を行ったのか、教訓として伺いたいと思います。

○危機管理統括監（金丸政保君） 県ではこれまで、西臼杵郡3町における消防常備化実現に向けまして、消防救急無線のデジタル化に関する技術的な支援、あるいは庁舎整備の進め方、業務規約の作成等につきまして、助言を行ってまいりました。また、消防庁舎や資機材の整備に対し、平成25年度からの2カ年にわたって財政支援を行っており、合計で約2,600万円となる予定でございます。

一方、県内の各消防本部においても、常備化を支援する立場から、必要となる資機材の種類や消防職員の勤務条件など、さまざまな助言が行われております。特に、隣接する延岡市消防本部では、本年1月から経験豊かな消防職員2名を派遣するとともに、延岡市消防本部が実施する救助訓練を西臼杵の職員と合同で実施するなどの支援が行われております。

○太田清海議員 わかりました。常備化を図る上では、近隣の市町村からの支援もあり、県もやったということで、そういう協力体制があったからだろうなと思っております。おとといでしたか、黒木正一議員のほうからも、美郷町のそういった消防の取り組みなども紹介されてお

りますが、今後、西臼杵3町での常備化についても、ぜひ、うまくいくようにやってもらいたいというふうな要望しておきます。

次に、福祉行政についてお伺いをいたします。

これも横田議員、それから西村議員のほうからも、介護報酬の見直し等に関してのいろんな問題点が出されました。内部留保の問題とか、利益率の問題も挙げられながらでありますけれども、社会福祉法人制度について、国においてそういった問題も含めてどのような議論がなされているのか、現状について福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 高齢化の急速な進展や福祉ニーズの多様化、介護保険制度の創設に伴う営利法人等の参入など、社会福祉法人を取り巻く状況が大きく変化してきていることから、国におきましては、昨年8月から社会保障審議会福祉部会において、関係者からの幅広い意見を踏まえながら、法人制度の見直しについて審議が行われてまいりました。

今月、その審議結果が取りまとめられましたが、その中で、理事会のチェック機能を持つ評議員会設置の義務づけ、あるいは役員報酬基準の公表、それから、いわゆる内部留保の明確化と地域への還元など、国民に対する説明責任や、地域社会への貢献が提言されております。今後、この報告書を踏まえ、今国会中に社会福祉法改正案を提出する見込みであると聞いております。

**○太田清海議員** わかりました。介護報酬の見直しの中で、介護職員の処遇改善加算がありますが、これを受けるためにはどのような要件が求められているのか伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 今回の介護職員処遇改善加算の見直しは、従来の加算に上乘せをし、平均月額1人当たり1万2,000円が支給されるものであります。具体的には、介護職員の基本給や手当、賞与等の賃金改善や、休暇制度、労働時間等の賃金以外の処遇改善、資質向上のための教育・研修制度の整備、出産・子育て支援の強化等の職場環境の改善に取り組むことが、加算の要件となっております。県としましては、事業者を対象とした説明会を開催するなど、加算の内容の周知を、また適切な助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。こういう条件をきちっとやれば、加算が受けられるということですが、新聞報道等によると、例えば介護加算の見直し、平均2.27%、そのマイナスの部分で経営がなかなか難しくなって、介護職員の基本的な人件費を下げた上で介護加算を新たにもらって、トータル変わらないじゃないかというような可能性があるということです。そういうことにならないように、いい制度ですから、介護職員だけにスポットを当てておりますけれども、ああいう人たちの賃金が上がるように、ぜひ、いい意味での指導をしていただきたいと思っております。

次に、地域医療と難病対策についてお伺いしたいと思います。

福祉保健部長にお願いいたしますが、県内で活動している難病患者会に対して、県はどのような支援を行っていくのかということをお伺いしたいと思います。実は、視力障がい者、耳の障がい者、肢体の障がい者、これらの人たちの直接の窓口は市町村なんですね。ところが、難病の方は保健所。県のほうに足を運んでいろいろ相談せないかんということで、市町村からは

ちょっと団体が遠い存在になるものですから、今はどんどん改善されているかもしれませんが、やはりちょっと行政が遠く感じられるわけです。そういう立場にある人ではありますが、支援をどのように行っていくのか、お伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 難病関係は、本年1月、難病医療法の施行が行われまして、患者数の大幅な増加が見込まれます。患者のさまざまな相談にきめ細やかに対応することが大切でありますので、県が現在運営を委託しております「宮崎県難病相談・支援センター」の相談員の拡充など、機能充実を図ってまいりたいと考えております。

また、この法の施行に当たり、患者会からも要望がございました難病指定医及び指定医療機関の確保につきましては、2月現在で、それぞれ約730名、約700カ所を指定したところでありますので、これまでどおり、身近なかかりつけの医療機関で受診できる体制が整ったものと考えております。県としましては、今後さらに、患者会との連携を図りながら、患者会からの相談、要望などについて、寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。難病というのも種類がいっぱいあるものですから、それぞれが団体をつくると、多数の団体になるだろうと思います。だから難しいんだろうなというところも感じます。ただ、真面目に規約をつくって、きちっとそういう団体をつくって、みんなが落ち込んでいるのを、ある会場に来てもらって音楽療法をしたりとか、やっている団体があります。ぜひ、こういったところに何らかの支援をしていただくといいなという思いがあるわけですね。

もう一つできることといえば、保健所に相談に行ったときに、例えば、市内にはこういう団体がありますよというパンフレットとか、わずかなものでいいんですが、そういうのを患者さんに渡して、患者さんみずからがそういう団体と連絡をとって、交流して行って、自分の人生観なり、いろんな悩みを打ち明け合ってやっていくということは非常に大事だと思います。プライバシーの問題があるから、誰々がいますということを患者の団体には言えないけれども、来られた個人のそれぞれの方に、こういう団体がありますよということを保健所のほうからお伝えすることはいいんじゃないかと思います。そういう思いも込めて、県はどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 難病患者会の皆さんに県庁に来ていただいて、私もいろんな話し合いをすることもあるんですけども、患者会の皆さんが活動されている状況を紹介することは、同じ悩みを抱える患者へのさまざまな情報提供、県民の難病に対する理解を深める上で、大切であると考えております。

このため現在、県では、宮崎県難病相談・支援センターのホームページやセンターニュースを通して患者会の活動状況を紹介しておりますけれども、難病の受給をされる場合、医療受給者証というものを発行いたしますが、今後、その医療受給者証の発行時に、患者会の連絡先の情報を一緒に送付するなど、情報提供の充実を図りますとともに、広く県民へお知らせするために、県の広報媒体等の活用を進めてまいりたいと考えております。また、患者会と県との連携を図っていくために、保健所の難病関係会議や研修会への患者会の参加を、より一層働きかけてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。地域のそういった患者会の方と、うまく連携をとっていただきたいと思います。今の意向で、そういう意気込みが感じられましたので、そういうふうに解釈したいと思います。

それから、病院局長に、県立病院における看護師の地域枠、いわゆる異動のない看護師がありますが、その採用試験の実績と評価を伺いたいと思います。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 看護師地域枠採用の状況でございますけれども、延岡病院が、昨年度19名の採用、今年度24名の採用予定で計43名、日南病院が、同じく昨年度9名、今年度7名で計16名となっております。今年度の内訳を見ますと、新卒者が11名、経験者が20名で、一部、両圏域内の医療機関からの転職者もおりますが、異動を希望しない新卒者や県外のUターン希望者の受け皿になっているものと考えております。また、宮崎病院への異動希望者が多く、延岡・日南病院の配置が困難な状況を徐々に緩和できるのはもとよりでございますけれども、県北・県南地域に定住する看護師が増加することによりまして、地域振興に資するとともに、災害等の緊急時におきまして、病院機能維持のための必要な人員確保が容易になるものと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。異動のない看護師ということで、また県外から戻ってきた人がいらっしゃるということで、地方創生という立場からもよかったのではないかなと思っております。

次に、道路行政についてお伺いしたいと思います。

県土整備部長にお伺いしますが、これは、延岡南インターチェンジから国道10号に接続する

南延岡インター線に南向きのランプを整備してほしいということでもあります。北向きはあるんですけれども、南向きがないものですから、大型のトラックが生活道路をどうしても通ってしまう。このことについては、地元の議員であります井本議員も、26年6月議会で指摘をされております。こういった問題は、きょう、たまたま県北の、延岡の選出の議員が3名登壇いたしました。地元の要望がうまく重ならず、あうんの呼吸でうまくいったなと思っております。今回発言のない田口議員、井本議員もそうですが、5人の思いを込めて質問したいと思いますが、国はどう考えていると聞いているのか伺いたいと思います。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 現在、延岡南インターチェンジから国道10号におりますランプは、北向き方向しかなく、昨年、地元延岡市を中心に、南向きランプの整備を要望する動きがあることは承知しております。今回、国土交通省延岡河川国道事務所に、南向きランプの整備について伺いましたところ、まずは県、市と連携して、周辺の交通状況や地域の道路交通の課題整理等を進めていきたいとの意向でありました。県としましては、今後、国や延岡市などの意向も踏まえつつ、どのような対応ができるのか検討してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。ぜひ、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。ランプというのは、上り坂というような感じでしょうか。そういうのをつけるということなんですが、この予算は国が全額出さないかんというようなことで、地元負担はないようですが、そういったところも難しい問題があるのかなと思いますが、ぜひ取り組みを強化していただきたい



と思います。

次に、教職員の採用についてお伺いしたいと思います。

地元の方から、うちの子供は先生として千葉に行っている、戻したいんだということを聞いております。これも、地方創生という立場から、戻ってきてもらうといいなというような気がするんですが、現在の教職員採用選考試験において、他県の現職教員を受け入れる制度があるのかどうか、お伺いしたいと思います。教育長をお願いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 教員採用選考試験におきましては、教員として必要な知識や技能とともに、使命感や意欲にあふれ、人間性の豊かなすぐれた人材を確保するため、さまざまな取り組みを行っているところであります。他県の現職教員を受け入れるための特別な採用枠こそ設けておりませんが、経験を積まれた県外の公立の現職教員の方がより本県の教員採用試験を受けやすくするために、第1次選考試験の教職教養を免除する制度を設けておりまして、平成27年度の採用試験におきましては、他県の現職教員の方が41名受験されております。

**○太田清海議員** 41名受けられたわけですが、採用はどのくらいだったんでしょうか。

**○教育長（飛田 洋君）** ちょっとデータは持っていませんが、恐らく10倍程度ですから、4～5名というぐらい、ただ、その方々がたまたま優秀だったら7～8名ということもあり得るかもしれません。

**○太田清海議員** 地方創生という立場から、他県の現職教員を受け入れることについての考えをお伺いしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 他県の現職教員を受け入れるという御提言でございます。本県の教

員採用者の9割は、例年、本県出身者ではありませんが、そのうちで他県の生活を経験したものの、すなわち他県で働いているとか、あるいは他県の大学で学んだ方が実は7割ぐらいおいででございます。地方の活性化、地方創生という意味では、今までにない柔軟な発想ができる柔軟性とか創造性というのが必要だと思いますし、それには、いろんな経験をしていたということ、県外で環境の異なる生活をしていたというようなことも、きっと役に立つとは思いません。地方創生のためにも、宮崎の教育の発展にも、ふるさとへの思いや情熱を強く持ち、宮崎を支え、宮崎に貢献したいという意欲を持った優秀な人材を確保していくことが大切であり、教員採用選考試験につきましても、そのような観点を重視してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。若手の地元の教員も育ててほしいというのもありますので、これは難しい問題かなと思いました。ぜひ、そういう立場も見ていただきたいと思います。

最後になりますが、選挙における無効票の実態と啓発について、選挙管理委員長にお伺いしたいと思います。昨年末の衆議院選挙では、延岡市などで無効票が多かったという報道がありました。選挙においてどのような票が無効票となるのか、お教えいただきたいと思います。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 選挙の投票におきまして、白紙投票や候補者でない者の氏名を記載したもの、また、候補者の氏名以外に、押印、円記号、点線など、他事や雑事を記載したものなどが無効票とされます。

**○太田清海議員** 押印するということは、自分の印鑑を押してまで出したということですね。ということは、物すごくきちょうめんな方だろうと思うわけです。ただ、せっかく候補者名も

しくは政党名を書いたものが無効になるのはかわいそうだなという気もするわけですが、昨年末の衆議院選挙の無効票についての状況をお伺いしたいと思います。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 投票につきましては、開票作業及び点検終了後に封印を行うことになっておりまして、訴訟のため必要がある場合などを除き、これを開封することはできないものと解されております。したがって、無効票における具体的な他事記載の状況まで確認することはできませんが、昨年実施されました衆議院小選挙区選挙における無効投票率は、延岡市や日向市などの一部の市町村で前回平成24年の選挙を大きく上回る一方で、下回る市町村もありますことから、県全体としては3.22%と、前回の3.00%を0.22ポイント程度上回る結果となっております。昨年の選挙における無効票の内訳としましては、白紙投票が全体の約5割を占め、候補者の氏名以外の他事や単なる雑事を記載したものが、合わせて約4割という結果となっております。

**○太田清海議員** わかりました。選挙結果の票については開封できないという厳格な扱いをしているから、分析はできないということだろうと思いますが、わかりました。

無効票を減らすためのPRを行う必要があると思うんですが、どうでしょうか。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 選挙は、民主主義の根幹をなすものでございまして、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会であることを考えますと、選挙人の意向を正しく反映した選挙結果となることが、当然必要となってまいります。そのため、無効票を減らすことは大変重要だと考えておりまして、投票用紙には、候補者の氏名または政党等の名称を正

しく記載し、あるいは他事を記載しないことなど、投開票事務を行う市町村選挙管理委員会とも連携を図りながら、選挙時における各種啓発、その他さまざまな機会を捉え、周知を図ってまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 無効票は、私たちも候補者でもありますので、ぜひ選挙に当たっては、政党名もしくは候補者名以外は絶対書くなということをPRしておかないかんと思うんです。余計な、「頑張れ」とか書いてあつたりするものですから、何かそんなのを感じるものですから、「書いちゃったよ」とか言われると、がっくりくるわけです。政党名と個人名だけということ、私たちも一生懸命PRしていきたいと思っております。

時間が来ましたので、最後に、毎日新聞に、柳田邦男さんという作家の方が記事を寄せておられましたけれども、それに感動しましたので、ちょっと紹介したいと思います。作家というのは、文章を書くときに自分の頭で映像化して書いていくという習性があるそうなんですけれども、

事件報道を読むとき、私は事件の現場を映像的にイメージする習慣が身についている。何事につけ、作家として現場の状況を文章で表現するには、そういう手順を踏まざるを得ない。それがいつの間にか、文章に表現する必要がなくても、脳の働きとして、いわば癖になってしまったのだ。

3歳の難病の長女に食事を与えていなかったばかりか、真冬に薄着で、はだしのまま閉め出したり、ベランダの手すりに縛りつけたりして放置していたという。体重は、3歳時の平均の半分にまで痩せ細り、司法解剖したところ、腸内にあったのはアルミ箔や、ろ

う、タマネギの皮だったという。大阪府茨木市で殺人容疑で逮捕された父親は22歳、母親は19歳、こうした記事の文字は、私の脳内で直ちに映像化される。

虐待されているのに誰かに助けを求めることも知らずに、家の前でママと泣き叫んでいる衰弱し切った幼い子の姿、空腹の余り、食べられる物と食べられない物との区別もできずに、台所を探したのであろうか、タマネギの皮やアルミ箔を口に入れてのみ込む姿、私はたまらなくなって脳内の映像を消そうとするが、テレビの画面をリモコンで切りかえるようなわけにはいかない。

そして、紙面のすぐ横には、新潟県燕市で、やはり3歳の長女を橋から突き落とした24歳の母親が逮捕された記事が並んでいる。自分を大事にしてくれると信じ切っている母親に抱き上げられ、橋の欄干から突き落とされ、暗い空間を落ちていく3歳児の姿が脳内に広がる。一瞬その子の脳裏に走ったに違いない恐怖心まで伝わってくる。こんなことをどうしてできるのか。

というような文章であります。

こういったコンピューターの発達した時代であります。私たちは、こんな社会に生きている。そして、もう本当に、政治が登場して、政治が将来のビジョンに向けて何かを表現していかなければいけない時代になっているんじゃないかということを、この文章を読んで痛感いたしました。

時間がちょっと余りましたけれども、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○押川修一郎副議長 ここで休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後3時9分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 本日5番目の質問ですので、あと1時間で終わりますから、よろしくお願いをしたいと思います。

県議会議員選挙の告示が近づいてまいり、議員の皆様も後援会活動に努力をされていると思います。このごろ、私は各地を訪問させていただきながら考えさせられることが多くあります。戦後70年という時間が経過しているのに、何十年も時間のとまったような家庭が多くあることであります。そうしたところは高齢者だけが取り残され、この高齢者の方はどこで買い物をされるのだろうか、病院とかは行かれているのだろうか、子供たちは近くに住んでいないのだろうかなど、考えさせられることがあります。現在、日本の経済はアベノミクス効果で上向いていると言われております。しかし、中山間地域にはその効果はまだ届いておりません。若者の理想とする働く場所は少なく、働く場所を求めて都会へと流れております。さらに、私の友人の多くが、結婚をせずに50代になっている現状があります。なぜ結婚しないのか。男性の給与の低さから結婚に踏み出せないとも言われております。年を重ねることで結婚に慎重になり、結果的に独身を通す結果となっておりますし、若くして結婚した方は離婚をされるケースも増加しております。人口減少でなく、人口増で働く場所があり、3世代が同居できて、子供の笑い声が聞こえるような、そんな宮崎県になってほしい、そういう思いで、今回、一般質問に入らせていただきたいと思います。

す。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

河野知事が再選していただいたおかげで、知事の1期交代にストップがかけられました。知事は、県民が選挙によって選ぶわけでありますから、1期交代でも何も構わないこととなりますが、中央省庁や他県から宮崎県の信用をなくす状況もあったのではないかと思います。選挙の結果は、他候補を圧勝する結果となり、自信を持たれての2期目のスタートとなっていると考えております。この4年間、知事は、各地域を意見交換等や各種行事で回られたと思います。さらには、選挙期間中の17日間も選挙カーでくまなく回られ、人口が減少し、厳しい経済状況の中山間地域も目にされたと思います。選挙カーで各地域を回られる中、4年前との比較もできたのではないかと考えますが、知事の目にはどのように宮崎県が映ったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、選挙に臨まれるに当たって、政策提案を作成されております。この政策提案は、提案理由説明でも述べられていましたが、「徹底した現場主義」と「対話と協働」から、宮崎を「くらしの豊かさ日本一の宮崎」にしたいとの思いで作成されたものと思います。17日間におきたる選挙期間におきましても、県内全ての市町村を回り、多くの県民の皆様から直接声をお聞きし、政策の原点は現場にあるとの思いを改めて強く感じたと述べられましたが、選挙以前に作成された政策提案から大きく方針が変わらないとしても、県民の皆様の声は、知事の作成された政策提案に全て含まれていたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上で壇上での質問を終わりました、後は自

席で質問をさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず初めに、県内を回った感想であります。前回の選挙で県内各地を回ったときは、口蹄疫が発生した年でありました。夏に終息したわけではありますが、まだまださまざまな意味で県内、口蹄疫の傷跡が残っているということを感じたところですし、その影響の甚大さを実感したところでもあります。そして、景気雇用情勢の深刻さ、また、社会資本整備のおくれなど、地域の大変厳しい現実を目の当たりにしたところでもあります。このため、口蹄疫からの再生・復興に全力で当たり、フードビジネス等の成長産業の育成など、あすの宮崎の礎を築くことに尽くしてまいったところがございます。

今回の選挙で改めて県内をくまなく回る中、4年前と比べますと、これまでの4年間で育ててきた新たな成長に向けたさまざまな動き、胎動、明るい兆しというものが感じられたところでもありますし、社会基盤整備についても確実な進展を感じる一方、若者流出による人口減や高齢化の進行というものが、とりわけ中山間地域で進んでいることを実感したところでもあります。

また、12月、大変寒い時期の選挙であるわけではありますが、回ってみますと、農林水産業、建設業、現場で頑張っておられる皆さんの姿というものに心を打たれたわけでありまして、そういう目につく皆さんのみならず、さまざまな場面で、県民の暮らし、雇用というものをしっかり守っていかなくてはならないということを実感したところでもあります。

本格的な人口減少社会の到来の中にあって

も、本県が将来に向けて発展していけるよう、地方創生を追い風としながら、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指して頑張ってもらいたい、そのように感じたところがございます。

次に、政策提案についてであります。4年前に知事に就任しましたときから、現場主義に徹しまして、県内各地をくまなく回り、県民の皆様との対話と協働に努めてきたところであります。今回お示した政策提案につきましては、これまでの4年間にさまざまな方々からいただいた御意見などをもとにつくり上げたものでありまして、今回の選挙期間中に改めて県民の皆様の声をお聞きしたところでありますが、私が掲げた政策や方向性などについて手応えを感じ、引き続きそれに向かって進んでまいりたいという思いを抱いたところがございます。

その一方で、今申し上げましたような現場の皆様との姿に触れるにつけ、景気回復や雇用の安定確保に関する県民の皆様への期待の大きさというものを強く感じ、また、一人一人の「何とかこの宮崎を元気にしてほしい」という思いを受けとめたところでありまして、産業の振興を通じた地域経済・雇用の底上げを図ることが非常に重要であるという思いをさらに強くしたところであります。

政策提案で掲げました政策については、今後、総合計画のアクションプランを策定する中で、その具体化を図ってまいります。いかに安定した雇用を生み出すかということを中心課題とし、本県の強みである農林水産業やフードビジネスを一層成長させるとともに、中小企業の振興や観光の再興など、産業活動の活性化を図り、県外から外貨を獲得して、県内経済の好循環を目指すための取り組みを強力に進

めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○宮原義久議員 ありがとうございます。選挙期間中のことについては、結果が圧勝ということでもありますから、やはり県民というのは、今の河野県政、そのまま頑張ってほしいということでもありますので、その票の重みというのを考えていただいて、しっかりとした政策を実行に移していただきたいと思っております。また、先ほど太田議員からもありましたが、非正規の雇用問題だったり、中山間地域に働く場所がないということもよく言われておりますので、そういった部分についてもしっかりと取り組んでいただきますよう、お願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、地方創生に向けた取り組みについて、お伺いをさせていただきます。本県では、昨年10月に、「真の地方創生を実現する「みやざきモデル」」を取りまとめられ、国の「まち・ひと・しごと創生本部」に提言をされております。私は、どの項目も、宮崎の発展・振興が図られる理想的な内容かなと考えておりますが、国においては、12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、本年、いよいよ本県を含めた地方の「まち・ひと・しごと創生」の動きを本格化させる段階に入ってきたと考えます。横田議員の代表質問に対する答弁でも、宮崎県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定していくとのことでしたが、本県版の創生総合戦略の策定に向けて、今後どのような取り組みを考えておられるのか、知事にお伺いをいたしたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 私は、地方創生の取り組みがその効果を上げるためには、国は国で、東京一極集中の是正でありますとか、さまざま

な制度、財源等の取り組みを進めていただく必要がありますが、地方の側では、地域の実情を踏まえて、その課題を的確に把握し、課題克服に向けて自主的に取り組んでいく姿勢が重要であると考えております。このような観点から、宮崎県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たりましては、外部有識者の方々に広く意見を求めていくとともに、市町村との十分な意見交換なども通じた連携にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、地方創生の推進に当たりましては、私を本部長とする「宮崎県地方創生本部」を中心としまして、人口減少問題の克服に向けて全庁挙げて取り組んでいるところであり、来年度の組織改正におきましても、総合政策部の中に、地方創生推進担当及び移住・定住推進担当を新たに設けるなど、一層の取り組み体制の強化を図ることとしたところであります。

**○宮原義久議員** 宮崎県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定されるには、今ありましたように、有識者の意見を集約されたり、市町村との連携、そして組織改正も図りながら進めるということでありました。日本国の破綻が近いというような書きぶりの本もたくさん出回っております。確かに現在、国の借金が1,000兆を超えるという状況が来ておりますので、日本が破綻するというような話が現実になるのかもしれないなど、一般の方は思うんじゃないかと思っております。地方創生というのは、今回が最後の機会になるのかもしれないかもしれません。しっかりと戦略を策定していただくように期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは次に、項目を変えまして、輸送問題についてお伺いをさせていただきます。

トラック運送業界の現状は、国内貨物輸送の9割以上を占めております。それぞれの業者は規模が小さく、保有車両が10両以下の小規模事業者が57.1%となっており、経営基盤は非常に弱い状況となっております。また、営業利益の推移を見てみましても、トラック輸送業界は、平成19年度以降、赤字が続いているようであります。軽油価格は高騰ということが、ここに来てやや落ちつきを見せてはおりますが、高値で推移をしており、経営を圧迫している現状があります。軽油が1円上昇することで、宮崎県のトラック業界への影響というのは、1億5,000万円のコストアップになるようであります。さらには、ドライバー不足も深刻となっており、若年ドライバーの比率も年々減少となっているようであります。

さらには、自動車運転者の労働時間の改善等によりまして、改善基準が強化をされております。大消費地から遠隔地にある本県は、農産物初め、多くの貨物をトラックに依存しておりますが、ドライバーの拘束時間や連続運転の基準を守ることが厳しい状況と現在となっております。そうした現状から、フェリーの活用が図られておりますが、現在でも全ての車両が乗船できる状況でもないようであります。フェリーの大形化などが望まれるわけではありますが、海上輸送の活用推進を今後進めていかなければならないと考えます。県としては、トラック輸送及び海上輸送の推進をどのように考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 大消費地や大都市から遠隔地にある本県にとりまして、物流網の維持は重要な課題でございまして、特にトラック輸送が貨物輸送の大半を占めているということから、大変重要な役割を担っているも

のと認識しているところでございます。このため、県といたしましては、宮崎県トラック協会に対しまして、毎年度、運輸事業振興助成交付金を交付し、安全対策や人材育成などの取り組みを支援しているところでございます。

一方、御指摘にありましたように、海上輸送は、低コストで大量輸送が可能であるという特徴がございます。本県の農畜産物や工業製品などを効率的に輸送するための重要な手段であることから、長距離フェリー航路などの維持・充実が重要であると考えております。県といたしましては、海上輸送などによるモーダルシフトの推進が、物流コストの削減や、長距離トラック運転手の長時間労働、若年労働力不足への対策にもつながるという面もありますことから、今後とも、関係団体との連携も図りながら、航路の利用促進などに取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。トラック輸送の重要性というのは、ただいまの答弁でも認識は十分されているようでありますが、改善基準の強化によって、北海道のトラック事業者の方が、連続運転、そして拘束時間の違反ということで、「事業停止30日」の事業停止を命ぜられているようであります。30日間事業を停止させるということは、つまり、倒産に追い込まれるということになるんだろうと思います。トラック事業者は、荷主に対しては弱い立場であるというふうに考えておりますので、こうなると、フェリーの活用を探るしかないということになるのではないかと思います。答弁にありましたが、航路の利用の促進を図るということではありますが、全てのトラックが乗り切らないという現状を改善してほしいというのが、トラック業界の願いであるわけです。この

あたりについては、乗り切らないとすれば、その次のことを考えていかなければなりませんので、そういう業界とも十分意見交換をされるなどして検討されるように、この点については要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、輸送体制の悩みについては、大消費地から遠隔地にある本県だけでなく、鹿児島県、熊本県も同じであると思っております。特に熊本県は、大消費地に対して海上輸送航路というのは熊本県内にはないはずでありますから、トラックドライバーに対する基準が厳しくなっている現在は、海上輸送体制の強化については、本県を含めて連携・協議をされることが重要と思っておりますが、こういった協議とかはされたことはないのか、まずお伺いをしておきたいと思っております。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 海上輸送を強化するためには、港湾へ貨物を集めることが重要でございますので、本県では、地元の自治体と連携して、細島港を初めとする県内港湾への荷寄せの支援を行っているところでございます。港湾への荷寄せに関しましては、ある一面では、他県とは競合関係という面もございますので、現状では、正直申し上げて協議等は行ったということはありません。ただ、全体で見ますと、効率的な物流のためには、東九州地域ないしは南九州地域などの広域的な視点も重要だと思っておりますので、今後とも必要に応じて、国の九州地方総合物流施策推進会議、こういう場を活用しながら、他県としっかりと意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 港湾への荷寄せについては、言われたように、競合関係ということでの答弁でした。南九州3県とも、関西地区について

は、やりくりが何とかという状況ではできるのかなと考えますが、京浜方面への輸送体制となると、各県、なおさら状況が厳しいのではないかと考えます。やっぱり南九州3県で固まらないと無理だと思いますが、新規に航路を開設して物流をどうにかしましょうというぐらいの、当然そういう情報交換、そういったものは、先ほど場所的にはあるということでしたが、具体的に議論をされる状況があったほうがいいのではないかと思います。要望をしておきますので、どうかお願いをしたいと思います。

次に、JR貨物による青果物輸送についてお伺いをします。トラックドライバーの不足、改善基準の強化など、厳しい輸送環境から考えると、今後、トラックドライバーの増加や改善基準の緩和が図られる方向ではないという現在、さらに青果物輸送をJR貨物で対応するとした場合、集荷のための施設整備であったり、大消費地での荷おろし整備などの多くの問題点はあるとしても、こういう厳しい現状がある以上は検討するの必要を感じます。しかし、本県の青果物において、JR貨物の活用は余りやられていないような状況ではありません。県内青果物のJR貨物輸送の現状と課題について、お伺いをします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 平成25年度、データがある経済連取り扱いの青果物15万トンのうち、約5%の7,000トンがJR貨物を利用して輸送されております。しかしながら、品質保持に必要な冷蔵コンテナのリースが平成23年に中止されたこと、また近年、強風や大雨等による延着が相次いでいることなどによりまして、利用が伸び悩んでいる状況でございます。JR貨物輸送は、低コストで、地球環境に優しいモーダルシフトの推進を図る上でも重要な輸送手

段でありますので、県と関係団体が連携いたしまして、予冷と定温コンテナを組み合わせた新たな輸送システムを構築するとともに、利用に当たっては、運行状況の把握を行うなど、延着リスクの軽減に努めることなどが重要であると考えております。

**○宮原義久議員** 答弁を聞く限りでは、延着がないようにというような話も出てくるんですが、青果物については、JR貨物では厳しい状況があるというような答弁であったと思います。そうすると、やはり、フェリーを選択するしかないのかなということに絞られてくるのではないかなと思っております。

この点はここでおかせていただいて、次に、鉄道の路線の維持についてお伺いをさせていただきたいと思います。国土交通省は、2016年にJR九州の株式上場をさせるとの方針を示されたようであります。これまでは、株式を国が保有することで、地方の不採算路線の維持もできていたと考えますが、完全な民営化となりますと、一般株主の発言権が増し、厳しい環境の路線が窮地に追い込まれるのではないかと心配するものであります。九州管内の経済団体や自治体においても、在来線の切り捨てる懸念がある、地域間格差が拡大し、廃線の可能性が増大する、などの新聞記事も目にしております。県内の路線も、採算面から厳しい路線があるわけであり、一回廃線に追い込まれますと、復活はまず望めないというふうに考えております。新聞の紙面でJR九州の社長の発言が掲載されていましたが、「幾らでもお金をかけられるわけではない。地元と議論していく必要がある」との記事があり、鉄道網の見直しは避けられない状況と感ずるところであります。この事態に、県としてはどのような考えを持っておられるの



か、どのような取り組みを現在されているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 県内鉄道網は、県民の日常の移動手段として、また、観光等、地域活性化の観点からも必要不可欠な路線であると認識しております。このことから、JR九州の完全民営化に当たっては、県内鉄道網の維持・充実を担保していただくよう、昨年末に国土交通省に要望を行いますとともに、JR九州とも協議を行う等、危機感を持って取り組んできているところでございます。

JR九州民営化の関係法案を今通常国会に提出予定というふうに伺っておりますが、その前段といたしまして、国土交通省のほうで、JR九州完全民営化プロジェクトチームが設置されて、その取りまとめが報告されましたが、この取りまとめによりますと、鉄道網の維持について、国が指針を定め、一定の関与を残すと。これは、法令に基づく関与を残すということ。また、経営安定基金のうち872億円を鉄道ネットワークの維持・向上に充てる等の対応策が示されるなど、本県の要望を重く受けとめていただいたものと考えております。

県といたしましては、今後も、あらゆる機会を捉えて、国やJR九州に対し、鉄道ネットワークの維持・向上をしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 今、答弁いただきましたが、2月3日の読売新聞の記事にあるんですが、1987年の国鉄の分割・民営化後のJR各社の上場というのは、東日本、西日本、東海に次いで4社目ということですか。JR九州民営化時に、赤字ローカル線の維持のために国が拠出した3,900億円という経営安定化基金は、答弁にありましたように、872億円は鉄道ネットワークの

維持・向上に充てられることになっているようでもあります。しかし、JR九州の鉄道事業というのは、民営化以降、一度も黒字になったことがないというふうに記載されております。地域の足を確保するとして、国交省が、完全民営化後もローカル線の廃止に歯どめをかける方針を示してはおりますが、今回、上場により得られた数千億円の売却益というのは、旧国鉄職員の年金の財源となるようでもあります。872億円の鉄道ネットワーク関係の財源は、鉄道事業の毎年の赤字から考えると、決して多い金額ではないというふうに思っております。県内の鉄道路線網の維持のためには、やはり国、JR九州に、各県と連携をとりながらしっかりとした対応をとっておかないと、後々取り返しのつかないことになるのではないかと思いますので、しっかりとした対応をしていただきますように要望しておきたいと思ひます。

次に、関連して、九州旅客鉄道株式会社の株式上場についての要望が、本年の2月7日に、宮崎県商工会議所連合会より自民党宮崎県連に提出されました。内容は、地方路線の切り捨てがないようにとの要望であります。鹿児島県でも同様の動きがあるようではありますが、株式を国が保有している現在、他県とも連携して、地方路線維持の対応はやっておられるようですが、さらに強く国に働きかけるべきと考えております。県内の団体であったり他県との連携というのは、もう余り時間がないと思ひますが、どのように現在図られているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 鉄道路線網の維持・充実につきましては、これまでも、県議会の皆様を初め、県内経済団体等にも御参加をいただいております「宮崎県鉄道整備促進期

成同盟会」、また、九州各県知事、議長を構成員とする「九州地域鉄道整備促進協議会」を通じまして、関係者一丸となって、JR九州に対し、路線網の維持・充実に要望してきたところでございます。また、路線の維持を図る上では、やはり旅客の増という意味で、利用促進が一方では不可欠な取り組みでありますことから、県では、沿線自治体で組織する「JR吉都線利用促進協議会」、また、「JR日南線利用促進連絡協議会」と連携し、利用促進を図ってきているところでございます。県といたしましては、完全民営化後も路線の維持・充実が図られるよう、これまで以上に他県や県内各団体との連携を深め、要望活動をしっかりと行うとともに、利用促進の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** それでは、それぞれ今、輸送問題全般について質問させていただいたんですが、ここで、知事にお伺いをいたします。県内物流の中心となっているのが、先ほど言いました、トラック輸送体制と、片一方ではフェリーが厳しい状況。そして、鉄道路線維持が大変厳しい状況ということは御理解をいただいたのではないかと思います。最後になりますが、この状況を踏まえて、鉄道問題全般について、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、いろいろ御議論ございましたが、陸・海・空の交通ネットワークというものが、地域住民の日常生活はもとより、県外からの誘客や物流、経済活動など、本県発展に欠かせない重要なインフラであるというふうに考えております。交通問題全般で見ますと、現在、東九州自動車道の大分一宮崎間の開通とか、同区間における高速バスの運行開始、また、本県鉄道とバスへのICカード導

入、長距離フェリーの神戸航路への変更、香港への国際定期航空路線の開設など、全体として総合交通網の整備は一步一步前進をしているというふうに受けとめておるところでございます。

ただ、御指摘のように、さまざまな課題があるところでございまして、大都市圏から遠距離にある本県にとって、交通・物流網の整備、その中での鉄道というものも、県勢発展の基盤となるものだという認識のもとに、また、地方創生の重要な柱ともなろうかと考えておりますので、今後とも最重要課題の一つとして、積極的にその整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。総合交通網の整備は、人を運ぶ分については着々と進められており、便利になっているのかなと思っておりますが、貨物の部分については、先ほどからありますように、大変厳しい状況があります。今回の物流網の整備がきちっとされて、この地域の農産物含めていろんなものがうまく回らないと、地方創生というのものなかなか厳しいのかなと思っております。京浜航路というのが一本通るだけで全然違うのかなと思っておりますので、大変な経費もかかるとは思いますが、他県とも連携を図っていただきますよう、お願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、高等学校の募集定員問題についてお伺いをしたいと思います。

2月13日に県立高校の推薦合格内定者が発表され、19日には一般入試志願状況が発表されました。県内17校で定員割れの状況となっております。通学区域の撤廃で魅力ある学校をつくることで、都市部から中山間地と言われる地域の県立高校へも生徒が集まるとも教育委員会では

言われてきましたが、現状は、通学区域撤廃当初から心配をされておりましたとおり、都市部の高校への集中となっているようであります。生徒にとりましては、行きたい学校を自由に選択できることは、今の時代の流れに乗っていると考えますが、人口減少が進み、存続が危ぶまれる学校については、深刻な事態となります。

西諸地域の県立高校、私立高校の募集定員は、小林高校が200名、小林秀峰高校が240名、飯野高校が120名、小林西高校が、私立ですが、210名、それに全日制単位制の日章学園九州国際高校345名で、合計の募集定員枠は1,115名であります。全日制単位制の日章学園九州国際高校345名を引いたとしても、770名という枠になります。西諸地域の中学校卒業生の推移は、平成26年から平成34年までで680名から630名というところで推移をしております。先ほどの770名の募集定員に対して、90～140名が当初から不足している状況になります。これに、通学区域の撤廃等で、西諸管内から100名とも150名とも言われますが、地区外の高校へ進学の状態となっていることが心配をされます。私立高等学校も県立同様に、宮崎市内以外の地域では、募集定員に対して在籍数が厳しい状況と聞きます。現状はどのようになっているのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 宮崎市内の私立高等学校では、多くの学校が募集定員に近い在籍生徒数を確保しているところでございますが、その他の地域におきましては、在籍生徒数が定員を大きく下回る学校が見られるという現状でございます。

**○宮原義久議員** 次に、県内の私立高校は、宮崎市に7校、都城市、延岡市、各2校、日南市、小林市、えびの市、三股町に各1校ありま

す。それぞれの学校とも教育の理念をしっかりと持たれ、高校教育を進められております。このような私立高等学校が果たしている役割をどのように考えておられるのか。また、定員を下回る学校もあるとの部長答弁でありますので、この現状をどのように考えておられるのか、あわせて知事にお伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私立高等学校におかれましては、建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育を実践されておるところでありまして、学業はもとより、スポーツ、文化活動などさまざまな分野において、すばらしい成果を上げておられまして、本県の公教育の一翼を担っているものと考えております。現状につきましては、部長が答弁しましたように、特に宮崎市以外の学校で定員の確保が困難となっております。学校の活力や教育水準への影響などについて懸念をしているところであります。県としましては、私立高等学校の教育水準の維持や安定的な経営のために、私学関係団体とも意見交換などを行いながら、各学校の一層の魅力づくりに向けた取り組み等を幅広く支援してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 私立高校も県立学校同様に、宮崎市内に所在のある学校とそれ以外で、在籍数が大変厳しい状況となっていることが現状ということになります。知事の言われた、私立高校の教育水準の維持、そして、在籍数の減少から厳しい経営の安定経営化のためにとということでありましたので、ぜひ、私学関係団体と意見交換を十分していただきたい。そして、県立であろうと私立であろうと、高校生の教育という点では、どちらも重要な役割を担っているというふうに思いますので、しっかりとした議論をまずしていただくように要望しておきたいと思

います。

次に、県立高校、私立高校の定員の比率というのはどのように決められるのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県では、公立高校と私立高校が連携して教育の振興を図ってきておまして、高校の定員の比率につきましては、毎年、公立・私立の代表者や学識経験者などで連絡協議会を開催し、その中で、中学校卒業生の推移や過去の募集定員の状況を勘案して、定員の考え方について調整しております。平成16年度以降は、募集定員を、県立高校は進学予定者のおおむね7割としており、私立高校は、前年度の募集定員の範囲内とすることとして調整をしております。なお、県立高校は、その全体枠と同時に各地域ごとの定員を決めているんですが、その際には、その地域から他の地区へどれくらい出ているか、あるいは逆に入ってきているかというようなことを考えております。例えば、西諸県地区の平成26年度の入学生では、県立高校間の出入りを申し上げますが、西諸県地域から出ていった生徒のほうが入ってきた生徒より6名多いという状況でありまして、ほぼ出入りは相殺されているという状況でございます。

**○宮原義久議員** 公立・私立の代表者や学識経験者でしっかり協議をされた上で比率が決められているということですので、これもきちっとその部分の公平性は保たれているというふうに今感じたところであります。ただ、生徒の流入・流出については、県立だけ見ますと、我が西諸地区では、教育長の答弁どおり6人ということですが、公立・私立で両方とも含めてしまいますと、67人という生徒が、西諸地区からたくさん、宮崎、それ以外の地域

に流出しているということになります。この数字は、我が西諸地域からすると、通常クラスの2クラス分ということになりますので、この対象の数が、地域にとりましては大変深刻な状況になっているということは御理解をいただきたいと思えます。

次に、県内高等学校の募集定員は、県立高校の全日制課程が7,720人、定時制課程が440人、通信制課程が600人で、合計で8,760人。私立高校は、全日制課程が3,780人、全日制の単位制課程が345人、定時制課程が40人、合計で4,165人。県内高等学校全ての募集定員は1万2,925人となります。入試を受ける15歳の人口は、平成元年ごろに2万176人であったものが、平成26年の15歳の人口は、1万1,003人と大きく減少しております。今回の入試を全て15歳の方が受験したとしても、2,000人分枠が余ることになります。県内の年齢別人口を見てみますと、10歳から14歳までは1万人を何とか超えているものの、9歳の人口は9,780人ということになります。このように生徒が減少している中で、県立高校の相当な再編というのも早急に必要と考えられますが、どのような検討をされているのか、お伺いをいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 生徒数減少により高等学校の小規模化が進んでいきますと、生徒同士の切磋琢磨や学び合いの機会が減ったり、活気のある学校行事や部活動が展開しにくくなったりするなどの課題が生じてくることが考えられます。このような課題を踏まえながら、現在、28年度から3年間の県立高等学校の整備の方向性を示す中期実施計画の策定を進めているところでありますが、その過程では、何よりも、生徒にとってよりよい教育環境を提供するという視点に立って、高等学校の所在地や設置

学科、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮いたしますとともに、県民の皆様の幅広い御意見を伺いながら検討を進めているところであります。

**○宮原義久議員** それでは次に、40名1クラスの生徒ということにして、3クラスの学校で、1学科の場合、2クラス分の生徒しかいなかった場合、クラスの編制はどのようにされるのか。今回の一般入試の志願状況から見て心配をされる点でありますから、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 県立高校のクラス編制につきましては、募集する段階の募集定員に応じてクラス数を決めておりまして、実際の入学者が募集定員を下回った場合でも、クラス編制の変更は、入学時にはいたしておりません。例を申し上げますが、3クラス120名の定員の高校で、2クラス80名の生徒しか入学をしない場合でも、80名を3クラスに分けた編制をいたしております。

**○宮原義久議員** それでは次に、定員割れの高校については、2次募集をされるようではありますが、この手順についてどのように実施されるのか、お聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 県立高校の2次募集につきましては、全高校で実施するのではなくて、一般入学者選抜の合格者発表の時点で、欠員がある場合にのみ実施いたしておりまして、これは、県民の皆様の、欠員のあるその学校へ入学したいというニーズに、県として応えるために行っているものであります。各学校ごとの2次募集の定員や選抜方法及び検査内容等については、各学校でそれぞれ公表するとともに、県庁ホームページなどにより、広くお知らせをいたしております。選抜検査は、通信制を除く高

等学校におきましては3月下旬に、通信制は4月上旬に実施しております。なお、昨年度の2次募集における全日制課程の全学校を合わせた2次募集の合格者は、全募集定員の1.4%程度であります。

**○宮原義久議員** 私立学校関係者の意見の中には、県立高校が2次募集をかけることで私立高校へ生徒が集まらないんだとも言われているようですが、教育長の今の答弁からすると、2次募集ということで私立高校の生徒が集まっていないという、県立高校に集まってしまふということばかりではないようでもありますので、全然いないということではないんですけど、極めて少ないということのようであります。

人口減少、少子化の影響から、教育の分野は競争が非常に激しくなっております。このほかに、中高一貫、そして、県外の有名私立校に進学というのも相当あるようであります。教育委員会としては、私立高校も当然頑張っておられますので、県立高校に魅力があって、学校に、できれば中山間地域に子供たちが寄ってくるような県立高校を整備していただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、林業問題についてであります。

さきの代表質問で黒木正一議員から、未植栽地の解消問題であったり、再造林の苗木、労働力の問題など、多くの指摘がされておりますので、重ならない点で質問をしてみたいと思います。

まず、林業労働災害についてお伺いをいたします。本県は、杉の素材生産日本一の林業県であります。このすばらしい実績というのは、

多くの林業に携わられる皆様のおかげであります。しかし、近年、高性能林業機械の導入等により、より安全な作業環境は整っているものの、伐採作業の現場を調査させていただいたこともあります。決して安全とは言えないような場所に作業仮設道路をつくり、伐採及び集材をされております。そうした現場を見ると、作業中におけるけがや死亡事故の発生が心配をされる場所でもあります。近年の県内における林業労働災害の状況は、平成24年の死亡事故の発生は0件となっておりますが、平成22年4名、平成23年2名、平成25年6名、平成26年4名となっております。ほぼ毎年、数名の方が死亡されている状況となっております。災害事故の発生件数も、平成22年から毎年100件前後の発生となっているようであります。環境森林部としては、事故の発生ゼロを目指して森林産業の振興に努められていると思いますが、県内の林業労働における死亡災害状況をどのように分析され、労働災害の発生防止に向けた取り組みをされているのか、環境森林部長にお伺いをしたいと思います。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 林業労働災害で亡くなられた方の多くが高齢の従事者で、立木を伐採するときに被災されておりますが、そのほとんどは、作業手順をしっかりと守れば確実に防げたものと考えております。このため県では、伐採作業時の安全確保に重点を置き、安全衛生指導員による巡回指導や、事業主を対象とした研修等を実施しているところであります。また今後、木材需要の高まりに伴い、伐採作業のさらなる増加が見込まれますことから、その中核的な担い手であり、新規就業者や高齢者を対象とした安全教育等にも重点的に取り組むとともに、関係機関と連携を図りなが

ら、粘り強く労働災害防止に取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 答弁にありましたように、高齢の方が事故に遭いやすいということですが、林業の現状は、若い労働力の不足から、高い年齢層の比率が高くなっているというふうに思います。今後、大型製材工場やバイオマス事業が本格稼働しますと、木材の伐採作業の増加が見込まれるということになります。丸太の土場なども、かなりの高さで山積みになっている現場を見ます。崩れなければいいがなというふうに心配をするものでもありますので、労働災害については特段力を入れていただきますよう、要望しておきたいと思っております。

次に、伐採・搬出は、高性能林業機械の導入が県内では積極的に図られておりまして、あっという間に多くの山が裸山になっております。未植栽地の問題等も毎回取り上げられておりますが、県内には、平成25年度末で700ヘクタールの未植栽地があるようです。そのうち、どの程度が天然更新されることになるのか、天然更新の完了基準について、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 本年度実施した調査の結果によりますと、約700ヘクタールの植栽未済地のうち、約6割が自然力を活用した、いわゆる天然更新によって森林を再生することとなっております。また、天然更新につきましては、災害防止等の観点から、伐採跡地に、1ヘクタール当たり高さ50センチ以上の樹木が3,000本以上、均等に生育している状態を完了基準といたしまして、現地調査等により確認をしているところでございます。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。天然更新というのは、ほったらかしなのかなと思っ

たら、しっかりとした基準で位置づけられていますので、とりあえず安心をしたところであります。

それでは最後に、木質バイオマス発電施設への木材の供給体制についてお伺いをします。県内の山林等には、87万気乾トンの木質バイオマス資源が発生しているようではありますが、その未利用材を活用して、本年2月、3月に4施設が稼働して発電事業がスタートされます。各事業者においては、原料となる木材丸太の確保に努力はされていると聞きますが、原料によって売電価格は32円、24円、13円となるようであり、木材であれば何でもいいというわけにはいかないわけではありますが、安定した原料確保が図られていくよう、県としてどのように取り組むのか、環境森林部長にお伺いをします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 木質バイオマス発電事業者は、原料の安定確保を図るため、林業事業者等との間で協定を締結しておりますので、県といたしましては、この協定が円滑に実行されるよう指導しているところであります。また、中間土場の設置など、地域における供給体制づくりに対し支援を行っているところでありますが、さらに安定供給を図るためには、林地残材の集荷や発電施設までの輸送コスト等が課題となっております。このため、平成26年度補正予算でお願いをしております「森林バイオマス供給担い手拡大対策事業」により、林業事業者等と輸送業者が連携した、効率的な集荷や輸送体制づくりを支援し、原木の安定供給に取り組むこととしております。

**○宮原義久議員** 私どもが調査をさせていただきましたバイオマス工場でも、稼働までに半年分のストックをしたいという話をお聞きしたんですが、実際は、3.5カ月分、3カ月半のストッ

クだったという話も聞いたところであります。県内のバイオマス発電所に原料を供給できるための施策や、林地残材の搬出等により、林業経営が安定できるようなものであってほしいなと思いますので、しっかりとした対策をとられるよう要望いたしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○押川修一郎副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、3月2日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時1分散会

3 月 2 日 ( 月 )



# 平成 27 年 3 月 2 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、岩下斌彦議員。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の岩下斌彦でございます。

本日もお忙しい中、傍聴席においでいただきました。中には24年前から、落選に次ぐ落選にもかかわらず、毎回応援していただいた方もおいでのようでございます。5回目、6回目でやっと当選させていただき、この壇上に立たせていただいております。大変ありがたく、心より感謝申し上げます。

さて、私にとりまして、県議としての最後の一般質問であります。今回も、「市民の声、県民の声を県政に生かす」を念頭に置きまして、質問させていただきます。よろしく願いを申し上げます。

河野知事におかれましては、総務部長、副知事、そして知事を経験されました。1期目は、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火、そして東日本大震災と、大変な時期ではありましたが、大いにリーダーシップを発揮され、今日に至っておられます。本来、知事として宮崎県政に描いておられた状況とは大きな違いがあったのではないかと推察をいたします。今回、2期目がスタートいたしました。県民からは、2期目を迎えられた河野知事に対して、大きな期待が寄せられております。そこで、どんな宮崎県にしたいのか、2期目に対する思いについて、知事にお伺いをいたします。

次に、地方創生についてであります。昨日の宮崎日日新聞によりますと、県内26市町村のうち、大半が消滅危機感を抱いており、「強く抱いておる」「ある程度抱いておる」とした市町村が22市町村でございます。人口維持・増加のため力を入れる施策としては、「移住の促進」を挙げた市町村が18市町村、「雇用の確保」が17市町村、「居住支援」が10市町村とのことであります。地方創生事業に期待する市町村がほとんどであると思いますが、宮崎県知事として、地方創生関係交付金を活用した事業のうち特に力を入れていく事業は何か、お伺いいたします。

さて、次に、東九州自動車道日南一串間一志布志間についてであります。本日も、「串間のみちを考える女性の会」の齊藤会長を初め、皆様がおいででございます。そこで質問をさせていただきますが、昨年7月にルート帯案、1キロメートルの幅でルートが国土交通省より公表されましたが、詳細なルート案、インターチェンジの位置が公表されれば、企業誘致あるいは不動産取引などの経済効果があらわれてくると思います。そこで、概略ルートが示されている東九州自動車道日南一串間一志布志間について、詳細なルート案やインターチェンジの位置を早く公表すべきであると考えますが、知事の考えを伺います。

次に、内田副知事にお伺いします。内田副知事は、国土交通省より出向しておられます。国土交通省において、全国の高速道路の事業化に向けたいろいろなケースあるいは事例、取り組みを見てこられたことと思います。そこで、東九州自動車道日南一串間一志布志間の新規事業化の見通しについて、内田副知事にお伺いをいたします。

後の質問につきましては、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

初めに、2期目の思いについてであります。私は、今回の選挙で、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指すことを県民の皆様にお約束したところであります。宮崎に住んでいる我々が実感する、宮崎は本当に暮らしやすいところだ、いいところだ、それを県民の間にしっかりと共有しながら、県外に向けても発信をしていく。そういう「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を目指していく取り組みを、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

具体的な政策につきましては、選挙の際にお示しをしました政策提案の中で、分野横断した4つの重点政策と、分野ごとの3つの重点政策を掲げておるところであります。その中でもとりわけ、この宮崎の地域の活力、そして魅力を今後とも維持していくという観点からは、人口減少に正面から向き合う上で、まずは産業の振興を通じた地域経済・雇用の底上げを図ってまいりたいと考えております。

また、少子化対策にも取り組む中で、子供たちがたくましく心豊かに育ち、産業や地域を支え、宮崎の将来を担っていく、そのような人財づくりにも力を入れてまいりたいと考えております。

また、常在危機の意識を基本としながら、県民の皆様のお安全・安心な暮らしを確保する、防災・危機管理対策を進めてまいりたいと考えておるところであります。

また、昨日、いよいよ福岡県豊前市と大分県宇佐市、東九州道が開通したところであります。3月21日の佐伯―蒲江間の開通も待望され

るところでありますし、県内区間の整備も加速をさせるわけではありますが、こういう高速道路の整備、さらには大型クルーズ船の受け入れ体制の強化、そして新たな国際定期便の開設など、陸・海・空の交通インフラの整備が進むこのタイミングを捉えて、改めて宮崎の観光というものにより力を入れて、観光の再興にも努めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

次に、いわゆる地方創生交付金についてであります。地方創生は、人口減少という大きな課題に対しまして、国と地方が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの個性や特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生し、日本に活力を取り戻すことが大きな目的であるわけであり、今回の追加補正では、仕事と人の好循環を生み出し、県内全域の景気浮揚につなげるための地方創生交付金を活用したさまざまな事業を提案したところであります。このうち特徴あるものを挙げるとしますれば、農林水産業を核とした成長産業や中核的企業の育成、移住・U I Jターンの情報発信・相談拠点の設置、結婚サポートを核とする少子化総合対策などがあるわけであり、いずれの事業にも全力を挙げてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、東九州自動車道日南―串間―志布志間についてであります。この区間につきましては、昨年7月、全線バイパスとして整備する概略ルートが示され、現在、国土交通省におきまして詳細ルートの検討が順調に進められていると伺っております。県におきましては、この区間について都市計画決定の手続きが必要と考えておりました。詳細ルートやインターチェンジ位置の案は、ルート確定の後、その手続の中でお

示しできるものと考えております。県としましては、これまでも機会あるごとに、国に対して詳細ルートの早期確定を要望してきたところがあります。この県南区間の整備も含めて、年明けから国交省には3回要望に参り、また先週、九州地方整備局に参りまして、金尾局長、また喜安道路部長とも、この県南区間のルート等をめぐり意見交換させていただいたところがございますが、今後とも県を挙げて、しっかりとこの早期整備に向けて要望してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（内田欽也君）〔登壇〕 お答えいたします。

東九州自動車道日南一串間一志布志間の新規事業化の見通しについてであります。この区間については、都市計画決定と新規事業採択という2つの手続が必要であると考えております。都市計画決定につきましては、国が詳細なルート案を確定した時点で速やかに対応できるように、県でも鋭意準備を進めておりますが、今後、地域の皆様方の御理解を得ていくことが重要であります。また、新規事業採択につきましては、公共事業予算などさまざまな状況が関係いたしますことから、現時点で、新規事業化の見通しを申し上げるのは難しい状況でございます。この区間は、全線バイパスとして整備する概略ルートが示されるなど、着実に手続が進んでいると認識しております。私といたしましては、詳細ルートの早期確定、さらには一日でも早い新規事業化を、引き続き国に対して強く要望してまいります。以上であります。〔降壇〕

○岩下斌彦議員 どうもありがとうございました。高速道路も毎回、お願いのしっ放しでございました。2月1日現在で串間の人口1万9,118人という状況です。今度は1万8,000台に入ると

いう状況でございます。先日、限界集落と言われる状況のところを訪問いたしました。ちょうどお会いしたのが60歳ぐらいの方でございましたけれども、「どっか仕事はねえじゃろかい。いろいろ探すけれども、なかなか自分に仕事が見つからない。だから、今、空き缶を集めたり鉄くずを拾って何とか生活しているんだ。おたくと話すのは、こうやって地域に住んで人と話をするのは何日ぶりかな」、そういった状況でもございます。先ほど知事のお話の中でも、雇用の場の創出という形でお話をいただきました。何としてでも串間を飛躍させるためには高速道路が必要でございますし、ぜひともお力を入れていただきますよう、また、国会議員もおられることでございますので、その皆様方にもお力を出していただくように、知事、副知事からもどうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、平成23年から25年の3カ年事業で串間市が認定を受けました地域創造計画であります。串間市民は、串間市の観光振興が大きく動き出すと期待をしたプロジェクトではありましたが、ハード面、ソフト面、両面あったと思えます。3カ年事業として実施された「南国みやざき最南端！くしま跳ね駒プロジェクト」に対する県の支援実績について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） ただいま御紹介いただきました「くしま跳ね駒プロジェクト」は、串間市内全域を対象とする分野横断的な地域計画として串間市において策定され、平成23年度から25年度までの3カ年事業として実施されました。県といたしましても、各部局が連携して総合的な支援を行う地域創造計画に認定しまして、当初の予定であった事業総額約6

億3,000万円が、最終的には約3億6,000万円となりましたが、このうち約2億2,000万円の支援を行ったところでございます。具体的には、ふるさと雇用再生特別基金を活用して「岬の駅」の継続運営を支援したほか、地域力磨き上げ応援事業により、市内や夫婦浦等観光地への案内板等の設置、また、エコツーリズムガイド養成等に対して支援を行っております。さらに、まちなか商業再生支援事業により、旧吉松家住宅周辺を含む中心市街地の計画策定の支援を行うなどしたところでございます。

**○岩下斌彦議員** 跳ね駒プロジェクトの支援終了後の状況について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 観光関連につきましては、プロジェクト期間中に養成したガイドを活用しました都井岬ビジターセンターでのガイド事業が好評を博しており、今年度のビジターセンターの利用者数は、支援前の倍以上の約1万人に上る見込みでございます。加えまして、昨年4月に串間市エコツーリズム推進協議会が発足し、地域資源を生かした体験メニューの実施やガイド養成講座の継続など、エコツーリズムのさらなる推進が図られているところでございます。また、中心市街地の活性化につきましては、「道の駅」の建設や旧吉松家住宅周辺の開発を盛り込んだ中心市街地まちづくり基本計画の素案が今年度策定され、現在、市民からの意見募集が実施されるなど、3年間のプロジェクトの成果を生かして、さらなる取り組みが始まっていると伺っているところでございます。

**○岩下斌彦議員** 都井岬の観光でございますけれども、昨年は「うま年」ということで、幾らか観光客もおったわけでございますが、大変

今、疲弊しているような状況でございます。現場を見ると、ちょっとがっくりするような、ホテルの廃墟2つ、そしてまた観光ホテル、なかなか取得が困難な状況でございます。あのすばらしい景観が何かそこで消えてしまうような感じがしているわけでございます。何とかならないか、こういった思いもかなり強いところでございますが、都井岬の観光振興について、県としてこれまでどのような支援を行ってきたのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（茂雄二君）** 県では、都井岬の環境整備や魅力向上の取り組みに対して、補助事業を活用した支援を行ってまいりました。例えば、平成21年度から23年度におきましては、小松ヶ丘展望広場の整備や岬馬の啓発看板の設置等について約1,200万円を、また、平成25年度から今年度にかけては、観光パンフレットの作成やモニターツアーの実施について約350万円を、それぞれ助成しているところであります。さらに、雇用創出を目的とした事業を活用しまして、「岬の駅 都井岬」の運営及び観光案内所の設置等について、平成22年度、23年度の総額で約2億6,800万円を助成しております。なお、国の天然記念物である岬馬の保護育成に関しましても、継続して支援してきているところであります。

**○岩下斌彦議員** 22年度、23年度の総額で2億6,800万円。こういった大きな支援をいただいたにもかかわらず、なかなかそれを生かし切っていないというのが本当に残念であります。しかし、悔やんでばかりもおられません。何とか串間市民、頑張っていきたいという思いもございます。今後とも、県のほうに積極的にかわってほしいと考えますが、商工観光労働部長の所見をお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 都井岬につきましては、岬馬の姿と雄大な景観が美しく、自然の魅力にあふれた、本県の貴重な観光資源の一つであると考えております。議員御指摘のとおり、都井岬の観光は、現在大変厳しい状況ではありますが、串間市におかれましては、都井岬や恋ヶ浦での自然体験メニューの開発やガイドの育成に取り組まれるなど、地域資源を生かしたエコツーリズムの推進による新たな魅力の創出に努められているところであります。都井岬をどのように再生していくかにつきましては、串間市において検討されておりますが、県では、市の意向を伺いながら、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。今後とも、都井岬の魅力発信を積極的に行いますとともに、地元とも連携しながら、都井岬を含めた県南地域の観光振興に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、環境農林水産行政についてお伺いをいたしたいと思っております。私の少年時代という、もう50年ぐらい前になるんでしょうか。地元の福島漁港でございますが、志布志湾でとれたアジとかサバとかタイ、ヒラメ、こういったものが大量に市場のほうに水揚げをされまして、魚市場にはトロ箱が山積みされておりました。また、漁師や仲買人、そしてまた、かごを担いで列車に乗って都城まで販売に行くおばちゃんたちの姿も大変活気のあるもので、港全体、市場全体が活気に満ちておりました。しかし、今日では水揚げも少なく、見る影もありません。かえって市場では魚の数よりも箱の数のほうが多いみたいな状況でございます。都井岬と大隅半島に囲まれた志布志湾の漁場再生復活はできな

いものか願っているところでございますが、志布志湾における漁場の再生に向け、県はどのように取り組むのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 志布志湾を含む本県沿岸における漁場の再生につきましては、資源管理による資源の維持・回復と漁場整備による生産力の向上が重要と考えております。このため、ヒラメなどの19魚種について資源評価を行い、種苗放流や禁漁期などの設定による資源管理を推進してございまして、カサゴについては一定の効果が認められております。また、沖合では浮き魚礁の設置、沿岸では都井岬のマウンド礁を初めとする増殖場の整備を進めているところであります。県といたしましては、今後このような取り組みの効果を志布志湾へ波及させていくとともに、今般開発したアマダイの種苗生産などの新たな技術も活用して、漁場再生につなげてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 志布志湾の再生復活、何とかぜひ知恵を出していただければというぐあいに思っております。

次に、今まで一般質問で何回も取り上げてきております藻場の造成についてお聞きいたしますが、東漁協沿岸では何ら進展が見られません。せめて下草でも広く造成していただきたいと思っております。例えば、杉でしたら苗場で杉を挿して移植します。稲は種苗センターで種をまいて、田んぼのほうに移動します。花の苗もそうでございますが、藻にしても、どこか湾内に仕切りをつくって育てて、沿岸に移す、こういった工夫はできないものかと思うんですが、ぜひ試みをお願いしたい。これは要望でございますが、お聞き願いたいというふうに思っております。

それで、藻場の拡大について、県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 藻場の造成につきましては、海藻を食べる魚介類の量を適正に保つことが重要であるため、県におきましては現在、漁業者が行うウニの密度管理による藻場の回復・保全活動を支援しているところであります。この結果、継続した取り組みが行われた地区では、藻場が回復し餌がふえたことで、ウニの実入り改善による一定の経済効果も見込まれる一方、ウニを採捕する漁業者が少なく、管理が不十分な地区では、回復が進まない状況も見られます。このため県といたしましては、管理を徹底するために、ウニの侵入防止柵の改良等を進めますとともに、活動グループの育成やグループ間の連携強化などにより、藻場の拡大を図ってまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 今、部長の答弁の中で、ウニ侵入防止柵というものができておりますが、それでしたら随分効果が上がるのではないかなと思います。ぜひ進めていただきたいと思うところでございます。

次に、広域農道・黒潮ロードの日南市の区間において、段差のある危険な箇所があり、そのまま放置されているような状況にもあります。看板は立っているんですが、「段差あり」ということで、そのまま過ぎていくようでございますが、車で通りますと、車が上下左右に揺れます。これがバイク走行ですと、かなり危険ではないだろうか、また大事故につながるのではないかなと心配をいたします。県として何らかの対応はできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 串間市から日

南市を結ぶ黒潮ロードにつきましては、広域営農団地農道整備事業により、昭和55年度に着手後、平成21年度に完成いたしました。日南市及び串間市に譲与しており、現在は全線が市道として両市において管理されているところでございます。黒潮ロードは、県南地域の農畜産物の流通の合理化を図るとともに、地域の生活道路としても重要な路線であると考えておりましたが、御質問の箇所については、日南市において補修工事の検討を進められていると伺っておりますが、県としましても、改めて日南市に対して対応をお願いしたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 次に、串間市において、木質バイオマスのガス化発電が計画をされております。楽しみに予定現場を見に行くんですが、なかなか進んでいないような状況でございます。その進捗状況について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 串間市の木質バイオマス発電施設は、株式会社サンシャインブルータワーが計画しているもので、県では昨年8月に、事業計画の承認を行ったところであります。その後、同年9月に系統連系に係る接続保留がなされたこと等から、接続保留の解除や国への協議、承認などの手続が進められてきたところでございます。なお、現在は、事業計画の内容が大きく異なっていることから、事業主体において、補助金の交付申請に向け、事業計画の変更手続に必要な書類の整備など準備を行っているところでございます。

**○岩下斌彦議員** なかなか企業進出のない串間市でございますが、18人の雇用を予定しておるような事業でございますけれども、できましたら、バックアップをお願いしたいというぐあいに思っております。

次に、本県のメガソーラーの稼働状況と太陽光発電の今後の導入の見通しについて、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 本県のメガソーラーの稼働状況は、経済産業省によりますと、昨年11月末現在で55件、出力約8万6,000キロワットとなっております。また、太陽光発電の今後の見通しにつきましては、買い取り価格が下がっていることに加え、出力抑制への協力も求められておりますことから、計画の見直しなど、導入に慎重になる事業者もふえてくるものと考えております。

太陽光発電は、地球環境への負荷が少なく、全国トップクラスの日照時間に恵まれた本県の地域特性を生かせるエネルギーでありますので、導入への影響が最小限にとどまる対策が講じられますよう、今後とも国等に対して要望してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 串間のほうで3反歩の土地で太陽光発電所を経営している方から相談を受けました。ことしから発電事業に対する税金を納めなくちゃならなくなってきたということでございますけれども、その評価について大変疑問を持っているということでございます。1反歩5万円だった土地が、太陽光を設置したことにより300万円に評価が上がったと。3反歩ですから、一挙に、15万円の土地が900万円になったというような状況で、本人もびっくりしておるようでございますし、「これから施設設備関係についても税金もかかり、また売電についても税金を納めることになる。なかなか税額がわかりにくい。いろいろ担当に聞くけれども、わかりにくい」ということでした。そこで、お聞きいたします。太陽光発電事業に係る法人の場合の税の仕組みについて、総務部長に伺います。

**○総務部長（成合 修君）** 太陽光発電事業には、国税の法人税、地方税として固定資産税や法人事業税などが課税されます。地方税についてお答えいたしますと、まず、固定資産税につきましては、事業に係る土地及び機械設備に対し市町村が課税することとなります。その評価額に対する税率は、1.4%から1.7%の範囲内で、各市町村が条例により定めております。御質問にございました、固定資産税の評価上の地目でございますが、登記上の地目にかかわらず現況及び土地の利用目的により判断されることから、土地につきましては、多くの場合、雑種地として評価を行い課税しております。また、機械設備につきましては、取得価格を基礎といたしまして、経過年数を考慮の上、課税することとなります。

次に、法人事業税につきましては、太陽光発電事業は、地方税法上、電気供給業となりますので、収益額、いわゆる所得への課税ではなく、売上額に0.9%の税率で課税する仕組みとなっております。なお、発電事業を副業として行っている一定規模以下の事業の場合は、発電事業と本業を合わせて収益を算出し、収益額に応じた税率で課税することとなっております。

**○岩下斌彦議員** ことしの場合は、課税対象はまだ少ないんでしょうけれども、来年からは一挙にそういった課税がふえるのではないかと思います。何とかトラブルのないような状況でお願いしたいというぐあいに思っておるところでございます。

次に、国道448号の名谷地区から石波地区間のバイパス計画について、今後どのように取り組んでいただけるのか、県土整備部長にお伺いいたします。



○**県土整備部長（大田原宣治君）** 国道448号の名谷地区から石波地区間のバイパス計画につきましては、地質が脆弱であり、想定されるトンネル延長も長く、大規模な事業となりますので、地すべり観測や地質調査等を実施し、現在、地質やトンネルの専門家の意見も聞きながら、坑口を含めまして最終的なルート選定を行っているところです。今後は、早急に整備に必要な事業費や費用対効果等を算出し、本年中に宮崎県公共事業評価委員会へ諮問することとしておりまして、新規事業化に向けた必要な手続を順次進めてまいります。

○**岩下斌彦議員** ありがとうございます。本年度中に宮崎県公共事業評価委員会へ諮問するというところでございます。一步前に進んだかなというふうに思いますが、感謝を申し上げます。よろしく願いをいたします。

次に、串間市は平成29年度から中学校6校を1校に統合するという状況が今進められております。そこで、串間市の中学校再編を踏まえた国道448号の蔵元橋の側道橋整備について、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（大田原宣治君）** 串間市の中学校再編計画では、国道448号の蔵元橋が新たに通学路となる可能性が高いことから、昨年8月に、学校関係者や県、市、警察署などと合同点検を実施したところです。この結果、橋梁の前後に、暫定的な安全対策としまして減速マーキングを設置したところではありますが、蔵元橋は路肩が狭く、さらに交通量も多いことから、現状のままでは通学路としての安全確保の面で支障があると考えております。県としましては、抜本的な整備にはまだ時間を要しますので、当面、安全な別ルートを通学路とするよう学校関係者などと調整を行いまして、将来的には、本

橋を通学路とするために側道橋の整備に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○**岩下斌彦議員** どうぞよろしく願いを申し上げます。

ふだんでも、通学路にかかわらず、狭い橋を渡っておられる方も、大変怖い思いをしながら渡っているんだという話を聞いておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に、本年度の県内港湾におけるしゅんせつ工事の箇所数と工事費はどのようになっているのか。また、福島港のしゅんせつ土量と工事費はどのようになっているのか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（大田原宣治君）** 本年度は県内6港湾でしゅんせつ工事を実施しておりまして、工事費は合計で約1億2,000万円でございます。また、福島港につきましては、現在施工中でありまして、しゅんせつ土量は約4,800立方メートル、工事費は約4,300万円を見込んでおります。

○**岩下斌彦議員** 福島港は、今、4,800立方メートルということですが、大体5年に1度しゅんせつをやっているという状況で、船のモーターがつかえてしまうので、何とかやってほしいということでしたが、県のほうで実施していただいております。

そこで、私も福島港を見に行かせていただきました。福島港のしゅんせつ土砂は、なぜ沖捨てせずに陸揚げしているのか。また、陸揚げした土砂はどのように処分しているのか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（大田原宣治君）** しゅんせつ土砂の処分につきましては、海洋汚染の防止を図るロンドン条約におきまして規制が強化され

たことにより、平成19年に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が改正され、海洋投入、いわゆる沖捨てが原則禁止となったところであります。現在、福島港でしゅんせつしている土砂はヘドロ状でありまして、ほかの利用もできないことから、陸揚げを行いまして一定期間乾燥させた後に、受け入れ可能な処分場に搬入しているところ です。

**○岩下斌彦議員** 今お聞きいたしました が、ヘドロがたまっているというような状況も伺いました。もともと河口にある土ですから、それが水の中にあるとすれば、雑菌とかそういったのは余りないような気もいたしますけれども、例えばそれを志布志湾などに沖捨てして、ある意味では漁場の造成、こういったのも何かできないのかなと思っております。しゅんせつした土砂を陸揚げして処分するのではなく、他の事業に活用するなど有効活用は図れないのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** しゅんせつ土砂につきましては、資源の有効利用の観点から、これまで、品質等を確認の上、再利用できる土砂につきましては、他事業とも調整を行いながら、海岸侵食対策のための養浜材料や埋め立ての材料などとして利用してきているところ です。今後とも、しゅんせつ土砂につきましては、関係機関とも十分連携を図りながら、有効利用に努めてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 次に、串間市北方の地区でござい ますが、大雨のときに現場を見られた方がおられまして、相談を受けました。福島川と大平川という川が合流している地点でござい ますが、そこに中州ができておりまして、福島川からの流れが非常に勢いが強くなって、堤防を越えるのではないかと、壊れるのではない

か、その堤防の横には保育園などもあって大変危険ではないかと、怖いというふうな話でございましたけれども、その中州の堆積土砂を危険防止のために除去することはできないのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 御指摘の箇所につきましては、河川の合流部で地形的に土砂が堆積しやすいところでありまして、昨年 の台風などのたび重なる出水によりまして、さらに堆積が進んだことから、土砂除去の必要性は高いと認識しております。このため県としましては、河川環境への影響等を十分に考慮した上で、施工方法や実施時期を検討し、早急に対応してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 次に、串間市の都市計画にも関係すること がございますが、天神川河川改修事業の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 天神川の河川改修事業につきましては、浸水被害が著しく緊急度の高い、JR橋から県道今別府串間線の平橋までの区間を重点的に整備しているところ です。これまでに大部分の用地取得が完了し、下流から約40メートル区間の河川の拡幅や、市道ひきじ橋のかけかえを実施してきたところでありまして、現在、国道220号の松清橋のかけかえを、道路の管理者であります国に実施して いただいております。県としましては、今後の事業進捗を図る上で、残りの用地取得が非常に難航していますことから、引き続き粘り強く交渉を続けるなど、早期整備が図られますよう努めてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ことし4月からの「子ども・子育て支援新制

度」の施行に伴う、私立幼稚園から認定こども園への移行予定について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 昨年11月に実施した施設の意向調査によりますと、私立幼稚園73施設のうち、ことし4月から認定こども園に移行する予定の施設は18ございまして、その内訳は、幼保連携型認定こども園が10施設、幼稚園型認定こども園が8施設となっております。県といたしましては、スムーズな移行が図られますよう、今後とも施設等に対し、適切な指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 新制度における施設の運営に対する補助の仕組みと平成27年度当初予算額について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 認定こども園、幼稚園、保育所の運営に対する補助につきましては、従来、別々の助成制度に基づき行われておりましたが、新制度では、負担割合等が一本化され、共通の財政支援の仕組みとして「施設型給付」が創設されます。県の平成27年度当初予算では、施設型給付費として約75億円を計上しており、その内訳は、認定こども園が18億円、幼稚園が2億円、保育所が55億円となっております。

○岩下斌彦議員 認定こども園と保育所における保育料の徴収方法について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 利用者の負担額の徴収方法についてであります。まず、認定こども園における保育は、施設と利用者の直接契約に基づき実施されますので、その徴収は施設が行うこととなります。一方、保育所における保育につきましては、市町村からの委託を

受け実施されますことから、その徴収は市町村が行うこととなります。

○岩下斌彦議員 ちょっと徴収方法が違うように思いますけれども。やっとな認定こども園、幼保連携型という保育所としての認可をいただくということでございます。徴収を、保育園は市町村が行うということで、何かちょっと矛盾を感じているんですが、またこれから、認定こども園の進捗等について御指導をいただければと思っております。

それでは、利用者負担の考え方について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 新制度における利用者負担額につきましては、子供の認定区分と世帯の所得状況等に応じて、国が基準額を設定しております。例えば、年収360万円の世帯の3歳以上の子供が幼保連携型認定こども園を利用した場合、利用者負担額は、4時間利用が基本の幼稚園部分につきましては月額1万6,100円、8時間利用が基本の保育所部分につきましては月額2万7,000円となります。なお、実際には、県内全ての市町村が、子育て支援の取り組みとして保護者の負担軽減を図る観点から、国の基準額よりも低い、独自の利用者負担額を設定されている状況でございます。

○岩下斌彦議員 どうも丁寧な説明、ありがとうございました。

次に、教育行政について教育長に伺いますが、平成27年度に、宮崎県立高等学校教育整備計画の中期実施計画が発表されることになっております。県教育委員会として、福島高校の存続についてどのように考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 高校整備計画中期実施計画策定に当たりましては、各高校の現状等

を踏まえるとともに、学校教育改革推進協議会や地区別協議会等、複数の場で県民の皆さんから御意見をいただきながら、検討を進めてきております。福島高校は、少人数指導や多様な選択科目を設けるなどの取り組みを行うとともに、串間市からも部活動や各種検定試験への御支援をいただくことで、進学や就職、部活動等で安定した実績を上げてきております。また、今年度より、連携型中高一貫教育校の調査研究モデル校として、今まで以上に中高の連携を深めた取り組みを行ってきているところであります。今後の福島高校のあり方につきましては、このような取り組みと入学志願者の推移等を勘案しながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 地元でも福島高校存続について熱心に協議なされ、協力体制ができております。何とか福島高校を残していただくよう、また調査研究モデル校にも指定をしていただいで、その研究が進展しますことを願っております。どうぞ存続をよろしく願います。

次に、東京・有楽町のふるさと回帰支援センターには、私どもも調査に伺ったことがありました。いろいろなデータが出る中で、問い合わせ件数は、例えば山梨県がトップで、次が、というぐあいに、相談件数で物事が評価されているような状況もありましたけれども、ふるさと回帰支援センターを通じてどれぐらいの人が宮崎に来ているのかというのが、なかなかわかりにくいような状況でございました。そこで、ふるさと回帰支援センターにおいて現在行っている本県の事業内容はどのようなものか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** ふるさと回

帰支援センターにおいて現在行っている事業内容についてでございますが、豊かな自然環境や温暖な気候など本県の魅力をPRし、首都圏からの移住の促進を図るという目的で、平成19年度より本県専用ブースを設け、ポスターを掲示するとともに、移住ガイドブックや関連イベントのパンフレット等を常備し、本県への移住希望者への情報提供を行っているところでございます。また、移住に関する相談があった場合は、ふるさと回帰支援センターの職員が、本県の移住に関する情報提供を行っている状況でございます。

**○岩下斌彦議員** 知事からも、移住促進というお話が先ほどありましたけれども、今後、宮崎県は移住促進に積極的に取り組む必要があると思っておりますが、ふるさと回帰支援センターを今後どのように活用するのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 地域間競争が激化する中、都市部の移住希望者を本県に呼び込むため、ふるさと回帰支援センターを活用した移住・UIJターン促進の大幅な強化策を追加補正議案に盛り込み、お願いしているところでございます。具体的には、このセンターに本県専属の相談員を配置したワンストップ窓口を設け、住まいや仕事等に関する相談や情報発信を行うとともに、大学等に出向き、本県出身者などに対しての積極的な働きかけを行いたいと考えております。また、宮崎での暮らしをより身近に考えていただくために、移住・UIJターンに関するセミナーを定期的を開催するなどしてまいりたいと考えております。これらの取り組みにより得られた移住希望者の情報を、宮崎に新たに設置する相談拠点につなぐことで、宮崎への人材の還流を促進することを目指

してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** いろいろ地域を回る中で、限界集落、これは串間にとってはもう始まっているという感じがいたします。数年前に地域を訪問して、地区の公民館で山の神みたいな行事をやるのに、地域の皆さんが集まって、酒を酌み交わしながら楽しんでおられた風景があったんですけれども、先日お邪魔をいたしますと、もうほとんどの方がそこにはおられない。まして公民館で何かをやるにしても、それができないような状況。これは1カ所に限らず、いろんなところで、ここ5年、10年、あるいは15年の間で本当に消滅してしまうのではないかなという気がいたしておりますし、そこで暮らしているひとり暮らしの老人の方は本当に大変だなと。恵まれた方は、デイサービスに行ったり老人ホームに行ったりということで過ごされておるんでしょうけれども、人となかなか会う機会のない方々というのは大変だなというふうに思っております。そこで、中山間地域で高齢者が安心して生活できるために、地域の方々が気軽に集う居場所が必要だと思いますが、県としての考えを総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 中山間地域におきましては、少子高齢化等により、集落機能のさらなる低下が懸念されているところでございます。高齢者の方々が気兼ねなく集える居場所は、地域コミュニティーの維持・確保を図る上でも重要であると考えているところでございます。このような中、例えば都農町や日之影町では、空き店舗を活用した居場所を開設し、地域のきずなの再構築を図る取り組みが行われているというような事例もございます。県といたしましては、現在改定を進めております「宮崎県中山間地域振興計画」におきまして、集落

の維持・活性化と安全・安心な暮らしの確保を大きな柱として考えているところでございます。中山間地域で安心して生活していけるよう、市町村や関係部局と連携を図りながら、さまざまな施策に幅広く取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** どうぞよろしくお願いを申し上げます。

先ほども申しあげましたように、地域によっては、特に県の中央部から離れている地域におきましては、働く場、仕事の間というのなかなか恵まれないような状況でございます。知事も、働く場の創設、雇用の場の創設ということで取り組むというふうに先ほど申されましたけれども、地域によってその構成、雇用状況というのは随分違うと思いますので、地域に応じた形の中で仕事をつくり、働く場をつくっていただければありがたいと思っております。もちろん地元も頑張る必要はあると思っております。

いよいよ私の県議会議員としての最後の一般質問が終わります。そこで、御挨拶を申し上げます。

河野知事を初め執行部の皆様方、そして県議会事務局の皆様方、今、4年7カ月でございますけれども、この若輩者に懇切丁寧に対応していただき、大変ありがたく感謝を申し上げます。

また、県議会議員の皆様方、すばらしい個性と能力をお持ちの皆様方でございます。皆様方と同席できたことを心より感謝申し上げます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○福田作弥議長** 次は、中野廣明議員。

**○中野廣明議員〔登壇〕**（拍手） 壇上から知事に3問、質問をいたします。

まず、災害対策についてであります。つい最近テレビを見ておりました。その番組は、20年前の、死者6,434人、行方不明3人の阪神・淡路大震災、そして同じく4年前の、死者1万9,074人、行方不明2,633人の東日本大震災で家族、親戚などを亡くした人の終わることなく続く悲しみとの葛藤のドキュメンタリーでありました。東日本大震災も3月11日で丸4年目になるわけです。本当に最近、いろいろな災害等々——きのうもありました——見ていると、本当に他人ごととは言えないような思いに駆られ、熱い思いになります。今、本県も南海トラフ巨大地震のいろいろな災害予想が出されています。本県の津波発生時の避難計画と、地震による家屋倒壊現場の人命救助と火災対策計画はどのようなになっているのか、知事にお尋ねいたします。

次に、林業公社であります。林業公社のこれまでの計画は順調に進んできたのか。また、公社は現状維持での存続になったということですが、その理由はどのようなことか、知事にお尋ねいたします。

3番目、本県畜産についてでありますけど、畜産振興、フードビジネス振興の究極の目的はどのようなことか、知事にお尋ねいたします。

以下、質問者席から質問をいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、南海トラフ巨大地震に対する対応であります。津波避難対策につきまして、住民避難の基本となる避難計画につきましては、市町村が策定することとされておりまして、県では、避難場所や避難の方法、避難訓練の実施方法など、計画に盛り込むべき事項や、盛り込むに当

たつての留意事項を示した指針を平成26年3月に示したところであります。また、沿岸の10の市や町が行う避難場所や避難路の整備につきましては、平成25年度から財政支援を行っておりまして、この2カ年で57カ所の整備が行われています。さらに、県民一人一人が迅速な避難行動を行うことが重要でありますことから、防災フェアなどで啓発を行いますとともに、総合防災訓練は多くの県民の皆様に参加をいただいているところであります。

次に、火災対策につきましては、地震の際の消火用水を確保するため、市町村において耐震性貯水槽の整備を進めております。また、瓦れきからの人命救助につきましては、東日本大震災を踏まえ、県外からも自衛隊や警察、消防の応援を受けた上で訓練を実施しているところであります。今後とも、市町村や関係機関とさらに連携を深め、防災体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、林業公社についてであります。林業公社は、平成16年度当時、厳しい経営状況にあつたため、県が策定しました公社の抜本的改革方針を受けて、長伐期施業への移行など、3年間の集中的な改革に取り組むとともに、平成19年度に第3期経営計画を策定して、経営改善に取り組んでまいりました。このような中で、私が理事長に就任をした平成23年当時、木材価格の低迷等により資金不足が見込まれたことから、1年前倒しで経営計画を改定し、現在、コスト削減や利息の軽減などの経営改善に取り組んでいるところであります。

なお、県では今年度、改めて公社の今後のあり方について検討を行い、経営改善がおおむね順調に進んでいることや、県民の負担が最も少ないこと、さらには森林整備及び林業生産活動

において公益性の面で高い役割が期待されることなどを総合的に判断し、存続という方針を決定したところであります。

最後に、畜産振興、フードビジネス振興の目的についてであります。畜産振興につきましては、生産基盤の強化を図るとともに、生産性の向上や生産コストの低減、さらにはブランド化の推進等による畜産物の取引価格向上や消費拡大などの取り組みを進めることで、生産者の所得向上を図ることを目的としております。また、フードビジネス振興につきましては、マーケットが求める安全・安心な農畜水産物の安定した生産・供給や、県内素材を中心とした多様な加工・食品製造による高付加価値化などの取り組みを進め、農林水産業はもとより、裾野の広い食関連産業の成長産業化を図ることで、雇用の創出と地域の活性化を促進し、ひいては県民所得の向上を図ることを目的としているところであります。以上であります。〔降壇〕

**○中野廣明議員** 私、きのうもまだ議会の原稿ができ上がっていなかったのですが、9時のNHKを、ちょっとテレビのスイッチを入れたら最後まで見てしまいました。本当に今の災害関連、きのうは、今まで公開されていない写真等が出てきましたけど、消防、警察、みんな命を賭して頑張っておるわけです。あの順序を見ますと、津波が来た、その後の対応なんです。まだその前に大事なものは、津波が来るまでにいかに逃げるか、ここも私は一番大事な部分だと思っているんです。

それで、また知事に聞きますけれども、現在、市町村が57カ所の避難場所を建設、耐震性貯水槽を建設しているということでもあります。つまり、県は避難計画等の指針を作成し、その指針によって市町村が独自に計画を策定し、そ

の実施に対して県は支援をするというスタンスなんです。だから、この指針について、市町村がみんなやるかどうかということは定かじゃないですね。県も5,000万円をかけ「新・宮崎県地震減災計画」を策定し、建物被害は最大で約8万9,000棟、人的被害は、死者数最大で3万5,000人と想定しているわけです。今のような県のスタンスでありますと、せっかくこういう死者数も出しました、県が被害想定を出しました、防災対策は市町村独自でやってくださいということになると思うんです。行政の役割はよく理解できます。ただし、この津波は——宮崎県、400キロメートルの海岸線があるわけです——来たときにはどこに来たか仕切りも境界線もわからんぐらいの津波が予想されていると思うんです。この津波の避難計画はゼロ予算でもできると思っている。もう少し県も積極的に市町村と連携し、まずは想定される死者の数を——せっかく出したんですから——いかに減らすかということが大前提で防災計画やられるべきだと思うんですけど、再度、知事の所見をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 南海トラフ巨大地震対策につきましては、今、議員からも御指摘がありましたように、国、県、市町村のしっかりとした役割分担のもとに、スピード感を持って取り組んでまいりたい、そのように仕事を進めておるところであります。平成25年12月に策定しました「新・宮崎県地震減災計画」において、建物の耐震化を進め、多くの方の早期避難を実現していくことで、最大で約3万5,000人と想定される死者数を約8,600人に軽減することができるしております。さらに、この計画においては、高速道路等の重要インフラの整備や土砂災害対策の充実、自衛隊等の救助関係機関と

の連携強化、防災士等の地域リーダーの育成等による県民防災力の向上などに取り組むことにより、さらなる被害の軽減を目指しているところでもあります。このような取り組みを通じまして、県民の命を守るために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 先日、西村議員のこのような質問を聞いていました。

「最初は、県は金がないから金銭的支援はできなかった。国がそういう制度をつくったから、それから出す」、私はそんな聞き方したんですけど、57カ所つくったと言っていますけど、県は1,200～1,300万円出している。金額はいつでもいいんです。だったら、避難どうするか。本当にいい教訓が残っているじゃないですか。今、避難タワーつくった。これで地区の避難できる人が何割おるのか、大体、全体網羅できるのか、そういう検討もしながら——今、防災関係のテレビを見ますと、どこそこと協定結んだ。その前に、避難。防波堤つくる。インフラ整備もあるでしょう。東北なんかを見ていると、防波堤があつたために、安心・安全で逃げおくれたということもあるわけです。私は、まず避難対策をしっかりと、もうちょっと積極的にやるべきだと思うんですけど、よかったですら再度、知事、決意のほど。

**○知事（河野俊嗣君）** 「積極的に関係機関と連携をしながら取り組んでおります」という答弁を申し上げておるところでございます。今御指摘がありましたように、防波堤、防潮堤等のハードに幾らお金をかけようとも、それを防ぎ切ることができない、ハードに依存してはいけません。早期避難が何よりも重要だということところが非常に大きな教訓であろうかと思ひますし、さらには、東日本大震災がどうしても我々は念

頭にあるわけですが、20年を迎えました阪神・淡路大震災を考えますと、建物の耐震化というのも、まずは命を救う上で非常に重要なことであろうかと思っております。そのような耐震化、さらには早期避難ということ、これをしっかりと、県民の皆様の意識を高めることにより、またさまざまな施策で取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 知事がよく使う「常在危機」、私は余りよくわからんです。私の常在危機というのは、「いろんな危険、災害が予想されています。県民の皆さん、常時そういう危険、いかに避難するか、念頭に置きながら日常気をつけてください」というようなことかなと思うんですけど、知事の常在危機というのはどういう意味か、教えてください。

**○知事（河野俊嗣君）** この「常在危機」という言葉は、長岡藩の「常在戦場」という言葉を参考にした私の造語であります。平成23年1月、知事に就任したときに、幹部職員に対する訓辞の中で、「常に危機に直面している。そういう危機感を持って仕事に取り組んでほしい」、そのような思いで訓示した言葉であります。口蹄疫や新燃岳噴火、高病原性鳥インフルエンザ、さまざまな危機を経験した、もちろん台風災害等もございしますが、そういう本県にとりまして危機意識というのを常に持っている、大変重要なことであろうかと思っております。御指摘のありました南海トラフの巨大地震を初めあらゆる危機事象に対して、しっかりと常在危機という意識を、県庁職員のみならず県民も共有することにより、安全・安心に向けての防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 今回も危機管理局といろいろ



議論しました。知事が言われるような危機感が全然感じられなかった。ただ黙々と計画つくって——そんな話なのかなと思いました。それではしようがない。今後幾らやっても、このことについての執行部とのやりとりは一緒ですから、私としては税金の無駄遣いかなと思いますので、今後はブログ等をつくって県がやっていることを一部始終県民に出すのが、私にとっては一番いいかなと。ひきょうなやり方かなと思いますけど、何万人という命がかかっていることですから、そういうことに私は切りかえようかなと思っております。

次に、2番目の質問でありますけど、今、公社の存続について聞きました。公社を廃止したところの意見は、「これ以上の県の債務増加が懸念される。債務がふえてもしようがないということで、そこで県の債務は打ち切りにしましょうよ」ということで終わっておるわけです。県のメリットは、分収林の管理の継続、森林の公益的機能の継続、中山間地域の雇用の確保、県の無利子貸し付けに対する特別交付税の補填、県内唯一の森林整備法人の高率補助活用等々というふうに書いてある。私はこの理由を見て、例えば県民から、「中野議員はこんなので納得しているんですか」と言われたら、はたと困るんです。林業公社に対する特別交付税、かなり寄与しているようですが、総務部長に交付税の実態はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○総務部長(成合 修君) 県では、林業公社の運営支援のために無利子貸し付けを行っておりまして、この貸付金が特別交付税の対象となっております。具体的には、県からの貸付金の貸付残高に長期プライムレート等を乗じて算出される、有利子で貸し付けた場合の利息相当

額の2分の1が特別交付税で措置されております。平成26年度の交付実績は約1億2,700万円となっております。

○中野廣明議員 利子補給というのは全額じゃないんです。2分の1。それで仮に、林務公債、長いスパンですから、40年、国債で今1.4%ぐらい。これで運用した場合にどれぐらいになるかといいますと、3億4,700万円になるんです。ですから、いろいろ考えようですけど、県が無利子貸し付けしても、実は相当分の半分しかいっていないということです。それがどれだけ林業公社にメリットかという理由は、私は全然意味不明ですね。もう答弁はいいですけど。

それから次、林業公社の公益性とはどのようなことかということが盛んに書いてある。環境森林部長、この公益性についてお聞かせください。

○環境森林部長(徳永三夫君) 林業公社は、土地所有者の負担が少ない国の高率補助事業を活用できる県内唯一の森林整備法人として認定されておりまして、森林所有者からの施業の受託により、放置林の整備や植栽未済地への造林、さらには木材市場への安定供給など、公益性の面での役割が期待されるとともに、社営林と周辺民有林との集約化等を通じまして、水源の涵養や自然災害の防止など、森林が有する公益的機能の発揮にも寄与するものであります。県といたしましては、林業公社がこれらの役割を果たしながら、今後ともさらなる経営努力、改善に取り組み、県民の負担が少しでも軽減できるよう指導してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 林業公社が設立されたのが大体40年代前半、これは高度経済成長です、50年ぐらいまでね。私は、そのとき公益性を目的に

林業公社なんかつくったんじゃないと思います。やはり高度経済成長によって、杉を育林することによって地域の経済活性化を狙ったものだと思っているんです。それが途中、公益性に変わってきたんです。何か都合が悪くなるとこんな言い方してくる。私は、次の公益……。ちょっと話が変わりますが、台風14号、いろんな現場を見に行きました。私がそこではと思ったのは、「何やこれは。ほとんど杉を植えたところが壊れているじゃないか」と。そんな思いがしたわけです。そんなことを話していたら、NHKスペシャルでそういうのをやったということを知りました。私と同じ考えの人がおるのかなということではありますが、とにかく私は、340億円をどうするかについては違う次元の理由だと思っているんです。

いずれにしても、公社廃止・存続、こんなの検討するときは最初から結論ありきなんです。公社を廃止した県は現時点の債務で打ちどめにした。県は計画どおり、事業終了年度——平成80年度、53年先ですよ。私も部長もいない。——まで継続。継続、廃止、いずれにしても、この340億円というのは県の債務として残るわけです。ちょっと腹が立つのは、この340億円、みんな銀行利息の積み上げなんです。これが中山間部に行っておれば、まだそれぞれ考えが出てきますけど——利息。いずれにしても、53年先のことを議論しても意味がない。若い議員も53年たちますと80歳以上です。今の負債340億円がこれ以上に増加するかもしれないということは、甚だ議員として無責任だと思っております。そういうことで、公社は、「分収林は主伐期にあり、保育経費が不必要、計画的収入の確保が可能」と明記しているわけですから、知事は理事長ですけれども、これ以上貸し付けをし

ないというような決断をすべきだと思うんですけど、知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 林業公社では、改訂計画に基づきまして、利率の高い市中銀行の借入金を、日本政策金融公庫の低利の資金で借りかえを行い、利息の軽減に取り組んでいるところであります。この借り入れに対し、県は損失補償を行っておりますが、平成16年度に県が策定した公社の抜本的改革方針により、借入金の償還に必要な資金以外の新たな貸し付けは、原則として行わないこととしているところであります。

○中野廣明議員 大変いい答弁ですけれども、その答えは私も初めて聞いたんです。議員の中でそれを聞いて知った人が幾らおるかなと思うんです。そういう取り決めがあったということは、それでいいと思っているんです。ただ、それはあくまでも内部の取り決めかなと。新しい「宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針」、これは2～3回読んだけど、そんなことは出てきていないんです。この前かもわかりません。そういうことであれば、私はそれでいいと思っています。内部の取り決めでは意味がないので、再度この議会で、今後、県は公社に対し貸し付けは行わないということを、知事、この公の場で明言してください。

○知事(河野俊嗣君) 先ほども申し上げましたとおり、借入金の償還に必要な資金以外の新たな貸し付けは、今後とも原則として行わないこととしております。

○中野廣明議員 よくわかりました。そういうことで、ぜひ部長、債務をいかに減らすかというのを目標に、宮崎県林業株式会社になったつもりで頑張ってください。知事は社長ですから。

次に、畜産についてお尋ねします。

畜産振興の目的となると、生産者の所得向上を図ることが目的となっているんです。じゃ、畜産とは何ぞや。牛の子を育て、肥育牛を育て、売ればそこで終わりかということです。畜産振興というのは、いかに付加価値を上げて県内経済に波及させるかということです。そういうことを言いますと、子牛、肉用牛を販売するところまでが範疇であって、屠畜、加工という一番付加価値の高いところの部分が抜けている。私は、このことが畜産の一番大きな問題、課題であると思っております。それからフードビジネス、県民所得の向上を図ることが目的、そういうことかな。ただし、フードビジネス振興計画では、食品製造による付加価値の向上、やはりここら辺が出てくる話かなと思います。

それで、前回、私はこの表をつくってきたんですけれども、この表の半分は9月に口頭で説明した数字です。わかりにくいので表にしました。

この表で見ますと、まず類似県、県を比較するために挙げております。宮崎、鹿児島、佐賀、熊本、米沢牛の山形、飛騨牛の岐阜、松阪牛の三重。

まず、農業産出額、農家の皆様が売った販売額の合計ということで、産出額を見ますと、付加価値が32%あるんです。結構あります。宮崎は産出額全国7位、3,036億円。口蹄疫になったとき減りましたが、大分挽回した。それから鹿児島が4位で4,054億円。農業産出額では鹿児島と比較すると1,000億円しかついていないんです。ぜひこの1,000億円というのを覚えておっていただきたい。

それから、その中の肉用牛・豚産出額を見ますと、宮崎は891億円で全国3位、鹿児島

が1,464億円で1位になっている。確かに産出額については宮崎県もトップクラス。ただし、それから肥育、屠畜して製品化する肉・豚製品出荷額になりますと、付加価値が25%ぐらいあります。これを見ますと、宮崎は669億円、鹿児島が1,777億円、ここで3倍ぐらいの差がついています。

それから食料品製造品出荷額、これが35%あるわけですけど、トータル、牛、豚、野菜も含めた出荷額を見ますと、宮崎は2,861億円で、ここら辺になると全国で下のほう、28位なんです。鹿児島は14位、5,784億円。大体2倍の3,000億円ぐらいの差がついている。

それから付加価値、これが一番大事なところですけど、付加価値が大体25%ぐらいあります。宮崎の食品付加価値額は744億円、全国で34番目です。鹿児島は1,557億円で20番目、この辺になると700億円からの差がついている。

原材料使用額、製品出荷額に対して地元からどれぐらい原材料を調達したかということですけど、宮崎は2,043億円、22番目、鹿児島が4,074億円で12番目、これで2,000億円違う。

それから、1つ飛ばして事業所数、これが宮崎は415事業所、全国33番目、鹿児島が12番目の783事業所。この事業所が昔から問題なんですけれども、フードビジネスやるにしても、事業所が多くあったほうが効率が上がると思う。農家自身がするより、やっぱりこういうところがやる。

それから従業者数、これも、宮崎は1万4,129人、全国31番目、それから鹿児島は2万5,704人の13番目、こんな数です。ちょっと話違いますが、今、24年度の工業統計いろいろ出ています。平成24年度の経済センサスを見ておりましたら、全国で従業員数の対前年度減少率の高い

ところ、まず宮城県、宮崎県、福島県、北海道、山梨県、大体みんな貧乏県です。本当に頑張らんと、従業員数まで減っているということです。

そしてまた、一番大事な現金給与総額、宮崎が317億9,000万円、これだけ取っても全国では33番目です。鹿児島は616億円、全国16番目、倍近くあります。今後何をどうするかということです。

ちょっと簡単に下の表もですけど、肉用牛の生産・流通状況、宮崎の出荷頭数8万5,000頭ありますけど、県内出荷は4万8,000頭、56%、それから県外出荷が3万7,000頭の44%、ここら辺をどうするか。それから、鹿児島を参考に書きましたけど、鹿児島は10万6,000頭で、県内出荷が73%の7万8,000頭、県外出荷が2万9,000頭ということです。

肉豚の生産・流通状況を見てみますと、肉用牛と同じように、県内が56.4%、県外が43.6%。いろいろ聞きますと、豚なんか鹿児島に持っていったほうが1頭2,000~3,000円違うという話なんです。それは鹿児島に行きますよね。それから農業産出額、食料品製造出荷額を見ますと、宮崎だけが、農業産出額と食料品製造出荷額を比べますと食料品製造出荷額が少ないんです。これはやっぱり頑張らんといかん。

それから肉用牛・豚産出額を見ても同じようなことです。あと肉牛の流通状況。県外に行っている状況は今始まった話じゃない。データは平成16年からです。そういう状況になっているということでもあります。

以上、説明しました。知事は資料がなかったかどうか分かりませんが、一応感想をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 5年前に口蹄疫を経験した我々は、それを契機に、改めて本県の畜産を取り巻くさまざまな課題、今御指摘がありましたような内容というものが浮き彫りになりました。平成25年3月には畜産新生プランを取りまとめ、より付加価値の高い畜産経営を目指していこうと。さらには、フードビジネスとして裾野の広い食関連産業というものに2年前から取り組んでおるところでございまして、これをしっかり前に進めていくことが大事だということを改めて感じたところでございます。

○中野廣明議員 淡々と知事の答弁——要はそういう考えはみんな計画書には盛ってあるんです。要はそこから何をするかというのが大事なこと、抜けてるんです。だから、知事としては、今のような計画をつくるんだったら、じゃ、どこをピンポイントでやっていけばということを考えないですか。

○知事(河野俊嗣君) 今、畜産関連事業所という御指摘をいただいたところでございますが、畜産新生プランでそういう畜産関連産業の集積に取り組むということを掲げて、フードビジネス推進に当たっても、宮崎の畜産を一つの重要なプロジェクトとして位置づけて取り組んできたところであります。そういう中で、先日、<sup>※</sup>高原町に食肉カット場が新設されたところでございます。それに対する支援を行っておりますし、食肉加工メーカーの新商品の開発、販路の拡大への取り組みなどを行っているところでございまして、今後とも食肉加工場など畜産関連事業所の誘致や育成に、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私にしてみれば、それではチュンともいわん話です。知事の話されることは、大体そういう計画に書いてあるような話で

※ 223ページに訂正発言あり

す。もうちょっとしっかり自分の考えを、この問題については持ってもらいたいと思います。

これ、私は自分の考え方だけかなと思ったから、フードビジネス振興計画、食品製造による付加価値の向上、ここで平成32年までに食品関連産業生産額を1兆3,194億円までが目標、そういうことが書いてある。要はそこから何をピンポイントでやるかというのがみんな抜けている。

もう一つ、いいことが書いてあった。第七次宮崎県農業・農村振興長期計画、「県産農畜産物の利活用促進による経済波及効果」と書いてある。この中に「県外へ移出している県産農畜産物のうち100億円分を県内食品製造業で利用した場合には、380億円の経済波及効果と約2,000人の雇用創出ができる」と書いてある。ここまではいい。では、ここから先何をするかということ。私の今の考え方では、農畜産物の100億円分をとすることは、肥育牛、100万円じゃ安いけど、3万7,000頭、県外に肥育売り上げ出てますよといううちの1万頭を県内に持ってくれば、1頭100万円で計算したら100億円が出てくるんです。宮崎でやれば、県外に行っている380億円の経済波及効果と2,000人の雇用創出ができるということです。これはピンポイントでやれば本当にやりがいのあることだと思います。

それで、表でいろいろ説明いたしました。肉・豚の算出額は日本で3位、しかし肉用牛・豚の屠畜・加工になると、がた落ちであります。つまり、宮崎県の経済に一番波及効果の大きいところの付加価値が県外に逃げている。牛も鹿児島並みの屠畜率で製品化すれば約400億円ぐらい出るのかなと。今、全国的に子牛、肥育牛が減少しています。これは小規模畜産農家の高齢

化による廃業も大きな原因であり、この減少を畜産の新規就農で補うのは大変難しい。そして今、子牛、肥育牛の購入競争が始まっている。今後は、畜産関連事業者は材料獲得のために生産地に何らかの事業所を構えると思うんです。今後、畜産の大きな変化、私は今こそ大きなイノベーションだと思っている。牛・豚の県外流出をとめるためには、県内に畜産関連事業所をふやすことも大きな手段だと思っています。検討チームをつくるとか、今後、県は積極的に畜産関連事業所の誘致を進めるといようなことを知事がアナウンスすれば、かなり状況は自然と変わってくると思うんですけど、知事の考え方をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 先ほども答弁をさせていただいたところでございますが、そういう畜産関連産業の集積に取り組むということで、<sup>※</sup>高原町に食肉カット場が新設をされたというところがあります。そのオープンの際に私も参りまして、関連企業の社長さんも来られたところでありまして、宮崎でのさらなる事業展開なども要望させていただいたところでもあります。今後とも、さまざまな形でのそういう働きかけ、また積極的な誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私、9月同じような質問しました。企業誘致に積極的に取り組むということですから、私はこれでかなり流れが変わると思っています。

そこで、誘致になると商工観光労働部長の管轄になりますけど、部長の意気込みを聞かせてください。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 畜産関連事業を初めとするフードビジネスの関連産業につきましても、本県の豊富な農林水産資源を生

※ 223ページに訂正発言あり

かしながら、雇用の確保とか地域経済の活性化が図られますことから、企業立地における重点分野の一つとして位置づけ、力を入れて取り組んでいるところであります。今後も引き続き、関係部局や市町村と連携しながら、積極的に立地活動を展開してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 今、本当に農業問題、畜産問題、大変です。やっぱり足元に、わかっている問題点を——県庁で言うと宝の磨き上げ、そんなことをぜひ全員一丸となって頑張るべきだと思っておりますので、頑張ってください。

それから、畜産の新規参入の支援策はどのようになっているか、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 新規就農者への支援策といたしましては、畜産に限らず、認定就農者として認定された場合には、最長5年間にわたり、年間最大150万円が給付される青年就農給付金のほかに、農業経営開始に必要な施設・機械の取得や、家畜や飼料購入等の運転資金として、3,700万円を限度に無利子で借り入れる融資制度がございます。また、畜産分野では、本会議でお願いしております「畜産競争力強化整備事業」におきまして、畜産クラスター計画の中で、担い手として位置づけることにより、畜舎等の整備や家畜の導入に対する助成を受けることができます。今後とも、これらの制度を活用しながら、新規参入を促進してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** もう一問、続けて、畜舎建設支援はどのようになっているのか、再度答弁をお願いします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 現在、国や県で実施しております畜舎整備に係る補助事業に

つきましては、原則として3戸または5戸以上の営農集団や法人が共同で施設を整備する場合、あるいはJA等が施設を整備して個人に対して貸し付けするリース方式が補助対象となっております。このような中で、先ほど畜産競争力強化整備事業を説明しましたが、その事業におきまして、リース方式に加え、1戸1法人が施設を整備する場合でも補助対象となるなど、要件が緩和されており、より利用しやすくなったと考えております。

**○中野廣明議員** 今、新規参入、いかにつくるかということが大事だと思っているんです。だけど、子牛生産するにしても肥育するにしても2年間は収入がないんです。じゃ、今の制度で、全くゼロ円で、やる気があってできるかという、それはちょっと難しいかなと思います。

それと今、いろいろ補助金でできている畜舎は頑丈過ぎます。あそこに壁張ったら、耐震住宅で十分使えるようなね。初期投資に金入れたらもうかりません。この問題は、時間がないので次の課題としてやりますけど、本当にやる気のある人が、国の制度資金使ってやれるように、まだまだ工夫があると思います。これだけ減ってくると、中山間部には、県と市町村一体となって、安いリース形式の畜舎で——指導者はいっぱいおります。ぜひ、そういう本当に使えるようなことで、今後とも検討していただきたいと思っております。

それと、私は恥ずかしかった。ことし初めて知ったんですけど、宮崎牛のブランド、誰でも自由に使えるのかなと思ったら、どこの県も一緒です。これは経済連のブランドということで、そこの許可なくして使えないということなんです。実際、宮崎牛のブランドを許可取って

販売している卸店、そういう状況はどうなっているのかお尋ねします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 宮崎牛の指定店数につきましては、現在、食肉販売店として県内が138店、県外が158店、海外が3店で、合わせて299店となっております。また、レストラン等の飲食店は、県内が82店、県外が60店、海外が19店の161店であり、全て合わせますと460店となっております。

○中野廣明議員 私が聞きたかったのは、そういう個別の店じゃなくて、宮崎牛を卸として販売しているような、もうちょっと大きい販売店、卸店、こうことを聞きたかったんですけど、まあいいです。

昔からそれはやっているんです。何店ふえた、大阪に何店。そこで本当にどのくらい使ったのかわかりません。ブランド使って——同じ経済連があって、要はブランドの使用をどれくらい緩和して多く使わせるか、卸業者さんに。そういうことも一回、いろいろ——佐賀なんか本当有名ですよ——検討していただきたいなと思います。

一応これで終わりますけど、最後に、今議会が最後の部長さん方、長い間御苦労さまでした。第二の人生、頑張ってください。議員に出られるのもいいですけど、退職金がなくなりますから。

以上で終わります。（拍手）

○知事（河野俊嗣君） 失礼しました。先ほど答弁の中で、食肉カット場を「高原町」というふうに申し上げましたが、私の勘違いでありまして、「小林市」でありました。おわびして訂正をさせていただきます。

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

---

午後1時0分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い一般質問をいたします。

今2月定例会の初日、知事より、2期目就任の御挨拶と県政運営の基本姿勢、今後の4年間の政策の提示をいただきました。私は、知事がリーダーシップを発揮しつつ、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を目指して取り組まれる具体的政策について大変共感を持ちました。ぜひ、県民、市町村の力を基本として、政策の具現化、実効性を追求していただくことを期待しています。

さて、知事は、地方でしかできない宮崎らしい真に豊かな暮らしの指針となる「豊かさの指標化」を行うとされています。過去我が県には、総合地域指標、つまりT L P（トータルレベル・オブ・プロビンス）があります。昭和49年ごろのことです。昭和49年と50年にわたり、県民の志向する意識の調査を大規模に実施したとも書かれています。トータルレベル・オブ・プロビンスとは、地域開発にはその評価が必要であり、経済優先の時代には、G N Pや所得水準など物的計量による評価のみでその目的の大半は達せられていたが、福祉社会実現のためには、物的計量による所得のほか、自然環境や社会環境など地域全体の総合的なよさも評価してやる必要がある。総合指標とは、生活に関連するあらゆる要素、例えば豊かさ、快適、利便、安全、健康、文化等々、200余りものデー

タを選び、金銭では捉えることのできない地域の特徴や魅力をも計測しようとするもので、困難な試みではありますが、専門家の指導も受けて県独自の手法を開発して取り組んだとされています。我が県の先人に脱帽です。今回の「豊かさの指標化」とはどのようなものかを考えられているのか、知事にお尋ねをいたします。

残りの質問は質問者席で行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

総合地域指標、いわゆるTLPは、経済的な豊かさだけでなく、県民生活のさまざまな側面から地域の現状を総合的に評価することを目的として開発された本県独自の指標ということでもあります。非常に先駆的で、学術的にも高度なものであったとして注目されたものと認識をしております。今、改めてこのような指標を見ますと、非常に先見性があり、意欲的な取り組みだなど大変敬意を表するところがあります。

今回取り組もうとしております「豊かさの指標化」につきましても、その目指すところは同じところがあるかと思っておりますが、一定の経済的豊かさを達成した今の時代においては、人々の価値観も多様化しているところがあります。今回提案をしました「豊かさの指標化」におきましては、経済的な豊かさと、お金にはかえられない価値が調和した新しい豊かさにつきまして、例えば子育てのしやすさ、通勤時間の短さといった暮らしやすさや、家庭での団らん、文化や自然との触れ合いといったきずなや心の豊かさなどにつながる項目を、わかりやすい指標でお示ししたいと考えております。このことにより、改めて県民の県政への関心と

協働の機運を高めるとともに、本県のすぐれた点について幅広くアピールをしてまいりたいと考えております。指標化の具体的な検討に当たりますとは、本県の財産である、こうした過去の先駆的な取り組みの意義も踏まえつつ、さまざまな方々の御意見を伺いながら、内容の設計を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 答弁、ありがとうございます。

前回のオリンピック東京大会において、「神話と伝説の国、日本のギリシャ宮崎」というタイトルを掲げて、宮崎が聖火リレーの起点となったことは、宮崎県の大切な歴史です。現在、我が県では、記紀編さん1300年記念事業に取り組む中から、地域にあるお祭りが復活しており、神話と伝説をたどる中から、県民の宮崎県への知識欲に広がりが見られ、県民が語る神話と伝説にパワーがあり、まだ地域間の格差はあるものの、事業の成果を感じられるようになりました。2020年、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される年は、うれしいことに記紀編さん1300年記念事業の集大成の年でもあります。オリンピックは、西欧文明の発祥の地、神話と伝説の国ギリシャのオリンピアが出发点であり、神話と伝説の国、日本のギリシャ宮崎が聖火リレーの起点となることは、極めて自然なことと思います。聖火リレー起点誘致について、知事にお尋ねをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 前回の東京大会におきまして、当時の県議会を初めとする県民一丸となった誘致活動の結果、宮崎が聖火リレーの起点の一つとなったことは、本県の大切な歴史として、今後も引き継いでいかなければならない貴重な財産であるというふうに考えておりま



す。1964年9月10日、平和台公園をスタートしたわけでありまして、私が生まれてから2日後のことでもありますので、非常にこれは重要な日付であるわけですが、今回、東京大会が開催される2020年は、記紀編さん1300年記念事業の集大成ともなる国民文化祭の開催も検討しておるところでございまして、宮崎の誇る歴史、文化、伝統などを県内外に広く発信する絶好の機会であると考えております。

特に、本県を聖火リレーの起点とすることにつきましては、東京大会を見据えた地域活性化策、アピール策の一つとして、私自身も昨年7月に東京大会の組織委員会に直接出向くなど、関係機関に対し、提案・要望を行っているところであります。現時点において、大会組織委員会などから聖火リレーの考え方は明示されておりません。また、当時の事情とは異なる中で、聖火リレーのやり方もいろいろ変わってこようかと思いますが、いずれにせよ、引き続き情報収集に努め、関係先への要請を行うとともに、本県がそういう歴史を持っているんだということを、次回の聖火リレーにしっかり生かすような形で取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 前回の聖火リレーの起点になった宮崎は、県民運動の広がりの中から、そういうふうな起点になっていった。そしてまた、黒木知事は実際アテネを訪ねて、日本のギリシャと言われる宮崎、まして本当にアテネとそっくりな地域環境であったということを大変喜んでおられたという記事を、私も読ませただいたことがあります。ぜひ県民一丸となって聖火リレー、オリンピック・パラリンピックを楽しむためにも、うれしい出来事が起こるよう知事の努力を期待したいと思っていま

す。

次に、文献によりますと、1969年（昭和44年）、宮崎県は沿道修景美化条例を公布したとあります。この沿道修景美化条例は、我が国で第一号の自然環境保全条例です。この条例が公布された昭和44年には、全国の都道府県には自然公園法に基づく都道府県立公園を管理するための自然公園条例だけが存在していて、開発に伴う環境破壊の危機が迫っていたにもかかわらず、自然環境そのものを保全する条例はどこにもなかったと書かれています。

また、この条例に先立って、昭和36年（1961年）には屋外広告物条例を全面改定し、景観の質を低下させるような屋外広告物を厳しく規制する行政を始めています。「宮崎県立自然公園条例」も公布し、昭和38年には、県内の各界階層、地域を代表する人々の参加を得て、美しい郷土づくり運動協議会を発足させ、民間レベルでの全県公園化運動を展開しています。昭和48年には、自然環境保全法に根拠を置く「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」を制定するなど、自然保護行政には多面にわたって手厚い法的措置をとり続けてきましたとあります。また、自治体の景観行政の歴史的系譜をたどっていくと、宮崎県の景観行政の果たした役割が大きいと記されています。

私としましては、このような先人の景観行政に関する取り組みを強く誇りに思いますし、今を生きる私たち県民がこの事実を確認し、宮崎の力にしなければと考えています。知事の政策提案に「沿道修景美化条例を発展的に継承し、河川、海岸等を含めた新たな県土美化条例の制定」とあり、大変興奮して受けとめたのですが、今後、どのように美しい宮崎づくりを進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の昭和44年に制定をされました「宮崎県沿道修景美化条例」は、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに全国に先駆けて取り組んできたものでありまして、先人の皆様の先見性、高い志、その努力に対し、敬意を表するものであります。

その後、景観に関する全国的な機運の高まりから、平成16年に国が景観法を制定したことを受けまして、本県も、「宮崎県景観形成基本方針」を策定しまして、自然景観に加えて、都市景観や農山漁村景観、あるいは歴史的、文化的な景観等の保全・創出に、県民の皆様との協働のもとに取り組んでまいりました。また、都市公園も、1人当たりの面積全国第2位というような形での整備も進んでおるわけでありまして。

私は、こうした取り組みをさらに発展・継承させていくことが、本県の「くらしの豊かさ日本一」づくりにつながるものであり、さらには、おもてなしという観点から、宮崎の観光の再興にもつながるものだと考えております。今後は、市町村、関係団体とも連携をしながら、こうした沿道修景美化条例の精神等をしっかりと受け継いで、新たな県土美化条例の制定に向けた検討を進めるなど、美しい宮崎づくりを進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今までは違う意味で、見て楽しんでいただける宮崎、他県とは違う宮崎——やはり業界にも若い人たちがどんどん育ってきています。その若い人たちが描く宮崎県の沿道修景というか、景観に視点を置いた、自分たちの専門性を生かした提案とか、そういうものをぜひ受けていただけるといいなと思っております。県民一丸となった、景観行政に対する県民運動的な動きができるといいなというのを、私は希望しているところです。

次に、環境学習の成果というか、そういう意味で、私は大変注目しています。県では、さまざまな環境学習に取り組んでおられるんですが、中でも水辺環境学習については、市町村教育委員会などと連携して、毎年2,500人ほどの子供たちが参加をしています。この取り組みの中で、特に私が評価するのは、水の透明度やにおいて、水生生物などの調査を、五感を使って自然と触れ合いながら実施しているという点です。ふだん、このような経験のない子供たちが経験を積むことは、大変すばらしいことであると思っています。また、ふるさと宮崎を実感するときでもあるというふうに思っています。この水辺環境学習の取り組みを広げ充実させることなどで、本県の豊かな自然環境がもたらす住みやすさをアピールすれば、地方創生に向け、県が取り組む人口減少対策としての県内への移住・定住化の促進につながるのではないかと考えております。そこで、水辺環境学習について今後どのように充実させていくのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 美しい森や川、海などの豊かな自然環境は、本県の貴重な財産であり、将来にしっかり引き継いでいく必要があると考えております。このため、来年度事業として本議会にお願いをしております、「未来につなぐ水資源・水環境の保全推進啓発事業」において、森林の働きを初めとする総合的な環境学習を展開することとしており、その中心となる五感を使った水辺環境学習については、河川上流域の水生生物等を新たに調査し、子供たちや指導者が使いやすい教材の作成など、さらに充実・強化したいと考えております。また、これまでの取り組みにおいて蓄積されたデータを活用いたしまして、子供から大人

まで触れ合えるふるさとの水辺情報として積極的に発信し、本県の恵まれた自然と暮らしやすさを県内外にPRしてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。絶対、注目される取り組みだというふうに思っています。

次に、知事は、今回の知事選挙のときの政策提案において、「人財づくり」を分野ごとの重点施策の第一に掲げて、「未来を築いていくのは子どもたちです。(中略)宮崎や日本の将来を担う人財を育成します」と書かれています。共感を持ってこの提案を読みました。人材は、あるゆる分野の発展基盤の根幹となるものであり、我が県の、我が国の将来の発展は人次第です。いかに人を育てるかにかかっています。そういう意味では、人はまさに財、宝であると思えます。知事が「人財」と書きあらわされていることに非常に共感します。

本県にも、後世に大きな影響を与えた、宝とも言うべき先人が多々存在します。例えば、先日、イタリアで肖像画が発見され、ニュースとなった伊東マンショもその一人です。伊東マンショは、わずか13歳で天正遣欧使節の代表としてヨーロッパに渡り、滞在中には、スペイン国王フェリペ2世や教皇グレゴリウス13世に謁見し、8年後に日本に帰国する際には、印刷機、楽器、観測機、海図等を持ち帰っています。我が国の文化や技術の向上、また国際化を見据えて、人民の幸せのために生涯をかけた偉人です。こうした先人を顕彰し、改めて広く県民に知らせ、この先人の偉業、人物像を本県の人材育成の資源として積極的に活用すべきと考えますが、知事のお考えをお尋ねいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県には、今御指摘の

ありました伊東マンショを初め、世界を舞台に活躍された小村寿太郎、高木兼寛など、多くの偉人がいらっしゃるわけでありまして、その中でも伊東マンショは、今御紹介がありましたように、400年以上も前に、その若き年齢で幾多の苦難を乗り越えてヨーロッパに渡り、天正遣欧少年使節の首席正使として極めて重要な役割を果たされたわけでありまして、まさに我が国の国際交流の草分けとしての役割を果たされたわけでありまして。

御指摘にありました、本県の将来の発展、また我が国の発展を考える上でも、人づくりが極めて重要な取り組みであるということを考える中で、重点施策として「人財づくり」を掲げております。伊東マンショを初めとした郷土の偉人の生き方というものは、時間や場所を越えて人生の道しるべになるものと考えておるところでありまして、本県の心豊かでたくましい人財をこれから育成していく上でも、特に青少年が偉人について学ぶ機会というものを今後とも積極的に設けてまいりたいと考えております。また、地元西都市とも連携を図りながら、その顕彰にもしっかりと努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 本日は、顕彰会の会長であります押川修一郎副議長のもとに、私も質問を続けているところでございます。

それでは、学校教育において、郷土の偉人である伊東マンショの活用を推進すべきと考えますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

**○教育長(飛田 洋君)** 伊東マンショを初めとする郷土の偉人の業績や生き方を学ぶことは、子供たちの郷土への誇りや愛情を育み、生き方を考えさせる上で大変重要なものであると考えております。実は、教科書でも伊東マン

シヨは取り上げられておりますが、本県では特に詳しく学べるようにということで、小学校の宮崎県版の社会科副読本や県教育委員会のホームページでも教材を掲載し、教材を提供いたしております。それから、西都市では、小中学生がマンシヨについて学ぶ時間を特設され、専門家による出前授業などをなさっておりますが、私も三財中学校で実際に見せていただきました。引き込まれました。そのほか、代表の生徒を平成遣欧少年使節として実際にローマへ派遣する取り組みも行われております。伊東マンシヨの生き方は、あの時代にあって、国際化を見据え、人々の幸せのために一生をささげられたものでありまして、まさにグローバル人材の先駆けとも言えるものであります。このような先人の生き方等について学ぶ機会の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 西都市の子供さんたちが実際に行っているわけです。3年ごとだったりしているわけですが、それを送られている家族の方も大変誇りにしておられて、今回、私が伊東マンシヨのことについて取り上げると言いましたら、とても喜んでいただいて、逆に西都市が行っているあの事業を今度はどう継承していくかということも必要なのではないかというふうに思っています。わざわざイタリアまで行くということは、人生においても本当のサプライズというか、出来事としては子供たちの心の中にずっとずっと自分のステータスとして残っていくものだというふうに思っておりますので、これからも大切に引き継いでいければと思っている次第です。

それでは次に、宮崎縣市町村間連携支援基金事業について、事業の目的とどのような事業に活用できるのか、総合政策部長にお尋ねいたし

ます。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 市町村間連携支援基金事業は、人口減少や高齢化等により地域を取り巻く環境が厳しさを増す中で、市町村が広域で連携して活力を生み出す取り組みの立ち上げを交付金により支援し、持続可能な地域づくりの促進を図ることを目的としております。これまで16市町村による13事業を支援しており、小林市、えびの市、高原町による民泊を利用した教育旅行誘致活動の強化を図る事業、あるいは医療関連産業の新商品開発などを支援する延岡市、日向市、門川町による事業など、圏域の将来を見据えた各種の取り組みが進められているところでございます。

**○井上紀代子議員** 私は、この事業に関して言えば、全く残念の一言なんです。もっと市町村の皆さんが、これにがつつと食いついてきてくださるのかなと期待をしておりましたのに、とても残念でなりません。

人口減少に歯どめをかけるという地方創生の取り組みは、各地域が、それぞれが持つ資源をいかに活用するかという視点が重要だと、私は思います。市町村の枠を超えて、広域的な視点からその資源を有効に活用することができる本事業のような取り組みは、地方創生にまさにぴったりのことだと思っています。一方で、各地域は、自分たちが有する資源に気づかなかつたり、あるいはその生かし方について思いが及ばなかつたりする面があることも事実だと言わざるを得ません。地方創生は、県と市町村が一体となって取り組むことが重要であることに、異論はないと思います。この事業についても、地方創生「みやざきモデル」における市町村の活気醸成、ビジネスチャンスに合致した県との連携を深めるためにも、県からも、広域的なこ

のような取り組みが有効ではないですかというように、積極的に市町村へプレゼンして、ともに事業を構築していく等の取り組みが求められるのではないのでしょうか。市町村側からの提案を待つだけではなく、県からの積極的な働きかけによって、この事業の成果が一層高まることを、私はもうこれ以上申しませんが、要望しておきたいと思っています。

次に、県がフードビジネス振興構想を打ち出して、はや2年が経過をいたしました。フードビジネス振興構想は、これまでの産地づくりを核として、産地単位での6次産業化を進めようとするものです。これまでの予算説明や議会ごとの答弁等から、県のさまざまな取り組みについては御説明を受けておりますが、本県産業を変えていくよううねりのようなエネルギーとか、時代の地平が変わるようなサプライズ感をなかなか感じる事ができずに、取り組みには至っていないのではと、私自身はそう思っています。新しいフードビジネスを創出していくためには、斬新なアイデアや技術を持つ人材を最大限に生かし、支えていく必要があります。県内には、国レベルで評価され、本県よりも他県で活躍されている方々がいらっしゃいます。

知事は政策提案において、「人」の「財」と書く「人財づくり」を提唱され、グローバル人材やイノベーション人材を育成すると言われております。フードビジネスを振興するには、もっと宮崎のすぐれた人材に着目した取り組みを行う必要があるのではと、私自身は危機感を持つほど考えております。そこでまず、知事に伺います。これまで2年間、フードビジネスを推進し、一番手応えを感じている取り組みについて、また今後の発展方向をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） フードビジネスは、本

県の強みであります農水産物を核として、裾野の広い食関連産業というものを成長産業化していこう、そして雇用の創出を図っていこうという取り組みを進めておるところでありまして、10のプロジェクトを動かしたり、さらにはフードオープンラボなどの推進基盤を整備したり、市町村においても、民間においても、さまざまな分野においてフードビジネス拡大の動きが出始めているのではないかと考えております。

中でも、県産牛、宮崎牛の海外輸出が拡大しました。昨年度は122トンで史上最高の取引だったわけでありまして、本県畜産業の復興から成長に向けた着実な成果ではないかと受けとめております。また今、地域経済循環ということも取り組んでおるわけでありまして、昨年、宮崎県経済連と霧島酒造、県との間で焼酎原料用加工用米の生産と利用の拡大に関する協定を締結したところであります。これにより、ことしは加工用米の生産量が飛躍的に増加をするなど、生産と加工の連携、さらには原材料の県内調達の拡大によりまして、地域の経済循環の輪が一層太くなったものと考えております。

今後、一つ一つこうした成果を出していくという中で、マーケットの需要を基本とした産地の形成、また産地加工の推進を図りますとともに、東アジアを初め、北米やEUなどの新たな市場、またハラル食品など新たな需要もターゲットとしました「みやざきグローバル戦略」の策定によりまして海外輸出の拡大も図ってまいりたいと考えております。大事なのは、こうした生産、加工、販売を支えるフードビジネス人材の育成でございまして、そういう長期的な視点、また短期、中期的な成果もしっかり上げるというふうに、計画的にこれからも取り組んで

まいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 平成25年11月議会でも御紹介いたしましたとおり、本県には、「奇跡の高齢者ソフト食」として、国や大企業から高い評価を受けておられる黒田留美子先生がいらっしゃいます。そこで、県はこの「高齢者ソフト食」という宝を、フードビジネスとして今後どのように活用し、展開していこうとされているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 県といたしましては、今後成長が見込まれる高齢者向けの食品開発について、市場への参入を目指す県内企業に対しまして、専門のコーディネーターやバイヤー等を招聘し、セミナーの開催や販路開拓のためのマッチング会等を実施しているところであります。黒田氏におかれましても、県内企業に対してソフト食の御指導をいただいた実績があり、こういった各方面の専門家の方々がお持ちの知識やノウハウを活用し、より競争力のある商品開発につなげられるよう、関係機関と連携し、本県食品産業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 本年9月開催のミラノ国際博覧会は、万博としては初めて「食」をテーマとしています。今後、我が国は世界の先頭を切って超高齢社会に突入することになります。黒田留美子先生は、高齢者の医療・介護の現場で長年、食事を提供してこられました。その中で、今でも普通に提供されています刻み食やミキサー食と言われるものを、少しでも安全で、見た目も味もおいしいものにしていきたいという考えから、試行錯誤の上、「高齢者ソフト食」という新しいメニューを開発し、誤嚥性肺炎の予防、低栄養状態の改善などの効果を上げ、現在その普及に努められています。

さて、介護食というものは、欧米諸国には見られず、我が国独特の食形態と言えます。欧米では、普通の食事が食べられなくなったら死を甘受するという文化があるからでしょうか。しかし、世界各国が日本の後に超高齢社会を迎えることは間違いない事実です。日本がフロントランナーとして、食べる力が弱くなった高齢者へ人生の最期まで安全でおいしいと思える食事をつくり提供する食事のあり方を伝えることは、意義深いことだと考えます。宮崎県には黒田留美子さんというパイオニアがいらっしゃって、厚生労働省も農林水産省も注目をしています。このソフト食をミラノ国際博覧会の出展に活用できないのか、知事にお尋ねをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私もこのソフト食を試食させていただいたことがありますが、見た目、食感、そして食べた味、それぞれいろんな配慮がされているすばらしいものだ、大いに可能性があるものだと受けとめておるところであります。

今御指摘がありましたのは、ミラノ国際博覧会における出展ということではありますが、今回のミラノ万博におきましては、単なる出展にとどまらない、県産品の輸出拡大につながる取り組みを行うこととしており、本県の食のPRに当たっては、輸出実績やその可能性のある企業の食材や加工品を選定しているところであります。高齢者向けソフト食につきましては、現時点では、輸出に向けた県内企業の生産実績がないことから、ミラノ万博の出展に活用することは難しいと考えておりますが、冒頭申し上げましたように、高齢者を対象とした「食」の提供は、今後、大きな需要が見込まれるものと考えております。フードビジネス全体が、午前中も

議論がありましたけれども、伸び代をしっかりと埋めていくという取り組みがある中で、高齢者の「食」というものは非常に大きなマーケット、可能性が広がっているというふうに考えておりますので、引き続き、関連産業の育成を図る、また機会を捉えてそのPRにも努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 実は介護食は、農林水産省の試算によりますと、今、1兆5,000億円の市場があると言われております。それを今度は世界にということになってくると、また違う意味での市場の広がりがあるのではないかとも思われます。

続けて、食に着目をして、地域の特色を生かした新たな産業づくり、雇用の場づくりを推進するフードビジネスの取り組みは、国の地方創生と考え方を一にするものです。しかしながら、残念なことに、農林水産業の現場は、担い手の減少とTPP協定交渉などによって年々疲弊の度を増しています。農業を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、やる気のある農家を育てられる環境醸成が大切ですし、国の地方創生を追い風に、一つ一つの案件を丁寧に支援できる体制を整備することが重要だと考えています。そこで、フードビジネスの推進により農業の現場がどのように変わったのか、今後どんな対策を講じていく計画なのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農業を核としたフードビジネスの推進によりまして、6次産業化の認定数が九州トップの81件になるなど、担い手の経営者としての意識改革が進みますとともに、食品加工企業とJAの部会や農業法人との連携による、ハウレンソウなどの加工・業務用野菜の産地化が着実に進んでおります。さ

らに、県香港事務所を設置したことで、現地企業との密接な取引が可能となり、牛肉、カンショに続いて、本年度よりスイートピーの本格的な輸出が始まり、農家の生産意欲も高まってきております。県といたしましては、引き続き、高い経営意識を持った人材の育成や、マーケットインによる契約取引等を拡大するとともに、地域や産地が取り組む新しいビジネスの創出を丁寧に支援することで、農家の所得向上につながるフードビジネスのさらなる推進を図ることといたしております。

**○井上紀代子議員** 人材育成という点からいって、農業高校において、企業や農業大学校と連携を図りつつ、将来、起業家となるようなすぐれた農業人材を育成するための取り組みを、教育委員会のほうはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 会社などを創業できるような起業家となれる農業人材を育成するためには、今まで以上に高い専門性を獲得させることはもちろんですが、それに加え、経営感覚を実践的に身につけさせる必要があると考えております。そのため、県内の高校では、民間企業と連携して、新商品、例えば宮崎牛すじコロッケなどの商品を共同で開発したり、購買意欲を高めるために、パッケージデザインについて専門家からアドバイスを受けたりする取り組みを行っております。また、農業大学校との連携も極めて有効であり、高校段階で、生徒に農業のさまざまな魅力や可能性に気づかせ、基本的な知識・技術を習得させた上で、農業大学校で専門性をさらに高める、磨き上げることのできる高大一貫した教育を計画いたしております。このような取り組みをさらに充実させ、本県産業を支える経営感覚にすぐれた農業の担い

手育成に努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、強力なタッグを組んでいただきたいと思っています。

次に、県立農業大学校における民間と連携した取り組みと今後の担い手育成について、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 県立農業大学校におきましては、就農に自信と誇りを持てる担い手の育成強化を目的として、先進農家等での実技研修に取り組んでいるところでありますが、来年度からは、最先端技術や大規模経営・加工などに取り組む先駆的な農業法人と連携協定を締結し、より高度な実践研修を展開しながら、即戦力となる人材を育成してまいりたいと考えております。また、就農後のフォローアップ強化のため、本議会をお願いしております「みやざき次世代農業トップランナー養成事業」において、第一線で活躍する経営者等による社長学やマーケティングなどを学ぶ養成塾を開設し、本県の次世代農業を担うトップランナーを育成してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** フードビジネスは、地方創生の「みやざきモデル」の大きな大きな柱だと私は思います。産業の育成と雇用の確保、ここを外しちゃ地方創生はないんです。フードビジネス、ビジネスと言っているのはなぜかということ、ビジネスチャンスはどうやって生かせるかということが大変重要なのではないのでしょうか。例えば私どもが知り得た情報、それをビジネスに生かせるような力が私たちの中にあるかどうかというのが今、試されているのではないかというふうに思います。先ほど総合政策部長にお尋ねしましたが、市町村間の連携もそうなんです。観光の船が来る。では、その関連の市町村はどうこれに向かっておもてなしができ

て、そして我が県のものをお召し上がりいただき、お土産に持って帰ってもらって、どうしていくのかという、その敏感さが物すごく必要なんじゃないかなというふうに実は思うわけです。

先ほど私は伊東マンショを取り上げましたが、バチカンと日本の国交ができてから70周年、ことし、その記念すべき70周年になるわけです。そして、来年はイタリアと日本が国交を結んで150周年ということになるわけです。駐日イタリア大使館で、伊東マンショとかの天正遣欧少年使節団を記念して、展示会とかディスカッションが行われるわけです。知事がイタリア・ミラノに行かれるということとか、そういうことも含めて、ではそれをどうやってビジネスチャンスとするのかということも、教育的にしてくださいと言った割には、そういうことばかり言って恐縮なんですけど、やはりそれも一つのチャンスとする、人と知り合うことの一つのチャンスとするということは大変重要なのではないのでしょうか。

そして、黒田留美子さんは、後ろに企業がいっぱいいるわけです。彼女についている企業がいるわけです。その企業の人たちは、ミラノに実際行くんです。なのに、うちは、黒田さんがいますねで終わりなんです。そこに、ビジネスチャンスにきちんと手が出せないというこの鈍感さが、私には耐えられないわけです。宮崎は、他県とは違うパイオニア的な発想を、景観条例でもそうですが、持っているのは事実なんです。私たちは南のほうの端っこにいるがゆえに、もっと違う意味で大きなものを持っているということですね。雪国の人たちは、雪かきをして、洗濯物を外に干せない。宮崎は洗濯物を冬の間も外に干せるわけです。そういうことも含めて、全てが、一事が万事、私たちにはとて



もチャンスだと思えてならないわけです。ある意味、いろんな宮崎の中にあるものの一つ一つを丁寧に検証すると、そのことが如実に出てきて、それを一つにまとめていく、そしてそれをコーディネートするという人たちが出てこないといけないと思うんです。

いわゆる高齢者ソフト食、あれは介護食というくりだけではだめなんです。障がい児をお持ちのお母さんから、食べられないものが子供の学校給食で出ていたという経過の中で、私が今あるわけですけれども、食についてはやはり真剣に考えていく必要があると思います。食べないで死んじゃうというようなことは、私たちはしてはいけないと思うんです。外国の人は日本のお寿司を見て、どんなに歯がない人でも歯茎でもかめるというお寿司を見たら、絶対びっくりすると思うんです。ただ決まった豆しか持っていけないというふうに考えるから、アイデアがそこでとまるから、フードビジネス、ビジネスにならないのではないかなと私は思います。そういう意味では、もっとチャンスをきちんと生かせるような体制、その敏感さ、それを私は望みたいと思っています。

次に行きます。地域における高齢者の活躍の場として、老人クラブの存在は大変重要だと思いますが、加入率が低下をして、会員拡大が課題となっています。会員拡大がなぜ課題になっているかという、地域の中にいる、個人情報保護の関係もありますが、会員拡大、勧誘の手だてというのが非常に狭いわけです。福祉保健部長は、このことについてどのように今後対応していかれるのか、会員確保は大変重要なことだと思いますが、お考えをお聞かせください。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 老人クラブの会員確保は、非常に大きな地域課題であると考

えております。このため県では、平成27年度当初予算案での新規事業として、「地域社会を支える老人クラブづくり事業」をお願いいたしております。今後、この事業を推進する中で、会員一人一人による地道な勧誘活動はもとよりありますが、65歳、70歳、75歳といった節目節目での再度の声かけ、繰り返しの勧誘を行うとともに、自治会や子ども会との防災訓練や農業体験学習などの協働事業の実施、若手高齢者にも魅力のある活動メニューの導入なども重要であると考えます。こうした老人クラブの会員確保に向けたさらなる取り組みを支援してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、支援をよろしくお願いしておきます。

次に、戦争体験継承事業、戦後70年の不戦の誓いといいますか、そのことについて私は強い強い思いを持っておりまして、戦争体験継承事業をどのように今後取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 戦争体験については、私どもの世代は、親から家庭でよく聞いていた経験があるかと思えますけれども、戦争体験者の高齢化あるいは減少に伴いまして、戦争の記憶の風化が懸念されます。戦後70年に当たりまして、広く県民に、特に若い世代や子供たちに戦争体験の継承を図り、平和のとうとさを考えていただきたいと存じております。

具体的には、初めての取り組みであります。戦争体験者が小中学校を訪問し、子供たちが直接体験を聞く機会を提供するとともに、広く県内の小中学生から、平和に関する作文や絵を募集します。また、ことしの8月には、県立図書館において、子供たちから募集した作品の発表・展示や、戦時中の写真・資料の展示を行

うとともに、地元の声優による朗読劇の上演や戦争体験の発表を行います。さらに、宮崎県平和祈念資料展示室の出前展示と銘打って、召集令状、千人針等の資料や、戦争体験談を収録したDVDを、市町村や学校等に対して積極的に貸し出すとともに、ホームページや広報等により、戦後70年に関する啓発を行いたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、一過性でないものを願っておきたいと思っています。

次に、職場でのセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関する相談窓口の設置状況について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 職場のセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関する相談につきましては、県では、労働相談を受け付ける宮崎、都城、延岡、日南の県内4カ所の中小企業労働相談所に対応しております。また、宮崎労働局や各労働基準監督署にあります総合労働相談コーナーなどでも相談に応じているところです。労働者一人一人が尊重される働きやすい職場づくりは大変重要でありますので、今後とも、宮崎労働局や関係機関と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、セクシュアルハラスメントが起こりにくい職場の確保に向けた県庁の職場環境の点検についてどうなっているのか、総務部長にお尋ねをいたします。

**○総務部長（成合 修君）** 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するためには、職員一人一人の意識の向上が大変重要であります。このため、昨年12月に、新たにハラスメントに関する例示集を作成しまして、職員への周

知、注意喚起を行ったところでございます。昨年の議員の強い御指摘を受け、徹底を図ったところでございます。また、年末の服務通知とあわせて、服務規律について自己点検を行ってもらうチェックシートに、ハラスメントに関するチェック項目を、例示集を踏まえまして、より具体的に明示し、全職員にそれらを確認してもらい、所属長に提出してもらうことで、職場環境の状況を把握したところであります。今後とも、セクシュアルハラスメントの防止に向けて、職員の意識啓発にしっかり取り組むとともに、一層の職場環境の改善に努めてまいりたいと存じます。

**○井上紀代子議員** 性暴力被害者ワンストップ支援センターの検討状況について、総合政策部長にお尋ねいたします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 性暴力被害者の精神的・身体的負担を少しでも軽減し、その回復を図るとともに、警察への届け出を促進し、被害の潜在化を防止することは、大変重要な課題であると考えております。このため、昨年7月に、知事部局と県警察の関係課職員が合同で、大阪府、愛知県、福岡県など5府県に赴き、設置主体が民間、警察、行政など、それぞれ違うワンストップ支援センターの視察を行ったところでございます。そこで活動状況や抱えている課題を調査したところでございます。また、その後、その調査結果を踏まえまして、数回にわたり、関係部局で本県の現状の分析、本県に設置するとした場合の設置形態や運営体制のあり方、課題について検討を行っているところでございます。

**○井上紀代子議員** 昨年の6月、私がこの問題を取り上げましたときは、まともに受けとめていただけるものかどうか、つらい思いをしなが

ら質問をいたしました。その後、すぐに行動していただいたことに、本当に感謝を申し上げたいと思います。私は、職員の方から御説明を受けたときも、涙なくしては聞くことができませんでした。本当にありがとうございます。もし具体的なことが起こってなくて、そういうものがなくて、何も起こってなければ、こうやって質問することはないんです。しなくてもいいんです。現実には起こり過ぎているから質問をするわけです。そのことを強く受けとめていただきたいと思っています。

私が6月に、悲しい思いをしながら、そういう事件に遭った彼女に寄り添ったときに——今現在その彼女は、せつかく口蹄疫からの復興のために自分の持てる力を最大限発揮して宮崎県のふるさとのために役に立ちたいと思っていたその彼女は、裁判することもなく、今回、宮崎を後にすることになりました。とても残念でなりません。やはり私どもは、そういうことを職場の中で見逃してはいけないのではないかと、いうふうに強く強く思います。ただ、今回、この結果がどのような形になるのかはまだ先々のことだと思いますが、このように強く受けとめていただいて、そして現実には、このことを少し改善するための努力をしていただいたことには感謝申し上げたいと思っています。すぐメールもさせてもらったんですが、彼女の傷はきつとこのくらいでは癒えることはないとは私も思いますが、性被害に遭った人たちの一人一人の思いが決して忘れられることなく、これからもしっかりと、宮崎県民に起こったことについては宮崎県民全体で受けとめる力は持てるようにしてまいりたいと思っています。

そしてまた、もう一つ申し上げれば、民間の職場におけるセクシュアルハラスメント、パワ

ハラというのは物すごく大きな力が、大変な事象が起きています。単なる職場の環境であるというふうに言うだけでは済まない問題というものが多くありますので、具体的に今、担当のところには提示をさせていただいておりますので、これも変えていただくように努力をしていただけたらと思っています。女性だけのほうに私も寄り添っているのではなく、男性も女性も、セクハラもパワハラもあってはいけないと私自身思っておりますので、まだまだ丁寧に、この環境については取り組む必要があるということは、私自身も自分に課している問題だと思っています。今回の取り組みにつきましては、お礼を申し上げたいと思っておりますし、これからまだまだそういうことが起きないように注意をしつつ、皆様方とともに、本当に暮らしやすい、働きやすい環境を持つことができるような状況にしていきたいと思います。

最後の質問になりますが、「くらしの豊かさ日本一」の実現に向けた知事の思いについて、お伺いをいたしたいと思っています。

○知事(河野俊嗣君) 先ほどのフードビジネスの一連の質問の中でも御指摘があったところでありますが、宮崎の食の魅力であったり、人材、そういうすばらしいものを十分ビジネスとして生かし切れていないのではないかと、もっともっと食欲にというような御指摘があったところであります。宮崎は、食の魅力、それからもちろん豊かな自然であり、温かい県民性、人と地域のきずな、さまざまな魅力があるわけでございまして、そうしたものを改めて県民が実感をする、しっかり見詰め直す。そのために豊かさの指標化なども取り組んでいるところでありますが、それとともに、それをしっかりと自分

たちの強みとして外にアピールしていくこと、いろいろな宮崎の強みというものを、場合によってはビジネスだとか、そういったところに発展させていくことも大変重要であろうかと思っております。単に、宮崎は豊かだね、いいところだねということで自己満足に浸っているだけではいけないだろうなと思っております。改めてそのよさを見詰め直し、それをしっかりと生かしていくこと、それが「くらしの豊かさ日本一の宮崎」につながっていくというふうに考えておりますので、フードビジネスを初め、今、女性問題等さまざまな御指摘もいただいたところではありますが、暮らしやすさをしっかり追求していくその取り組みを、私は先頭に立って進めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 私は、記紀編さん1300年記念事業の追っかけみたいなことを、明治大学に一番最初に行ってから、その後はより一層興味を持って追求してきました。地域にお祭りができたのも事実なんです。安久の興玉神社も今、3年目で、神楽をやったりして地域に広がっています。山下議員なんかはそこで鶏を焼いたりしていただいている、私はその鶏をいただいて食べたんですが、本当にいい事業としての広がりがあると思います。

そういうことも含めて、豊かさの指標というのは、この役割はあくまでも現状の評価分析であって、将来の目標を具体的に示すものではないというふうに思っています。だから、次の課題としては、当然、分析に基づいて何をすべきかという政策への展開がされる必要があると考えます。指標化による地域の評価は、その評価の基準を県民の福祉に置いて、福祉の概念を、広く県民の日々の暮らしにおけるトータルな生活満足として捉えていくことを望んでいま

す。その後、次の展開として行うプロビンスミニマムも、当然に県民の生活満足が基礎となり、県民の心、夢、期待など、県民意識をベースとした考え方であってほしいと願っています。豊かさの指標化で、知事としては非常に強い政策的な提言ができる、そしてまた、その提言によって強い意思決定もできるのではないかと考えています。県民と協働の「くらしの豊かさ日本一の宮崎」づくりに邁進していただきたい、そういうふうに願っています。私も、ともに全力で取り組む決意を述べて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

**○押川修一郎副議長** 次は、星原透議員。

**○星原 透議員**〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問をいたします。

知事は昨年12月の選挙で、多くの県民が4年間の実績と今後期待して、圧倒的な支持で2期目の当選を果たされましたが、喜びと同時に責任の重さを実感しておられることと思っております。

ところで、知事は、リーダーに求められるものは、目まぐるしく変化する社会経済情勢に対応するためのビジョンを提示する構想力と、それを力強く推進する実行力であると言われ、みずから先頭に立ち、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を実現するため、人口減少などの新たなテーマへの果敢な挑戦と迅速な決断を軸に、県民に信頼される県政を推進すると力強く言われております。知事は、県民に宮崎に住んでよかったと実感していただけること、そしてそれが将来にわたって持続していくことこそが、私に課せられた究極の使命であると言われております。そこで、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現に向けて、この4年間でどのよ

うな取り組みをしていかれるのか、数値目標も含めて知事に伺います。

次に、地方創生について伺いますが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中の主な施策の一つに、地方への新しい人の流れをつくるために、政府関係機関——独立行政法人等の関連機関を含む——の中で、地方が目指す発展に資する機関について、地方公共団体からの首都機能移転の要望等を踏まえて、2014年度内に各府省庁が所管している研究機関、研修所等のリストを作成することになっております。2015年度には、都道府県等は関係市町村の意見を踏まえ、政府関係機関誘致の提案を行い、また「まち・ひと・しごと創生本部」において、その必要性や効果について検証した上で、移転すべき機関を決定することになっております。2016年度以降は、政府関係機関について、地方からの提案を受ける形で地方への移転を進めることが、地方への新しい人の流れをつくることに資するとしております。そこで、地方創生の中で、国の研究機関等の移転誘致についてどのように取り組んでいかれるのか、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、以下は質問者席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現に向けての取り組みについてであります。本県の最重要課題の一つである人口減少につきまして、成長産業の育成や雇用創出による若年層の流出抑制、移住の促進、すぐれた子育て環境にさらに磨きをかける少子化対策などに努めてまいりたいと考えております。そのための4年間の目標として、政策提案におきまして、食品

関連産業の生産額1兆5,000億円や、農業産出額3,500億円、移住1,000世帯、また合計特殊出生率1.8以上などの思い切った数字を掲げたところでございます。さらに、「人財づくり」につきましては、グローバル人財の育成や、「みやざきビジネスアカデミー」の創設などによります、これからの産業を担うイノベーション人財の育成、また、「くらしづくり」については、健康長寿日本一への挑戦や、地域包括ケアシステムの構築、自助・共助・公助による地域防災活動への支援などに力を入れてまいりたいと考えております。こうした取り組みを着実に進めるため、今後策定します新しいアクションプランや、県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検討の中で、より詳細な数値目標や施策を定め、県民の皆様に県づくりの道筋をしっかりと提示してまいりたいと考えております。

次に、国の研究機関等の移転誘致についてあります。人口減少を克服し、我が国の活力を将来にわたって維持するためには、東京を中心とした一極集中を解消し、都市から地方への人の流れをつくることが大変重要であると考えております。このため、「真の地方創生を実現する「みやざきモデル」」においても、政府機関等の地方移転の推進を国に提言したところであります。国におきましては、現在、国が所管する研究機関や研修所等を地方に移転する候補のリストを作成されているということですが、本県の農林水産業のさらなる成長産業化や地域関連企業等の技術力向上、経済活動の活発化に資する研究機関等について、誘致を提案する方向で検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○星原 透議員 ただいま答弁していただきました数値目標が4年後に実現することと、政府

関係機関の誘致に全力で取り組んでいただきますようお願いして、次の質問に移ります。

次に、認知症について伺います。

認知症は、アルツハイマー病や脳血管障害などが原因で発症する病気であり、脳の神経細胞が死んでしまうことで記憶障害が起こり、徘徊や妄想などの症状が出て、年をとるごとに発症のリスクが高まる特徴があるため、患者は高齢者が多くなります。厚生労働省の推計によりますと、介護や支援が必要な認知症の65歳以上の高齢者は、2012年で305万人、2025年には470万人にふえるだろうとの見通しがなされております。また、介護保険制度を利用していない人なども含めた別の推計では、2012年時点で約462万人、2025年には約700万人に上り、現時点でも65歳以上の4人に1人が認知症と、その予備群になるとの計算がなされております。そこで、本県に認知症の人はどれぐらいおられるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 全国の65歳以上の人口に占める認知症高齢者数の推計値をもとに推計しますと、県内における認知症の方は、平成26年10月現在で約5万人となります。

○星原 透議員 今、県内に認知症の方が約5万人いるとのこと。そこで、認知症患者の早期発見・早期治療に向けて、また本人や家族に対する支援はどのように取り組まれているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 認知症の早期発見・早期対応のためには、相談しやすい体制を整備するとともに、迅速な鑑別診断に基づき、適切に医療や介護の方針を決定することが重要であります。このため、身近な市町村に設置されている地域包括支援センターが相談窓口となりまして、適切な医療機関の受診を勧める

とともに、早期発見・早期対応を担うかかりつけ医が日常的な診療を行い、より専門性を必要とする患者については認知症サポート医に相談し、さらに状況に応じて県内3カ所の認知症疾患医療センターを紹介するという体制としております。県におきましては、これらの体制整備のため、地域包括支援センター職員やかかりつけ医の研修の実施や、認知症疾患医療センターの機能充実などに取り組んでいるところであります。

○星原 透議員 次に、早期発見・早期治療に向けては、県内3カ所の認知症疾患医療センターを紹介する体制にしていると、今の答弁でありました。そこで、認知症により行方や身元がわからなくなる高齢者がふえているようですが、不明者を早期に発見するために、県はどのような取り組みをしておられるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 現在、行方不明の認知症高齢者の発見・保護体制につきましては、市町村レベルで警察、消防、交通機関などとの連携のもとに、「徘徊高齢者SOSネットワーク」が構築をされております。これに加え、県では、県外も含めた広域的な体制を整備する観点から、ことし1月に、各市町村・警察署間の捜索協力の方法や、他県への情報提供の方法などをルール化し、その周知を図ったところです。今後は、これらのネットワーク等の円滑な運用により、行方不明や身元不明となる認知症高齢者の発見・保護が早期にできるよう、市町村や警察等と一層連携してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 行方不明者や身元不明者となる認知症高齢者の発見・保護ができるよう、市町村や警察等と連携していくとのことで、安心

したところでもあります。

ところで、政府は、認知症対策の拡充に向けた新たな認知症施策推進総合戦略のポイントとして、容態に応じた適切な医療・介護の提供、介護者への支援、本人や家族の視点の重視など、7つの柱を掲げております。そこで、政府の新たな認知症施策推進総合戦略は、認知症の症状が出始めたときの支援に力点を置いているのが特徴のようですが、この戦略を受けて、県はどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 国の認知症施策推進総合戦略におきましては、認知症の初期の段階では、診断を受けても必ずしもまだ介護が必要な状態にはなく、むしろ本人が求める今後の生活に係るさまざまなサポートが十分でないとの声を踏まえまして、認知症の方が必要と感じていることについて、今後、実態調査を行うことになっております。調査の詳細はまだ明らかになっておりませんが、県といたしましては、認知症の方やその家族の相談窓口となります「認知症地域支援推進員」や、早期診断・早期対応に向けた初期の支援を行う「認知症初期集中支援チーム」について、全ての市町村への設置を促進し、初期段階の認知症の方に効果的な支援が行えるよう、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 答弁で、認知症の方やその家族の相談窓口となる「認知症地域支援推進員」や、早期診断・早期対応に向けた初期の支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を、全ての市町村への設置を促進し、初期段階の認知症の方に効果的な支援が行えるよう、市町村と連携して取り組むとのことですが、よろしく願いをいたしておきます。

次に、みやぎ東アジア経済交流戦略の現状と課題について伺います。

我が国は、本格的な人口減少、高齢化社会を迎え、消費需要が冷え込む中、地域の経済や産業の将来を考えた場合、グローバル社会への対応や、国際的な競争に勝ち抜いていくための競争力の強化が求められております。そこで、本県経済・産業の浮揚のためには、富裕層、中間層が増大しているアジアの活力を取り込んでいくことが重要であります。これまで、県内企業や関係団体と県が一体になって、「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやぎ」を目指して、平成24年度から28年度の5年間で、戦略の推進期間として取り組まれているところであります。この事業も3年が過ぎようとしておりますが、これまでの成果や課題を総括して、今後2年間で残された課題をいかに実現していくかを考える時期だと思っております。そこで、台湾、韓国、香港の定期便の現状と課題について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 韓国のソウル線は、円安や冬期のゴルフ需要増大等により、外国人利用者が昨年から20%増加、全体の搭乗率は6%上昇し、67%と高い数値になっております。また、台湾の台北線では、円安に加え、増便効果等により、日本人、外国人、ともに利用者が昨年から大幅に増加し、全体の利用者は1.4倍、搭乗率も69%となるなど、両路線とも好調な現状でございます。なお一層の安定運航のためには、双方向の利用が必要ですので、今後とも積極的に利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、香港線につきましては、3月28日の就航に向け準備を進めておりますが、就航後は安定的な運航が図られますよう、路線の周知や利

用促進等に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 ソウル線と台北線の両路線とも好調とのことで、ほっとしておりますが、今後とも双方向の利用促進に努力していただきますよう、お願いをしておきます。

次に、国際定期便における日本人利用者の実態と送客対策について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） ソウル線の日本人利用者は、外交問題等の影響から減少し、全体の約2割となっているところでございます。台北線では、増便効果等により利用者全体は増加しているものの、日本人の利用者は全体の約4割と、外国人と比較してまだ少ないという現状にございます。

そのため、県や民間企業等で構成する宮崎空港振興協議会で、官民を挙げて送客対策に取り組んでいるところでございます。具体的には、国際定期便の認知度向上を図るため、ラッピングバスやマスメディアを活用したPR、大型ショッピングセンターでのイベント、各種団体へのセールス活動等を行っているところでございます。また、団体利用者や修学旅行等の交流事業、ビジネス活動等に補助するとともに、修学旅行のセミナーや現地調査等を実施することで、県民の国際交流を促進し、国際定期便の利用を図っているところでございます。

○星原 透議員 今、答弁いただきました。今後とも、これまで以上に送客対策に取り組んでいただき、県民の国際交流を促進していただきますよう要望しておきます。

次に、みやざき東アジア経済交流戦略における観光誘致の現状と課題について、また今後、より一層、誘客促進を図るためにどのように対

応していかれるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 東アジア戦略では、韓国、台湾、香港、中国からの外国人宿泊客数を、平成21年の約4万4,000人から平成28年度には10万人にすることを目標に取り組んできたところであります。こうした中、平成25年時点で、韓国が約6万5,000人、台湾が約2万7,000人、香港が約7,000人となるなど、既に10万人の目標を達成しておりますことから、さらなる上積みに向けて、本県の認知度向上対策などに取り組んでいるところでございます。

また、本県は、団体旅行者に比べ、個人の旅行者が少ないことが課題でありますので、外国人旅行者が個人でも移動・滞在しやすい環境の整備が必要であると考えております。このため、公共交通機関を活用した2次交通対策や買い物環境の充実、観光地におけるWi-Fi整備等を強化し、東アジア等からの一層の誘客促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○星原 透議員 ただいま答弁で、平成28年度までに外国人宿泊数を10万人にするとの目標に取り組みされたところ、25年時点で目標を達成したとのことでありますが、より一層の誘客促進に取り組んでいただきますよう、お願いをさせていただきます。

次に、みやざき東アジア経済交流戦略を推進する方策の一つとして、相手国の人口や経済規模などが同程度の地域との間に姉妹都市を結び、職員同士の人事交流に取り組むことにより、人脈の拡大や、生活習慣、経済、文化、スポーツ等の交流についての調査や情報収集をすることにより、理解を深めることができると考えております。そこで、みやざき東アジア経済交流戦略を推進するためには、姉妹都市協定を



締結し、職員の人事交流などに積極的に取り組む必要があると考えますが、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 現在、県では、定期航空便開設の国・地域を中心として、青少年の交流、民間交流の促進、物産フェアの開催や学術交流など、多様な事業を実施するとともに、人材交流という意味では、知事みずからソウル市長、台湾の彰化県知事、新竹市長と会談するなど、トップ同士の人脈づくりにも取り組んできたところでございます。また、民間におきましても、スポーツや経済、文化など、幅広い分野でさまざまな交流が広がってきているというふうに認識しているところでございます。今後とも、このような幅広い分野において交流の積み重ねに取り組むとともに、より一層交流を深める観点から、これまでの交流実績を踏まえ、まずはスポーツや文化、経済など、分野を特定した連携協定の締結に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、その成果を踏まえながら、今御指摘がありましたような姉妹都市協定の締結、またはそれに基づく職員の人事交流についても検討していきたいと考えております。

**○星原 透議員** 私は、みやざき東アジア経済交流戦略に本気で取り組む覚悟であれば、姉妹都市協定の締結をして、職員の人事交流などに積極的に取り組まないと成果は出ないと考えております。一日も早くその日が訪れることをお願いしておきます。

次に、学校同士の教育・文化交流について伺います。例えば、姉妹都市を結んだ相手国の地域の小・中・高校と宮崎の学校同士の交流を通じて、学校教育の違いや語学の勉強、歴史や文化・スポーツ交流などにより、国際感覚や国際

的な視野を広げることにより、人間としての幅や人格形成の面で大きな影響、成果を得ることができると考えております。

実は、都城市のスポーツ少年団の野球チームは、台湾の新竹県の中山小学校と野球を通しての交流を始めて、ことしで5年目を迎えます。これまでの4年間の交流を通して、お互いに信頼関係が生まれたことで、ことしから、中山小学校と都城市内の小学校との学校同士の交流を始める準備をしております。小さな活動が始まる場所ですが、このような活動を通して、さらに国際交流を深めていきたいと考えております。そこで、学校同士の国際交流が子供たちに与える影響や効果等について、教育長に伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 学校同士の国際交流は、本県につきましては、小学校ではハワイの小学校と相互交流を行ったり、中学校ではシンガポールや韓国の中学校とホームステイを交互に行ったりしている学校がございます。また、県立高校では、韓国の高校と何と10年近くにわたって相互訪問を行っている学校があるほか、海外修学旅行を実施している学校は、そのほとんどが現地の高校と交流を行っております。

御質問で御紹介いただきました、今回の都城みたいに長期にわたるプランは、県立高校でも今そういうことを模索している学校があるんですが、そういう一過性でない息の長い交流では、学校や地域同士が信頼ときずなを深め合う中で、子供たちが国を越えて思いやり、尊重し合うことにつながり、グローバル社会を生きていく上で求められる資質や態度を養うなどの効果が一層期待できるものと考えております。

**○星原 透議員** 子供たちを中心に、学校や地域同士が信頼ときずなを深め、息の長い交

流を続けることは、これからのグローバル社会を生き抜いていく上で役立つことが多いと考えておりますので、県内の多くの学校で、国際交流に向けた取り組みが始まることを期待しております。

次に、みやぎ東アジア経済交流戦略の成果や課題についての総括と、今後、海外との経済交流をどのように展開しようと考えておられるのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** みやぎ東アジア経済交流戦略につきましては、農産物の輸出額の増加を初め、香港との航空路線の開設や外国人宿泊客数の増加など、目に見える形で成果があらわれているものかなと、手応えも感じておるところでございます。

また今、議員の御紹介にありましたように、スポーツでの交流、さらには合唱などの文化の面での交流なども進んでおるところですし、例えば、台湾の音楽学校の先生がストリート音楽際に参加をさせていただいたりとか、韓国とは博物館同士の交流など、そういう意味での裾野も広がっておるかなということを感じておるところであります。

一方で、海外との経済交流をさらに拡大するためには、ターゲットを明確にし、重点的かつ集中的な取り組みを行うとともに、現地の政府機関や経済界の要人との人的なつながりを一層強化することが課題であると認識しております。さらに、これに加えて、宮崎単独での交流というものにも一定の限界があるわけでありまして、南九州で、もしくは九州全体での観光、もしくは物産の輸出等に取り組むということ、そういう視点も、これからますます重要になってこようかと考えております。このため、来年度の組織改正におきまして、国際部門を商工観

光労働部に一元化しまして、経済交流と人的交流をより戦略的に推進するための体制整備を図ることとしております。

今後は、みやぎグローバル戦略を策定いたしまして、東アジアを初め、欧米などの新たなエリアも対象としてまいりたいと考えておりますが、そうはいつでも、あれもこれもと手を広げるわけにもいきませんので、しっかりとターゲットとなる国や取り組み内容の絞り込みを図りながら、私みずから先頭に立って、トップセールスや人的交流の拡大などに努めてまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 宮崎の顔であります知事のトップセールスに期待を申し上げます。

次に、観光振興について伺います。

観光振興策の基本の一つは、県内に県外・海外から多くの観光客を誘客し、宮崎の自然や人情、おいしい新鮮な県産食材の提供や宿泊者数をふやすことで、本県経済に大きな効果が期待できると考えております。そこで、宮崎の観光と経済・雇用を活性化させるために、統合型リゾート（IR）が考えられます。IR推進法案は、昨年末の衆議院の解散総選挙で廃案となりましたが、今国会に再提出が予定されております。そこで、知事が本県に統合型リゾート（IR）を積極的に誘致する考えであれば、県民に対し、取り組みの内容等について説明と理解をしてもらう必要があるかと思っております。

ところで、読売新聞の2月19日の報道によりますと、政府は、カジノを中核とした統合型リゾート（IR）について、全国各地域の20カ所以上が名乗りを上げていた中から候補地として、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに、横浜市と大阪市の2カ所で開業を目指す方針を固めたと報じております。これまで

も統合型リゾート（IR）についての質問をしてきましたが、横浜と大阪が候補地である旨の報道がなされるなど、新たな動きが出てきており、本県も、より積極的に取り組む必要があると思っておりますが、知事の考えを改めて伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** カジノを含みます統合型リゾート、いわゆるIRにつきましては、現在、県内の民間団体などと連携をしながら、国の区域認定を視野に入れまして、情報収集などに努めているところであります。今後、国会でのIR推進法案の成立後に、具体的な検討が進むものと受けとめておるところでございます。

私としても、選挙のときに掲げた政策提案におきまして、「地域資源を生かした地方都市ならではの統合型リゾートの整備を目指す」と明記をしたところでありまして、あくまでも健全性や安全性を確保する制度上の措置がなされることが前提ということでございますが、前向きに検討してまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** ただいま答弁で、2期目に向けた政策提案において、地域資源を生かした地方都市ならではの統合型リゾートを目指すと言われ、前向きに検討をしてみたいとのことでございます。

そこで、統合型リゾート（IR）をめぐるっては、超党派の国際観光産業振興議員連盟が、今国会にIR推進法案として再提出するようであります。宮崎はリゾート法指定第一号であり、今回、もしIR推進法案が成立するようであれば、宮崎を地方モデルの統合型リゾート（IR）の第一号に指定してもらうための誘致活動が必要だと考えております。そこで、制度設計等の検討を行う国に対し、本県に見合う地方型IRが制度化されるよう積極的な働きかけをすべきだと思っておりますが、知事の考えをお伺いいた

します。

**○知事（河野俊嗣君）** 国が目指すIR（統合型リゾート）のあり方がどのようなものかというのは、IR推進法案の成立後、実施法案の制定に向けて、そのような段階で明らかになってくるものと考えております。県としましては、ギャンブル依存症など弊害への手だてが十分盛り込まれた制度設計がなされることを前提に、地方の観光資源を生かした統合型リゾートが対象とされ、地方の財政や経済、観光浮揚に貢献できる内容となることが重要であろうかと考えております。

カジノに期待するいろんな御意見がある中で、カジノは決して打ち出の小づちではないわけでありまして、さまざまな弊害というものにどういうふうに対処するのか、そして、それをそれぞれの地域で、都市型もあろうし、地方型もあろうかと思っておりますが、どのように受けとめて、どのように地域の経済の中に位置づけていくのか、そういう議論が大変重要であろうかと思っております。このため、これまで以上に、国におけるそういう動きの情報収集に力を入れますとともに、県内でも情報を交換し、意見交換をさらに重ね、国の制度が不十分な場合には本県からも積極的な提言をする、そのような姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 今、知事は積極的に提言していくということでありましたので、大いに期待を申し上げたいと思っております。

次に、林業問題について伺います。

宮崎県の林業は、戦後の拡大造林により造成された豊富な森林資源が伐期を迎え、杉素材生産量が23年連続して日本一を記録しております。最近では、木質バイオマス原材料やアジアを中心とした原木輸出の拡大など、原木の需要が

高まり、再造林に対する意欲が感じられ、再造林面積も徐々に増加してきております。

このような中、森林整備事業の造林補助金が減額になると聞いておりますが、造林補助金減額は、再造林を行う森林所有者には負担金の増加となり、伐採跡地への再造林意欲が低下するおそれがあります。県の目指す循環型林業を阻害する要因にもなると危惧しております。また、地元森林組合では森林所有者に対し、既に植えつけ作業について減額前の補助金で説明し、作業も始まっており、現場は戸惑っているようであります。そこで、森林整備事業における造林補助金の減額の動きがあるようですが、急な減額は再造林に支障を来すと考えられるため、従来と同じ補助金を維持することはできないのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 国の森林整備当初予算が年々厳しくなる中で、先般の補正予算において本県への配分がなかったことから、来年度の事業実施が大変厳しい状況にあるというふうに認識をしております。このため現在、国に対して、本県の林業を取り巻く実情等を十分説明し、予算配分について強く求めているところでございます。また、限られた予算の中で、今後増加する造林事業量をカバーするためには、低コスト化は避けて通れないことから、森林組合等に対して、コスト縮減策を提案し、理解を求めているところでありますが、今後、国の予算配分状況を踏まえまして、現場の影響が可能な限り緩和できるよう関係者と協議し、対応してまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 造林補助金減額の影響は、造林を促進することに逆行してしまうことになり、苗木生産の増産体制への取り組みについても弊害になると考えますので、造林補助金の維

持を強く要望しておきます。

次に、私の地元都城は、畜産を主体にした農畜産業が盛んな地域であります。畜産農家にとって今後大きな悩みの一つになりそうなのが、大型の肥育牛農家や養鶏業者、豚や酪農家などが利用するおが粉の問題であります。木質バイオマス発電が近隣で稼働し、私の地元でも計画話があり、また中国を中心とした原木丸太の輸出も拡大してきております。これまでおが粉を利用してきた畜産農家の皆さんは、価格の上昇とともに、安定しておが粉を利用できるかどうかを心配しております。そこで、最近の畜産用おが粉の現状について、環境森林部長と農政水産部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（徳永三夫君）** 畜産敷料としてのおが粉は、専門業者が丸太などを購入して製造するものと、製材工場で製材をひく際に副次的に生産されるものがございます。御質問にありましたとおり、主に価格が上昇しておりますのは、生産量の全体の3割を占めるおが粉専門業者が生産するもので、木質バイオマス発電施設の稼働等によりまして、原料が値上がりする一方で、製品への価格転嫁が十分にしにくいことから、生産量も減少していると伺っております。また、残りの7割は製材工場で副次的に生産されており、今後、製材量の増加が見込まれますことや、木質バイオマス発電の燃料としては適さないことから、引き続き継続的な供給が可能と考えております。このため、農政水産部と連携をいたしまして、製材工場等に対し、今後とも安定的に供給する旨の協力依頼を行ったほか、現在実施しております生産量や流通などの実態調査を踏まえまして、適切な供給に向けた対策を検討してまいりたいと考えております。

○農政水産部長（緒方文彦君） 畜産農家におけるおが粉の利用につきましては、現在、肉用牛肥育やブロイラーを初め、全ての畜種で家畜の保温やふん尿の吸着材のための敷料として広く利用されております。御指摘のように、地域によって、価格の上昇や入手しにくいなどの状況が出てきていると聞いておりまして、このような状況が進みますと、畜産経営にとって大きな影響が出るのではないかと懸念しているところであります。このため、環境森林部と連携して、実態把握や製材業界に対するおが粉確保についての協力要請を行っておりますが、今後さらに、各地域の実態把握を進め、流通状況を注視しながら、必要な量が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 両部がしっかり連携をして、適切な供給に向けた対策と、必要な量が確保されるよう努力していただきますよう、要望をいたしておきます。

次に、教育問題について伺います。

昨年の4月に実施された全国学力・学習状況調査（全国学力テスト、小6・中3対象）の結果についてですが、47都道府県教育委員会のうち約3割に当たる14教委が市町村別の結果を公表し、そのうち7教委が教科ごとの平均正答率も公表したことを、文部科学省が12月9日に発表しております。14教委は、公表の同意を得た市町村の結果を公表しています。このうち、教科ごとの平均正答率を公表したのは、北海道、埼玉、岡山、広島、愛媛、福岡、大分の7道県教委であり、茨城、新潟、石川、長野、三重、長崎、鹿児島7県教委は、教科ごとに全国平均を上回ったかどうかを記号で示し、また学力向上につながった取り組み事例を文章で公表しております。そこで、本年度の全国学力・学習

状況調査の結果について、本県が市町村別の結果を公表しなかった理由を、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 全国学力調査結果については、序列化や過度な競争につながらないような配慮から、昨年度まで、都道府県が市町村名を明らかにした公表は行わないようにと、国が定めておりました。しかし、本年度からでございますが、市町村の同意が得られた場合に限り、一定の条件のもとで公表が可能となりました。このようなことから、結果を公表するかどうかについて、改めて市町村の意向をお聞きしながら、慎重に検討してきました。これまで、さまざまな弊害についての議論が、国においても地方においてもなされてきた状況もあり、もう少し時間をかけて慎重に対応したいということから、本年度は市町村別の結果を公表しないことといたしました。しかしながら、県として説明責任を果たすために、県全体や教育事務所ごとの課題を把握し、学力向上の取り組みを充実させることを念頭に置いて、県全体と教育事務所ごとの状況について、県として公表を行ってきたところであります。

○星原 透議員 今、教育長のほうから答弁があったわけですが、学力向上の取り組みを充実させることを念頭に、県全体と教育事務所ごとの状況については公表したとのことでありませう。

そこで、全国及び県内での順位にこだわる必要はないという考え方や、いろいろな意見が出ておりますが、全国共通の問題によるテストはこれしかないもので、順位にこだわるなという考えの人も含めて、日常の学校教育を振り返り、それを次の教育にどのように生かしていくのかという意味においても、私は十分に価値がある

と思います。そこで、学力向上に向けては、全国学力・学習状況調査の結果を生かすことや、学校と家庭がしっかりと連携・協力することが大事だと考えますが、教育長に伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 全国学力・学習状況調査は、国の施策の改善、それから学校における教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てることなどを目的としており、学力向上に結びついてこそ意味があると考えております。実際に学力を向上させるためには、調査結果の分析をしっかり行い、児童生徒の状況を十分に把握し、学力向上に向けて、それぞれの学校で工夫改善を図りながら、できなかったところをできるようにする、そう指導することが何より大切であると考えております。また、学校での学びと同時に、家庭においても、宿題をしているかとか、あるいは朝食をちゃんと食べているかなど、学習習慣や生活習慣を身につけさせることが学力向上には大切であり、学校と家庭が連携協力しながら、学力向上に積極的に取り組んでいくことが大切であると考えております。

**○星原 透議員** 次に、秋田県では、全国学力調査の開始以来、教員がみずからほとんどの学校で答案用紙をコピーして、直接、採点し、結果を分析しながら、指導改善に生かし続けているということでもあります。その取り組みの積み重ねが、毎年、良好な成績と結果を残していると考えますが、これまでの秋田県の学力向上に向けての取り組みについてどのように思われているのか、教育長に伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** ただいま議員が御紹介いただきました取り組みのような先進県の実践を、本県の学力向上にしっかりと生かしていくことが大切であると考えております。そこで、全国学力調査で高い成果を上げている秋田

県や福井県など先進県に、宮崎県の教育委員会の職員や現場の教職員を派遣して、本県に取り入れ、生かすために、先進県の行政や学校現場での具体的な取り組みについて調査研究を行いました。その調査で得た、特に効果的な取り組みや参考になる実践については、現在、県内の各学校へ普及を図っているところでございます。また、先進県に派遣した教職員は、教育現場で核となり、その成果を実践に生かしておりますし、県教育委員会の職員は、先進県の事例をもとに授業の研究会などで指導助言を行っております。

**○星原 透議員** 次に、本県の学力向上に向けてのこれまでの取り組みと今後の取り組みについて、教育長に伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県のそれぞれの小中学校では、学力調査などの結果から課題を把握し、どう課題を解決していくかというプランである改善計画書を作成して、対策を進めております。県教育委員会では、その計画書をもとに学校訪問等を行い、具体的な指導を行っているところであります。また、学力向上には家庭の協力も欠かせないことから、県で全国学力調査結果の本県の傾向を分析し、学力を伸ばすためのポイントをまとめた「みやざき学びのすすめ」というパンフレットを、小中学生がいる全ての家庭に配付し、学校と家庭が一つになって取り組む体制を整えているところであります。今後加えていく取り組みですが、今年度より学校や地域を指定して効果的な学習指導のあり方について研究を行っておりますし、その成果を全ての小中学校に普及するなど、積極的に学力向上対策に努めてまいります。

**○星原 透議員** 今、教育長の答弁の中で、今年度より学校や地域を指定し、効果的な学習指

導のあり方について研究して、その成果を全ての小中学校に普及し、一層の学力向上対策を進めるといことでありますが、やはり子供たちの学力が向上するには、先生方の指導能力のレベルアップも非常に大事だというふうに思っておりますので、この点についても、さらに努力いただきますよう、お願いをしておきます。

終わりに、投票率向上についてですが、本県でも期日前投票の活用を工夫すべき時期に来ていると考えます。期日前投票制度は2003年に創設され、選挙当日に投票に行けない有権者が、事前に投票できる制度であります。投票所は、各市町村に少なくとも1カ所の設置が義務づけられており、2カ所目以降は設置する数や時間などに特に制限はないため、自治体ごとにさまざまな取り組みがなされております。全国においては、投票率の向上を狙っているいろいろな工夫がなされており、若年層の投票を促すために、松山市では愛媛大学と松山大学に期日前投票所を設置、長野県中野市ではスーパーに投票所を設置、また松本市ではJR松本駅構内に投票所を設けるなどの事例がふえてきております。このように投票率アップのために、通勤通学や買い物のついでに投票できる方法や、期日前投票所まで無料バスを走らせたりするなど、投票に対する利便性を高めるための工夫をする自治体の取り組みがふえてきております。

実は、県議会議員選挙の都城市の投票率は、8年前が50.97%、4年前が42.97%、私は今回は40%を切るのではないかと危惧しております。そこで、本県でも、若年層や投票に行きにくい高齢者の投票率向上に向けた対策として、スーパーや大学などに期日前投票所を設置することや、交通が不便な地域へ、日時を設定して巡回バスや期日前投票所を設置するなど、投票

率向上に向けた新たな取り組みの検討が必要であると考えますが、選挙管理委員長にお伺いします。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 近年、国政選挙、地方選挙を通じまして、投票率が低下傾向にありますことから、投票しやすい環境を整備していくことは大変重要なことだと考えております。スーパーや大学などに期日前投票所を設置することにつきましては、施設の協力を得ることはもとより、二重投票防止のため、選挙人の投票状況を随時確認できるネットワーク環境の整備が必要となることなど、技術的な課題もございます。県選挙管理委員会では、施設への協力要請を行うなど、投開票事務を担当する市町村選挙管理委員会の後方支援となる取り組みを行っているところでありまして、技術的な課題につきましても、他県における先進的な事例等を参考にしながら、助言等を行ってまいりたいと考えております。また、交通が不便な地域へ順番に短時間の期日前投票所を設けたり、期日前投票の一定期間等にコミュニティバスの運賃を無料にするなど、そういった取り組みを県内で行っている自治体もございますので、各地域の実情に応じた投票環境の整備、投票率向上の取り組みにつきましても、引き続き市町村選挙管理委員会と連携を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 今、選管委員長のほうから話がありました。これから市町村の選管と協議を進めるといことでありますが、近年の選挙は大体50%を切っているのが現状であります。せめて60%以上ぐらいの投票率にするためにはどんな方策があるか、しっかり検討して、早期に解決方法を見つけてもらえばありがたい、そのように思うところであります。

平成27年3月2日(月)

以上で私の一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○押川修一郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時49分散会



3月3日（火）

# 平成 27 年 3 月 3 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	中 野 一 則	( 同 )
24 番	中 野 廣 明	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	( 同 )
34 番	横 田 照 夫	( 同 )
35 番	十 屋 幸 平	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	押 川 修一郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。赤いネクタイは井本議員のシンボルですが、私もきょうは赤であります。ブーゲンビリアの赤、情熱の赤であります。早いもので3月3日、桃の節句でございます。3月末をもって県のそれぞれの職場を退職される方々へ、長年の御労苦、御尽力に感謝を申し上げます。また、次なるステージへ進まれる議員、そして、余力を残し惜しまれて勇退される3名の議員各位、県民福祉の向上と県勢発展のため、長年にわたり御尽力いただいたことに対し、残る34名の議員を代表して、心からなる敬意と感謝を申し上げます。この3月、4月に新たな旅立ちをされる方々へ、生産量日本一、日南のスイートピーの花束を贈ってください。よろしく申し上げます。

また、きょうは耳の日でございます。しっかり私の質問を聞いていただいて、明快なる答弁をお願いするものでございます。

まず、観光振興対策について質問いたします。

県の長期ビジョンの「観光再生おもてなし戦略」において、現在1,518万人の観光入り込み客数を、2030年に1,680万人に、うち外国人観光客数19万人を80万人に、観光消費額1,545億円を1,800億円にする高い目標を設定されていま

す。その達成に向けた知事の思いを伺います。

後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

若者が将来への夢や希望を持ち、豊かさを実感できる宮崎を実現するためには、地域経済の活性化、そして、雇用の機会の拡大を図ることが重要であります。御指摘のありました観光は、本格化する人口減少社会の中にあって、交流人口の拡大により経済の好循環をもたらす重要な成長分野であると考えております。今回改定します長期ビジョンの長期戦略の一つに「観光再生おもてなし戦略」を掲げ、観光入り込み客数を現況の1,518万人から160万人以上ふやすという、意欲的な数値目標を設定したところであります。訪日外国人の大きな伸びがある一方で、我が国は人口減少がある状況であります。この目標数値もかなり高い目標ではあります。地方創生が求められる中、本県観光の再興に向けて、私が先頭に立って、官民一体となってこの目標の達成に努めてまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 まず、通告しておりました福祉医療対策は、重なりましたので取り下げをいたします。

答弁ありがとうございます。長期ビジョンの数値目標、人口減少が想定される中で大変高いハードルであると思っておりますけれども、官民一体となって、ともに頑張っていきたいと思いません。

過去最大となる13万トン級のクルーズ船が、7月7日、油津港に寄港するということで発表がありました。台湾発着の乗客約3,000人で

す。通訳ボランティアの確保、あるいは一度に100人以上受け入れる食事会場の確保を初め、これまで以上に観光地間の連携が必要になってきます。そこで、大型クルーズ船受け入れに伴う環境整備について、何点か伺っていきたく思います。

まず、先月22日に、クルーズ船の外国人観光客に対し、一体的なおもてなしをするなどを目的に、10市町と国、県で構成する県南部広域観光協議会設立準備会が開催されました。設立総会は、今月22日、日南市で開催予定とお聞きしております。協議会の概要及び県の立ち位置や役割についてお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 13万トン級の大型クルーズ船の受け入れは、今回が初めてであり、約3,000人のお客様を一度に受け入れることとなりますことから、これまで以上に、受け入れ体制の強化や観光ツアー全体の魅力向上、地域が一体となったおもてなしの充実などが重要であります。

このため、日南市を中心に、国や関係する自治体などで宮崎県南部広域観光協議会を設立し、地域が一体となって、世界に通用する魅力ある観光地づくりや、広域での受け入れ体制の構築に取り組むことにしております。また、この協議会には県も参加しまして、クルーズ船会社や旅行会社との調整を初め、貸し切りバスや昼食会場の確保、新たな広域観光ルートの設定などについても積極的に関与し、円滑な受け入れに向け、万全を期してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。県がしっかりコーディネートすることでこの協議会の機能が高まると思いますので、よろしく願いいたします。

それと、昼食会場の件でありますけれども、県南エリアは席数に限界があります。例えば駐車場と調理場が備えてあれば、特設会場も視野に入れていただいて、その対応も可能ではないかと思えます。そういった工夫も考え合わせていただくと受け入れが広がりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、観光地では、外国人観光客受け入れに伴って、多言語対応に苦慮されている実態があります。そこで、今議会の補正予算案に、新規事業の「外国人観光客受入観光整備事業」が盛り込まれています。情報発信環境の整備や移動しやすい環境の整備を予定されていますが、その事業内容と効果について伺います。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 訪日外国人観光客は、昨年、過去最高の1,341万人を記録しまして、今後とも増加することが期待されております。観光庁が実施しました訪日外国人への調査によりますと、滞在中にあると便利な情報として上位に来るのが、無料Wi-Fiと交通手段に関するものでありまして、外国人観光客誘客のためにも、これらの環境整備が急務になっております。そのため、県といたしましては、主要な観光地や交通拠点等に設置している観光案内板等に付加するWi-Fi機能を活用しまして、県の観光サイトである「旬ナビ」に接続できるようにするとともに、「旬ナビ」の外国語ページの充実を図ることとしております。また、バス停等の多言語化、公共交通機関を活用した外国人個人旅行者向けの周遊ルートの開発や、スマートフォンを生かした移動しやすい環境整備に取り組むこととしております。このような取り組みにより、外国人の受け入れ環境が充実し、外国人観光客の県内周遊と誘客促進につながるものと考えております。

○高橋 透議員 せんだっての春節で訪れた中国人の買い物観光が話題になったところでありますが、昨年10月から、全ての品目が消費税免税の対象になりました。このことも消費意欲を後押ししていると思います。補正予算案の新規事業に、「インバウンド需要を取り込め！免税販売促進事業」があります。免税手続の円滑等の期待がありますが、小さな個人店舗も免税店として恩恵を受けることが可能な環境整備も求められていると思います。外国人観光客の消費を取り込むため、県内における買い物環境を整えるべきと思うが、今後どのような取り組みを行っていくのか伺います。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 国内需要が縮小する中で、外国人旅行者、特に「爆買い」と言われます消費行動をとる中国人旅行者等の需要を取り込むことは、地域経済にとっても重要と考えております。このため、今回の追加補正予算で、外国人旅行者が買い物しやすい環境を整備するための事業をお願いしているところであります。具体的には、免税店をふやすために、許可申請に関する説明会を開催するほか、来年度から創設予定の、複数店舗が委託によって一カ所で免税手続を行える制度に取り組む商店街等を支援いたします。また、免税手続を簡単にできる機器等の導入を支援しまして、サービス改善を図りますとともに、本県の観光情報サイトに免税店情報を多言語で掲載することなどにより、本県を訪れる外国人旅行者の需要をしっかりと取り込んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 県内の消費は大変落ち込んでいまして、外国人観光客に期待するところは大変大きいと思うんです。ぜひ環境整備を急いでいただいて、受け入れをよろしくお願ひしたい

と思います。

日南海岸が国定公園に指定されて、ことしで60周年を迎えます。60周年を記念して式典などが開催されると思いますが、県や関係自治体ではどのような取り組みを予定されているのか、お伺ひいたします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 本年6月1日に、日南海岸国定公園が指定60周年を迎えますことから、宮崎市、日南市、串間市で構成する日南海岸活性化推進会議が中心となって、さまざまな記念事業の検討を行っております。主な計画としましては、鶴戸神宮での記念式典の開催を初め、合同事業として、今の日南海岸の風景を後世に残すための航空写真の撮影や、景観を妨げているダンチクという植物の除去などを実施しますほか、日南市ではジャカラダまつり、串間市では都井岬火まつりなど、既存イベントを記念事業として拡充することで地域を盛り上げるなど、年間を通じた事業が検討されております。県といたしましては、この会議にオブザーバーとして参加をしまして検討に加わるとともに、記念事業の情報発信を含め、できるだけの支援を行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。宮崎空港は、昨年、開港60周年を迎えたわけですが、「宮崎ブーゲンビリア空港」と愛称がつけました。昨年12月の「広報みやざき」に、「こんにちは河野です」という欄があるんですが、その選定のいきさつを詳しく知事が紹介されています。ブーゲンビリアは、岩切章太郎氏が宮崎の景観づくりの一環として普及に努められたもので、知事も、今回の空港愛称決定を契機に、今後、県内の観光地や沿道、街角、宿泊施設等でブーゲンビリアの植栽をふやしていきたい

いと、「広報みやぎ」にも書かれていました。国定公園指定60周年を迎えた日南海岸の観光振興について、ブーゲンビリアの植栽など、知事はどのような思いを描かれているのか、お伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今、岩切章太郎さんの話ありがとうございました。宮崎観光の父と呼ばれた岩切章太郎さんが、日本で初めてとなるロードパーク構想を展開して、日南海岸は昭和30年に国定公園に指定をされたとお伺いおるところでございます。おとといも高等水産研修所の終業式で日南に参りまして、行き帰りの220号、本当にこの海岸沿い、すばらしい景観だなと。私も、いつも公用車の中からスマホで何枚もついつい写真を撮ってしまうんですが、本県をあらわす代名詞の一つ、本当にすばらしい観光地の要素であろうと考えております。これからも関係自治体、関係機関と連携をしながら、景観の保全はもとより、観光スポットにブーゲンビリアなどの花の植栽を推進する。そして、全体として大事なことは、岩切章太郎さんの情熱や思いというものを次世代に継承していく。そして、おもてなしや観光の宮崎を築いていくことではないかと考えておりますので、この日南海岸ということも、美しい宮崎づくりの一つの重要なポイントとして取り組んでまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ブーゲンビリアの花言葉は、「情熱」と「あなたしか見えない」ということらしいですけれども、宮崎の観光しか目に入らないおもてなしで、日南海岸国定公園の再生を図っていただきたいと思っております。

東京の池袋に、家族5人で経営を始められた「ファミリーイン西向」、西向と書いて「サイコウ」と読むんですけれども、この旅館は、実

は東京23区の中で第3位に人気がある、そういう位置づけにあるそうですが、とりたてて和の趣とか落ちついた風情があるわけではなく、温泉もないわけです。ただ、外国人観光客から言わせると、「清潔で美しい」「温かく親切」「自分の家みたい」ということで、また戻ってきたいという印象を物すごく与えてくれる旅館らしいです。当たり前のことだと思うんですけども、観光地にリピーターを呼び込むキーワードは、「清潔感」だと思うんです。清潔で美しさを醸し出すすべは、工夫次第ではお金をかけずにできますので、清潔さ日本一の宮崎観光をつくっていただくことをお願いしたいと思っております。

次に、大河ドラマ及び朝の連続ドラマ誘致戦略について、お伺いをしていきます。

横田議員が代表質問で、大河ドラマの誘致を質問されました。NHKの大河ドラマや朝ドラの誘致には今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。行政単体による要望活動だけでは厳しい誘致合戦には勝てないと思いません。県民を巻き込んだ官民挙げての盛り上がり、機運を高めることが重要であると考えます。県民運動の展開に当たっては、県民がもっと郷土の偉人の功績について学び、顕彰していくことが大切だと思います。

そこで、宮崎の偉人を考えたとき、やはり小村寿太郎侯の名前が真っ先に挙がります。以前も指摘をしましたが、県としての小村寿太郎侯への顕彰が不十分だと思います。県の考えを伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 小村寿太郎侯であります。近代日本の歴史の転換期に、外務大臣として我が国の外交を担い、ポーツマス講和条約の締結や不平等条約の改正による関税自主権の

回復など、数々のすばらしい功績を残されているところでありまして、本県のみならず、我が国にとって偉大な人物であろうと考えております。

現在、本県は、人づくりが最も重要ということで、人財づくりにさまざまな形で取り組んでおるわけですが、本県の心豊かでたくましい人財を育てていく上でも、お話のありました小村寿太郎侯、また、昨日も議論のあった伊東マンショ、石井十次などの偉人につきまして、県民、特に青少年が学ぶ機会を今後とも積極的に設けてまいりたいと考えておるところでございます。基本的には、それぞれの偉人を顕彰する顕彰会が民間ベースでできて、それを市町村と一緒に取り組む、県としてもサポートするということが今、進んでおるわけですが、今後ともそういう連携体制のもとに、県としてもできる限りのことをしてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 横田議員は、島津義弘公を大河ドラマにと質問されましたが、飢肥藩出身の私としては、伊東家の歴史秘話をお願いするものであります。天下分け目の木崎原の合戦、ある書き物には、伊東軍3,000に対し、島津軍300だったらしい。その300に負けた。伊東軍は、勝利を確信して、よろいを脱いで近くの河原で水浴びをした。そのすきに島津軍が攻撃をして敗北したということを聞きます。「勝ってかぶとの緒を締めよ」というのは、この戦のときにできた言葉ではないでしょうか、まさに油断そのものであったというわけでありまして。

先日、「伊東マンショを語る会」主催で、鹿児島県立図書館長の原口泉さんの講演を聞く機会がありました。この方は、NHK大河ドラマ「篤姫」などの時代考証もされる方でございます。

伊東氏は、関ヶ原の戦いの後に飢肥城を与えられるわけですが、キリシタンであったことを必死に隠さざるを得なかった秘話もあるとのことでした。伊東マンショを絡めての大河ドラマもおもしろいと思います。

話題は横道にそれますが、知事もおっしゃいました、伊東マンショの肖像画がイタリアで発見されたことが、昨日、井上議員からありました。ことし、世界万国博覧会で知事はイタリアに行かれます。ぜひ、そのときにマンショの肖像画も見てきていただきたいと思うんです。そして、その後に里帰り展示もできると大変ありがたいなと思うことを申し上げておきます。

話題を小村寿太郎侯に戻したいと思います。小村寿太郎侯を顕彰する事業として、高校生を対象にした弁論大会があります。生誕地の飢肥・小村記念館で開催されていますが、いま一つ盛り上がり欠ける感があることは、これまでも申し上げてきたところであります。生誕地では別な取り組みを実施する前提で申し上げておきますが、弁論大会を県都宮崎市で開催するのも、顕彰を盛り上げる一つの方法ではないかと思っております。教育長の考えを伺います。

**○教育長(飛田 洋君)** 小村寿太郎侯は、宮崎の誇る、日本が誇る偉人であり、先賢として、県を挙げて顕彰されるべきと考えております。その意味においては、顕彰の弁論大会も、より多くの県民の皆さんに御参加いただけるよう、宮崎市で開催することも意義があると思っておりますが、一方で、日南市が小村侯生誕の地であるからこそ、日南市での大会開催も大きな意味があると考えております。私は、この大会の主催者、県奨学会の理事の一人でもありますので、理事会でこのことを話題にしてみたいと考

えております。

しかし、いずれにしましても、小村侯の偉業を、子供たちを初め県民の皆さんへ、しっかり伝えることこそ大切であり、宮崎県がつくっています社会科の副読本、それから県教育委員会のホームページのほか、実は、本県の高校入試の問題にもたびたび小村侯を取り上げておりまして、さまざまな場面で紹介に努めているところでございます。

**○高橋 透議員** 私は、子供たちもそうなんですけど、より県民の方々に、いかにこの小村寿太郎侯を伝えるかだと思っているんです。そのことにちょっと弱さを感じるものですから、申し上げた次第であります。いろいろ検討をしていただきたいと思います。

小村寿太郎侯を題材にしたNHK大河ドラマ、ぜひ誘致していただきたいと思うんですが、改めて知事に決意を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県を舞台にした大河ドラマの制作の要望につきましては、これまでNHKに対して、私もでありますし、担当部局も、機会を捉えて取り組んできたところであります。以前も答弁をしましたように、NHKがどのような素材を選ばれるかというのは、その時々時代の要請もあるのかなとも感じたところであります。私としては、小村寿太郎侯を初め郷土の先覚者等を題材とした大河ドラマ等の誘致につきまして、今後とも粘り強く要望し続けるという思いで——現在の大河ドラマ「花燃ゆ」のプロデューサーは、本県出身者というふうに伺っておるところでございますが、いろんなルートもあろうかと思っております——働きかけ、アピールというものを積極的に行ってまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** よろしく願いいたします。

突然ですけれども、稲用副知事に、次のことに共通することは何か、お答えをいただきます。「マッサン」「花子とアン」「ごちそうさん」「あまちゃん」、ずっとさかのぼって、「雲のじゅうたん」「おはなはん」。さて、共通するものについてお答えをいただきたいと思っております。

**○副知事(稲用博美君)** 最後のほうでわくわくするような懐かしい名前も出てきまして、いずれも大変評判になったNHKの朝ドラだと思います。ヒロインがその当時とてもかわいく、そして、台本というか、内容もとてもすばらしかったと思っております。そして何よりも、全てのドラマに共通して言えますのは、最後には「ん」がついていたということだと思いますので、宮崎でも「ん(ウン・運)」をつかめたらと思います。

**○高橋 透議員** 前置きが長かったようですが、大正解です。最後が「ん」で終わっているタイトルなんですね。これはNHK朝ドラのジンクスがあって、「ん」がつくことで高視聴率が出るということ。あくまでもこれはジンクスですから。高視聴率ベスト3を調べましたら、1位が「おしん」です。次が「繭子ひとり」「藍より青く」、これは古いですね。「ん」がついていません。ワースト3は、「ウェルかめ」「つばさ」「瞳」だそうです。飢肥が舞台になった「わかば」がございましたが、「わかば」です、「わかばん」じゃありません。余り視聴率は高くなかったと思いますが。朝ドラは6カ月という長いスパンですから、視聴率が上がって話題になると、観光PR、大変効果も大きいんです。

そこで、宮崎フィルム・コミッションがごさいますが、ここの活動について、これまでの実



績と今後の力の入れようについてお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 県内で映画等のロケが行われますと、関係者の宿泊など直接的な経済効果とともに、本県の豊かな自然景観や「食」等が、映像作品を通じて県外に紹介されますことから、本県の魅力を全国にアピールする手段として、非常に有効であると考えております。このため、宮崎フィルム・コミッションでは、昨年度全国で公開されました映画「あさ・ひる・ばん」に続きまして、今年度も、映画2作品、2時間ドラマ1作品を初め、本県のPRに資する映像作品に対して、ロケ地の紹介や関係機関との調整などの制作支援を行っているところであります。今後とも、県内各市町村や民間団体等とも連携を図りながら、引き続きロケへの支援を行いますとともに、積極的に制作者へロケ地情報の提供を行うなど、誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** よろしくお願ひいたします。

次に、県民の足を守る取り組みについてお尋ねをさせていただきます。

まずは、JR九州株式会社上場に伴うローカル線の問題であります。宮原議員からも質問がありましたが、JR九州が、2016年度末に株式上場を目指すと発表されました。青柳俊彦社長は、次のように言われています。「株式上場、つまりJR九州を完全な民間会社にするのです。国土交通省や国会の審査に耐え、投資家に株を買ってもらえる会社にする。そのために、何をおいても鉄道事業の収支改善が急務です」と語られました。その後、2月19日付の西日本新聞に、「JR九州19路線赤字、黒字1路線」の見出しが出ました。年間約156億円の赤字だそ

うです。日豊本線も赤字。問題は、ローカル線の存続であります。株式上場発表後に、指宿枕崎線も検討対象になることが明らかにされた記事を見ました。区間によっては、運転手1人で乗客1人というところもあるらしいです。そこで、日南線と吉都線の現状と存続に向けた対策について、総合政策部長にお尋ねします。

**○総合政策部長（橋本憲次郎君）** 日南線、吉都線は、通学・通院など地域住民の移動手段として、また観光等地域活性化の観点からも、重要な役割を果たしているところでございます。しかしながら、利用者が、昭和62年度のJR九州発足時に比べ半数程度となるなど、厳しい状況にございまして、路線維持を図る上で、利用促進が大きな課題であると認識しております。

このため、県におきましては、沿線自治体で組織するJR日南線、吉都線の利用促進団体が行う取り組みや、観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行に対する「宮崎県鉄道整備促進期成同盟会」の運行補助等の支援のほか、鉄道の利便性・快適性の向上などにつきましても、機会あるごとにJR九州に対して要望してきているところでございます。

県といたしましては、完全民営化後も路線の維持・充実が図られるよう、今後とも、沿線自治体と一緒に知恵を絞りながら、利用促進に取り組めますとともに、利用しやすいダイヤの設定や増便など、利便性・快適性の向上などにつきましても、引き続きJR九州に対して粘り強く要望してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 答弁はよくわかりましたが、実態は、地元は残念ながらさめているんです。だから、私は危機感を喚起していただきたい。私たちも含めてそれは一緒になってやらないと、とんでもない事態にならないか。日南線に

限って申し上げますと、南郷駅以南、かなり激減しているはずですが、農林高校がなくなりました。そしてまた、農林高校と振徳商業と工業高校、3校統廃合したと同時に、実はスクールバスになったんですね、串間から。結果的に実現はしませんでした、実は日南高校もスクールバスを検討したんです。結果的に希望者が少なく、それはなかったことになりましたけれども。鉄道の強みというのは、時間が正確だということです。それと、料金が安いということなんです。そういう意味では、ぜひ鉄道はないと困る。いろいろ努力はされていますが、例えば、通学者の多い飢肥と南郷間はまだ本数をふやせないか。そのことによって、振徳高校のスクールバスは鉄道にまた帰ってくるかもしれないんです。そういった工夫もしていただきながら、JR九州にさらなる要望活動を強めていただきたいと思います。

次に、路線バスの関係で申し上げます。小豆島、ここに路線バスは当然あるわけですが、小豆島バスが国と県の補助金約4,000万円を不正受給したという事件がありました。補助金の交付要件、1路線当たり1日5人以上の乗降客がいることになっています。5人を下回ると、国・県の補助金が減額されていくことになっています。わかりやすく言いますと、その人数を水増しして補助金を受けていたということで事件となったということですが、ただ、住民の足を守るために不正を行ったんじゃないかという捉え方もできるわけで、非常にこれは深刻な問題です。ここまで地方の路線バスは追い込まれているという実態があるということですが、この現状をどう思われるのか、知事に所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 県内の路線バスにつき

ましては、通学・通院など地域住民の移動手段として、非常に重要な役割を果たしているわけですが、少子化などの影響により、利用者が、最盛期が昭和44年度ということではありますが、そのときと比べて約8分の1程度となるなど、大変厳しい状況にあるわけでもあります。路線の維持が重要な課題であると認識をしております。

このため県では、広域行政の立場から、複数の市町村間をまたぐ広域的なバス路線の維持を図っており、一方、市町村では、コミュニティバスや乗り合いタクシーを運行するなど、地域住民の日常の移動手段を守る取り組みを行っているところであります。先ほど鉄道網の御指摘の中で、危機感をということもありましたけれども、バスについても同様であろうかと思っております。公共交通網の維持・充実、地方創生の大きな柱でもあろうかと考えておりますので、県としては、今後とも、市町村や交通事業者等、関係者とも十分連携をし、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 補助金の仕組みは、国が減らすと県も減らすんですね。だから、この補助制度を改める。いわゆる、5人以下になっても、全部とはいかないでしょうから、重要路線については減らさないというような制度の改正も求めるべきじゃないか。総合政策部長に答弁を求めます。

○総合政策部長(橋本憲次郎君) 国の現行の補助制度におきましては、乗車人員が基準を満たさない場合は、補助金額算定の過程において一定の割合でカットされ、その結果、バス事業者が赤字を抱えながら、または市町村が独自に上乗せ補助を行い、路線を維持しているという

のが現状でございます。このことから県では、毎年行っております「みやぎきの提案・要望」において、国に対して、地方の実情を十分に踏まえた上で、路線バスの補助制度の充実・改善及び財源の確保を図るよう、要望を行っているところでございます。路線バスは、住民の生活を支える基礎的なインフラでありますことから、県といたしましては、今後もその維持・充実に取り組めますとともに、国に対して、制度改正も含め、さらに積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に移ります。水産業の振興についてお尋ねしたいと思います。儲かる漁業の実現につきましては、高鮮度などの品質向上に加えて、本県農畜産物の既存販路を活用した飲食店の開拓など、魚価向上、いわゆる儲かる漁業に結びつく取り組みが重要と考えますが、県の考え方を伺います。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 現在、県では、カツオ一本釣り漁業などにおいて、コストの削減や漁獲物の付加価値向上など、収益性の高い漁業モデルの実証に取り組んでいるところであります。このような取り組みを魚価に反映させるためには、御指摘のとおり、既存の本県農畜産物の販路を活用し、有利な販売先を開拓する取り組みも重要であると考えております。このような視点を踏まえ、県としましては、現在、漁連が漁協と連携しながら進めている販売体制の構築への支援を通じ、多様な販路開拓の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 魚料理単品ではどうしても消費に限界があると思うんです。今、東京などで

需要が高まっておりますみやぎ地頭鶏とコラボした食事の提供など飲食店の開拓、こういったところができる大変おもしろいので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

次に、花卉振興についてお尋ねしていきます。花卉振興に関する法律が制定をされたわけですが、今後、県は花卉振興条例を制定し、花卉振興に関する施策を総合的・計画的に推進していく考えはないか、お尋ねします。

**○知事（河野俊嗣君）** 花卉は、本県農業の基幹作物の一つでありまして、その振興を図ることは大変重要であると考えております。本県が誇るスイートピーやラナンキュラスなどのオリジナル品種の開発や、種苗供給体制の整備による産地育成などに取り組んでいるところであります。スイートピーやラナンキュラス、非常に多種多様なものがある。先日、本県でイベントをされたベルギーのフラワーアーティスト、ダニエル・オストさんも絶賛されておったところではありますが、そういう技術開発、そして、恵まれた温暖な気候を生かした花卉生産は、本県の強みであろうかと考えております。

県としましては、「花きの振興に関する法律」に基づき、まずは花卉振興計画を策定し、安定的な生産と供給ができる、競争力の高い産地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。御提案をいただいた条例につきましては、今後、研究を進めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 花卉振興条例は、岐阜県がいち早く、議員発議ではありましたが、策定をされました。本県は、まず、花卉振興計画を策定していくということですが、県の責務とか県民の役割を明確にして、さまざまな事業に取り組むことが大事かなと思っています。フラ

ワーショールというのは、先駆けての先見性のある取り組みだったなと私は思っております。観光客を初めとする来県者をお花でおもてなしすることが当たり前になる機運、こういったことをつくるのが大事だと思っております。

あと、オリンピックに向けての戦略はどうなっているのかお尋ねをしますが、メダリストに贈られる勝利の花束、いわゆるビクトリーブーケを宮崎県産花卉で取り組めないものか。その可能性について、専門的な見地から農政水産部長に答弁を求めます。

**○農政水産部長(緒方文彦君)** オリンピック・パラリンピック東京大会で使用されますビクトリーブーケや会場の装飾用に県産花卉が採用されることは、本県花卉のPRを図る上で大変有意義で効果的であると考えております。このような中、国においても、平成27年度からビクトリーブーケに使用する花卉の選定を始めると聞いております。本大会は7月から9月の暑い時期での開催となっていることから、本県では、スイートピーなど主力となる花卉の出荷時期ではありませんが、中山間地域を中心に生産されているトルコギキョウや、キイチゴなど新たな品目の産地育成も図りながら、県産花卉が選定されるよう、生産者、関係団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ロンドンオリンピックでは4,500~4,600本使用されたと聞きますし、パラリンピックもあるわけですから、相当な数になります。東京オリンピックで本県産の花卉が採用になりましたら、物すごい話題となるわけです。はかり知れない宣伝効果も期待をされます。今考えるだけでわくわくします。ただ、ございましたように、猛暑の中のオリンピックで

すから、暑さに耐えられる花であること、それと、花の物語性も大事だとお聞きをします。ハードルは高いかもしれませんが、本県産の花卉が採用されるよう、積極的に働きかけていただきたいということを要望するわけですが、担当課へしっかり指示を出されるよう、知事の意気込みを伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、日本国内のみならず、世界が注目する一大スポーツイベントなわけであります。このイベントに際して、宮崎ならではの貢献ができないか。そして、それを行うことにより、本県の活性化にも結びつけてまいりたいということで、おもてなしプロジェクトに取り組んでおるところであります。例えば、本県の木材や木材利用技術を選手村等で活用できないかという提案をさせていただいておりますが、今、議員に御指摘いただいた県産花卉が使われるということ、これも大変意義深く、また絶好のアピールの機会になるのではないかと考えております。ビクトリーブーケですとか会場装飾だとか、いろんな機会はあろうと思いますが、そういう中で、本県産の花卉がどのような貢献ができるのか、今後、さまざまな情報収集もしながら、生産者、関係団体と連携して、しっかり対応してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 私は、複数の県でビクトリーブーケをつくってもいいのかなと思っているんです。どうしても夏の花は北のほうに分があるのかなと思います。そうであれば、カスミソウという花がありますが、センターにある花を盛り立てる脇役の花と言うかもしれませんけれども、宮崎には、先ほどありましたキイチゴ、ベビーハンズと言うらしいですけど、葉物です

が、こんなことの取り組みも、いろんなアイデアを出して、ぜひ、ビクトリーブーケを本県産花卉で贈呈できるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、土木行政について伺います。

重要港湾であります油津港は、県内で唯一、耐震岸壁への整備がなされていませんでしたが、港湾計画が見直されることになり、その整備が期待されるようです。港湾計画の変更内容について伺います。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 油津港の港湾計画につきましては、平成19年に改定を行いまして、新規に整備する11号岸壁を、緊急物資輸送のための耐震強化岸壁に位置づけていたところです。しかしながら、その整備には多くの費用や長い時間を要するため、南海トラフ巨大地震の備えとしまして早期整備を図る観点から、大型チップ船が利用している既存の10号岸壁を耐震強化・改良する計画に変更することとしたものであります。今回の計画変更につきましては、現在、宮崎県港湾審議会から、適当であるとの答申をいただいております。今月、国において開催されます交通政策審議会港湾分科会で審議されることとなっております。

**○高橋 透議員** 今後の事業予算の確保、進捗を期待するものであります。よろしく願います。

次に移ります。不動産会社から依頼を受けた日南の畳業者が、県営住宅入居前の畳をチェックに行ったところ、納入業者が熊本の業者だったため、かなり憤慨されて私に話をされました。これまで市町村を飛び越えての発注はあったようですが、県外業者が入ってきたのは初めてだそうです。そこで、元請業者から下請業者への県内発注率とその対策についてお尋ねしま

す。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 県では、県工事の受注者に対しまして、工事請負契約約款等により、下請負人を県内業者から選定するよう努めることを規定しますとともに、工事発注の都度、直接文書で手渡して要請しており、あわせて、県外業者から選定した場合には、報告を義務づけているところであります。また、契約額1,000万円以上の工事につきましては、受注者に、下請業者名や下請代金の支払い状況等についての報告を求めており、平成25年度の県内下請業者への発注率は、件数ベースで85.5%となっております。下請工事におきまして、県内建設業者の受注機会の確保を図ることは、県内の建設業者を育成する観点から大変重要でありますので、県工事の下請負人につきましては、引き続き、県内建設業者が受注できますよう取り組んでいきたいと考えております。

**○高橋 透議員** 件数ベースで85.5%、額面ではもうちょっと低かったと思いますが、80ちょっとだったと思います。里山資本主義、域内でお金を回す。いわゆる地域経済循環システムを推進するというのが、河野知事の政治姿勢の一つだったと認識をしております。地域経済循環システム、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、一時の公共事業の減少から事業量が増加してきた一方で、建設労働者の人材確保に苦慮されている現状がございます。特に専門工事下請業者については、賃金の低さや高齢化で人材育成も困難になってきている現状があります。大工技能士に至っては、建築業務が付随しているときに元請業者が雇用するのが常態化しているため、その不安定な職を敬遠する傾向があります。このままでは、大工技能士がやがて

いなくなることも、そう遠くない将来に現実となります。建築大工技能士の常時雇用を入札要件として義務化できないのか、県土整備部長にお尋ねします。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 県発注の建築工事におきましては、品質を確保することが大変重要でありますことから、建築大工を初めとする技能士による施工を工事特記仕様書により義務づけているところです。建築工事は、公共工事に限らず、全般的に専門化、分業化が進んでおりまして、例えば大工、左官、塗装などの専門工事につきましては、元請業者が指導・監督しながら工事を完成させるという形態が通常であります。こうしたことから、入札参加資格に建築大工技能士の常時雇用を付加することにつきましては、現時点では、常時雇用の技能士が少なく、応札しようとする企業が限られるなど、解決すべき課題もございますので、今後、関係団体と意見交換を行いながら、建築工事における技能士の育成や活用に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、年初めだったんですが、日南のある市議の方から電話が私にありまして、県病院の清掃業務の方々の賃金、労働条件を知っているのかとお尋ねです。低賃金で一生懸命働いているよということでありました。私は、それは指定管理者で選定された業者が入っていて、恐らく最低賃金に近い給与で働かされていると思ひますよと。だから、私たちは以前から、公契約条例を導入することを議会でもお願ひしていましたが、まだ実現していないんですよということをお言ひして、ぜひ世論を喚起してくださいと申し上げたところであります。

そこで、知事に伺ひます。県発注工事における適正な下請契約や技術者の確保・育成はもちろんのこと、地域活性化に資する賃金・労働条件を盛り込んだ公契約条例の制定について、早急に制定すべきと考えますが、答弁を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 県発注工事における適正な下請契約や技術者の確保・育成等につきましては、県内建設産業の健全な発展はもとより、地域経済の活性化に資することから、賃金等労働条件に関する法令遵守はもちろんのこと、入札・契約におけるその取り扱いについて、実効性のある取り組みに努めていく必要があると考えております。公契約条例の制定に関しましては、国際労働機関の条約批准や公契約法の制定に関する国の動向を注視しているところでありますが、今後とも、関係団体を初めとするさまざまな御意見を伺ひながら、他県の条例制定状況等につきましても把握に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** これまでは国の動向ということでありましたが、そこから一歩出ていただいたようであります。関係団体からの意見聴取あるいは他県の条例の状況、今後ともいろいろと検討をぜひ進めていただきたいと思ひます。

最後になりますが、教育問題についてお尋ねをしてまいります。

日南くろしお支援学校にスクールバスで通学している串間市の子供、約90分要しております。障がいのある子供たちが長時間通学している実態をどう考えていらっしゃるのか、何か工夫できないのか、教育長にお伺ひします。

**○教育長（飛田 洋君）** 日南くろしお支援学校には、串間市からスクールバスで通学する児童生徒が16名おりますが、乗りおりに時間がか

かりますことや、地理的な条件もありまして、長時間の通学となっており、子供たちに負担をかけていると感じているところであります。障がいのある児童生徒が、より専門性の高い教育を受けるために、日南にある日南くろしお支援学校に通学していただいているところであります。通学に要する時間は長時間ではありますが、安全・安心であること、それから、できるだけ負担の少ない通学をさせたいと考えておりまして、トイレの利用ができる場所を停留所として3カ所設けるとともに、スクールバスには専任の介助員を添乗させ、乗車中や乗りおりの際の安全確保に努めているところであります。

○高橋 透議員 スクールバスをもう一本ふやす方法もあると思うんです。ただ、残念ながらそれでも60分はかかるらしいです。串間からの通学者、今、16名とおっしゃいましたが、それであれば、子供たちの負担を軽減するためにも、福島高校に分校設置はできないのか、教育長のお考えをお聞きます。

○教育長(飛田 洋君) 本県の特別支援学校におきましては、近年の少子化の中ではありますが、在籍数がここ10年で300人程度増加しているということ、そのためには、教育環境の整備、例えば教室不足をどう解消するかということなどが喫緊の課題となっております。また、子供たちの障がいの状況が重度化・重複化していることに対応するため、教職員の専門性をさらに向上させることや、子供たちが将来、社会的・職業的に自立した生活を送ることができるようにするため、職業教育を充実させることなど、障がいのある子供たちのさまざまなニーズへの対応が求められるなど、今取り組むべき課題がたくさんございます。御指摘の分校設置も含め、そのようなさまざまな課題に的確に対応

するため、県全体の特別支援学校の整備充実のあり方について検討していく必要があると感じております。

○高橋 透議員 小林とか高千穂は分教室になっているわけですが、学校行事を合同で実施したりとか、あるいは休み時間とか放課後に、障がいのある・ない子供たちが一緒に遊ぶわけです。日常的な交流ができるわけですから、教育的効果は大きいと思うんです。教育長、今、検討する必要があるという答弁をいただきました。本当にありがとうございます。仮に福島高校への分校設置ということになれば、福島高校は間違いなく残ると思うんです。岩下議員も喜んでいただけたと思います。いろんな方法があると思うんです。思い切って小中高一貫、こういった形もあるんじゃないかと思うんですが、小中高一貫のインクルーシブ教育がもし実現できれば、全国から視察が殺到しますよ。経済効果も出て、串間市の人口減少に歯どめがかかるかもしれません。いろんなことが出てきますから、好循環になるようにいろいろ申し上げましたけれども、要は、障がいのある・ないにかかわらず、子供たちの視点に立った学校づくりが大事であります。インクルーシブ(包括的)教育の実現に向けて、今後、丁寧な議論と検討をよろしくお願いします。

最後になります。方言を学び生かす教育についてお尋ねをしてみたいです。対人関係づくりが苦手な子供がふえていると聞きますが、その背景に、地域の文化として当たり前だった方言が使われなくなった、衰退してきたことも関係していると分析をされる教育者もいらっしゃいます。方言のいいところは、かしこまらずに気軽に話せるところにあります。方言がいつの間にか使われなくなり、存在すら知らない世代が

ふえています。学校や地域において方言を学び生かす取り組みをどのようにされているのか、教育長に伺います。

**○教育長(飛田 洋君)** 「あちい、あちい日じゃった。川では魚(いお)釣りが盛んで、めえにちんごと、あい(アユ)をかける人がおったげな」、こう、私の目の前で、西米良の村所小学校の子供たちが米良言葉で語ってくれました。語り継がれた民話を披露してくれました。このように方言は、風土や地域に根づいている文化のすばらしさを伝えるものであり、宮崎人の宝であり、魂とも言えるものだと考えております。

県教育委員会では、方言を学び生かすために、宮崎弁の民話を、文字だけではなく、その語りの音声をCDにおさめた「宮崎の言の葉」と題する教材や、方言を教材として活用できるホームページを作成し、学校で指導に使っていただいております。学校では、国語の授業で方言について学習することに加え、総合的な学習の時間等で、地域の人との交流を通し、実際の方言に触れる機会もあります。また、複数の地域では、方言かるた遊びや方言ラジオ体操など、方言を生かす取り組みが行われているところでもあります。

**○高橋 透議員** 今、教育長からありました方言かるた遊び、日南にも方言を守り残す活動を地道にされている方がいらっしやいまして、方言かるたを作成して、市内の小学校に配付をして活用された経緯があります。南郷町のハートフルセンターは、ことしで開館20周年です。その記念行事の一環で、方言かるた大会も企画されているようですから、時間がありましたら、出席いただくとありがたいなと思っています。

いろいろと今、陰湿ないじめとか虐待とかあ

ります。方言の復活で、こういった陰湿ないじめとか虐待も少なくなるかもしれないと思います。また、決して強要はいたしません、気軽に方言で会話ができるような町、村になれば、なお一層その村の一体感が生まれて、暮らしやすい地域になると思います。やむを得ず大都会に出ていく子供たちが、宮崎県人として誇りを持って、東京のど真ん中で堂々と方言を話すことを期待するものであります。

そろそろ1時間目の授業も終わりに近づきました。ここで、最後に方言の勉強をして終わりにしますが、お江戸からお越しの内田副知事に聞きます。わからないときはわからないでいいんですが、「けしんめ」はわかりますか。「服をけしんめに着ちよるが」。裏返しなんですよ。「おなきん」、「腹ばいんせんじ、おなきんにせんか」。うつ伏せではなく、仰向け(おなきん)にせんか、なんです。同じく、東京から警察本部長、お見えですが、犯人を追いかけると言いますね。追いかけるは「うっしらかす」なんですよ。だから昔は、宮崎の警察の方は「はよ、うっしらかさんか」と言われたんですね。「もっとうっしらかせ」は、「さでうっしからせ」と言うんです。そういう方言がなかなかわからなくなった宮崎県であると思いますが、方言で議場が和やかになったようであります。これで河野県政もあんべらしゅう(うまく)いくと思います。

以上で、私の今期最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○福田作弥議長** 次は、徳重忠夫議員。

**○徳重忠夫議員**〔登壇〕(拍手) おはようございます。質問をさせていただきたいと思っております。ただいま高橋議員が方言で楽しく締めくくっていただきました。実は、都城でも方言に



よってラジオ体操第一をやっております。全公民館に配付をしております、楽しく今、ラジオ体操第一が都城方言で行われているということをお報告申し上げておきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

知事は、昨年末の選挙において、約34万票という多くの票を獲得されまして、見事に再選を果たされました。まことにめでたうございます。知事の1期交代が続いてきた本県にとりまして、県政の安定という意味でも非常に喜ばしいことだと思っております。これだけ多くの県民の負託を受けた2期目に当たっては、これまで以上に明快な政策目標を打ち出して、任期中にこれだけは必ず達成するという強いリーダーシップを持って県政を推進していただきたい、このような私の思いから、まずは、知事の政治姿勢についてお伺いをさせていただきます。

1月末に、平成24年度県民経済計算の推計結果が発表されました。これによると、本県の1人当たりの県民所得は228万1,000円であり、前年度と比較すると1.1%増加し、4年連続の増加となりました。このことは大変喜ばしいことだと思っております。しかし、全国順位では、ここ数年、45位から46位といった低迷状態が続いております。今後、下位グループから脱出できるかどうかは不透明な状況だと思っております。また、賃金構造基本統計調査については、昨年9月の定例議会においても私は質問をいたしましたところですが、先月、厚生労働省から平成26年の結果が公表され、本県の賃金は毎月23万8,000円で、前回の調査から1万円程度増加したものの、全国順位は44位でありました。前回は全国最下位という状況でしたので、改善が見られたことは大変うれしく思うところであ

りますが、まだ下位グループであり、県民生活のレベルでは、なかなか賃金向上や景気回復の実感が感じられないというところが問題だと思っております。

本県の県民所得や賃金を上げていくためにどうしたらよいかということですが、私は、何よりも産業の振興が必要と考えております。そこで、知事は、県民の絶大なる信頼を受け、2期目の県政を担うわけですが、低迷を続ける県民所得の向上を目指し、どのように本県の産業振興を図ろうと考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上を壇上での質問とし、後の質問は質問者席からいたしてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

1人当たりの県民所得は、地域経済の状況を示す重要な指標であると認識しております。この向上のためには、本県の産業の振興を通じて、地域経済・雇用の底上げを図ることが大変重要であると考えております。このため、今回の県総合計画の改定に当たり、長期ビジョンの戦略を見直し、新たに、「産業成長戦略」「地域経済循環戦略」「観光再生おもてなし戦略」を掲げたところであります。具体的には、本県の特性を生かしたフードビジネスを初めとする成長産業の育成加速化や、競争力の高い中核的企業の育成、観光振興などにより国内外から外貨を呼び込むとともに、中核的企業と県内中小企業等との取引拡大を推進し、地域でお金を循環させ、地域経済の活性化と雇用拡大を目指すこととしております。さらには、新たな商工業分野の産業振興に係るビジョンや戦略の策定、産学官の連携の強化など、戦略的に産業の活性化を図り、県民所得の向上と安定した県民生

活の実現につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○徳重忠夫議員** ただいま知事から答弁をいただいたところでございまして、本県の特性を生かした産業の成長加速化や、本県経済を牽引する中核的企業の育成などは、いずれも重要な視点でありまして、本県の産業振興を図る上で不可欠な政策であると思っております。しかし、県民の皆さんにこの知事の政策を理解してもらうためには、具体的な取り組みの例によって、よりわかりやすく説明する必要があると、このように思っております。そこで、産業振興についてどのようなことを考えていらっしゃるのか、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** まずは、フードビジネスを初めとした本県経済を牽引する成長産業の育成を図りたいと考えております。このため、食品開発の中核施設として整備しましたフード・オープンラボを最大限活用しますとともに、ことし9月のミラノ国際博覧会の出展を契機に農林水産物の輸出拡大を図るなど、生産から販路開拓、人材育成まで、総合的に県内企業を支援してまいるところであります。さらに、県内経済が自立的に循環していく仕組みを構築するために、域内取引の活発化、本県の豊富な森林資源を活用した木質バイオマス暖房機の導入支援、焼酎原料となる加工米の域内生産拡大などに取り組んでまいります。

また、昨年は、宮崎一大分の高速道路を割引料金で利用できる「大分・宮崎ドライブパス」キャンペーンを実施したところでありますが、東九州自動車道の伸展を見据えた誘客にさらに力を入れますとともに、都城志布志道路の整備を進めて誘客にも結びつけていくところであり、外国語看板の設置など、一層の外国人観光

客対策に取り組むなど、観光の再生にも取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。答弁をいただいたところでございますが、県民の皆さんが生活が豊かになったと感じることができるとは、目に見える成果というものが必要だと考えます。県民所得や賃金の向上は、目に見える成果としては非常にわかりやすいものだと思っておりますので、これまでの低迷状態から脱出するため、さらなる産業振興への努力をお願い申し上げたいと思っております。

次に、産業振興を図る上で大きな課題となっている産業人材の育成について、お尋ねをしてみたいと思います。

国勢調査などを見ますと、建設業の就業者数は減少傾向にあるだけでなく、特に若い労働者が大幅に減っており、高齢化が急速に進行していることがあらわれていると感じております。このまま人手不足で若者が建設業に入職しない状況が続きますと、全体の就業者が減少するだけでなく、一層高齢化が進んで、企業の中で技能の継承も十分にできない状況が危惧されるところであります。実際、私の地元の都城市内の事業所を訪問しますと、人手不足で困っているとの話をよく耳にいたします。特に、若い職人がいない、建設技能労働者の方が足りないとの声を聞くわけでありまして。他の業種にも求人難に直面しているものがあると思っておりますが、特に、インフラ整備はもちろん、災害復旧等の安全・安心の担い手であります建設技能労働者の確保・育成は、重要な課題ではないかと考えておるところであります。また、中小企業の多い建設業の事業者がこれらの人材を養成するのは、時間・費用面で大きな負担となると考えますので、行政で人材の育成に対する何らかの支

援が必要だと私は考えておるところであります。

そこで、2点ほど商工観光労働部長にお尋ねをいたしますが、まずは、建設技能労働者の育成や確保に関して、県はどのような取り組みを行っているのか、お伺いをいたしたいと存じます。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 建設技能労働者の育成や確保は極めて重要であると認識しております。このため県では、西都市の県立産業技術専門校において、高等学校卒業生等を対象に、木造建築科、建築設備科等の4つの学科で、2カ年間の実践的な職業訓練を実施するとともに、高鍋校で中学卒業生等を対象に、建築科などで1年間の訓練を実施しております。また、民間事業主等がその従業員に対して職業訓練を行う認定職業訓練校のうち、8校で建設分野の訓練科を開設しており、この訓練経費に助成を行っております。さらに平成26年度は、建設技能労働者の不足の深刻化に対応し、新たに建設技能労働者確保事業を県建築業協会に委託しまして、高等学校の訪問、就職説明会の開催などに取り組みました結果、50名を超える採用者・内定者の確保につながるなど、一定の成果が得られたところであり、平成27年度も支援を継続してまいりたいと存じます。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。建設技能労働者を確保していくためには、将来の産業動向、人材の需給状況等を踏まえて、県全体で今後の人材育成をどうするかを考えて取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いしておきたいと思っております。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** 県では、現在、平成23年度から5カ年間の第9次宮崎県職業能力開発計画に基づき、各種産業の人材育

成に関する施策を展開しているところでありませう。この計画では、成長産業分野やものづくり分野における人材育成を初め、非正規労働者や学卒未就職者に対する能力開発、技能の振興などの職業能力開発の基本的施策を定めております。来年度には本計画の最終年度を迎えますことから、新たな5カ年計画の策定に着手することとしております。この計画の策定に当たりましては、産業動向、雇用情勢等を十分に分析した上で、深刻化している建設技能労働者を初めとする人手不足分野の人材確保施策につきましても検討してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 部長の答弁で、県が技能労働者の人材育成に取り組んでいることは十分わかったわけではありますが、現実として、建設業の現場では担い手不足が生じていることは事実でございます。若者にとって、給与や福利厚生等の面で十分魅力がないという状況では、途中で離職したり、また、他の産業や都会に流出してしまうことも多いのではないかと感じております。処遇面での改善を図っていく必要があると、私は感じているところでございます。そこで、県では、建設業界の労働者の処遇改善についてどのような取り組みを行っておられるのか、県土整備部長にお尋ねをしておきたいと思っております。

**○県土整備部長（大田原宣治君）** 建設業の担い手の育成・確保を図るためには、よりよい雇用環境を整備することが大変重要であります。このため県では、国に準じまして、例年4月に行っている県工事の設計労務単価の改定を、平成26年と27年は2月に前倒しして行いまして、平成25年から3年連続で大幅な単価引き上げを行ったところです。また、社会保険や雇用保険の加入を促進するため、建設業許可申請や経営

事項審査におきまして、未加入業者への個別指導を行うほか、県工事の入札参加資格におきましても、平成26年度分から社会保険の加入を義務づけるとともに、さらに、平成28年度からは雇用保険の加入まで要件化するなど、取り組みを強化しているところであります。今後とも引き続き、建設業が魅力ある職場となりますよう、関係機関等とも連携を図りながら、建設労働者の処遇改善に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ぜひ、前向きに御努力をいただくようお願いしておきたいと思っております。

土木工事の建設技術者の育成を図る上で、本県には、産業開発青年隊という重要な養成機関がございます。10年ほど前までは、施工管理課程あるいは専攻課程を合わせると100名を超える隊員がいたように記憶しておるところであります。先日も青年隊の修了式がテレビのニュースで流れておりましたが、現在、両課程合わせて60名の定員となっております。一時期は10数名となったこともあったようでございまして、指定管理者制度を導入し、最近の隊員数は30名前後で推移しており、来年度はこれを大幅に超える見込みであると伺っております。全国で20余りの県にあった青年隊も、現在は宮崎と沖縄だけとなっております。しかも、県により設置されているものは本県だけとなっております。建設技術者の人材不足の中、隊員数が回復傾向にあることは、指定管理者制度を導入し、青年隊を存続したことの成果であると、私は考えておるところであります。そこで、県土整備部長にお伺いをいたします。昨今、将来の建設技術者の育成・確保が求められている中、産業開発青年隊についての現状認識と今後の県の取り組みについて、見解を

伺っておきたいと思っております。

**○県土整備部長(大田原宣治君)** 将来を担う建設技術者の育成・確保を図るため、産業開発青年隊の役割はますます重要になっておりまして、入隊者の確保に取り組んでいく必要があります。そのため、青年隊員の募集につきましては、指定管理者と連携しながら、学校訪問やオープンキャンパスの開催、県政テレビ番組での紹介など、取り組みの強化を進めているところであります。その結果、来年度の入隊者につきましては、現時点で40名を超える応募があり、一定の効果が出てきているものと考えております。今後とも引き続き、関係団体等とも連携を図りながら、教育カリキュラムの充実など、さらに魅力ある産業開発青年隊に向けて取り組んでまいります。

**○徳重忠夫議員** ぜひ、開発隊をさらにさらに充実していただきたい、このように思っております。

それでは続いて、農業政策についてお尋ねをさせていただきます。

先日、ある農家の友人と話をする機会がありました。その友人が言っておりました。平成27年から、国の経営所得安定対策の中の畑作物の直接支払交付金と、米・畑作物の収入減少影響緩和対策の対象となる農業者の要件が変わり、私は交付金がもらえなくなる。交付金なしでは大豆をつくってももうからない。高齢であるが、機械をそろえているし、自分の体が動く限り、自分の農地は自分で守ろうと、つくろうと思っていたのに、どうしたらいいだろうかと大変悩んでおりました。諸外国との生産条件の格差是正を行う「ゲタ対策」と言われる畑作物の直接支払交付金と、価格低下による経営の影響緩和のための米・畑作の収入減少影響緩和対

策、いわゆる「ナラシ対策」の交付金対象者が変わることに、私も知ってはおりましたが、改めて、現場で多くの農業者が同じ悩みを抱えているのではないかと危惧しているところでもあります。

平成25年にこの経営安定対策の見直しを国が示した当時は、マスコミも大々的に報道するなど、連日話題に上がっておりましたが、最近は余りニュースになっていないと感じております。農家の皆さんも一度は耳にしていたかと思いますが、日ごろの農作業に追われて、忘れている方も多いのではないかと思います。経営所得安定対策は国の施策でありますことから、主体的には国において関係者へ周知を行うべきであると考えておりますが、情報提供と内容の理解が十分でなかったために、県内の農家が不利益を受けることがあってはならないと考えております。県においても、国と十分連携しながら、農家への周知に向けた対策をとっていただきたいと考えておるところであります。そこで、経営所得安定対策の周知活動にどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 経営所得安定対策につきましては、平成27年産から、対象が認定農業者、集落営農組織などとなることから、事業を所管する農林水産省において啓発資料を作成し、農業者への配付を行うなど、制度啓発や周知を図っております。また、県や市町村、JAなどの関係機関・団体で構成いたします農業再生協議会においても、会議や研修会等を活用して資料の配付や説明を行うなど、周知に努めているところであります。

**○徳重忠夫議員** ぜひひとつ、農家に徹底して周知できるようにお願いをしておきたいと思

います。

次に、常日ごろから私は、地域農業が将来にわたって維持・発展していくためには、農地の集積や法人化などの支援を、担い手や集落営農などのいわゆる担い手に集中していくべきだと考えておりました、今回の対象農家要件の見直しは、その流れに沿うものであらうと思っております。しかしながら、これまでと同じように取り組んでいる農家にとって、国のほうから一方的に来年からは対象外だと言われ、所得が減ることは納得できないのではないかと考えるところでもあります。そこで、農業所得の確保という視点も踏まえながら、今後、経営所得安定対策をどのように活用していくのか、農政水産部長に伺っておきたいと思っております。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 経営所得安定対策は、米や大豆など主要な農産物の担い手の経営安定を図るという観点から、大変重要な制度であると認識しております。このため県では、関係機関・団体と緊密に連携しながら、本制度の対象となる認定農業者や集落営農組織などの加入を促進してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 次にお尋ねをしてみたいと思っております。経営所得安定対策の活用につきましては、認定農業者の育成・確保にも取り組んでいくとの答弁があったところでございます。この認定農業者についてですが、本県の方針では、年間所得目標として1経営体当たり630万円とされており、まさにサラリーマン並みの所得を目標としております。方針に示されている主な経営内容を見ますと、普通期水稲5ヘクタールと肉用繁殖牛50頭の経営、促成キュウリ40アールの経営、肉用繁殖牛70頭の経営、ブロイラー6万羽の経営など、23の経営類型が提示されてお

ります。本県の特性を踏まえた経営の指標が示されているわけですが、これらの経営目標を達成するためには、現在、農家が置かれている経営環境を見ると、例えば、家畜飼料やハウス暖房用重油、さらに、生産資材価格の高騰などの影響によりまして、目標である所得を上げるには、並大抵の努力では困難な状況にあると思います。

また、本年は、5年ごとに実施される農林業センサスの年に当たりまして、2月1日現在の状況が現在調査されているようですが、前回の平成22年のセンサスでは、販売農家戸数は3万958戸であります。前々回に比べて12%、約4,000戸減少しており、恐らく今回の調査結果でも、相当数の農家が減少しているのではないかと思います。さらに、このまま減少が続けば、本県の農業は立ち行かなくなるのではないかと、大変危惧いたしているところであります。そこで、認定農業者の現状と今後の担い手の育成・確保に向けた考え方について、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 本県における認定農業者数は、昨年度末で8,409経営体と、高齢化などにより年々減少傾向にあります。県といたしましては、このような状況を踏まえ、人・農地プランの話し合いにより、認定農業者を初めとする地域の核となる担い手を明確にした上で、各種施策を集中的・重点的に実施することとしております。

具体的には、農地や生産施設の担い手への集積・集約の加速化や、効率的・安定的な農業経営者育成のための研修の充実、さらには、6次産業化による経営の多角化等を積極的に推進してまいります。また、意欲ある農業者を認定農業者へ誘導するとともに、集落営農や農作業受

託の組織育成によりまして、高齢農業者等への営農補完や分業化等の体制強化を図るなど、関係機関・団体との連携のもと、多様な担い手育成に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 認定農業者を維持していくことは、非常に大変なことだと思っています。年間所得630万円以上の所得を上げる農家を育てるということは、本当に大変なことだと思っています。本腰を入れて育成のために努力をいただきたいということを、強くお願いしておきたいと思います。

次に、もう一つ、私が危惧している農業の現状に、主食用米の価格低迷があります。稲作農家は、主食用米にかわる新たな作物を模索しており、県においても、需要に応じた多様な米づくりの推進や、地域の特性を生かした作物の生産振興に取り組むなど、生産性の高い水田農業経営の確立に向け、市町村やJA等、関係団体と一体となって取り組んでいると聞いております。また一方、畜産農家においても、配合飼料の高どまりの中で、頭羽数の維持拡大のためには、飼料生産の分業化と低コストの飼料の確保が重要となっていると考えております。

このようなことから、私は、飼料用米が非常に有効な品目の一つではないかと考えており、輸入飼料に頼っている濃厚飼料の一部でも自給できる可能性を秘めた品目ではないかと考えております。しかしながら、稲作農家にとっては、どの程度つくればよいのか、つくっても畜産農家を買ってくれるのかといった、いわゆる需給のバランスに不安を持っているのではないかと考えておるところであります。そこで、県内の畜産農家はどの程度飼料用米を必要としているのか、また、県としてその生産拡大にどのように取り組もうとしているのか、農政水産部

長にお尋ねをいたします。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 飼料用米につきましては、昨年度、県内で800トン程度が生産されておりますが、昨年10月に県が実施した需要量調査によりますと、約2万トンの利用希望が上がってきたところであり、県内で確実な需要が見込まれると考えております。また、飼料用米は、主食用米の栽培体系や機械・施設が活用できるなど、水田をフルに活用する観点から重要な品目であると認識しております。このため、県といたしましては、飼料用米を活用して安定的な農業経営を展開できるよう、作付の団地化を目指しながら、多収性品種の安定生産技術や効率的な生産体制を構築し、飼料用米の確実な生産拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ただいま部長から、飼料用米に対する畜産農家の利用希望というのが2万トンにも達するという答弁をいただきました。2万トンといえば、単収大体500キログラムでございますので、4,000ヘクタールに相当する量になります。都城・北諸全域の水稻の作付が3,500ヘクタールしかございません。それを超える面積を飼料用米にかえても、まだ不足するような大変な状況であると。これだけの規模を生産するとなれば、並大抵の努力では実現できないと、このように思うわけでありまして、飼料用米を生産すればもうかるということであれば、最低でも主食用米生産と同等の所得が確保できるという見込みが立たなければ、産地化はできない、そして飼料用米の増産ができないと、このように考えるわけでありまして。県におかれましても、今必要だということであるならば、このことを念頭に、積極的な生産振興と利用拡大に取り組んでいただくよう、強く要望を申し上げます。

ておきたいと思っております。

次に、木材価格の上昇に伴う畜産農家へのおが粉の供給についてであります。この件につきましては、昨日、星原議員の一般質問で取り上げられました。私のほうからは要望のみとさせていただきます。私は、木材が高い価格で取引され、林業関係者の収入がふえることについて、大変喜ばしいことだと思っておりますが、一方で、おが粉の供給量が不足するような状況は避けなければならないとも考えております。やはり、畜産業と林業の両方がともに伸びていかなければ、都城地域、ひいては宮崎県の発展につながっていかないと、私は思っております。私の住む都城では、畜産農家数も県内一ですが、製材所の数も県内一であります。まさに一心同体で地域産業として発展してきたところであります。ぜひ今後とも、農政水産部と環境森林部が十分に連携をとっていただいて、お互いの産業の発展に尽くしていただくように、お願いを申し上げます。

続いて、福祉政策についてお尋ねをさせていただきます。

保育所のことについてお尋ねをするわけでございます。子ども・子育て支援新制度が施行されます。新制度においても、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることとしております。具体的には、教育・保育を一体的に行う施設として、認定こども園の普及促進を図るとともに、待機児童の解消に向けた保育の量の確保、地域の子育てを支援する仕組みの創設、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の充実などを図るものであります。

このような中、新制度において、施設に対す

る運営費の公的補助単価、いわゆる公定価格の仮単価が、保育所と認定こども園では異なると聞いております。そこで、なぜ、保育所と認定こども園において公定価格の仮単価が異なるのか、福祉保健部長にお伺いをしておきます。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 保育所と認定こども園における公定価格の仮単価についてですが、認定こども園の仮単価には、一部、保育所にはない職員の人件費が算入されております。この理由であります。認定こども園は保育料の徴収を直接行うため、それに要する費用を算入したものであり、一方、保育所については、保育料の徴収を市町村が行うことから、保育所には加算措置されていないものでございます。したがって、保育所と認定こども園における公定価格の仮単価につきましては、実質的な相違はないものと考えております。

**○徳重忠夫議員** いろいろまだあるようでございますので、後ほどまた質問をさせていただきます。

次の質問ですが、新制度の施行に当たりまして、本県においても、保育所や幼稚園から認定こども園へ移行する施設もあると伺っております。しかしながら、施設によっては、新制度の趣旨の一つであります認定こども園の普及促進という観点のみを捉えて、制度への理解が十分でないまま移行を判断されるところがあるのではないかと考えております。また、新制度は、認定こども園の普及促進を目的として掲げているため、移行後に、もとの施設類型である保育所や幼稚園に戻ることはできないのではないかとこの声も聞くところであります。そこで、例えば、保育所から認定こども園へ移行する方法と、移行した後、再度保育所に戻るこ

の可否について、福祉保健部長に伺っておきたいと思っております。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** まず、保育所から認定こども園へ移行する方法といたしましては、2通りの方法が考えられます。1つは、保育所の認可の廃止手続をし、新たに幼保連携型認定こども園の認可を取得する方法。もう1つは、保育所の認可を有しながら、新たに幼稚園機能を備えた保育所型認定こども園の認可を取得する方法であります。また、いずれの場合でも、再度保育所に戻ることは、制度上は可能でございます。

**○徳重忠夫議員** ところで、保育の必要性のある子供たちは、保育所や認定こども園のほか、認可外保育施設を利用している場合もたくさんございます。認可外保育施設には、多数の子供を預かっている大規模な施設もあれば、数人の子供を預かるベビーシッターのような施設まで、さまざまあると思っておりますが、いずれも子供を預かる場として、地域における重要な受け皿となっているところであります。そこで、県内には認可外保育施設はどれくらいあるのか、福祉保健部長に伺っておきたいと思っております。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 平成27年1月1日現在、県内におきましては、105カ所の認可外保育施設がございます。

**○徳重忠夫議員** ただいま部長から、105カ所の認可外保育施設があるということでもございました。認可保育所や幼稚園には、職員配置や面積等について遵守すべき最低基準が定められております。その基準は、認可外保育施設にそのまま適用されるわけではありません。子供の安全確保の観点から、児童福祉施設の最低基準を満たすことが望ましいとの判断のもと、県においても指導がなされているとはいえ、質の高い幼



児教育・保育の提供を目的として掲げている新制度にあつては、保育所や幼稚園のような認可基準のない認可外保育施設からの安易な認定こども園への移行には疑問があると思います。そこで、認可外保育施設から認定こども園へ移行することについては可能なのか、福祉保健部長にお伺いをしておきたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 認可外保育施設から認定こども園へ移行することは、可能ではありますが、当然のことながら一定の要件を満たす必要がございます。具体的には、認定こども園法等に定めのある設置主体や定員などの要件のほか、県が条例で定めております、職員の人員配置や園舎・園庭の面積などの設備及び運営に関する基準を満たしていただく必要があります。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。最後になりますが、認定こども園には、現在、幼稚園における教育時間である4時間程度を園で過ごす、区分でいうところの1号認定の子供と、保育を必要とする8時間から11時間を過ごす2号、3号認定の子供がいるわけでありまして。施設の運営からすれば、なかなか困難を伴うこともあります。認定こども園という施設の性格上、やむを得ないと考えております。しかしながら、例えば1号認定の子供について、認められている預かりの時間が4時間としても、保護者の急な都合で、もう少し時間を延長して預かってほしいというような場合には、施設において臨機応変に対応する必要があると考えます。そこで、認定こども園を利用する子供のうち、1号認定の子供について、教育時間を超えて施設を利用することは可能なのか、福祉保健部長にお伺いをしておきたいと思います。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** 認定こども園

におきまして、教育を希望する1号認定、これは現在の幼稚園の利用形態になりますが、この場合の子供の利用時間は4時間が基本となります。こういう場合は、現在もですが、今後とも、一時預かり事業を活用することで、時間を延長して施設を利用することが可能となります。なお、一時預かり事業には、公的な財政支援がなされるとともに、その利用に当たりましては、保護者に対し一定の負担を求めることとなります。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。私は、保育所を経営している一人として思うところではありますが、例えば認定こども園になった保育所で、60人の定員になったときに、1号認定の子供が10人入ってきた、あと50人は保育所の子供、2号、3号ということになったときに、果たして、今示されている公定価格で運営ができるのか、非常に疑問を持っているところであります。職員の皆さんといろいろ議論をしましたが、明快な答えをいただいております。ぜひ、現場に混乱の起こらないような形で御指導のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、警察行政について一つお尋ねをしておきたいと思います。

平成26年中の宮崎県内における特殊詐欺の被害額は、約3億4,700万円という過去最悪の被害額であったと報道がされております。この被害額は年々増加傾向に歯どめがかからず、県民の財産を守るために、官民一体となったあらゆる被害防止策が必要と考えておるところであります。こうした被害状況を受けて、県警では、今年度1,244万円の予算を計上して、特殊詐欺被害防止コールセンターの設立に向けて現在取り組んでいるということですが、このコールセンター事業の目的や概要について、まず、警察本部

長に伺っておきたいと思います。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 現在、特殊詐欺による被害が全国的に増加しており、全国警察を挙げて犯人グループの検挙と、あらゆる被害防止対策を推進しているところであります。本県においても、昨年は1人で1億円を超える被害に遭う被害者が出るなど、特殊詐欺は県民生活の大きな脅威となっております。

コールセンター事業の目的は、被害実態に応じた即効性の高い注意喚起を主な内容として、特殊詐欺の具体的なだましの手口を県民に周知し、被害の防止を図ることです。具体的には、民間の電話対応業務を専門とする事業者へ委託し、警察が犯行グループから押収した名簿などをもとに、被害に遭う可能性の高い方の自宅に電話をかけ、多発傾向にある手口はもとより、被害防止上のポイントを含めた注意喚起の案内を行うものであります。県民の特殊詐欺に対する抵抗力を強化し、定着させることが、特殊詐欺の被害の防止を図る上で重要であると捉え、本施策に取り組んでまいります。

**○徳重忠夫議員** 私も、このコールセンター事業は、警察が主体となって県民に対して直接電話で注意喚起をするという点に大きな意義があると思っております。大変すばらしい発想であると、このように考えております。コールセンター事業によって、一人でも多くの県民に対して直接注意を喚起していただきたいと思っております。この事業により、一層の被害防止効果が望めると、私自身も期待をいたしております。本事業は3カ年を予定しているようですが、私の気持ちといたしましては、より早い段階で宮崎県内全ての世帯に対して注意喚起していただきたい、このように思うところであります。

高齢者については、宮崎県では地域や隣人同士のかかわり合いが強いため、地区の集まりなど、あるいはゲートボール、あるいはグラウンドゴルフ等々に行き、警察から電話があったよ、注意しましょうねという声かけができるわけでありまして、そのことが最も効果が上がると。お互いに口伝で伝えていく、これが最も効果があると、このように私は思うところであります。また、仮に電話をかけたその世帯に高齢者がいなくても、子供たちや孫たちに電話で注意喚起をすることによって、その子供たちは、両親やおじいちゃん、おばあちゃんに、直接振り込め詐欺に注意するようにちゃんとお話をしてくれるものだと、このように思うところであります。そこで、早い段階で全ての世帯に注意喚起できるよう取り組むことはできないか、警察本部長にお尋ねをしておきたいと思っております。

**○警察本部長（坂口拓也君）** この事業は、民間の電話対応業務専門業者に委託し、オペレーター3名によりまして、被害を受けるおそれのある高齢者等に対し、多発傾向にあるだましの手口や被害防止上の留意事項について、緊急かつ集中的に電話をかけ、注意喚起することを予定しております。オペレーター1人につき1日当たりの架電数は、おおむね80件を見込んでおります。したがって、なるべく早く県内全ての世帯に注意喚起できるのが最善であることは申すまでもございませんが、限られた予算と期限の中で、実効ある施策となるよう取り組んでまいります。

**○徳重忠夫議員** ぜひ全世界帯に行き渡りますように、努力をお願い申し上げておきたいと思っております。

質問は以上で終わりますが、最後に、ある話

を紹介しておきたいと思います。

私の住む都城市には、御存じのとおり、陸上自衛隊都城駐屯地がございます。古い話ですが、昭和26年2月、終戦5年後の復興途上の真ただ中、当時の有田秀秋都城市長は、自衛隊の前身である警察予備隊を都城市へ誘致するため、東京へ出向き、警察予備隊の担当課長だった後藤田正晴氏に直談判をしたとのことであります。有田市長は、「都城市民の代表として来たのであり、誘致を決定してくれるまでは地元には帰れない」と強く訴え、その結果、昭和26年2月28日、都城市への誘致が決定したと示されております。そして、翌3月1日には、市議会に電話を入れ、永井議長同行のもと、久田助役を安中忠雄宮崎県知事のところへ出向かせて、開校3年足らずであった都島高校の移転について陳情させたと、こう記録されております。この出来事について、後藤田氏は、「都城には侍市長がいる」と、こう言ったそうでございます。首長として、必ず誘致するという強い意志を貫き、勇気、決断、実行力を持って市政に邁進した市長だったと思います。

質問に入る前にも申し上げましたが、知事が2期目の県政を担うに当たって、首長として、これだけは必ず達成するという強いリーダーシップを持って、県政を推進していただきますよう強く要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

---

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) お疲れのことと思いますので、すぐ質問に入ります。

J A改革について4点伺います。横田議員の代表質問と重なりますが、本県の農業やJ A、そして地域の今後のあり方にかかわる大事なことでありますので、再度、知事の御見解を伺います。

1点目であります。中央会制度を60年ぶりに見直す政府の農協改革案が今回まとまりました。J A全中の地域農協に対する監査・指導権を廃止することなどを柱とするものでありますが、この改革案の内容について、知事の感想、評価をお聞かせください。

後は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

国は、地域の農協が主役となり、農業の成長産業化に全力投入できるよう、今回の農協改革を行うこととしております。時代の変化に対応した不断の改革というものは、大変重要なことであろうかと考えておりますが、改革という美名のもとに、後に戻ることのできないような大切なものまで壊してしまう、そのようなことがあってはならないと考えております。現場の実態や実情を踏まえた改革というものが求められていると考えております。そして、この改革が本県農業に及ぼす影響につきましては、しっかりと注視していく必要があると考えております。

一方、本県農業・農村は、担い手の高齢化や減少、T P P協定交渉などにより、大きな変革の時期にありますことから、県としましては、

J Aグループ自身が新しい時代を切り開く自己改革を進めていけるよう、連携を強化してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○蓬原正三議員** 2点目であります。J Aは小規模な兼業農家の利益を優先してきたために、日本農業の生産性の向上や経営規模の拡大にブレーキがかかったとの指摘があります。確かに、高齢化、担い手不足、国際化の進展等、現状を考えますと、農地の集約による大規模化で生産コストを下げ、競争力を高めることは急務であり、日本の農業は変わらなければならないのもまた事実であります。しかし、国土の地形的な制約から耕作が容易でない中山間地等では、大規模化やコスト削減にはおのずと限界があり、小規模兼業農家が残らざるを得ないのもまた現実であり、それが今日までの日本農業を支えてまいりました。

同時に、J Aは、生活関連産業など、これら農村社会を持続的に維持するための社会インフラとして存在し、それなりの役割もまた発揮してまいりました。今回、中央会制度の改革で一応の決着はつきましたが、准組合員制度については、法施行後5年間、利用形態や農協改革の実行状況を調査した上で、是非を判断することとなっております。このことは、本県農業やJ Aの存続、ひいては農村社会の維持にもかかわる重要な問題であります。都市近郊型農業と中山間地を多く抱える宮崎型農業とでは、その形態に大きな違いがあり、同列に論ずるべきではないと考えます。准組合員制度について、知事の御見解をお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 農協の准組合員制度は、地域の住民が農業に従事していなくても農協を利用できる制度ではありますが、特に中山間

地域においては、農協の金融機関やガソリンスタンドなどが、地域住民の生活を支える重要な社会基盤となっており、広く活用されているわけです。また、農協が行う営農指導事業は、それ自体が直接、利益を生み出すものではありませんので、准組合員の利用により、経営的に支えられているという側面もあるわけです。もともと准組合員制度が認められた狙いとしては、信用事業等を初め、農協基盤の経営を強固なものにして、農業の振興に資するというところがあった。そのところに思いをいたす必要があるかと考えております。今後、准組合員の利用が制限されますと、農協の経営のみならず、住民の生活に大きな影響を及ぼすのではないかと懸念されるところであります。

**○蓬原正三議員** 大きな懸念を感じるのは、我々も同じであります。

3点目、郵政民営化後、いよいよ椎葉村では特定郵便局が廃止されました。また、不可思議な配達の例もあります。高千穂町からお隣五ヶ瀬町への郵便物であります。一旦延岡市に運ばれた後、再度五ヶ瀬町にUターンして配達となるのだそうであります。郵便局にとっては、トータル的に合理的な作業の流れなのかもしれませんが、中山間地にとっては、どう見てもサービスが向上したとは思えません。地方創生とは、すなわち人口減少対策。人が住むから国土が保全され、文化も継承され、麗しき日本国家が存在するのではないのでしょうか。大事な社会インフラを喪失させることは、地方創生に反することになると考えます。郵政民営化と同じ轍を踏んではなりません。地方創生という観点から、J Aの役割について、知事の御見解をお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 地方創生、さまざまな

側面があろうかと考えておりますが、本県が国に提案した「真の地方創生を実現する「みやぎモデル」」におきましては、地方に安心して働ける仕事をつくるため、農林水産業を核としたフードビジネスの推進を掲げているところでありまして、JAグループには、その中心的な役割を担っていただきたいと考えておるところであります。また、特に中山間地域におきましては、農協が信用・共済・経済事業を総合的に展開することによりまして、住民の生活や産業を支えておりますことから、JAグループには、地方創生を推進する上で重要な役割を担っていただけるものと期待しているところであり

ます。  
**○蓬原正三議員** 4点目であります。先ほども述べましたが、農業は変わらなければなりません。JAもまた本来の協同組合思想の原点に立ち返り、時代を先取りした地域農業の発展に寄与する、寄与できる組織となるよう、自己変革が要求されます。期待されるJA像について、また、あるべき行政とのかかわりについて、知事の御見解をお願いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県農業・農村の振興を図る上で、JAグループが、それぞれの地域においてその役割をしっかりと果たしていただくことは、極めて重要であると考えております。これからのJAグループには、マーケットインによる販売力の強化、担い手の確保や規模拡大による生産力の維持、また農作物のブランド化や産地加工による付加価値の創出などの取り組みを通じて、地域経済の原動力として機能することを期待しているところであり

ます。  
また、高齢化や人口減少が加速化する中で、住民生活の利便性が損なわれないよう、総合的なサービスを展開する社会基盤としての機能強

化も求められているところであります。今後、この大きな変革の時代を乗り切るためには、県とJAグループが目標を共有いたしまして、これまで以上に連携を図ることで、農業・農村の振興に取り組んでいく必要があるものと考えております。

**○蓬原正三議員** ありがとうございます。

次に、農地転用許可権限移譲について2点伺います。地方分権改革で政府は、4ヘクタールを超える大規模な農地転用の許可権限を、農相との協議を条件に、国から都道府県に移譲するとの報道があります。農地を工業用地、宅地など多用途に転用するため、必要な許可権限や手続について、国の関与を大幅に見直し、地方に委ねるといふものであります。また、「これまでの分権改革で特筆すべき改革だ」との全国知事会の声明もあつたとも聞いております。地方再生が叫ばれる中、人口減少に対応したまちづくりを自治体が自主性を持って進めていくためには、都市計画上、土地利用に関する権限の移譲は大変有効な方策であると考え

ます。  
以下、2点ほどお尋ねいたします。

1点目であります。全国知事会とともに、地方6団体からの強い要望もあつたと聞いておりますが、権限移譲によるメリットがあるのか、また、運用上の問題はないのか、農政水産部長の御見解をお聞かせください。

**○農政水産部長(緒方文彦君)** 今回の権限移譲については、本年1月30日に閣議決定がなされまして、本国会に法案が提出される予定であると聞いております。閣議決定の内容によりますと、これまで国の許可とされていた4ヘクタールを超える権限は、県に移譲されることとなりますが、当分の間は国への協議が必要とされております。県に移譲された場合のメリットと

しては、国の審査が不要になることから、事務処理期間の短縮が考えられます。県といたしましては、今後とも引き続き、農地法に基づき適正な審査に努めてまいりますので、権限移譲されても大きな問題はないものと考えております。

○**蓬原正三議員** 2点目であります。権限移譲について、農林水産大臣が指定する市町村には県と同様の権限を付与するとありますが、どのような自治体が考えられるのか、農政水産部長、お願いいたします。

○**農政水産部長(緒方文彦君)** 閣議決定によりますと、大臣の指定する市町村については、農地転用許可制度などを基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている自治体とされております。

○**蓬原正三議員** 一律に農地に転用の規制をかけることが、結果的には農地への無関心や耕作放棄地を生むという矛盾、そういうものが存在する中であって、この権限移譲によって県の裁量が何かふえるのかなど期待もいたしましたが、残念ながら、そうでもないようであります。少しがっかりしましたが、「地方創生をしっかりとやるぞ」という国のメッセージであるとの評価もあるようであります。しっかり運用していただきますよう、また情報の伝達といたしますか、そういうお知らせもしつかりまたお願い申し上げます、次に移ります。

次に、エネルギー兼業農家についてであります。農地から農作物以外のものを生産し、収益を上げてはいけないのでしょうか。農地法では、生産性の低い農地や都市化が進んでいる農地でなければ、太陽光への転用が認められません。確かに、優良農地の総量確保の観点から、無秩序な乱開発・乱転用は決してあってはなら

ないこととあります。守るべき農地はしっかり守らなければなりません。しかし、規制ばかりで持て余しぎみの使い勝手の悪い農地は、やがて所有者の関心も薄れ、耕作放棄地となっていくことは必定であります。

そこで、私は、このような農地については太陽光を設置できないのか、再三質問してまいりました。それは、売電収入が、特に後継者の少ない中山間地等においては基礎的収入源となり、畜産や米、ソバなどとの複合経営で安定した収入が得られ、若者の定着につながるからであります。おかたいお上の考えを変えることなどままならず、悔し紛れに、高橋議員ではありませんが、方言で「どした、頭んかて人ばっかいよ。こいが会社なら一気つぶるいが」——意味はわからなかったかもしれませんが——などと一人つぶやいたものでしたが、そうこうしているところにある本と出合いました。それは、金子勝氏と武本俊彦氏共著「儲かる農業論 エネルギー兼業農家のすすめ」と題した本であります。エネルギー兼業農家、この言葉に私は大変引かれました。不肖私がこれまでずっと言いたかったことが、この一言に集約されているように感じたからであります。

以下、4点ほど質問いたします。

1点目、和むためにという高橋議員の質問が先ほどありましたが、本題に入ります前に、農政水産部長にお尋ねいたします。再生可能エネルギーは何次産業であるとお考えか、お考えをお聞かせください。

○**農政水産部長(緒方文彦君)** 農業者が、第1次産業である農業経営の一環として、太陽光や水力などの豊かな地域資源を活用して発電事業を行う取り組みは、6次産業の形態の一つに分類されるのではないかと考えられます。

**○蓬原正三議員** そのとおりですね。6次産業です。正式な統計上の分類は第3次産業のようではありますが、気持ちを和らげるために聞いてみました。確かに、自然エネルギーから電気エネルギーを1次生産し、直流から交流に周波数変換、いわゆる2次加工をして、3次で販売するわけでありますから、6次産業がいいと思います。無限の可能性があるので、横8の字次産業でもよかったかもしれません。もしかすると、内部でかんかんがくがく、けんけんごうごうの議論があったのかもしれませんが、お疲れさまでした。次に参ります。

気持ちが和らぎましたところで、本題に入ります。2点目であります。地方再生とは、まずはそれぞれの地域に人が住むこと、住んでもらうこと、減らさないこと、ふやすこと、呼び込むことであります。変わりたくても変わりようもなく、所得の上まらない中山間地等では、後継者は減る一方であります。売電収入を基礎的収入源とする複合経営、エネルギー兼業農家に対する農政水産部長の御見解をお聞かせください。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 御質問の農業者が太陽光や水力などの再生可能エネルギーを活用して発電を行う取り組みは、集落や地域内で働く場が限られる中で、新たな農外所得の確保につながる面もあると考えております。

**○蓬原正三議員** 3点目ではありますが、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」というのが昨年の5月、施行されました。目的は、農林漁業の健全な発展と再生エネルギーの活用促進とを両立させるための方策とあります。国が基本的な方針を定め、市町村が農山漁村の活性化に関する基本計画を定めた場合、認定を受け

るといふものであります。農地法や森林法、自然公園法等の手続をワンストップ化し、簡素化するなど、特例措置もあると聞いております。地域の活性化につながると期待されますが、この法律に対する認識と今後の取り組みについて、農政水産部長の御見解をお聞かせください。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農業者による再生可能エネルギー発電の取り組みを促進することは、農家の所得向上や地域活性化にもつながることから、県といたしましては、市町村、農業委員会、発電事業者などを対象にした説明会を開催し、法律の周知を図ったところであります。現在、県内に、この法律に基づく計画を策定している市町村はございませんが、引き続き、必要な情報の収集及び提供に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** このことについては最後になります。さて、法律もできました。国も地方再生を重点課題としております。中山間地等で農業を営む若者には、ある一定面積の特例転用を認めるとか、地方再生の切り札として、エネルギー兼業農家の育成を推進してはどうかと思いますが、農政水産部長の御見解を再度お聞かせください。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 本県は、森林資源等のバイオマスや水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー発電の高いポテンシャルを有していると認識しております。しかしながら、発電量の変動が大きい太陽光発電につきましては、出力制御システムの導入が義務化され、売電ができない状況が発生するなどの課題も有しております。このような状況にはありますが、農業者などが再生可能エネルギーによる発電を行うことは、売電収入による所

得の向上や地域経済の循環も期待されますことから、適正な農地の利用が図られることを十分留意しつつ、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 実際は売電価格も下がりましたから、もうちょっと早ければいいんですが、再生可能エネルギーに対する政策というのが、経済産業省が担当だったのかもしれませんが、どうもちぐはぐで、一生懸命やったら今度は九電が受け入れられないとか、いろんな矛盾があるようであります。いずれにしても、このことについては、ややおくればせながら、そういう法律もできたということでもありますので、ひとつ前向きに取り組んでいただくと、きっと何か生まれるんじゃないかと思っております。ノーチャレンジ、ノーサクセスと申しますから、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、予算、その中の研究費について伺います。昨年も研究費については質問いたしました。社会変化のスピードが速くなって、我々はずいつい目の課題対策に気をとられ、研究費など成果がすぐに見えにくいものには、投資をおろそかにしがちであります。次の世代をよりよい社会にしていくなためにも、財政厳しき折ではあります、やがては成長産業となるべき新しい芽を育て上げていかなければいけないと考えます。例えば、マンゴーやキンカン「たまたま」、キャビアなどは、長年の地道な研究の成果が実を結んだ結果ではないかと思っております。

以下、2点ほど伺います。

1点目は知事に伺います。研究費に対する知事の姿勢をお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 県における研究開発、

大変重要な役割を果たしておるところでありまして、例えば、総合農業試験場によります残留農薬分析に関する研究が、島津製作所等との共同によりまして、国の研究資金の獲得や「みやぎフードリサーチコンソーシアム」の設立につながったように、本県独自の技術の種を育て、この種を呼び水として、県外から人・物・金を獲得しながら、新技術・新製品の開発に取り組み、県内産業への波及や新たな産業集積につなげることにあると考えております。

このように、本県の将来の発展を考える上で、研究開発への投資というものは、極めて重要であると考えておりますので、今後とも、長期的な視点に立って、国等の研究資金の獲得も含め、研究開発予算の確保に努めますとともに、人材の育成確保にも努め、本県の強みである農林水産業の成長産業化や中核的企業の育成等につながる研究開発を推進してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次は、各部における試験研究の成果と平成27年度に重点的に取り組む研究及び予算の状況をお聞かせください。環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長にお願いします。昨日も、わずかながら昨年アップしているということで、安心したところでありましたが、ことしはどうか、詳しく教えていただきたいと思っております。

**○環境森林部長(徳永三夫君)** 環境森林部におきましては、資源循環型林業の推進や県産材の需要拡大を図るための試験研究に取り組んでおりまして、これまでに、Mスターコンテナ苗や杉材の接合に適したねじの開発、さらには、大型木造建築物の低コスト化などの成果を上げております。平成27年度につきましては、林業技術センターにおいて、バイオマス燃料として



の成長の速い樹種の育成技術など、8つの研究テーマに取り組むこととしております。また、木材利用技術センターでは、杉材のCLTを用いた大型木造建築物の接合部の開発など、12の研究テーマに取り組むこととしております。

なお、両センターの平成27年度の予算につきましては、国の経済対策による「地域の元気臨時交付金」を活用した事業を除けば、2.1%増の約4億2,000万円となっております。

**○商工観光労働部長（茂雄二君）** 工業技術センター及び食品開発センターにおきましては、県内企業のニーズ等を踏まえ、試験研究に取り組んでおりまして、これまで、携帯電話などの高性能化に貢献し、企業立地にもつながった、SPG技術を応用した世界最小のはんだ微粒子製造技術や、焼酎の風味や生産性を向上させ、新たな銘柄の確立に貢献した平成宮崎酵母の開発などの成果を上げております。来年度につきましても、廃棄量の増加が予想される太陽光パネルのレアメタルリサイクル技術の開発や、宮崎オリジナルの新たな乳酸菌を用いた発酵食品の開発など、22の研究テーマに取り組むこととしております。

なお、産学官の共同研究を含めた当部の試験研究関係予算額は、国の経済対策による「地域の元気臨時交付金」を活用した事業を除けば、2.0%増の約7億円となっております。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 農業・畜産・水産の3試験場における最近の主な研究成果としましては、世界一の残留農薬分析力を持つ新分析装置の開発や、国際的なコンクールで高い評価を受けたスイートピー「式部三姉妹」の育成、夏場の家畜のためのヒートストレスメーターの開発、品質の高いキャビア製造技術の確立など、生産性や付加価値を向上させる革新的な

技術を開発し、普及に取り組んでおります。平成27年度につきましては、宮崎大学等と連携した農作物の機能性成分の解析やお茶の無人摘採機による24時間収穫技術、飼料用米や焼酎かすなどを活用した家畜の自給飼料給与体系の確立、漁業者の操業効率化を図る海洋情報の高度化などに取り組むこととしております。

なお、3試験場の平成27年度の予算につきましては、国の経済対策による「地域の元気臨時交付金」を活用した事業を除けば、5.8%増の約28億7,000万円となっております。

**○蓬原正三議員** ことしも3部門とも予算は伸びているようでありまして、これが減っていると、また知事といろいろ議論しないといけないところでしたが、お礼を申し上げ、頑張っていたきたいと思います。一つ挙げますと、宮崎酵母の開発と出ましたが、いろいろ聞いてみますと、宮崎の新酒もかなり出ましたけれども、これに使っておられるんだそうで、宮崎の焼酎が約1,000億円の出荷がありますけれども、鹿児島と並んだというようなこともあって、しかも焼酎というのは6次産業の最たるものでありますから、いろんなところに地道な研究の成果が、事業化といいますか、企業化といいますか、そういうところにも結びついているんだなと感じているわけです。なかなか目立たないところの仕事ではありますけれども、研究部門の皆さん方にはぜひ頑張ってください、いい成果をおさめていただくようお願い申し上げて、また期待も申し上げたいと思います。

次に、同じ予算であります、企業立地についてお尋ねします。報道によりますと、「上場企業の2014年4月から12月期の経常利益は、昨年同期に比べ7%ふえ、製造業では12%増と2桁を維持し、全体を牽引した。合理化効果と円

安の恩恵を受けて、自動車や電機などの好調が目立った」とのことです。また、積極的な海外展開を進めてきた日本の製造業大手が、円安の定着で国内生産回帰に動き出したとの報道もあります。中国やベトナム、タイ、米国からの回帰だそうであります。東九州高速道路も間もなく全線開通して、北九州まで4時間とちょっとという状態になります。本県の企業立地環境も日増しによくなりつつあると考えます。

以下、6点ほど質問いたします。

まず1点目でありますが、知事就任後4年間の企業立地の実績と評価についてお聞かせください。知事、お願いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 企業立地は、雇用の確保と地域経済の活性化に即効性のある重要な施策でもありますので、私もアクションプランに、平成23年度からの4年間で立地企業100件、5,000人の雇用創出という目標を掲げ、市町村等と連携しながら、積極的な立地活動を展開してきたところであります。この結果、現時点で、企業立地件数は130件、最終雇用予定者数は5,435人、このうち県外から新規に立地した企業が37件、最終雇用予定者数は2,401人となりまして、企業の海外展開が進行するなど、厳しい立地環境ではありましたが、着実な成果を上げることができたものと考えております。

今後、地方創生の動きが本格化する中で、企業の地方展開の動きが活発化することも期待されます。また、議員から御指摘がありましたような国内回帰の動き、そして東九州道などの交通インフラの整備という追い風も捉まえて、この機を捉えて、引き続き、企業立地活動に私みずから先頭に立って取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 2点目でありますが、知事は、ちゃんと100件、5,000人という公約を果たされたんですね。またさらに頑張ってくださいと思います。その意味で質問するんですが、過去4年間の企業立地について、県外事務所ごとの実績と立地業種の傾向について、商工観光労働部長の御見解をお願い申し上げます。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 過去4年間に、県外事務所の対応により立地したのは36件であります。これを管内別に見ますと、東京が23件で約6割、大阪が6件、福岡が7件で、それぞれ約2割となっております。また、その業種についてであります。管内別に見ますと、東京は、IT人材を地方に求める動きの活発なインターネット関連やソフト開発等の情報サービス関連産業が多くなっております。大阪は、管内に自動車産業の集積する中部地方を含みますことから、自動車関連の製造業が、福岡は、南九州の拠点化を目指す大型物流センターなどの流通関連業が多い傾向にあります。

**○蓬原正三議員** 次に移りますが、自動車を意識した事業というのを昨年度から展開されておりまして、今年また、さらにそれを拡充してやろうとされているようでありますので、それぞれの個別の事業について聞きたいと思っております。自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営事業、1年になります。ここ1年間の実績と評価をお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 北部九州フロンティアオフィスには、現在、4社が入居しておりまして、アドバイザーとして委嘱した大手メーカー社員の助言・指導等を受けながら、各社は積極的に活動を展開しております。また、国や大手メーカー各社などの関係者を招

いての開所式や大手メーカー内で展示商談会を開催するとともに、知事や副知事、さらには、県議会からも議長にトップセールスを行っていただきました。入居企業からは、大手メーカーから直接サポートが受けられ、効果的な営業活動が可能となったなどの高い評価をいただき、各社ともメーカー関連企業との間で新たな取引が成立するなど、県としても確かな手応えを感じており、これらの取り組みをさらに推進してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 実績ができつつあるようであり、期待したいと思っております。

次に、自動車関連産業取引拡大・ネットワーク拡充支援事業の内容及び県内自動車関連企業、どのようなものがあるか、数、事業内容等の現状をお聞かせいただきたいと思っております。商工観光労働部長、お願いいたします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** この事業は、商談会の開催や県内企業36社等で構成される宮崎県自動車産業振興会が行うセミナーや製造現場の視察など、企業間の交流・連携や受注拡大に向けた活動等への支援を行うものであります。

次に、県内自動車関連企業の現状であります。県の調べで67社・事業所が立地しております。各社はドアハンドルやスターターなどの主要部品の製造に加え、生産設備の設計や製作など、幅広い分野で自動車産業にかかわっております。また、出荷額等につきましては、平成24年の工業統計によりますと、自動車部品等製造業の出荷額は451億円で、県全体の製造品出荷額の約3%を占めており、従業者数は1,994人となっております。

**○蓬原正三議員** 5点目ではありますが、「企業立地促進」フォローアップ強化事業、始まっ

て10数年になるかと思いますが、ことしは改善事業となっております。その狙い、事業内容等についてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** この事業は、立地企業を県外に出さないことに加えまして、県内でさらに事業を拡大していただき、工場増設や雇用の拡大につなげていただくことを狙いとしております。具体的には、知事や職員等が、本県への進出企業やその本社、親会社を訪問しまして、意見交換を行うことで、より積極的な増設の要請を行うことや、人材確保を一層支援するために、大学や専門学校等に進出企業から講師を派遣し、セミナー等の開催を通じて、業界のPRや人材の掘り起こしを行うこととしております。さらに、本庁及び県外の3つの事務所に、「みやざき企業立地ワンストップステーション」として窓口を設置し、企業立地に係るさまざまな相談をそれぞれ1カ所で解決できる体制を、強くアピールしてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 県外ですが、3つの事務所にワンストップステーションをつけたということですが、大きな今回の改善になったのかなと思っております。

6点目ではありますが、県外から企業立地を推進するためには、人脈等の活用を図ることが大事だと思っておりますが、どのように取り組んでおられるのか。また、今後、重点的に取り組む産業分野、やはり廃りがあると思うんですが、お聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

**○商工観光労働部長(茂雄二君)** 県外からの企業立地を推進するためには、議員御指摘のとおり、あらゆるネットワークや方法を駆使し

ながら取り組む必要があると考えております。このため、県といたしましては、市町村や関係機関と連携しながら、本県出身者に関連する企業への訪問や、各種展示会での情報収集に加え、専門的な知識や人脈等を有する企業誘致コーディネーター等の活用も図っているところであります。

また、今後につきましては、これまで重点的に取り組んでまいりましたフードビジネス関連産業や情報サービス産業、医療機器関連産業、新エネルギー関連産業に加えまして、東九州自動車道や港湾等のインフラ整備促進等を追い風に、流通関連産業などについても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 人脈という観点では、いろんなところで、いろんな人が、いろんなつき合いがあって、会社の便覧なんかを見ますと、結構、宮崎出身の経営者の方がおられたり、役員に名を連ねておられたり、ここにいる議員の中でも、同級生だったり先輩だったり後輩だったり、企業のいいポジションにいる。そういうこともあるようありますので、ぜひ、より多くのネットワークを活用して、効果ある企業誘致に取り組んでいただきたいというふうに思います。

昨日、中野廣明議員が一般質問の中で、本県内の従業員数はトータル的に減っているというお話をされたように記憶しております。これまで関係者の皆さんの努力によって、確かに立地企業は日々増加してきているのは間違いありませんが、一方では、閉鎖・廃業していく企業もあるわけでありまして、トータル的には、企業はどんどん立地してもらって、企業は廃業あるいは転出しないようにしていく、この差をできるだけ小さくして、宮崎県全体の企業をふやして

いく、そのことによって技術を向上させていくというのが必要だと思います。どうしても廃業していかざるを得ない企業は仕方ないにしても、そうであればこそ、より多くの企業を呼び込むことが必要だと思いますので、お願いして、次に移ります。

最後になりますが、景気対策についてであります。

県民の最大の関心事は、景気と雇用だと思います。今月17日、新聞各紙は、「内閣府が発表した2014年10月から12月期の国内総生産（GDP）速報値は、年率換算で2.2%の増と、3四半期ぶりにプラスに転じた。だが、全体の6割を占める個人消費の持ち直しは力強さを欠いたままで、民需主導の経済成長に向けた課題は山積している」と報道しております。最近、本県の有効求人倍率も上昇、新卒者の就職内定率もアップし、一部の業種によっては人手が足りないなどの声も耳にしましたので、実態はどうかと思い、みやぎん経済研究所を訪問し、長池常務にお話を伺いました。宮日新聞にも談話が載っておりましたが、「本県経済はまだまだ回復していない」旨のお話であります。

さて、知事は、産業雇用づくりを重点政策の一つに掲げられ、「外貨を獲得し、県内経済の好循環を生み出すための取り組みを強力に進める」と所信表明で述べられました。その取り組みは大いに期待し、共感するものであります。

以下、6点ほど質問いたしますが、1点目、26年度2月補正予算及び6月の肉付け予算も含めた27年度のトータル予算における景気対策のための取り組みについて、知事のお考えをお聞かせください。例えば、ずっと前になりますが、生活関連枠というような予算もあったように記憶しております。よろしくお願いま

す。

**○知事(河野俊嗣君)** 景気は総じて回復基調にあります。地方の隅々まで実感するという状況には至っていないということでございまして、引き続き、県内経済の活性化に積極的に取り組む必要があると考えております。

このため、第1弾としましては、2月追加補正予算におきまして、いわゆる地方創生交付金を活用しました、割引旅行券の発行など消費喚起のための取り組みや、地域経済を牽引する中核的な企業の育成など、地方創生に向けた先行的な取り組みを行うこととしております。

そして、第2弾として、27年度当初予算におきまして、骨格予算ではありますが、県内経済への影響も考慮しまして、年間所要見込み額の80%程度の公共事業費や産業・雇用づくりに資する事業も計上しているところであります。

さらに、第3弾として、具体的な検討・議論はこれからになるわけではありますが、肉付け予算におきましても、景気回復をさらに後押しするための事業を計上していく必要があると考えているところであります。特に補正予算につきましては、国からの要請もあり、本県においても経済対策の効果が広く行き渡るように、議決をいただきましたら、早期執行に努めていくこととしております。

**○蓬原正三議員** 今の知事の答弁で注目すべきは、第3弾として、景気回復をさらに後押しするための事業を計上していく必要があると、ここだろうというふうに思っておりますので、大いに期待して、また、そのためには選挙がありますので、選挙当選して、6月議会でしっかりと議論したいと思っております。

2点目ではありますが、本県の県際収支の額と収支の上位、いわゆる稼ぎ頭と下位5業種につ

いてお聞かせください。また、外貨の獲得に向けて、今後どのような産業を育成していこうとしておられるのか、総合政策部長のお考えをお聞かせください。

**○総合政策部長(橋本憲次郎君)** 「宮崎県県民経済計算」の推計結果によりますと、本県の県際収支は、直近のデータであります平成24年度では、約4,217億円の赤字でございました。また、業種別の収支につきましては、この県際収支をベースとして、「平成17年宮崎県産業連関表」における移出入額の業種別シェアを用いての試算になりますが、プラスの大きいものから順に、上位5つとなりますと、電気機械製造業、食料品製造業、農業、水産業、運輸業であった一方、マイナスが大きいものは、順に、卸売・小売業、石油・石炭製品製造業、輸送用機械製造業、一般機械製造業、サービス業となっているところでございます。

こうした状況の中、県際収支の改善や県内経済の活性化のため、本県の特性を生かしたフードビジネスや医療機器関連産業、観光関連産業などの外貨を獲得できる産業の育成を進めていくとともに、再生可能エネルギー関連産業などの地域資源を活用した産業の振興を進めてまいりたいと考えております。また、今後、詳細に本県の産業構造を分析し、より効果的な産業政策のあり方について検討してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 3点目に入ります。今月22日、東京マラソンが開催されました。2月2日の読売新聞によれば、大会の経済効果は莫大なもので、自治体の負担額——東京都ですね——1億円に対し271億円とありました。ちなみに大阪マラソンは、負担額2億円に対し139億円となっております。マラソン大会は、施設などの

ハードは基本的に不要で、集客力も高いことから、地域経済への波及効果も期待されるようになり、14年は全国で72大会、ことし新たに5大会が新設されるとのことであります。スイカ食べ放題の「給スイカ所」とかスイーツ食べ放題の「給スイーツ所」のあるユニークな大会もあるということでありました。

本県最大規模のスポーツイベントになっている青島太平洋マラソン大会の概要、参加者数及び経済効果についてお聞かせください。あわせて、大きな経済効果が期待されるほかのスポーツイベントも積極的に誘致すべきと考えますが、商工観光労働部長の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

**○商工観光労働部長（茂 雄二君）** まず、青島太平洋マラソンであります。沿道から多数の声援を受けられる市街地中心部を走るコースなど、参加者から大変好評を得ておまして、フルマラソンの部、約9,800人、10キロの部、約1,700人など、総勢1万2,000人を超える方が参加され、また、経済効果は、2013年の大会時で約5億4,000万円となっております。第1回の大会で裏方の一人として運営に携わりました私といたしましても、ここまで大きな大会に成長しましたことは、感無量であり、大変うれしく思っているところであります。

次に、スポーツイベントについてであります。県内各地では、綾・照葉樹林マラソン大会やロードレースin百済の里など、大小さまざまなマラソン大会を初め、自転車の耐久レースやヒルクライム大会など、市民参加型の大会が数多く開催されております。また、昨年度開催されました女子サッカーリーグやプロ野球ファーム日本選手権などのプロスポーツ大会につきましても、多くの観客やマスコミ関係者も来県す

るなど、本県の地域経済の活性化や情報発信に大きく寄与しております。このように、各種スポーツイベントは、「スポーツランドみやぎ」推進の大きな柱の一つでありますので、行政と民間が連携・協力し、さらなる誘致に力を入れてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 外貨を稼いで県内循環をよくするための一つの方策だろうということで聞きました。東京の場合は、100数十億円ですから、参加者も違うでしょうし単価も違う、あるいは統計のとり方が違うのかもしれませんが、できたら、もっともっとマラソン大会も経済効果が上がって、ほかのイベントでも、いろんな観光客も一緒に呼んで、県内の経済循環がよくなっていけばいいなと思っております。いろいろ裏方の話がありましたが、大変なんだろうと思っております。ぜひ、さらなる充実をお願いしたいと思います。

4点目であります。今や恵方巻きは節分の日に、チョコレートはバレンタインデーに、当たり前の食べ物となり、贈り物となりました。そのどちらも、菓子メーカーなどの仕掛けが功を奏してブームとなり、定着したと聞いております。さて、農業県宮崎としては、恵方巻きやチョコにかわる農産物で仕掛けをしてみてもどうかと考えます。下手な鉄砲も数撃てば当たると言います。この際、お役所のおかたいイメージを殻一つ破るような妙案を募ってみてはいかがでしょうか。私からは、「父の日にキャビアを」を提案いたして、農政水産部長の妙案をお聞かせください。

**○農政水産部長（緒方文彦君）** 記念日を活用した農水産物の消費拡大を目指す取り組みが全国的に広がっておりまして、本県においても、これまでに「母の日にマンゴー」や「バレンタインにきんかん」などの企画を消費者の皆様

提案し、一定の成果を上げてきたところであり  
ます。このように、記念日を活用し、商品の新  
たなイメージを消費者にアピールすることは、  
継続的な効果が期待できる取り組みでありま  
すので、私ではなかなか妙案が浮かばない  
ところではありますが、情報発信力のある食  
品メーカーや小売店などと連携を図ること  
で、御提案のような、本県農水産物の特  
徴を生かした、宮崎ならではのアイデア  
を企画するなど、一層の消費拡大に努め  
てまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 部長から妙案がひょっこり  
出てくるんじゃないかと思って期待してい  
ましたが、もしかすると、今、知事に妙  
案が浮かんだかもしれませんので、一通  
り質問が終わったところで、もし妙案  
があれば、最後に言っていたいても結  
構ですから。

5点目に移ります。宮崎県を一つの会社  
に例えると、県庁はさしずめ会社を運  
営する本社スタッフ部門ということにな  
ろうかと思えます。社長の河野さんは、  
当然トップセールスを常の活動とする  
わけではありますが、スタッフの皆さ  
んもまた、社長とは異なる次元で、所  
属部署にかかわらず、折を見て自社  
を売り込んでいくことが、一味違  
うセールス効果を発揮できるのでは  
ないかと思えます。

調べましたところ、県庁全ての部局、  
知事部局、教育委員会、警察、そし  
て我々議会も含めて、合わせて1年  
間に1万3,000泊余の出張外泊が  
ございました。例えば、1泊ごとに  
5人の方に宮崎をアピールする――  
ゼロ予算とはいきませんが――チ  
ラシを配るとするならば、ちりも積  
もれば山、いつかはそれなりの効果  
が出てくるのではないかというふう  
に考えます。一人一人が営業マン、  
宮崎を売り込むという意識・視点  
を持って取り組むべきと考えますが、  
知事の

御見解をお聞かせください。先ほど  
の妙案もあれば、一緒に言っていた  
いても結構です。

**○知事(河野俊嗣君)** 宮崎の魅力とい  
うものをしっかりと伝えていくこと、  
売り込んでいくこと、大変重要であ  
ろうかというふうに考えております。  
私もフェイスブックやツイッターな  
どのさまざまな手段を使い、また  
いろんな機会を通じて、本県の情  
報の発信に心がけておるところ  
であります。県外のお客様がた  
くさんいらっしゃるような大会・  
総会などで、しっかりと宮崎の  
PRをするということもあります。  
例えば、県外で行われた古事記  
のシンポジウムなどで各県知  
事がいる中で、たまたま三重  
県知事もおりましたので、あ  
えて宮崎牛・松阪牛バトルを  
仕掛けたりとか、そのような  
ことも心がけたところであり  
ます。全ての職員が、さまざま  
な機会、さまざまなツールを  
通じて、効果的に本県を売り  
込む意識を持ちながら日ごろ  
の業務に臨むこと、大変重要  
なポイントであろうかと考  
えておるところでございます。

例えば、頭韻を踏んで「ひな祭りに日向夏」  
とかいうのはどうでしょうか、という  
ことを今思ったところござい  
ます。

例えば、宮崎の世界一、日本一を集  
めた「宮崎の1番」を整理すると  
ともに、各所属が営業する際  
のアピールポイントを取りまと  
めて、全職員が共有できるよう  
にというようなこともしてい  
ておりますし、県外事務所や  
シンボルキャラクターみやぎ  
犬のフェイスブックページ、  
また宮崎牛2連覇や神話の源  
流をデザインした名刺を活用  
するなど、各職員がさまざま  
なツールを使ってPRできる  
ような取り組みもしておる  
ところでございます。

また、ことし、キャンプのシ  
ーズンに部内で議論したん  
ですが、キャンプのシ  
ーズンには多

くのマスコミ関係者、観客の皆様が全国から来られるわけであります。連日のように、宮崎のキャンプの様子がメディアを通じて全国に発信される、そういう機会を捉まえて、宮崎の魅力をより発信する、そういう工夫も必要ではないかと考えておるところであります。

今後、職員に対し、積極的な情報発信の意識を徹底させますとともに、どこにチャンスが転がっているかわからない、それをしっかり見きわめる、そういうアンテナを張っていくことも重要であろうかと思っておりますので、私みずから先頭に立って、宮崎の多彩な魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 「ひな祭りに日向夏」、1人だけ井本議員から拍手がありましたけれども、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。(拍手)

**○福田作弥議長** 次は、十屋幸平議員。

**○十屋幸平議員**〔登壇〕(拍手) 宮崎県議会、自由民主党、十屋幸平でございます。

まず、河野知事の2期目の当選、おめでとうございます。きょうは日向から傍聴に来る予定ですが、ちょっと早目に終わった関係か、まだおいでいただいております。おいおい来られると思いますが、質問をさせていただきたいと思っております。今議会の質問も、いよいよ最後でトリとなりました。私が大トリを務めさせていただきます。——ようやく見えました——午前中は、高橋議員から温かいお言葉をいただきまして、感謝申し上げます。私にとりまして、2月定例県議会が宮崎県議会議員として最後の質問となりますので、質問に入ります前に、私のこれまでの足跡や思いについて少し述べさせていただきます。御清聴よろしく願いたいと思います。

私は、鹿児島県出身の父と山口県萩市出身の母の間に、日向で生まれました。(「薩長連合やが」と呼ぶ者あり)そこで、私は、今声がありましたように、薩長連合の申し子と勝手に言っておりますが、2歳でその父を亡くしました。そして、母は延岡出身の現在の父と再婚をして、甲斐家の中に「十屋幸平」が一緒に暮らしておりました。このような生い立ちで、地盤、看板、かばん、血縁もない私が、無謀にも平成7年、統一地方選挙で日向市議会議員に立候補いたしました。その動機について、少しお話をいたしたいと思います。

結婚して間もないころ、財光寺南小学校のミニバスケットボール少年団の保護者から、バスケットの指導を頼まれました。当時は仕事が忙しく、私自身もバスケの選手としてプレーしておりましたので、お断りをいたしました。翌年、断り切れずに引き受けました。そして、12年が過ぎ、厄年を迎えました。

私が住んでいます財光寺地区では、厄年に五十猛神社の例大祭で、ひょっとこ踊りをして厄を払う習わしがあります。そのとき、宮司に、「人生についてレポートを提出しなさい」と言われました。改めて、これまでの人生について真剣に考えました。そのときに、ミニバスケットボール少年団の子供たちが、高校、大学を卒業しても日向市に帰ってきていないことに気づきました。今でいう地方創生の社会減に当たります。この社会減の現状を何とかしたいという思いで、日向市議会議員に立候補いたしました。地盤、看板、かばん、地縁・血縁も少ない私が、ミニバスケの保護者や同級生や友人、知人、家族や妻の親族に支えられて、日向市民の御支援・御協力のもとに初当選をさせていただきました。



そして、議会活動では、企業誘致はもとより、親、子、孫の3世代同居、行財政改革、一昨日行われました日向ひよっとこマラソンIN日向岬では、実行委員長として3年間務め、当時、県の補助金が100万削減されまして、非常に苦しい運営でしたが、ハーフマラソンコースの新設や、ランナーの時間計測のためのICチップの導入、ボランティアの充実、企業等からの支援などに取り組み、そのほかにも新しい発想で議会活動に取り組み、市議会議員を2期務めさせていただきました。

そして、さらに広いステージで、宮崎県の子供たちが帰ってこられるまちづくりに取り組むために、人生の一大転機で、平成15年、統一地方選挙で宮崎県議会議員に挑戦させていただき、日向市民の御支援と御協力で、市民の皆様への負託を受けて初当選させていただきました。同期の8名で一五会を結成いたしました。当時を思い返すと、県議会棟の階段を一步一步踏みしめて上がるたびに、身の引き締まる思いを思い出しております。さらに、県議会議員のバッジをスーツにつけていただくと、さらに県議の重責を実感いたしました。

そのような中で、特に今でも印象に残っているのは、何と云っても6月定例県議会でのことです。松形県政の最後の議会で、私にとりましても、松形知事と最初で最後の一般質問での議論をさせていただきました。松形県政の総括、スポーツランドみやざき、県体育施設の宮崎市への一極集中、こども療育センターの県北への設置、行財政改革、情報公開、PFI制度の取り組み、そして、県北民の意識がある「北は夕暮れ」という言葉の認識と県土の均衡ある発展について説明を求めました。

当時の県職員は、知事に気兼ねしたのか、

「北は夕暮れ」という言葉を使わないようにと、何度も私のところに説得に参りました。私は、松形知事の全国植樹祭や昭和天皇ゆかりの「みどりの日」の提案、そして特に国土保全奨励制度の先見性と戦略、確固たる信念に基づいた実行力に敬服いたしておりましたが、県北民の代表として、「北は夕暮れ」という言葉を使い、認識について松形知事に質問をいたしました。今振り返ると、当時の担当職員さんは大変困ったのではないのでしょうか。

知事答弁は、「以前は「北は夕暮れ」という言葉がありましたことは記憶いたしております」、しかし、その後、「東九州自動車道を初めとする道路網や外国貿易の拠点である細島港の整備、日豊本線の高速化など」云々とありまして、「社会基盤の整備は着実に進んでおります。一中略— 全国初めての公立五ヶ瀬中高一貫校、地方拠点都市基金を活用した九州保健福祉大の開設、日向市駅及び周辺の約90億円の整備事業など」云々とありました。確かに、答弁のように、県北への道路等の整備状況や投資額やさまざまな事業の取り組みを見ると、県内の均衡ある発展に御尽力いただいたことが、現在の県北の発展の礎を築いていただいたものと感謝しております。

そこで、私は質問の最後に、松形知事へ「本当に長い間、御苦労さまでした。そして、知事を支えてこられた奥様に対して感謝申し上げて、私の質問とさせていただきます」と質問を締めくくりました。すると、松形知事が想定外に手を挙げられて、次のように答弁されました。「締めくくりで家内まで感謝されまして、感謝申し上げます。私は、均衡ある発展ということを終始24年間考えてまいりました」、中略しますが、最後に「県北のさらなる発展を心か

ら期待してお答えとさせていただきます」と締めくくられました。当時の松形知事を初め、関係部長の気配りや丁寧な答弁に感謝申し上げます。

それから激動の宮崎県政が始まり、安藤知事の事件、「どげんかせんといかん」の東国原県政での鳥インフルエンザの発生、そして、宮崎県の畜産業界や県内経済へ大打撃を与えた口蹄疫の発生、当時、環境農林水産常任委員長として、中村議長の命により、県議会を代表して、県の口蹄疫災害対策本部へオブザーバーとして出席して、県や自衛隊、警察、JA、建設業協会や畜産農家や畜産関係者、他の団体など、県内市町村、県民との総力戦で、130日間の口蹄疫ウイルスとの闘い、また、種雄牛の殺処分や避難等、国との交渉の難航などを経験しました。

そして、「口蹄疫からの再生・復興」を旗印に、河野知事へと県政がバトンタッチされて、昨年末の選挙を経て、河野知事は2期目のスタートを切りました。これまで、黒木知事、松形知事お二人で、約50年間の県政を担っていただきましたが、私の県議会議員3期12年で4人も知事かわるという、宮崎県政にとって激動の時期を経験させていただきました。

そして、間もなく発生して4年目を迎える未曾有の東日本大震災で、多くのとうとい命が失われました。また、福島第一原子力発電所が爆発して放射能汚染が拡散し、住みなれたふるさとに帰れない避難民の方々の困っている状況が現在も続いています。瓦れき処理問題では、河野知事と県議会が激しく議論もいたしました。東日本大震災からの復興には、まだまだ時間がかかります。一日も早い復興を願っております。

このような口蹄疫被害や自然災害等の経験を

踏まえて、平成23年には、私も市民の皆様から再度、心温まる御支援・御協力により県議会議員としての負託を受け、3期目を迎える中で、会派議員の賛同をいただきまして、副議長の要職に推挙いただきました。そして、甚大な自然災害や口蹄疫等の災害が発生した場合の対応として、宮崎県議会基本条例を策定する中で、全国初の「大規模災害等への対応」を盛り込み、県議会として迅速な対応ができるように政策立案もできました。

また、本県は、口蹄疫からの再生・復興を合い言葉に県民一丸となって取り組んでおり、政府への要望・陳情等にも活発に活動してまいりましたが、私も外山議長の代理として、東九州自動車道整備促進等の県政課題を政府へ要望・陳情に参りました。当時、政権交代により、国への要望・陳情の方法が従前と異なるシステムになっておりました。宮崎県議会は全国議長会の国土交通委員会に所属しており、委員長は志村学大分県議会議長で、全国の道路整備等の要望・陳情が、政府や大臣の方々に直接要望・陳情活動ができず、大変困惑しておりました。そして、志村委員長の提案で、初めて委員会メンバーが八ッ場ダムや佐伯の東九州自動車道の現場を視察し、各県議会議長の皆様に丁寧な説明をしますと、高速道路整備の必要性に御理解をいただきました。

そのとき、志村議長との話で、「十屋さん、東九州自動車道は完成が平成28年度以降の予定だが、何とか平成26年度に完成させよう」と言われました。しかし、正直、本当にできるのだろうかと思惑半信半疑でした。そして、決意を新たに、私も取り組ませていただきました。そのかいありまして、県民、国・県・市町村行政や国会議員、県議会、市町村議会や道づくり女

性の会、経済界など、さまざまな関係団体の努力により、ことし3月21日、佐伯一蒲江間が開通し、宮崎から大分までつながり、地域活性化に大きく寄与するものと考えます。残るは南の区間の整備が急がれます。そして、このように県議会議員として、各委員長や各要職を経験させていただき、また、幅広い人脈も築くことができ、今後の人生に大きく役立つものと考えます。

それでは、通告しておりました質問に入らせていただきます。最後の一般質問ですので、前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

知事の政治家を志した動機について伺います。先ほども述べましたように、平成17年に宮崎に総務部長として来られた河野知事は、西米良の温泉「ゆた〜と」で私とお話したことを覚えておられるでしょうか。失礼ですが、まさか県政の重責を担う県知事になられるとは、私は想像しておりませんでした。そして、先ほども申しましたように、平成18年12月に安藤知事が辞任し、坂副知事を支えて御苦労され、平成19年に東国原知事が誕生して副知事になり、鳥インフルエンザの発生、追い打ちをかけるように口蹄疫が発生して、本県経済が大打撃を受け、国との協議でも御苦労されたと思います。

このような宮崎県政の激動や御苦労を経験する中で、平成23年2月議会で、萩原議員の質問の中で政治家になった心境を問われて、「愛する宮崎のために勇気を持ってその川を渡る決意をした」と答弁されています。私が知事の立場ならば、これだけ激動の県政を経験すると、国に戻ることを考えたのではないのでしょうか。河野知事が政治家になると決意した心のうちをお聞かせください。

次に、総合交通・物流対策について伺いま

す。本県経済が成長するための道具が一つそろいかけています。東アジア戦略においても、航空路線や海上輸送も重要であり、一方で、国内では、大消費地に遠い物流対策では、カーフェリーのリプレースも県政の重要課題であります。そこで、総合交通の整備状況と今後の対応について、どのような取り組みをされるのか、知事に伺います。

次に、情緒障害児短期治療施設の状況について伺います。国において各都道府県に最低1カ所の設置が求められています、情緒障害児短期治療施設が、私の地元日向市東郷町に、市内の社会福祉法人によって設置されることとなり、県内の情緒障がい児を持つ保護者や、情緒障がい児にかかわっている児童養護施設や学校関係者は、この施設に大きな期待を寄せているものと思います。また、この施設は、平成23年に廃校となった東郷小学校の校舎を再利用することで、小学校の廃校で地域住民は寂しく思っていたところではありますが、校舎の有効活用で地域の活性化にもつながり、大変有意義だと考えます。情緒障害児短期治療施設の整備状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、地方創生の基本的な考え方について伺います。今議会でも、代表・一般質問で地方創生の議論がなされました。答弁では、「本年9月までに地方版総合戦略等が検討されているようであります。本県の基幹産業である農林水産業について、まち・ひと・しごと創生総合戦略の分野別取り組みとして、地域産業の競争力の強化、農林水産業の成長産業化を推進する」と述べられています。そこで、地方創生における農林水産業の取り組みをどのように進めるのか。地方創生交付金をどのように活用しようと考えているのか、環境森林部長、農政水産部長

にお伺いいたします。

次に、パラアスリート強化拠点の整備について伺います。新規事業「ボッチャでパラリンピックを目指そう事業」が予算化されています。これは、障がい者スポーツの振興や県民の障がいへの理解促進のために創設されています。大変よいことだと評価いたしております。

では、ボッチャとはどのようなスポーツなのか。古代ギリシャの玉投げで、6世紀のイタリアで現在の原型が生まれています。ちなみに、ボッチャとはイタリア語でボールという意味です。この競技は、ヨーロッパで生まれ、重度脳性麻痺者、もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案された、パラリンピックの正式種目です。車椅子から白いジャックボール(目標の玉)を投げて、赤と青のそれぞれ6球を投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、白い球にいかに近づけるかを競う競技です。ボールを投げることができない障がい者は、スキーのジャンプ台の形をした雨どいぐらの小型のランプスを使い転がします。

国のスポーツ基本法では、新たに障がい者スポーツの推進が明記され、今後は、健常者トップスポーツと障がい者トップスポーツの連携・協働を推進し、我が国のトップスポーツの国際的競技力の向上を図ることが求められています。そこで、日本スポーツ振興センターの調査研究で、障がい者スポーツを支援する拠点として、九州では宮崎大学が候補地に挙げられています。このことを東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致などに積極的に生かしてはどうかと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

次に、地方創生の人材育成の基本的な考え方を伺います。地方創生の「ひとの創生」で

は、「地方へ新しい人の流れをつくる」の中で、地方大学等の活性化が施策として述べられており、それが実行されれば、地方創生に大いに役立つものと考えます。それには、人材育成のしっかりとした理念が大切だと思います。そこで、地方創生を担う人材育成に対する教育委員長の考えをお伺いいたします。

次に、防災士の資格取得について伺います。防災士は、平常時には、自分の身の周り、家庭の防災・減災対策の実施、地域や企業における防災意識の啓発活動、訓練・研修などの実施や参加、災害時は、消防、警察、自衛隊などの公的支援が到着するまで、被害の軽減を図り、消火活動や救助活動、避難誘導などを行う。災害発生後は、自治体など公的組織や防災ボランティアと協働し、避難所運営や被災者支援活動を行う。このように防災士は、平常時から災害時、発生後と、幅広い活躍が期待されています。東日本大震災では、学校などで子供たちのとうとい命が奪われました。教育委員会では、平成24年、25年と2カ年で、教職員の345名が防災士資格を取得されており、県内各学校で活躍されています。そこで、教職員に防災士の資格取得を推進していただきたいと考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

次に、県民の安心・安全について伺います。警察本部長は防災士について御理解いただいたと思いますが、災害時の警察の一番の任務は、人命救助や避難誘導など多岐にわたり、東日本大震災では、被災者の方々に頼られる存在でありました。防災士が有する防災に関する知識や技能は、平常時から災害発生後にも大変役立つと考えます。そこで、警察官の皆様が、県防災士ネットワークと連携して、知識や技能を身につけ、地域住民に対する防災意識の啓発活動に

ついてどのように取り組まれるのか、警察本部長にお伺いたします。

以上で壇上からの質問を終わり、残りの質問は質問者席から質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

初めに、政治家を志した理由についてであります。私は、地方自治を志し、地方を活性化していくことで我が国の発展に貢献したい、そのような思いで自治省での仕事を選び、国、霞が関や県庁、市役所、それぞれの現場で行政経験を積んでまいりました。本県では、総務部長、副知事として職務に取り組んできたところでありますが、多くの方々と出会い、語る中で、豊かな自然環境に育まれた人情味豊かで優しい県民性を愛する気持ちは誰にも負けないと思うようになり、宮崎が私にとって第二のふるさととなったわけであります。

そして5年前、本県が口蹄疫による深刻な影響を受け、かつて経験したことのない難局に直面し、今こそ県民の皆様力を結集しながら、愛する宮崎の再生・復興に取り組んでいかなければならない、私とその先頭に立って皆様を引っ張っていききたいという強い思いを抱いて、我が身をなげうつ覚悟で、また退路を断って決断いたしましたところでございます。この決断を後押ししたものの、つらつら考えてみますと、3つほどあるかと思えます。

1つは、私が座右の銘として掲げております「ノブレス・オブリージュ」という言葉がございいます。もともとは高い身分に伴う義務という意味でございいますが、身分制のない今となつては、しかるべき役割を果たすべき立場にある者、また、そういう機会に恵まれた者は、しつ

かりとその義務を果たしていく、そのようなものということで、覚悟を求める言葉として自分は受けとめておるところでございいますが、まさに当時、宮崎が置かれた状況、そして自分が果たすべき役割というものを、「ノブレス・オブリージュ」の言葉のもとに自覚したところでございいます。

また、2つ目としましては、さまざまな先学者・先人の姿勢であります。この議会でも、小村寿太郎、伊東マンショ、岩切章太郎、さまざまな先人の取り組みが紹介されておるところでございいますが、特に私が尊敬する上杉鷹山公であります。高鍋秋月藩主の次男として生まれ、米沢藩主についた鷹山公、代表的な「伝国の辞」に示されました政治哲学等、強い信念のもと、ただひたすらに藩民のために、みずから先頭に立ち、幾多の困難にも粘り強く立ち向かい、藩政改革をなし遂げられたわけでありませぬ。決して米沢藩に生まれ育つたわけではございませぬが、強い信念のもと、そういうすばらしい業績を果たされた。自分としても大いにその姿勢に学びたい、そのような思いもあつたところでございませぬ。

3点目としましては、余りこのようなところで申し上げるのは恐縮であります。妻の存在であろうかと思っております。出会つたときは外交官志望であつた私が、自治省、そして今は政治家へということ、それぞれ新しい道に挑戦するのを嫌がることもなく受け入れて、ともに歩み、そして今や私以上に引っ張つてもらつてつような状況でございませぬ、そのようなものに押されながら決断をし、私の前にあつた大きな川を渡る勇気を持つことができたのではないかなと考えておるところでございませぬ。2期目に当たりませぬ、県民の皆様から多くの

負託をちょうだいしたところをごさいますて、初心を忘れることなく、宮崎の発展のために、これからも全身全霊で取り組んでまいりたい、そのように考えておるところでございます。

次に、総合交通網の整備についてであります。本県の持続的な成長のためには、経済活動や地域間交流を支える総合交通網の充実が大変重要であります。新たな交通インフラといたしましては、東九州自動車道の佐伯―蒲江間が開通する予定であり、本県と大分県がいよいよ高速道路で結ばれるわけです。今後は、残る東九州自動車道の日南―串間―志布志間や、横軸である九州中央自動車道などに全力を注いでまいります。

公共交通機関につきましても、着々と進展しており、陸上交通におきましては、延岡―宮崎間の東九州道開通に伴う高速バス「ひむか」の運行開始に加え、この春には、宮崎―大分間の高速バスが運行を開始し、高速バスネットワークがさらに広がることとなります。また、ことしの秋には、鉄道とバスにICカードが導入される予定でありまして、県民はもとより、県外観光客の利便性向上にもつながるものと考えております。

海上交通では、本県と関西圏を直接結ぶ長距離フェリーが神戸航路へ変更となり、旅客・物流ともに好調に推移しているところでありますが、今後、航路を支援する協議の場を設けるなど、さらなる利用促進を図ってまいりたいと考えております。また、大型クルーズ船の受け入れ態勢も進んでおるところであります。

航空交通では、台北線が増便されるとともに、3月28日には、本県と香港を結ぶ国際定期路線が開設されることとなっております。本県の航空ネットワークが一層充実し、東アジア

地域とのさらなる交流の促進が図られるものと期待しております。本県の地方創生を実現していくため、成果を上げていくために、今後とも、ハード整備のみならず、利便性の向上など総合交通網の充実に力を入れていきたいと考えております。

最後に、東京オリンピック・パラリンピックについてであります。

日本スポーツ振興センターでは、競技性の高い障がい者スポーツの競技力向上を目的とした調査研究を実施しております。その報告書の中で、障がい者アスリートを支援していくためには、障がい者の特性を考慮した支援拠点が各地域に必要であると示されておりまして、九州エリアの支援拠点の連携先として、宮崎大学が候補として挙げられているところであります。これは、スポーツキャンプ地としての特性を生かして選手のメディカルサポートを行うなどの、県と宮崎大学の連携が評価されたものと受けとめております。

今後とも、今回の評価を生かしながら、宮崎大学を初め関係機関との連携をさらに深めてまいりたいと考えておりますし、本県では、既に西都市でパラサイクリングの合宿なども行われております。また、先日、みやざき大使をお願いした増田明美さんから、本県の温かい県民性等を生かし、また教育効果を考慮すると、パラリンピックに力を入れていくことは、大変重要な取り組みではないかという御示唆もいただいております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 お答えします。

情緒障害児短期治療施設についてであります。情緒障害児短期治療施設の設置につきましては、情緒障害を有する処遇困難な児童が増加する中、本県児童福祉行政における長年の課題でありましたが、このたび、設置主体である社会福祉法人や地元日向市、地域住民を初め多くの関係者の深い御理解と御協力を得て、ようやく開設されますことは、まことに感慨深いものがございます。現在、建物の改修工事が完了し、心理士や児童指導員等の必要な職員も確保され、4月の開設に向け、準備が順調に進んでいるところであり、また、施設内に設置される小中学校の分校につきましても、日向市教育委員会において、開校の準備を進めていただいているところがございます。

この施設は、情緒障がい児を受け入れる県内初の専門的な施設でありますことから、県といたしましては、児童相談所を中心に、学校や医療機関、児童養護施設等の関係機関と緊密な連携を図りながら、適切な児童処遇や円滑な施設運営が行われますよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○環境森林部長（徳永三夫君）**〔登壇〕 お答えいたします。

地方創生の取り組みについてであります。環境森林部としましては、本県の豊かな森林資源を活用して、「伐って、使って、すぐ植える」という宮崎ならではの林業の循環システムを確立し、中山間地域、特に山村地域の雇用の場の確保と所得の向上に向けた対策に取り組むこととしております。このため、本議会をお願いしております、いわゆる地方創生交付金を活用し、川上対策として、木質バイオマス燃料の効率的な集荷・輸送等を支援する「森林バイオマ

ス供給担い手拡大対策事業」に取り組みますとともに、川下対策として、本県の玄関口であります空港や駅等の公的スペースの木造・木質化を支援する「みやぎ木おもてなし推進事業」等を実施していくこととしております。このような取り組みを通じまして、本県林業を成長産業として前に推し進め、山村地域の振興はもとより、本県経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

**○農政水産部長（緒方文彦君）**〔登壇〕 お答えいたします。

地方創生の取り組みについてであります。農政水産部といたしましては、新しい時代を担う強い農水産業の産地づくりを加速させることにより、地方創生を推進してまいりたいと考えております。具体的には、マーケットインによる契約販売の強化、農地の集積や漁場の造成等による生産性の向上、高い経営感覚・技術力を備えた人材の育成などに着目した産地構造の改革を、関係団体とも協力しながら、総力を挙げて進めてまいります。このような考え方をもとに、いわゆる地方創生交付金につきましては、本議会において12の事業をお願いしておりますが、例えば「地域が輝く農村ビジネスモデル創造事業」では、産地や地域の資源を生かした新しいビジネスを、計画策定から事業化までの各段階できめ細かに支援し、農業を核とした地方創生のビジネスモデルを創出するなど、地域産業の活性化と雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○教育委員長（島原俊英君）**〔登壇〕 お答えいたします。

地方創生を担う人材育成についてであります。国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示されておりますとおり、地方創生の中心

は、「まち」づくりにリーダーシップを発揮し、みずから「しごと」をつくりだす「ひと」として考えております。また、その「ひと」とは、「どういう生き方をしたいか」というしっかりとした目的意識を持ち、夢や志を描くことができる「ひと」として考えています。

そして、そうした「ひと」になるためには、自己肯定感や、しっかりとした人生観、勤労観、時代認識などを身につける必要があります。また、地域に密着した課題を意識し、現場で自分の頭でとことんまで考え、具体的な行動に結びつけ、解決する力をつけることが、世界で活躍できる考え方や行動力にもつながるのではないのでしょうか。これは、まさに学校が求めるキャリア教育の目指すところでもあります。私としましては、企業人でもある立場を生かして、社会や人の役に立ち、時代を切り開く人材づくりに、キャリア教育を軸としながら取り組んでまいりたいと存じます。以上であります。

〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

教職員に防災士の資格を取得させる取り組みについてであります。東日本大震災など、さまざまな災害の被害の甚大さに学び、防災教育を推進するためには、各学校に防災士など核となる教職員を養成しておく必要がある、また、少なくとも県立学校だけでも1名は防災士を置きたいと考え、平成24年度と25年度に防災教育指導者養成研修会を実施し、県内の教職員の中から345名の防災士の有資格者を養成いたしました。このことに加え、県内の全公立学校と希望される私立学校の担当教職員を対象に、学校安全指導者研修会を常在危機の意識を持って毎年毎年実施し、教職員の防災に関する知識・技能

の向上や防災意識の高揚を図る役割を果たす各学校のリーダーの養成に取り組んでいるところであります。今年度は、防災教育指導者養成研修会は実施いたしておりませんが、今後も、一人でも多くの教職員が防災士の資格取得を目指すよう、積極的に啓発していきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（坂口拓也君）〔登壇〕 お答えします。

防災士ネットワークにつきましては、防災に関する知識と技能を修得の上、地域の防災リーダーとして寄与されており、昨年4月には、NPO法人化され、活動基盤の強化を図られたと伺っております。県警は、災害に関する教養・訓練等を行い、発生時に即対応できるようにしておりますが、防災講和や地域住民参加型の訓練など、県民の防災意識の向上を図るための啓発活動等も重要でありますことから、地域のリーダーである宮崎県防災士ネットワークの皆様とは、日常的に連携しながら、防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○十屋幸平議員 御答弁ありがとうございます。知事の心のうちというのを3つ聞かせていただきまして、やはり最後の妻の存在というのが一番なるほどと思いました。我々議員も、家内なり妻がいないと、なかなか1人では活動できないという現状もありまして、思いを一緒にするところがございました。そして、大きな川を渡るという決断をしたということが、非常に宮崎県政にとって、先ほどもありましたけれども、これまでの1期交代の知事であったということから、安定した県政運営ができる状況にようやく戻ったということで、今後とも、二人三脚で頑張っていただければと思っております。



総合交通については、いろいろ、空、海、それから列車も「ななつ星」が走ったりして兆しいと思います、物流を考えますと、これまでの議論がありましたように、どうしてもカーフェリーのリプレース問題というのは避けて通れない。協議の場を設けるといことでありますので、前向きに取り組んでいただけたらと思うんですが、鹿児島県では、何百億というのを銀行が融資したりとか、そういう声もうわさ話で聞こえてまいります。ですから、県がリードして、財政的なことも含めて何か行動を起こさない限りは、なかなか2隻で120億というのは、前の議会でも出ましたように大変な額でありますので、そのあたりは協議の場を持って、しっかりと、カーフェリーを支えることイコール、宮崎の農林水産物も含め、いろんな産業の物流を支えるという視点を持って取り組んでいただきたいなと思っております。

それから、スポーツ振興センターのパラアスリートの拠点の取り組みですけれども、増田明美さんが言われたように、今、オリンピックとパラリンピック、イコールでありますので、それを宮崎がいち早く姿勢を示すことによって、いろんな——サイクリングも何かあったということで、特別委員会でも調査させてもらいましたけれども、そういうことを含めると——相乗効果が出てくると思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいなと思っております。

あと、農林水産業につきましては、ここに書いてあります地方創生の取り組みをしっかりと取り組んでいただくことが、まずは一番だと思います。特に、林務は今から、「陽のあたる坂道」じゃないですが、日が当たってまいると思いますけれども、苗の問題等も今議会でもいろいろと議論があったようであります。そのあた

りの苗木の問題等も含めて、バイオマス発電とか、いろんなことがありますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

それから、情緒障がい児の施設につきましても、ようやく日向にできましたので、これから一層そこを御活用いただいて、子供たちのために、いい環境のもとで取り組まれるようお願いしておきたいと思っております。今回、再質で、どうのこうのではなくて、お願いすることが多いかと思っておりますが、お聞きいただきたいと思っております。

それから、先ほど、教育長、教育委員長の熱い思いは十分に伝わってまいりましたので、しっかりと取り組んでいただければよろしいかと思っておりますし、また、教育長、積極的に防災士の啓発活動をしていただきたいと思っております。345名、取っていただきましたけれども、10年先か何年先かわかりませんが、だんだん少なくなっていくと思っておりますので、そのあたりは常にある程度循環していただいて、常に各学校に1人なり2人がいていただくようお願いしたいと思います。これは市町村教育委員会との連携も図らないと、なかなか上から押しつけるということではできませんので、そのあたりは十分私も理解しておりますが、そういうことも含めてやっていただければと思います。

それでは、次の新幹線についてお尋ねしたいと思います。新幹線といえば、4年前、九州新幹線が全線開通して、西九州が活性化し、今月14日には、東京から金沢まで北陸新幹線の開通間近であります。北陸地方の住民が、地域の活性化に大いに期待を寄せています。このように新幹線は、交流人口の増加など、経済波及効果が大いに期待できると考えます。

ところで、私が新幹線に乗車したのは、小学

校4年生であります。祖母が東京と大阪に住む子供のところに行くときに、私も連れていっていただきまして、東海道新幹線「こだま」に乗りました。宮崎の田舎ではとても信じられないスピードと乗り心地のすばらしさを、子供ながらに実感いたしました。そして、宮崎では、ようやく東九州新幹線構想が議会でも議論されるようになりました。この時間差はいかんともしがたいと感じますが、私はぜひ夢の新幹線を実現していただきたいと思っております。そこで、東九州新幹線の実現に向けて、知事の決意をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州新幹線の整備は、財源の問題も含めてさまざまな課題もあり、また大変時間のかかる取り組みであろうかと思っておりますが、鉄道の高速化としての機能だけではなく、地域のあり方そのものを変える力がありますことから、宮崎県が大きく発展するためには、ぜひとも必要なものと考えております。これまでも毎年のように要望活動を行ってまいりながら、実質的には冬眠状態であったわけではありますが、今御指摘がありましたように、いよいよ金沢まで、さらにはいずれ札幌にまで新幹線が延びようとする、そのような状況にあって、本県としても大きな夢として掲げて取り組んでいくべきではないか。そのような思いで、私が会長を務めております「東九州新幹線鉄道建設促進期成会」におきまして、昨年度の特別講演会や本年度の「東九州新幹線鉄道シンポジウム」などの開催によりまして、いわば新たなスタートを切ったと考えておるところであります。

また、たまたまではありますが、国土交通省の担当課長は、私の大学時代の同じクラス、同じゼミの人間でもありまして、たびたび彼のとこ

ろに行って話をするわけでございます。財源もないし難しいという言葉聞いておりますが、先日、国土交通省に要望に参りましたとき、鉄道局長にもお会いしたところではありますが、現在建設中の整備新幹線の次の動きに備えて、機運を高めておく時期にあるのではないかと、そのようなお話もいただいたところでございます。今後とも、県内の機運醸成はもとより、県外の自治体などとも幅広く連携し、県民の皆様からも御意見をいただきながら、一歩ずつ、将来の夢の実現に向けて、力を入れて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 県内においても、機運の醸成はまだまだでございますので、そのあたりは県として引っ張っていただく。それから、もう一つは、先ほどちょっとありましたが、政治力というのも欠かせないところだと思いますので、そのあたりも踏まえて取り組んでいただきたいと思っております。

次に、南海トラフ巨大地震対策についてお伺いいたします。これまで多くの議員が議論してまいりました。私も平成25年に、高知県を調査して、災害対策の先進地としての取り組みを本県も取り入れるべきではないかと提案させていただきました。今議会でも、各市町が設置する避難タワーや複合施設整備等への県の支援について、西村議員が質問いたしました。答弁では、「今後、支援のあり方について検討してまいりたい」と言われております。知事は、よく常在危機と言われますが、いつ、いかなるときに災害が発生するかわかりません。知事の英断を期待して、各市町への支援について、知事の考えをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 南海トラフ巨大地震、また津波対策に関しましては、国、県、市町

村、それぞれがしっかりと役割分担しながら、スピード感を持って取り組んでいこうと、基本的な考え方のもとに進めておるところでございます。市や町が設置する津波避難施設についても、県もさまざまな取り組みをしてまいりました。例えば、関係各県知事とともに、市町村の財政負担を軽減することを主な目的としまして、法律の制定を国に対して強く要望してきた結果、平成25年11月に南海トラフ地震対策特別措置法が成立したということもございます。

また、法律成立後においては、平時でも活用できる機能を持つ複合型の施設も、特例措置（補助率かさ上げ）の対象となるよう、国の中央防災会議の場で議論していただくとともに、私も防災対策会議の委員の一人として強く要望してきたところでありまして、昨年6月に内閣府の西村副大臣が来県された際にも、直接要望させていただき、実現に結びついたところがあります。また、防災施設の整備のために活用できる防災のための特別な起債——地方債についても、その存続について要望したところがございます。

現在、沿岸の市や町では、この法律に基づく特例措置、またいろんな財源措置を活用しまして、津波避難タワーや複合型の施設などの施設整備を行うため、計画の作成が進められているところでもあります。その内容が徐々に明らかになってきたところであり、それぞれの市・町の負担のあり方についても、数字というものを含めて見えてきたところでもあります。今後とも、国に対して必要な財源の確保を要望してまいりますとともに、県としましても、市や町に対する支援について検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 先ほど、知事の答弁で、スピー

ード感を持って取り組むということをお答えいただきまして、前向きに取り組んでいただくということと、それから今、支援について検討してまいりたいということでお答えいただきまして、ありがとうございます。私が住んでいます日向市だから特別なことではないんですけども、待ったなしの時期に来ていますので、2月議会は骨格予算でありますから、6月の定例議会には、肉付け予算としてしっかりと取り組んでいただくように強く要望させていただきたいと思っております。先ほどの答弁で、検討してまいるといってございますので、期待しております。よろしく申し上げます。

質問時間もなくなりましたが、最後に、ことしで退職される県職員の皆さん、長い間、御苦労さまでした。今後の人生の御活躍を御祈念申し上げます。

私も今限りで勇退させていただきます。これまで12年間、県議として務めさせていただきましたのも、先輩議員、同僚議員、そして、これまで、知事を初め県職員の皆様や議会事務局の皆様、また民間の各団体の皆様、そして、毎朝、温かいお茶を出してくださる自民党控室の皆様により、御指導、御鞭撻を賜り、心より感謝を申し上げます。そして、きょう、先ほど傍聴に来られた後援会の皆様を初め、支持者の皆様など、多くの方々に支えられてまいりました。本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後になりますけれども、言葉では言い尽くせない苦勞をかけた妻を初め家族にも支えられて、きょうの私があります。心より感謝しております。

結びに、本議場の議員の皆様が再度、宮崎県勢発展のために御尽力できますことを願い、ま

た、河野知事を初め職員の皆様が「みやざき新時代」を築くように頑張ってくださいことを願ひまして、宮崎県議会議員十屋幸平として、県議会での全ての質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で一般質問は終わりました。

### ◎ 議案に対する質疑

○福田作弥議長 次に、今回提案されました議案第1号から議案第78号まで及び報告第1号の各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出されました議案について、通告のもとに質疑を行います。

まず、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計予算」について伺います。

歳入において、県税収入の増収について、地方消費税、法人事業税及び個人県民税の収入額と前年度と比較しての増収額、また、増収の主な要因についてお聞かせください。総務部長、お願いいたします。

○総務部長(成合 修君) 地方消費税の収入額は、144億3,057万8,000円、前年度比148.6%と見込んでおります。これは、税率の引き上げの影響が平年度化することによるものであります。

次に、法人事業税は、161億7,239万3,000円、前年度比127.8%と見込んでおります。これは、税制改正により、国税である地方法人特別税の一部が法人事業税に復元され、税率が引き上げ

られたことによるものであります。

最後に、個人県民税は、276億190万円、前年度比102.3%と見込んでおります。これは、課税対象となります26年分の所得の増が見込まれることによるものであります。

○前屋敷恵美議員 では次に、使用料・手数料についてですが、高等学校授業料の徴収額と対象人数について、学年別にお聞かせいただきたいと思ひます。教育長、お願いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 高等学校授業料につきましては、平成25年度までは不徴収としておりましたが、平成26年度から、新入生が授業料徴収の対象となり、当初予算における対象人数は、入学予定として見積もった8,149人、徴収額9億1,303万2,000円となっております。

平成27年度当初予算案では、授業料徴収対象が学年進行により2年生まで拡大しましたので、対象人数につきましては、1学年が入学予想者数7,997人、2学年は前年5月1日の在籍者数7,901人で、合計1万5,898人、徴収額につきましては、1学年8億9,897万7,000円、2学年8億9,389万9,000円、合計17億9,287万6,000円を見込んでおります。

○前屋敷恵美議員 次に、医療・福祉関連の事業・施策について4点伺いたいと思ひます。福祉保健部長にお願いいたします。

まず第1は、放課後児童クラブ事業について、新年度からは6年生までの全学年が対象となります。今回、3億8,700万円が予算化されておりますが、現状と新たな見込み数など、その対応についてお聞かせください。

2つ目に、地域医療介護総合確保基金6億3,100万円についてです。基金を活用して行う事業と目的、運用のあり方についてお聞かせください。

3つ目には、在宅医療・介護連携ケアマネジメント推進事業200万円についても、その事業の内容についてお聞かせください

4つ目には、難病指定医確保研修事業200万円についてですが、難病医療法の施行に伴って疾病数が拡大されます。その患者数及び難病指定医確保の見込みについてお聞かせください。

**○福祉保健部長（佐藤健司君）** まず、放課後児童クラブについてであります。平成26年度の本県における登録児童数は、5月1日現在で8,152人となっております。平成27年度は、実施主体である市町村が、住民のニーズを勘案し、約9,500人分を確保することになっておりますので、県では、市町村からの要望を踏まえ、3億8,700万円余りの予算をお願いしているところであります。

次に、地域医療介護総合確保基金についてであります。この基金を活用しまして、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保などに関する事業を実施することによりまして、後期高齢者の増加が見込まれる2025年に向けて、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を図ることにしております。

なお、この事業は、基金という名称でございますが、通常の基金ですと運用ということがございますが、この基金は、毎年度使い切りでございますので、運用という概念はございません。

次に、在宅医療・介護連携ケアマネジメント推進事業についてでございます。この事業は、介護支援専門員のケアマネジメント力の強化や介護給付費の適正化を図るため、介護支援専門員等に対する医療サービスの知識や医療との連携方策を習得する研修会を開催するほか、市町

村が実施するケアプラン点検を支援するための研修会・実地指導を行うものであります。

次に、難病医療法の施行に伴う患者数及び難病指定医の確保の見込みについてでございます。本年1月の難病医療法の施行に伴い、医療費助成の対象が約300疾患に広がった場合の患者数は、平成25年度末の約9,000人が約1万5,000人になると見込まれております。また、難病指定医につきましては、2月現在で約730名を指定したところでございまして、ほぼ受診できる体制が整ったものと考えております。以上でございます。

**○前屋敷恵美議員** ありがとうございます。

次に、議案第21号「宮崎県教育委員会の組織に関する条例」について伺いたいと思います。

同条例案は、知事部局から独立した教育委員会組織に委員長を置かず、教育長がその任を兼ねるとするものです。しかし、本来、教育委員長には独自の役割があったはずですが、教育委員長を置かないとする理由・目的は何なのか。また、教育長が教育委員長を兼ねることの考え方、教育行政はどうなるのか、お聞かせいただきたいと思います。教育長、お願いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 宮崎県教育委員会の組織に関する条例についてでございます。

国において、全国でこれまでに発生した問題を踏まえて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くこととされたところであります。その目的については、国の資料によりますと、教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築を図るためとされております。法が改正された趣旨は、今答弁させていただいたとおりですが、そのような法改正の趣旨は尊重しなければならないと考えてお

ります。

○前屋敷恵美議員 またいろいろ議論させていただきたいと思います。

次に、議案第54号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」について伺います。

今回の補正のうち、多額の減額補正になっているのが、民生費、土木費、商工費、教育費などです。それぞれの減額補正の主な内訳とその補正額及びその理由について、まず、福祉保健部長から御説明いただきたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 民生費の減額補正43億8,000万円余の主な内訳としましては、まず、介護保険対策費10億5,428万3,000円の減額であります。これは、介護給付費が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、高齢者医療対策費10億2,577万8,000円の減額であります。これは、後期高齢者の医療費が見込みを下回ったことなどによるものであります。

最後に、国民健康保険助成費8億1,760万円の減額であります。これは、市町村への財政調整交付金が見込みを下回ったことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、商工観光労働部長、お願いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 商工費の減額補正38億6,000万円余の主な内訳としましては、まず、中小企業融資制度貸付金を30億円減額しております。これは、大規模災害等の発生の際に、緊急的な融資を行うための貸付原資でありましたが、今年度は、対応の必要がなかったため、減額するものであります。

次に、企業立地促進補助金を5億2,845万9,000円減額しております。これは、今年度

の申請額が当初予定しておりました予算額を下回る見込みとなったため、減額するものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、県土整備部長、お願いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 土木費の減額補正61億1,000万円余の主な内訳としましては、公共事業費のうち、まず、補助公共・交付金事業の43億4,237万6,000円の減額であります。これは、国庫補助事業費の決定によるものであります。

さらに、直轄事業負担金の10億1,992万8,000円の減額であります。これは、国の直轄事業費の確定によるものであります。

○前屋敷恵美議員 では最後に、教育長、お願いいたします。

○教育長(飛田洋君) 教育費の減額補正43億6,177万円の主な内訳といたしましては、学校職員の給与や共済費などの職員費17億2,460万6,000円の減額及び職員等の退職手当費14億5,582万8,000円の減額であります。これは、不足額が生じないように予算措置をしておりましたものが、見込み額が予算額を下回る見通しとなったために、減額をお願いするものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では最後に、議案第78号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」について伺います。

同補正は、国の緊急経済対策に伴うものですが、新規事業「県内津々浦々で消費を呼び起こす～域内消費喚起等支援事業」5億3,100万円が計上されています。市町村の消費喚起・生活支援策にどう生かすのか、具体的な内容をお聞かせください。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 域内消費喚起等支援事業は、県内各市町村が発行するプレミアム付き商品券など、市町村の消費喚起や生活支援の取り組みを支援するものであります。県としましては、各市町村の取り組みをしっかりと支援することにより、県内津々浦々で消費を喚起し、地域経済の活性化を図りたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 プレミアム付き商品券ということでしたが、ほかにも使い道は多岐にわたって可能なのでしょうか。中身については、プレミアム付き商品券のみならず、市町村が、具体的な提起があれば、それにも使うことは可能ということですか。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 現在、市町村におきましては、計画段階中がございますので、現時点で具体的にお答えすることはできませんけれども、多くの市町村でプレミアム付き商品券の発行に取り組まれるということのようでございます。県としましては、国の交付金の考え方がございますので、これに準じながら、市町村の取り組みを幅広く支援していきたいと考えているところでございます。

○前屋敷恵美議員 それぞれお答えいただきまして、ありがとうございます。あとはまた所属の委員会などで深めさせていただきます。ありがとうございます。

以上で終わります。

○福田作弥議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

---

◎ 議案第52号及び第53号採決

○福田作弥議長 次に、監査委員の選任の同意についての議案第52号及び第53号の両案につい

て、一括してお諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第52号及び第53号について、一括してお諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第1号から第51号まで、第54号から第78号まで及び報告第1号並びに請願委員会付託

○福田作弥議長 ここで、議案第1号から第51号まで、第54号から第78号まで及び報告第1号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

明日4日から12日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時0分散会

3月13日（金）



平成 27 年 3 月 13 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)  
3 番 有 岡 浩 一 (愛みやざき)  
4 番 凶 師 博 規 ( 同 )  
5 番 西 村 賢 ( 同 )  
6 番 松 村 悟 郎 (自由民主党)  
7 番 内 村 仁 子 ( 同 )  
8 番 岩 下 斌 彦 ( 同 )  
9 番 後 藤 哲 朗 ( 同 )  
10 番 右 松 隆 央 ( 同 )  
11 番 二 見 康 之 ( 同 )  
12 番 清 山 知 憲 ( 同 )  
13 番 福 田 作 弥 ( 同 )  
14 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)  
15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)  
16 番 渡 辺 創 (県民連合宮崎)  
17 番 田 口 雄 二 ( 同 )  
18 番 高 橋 透 ( 同 )  
19 番 星 原 透 (自由民主党)  
20 番 蓬 原 正 三 ( 同 )  
21 番 井 本 英 雄 ( 同 )  
22 番 丸 山 裕 次郎 ( 同 )  
23 番 中 野 一 則 ( 同 )  
24 番 中 野 廣 明 ( 同 )  
25 番 宮 原 義 久 ( 同 )  
26 番 山 下 博 三 ( 同 )  
27 番 徳 重 忠 夫 (無所属クラブ)  
28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)  
29 番 太 田 清 海 (県民連合宮崎)  
30 番 井 上 紀 代子 ( 同 )  
31 番 鳥 飼 謙 二 ( 同 )  
32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)  
33 番 黒 木 正 一 ( 同 )  
34 番 横 田 照 夫 ( 同 )  
35 番 十 屋 幸 平 ( 同 )  
36 番 外 山 三 博 ( 同 )  
37 番 坂 口 博 美 ( 同 )  
38 番 中 村 幸 一 ( 同 )  
39 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

知 事 河 野 俊 嗣  
副 知 事 稲 用 博 美  
副 知 事 内 田 欽 也  
総 合 政 策 部 長 橋 本 憲 次 郎  
総 務 部 長 成 合 修  
危 機 管 理 統 括 監 金 丸 政 保  
福 祉 保 健 部 長 佐 藤 健 司  
環 境 森 林 部 長 徳 永 三 夫  
商 工 観 光 労 働 部 長 茂 雄 二  
農 政 水 産 部 長 緒 方 文 彦  
県 土 整 備 部 長 大 田 原 宣 治  
会 計 管 理 者 舟 田 美 揮 子  
企 業 局 長 四 本 孝  
病 院 局 長 渡 邊 亮 一  
財 政 課 長 阪 本 典 弘  
教 育 委 員 長 島 原 俊 英  
教 育 長 飛 田 洋 夫  
公 安 委 員 長 佐 藤 勇 夫  
警 察 本 部 長 坂 口 拓 也  
代 表 監 査 委 員 宮 本 尊  
人 事 委 員 長 村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長 大 坪 篤 史  
事務局次長兼総務課長 山 内 武 則  
議 事 課 長 亀 澤 保 彦  
政 策 調 査 課 長 高 林 宏 一  
議 事 課 長 補 佐 内 野 浩 一 朗  
議 事 担 当 主 幹 松 吉 浩  
議 事 課 主 査 松 本 英 治  
議 事 課 主 任 主 事 川 崎 一 臣

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第51号まで、第54号から第78号まで及び報告第1号の各号議案、請願第69号並びに継続審査中の請願第38号、第56号及び第64号の各請願を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外15件であります。慎重に審査を行いました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第38号は賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成27年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成27年度一般会計の当初予算の規模は6,417億2,800万円であります。口蹄疫対策転貸債1,000億円及び被災中小企業復興支援資金貸付金債200億円に係る償還金を除く予算の規模は、5,217億2,800万円であります。前年度と比較して515億8,400万円、9%の減と

なっております。

当初予算の特徴といたしましては、知事選挙等の日程的な制約により、人件費、公債費等の義務的経費や施設管理費等の経常的経費を中心としたものとなっておりますが、政策的な経費であっても、早急な対応を要するものや継続的な事業等については、県民生活に影響が生じないよう措置されております。

歳入面をみますと、口蹄疫対策転貸債等の償還金1,200億円を除いた場合、自主財源については、県税は前年度から増加したものの、繰入金や諸収入の減により、前年度比234億300万円余、10.7%の減少となっております。また、依存財源については、地方交付税の減や、骨格予算であること及び臨時財政対策債の減等による県債の発行額の減のため、前年度比281億8,000万円余、7.9%の減少となっております。

次に、総合政策部所管の平成27年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて125億円余であり、前年度と比較して13.2%の減となっております。

次に、宮崎県総合計画の変更についてであります。

このことについて委員より、「基本目標にある新しい「ゆたかさ」について、本県は全国の中でどのくらいの位置にあると考えているのか」との質疑があり、当局より、「自然や伝統文化等、お金にかえられない部分については、本県は全国の中でかなり高い位置にあると考えているが、経済的な部分については、県民所得等では低い位置にあるため、産業関連の戦略に取り組みたいと考えている。今後、新しい「ゆたかさ」の指標づくりをしていく中で、どの指標

をどう取り込んでいくのか研究していきたい」との答弁がありました。

このことに対して委員より、「宮崎に住んで豊かであると実感する社会づくりにおいては、やはり経済的な側面が基礎であるため、今後のアクションプランや地方創生の総合戦略の策定においても、経済的な指標が上昇するよう戦略をしっかりと練っていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県中山間地域振興計画についてであります。

このことについて委員より、「当該計画の改定に当たっては、木材需要の拡大に応じた再造林の問題や、法改正により夜間狩猟を可能とする等の規制緩和がなされたこと、また、本県漁業の実態など考慮すべき事項もあることから、現場の状況や課題等をより踏まえた内容とするためにも、関係部局との協議がもっと必要ではないか」との意見がありました。

次に、総務部所管の平成27年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて4,637億2,700万円余であり、前年度と比較して85.1%の増となっております。

次に、持続可能な財政基盤の確立についてであります。

このことについて委員より、「県立宮崎病院の建てかえや、将来の国体開催を見据えると、かなりの財政需要が見込まれるが、今後どのように対策を講じていくのか」との質疑があり、当局より、「県立宮崎病院の建てかえについては、その資金償還に関し、一般会計からの負担が一定割合生じることとなるため、今後、病院局においてできるだけ経営の効率化等を図るこ

とにより、一般会計の負担を抑えていく必要がある。また、国体についても、開催までの期間に必要となる運営経費に加え、施設改修等の必要が生じることから、引き続き行財政改革に取り組むとともに、計画的に県有施設維持整備基金を積み立てるなど、将来への備えが必要と考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、限られた人員・財源の中で、地方創生の取り組みや県民ニーズに的確に対応していくためにも、積極的な歳入の確保、効果的・効率的な歳出に努めていくことで、財政改革をさらに推進し、持続可能な財政基盤の確立を図っていただくことを要望いたします。

次に、平成26年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第54号に係る補正は、公共事業等の国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、293億5,300万円余の減額となっております。

次に、議案第78号に係る追加補正は、国の緊急経済対策に伴う公共事業や地方創生の取り組みを先行して実施するための経費等として102億1,400万円余の増額となっており、歳入財源の主なものとしては、国庫支出金85億9,300万円余、県債9億2,100万円余であります。これらの結果、補正後の一般会計の予算の規模は5,651億6,400万円余となります。

このうち、総合政策部所管の一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は147億3,300万円余となっており、総務部所管の一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,642億800万円余となっております。

このうち、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業についてであります。

これは、国の緊急経済対策のうち、地方への経済の好循環拡大に向けた対策として措置されたものであります。

このことについて委員より、「市町村が地域内消費喚起を目的として実施するプレミアム付き商品券発行事業等に対し、県から市町村へ支援を行うとのことであるが、その基本的な考え方はどのようなものか」との質疑があり、当局より、「国から市町村への交付金の配分に関しては、人口の多い自治体に多く交付されることが想定されることから、県としては、人口の少ない市町村を手厚く支援すべきではないかと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県内津々浦々に経済効果を波及させるためにも、総合政策部がリーダーシップをとり、関係部局と連携しながら、当該交付金事業を積極的に推進していただくよう要望いたします。

次に、新規事業「移住・U I J ターン強化事業」についてであります。

このことについて委員より、「都市から移住してもらうためには、仕事とのマッチングに加え、その地域に長く住み続けていただくことが必要であるが、そのフォローアップについてはどう考えているのか」との質疑があり、当局より、「移住者の意見も聞きながら、地元住民、行政等が一体となった受け入れ環境の整備が必要であることから、全県組織の立ち上げや地域の協議会を設けて機運の醸成を図るとともに、住民と移住者をつなぐ人材の設置や移住者の会の運営経費等についても、市町村に対して支援をしていきたいと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、宮崎県総合計画においても人口減少問題は重要課題の一つとさ

れていることから、人口の社会減少の抑制や地域経済活性化を図るためにも、市町村や関係団体等との連携・情報収集を密に行っていただきますよう要望いたします。

次に、請願第38号「所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願」についてであります。

このことについて委員より、国における所得税法第56条の改正経緯についての質疑があり、当局より、「所得税法第56条については、事業者が、生計を一にする配偶者やその他親族に給与を支払ったとしても、その給与は必要経費に算入しないという規定であり、昭和25年の税制改正により設けられたものである。その後、社会経済情勢の変化に伴い、次第に要件等が緩和されてきている状況であり、第57条においてその特例が規定されている」との説明がありました。

このことに関連して別の委員より、「全国では、幾つかの県が同趣旨の請願等について採択している状況であるが、中には、見直しを求める意見書という形で国に提出している県もある。第57条との関係もあることから、今後とも慎重な議論が必要であると考えている」との意見がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、鳥飼謙二委員長。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外14件及び新規請願1件の計16件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第56号については賛成少数により、その他の議案及び請願については全会一致で決定しております。

また、全会一致で採択いたしました請願第69号に基づき、「小児慢性特定疾病の医療費助成の拡充を求める意見書」を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成27年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせまして987億8,800万円余で、骨格予算ではありますが、社会保障関係費や地域医療介護総合確保基金事業など、早急な対応を要する経費等を計上したことから、前年度と比較して98.9%となっております。

このうち、福祉・介護人材確保推進事業についてであります。

これは、高齢化社会に必要な福祉・介護サービスの充実を図るため、福祉・介護業務についての理解促進や介護職員の離職防止に努めることにより、人材の確保を図るものであります。

このことについて委員より、「少子化の進展により、さまざまな業種において人材が不足しているとの声を聞く。介護職員等については、今後、需要の増加が見込まれていることから、

地域間や事業所間の競争が激化するのではないかと危惧している」との意見があり、当局より、「介護人材を確保するためには、介護の現場において働きやすさや働きがいを高めることにより、新規就労者の増加や在職者の離職防止に取り組むことが重要であることから、介護施設等の経営者に対し、処遇の改善や介護職員としての専門性、資質の向上を図るための取り組みについて、指導・助言等をしっかりと行ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、へき地医療対策費についてであります。

これは、自治医科大学運営費負担金を初めとする、僻地医療の確保に要する経費を計上しているものであります。

このことについて委員より、本県出身の自治医科大学卒業医師の動向について質疑があり、当局より、「9年間の義務年限を終えた本県出身者は54名であり、35名が県内で、また、そのうち4名が僻地において診療されている。残る県外在住の19名についても、常に情報の把握に努めているところであり、必要に応じてコンタクトをとっているところである」との答弁がありました。

医師の地域偏在の解消に向けた取り組みは、県民医療の確保はもとより、地域における人口減少の抑制効果が期待できることから、当局におかれては引き続き、卒業医師の情報の把握に努め、積極的にアプローチしていただきますよう要望いたします。

次に、請願第56号「子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願」についてであります。

このことについて委員より、実施した場合の必要額や今後の取り組み等について質疑があ

り、当局より、「詳しくは試算していないが、対象人数が倍になること、また、医療保険の自己負担割合がふえることなどにより、現在の2倍、20億円程度は必要になるのではないか。この制度は全都道府県で実施していることから、これまでも国に対し、標準的な制度の枠組みの設定や必要な財源の確保について要望しているところであり、今後も、全国知事会等さまざまな場を通じて要望してまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局所管の平成27年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益308億7,800万円余、費用305億800万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は3億6,900万円余の黒字であり、前年度と比較して6億8,300万円余の改善が図られております。

次に、平成26年度補正予算についてであります。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてありますが、一般会計で49億5,300万円余を減額する一方で、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正として1億1,900万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は986億8,900万円余となります。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、医師の増加に伴い、給与費について2億4,000万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は303億2,700万円余となります。

次に、県立宮崎病院再整備基本構想についてであります。

このことについて当局より、「老朽化や狭隘化、防災機能などの施設面の課題や、がん医療や救急医療の提供体制などの医療面の課題等を抱える中、高度・急性期医療や政策的医療を担う全県レベルの中核病院として、また、基幹災害拠点病院等として宮崎病院に求められる機能を発揮し続けるためには、十分な機能強化が図られ、さまざまな課題も改善できる全面改築が必要と判断した。具体的には、来年度から設計に入り、平成30年度に工事着工、平成33年度の開院を目標としている」との説明がありました。

当委員会といたしましては、現在の県立宮崎病院を取り巻く医療環境や担うべき役割等を踏まえることに加え、長期的な視点に立ち、日々進歩する医療技術や医療機器等に将来的にも対応できる施設となるよう、施設等の設計においては十分な検討を要望いたします。

次に、「小児慢性特定疾病の医療費助成の拡充を求める意見書」についてであります。これは、当委員会に付託を受けました請願第69号に基づくものであります。

小児慢性特定疾病は、児童福祉法により、原則18歳未満までが医療費の助成対象となっているため、成人後は医療費助成が受けられない状況となっています。このようなことから、国に対し、小児慢性特定疾病の患者が成人後も継続して医療費助成を受けられるよう、小児慢性特定疾病医療制度の拡充について要望するものであります。

意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「福祉保健行政の推進並びに県立病

院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、岩下斌彦委員長。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外23件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成27年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせまして522億7,500万円余で、骨格予算ではありますが、宮崎県口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業の返還金などの義務的経費の増により、前年度と比較して116.6%となっております。

このうち、企業立地についてであります。

このことについて委員より、「企業立地による地域経済の活性化や雇用の拡大は、本県にとって重要な課題である。特に、人口減少に悩み、働く場の確保が切実な課題となっている地域では、企業立地を待ち望む声大きい。例えば、県内企業が工場を増設する際は、県内各地域への立地を働きかけるなど、企業立地の効果が県内全域に幅広く行き渡るように取り組んでいただきたい」との要望があり、当局より、

「企業立地を取り巻く環境は厳しいが、地域の実情を理解しながら取り組んでいきたい。また、雇用の拡大のために中核的な企業の育成に取り組む、県内企業の底上げを図っていきたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業」であります。

これは、いわゆるふるさと納税の振興を図るもので、寄附者にお礼として県産品を送付すること等により、寄附金額の増額や本県の魅力発信を図るものです。

当委員会といたしましては、宮崎を応援したいという自発的な思いに基づいて寄附をしていただくという、ふるさと納税制度の本来の趣旨を念頭に置きながら、事業の十分な周知を図っていただくことを要望いたします。

次に、「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例」であります。

これは、本県観光の振興に総合的かつ計画的に取り組むことを目的として、新たに条例を定めるものであります。

このことについて委員より、「東京オリンピック・パラリンピックに向けて「おもてなし」という言葉がよく聞かれるようになったが、言葉だけがひとり歩きしている感がある。新しい視点に立って、本県の受け入れ環境を基本から見直していただきたい」との要望がありました。

これに対し当局より、「条例では、観光振興が豊かで活力ある地域社会の実現のために重要であることを再確認するとともに、県、市町村、県民、また、観光に携わるさまざまな機関等が連携し取り組んでいく旨を定めており、今後、受け入れ環境対策等に反映されるよう努めていきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部所管の平成27年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせまして551億7,200万円余で、骨格予算として編成されたため、前年度と比較して74.8%となっております。

このうち、「第26回全国「みどりの愛護」のつどい事業」についてであります。

これは、地域の緑化や保全活動を行っている団体など、全国の緑の関係者が一堂に集い、式典や記念植樹等を行うもので、県立都市公園を会場として開催されるのは、九州では初めてとなります。

このことについて委員より、「県民の都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するという、本来の目的に即した事業となるように取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、高速道路網の整備促進についてであります。

委員より、東九州自動車道の整備状況について質疑があり、当局より、「北郷一日南間は平成29年度の開通が予定されている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「大分と宮崎をつなぐ佐伯一蒲江間は、予定より2年前倒しして開通した。北郷一日南間も、前倒しに向けて地元の機運を議会としても盛り上げていきたいが、どうか」との質疑があり、これに対して当局より、「開通の前倒しや、清武南一北郷間の早期完成、日南一串間一志布志間の早期事業化について、県民や議会と一丸となって粘り強く国に要望してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高速道路網は、地域の発展を支える基幹的な社会資本であると

ともに、災害時に避難路等として重要な役割を果たすことから、東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期完成・早期事業化が一日も早く実現するよう、今後より一層取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、平成26年度補正予算についてであります。

まず、商工観光労働部所管の補正についてありますが、一般会計で43億5,800万円余の減額、特別会計で1億6,500万円余を増額するほか、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正として、一般会計で19億2,800万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は427億7,900万円余となります。

このうち、追加補正についてであります。

当局より、地域内の消費拡大を目的とした、市町村が実施するプレミアム付き商品券の発行等に対する支援、誘客促進を目的とした「ふるさと旅行券」の割引販売、県産品の販路拡大を目的とした、県が選定する「ふるさと名物商品」の割引販売等、20件の新規事業について説明がありました。

当委員会といたしましては、地方創生交付金を活用した今回の事業の実施に当たっては、将来を見据え、県内各地域の活性化につながるように取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県土整備部所管の補正についてありますが、一般会計で129億1,900万円余、特別会計で7,400万円余を減額する一方で、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正として、一般会計で16億4,300万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は637億円余となります。



次に、入札制度についてであります。

当局より、「建設工事における指名競争入札については、約2年間にわたって試行を重ねてきたが、工事現場に近い企業の受注割合が高いなど、災害対応力の強化や効率性・合理性の観点から一定の効果があり、平均落札率も一般競争入札と同程度で、透明性・競争性についての問題も見られなかった。また、アンケートでは、約8割の企業が指名競争入札の実施を希望する結果となった。このため、平成27年度から試行の枠組みのまま制度化し、一般競争入札と併用することとしたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、7年前に廃止した指名競争入札を制度化するという大きな節目であるので、引き続き、透明性・公平性に留意しつつ、地域社会を支える建設業者の育成・確保につながるよう、実態を把握しながら、よりよい入札制度のあり方について今後も検証を継続し、必要な改善に努めていただくことを要望いたします。

最後に、当委員会において、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査としたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外22件であります。慎重に審査をい

たしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第45号、第46号、第47号、第54号及び第68号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の平成27年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて160億600万円余であり、骨格予算として編成されたため、前年度と比較して39.2%の減となっております。

このうち、木質バイオマスの集荷・輸送体制についてであります。

このことについて委員より、当該体制の現状及び県の施策の方向性について質疑があり、当局より、「林内に放置されている林地残材を搬出することは、容易ではないと考えている。例えば、従来の木材需要の拡大を図り、建築用材を搬出すると同時に、今まで余り利用されていない材の搬出もあわせて検討するなど、供給者と輸送者が連携した集荷や輸送体制を確立するための実証的な取り組みに対し支援を行ってきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「中山間地には木材を集めるための適地がないため、苦慮していると聞く。関係団体との協力のもと、その確保をお願いしたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、関係団体が共通認識を持ち、需要に見合った木質バイオマスを効率的かつ安定的に供給できる集荷・輸送体制を早急に構築するよう要望いたします。

次に、浄化槽法定検査についてであります。

このことについて委員より、「検査料が高いという声を聞く。制度の趣旨や料金体系等について、県民からの理解が得られるよう、丁寧な説明に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、太陽光発電パネルの設置箇所についてであります。

このことについて委員より、「山林等を含めたさまざまな場所に設置されているが、特に大型の設備などは景観を損ねる等の問題もあることから、設置箇所の把握に努めていただきたい」との要望があり、当局より、「今まで国からの情報提供がない中、農林振興局単位の調査や各市町村への協力依頼等を通じて把握に努めてきたところである。今後は国も情報提供を行うという動きがあるので、これらの情報を整理しながら把握に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、阿蘇山噴火に伴う降灰対策についてであります。

このことについて委員より、「今後、本県においてシイタケや農作物等の被害が出た場合は、速やかな対応をお願いしたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の平成27年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて320億7,300万円余であり、骨格予算として編成されたため、前年度当初予算と比較して22.7%の減となっております。

このうち、農地中間管理事業についてであります。

このことについて当局より、「平成26年度については、農地の集積目標に対する実績が大き

く下回ったことから、平成27年度以降、面積のさらなる積み上げが必要である」等の報告がありました。

このことについて委員より、「この結果は、当該事業の認知度が低いことも原因の一つであることから、広報紙の活用や地域への丁寧な説明を継続して実施していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「例えば、農地を貸した後の生活までをフォローする仕組みを検討するなど、地域の実情に合わせたきめ細かな制度となるよう、国へ強く働きかけていただきたい」との要望がありました。

次に、東アジア輸出促進拠点整備事業についてであります。

このことについて委員より、「海外へ輸出しても農家はもうからないという声を聞く。農家所得の向上を念頭に置きながら販路拡大に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、「宮崎県食の安全・安心推進条例」についてであります。

これは、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念、関係者の責務や役割、施策の基本的事項を条例で定めるものです。

このことについて委員より、「全国有数の食料供給県として、食の安全・安心日本一を目指すためにも、条例に基づく新しい施策を打ち出していきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「すぐれた条例である反面、県の責任も重いと考える。本県の食の安全・安心をリードするためにも、必要な財政上の措置を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、農水産業における長期計画についてで

あります。

まず、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の改定について、委員より、「ここ数年、市場に出荷される子牛の頭数が減少しているが、高齢化が原因で生産農家が減少したことによるものと考えられる。このことは畜産振興を図る上で大変重要な課題であるため、具体的な数値目標を掲げて対策に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、当局より、第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の改定について説明があり、「近年の水産業を取り巻く情勢変化や、現計画の実績及び課題を踏まえながら、今後の5年間に重点的に取り組むべき施策を検討する」との報告がありました。

仮にT P P協定交渉が妥結した場合、本県の農水産業を初めとする幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

当委員会といたしましては、交渉妥結を見据えて、現場の声を取り入れることはもとより、実効性のある数値目標を掲げた計画となるよう強く要望いたします。

次に、地方創生の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「地方創生の実現のためには、産業の活性化や雇用の創出を図る必要があることから、フードビジネスの推進が重要であると考えます。関係部局が持っているノウハウを結集し総合的な対策を講じなければ、目的を達成することは困難であることから、さらなる情報の共有に努めていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「今後、県及び市町村において地方版総合戦略を策定するに当たり、人的体制が整わず、策定が困難な市町村が出る

可能性があるのではないかと危惧している。体制の強化に向け、市町村とのさらなる連携に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で48億3,300万円余の減額、特別会計で4,100万円余を増額するほか、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正で、一般会計35億7,900万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は252億4,700万円余となります。

このうち、森林整備加速化・林業再生事業についてであります。

このことについて委員より、「木材需要の拡大を図る上で、直交集成板(C L T)の利活用を促進することが重要であり、C L Tを用いた建築物が本県にふえることで、全国に向けた木材利用のP Rにつながると考える。関係企業等との連携を図り、今後とも開発に向けた取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で86億7,100万円余、特別会計で5,400万円余を減額するほか、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正で、一般会計23億1,800万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は363億8,500万円余となります。

このことに関連して委員より、「多額の減額補正となっているが、予算を組む段階であらゆる情報を収集し、可能な限り不用額が出ないよう予算を執行していただきたい」との要望があ

りました。

また、関連して委員より、「来年度は肉付け予算となるため、その執行がおくれることが懸念される。景気対策の観点から、公共事業に係る予算の執行については、できるだけ速やかに行う必要があるため、目標を立てて計画的に執行していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査としたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外15件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第64号については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

最初に、公安委員会所管の平成27年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は265億3,600万円余で、骨格予算ではありますが、人件費等の義務的経費の割合が高いことなどから、前年度と比較して95.6%となっております。

このうち、新規事業「特殊詐欺被害防止コールセンター事業」についてであります。

この事業は、コールセンター業務を民間業者に委託し、犯行グループ等から押収した名簿などをもとに、被害を受けるおそれのある方に、電話により被害防止のポイント等について注意喚起を促す案内をするものであります。

このことについて委員より、「他県における実施例では、どのような効果が出ているか」との質疑があり、当局より、「特殊詐欺の被害件数が減少した県が多く、ふえた県にあっても、その増加率が減少するなどの効果が出ている」との答弁がありました。

特殊詐欺被害を減らすためには、県民一人一人が意識を高めることにより、みずからが特殊詐欺を回避する力を強化することが最も効果的であります。

当委員会といたしましては、できる限り早期に、全ての世帯に直接的な注意喚起を伝えるよう、他県の先行事例も参考にしながら、事業を積極的に推進していただくことを要望いたします。

次に、未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業についてであります。

このことについて委員より、「凶悪な少年犯罪が頻繁に発生している現状において、少年非行を減らし、少年を犯罪から守るためには、スクールサポーターの役割がますます重要になってくる。今後の事業展開はどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「スクールサポーターは、平成27年度に3名を増員することにより、中規模署以上の警察署には全て配置されることになる。今後の少年非行の情勢や学校及び地元住民からの要望等を勘案しながら、必要に応じて増員することも考えられる」との

答弁がありました。

次に、企業局所管の平成27年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益47億7,800万円余、事業費は44億5,200万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支は3億2,500万円余の黒字となっております。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく、事業収益3億9,100万円余、事業費は3億8,700万円余で、収支は300万円余の黒字となっております。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく、事業収益2,400万円余、事業費は2,100万円余で、収支は300万円余の黒字となっております。

次に、宮崎県企業局経営ビジョン(案)についてであります。

このことについて複数の委員より、「国の電力システム改革の動向は、企業局の経営を大きく左右すると考えられる。今後も、「健全経営のもとで県民福祉の増進を図る」基本姿勢のもと、経営環境の変化に的確に対応するとともに、緑のダム造成事業等を通じ、引き続き地域貢献に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会所管の平成27年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,079億7,000万円余で、骨格予算ではありますが、義務的経費の割合が高いことや、早急な対応を要する経費等を計上したことから、前年度と比較して98.5%となっております。

このうち、新規事業「宮崎県育英資金返還率

向上事業」についてであります。

この事業は、育英資金返還金の滞納者への法的措置に係る事務手続等を、司法書士など専門的知識を持ち経験豊かな者に委託することにより、滞納額の縮減を目指すものであります。

このことについて委員より、「事業の対象者数はどのくらいか。また、どういう思いで事業に臨むのか」との質疑があり、当局より、「平成25年度末時点の滞納者約2,700人のうち、2年以上の滞納がある者など約700人を対象とする予定であるが、特に長期滞納者に対しては厳しい姿勢での対応が必要と考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、貸与申請の段階における返還に対する意識づけの徹底、返還開始時及び滞納の初期段階における本人や保証人への小まめな催告、並びに本事業による長期滞納者への法的措置の強化など、それぞれの段階に応じたきめ細かな対策を行い、滞納額の縮減に努めていただくよう要望いたします。

次に、平成26年度補正予算についてであります。

まず、公安委員会所管の補正予算については、一般会計で5億700万円余の減額で、この結果、補正後の一般会計予算額は274億5,800万円余となります。

次に、教育委員会所管の補正予算については、一般会計で41億6,300万円余の減額、育英資金特別会計で2億1,900万円余を増額するほか、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正で、一般会計6,800万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた教育委員会の補正後の予算額は1,067億5,100万円余となります。

このうち、新規事業「みやぎきの産業を支え

る県内就職推進事業」についてであります。

この事業は、就職戦略コーディネーターによる就職支援や離職防止に向けた取り組み、及び学校と企業等が連携した実践的な就業体験の取り組みを通して、高校生の県内企業就職者数の増加や、全国平均より高く推移する離職率の低下を図るものであります。

このことについて委員より、「地方創生の中で、東京への一極集中是正といったことも触れられているが、東京を中心とした県外に就職する生徒の状況について、どのように認識しているか」との質疑があり、当局より、「高収入を求めて県外に就職する生徒がいる一方、県内に残りたくても、自分の得た知識を生かせる職場がないため、やむなく県外に就職する生徒も多い。学校現場において、県内企業に関する情報を生徒に十分紹介できていないことも一因であるため、今回導入する就職戦略コーディネーターを活用し、学校と企業との連携により生徒と企業のマッチングを進めていきたい」との答弁がありました。

当局におかれましては、引き続き関係機関との連携を密にするとともに、新たに設置する就職戦略コーディネーターを中心とした幅広い就職支援を行うことにより、新規学卒者の県内定着を促進していただくよう要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許しません。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計予算」、議案第21号、第22号、第26号、第29号から第34号、第45号から第48号、第50号、第51号、第54号及び第68号について、反対の立場から討論をいたします。

議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計予算」についてです。

今、県民の暮らしは、依然として県民所得は全国最下位クラス、しかもアベノミクスの経済政策のもとで物価は上がり、国民の実質賃金は19カ月連続マイナスを記録するという状況に置かれています。こうした中だからこそ、県民の暮らしを支える、県民の願いに寄り添った予算編成が必要となっています。県が行った県民意識調査でも示されているように、医療提供体制や福祉サービスの充実が71.5%と、最も高くなっています。続いて、誰もが働きやすい社会、子供を生き育てる環境の整備、災害による被害のない社会、教育環境の充実と、働く場を含めて安心して暮らせる社会が求められています。

こうした点から見て、本予算案は、骨格予算

とはいえ、十分とは言えません。今、求められているのは、子ども医療費助成の拡充や、少人数学級の拡充、高過ぎる国保税の引き下げへの手だて、医療・介護の充実、中でも特養ホームの充実です。また、正規雇用の拡大など、この宮崎の地で安心して働き、暮らせるよう、施策に生かしてどう実現していくかだと思います。次の肉付け予算では、県民の期待に応えられる予算編成になるよう、強く求めたいと思います。

次に、議案第21号「宮崎県教育委員会の組織に関する条例」についてです。

本条例案は、国の法改定により、教育委員会の委員長を廃止し、教育長に一本化するということです。しかし、それは、本来、国や自治体の長から独立した行政組織である教育委員会の独立性が大きく損なわれ、憲法に保障された教育の自由と自律性を侵害することになります。こうした問題を抱える同条例を認めるわけにはいきません。

また、議案第22号、第29号、第32号及び第34号については、第21号に関連するものとして反対いたします。

次に、議案第26号「都市公園の条例の一部を改正する条例」については、運動公園使用料の引き上げなどが含まれており、県民負担がふえることには反対です。

次に、議案第30号、第31号及び第33号については、職員及び市町村立学校職員の給与及び退職手当を、国の人事院勧告に従って、民間給与に合わせるなどの理由で、平均2%の引き下げを行うものです。当分の間、手当等での緩和策が施されるようですが、実質、基本給の引き下げによる影響は、今後、職員、家族の暮らしはもとより、地域経済に及ぼす影響が極めて大き

いことは必至であり、地方公務員の給与削減は認められません。

次に、議案第45号から第48号、及び第68号については、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行、国営土地改良事業等に伴う市町村等の負担金徴収についてです。

本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村財政や住民の暮らしを圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきではないと考えます。

次に、議案第50号「宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について」です。

昨年可決された「医療・介護総合法」は、要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村が実施する地域支援事業に移すとされました。また、特養入所を原則、要介護3以上にするなど、多くの高齢者を介護サービスの対象者から外し、また、入院患者の追い出しをさらに強化するなど、公的介護や医療保障を土台から掘り崩す大改悪となっています。このまま実施されれば、介護難民・医療難民問題は一層深刻化し、高齢者と家族の負担と不安は増すばかりです。

こうした政府の方針を受けた県高齢者保健福祉計画は、県民の不安や期待に応えたものとはなっていません。高齢化に備えるというのであれば、公的保険による介護・医療は、適正化の名による抑制ではなく、充実こそ必要であり、こうした立場に立った県民の願いに応える具体的な計画を求めたいと思います。

次に、議案第51号「みやざき子ども・子育て応援プランの策定について」。同プランは、「子ども・子育て支援新制度」に基づいてつくられています。新制度は、公的保育制度の後

退、保育の市場化を目指した保育制度改革をベースに、幼稚園との一体化(こども園化)など、多くの問題を抱えています。また、プランには、放課後児童健全育成事業の計画も示されていますが、待機児童解消にはほど遠いものです。また、子育て支援で、県民の願いの強い子ども医療費助成制度拡充についても、県民の切実な願い、また期待に応えたものにはなっていません。

次に、議案第54号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」についてです。

本補正予算は、293億5,363万4,000円の減額補正です。当然、必要な新たな事業への予算措置はあるものの、国庫補助の決定に伴うもの、執行残に伴うものとする減額が、民生費や土木費、商工費、農林水産業費等で多額に及んでいます。中でも、民生費での介護保険対策費、高齢者医療対策費、国民健康保険助成費、障がい者自立支援費などでの多額の減額は、直接、暮らしや健康にかかわるものだけに、単に見込みが下回ったからなどとするにとどめず、しっかりと予算執行することが重要です。また、事業予算は、的確な予算を組み、執行することが、より多くの事業・施策の展開を図ることができることを指摘しておきたいと思います。

最後に、請願についてです。

継続審査が続いていました、請願第56号「子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げを求める請願」、及び第64号「義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」が、不採択と報告されました。しかし、子育て支援が叫ばれる中、切実な要求として挙げられるのが、子ども医療費の助成拡充です。また、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や、教育費の父母負担の

軽減です。県議会は、将来を担う子供たちの健やかな成長や学びに何が必要なのか、県民の要求は何なのかを、しっかりと受けとめる義務と責任があるのではないのでしょうか。冷たく、不採択などとすることなく、県民の意を十分に酌み取っての採択を求めるものです。

また、同じく継続請願の第38号「所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願」は、事業主とともに働く家族の労働を正当に認めてほしいとするものですが、再び継続とされました。しかし、議会は今任期をもって改選ですから、請願の継続は事実上の廃案です。責任ある議会のとるべき姿勢ではないのではないのでしょうか。同請願の道理ある切実な県民の思いをしっかりと受けとめて、今議会で採択すべきと思います。

議員各位の賢明な御判断を切に求めて、以上で討論を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第21号、第22号、第26号、第29号から第34号まで、第45号から第48号まで、第50号、第51号、第54号及び第68号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第21号、第22号、第26号、第29号から第34号まで、第45号から第48号まで、第50号、第51号、第54号及び第68号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



○福田作弥議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第20号まで、第23号から第25号まで、第27号、第28号、第35号から第44号まで、第49号、第55号から第67号まで、第69号から第78号まで及び報告第1号採決

○福田作弥議長 次に、議案第2号から第20号まで、第23号から第25号まで、第27号、第28号、第35号から第44号まで、第49号、第55号から第67号まで、第69号から第78号まで及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

---

◎ 請願第56号採決

○福田作弥議長 次に、請願第56号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第64号採決

○福田作弥議長 次に、請願第64号についてお

諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第69号採決

○福田作弥議長 次に、請願第69号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉

会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

### ◎ 特別委員長調査結果報告

○福田作弥議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、人口減少・地域活性化対策特別委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、本県の人口減少及び地域活性化対策に関する所要の調査活動を行なってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

世界の人口は、今後も増加していくと見込まれていますが、我が国は、本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えています。本県の人口は、昭和22年に100万人に達した後、平成8年の約117万7,000人をピークに減少に転じました。平成25年は112万1,000人であり、前年に比べ5,200人以上減少しています。人口減少は、暮らし、産業、人材、行政など、幅広い分野に問題を生じます。地域経済の縮小、労働力不足等、地域の活力低下が大変危惧され、さまざまな対策が必要となっておりますが、特に中山間地域においては、より迅速な対応が求められています。

このような状況を踏まえ、当委員会では、本県の人口減少を食いとめ、地域の活力を高め、本県で将来にわたり安心して暮らしていくため

には、どのような対策が必要かという観点から、「人口減少対策に関すること」及び「地域活性化対策に関すること」を調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってまいりました。

平成26年5月8日、日本創成会議が、全国1,800の自治体のうち、896の自治体を「消滅可能性都市」と位置づけ、大きな話題となりました。本県も15市町村が該当し、人口減少が深刻な状況にあることが提起された形となりました。

国の将来推計によると、2008年に始まった人口減少は今後、加速度的に進み、2060年の総人口は8,674万人まで落ち込み、2100年には5,000万人を切ると推計されています。

本県の状況を見てみると、県が行った2030年における将来人口の推計では、長期的課題に対し、現状の傾向で推移した場合、本県人口は100万人を切るとされている一方、合計特殊出生率の上昇や若年層の社会減などの条件を段階的に満たす場合、100万人を維持できるとされています。

自然動態で見ると、本県の合計特殊出生率は、全国の中でも高い数値で推移している一方、出生数自体は減少傾向にあり、平成15年には、死亡者数が出生数を上回って初めて自然減となり、この状態がそれ以降続いている状況です。

社会動態で見ると、本県は、就職や進学により若年層が県外へ出て行く社会減が顕著になっているため、県外へ転出した方が戻ってくるためにも、県内で働く場の確保が必要となっています。

このような状況を踏まえ、調査事項の「人口減少対策に関すること」についてですが、まず自然減対策では、長野県の子育て支援の取り組

み等について調査を行いました。長野県では、県の目標として出生数の数値を掲げるとともに、子育て等に関し、独自に県民アンケートを実施していました。そのアンケート調査では、充実させてほしいサービスとして、「保育料等の経済負担の軽減措置」といった回答が多かったとのことでした。

委員から、「子供を産むのをためらっているのは、保育料の負担が大きな理由ではないか」との意見があり、本県の状況等について調査しました。その結果、県内全ての市町村が独自に追加で負担軽減を図っているながらも、保護者はまだまだ負担が大きいと感じており、さらなる負担軽減策が求められている状況にありました。

諸外国の状況を見ると、日本より合計特殊出生率の高いフランス、イギリス、スウェーデンといった国々は、国民負担率は高いものの、保育・教育に関する経済的負担が軽くなっており、そのことが合計特殊出生率が高い要因の一つと考えられます。

当委員会では、保育料や子供の医療費等子育てに関しては、国における抜本的な対策が必要であるとの認識のもと、内閣官房「まち・ひと・しごと創生本部」を訪問し、その対策について、国の責任においてさらに取り組むよう強く要望してきたところです。

一方、県における今後の取り組みとしては、長野県などのように、出生数を新たな指標として追加してはどうかと当委員会は考えます。本県の合計特殊出生率は、全国的にも高い水準で推移しておりますが、実際に子供の生まれる数自体は減少傾向にあります。合計特殊出生率は、一人の女性が生涯に出産する人数をあらわしたものであり、女性の数そのものが減ってい

る状況では、人口の問題は解決しません。2030年に本県の総人口を100万人以上に維持するという県の戦略目標を達成するため、出生数という指標についても、女性に対し過度のプレッシャーとならないよう十分配慮しつつ、長期的に取り組むべき政策課題であることを明示し、県民意識の醸成を図りながら人口減少対策を推進するよう要望します。

次に、社会減対策では、県内定着の取り組みとして、本県は全国と比べ若者の離職率が高い状況にあり、離職の主な理由が、「実際に働いてみると仕事が自分に合わなかった」というものが最も多く、地域の産業や職業について若いころから理解を深めるキャリア教育の取り組みを推進しながら、関係機関が連携し、雇用対策を進める必要性を感じました。

Uターン就職等の取り組みについては、福岡県を初めとした九州への進学者が多いことから、今後、福岡県等での取り組みを強化するよう要望します。また、フェイスブック等のSNSを積極的に活用し、本県の雇用の情報や企業の紹介はもちろん、豊かな自然や温暖な気候、生活費の安さ等、宮崎で感じられる豊かさをパッケージにして発信するよう、あわせて要望します。

移住については、全国的にも首都圏を中心に田園回帰の機運が高まっており、県外調査で訪問したNPO法人ふるさと回帰支援センターへの相談件数も、この5年間で3倍に急増しているとのことでした。本県は、気候が温暖なことや農業が盛んなことなどから、移住先として非常に人気が高いと伺い、移住に関して本県が大きな強みや高いポテンシャルを持っていると感じました。

県内調査で訪問した日南市では、移住者の

フォローアップ等を目的に設置された日南市移住者の会の方々と意見交換を行い、地域で就農体験ができる体制の整備などについて意見をいただきました。熊本県では、「くまもと移住定住促進戦略」を平成26年3月に九州で初めて策定し、その戦略に基づき、総括的な組織として協議会を設立するなど、体系的な施策の推進が図られていると感じました。

このような調査を踏まえ、本県においても、移住者のターゲット設定など、移住定住を推進するための戦略を策定し、関係団体との協議会を設立するとともに、お試しで生活や就農等の移住体験ができる体制の整備について推進するよう要望します。また、移住に関する多面的な相談に十分に応じ切れていない状況もあるため、県において移住対応を一元的に推進する新たな組織の設置・充実について、さらなる検討をするよう要望します。

地方創生の取り組みについては、内閣官房「まち・ひと・しごと創生本部」に対し、本県の実情を踏まえた意見を述べてきましたが、県におかれても、十分な予算の確保や、市町村に対する人的支援等の充実を図りながら、関係機関が連携し取り組むよう要望します。

次に、「地域活性化対策」については、県内調査において、水産試験場内水面支場や宮崎ウッドペレット株式会社を訪問し、キャビアや木質バイオマスなど、本県の地域資源を生かした取り組みについて伺いました。また、延岡市では、開通の進む東九州自動車道の活用等について意見交換を行い、企業誘致や雇用・交流人口の拡大等について、さらに積極的に取り組む必要性を再認識しました。

地域の維持・再生の取り組みとしては、熊本県多良木町では、休校していた小学校を再開す

るという、全国でも余り例のない取り組みが行われていました。これは、地域を何とか再生したいという町の熱意と、その思いを支援した熊本県の事業スキーム、調査・研究・政策立案機能を発揮した熊本大学等が有機的に連携し取り組んだ大きな成果であり、この取り組みが地域再生のモデルとなってほしいというのが当委員会の思いです。

調査においては、このように小学校の存続が地域の活力を維持している現状を再認識する一方で、全国的に統廃合が進み、県内でも廃校がふえていく流れの中、廃校の利活用については、地域活性化の拠点として、今後さらに検討していく必要があると当委員会では感じました。

大分県では、廃校後の施設を利活用することを目的とした取り組みが積極的に進められており、地域の振興や雇用の創出につながる事例が数多くありました。本県としても、他県の先進事例を参考に、廃校の利活用の取り組みを部局横断的に推進するよう要望します。

調査で訪問した信州大学や宮崎大学では、地域活性化のための人材育成等、さまざまな取り組みが行われており、地方創生における地方大学の重要性は高まっていると感じたところです。本県におかれては、宮崎大学等の調査・分析・政策立案機能を最大限活用し、地方創生に取り組むよう要望します。

当委員会では、これら以外にも、空き家問題など人口減少に起因する問題について調査を行いました。

人口減少・地域活性化は、対策が早ければ早いほど効果が高いと言われているため、国レベルでの早急で抜本的な対策が必要である一方、県においても、地場産業の育成、企業立地等、早急に取り組むべき課題が数多くあり、今後も

引き続き検討していく必要があるというのが当委員会の総意です。

地域で生きる者としての矜持を持った人や企業、団体等を生み育て、「明日のみやぎきの礎づくり」を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、県、市町村、県民等が一体となりながら、将来にわたり安心して豊かに暮らせる宮崎県に育っていくことを切に願ひまして、当委員会の報告とします。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、スポーツ振興対策特別委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、スポーツ振興対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

本県は、「スポーツランドみやぎ」を掲げ、温暖な気象条件や豊かな自然環境、充実したスポーツ施設を背景に、スポーツキャンプ・合宿等の誘致や県民の健康づくりを推進してきました。その結果、本県は、プロ野球やプロサッカーチームが毎年キャンプを実施するスポーツキャンプのメッカとして、大きな注目を集めるようになりました。平成25年の春季に県内で実施されたスポーツキャンプ・合宿では、県の試算によりますと、95億6,000万円の経済効果と81億3,700万円のPR効果が本県にもたらされました。近年、その経済波及効果の大きさに着目し、誘致に熱心に取り組む自治体が増加しており、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が近づく中で、今後、他県との誘致合戦の激化が予想されます。そのような状況下で、本県への事前合宿等の誘致を成功させ

るためには、積極的なPR活動はもちろんのこと、受け入れ体制の整備など、取り組むべき課題が多いと考えました。

また、我が国最大のスポーツの祭典と言われる国民体育大会は、昭和63年の第43回京都大会から2巡目に入っており、本県での国体開催を真剣に考えなければならない時期が来ています。しかしながら、県内の主要なスポーツ施設の多くは、昭和54年の「日本のふるさと宮崎国体」の際に整備された施設であり、老朽化が課題となっております。施設の改修・整備には多額の費用を要することから、今後、2巡目国体を招致する場合、厳しい財政状況の中でスポーツ施設の充実をいかに図っていくかについて考えておく必要があります。さらに、開催県としてふさわしい成績をおさめるためにも、競技者や指導者といった人財の育成に取り組み、本県の競技力の底上げを図らなければなりません。

このような認識のもとで、当委員会では、「スポーツキャンプ・合宿、国体等の誘致に関すること」「体育施設の充実に関すること」「人財育成に関すること」を調査事項に決定し、所要の調査を行ってまいりました。

まず、「スポーツキャンプ・合宿、国体等の誘致」について、全国には近年、スポーツキャンプ等の誘致活動に特に力を入れ始めている自治体があります。本県も、誘致に取り組む目的やターゲットを明確に打ち出した上で、スポーツメディカルや食といった、本県が持つ財産を効果的に活用した新たな誘致戦略が早急に描かれなければ、本県の優位性をいつまでも保つことは難しいと考えます。

そして、今後、本県が特色ある誘致戦略を展開する上で、パラリンピック競技のNTC(ナショナルトレーニングセンター)競技別強化拠

点の積極的な誘致や、障がい者等に対する施策に取り組むなど、全ての人がスポーツを楽しむことのできる環境の充実を図っていくことも重要な視点と考えます。

平成27年1月14日、県体育協会は、平成38年の本県への2巡目国体の招致を決議し、2月12日には、県と県教育委員会、県議会に対し、同大会の招致に関する要望書を提出されました。そこで、本県スポーツの一層の振興と、全ての人々がスポーツに親しむ環境の充実や地域の活性化を期待し、当委員会から、本日、「第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の本県への招致を求める決議(案)」を提出しました。

今後、2巡目国体と全国障害者スポーツ大会の開催に向けたさまざまな準備が始まりますが、大会の成功に欠かせない県内の機運醸成や、スポーツ施設の整備・改修、選手や監督などの宿泊といった受け入れ体制の整備など、解決すべき課題は山積しています。それらの課題解決に向け、競技会場が置かれる各市町村、県体育協会や県障害者スポーツ協会といった、各団体等との間で十分な連携を図っていただくことを要望いたします。

特に、国体等を開催するには、一定の期間内に運営等で多額の費用を必要とします。当委員会が調査を行った福井県では、平成30年の福井国体に向けて、53億5,000万円の「スポーツふくい基金」を造成するなど、財源の確保に向けたさまざまな工夫を行っていました。本県の厳しい財政状況の中で大会を成功に導くためにも、今後、国庫補助事業の活用や基金の造成、県有施設のネーミングライツ、PFI等の手法による施設整備、ふるさと納税や募金等の活用など、財源を確保するための手法について議論が

尽くされることを要望いたします。

次に、「スポーツ施設の充実」について、本県のスポーツ施設は、昭和54年国体の際に競技会場として使用された施設を中心に老朽化が進んでおり、今後、計画的な施設の整備・改修に取り組まなければなりません。また、県内には新たなスポーツ施設の整備を求める声もあることから、施設を整備する場合には、県内のスポーツ施設の配置のバランスや大会後の施設の活用に加え、国体等の競技や観戦等に問題なく使用できる施設となるよう、市町村や競技団体等との間で十分な議論が行われることを要望いたします。

あわせて、国体等については、県内の既存施設の最大限の活用や、隣県の施設を活用した広域的な開催についても検討するなど、より効果的・効率的な開催を目指していただきたいと考えます。

次に、「人財育成」について、平成26年に開催された長崎国体では、本県選手団の活躍によって、天皇杯順位は、昭和54年の宮崎国体を除いて過去最高となる19位と大きく躍進しました。この成果を一過性のものとしないうちにも、本県スポーツの競技力向上と安定化に一層取り組まなければなりません。

県教育委員会では、県体育協会と連携しながら、学校の競技力の向上に向けたさまざまな事業を展開していますが、競技力強化推進校指定制度において、県内により多くの競技力強化推進校をバランスよく配置した上で、各競技でライバル校同士がお互いに切磋琢磨し合えるような環境の整備や、発育や個人の適性に応じ、持続的な指導が期待される小・中・高一貫指導体制を県内に広げるための事業や体制づくりといった、競技力向上に向けたさらなる取り組み

の検討を要望いたします。

また、2巡目国体に向け、成年種別の競技力強化を図っていくためには、本県の競技力向上に対する県内企業の理解と協力が欠かせません。選手が安心して働きながら競技活動に専念できる受け皿を整備するためにも、福井県が取り組む「スポジョブふくい」のような、有力選手と企業のマッチングによる就職支援に取り組むなど、スポーツ選手の採用に対する県内企業の理解醸成と社会人選手の定着対策に取り組むよう要望いたします。

障がい者スポーツの振興について、障がい者の健康の保持増進・体力の向上という観点から、障がい者がスポーツに触れられる機会がふえるよう、環境整備に努めていただくことを要望します。加えて、全国障害者スポーツ大会に向け、各競技種目の競技力向上や競技人口の拡大も必要です。団体競技において、参加者の不足からチーム編成ができず、九州ブロック予選会等に出場できない状況があるのであれば、障がい者の方々の意向把握の実施や、県内を幾つかのブロックに分けてチーム編成を行うといった、競技への参加を少しでもふやすような取り組みに力を入れるべきと考えます。

当委員会の調査は一旦終了いたしますが、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致が活発化するのには、平成28年のリオデジャネイロ大会以降と言われており、国や他県の動向を引き続き注視しておかなければなりません。また、各地域で活動する総合型地域スポーツクラブの育成や、優秀な指導者の確保・養成対策など、1年間という短い時間の中では調査できなかった部分もあることから、継続して調査を行う必要性を感じております。

最後に、県が、「スポーツランドみやざき」

や「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」の推進、2巡目国体等の開催に向けた準備、競技力向上対策といった人財育成に取り組む上で、市町村や県内の競技団体、企業などの協力は欠かせません。まさに県民総力戦で本県のスポーツ振興が図られていくことを願って、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

### ◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

平成27年 3月13日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 一則

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

議員発議案第2号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

---

平成27年 3月13日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 厚生常任委員長 鳥飼 謙二

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

小児慢性特定疾病の医療費助成制度の拡充を求める意見書

平成27年 3月13日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 スポーツ振興対策特別委員長 山下 博三

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議

◎ 議員発議案第1号から第4号まで  
追加上程、採決

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日をもって、4年間の任期最後の県議会が閉会となります。まずは、私ども議員を支えていただきました県民の皆様に、この場をおかりして厚くお礼申し上げます。

この4年間を顧みますと、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳噴火などのさまざまな災害からの再生・復興に向け、我々県議会も、執行部並びに県民の皆様とともに歩んでまいりました。その結果、全国和牛能力共進会における日本一連覇に代表されますように、農畜産業を初めとする県内経済も着実に回復へと歩みを進めてまいりました。

また、今年21日には、県民の半世紀にも及ぶ悲願であった東九州自動車道が、いよいよ北九州から宮崎まで一部未開通区間を残し、ほぼ完成し、さらに、フードビジネスの振興や東アジアとの経済交流の拡大など、新たな発展につながる動きも見られるようになっております。



河野知事を初め執行部の皆様方には、県の重要課題の解決などに御尽力いただきましたことに、心からお礼を申し上げます。今後とも、引き続き本県の発展に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

県議会としましても、この4年間、議案の審議等に加え、全国で初めて大規模災害等への対応を規定した議会基本条例の制定や、政策条例などによる政策提案も積極的に行ってまいりましたが、今任期も余すところわずかになりました。

今限りで勇退されます議員の皆様方には、長きにわたり県勢発展のため御尽力いただきました。その御労苦に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表しますとともに、今後とも郷土の発展のため、変わらぬ御指導と御協力をいただきますよう、心からお礼申し上げます。

また、来る4月の選挙に臨まれる議員の皆様方におかれましては、どうか見事当選を果たされ、この議場において、またお互いにお会いできることを御祈念申し上げます。

最後に、私事ではございますが、この2年間、丸山前副議長、押川副議長とともに、議員の皆様方の御理解と御支援をいただき、議長の任を全うすることができますことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

皆様方のますますの御健勝と御多幸を御祈念申し上げます。平成27年2月定例県議会を閉会いたします。

ありがとうございました。(拍手)

午前11時48分閉会

資

料

# 平成27年2月定例県議会日程

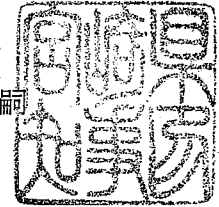
23日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考	
2. 19	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
20	金	休 会	( 議 案 調 査 )		
21	土		( 閉 庁 日 )		
22	日				
23	月		( 議 案 調 査 )	代表質問通告締切 12:00	
24	火			一般質問通告締切 12:00	
25	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30	
26	木			請願締切 12:00	
27	金			一 般 質 問	
28	土	休 会	( 閉 庁 日 )		
3. 1	日				
2	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
3	火		一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30	
4	水	休 会	常 任 委 員 会		
5	木				
6	金				
7	土			( 閉 庁 日 )	
8	日				
9	月				
10	火				議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
11	水				議会運営委員会
12	木				( 議 事 整 理 )
13	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30	

215-1351  
平成27年2月19日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



議案の送付について

平成27年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 平成27年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成27年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 平成27年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第5号 平成27年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第6号 平成27年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第7号 平成27年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第8号 平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第9号 平成27年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第10号 平成27年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第11号 平成27年度宮崎県就農支援資金特別会計予算
- 議案第12号 平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第13号 平成27年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成27年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 平成27年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 平成27年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 平成27年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第18号 平成27年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第19号 平成27年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 平成27年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 宮崎県教育委員会の組織に関する条例
- 議案第22号 宮崎県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第31号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

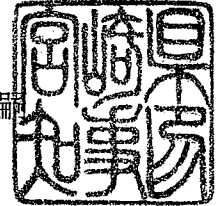
- 議案第33号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例  
 議案第34号 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計条例  
 議案第36号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第37号 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例  
 議案第38号 神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例  
 議案第39号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例  
 議案第40号 感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例  
 議案第41号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第42号 宮崎県食の安全・安心推進条例  
 議案第43号 県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例  
 議案第44号 包括外部監査契約の締結について  
 議案第45号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第46号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第47号 国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第48号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第49号 宮崎県総合計画の変更について  
 議案第50号 宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について  
 議案第51号 みやざき子ども・子育て応援プランの策定について  
 議案第52号 監査委員の選任の同意について  
 議案第53号 監査委員の選任の同意について  
 議案第54号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）  
 議案第55号 平成26年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第56号 平成26年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）  
 議案第57号 平成26年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）  
 議案第58号 平成26年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）  
 議案第59号 平成26年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第60号 平成26年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）  
 議案第61号 平成26年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第62号 平成26年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）  
 議案第63号 平成26年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）  
 議案第64号 平成26年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）  
 議案第65号 平成26年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第66号 平成26年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）  
 議案第67号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例  
 議案第68号 国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例  
 議案第69号 宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例  
 議案第70号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例  
 議案第71号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第72号 宮崎県民生委員の定数を定める条例  
 議案第73号 工事請負契約の締結について  
 議案第74号 工事請負契約の締結について  
 議案第75号 工事請負契約の締結について  
 議案第76号 工事請負契約の変更について  
 議案第77号 県道の路線廃止について

(文書取扱 財政課)

215-1362  
平成27年2月25日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



議案の送付について

平成27年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第 78 号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）  
報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

## 代表質問時間割

2月25日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	横田 照夫	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	黒木 正一	13:00~15:00	

2月26日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	烏飼 謙二	10:00~12:00	休憩
4	公 明 党	新見 昌安	13:00~14:30	休憩
5	愛みやざき	西村 賢	14:40~16:10	

\* 会派別の質問時間 (質問取扱要領)

自由民主党	120分以内
県民連合宮崎	60分以内
公 明 党	45分以内
愛みやざき	45分以内

## 一般質問時間割

### 2月27日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	公 明 党	河野 哲也	10:00~11:00	
2	自由民主党	後藤 哲朗	11:00~12:00	休憩
3	愛みやぎ	有岡 浩一	13:00~14:00	
4	県民連合宮崎	太田 清海	14:00~15:00	休憩
5	自由民主党	宮原 義久	15:10~16:10	

### 3月2日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	自由民主党	岩下 斌彦	10:00~11:00	
7	自由民主党	中野 廣明	11:00~12:00	休憩
8	県民連合宮崎	井上紀代子	13:00~14:00	
9	自由民主党	星原 透	14:00~15:00	

### 3月3日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
10	県民連合宮崎	高橋 透	10:00~11:00	
11	無所属クラブ	徳重 忠夫	11:00~12:00	休憩
12	自由民主党	蓬原 正三	13:00~14:00	
13	自由民主党	十屋 幸平	14:00~15:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内(質問取扱要領)



## 議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成27年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成27年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	平成27年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第5号	平成27年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第6号	平成27年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第7号	平成27年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第8号	平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第9号	平成27年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第10号	平成27年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第11号	平成27年度宮崎県就農支援資金特別会計予算				可決	
第12号	平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	平成27年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	平成27年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	平成27年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	平成27年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	平成27年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算					可決
第18号	平成27年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算					可決
第19号	平成27年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算					可決
第20号	平成27年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	宮崎県教育委員会の組織に関する条例					可決
第22号	宮崎県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例					可決
第23号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例					可決
第24号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第25号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第26号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第27号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第28号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第29号	執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第30号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第31号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第32号	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第33号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例					可決
第34号	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第35号	宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計条例			可決		
第36号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第37号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第38号	神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例			可決		
第39号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第40号	感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例		可決			
第41号	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例				可決	
第42号	宮崎県食の安全・安心推進条例				可決	
第43号	県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例			可決		
第44号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第45号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第46号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第47号	国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第48号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第49号	宮崎県総合計画の変更について	可決				
第50号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について		可決			
第51号	みやざき子ども・子育て応援プランの策定について		可決			
第54号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)	可決	可決	可決	可決	可決
第55号	平成26年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第56号	平成26年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第57号	平成26年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第58号	平成26年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第59号	平成26年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第60号	平成26年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第61号	平成26年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第62号	平成26年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)				可決	
第63号	平成26年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第64号	平成26年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第65号	平成26年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第66号	平成26年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)		可決			
第67号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	可決				
第68号	国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例				可決	
第69号	宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例				可決	
第70号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例			可決		
第71号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第72号	宮崎県民生委員の定数を定める条例		可決			
第73号	工事請負契約の締結について				可決	
第74号	工事請負契約の締結について			可決		
第75号	工事請負契約の締結について			可決		
第76号	工事請負契約の変更について	可決				
第77号	県道の路線廃止について			可決		
第78号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)	可決	可決	可決	可決	可決
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 育英資金貸付金返還請求に係る訴えの提起					承認

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環 境 農 林 水 産	文 教 警 察 企 業
第38号	所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願	継続				
第56号	子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願		不採択			
第64号	義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願					不採択
第69号	国の難病政策に関する請願		採択			

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成27年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成27年度宮崎県一般会計予算	3月13日・可 決
" 第2号	平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	"
" 第3号	平成27年度宮崎県公債管理特別会計予算	"
" 第4号	平成27年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計 予算	"
" 第5号	平成27年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	"
" 第6号	平成27年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	"
" 第7号	平成27年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	"
" 第8号	平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別 会計予算	"
" 第9号	平成27年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエー ション施設特別会計予算	"
" 第10号	平成27年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	"
" 第11号	平成27年度宮崎県就農支援資金特別会計予算	"
" 第12号	平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	"
" 第13号	平成27年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	"
" 第14号	平成27年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	"
" 第15号	平成27年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	"
" 第16号	平成27年度宮崎県育英資金特別会計予算	"
" 第17号	平成27年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	"
" 第18号	平成27年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業） 予算	"
" 第19号	平成27年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業） 予算	"
" 第20号	平成27年度宮崎県立病院事業会計予算	"
" 第21号	宮崎県教育委員会の組織に関する条例	"
" 第22号	宮崎県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例	"
" 第23号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する 条例	"
" 第24号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第25号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第26号	都市公園条例の一部を改正する条例	"

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第27号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	3月13日・可 決
〃 第28号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計条例	〃
〃 第36号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第37号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第38号	神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例	〃
〃 第39号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第40号	感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第41号	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	〃
〃 第42号	宮崎県食の安全・安心推進条例	〃
〃 第43号	県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第44号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第45号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第46号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	3月13日・可 決
〃 第47号	国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第48号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第49号	宮崎県総合計画の変更について	〃
〃 第50号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について	〃
〃 第51号	みやざき子ども・子育て応援プランの策定について	〃
〃 第52号	監査委員の選任の同意について	3月3日・同 意
〃 第53号	監査委員の選任の同意について	〃
〃 第54号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	3月13日・可 決
〃 第55号	平成26年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第56号	平成26年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第57号	平成26年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第58号	平成26年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第59号	平成26年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第60号	平成26年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第61号	平成26年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第62号	平成26年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第63号	平成26年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第64号	平成26年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第65号	平成26年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）	3月13日・可 決
〃 第66号	平成26年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
〃 第67号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第68号	国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例	〃
〃 第69号	宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例	〃
〃 第70号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第71号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第72号	宮崎県民生委員の定数を定める条例	〃
〃 第73号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第74号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第75号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第76号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第77号	県道の路線廃止について	〃
〃 第78号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	3月13日・承 認
議員発議案 第1号	宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	3月13日・可 決
〃 第2号	宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	小児慢性特定疾病の医療費助成制度の拡充を求める意見書	〃
〃 第4号	第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議	〃

議員發議條例、意見書、決議文

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員長及び副委員長の任期)</p> <p>第9条 常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の任期は、1年とする。</p> <p>(説明のための出席要求)</p> <p>第21条 委員会は、知事、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づき委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対して、説明のため出席を求めることができる。</p>	<p>(委員長及び副委員長の任期)</p> <p>第9条 常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の任期は、1年とする。<u>ただし、後任者が選任されるまでの間在任する。</u></p> <p>2 <u>第14条の規定により辞任した委員長及び副委員長の後任者は、前任者の残任期間在任する。</u></p> <p>(説明のための出席要求)</p> <p>第21条 委員会は、知事、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づき委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対して、説明のため出席を求めることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する場合は、この条例による改正後の宮崎県議会委員会条例第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の宮崎県議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律</p>

<p>法律第 140号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261号) 第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) 及び宮崎県情報公開条例 (平成 11 年宮崎県条例第 36号) 第 2 条第 1 項に規定する公社 (以下この章において「公社」という。) の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報 (エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。) であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分 (公にすることにより、当該公務員等の権利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)</p> <p>エ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>第 140号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261号) 第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) 及び宮崎県情報公開条例 (平成 11 年宮崎県条例第 36号) 第 2 条第 1 項に規定する公社 (以下この章において「公社」という。) の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報 (エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。) であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分 (公にすることにより、当該公務員等の権利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)</p> <p>エ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の拡充を求める意見書

国の難病対策として実施されている特定疾患治療研究事業は、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、病態の把握や治療法研究に重要な役割を果たしており、難病患者や家族の大きな支えとなっている。

このような中、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が施行され、医療費助成の対象が大幅に拡充され、難病対策の大きな改革となったところである。

しかしながら難病医療法の対象疾患は、患者数が人口の0.1%程度未満及び診断基準が明確である疾病などとなっている。一方、小児慢性特定疾病の対象疾患は、長期にわたる療養と医療費の負担を伴う疾病などとなっており、基準が異なることから、小児慢性特定疾病の多くの患者は成人後に医療費助成を受けられない状況である。

よって、国におかれては、小児慢性特定疾病の患者が成人移行後も継続して医療費助成を受けられるよう小児慢性特定疾病医療制度の拡充について、特段の措置を講じられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月13日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	町 村 信 孝 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

## 第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議

国民体育大会は、我が国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に大きく寄与してきた。

本県においては、昭和54年に「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」をスローガンとして、第34回「日本のふるさと宮崎国体」を開催し、本県選手団の活躍や県民総参加で大会を支えた誇りと自信は、明るく豊かな宮崎を築く原動力となり、その後の県勢に大きな影響を与えた。

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を本県へ招致することは、障がいのあるなしにかかわらず、本県のスポーツ振興が図られることに加え、県民の連帯感と郷土意識を醸成し、活力に満ちた郷土づくりを推進するためにも極めて意義深いものである。一方、スポーツ施設の老朽化などの課題もあることから、本県での国体等の開催は、宮崎らしさを生かした新しい国体等の在り方として、効果的・効率的な大会運営を図りつつ、本県の多彩な魅力の情報発信や、継続的なスポーツの普及・振興につなげることによって、明るく豊かで力みなぎる宮崎づくりに大いに貢献することが期待される。

よって、本県議会は、平成38年の第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会を本県に招致することを強く要望する。

以上、決議する。

平成27年3月13日

宮 崎 県 議 会



請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	—	1	1	
厚生	1	1	2	
商工建設	—	—	—	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	1	1	
計	1	3	4	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第69号	受理年月日	平成27年2月26日
請願者 住所・氏名	宮崎県日向市春原町2-9 首藤 正一		
請願の件名	<p>国の難病政策に関する請願</p> <p><b>【要旨】</b> 難病指定の中に、古典型シトルリン血症を含めた多くの小児慢性特定疾患が、新たに指定されるよう、国の関係機関に意見書を提出して下さるようお願いいたします。</p> <p><b>【理由】</b> 私は、小児難病を理解し、支援をしている者です。 現在、施行されている難病新法では、指定難病110疾患の中に、小児慢性特定疾患704疾患のほとんどが指定されておられません。 疾患数からみると、小児から成人に移行する時、99%の子供達が医療費助成を打ち切られていることとなります。 疾患が治癒したのではなく、制度上の不合理だと思います。 現在、厚生労働省で行われている指定難病の検討の中に、小児慢性特定疾患の多くが指定されるよう、県議会から意見書を提出していただきますようお願いいたします。</p>		
紹介議員	十屋 幸平      清山 知憲      西村 賢		
摘要			

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 38 号	受理年月日	平成25年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 森 孝子		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願 (請願趣旨)</p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分(給料)を正当に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族(主に妻や息子、娘)がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ(配偶者以外は50万円)控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で370の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています(今年8月末時点)。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹 介 議 員	田口 雄二	太田 清海	前屋敷 恵美
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第56号	受理年月日	平成26年9月11日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 新日本婦人の会宮崎県本部 会長 新村 初代 (署名 6,472筆)		
請願の件名	<p>子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める 請願</p> <p><b>【要旨】</b> 子どもの医療費無料制度拡大を求める件</p> <p><b>【理由】</b> いま、女性が生涯に産む子どもの数は、1.39人（2010年）で、少子化が大きな社会問題となっています。少子化の背景にはさまざまな要因がありますが、なかでも「子育てにお金がかかる」ことがあげられています。とくに子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院に行ける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県内でもすでに、入院では中学校卒業までが12自治体、小学校卒業までが5自治体で、通院でも、中学校卒業までが8自治体、小学校卒業までが3自治体で実施されています。新たにえびの市では今年7月から入院・通院ともに中学校卒業まで実施されることが決まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。子どもの医療費を保障することは、大きな子育て支援となります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、小学校卒業までの医療費を無料にさせていただきたく、請願します。</p>		
紹介議員	前屋敷恵美  凶師  博規		
摘 要			

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 64 号	受 理 年 月 日	平 成 26 年 11 月 18 日
請 願 者 住 所 ・ 氏 名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1,429筆)		
請 願 の 件 名	<p>義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p><b>請願項目と趣旨</b></p> <p>義務教育費国庫負担制度を維持・拡充し、負担率を2分の1に戻すよう、国に意見書を出してください。</p> <p>2006（平成18）年度より、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられました。そのため、教職員給与費の県の負担が2分の1から3分の2となり、従来の33%も増えてしまいました。そのためか、最近特に臨時的任用の教職員が増えています。また、非常勤講師も増えています。教職員の身分は、安定したものでなければ教育の質の向上は実現できません。仮に、国が30人以下学級制度に踏み出すとしても、国庫負担割合が3分の1の現状では、その財政的な負担は都道府県に重くのしかかり、教職員の増員は困難です。教育条件の低下が懸念されます。</p>		
紹 介 議 員	前屋敷 恵美		
摘 要			

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月19日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（中野一則議員、囿師博規議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第77号上程 知事提案理由説明
2月20日	金	休 会	（議案調査）
2月21日	土		（閉庁日）
2月22日	日		
2月23日	月		（議案調査）
2月24日	火		
2月25日	水	本 会 議	議案第78号、報告第1号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（自由民主党・横田照夫議員、 自由民主党・黒木正一議員）
2月26日	木		代表質問（県民連合宮崎・鳥飼謙二議員、 公明党宮崎県議団・新見昌安議員、 愛みやざき・西村 賢議員）
2月27日	金		一般質問（河野哲也議員、後藤哲朗議員、有岡浩一議員、 太田清海議員、宮原義久議員）
2月28日	土	休 会	（閉庁日）
3月1日	日		
3月2日	月	本 会 議	一般質問（岩下斌彦議員、中野廣明議員、井上紀代子議員、 星原 透議員）
3月3日	火	本 会 議	一般質問（高橋 透議員、徳重忠夫議員、蓬原正三議員、 十屋幸平議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議案第52号、第53号採決（同意） 議案・請願委員会付託
3月4日	水	休 会	常任委員会
3月5日	木		
3月6日	金		



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月7日	土	休 会	(閉庁日)
3月8日	日		
3月9日	月		常任委員会
3月10日	火		
3月11日	水		特別委員会
3月12日	木		(議事整理)
3月13日	金	本 会 議	<p>常任委員長審査結果報告</p> <p>討論（議案第1号、第21号、第22号、第26号、第29号～第34号、第45号～第48号、第50号、第51号、第54号及び第68号に反対、請願第56号、第64号の不採択、第38号の継続に反対） （前屋敷恵美議員）</p> <p>採決（議案第1号、第21号、第22号、第26号、第29号～第34号、第45号～第48号、第50号、第51号、第54号及び第68号） （可決）</p> <p>採決（議案第2号～第20号、第23号～第25号、第27号、第28号、第35号～第44号、第49号、第55号～第67号、第69号～第78号、及び報告第1号）（可決または承認）</p> <p>採決（請願第56号）（不採択）</p> <p>採決（請願第64号）（不採択）</p> <p>採決（請願第69号）（採択）</p> <p>採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定）</p> <p>特別委員長調査結果報告</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第1号～第4号追加上程、採決（可決）</p> <p>閉 会</p>

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      福 田 作 弥

宮 崎 県 議 会 副 議 長      押 川 修 一 郎

宮 崎 県 議 会 議 員      中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 議 員      凶 師 博 規